参考資料

令和７年提案における
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての
関係府省からの第１次回答及び提案団体からの見解等
一覧（355 件）

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
1	まんのう町、静岡県 【重点14】	相模原市、須坂市、伊那市、沼津市	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外	公職選挙法（以下「公選法」という。）第92条における供託については、令和2年6月に公布された公選法の一部改正（令和2年法律第45号）により、公営対象拡大に伴う措置として町村議会議員等についても供託金制度が導入された。財産区については、公選法第268条において、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、公選法中の町村議会議員の選挙に関する規定を適用するとあることから、現在供託が必要となっているが、供託部分については適用除外となるよう見直しを求める。	総務省	財産区については、令和2年に議員立法により成立した公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村議会議員と同様に、供託金制度が導入されたものである。 財産区議会の選挙における供託金のありかたについても、選挙制度の根幹に関わることであるから、各党各会派でご議論頂く必要があると考えている。	財産区については、公選法第268条において、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、公選法中の町村議会議員の選挙に関する規定を適用するとあることから、公選法の一部改正により現在供託が必要となっている。当町及び共同提案団体においても、財産区のある地域は高齢化が進んでいることから財産区議会議員の成り手が少なく、供託金の制度趣旨である、立候補において慎重な決断を促し、泡沫候補者など候補者の乱立を防止するという点の必要がないにもかかわらず、供託を行うこととなり、立候補者の負担となっている。そのようなことから、議員立法で導入されたとはいえ、選挙の実情が異なる町村議会議員選挙と同じ供託金制度を、財産区議会議員選挙にも適用することはふさわしいとはいえず、適用を除外されるべきであると考える。	【伊那市】 地域の実情を踏まえ、早急に議論いただき、早期の改善をお願いしたい。	—
2	山形県、北海道、青森県、岩手県、秋田県	石川県、京都府、那覇市、特別区長会	×	特定技能制度における地域の共生施策に関する協力確認書の都道府県への提出	出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能外国人を受入れる機関（「特定技能所属機関」）が市区町村に提出する「協力確認書」について、市町村だけではなく、都道府県にも提出するよう、運用を変更すること。	総務省、法務省	御提案に係る取組（以下「本件取組」という。）については、地方公共団体等へのヒアリング結果を踏まえ、地域における共生社会の実現を効果的かつ効率的に図る観点から、特定技能外国人が最も日常的に関係する、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対して協力確認書を提出していただく運用としている。 御提案について、本件取組では都道府県による特定技能所属機関に対する協力要請も想定しているところ、追加共同提案の中でも御意見があるとおり、特定技能所属機関が都道府県に対しても協力確認書を提出することは、特定技能所属機関の負担が増加する懸念が大きいこと、また、特定技能所属機関は全国各地に所在し、その数も膨大であることに鑑みると、国が一元的に協力確認書を受領し、各地方公共団体に情報提供することは、本件取組の円滑かつ効率的な運用を阻害する懸念があるため、いずれも実施は困難である。 そのため、市区町村におかれては、令和7年2月28日付け入管庁政第143号・総行国第40号通知「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（以下「通知」という。）の2（2）のとおり、必要に応じて、各市区町村における情報管理に関連する規定に従いつつ、都道府県に対して、協力確認書上の情報を共有していただきたい。 なお、市区町村による協力確認書の受領に係る事務については、地方公共団体が処理することとされている事務のうち、地方自治法別表第一若しくは別表第二又は地方自治法施行令別表第一若しくは別表第二に掲げられる事務以外は全て自治事務であるため、当該事務は自治事務である旨御理解願いたい。 また、本件取組については、通知をもって、各市区町村に対し、 ・特定技能所属機関が提出する協力確認書の受領及び受領方法の設定・周知等 ・各市区町村における共生施策の周知 といった御協力をお願いしているところ、これは出入国在留管理庁及び総務省では、地方自治法第245条の４第１項等の規定に基づく技術的助言として整理しているので、その旨御理解願いたい。	共生社会の実現に関しては都道府県もその役割を担い、本制度でも都道府県が協力要請の主体となることが認められている以上、実効性も担保されるべきであり、その実施について市区町村の協力を要するのであれば、市区町村の負担軽減も検討されるべきである。関係府省におかれては、今後の都道府県・市区町村の実施状況を把握されたうえで、例えば、市町村が都道府県への情報提供時に、都度、情報管理規定を確認しなくても良いように、 ・市区町村が都道府県に情報提供する根拠条文等や提供できる範囲を明示すること （都道府県からの情報提供依頼が、「個人情報の保護に関する法律」第69条第2項第3号に該当するとの見解を示す等） ・協力確認書の様式にあらかじめ、特定技能所属機関からの都道府県への情報提供の同意欄を設けること 等の措置をし、長期的には、 ・電子申請システムの構築による、一元的な協力確認書の国における受付及び都道府県・市区町村への情報提供、もしくは1度の申請で、該当都道府県・市区町村へのシステムからの自動送付の実施 について、御検討いただきたい。	【京都府】 特定技能所属機関の同意取得などによって事務負担が増える懸念を踏まえ、特定技能所属機関および地方公共団体の負担を増やすことなく、都道府県への情報共有を確実かつ円滑に行える制度を整備していただきたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
3	日光市	花巻市、宮城県、名古屋市、南あわじ市	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	地縁による団体の構成員の資格要件等の緩和	地方自治法第260条の2「地縁による団体」の第3項第5号「構成員の資格に関する事項」及び第6号「代表者に関する事項」の規制緩和について	総務省	「地縁による団体」とは、地方自治法第260条の２第１項の規定により、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定されており、その区域において地域的な共同活動を円滑に行うため、市町村長の認可を受ける地縁による団体は、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」とされている（同条第2項第３号）。こうしたことから、一定の区域外に住所を有する個人が認可地縁団体の構成員となること及び当該団体の代表権を有する代表者となることは、「認可地縁団体」制度の趣旨に馴染まないものであり、認められない。 なお、認可地縁団体の意思決定への表決権等は有しないものの、「当該認可地縁団体の区域外に住所を有するが、市内に住所を有する者であって当該区域で活動しているもの」を「賛助会員」として当該団体の規約に位置付け、その活動に参加させることは可能であると考えられる。 また、認可地縁団体の「区域」は、当該団体が安定的に存在しているその現況によることとしているが、これは、制度の趣旨が、現に存在する地縁による団体について、当該団体が地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあることから、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことは適当ではないとの考え方によるものである。 さらに、この現況に基づく区域は、法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であり、区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、ひいては当該団体が活動を行うに当たっても支障を来すおそれがあることなど法人格を付与することが適当でないと考えられることから、当該団体の構成員のみならず市町村の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要がある。 これらの点を踏まえて、認可地縁団体の「区域」については、地域としてのまとまりが実態としてあり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を踏まえて、適切に判断されたい。	「一定の区域外に住所を有する個人が認可地縁団体の構成員や代表者となることは、『認可地縁団体』制度の趣旨に馴染まない」という意見は、過疎地域や条件不利地域において、自治会の構成員や代表者が区域内で確保できず、運営自体が困難になっている現状を十分に考慮しているとは言えない。 そのため、一定の区域外に住むものの、その地域と密接な関係を持つ個人を構成員や代表者として認めるための運用は、地域住民の意向や総会での承認を前提としており、現実的な対応として合理性があり、制度趣旨を逸脱しない実用的な措置であると言える。 現在、当市をはじめとした多くの自治体では、人口減少や少子高齢化が著しく進行していることから、住民にとって最も身近な地域コミュニティである自治会についても、地縁による共助の担い手（構成員や代表者となり得る人材）を確保することが難しくなっている。類似課題を抱える自治会が増えることが見込まれる現状において、現行の地縁団体制度は、過疎地域をはじめとした日本の人口動態の変化に追いついておらず、本制度の硬直性が地域の実情に応じた柔軟な対応を阻害している。結果として、該当地域のコミュニティ維持を更に困難にし、地域住民にとっての生活の質の低下や、いずれはその地域の生活様式・歴史・文化の消滅を引き起こす。また本件に該当する人材が認可地縁団体の構成員・代表者と認められないことで、住民主体での地域運営が困難な地域が生まれ、住民はサービスの受け手とならざるを得ないことから、「公共私一体」での地域運営を阻害すると考える。 なお、当市では実際に「一定の区域外に住む個人に、その区域の地縁団体の構成員・代表者として活動してもらうこと」について、一部の自治会（任意団体として）では区域内住民、また代表者本人から同意があり、既に運営されている実情がある。 上記の場合でも、地縁団体としての活動は本制度の目的である「地域的な共同活動を円滑に行うこと」からは変わらない。本件のような自治会についても認可地縁団体と認められるようになることで区域外居住者が自治会長を務めているため認可要件を満たせない問題や、将来的な住民減少に伴う施設管理の限界といった課題の解消につながる可能性がある。また、市が所有する集会所を自治会に譲渡する際に必要な認可手続を進められるほか、活動の基盤が整備され、法人としての事業活動を実施することが可能となり、地域が主体性を持って運営し、持続可能な社会を形成することが期待できる。 上記の現状を踏まえた上で「一定の区域外に住所を有する個人が認可地縁団体の構成員となること、および当該団体の代表権を有する代表者として認める際には、現構成員からの総会での承認を得ること」といった旨の条件を追加し、制度の趣旨を見直すことで、本制度が現状に沿った柔軟な制度にできると考える。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。 【全国市長会】 認可地縁団体の区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、当該団体が活動を行うに当たっても支障を来すおそれがあるとの懸念を示した自治体があり、慎重に検討されたい。
4	高槻市	花巻市、宮城県、多賀城市、養父市、奈良県	×	国庫補助金等交付要綱における間接補助金に係る記載内容の明確化	間接補助金として補助を行う事業について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」とされているが、自治体に浸透が図られておらず、国庫補助金等交付要綱に記載することで明確化することを求める。	こども家庭庁、財務省	間接補助事業における補助事業完了の考え方については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の解釈によるものであり、昭和30年11月17日付け事務連絡も発出されているなど、補助金事務全般に関わる内容であることから、個別事業の交付要綱に記載するものではないと考える。ただし、当該考え方について、これまで補助金の交付を受けることが少なかった自治体や、補助金事務を担当したことのない職員に十分に浸透しているとは言い難いのが実情であり、該当事業のQ＆Aに記載することや自治体向け説明会において解説することで周知を図っているところ。その他の周知方法については今後検討したい。	間接補助金等の交付について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との解釈は、年度末までの事業期間の確保が必要となる場合などにおいて、間接補助事業者も含めた事業スキームの構築に大きく影響する重要な情報であることから、全ての自治体に対し早期に確実に明示される必要があり、貴省庁の第１次回答においても周知の必要性をお示しいただいている。貴省庁回答では、交付要綱への記載について、「補助金事務全般に関する内容であることから、個別事業の交付要綱に記載するものではない」とのことだが、補助金事務全般の解釈に関する内容は、当該補助金事務の前提となる重要な情報であるからこそ交付要綱への明記を求めている。 その上で、昭和30年の事務連絡発出から相当の期間が経過しており、自治体側で確認が困難となっているため、「その他の周知」の方法として、改めて自治体宛てで同内容の通知を発出することや、財務省において、本内容を盛り込んだ各省庁に共通の交付要綱の雛形を示すこと等、効果的な方法について検討いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
5	常総市 【重点7】	花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稲沢市、枚方市、小野市、熊本市	×	公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略	同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。	デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省	公営住宅法第16条第１項において、家賃の決定を入居者からの収入申告に基づくこととしている趣旨は、低廉な家賃で公営住宅に居住することは公的給付を受けることと同視できるところ、当該給付を受けるためには給付を受けようとする者が申告することが原則であるためである。 このため、入居者からの何らの申告なく低廉な家賃を設定することは困難であるが、現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であると考える。 例えば、入居者に具体的な金額の記載を求めるのではなく、「所得証明書等に記載の所得金額のとおり」や「収入なし」といった簡易な選択肢による申告を求め、申告を受理した事業主体がマイナンバー等を活用することにより家賃算定に必要な情報を取得し、家賃を決定する方法も考えられる。 なお、公営住宅法第16条第5項は家賃の減免ができる旨を規定しているのみであり、公営住宅法令上減額免除申請書の提出を求めていないため、各事業主体の裁量により申請書の提出によらない方法とすることも考えられる。	現行制度上でも、収入の申告に係る書面の内容の簡素化により、行政側の事務負担軽減や住民の利便性の向上を図ることは可能であることは承知しており、具体例で示していただいたような申告書記載の簡略化はすでに行っております。 このため、庁内情報の連携で取得できる入居者の情報により家賃算定が可能なものについては、収入申告書提出の省略や減額免除を行えるようにすることを改めて求めます。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
6	東京都後期高齢者医療広域連合、栃木県後期高齢者医療広域連合	札幌市、花巻市、いわき市、伊勢崎市、佐倉市、神奈川県、名古屋市、吹田市、西宮市、安来市、高松市、東温市、大野城市、熊本市、沖縄県	○（デジタル化（4以外））	広域標準システムにおける一括取り込み機能の追加等	全国共通で使用している広域標準システムについて、基本データ等をCSVで一括取り込みできる機能を追加するよう要望する。 併せて、後期高齢者医療に関する業務において、マイナポータル等を通じた事務手続のデジタル化が進むよう、システム環境の整備を求める。	厚生労働省	いただいた内容だけでは、要望されている機能の詳細が不明であり、実現可能性を回答することが難しいことから、後期高齢者医療広域連合を通じて具体的な提案をいただくようお願いいたします。 また、マイナポータル等を通じた事務手続のデジタル化に関しましては、一部事務手続について、マイナポータル上に申請フォームのひな形の作成を検討しており、令和7年中の提供を目指しているところです。	自治体現場では、広域標準システムへの誤入力による対応の増加や支給遅れが多くあり、その対応が自治体職員にとって大きな負担となっている。 このため、窓口２割負担を導入する際に、高額療養費の口座データをCSVで広域標準システムに一括登録することで誤入力が防止され業務効率化につながった経緯があることから、同様の機能を整備し、現在自治体職員が広域標準システムに手入力を行っているすべての項目（具体的に高額療養費の例で、受付日、支払方法、金融機関、預金種別、口座番号、名義人（カナ））についてCSVから一括で取り込めるようシステム改修を要望している。システム等のデジタル化が進んでいる現状において、入力誤りを引き起こす可能性が高い手入力からシフトしていくべきである。 なお、これまでも（後期高齢者医療制度に関する意見・要望にて）毎年、厚生労働省へシステム改修を要望しており、この課題について早急に取り組んでいただきたい。 また、マイナポータル上に申請フォームのひな形の作成を検討されていることは承知している。今回、この申請フォームから広域標準システム等への自動連携を要望している。現在検討されている申請フォームでは入力された情報を自治体職員が広域標準システムに手入力する運用が想定され、誤入力による対応増加や支給遅れといった支障の解決にはつながらない。事務手続きのデジタル化に関しては、住民の利便性向上とともに、自治体職員の事務負担軽減を考慮してシステム開発を行っていただきたい。開発規模が大きくなるとしても、今後デジタル化を推進していくため、先送りにせず現在投資すべきであると考えている。	【沖縄県】 当広域連合では、申請書点検業務においてR6年度からAI-OCRを活用しているが、口座情報（登録誤りや誤振込が無いか）を中心に使用しているのみで、現状ではシステムの本来の効果を十分に引き出せていない状況である。そのため、R7年度からは、AI-OCRで読み取った情報を、直接標準システムへ反映するための方法として「RPA」を活用できないかシステム提供元と話し合いを進めていくところであった。 その状況で、今回の東京都と栃木県が要望している基本データ等をCSVとして標準システムへの一括取り込みができるようになれば、RPAの導入費用等を抑えることができるうえに、全国的な事務負担軽減につながるものと考えられる。 [改修の具体例] ・申請書（療養費、高額療養費、葬祭費等）をAI-OCR等でCSV（氏名、被保険者番号、口座情報等）へ変換し、そのデータを標準システム内にある「一括取込」ボタンを押下することで、一括取り込みされる。 [課題] ・全国の広域連合で、AI-OCR等のシステムを独自に導入しておく必要が生じる。 ・AI-OCRで読み取ったデータが標準システムへ正しく反映されているか確認する必要がある。 （参考） 〇当広域連合がAI-OCRを導入した理由 ・毎月、41市町村から届く申請書の点検業務を行っているが、数が膨大（月に2,500件以上）であるため、すべての点検項目を目視で確認することに相当の時間を要す。 ・被保険者数が年々増加傾向にあることを踏まえ、現行の人員で点検業務の質を担保する。 ・点検業務の負担軽減や事務処理誤り（誤振込）の防止につながる。 〇事務の流れ （1）各市町村の窓口で受け付けた申請を、各市町村の職員が標準システムへ入力。 （2）広域連合へ申請書を郵送する。 （3）郵送で届いた申請書（療養費、高額療養費、葬祭費、口座変更届）をスキャンし、AI-OCRを使用してCSVに変換する。そのCSVと、各市町村職員が標準システムに入力した内容をデータ同士で突合している（標準システムのデータはベンダーへ依頼して抽出）。 （4）突合する項目は、①被保険者番号（8桁）、②金融機関コード（4桁）、③支店コード（3桁）、④口座番号（7桁）。※手書きの文字は、読み取り精度が落ちるため。 （5）データを突合し、エラーが出ている申請書を中心に精査することで、事務負担の軽減につながっている。 ※一括取り込みが実現すれば、（1）の「各市町村職員のシステム入力」の工程を省略することができる。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
7	登別市	越谷市、名古屋市	×	地方公共団体の公共料金支払いについて口座自動引き落としを可能とすること	地方公共団体における電気、ガス、水道料金等の公共料金の支払いについては、全国の自治体において口座振替が導入されている状況であるが、平成27年12月の「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」によると、地方公共団体が公共料金等の定期的に支出する一定の経費については、現行制度上、口座振替による支出方法は許容されていないとされている。 支払い事務の効率化及び支払い遅延防止の観点から、口座自動引き落としを許容する制度設計、または、現行制度で許容される考え方を整理した通知等の発出を求める。	総務省	いわゆる「口座引き落とし」による支払については、各地方公共団体において、資金前渡の規定の活用等により行われているものと承知しているが、御提案を踏まえ、運用上の工夫により「口座引き落とし」が可能である旨をお示しすることを検討してまいりたい。	運用上の工夫を具体的に例示いただきながら口座引き落としが可能である旨お示し頂くことで、地方公共団体において支払い事務の効率化及び支払い遅延防止が図られるものであることから、早期の通知をお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
8	指定都市市長会	花巻市、上尾市、新潟県、浜松市、名古屋市、三重県、滋賀県、大阪市、寝屋川市、兵庫県、香川県、高知県	○（デジタル化（4））	生活保護法による医療扶助運営要領の様式第13号における医療要否意見書の公印の省略	生活保護法による医療扶助運営要領について、様式第13号の医療要否意見書の公印の省略を認めるよう要件の見直しを求める。	厚生労働省	医療要否意見書については、医療扶助運営要領に記載のとおり、福祉事務所から医療扶助を受けようとする被保護者に対して発行することを前提に、医療要否意見書の真正性を担保する観点から、福祉事務所に対して公印の押印を求めているところであるが、現在、医療要否意見書については、電子化を含め関係事務の効率化を進めるべく、福祉事務所における運用実態（福祉事務所から指定医療機関に対する直接送付など）の把握等を進めているところであり、運用実態やご提案の内容（公印省略）を踏まえつつ、効率的な運用方法について検討してまいりたい。	大都市生活保護主管課長会議による令和3年2月10日付けの要望「医療要否意見書等の返送郵送料について」においても、「医療要否意見書等の返送郵送料の負担について、厚生労働省において明確な基準を示すとともに、行政負担の場合はその費用について全額国庫補助とするなど必要十分な財政措置を講ずること。」を要望していることから、本提案について幅広い団体が改善を求めている。医療要否意見書の公印を省略し、各自治体における当該業務のICT化の幅を広げることで、提案の実現のみならず、同要望における課題解決にも資するものと考える。 また、生活保護は国が様式や規定を定める事務であることから、本来であれば関係府省において整理していただくべきところ、第１次回答内容における検討方針やその結果が示されるまで、自治体は、本来削減できたはずの郵送費負担を強いられることとなるため、解消の実現に向けて前向きに検討いただきたい。 なお、具体的な検討スケジュールや検討事項について、明確にお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
9	釧路市	盛岡市、花巻市、豊田市、寝屋川市、山口県	○（デジタル化(4以外)）	鳥獣捕獲許可の申請から許可証（従事者証）交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるようにすること。	鳥獣捕獲許可の申請から許可証（従事者証）交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるようにすること。 併せて、鳥獣の飼養登録関係についても同システムで完結できるようにすること。	環境省	具体的な支障事例として挙げられている事項について、「鳥獣捕獲許可の申請から許可証（従事者証）交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること」を具体的な措置としてご提案いただいているが、以下の手段で対応が可能である、もしくは対応をする必要があるため、新たな措置は不要である。 1．鳥獣捕獲許可 許可証（従事者証）等を作成する際の転記ミスについては、捕獲情報収集システムの一括登録様式（エクセルファイル）を、申請書と併せ電子メールで提出を求めることにより、転記ミスを防止することが可能である。 許可した旨の通知については、鳥獣保護管理法では当該通知について特段定めていないため、事務の権限を持つ北海道庁等と調整されたい。 許可証の返納、結果報告書の提出については、許可を受けた者において行う行為であり、「鳥獣捕獲許可の申請から許可証（従事者証）交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること」が期日を過ぎてからの返納、提出を防ぐための解決策にはならないと思料する。 2．鳥獣の飼養登録関係 遅延の原因が支障事例から読み取れず不明であるが、鳥獣の飼養登録は、鳥獣の捕獲及び飼養の許可を受けた者が、責任を持って行う行為である。よって「国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること」が、許可を受けた者の申請や届け出の遅延を防ぐための解決策となるかは判断しかねる。さらに全国での登録件数も約2千件で年々減少しており国で統一したシステムを構築して管理する優先度は低いと思料する。 3．共通 どのような支障が生じているのかが不明であるが、捕獲情報収集システムより鳥獣関係統計の報告を行うことが可能である。	鳥獣捕獲許可について、捕獲情報収集システムでは鳥獣捕獲許可証（従事者証）の作成は行えるが、当市から提案させていただいた許可申請の受付や許可証（従事者証）の電子交付はできないものと認識している。 許可申請の受付から許可証（従事者証）の電子交付までを国・都道府県・市町村で統一的なシステムで一元管理することができれば、申請者としては申請窓口が統一され、各自治体としては転記ミスの削減や公印の押印作業等が軽減される。 また、システムで完結すれば、オンラインで申請した許可内容等を都道府県と市町村の間で別途共有する必要性がなくなると考える。 また、許可証の返納・結果報告書の提出については許可を受けた者において行う行為であるが、システムにおいて返納・提出状況等を管理し、システムより通知等が行えれば、返納・提出の連絡等の事務負担が軽減され、電子交付した許可証が有効期間満了により失効すればそもそも許可証の返納が不要となると考える。 このため改めて検討頂きたい。 当市といたしまして、鳥獣関係統計の報告等、捕獲情報収集システムの活用については、北海道庁等とも協議し検討してまいりたい。 鳥獣の飼養登録について、システム構築の優先度が低い状況にある旨、承知した。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
10	伊佐市	函館市、花巻市、大田原市、春日部市、上尾市、佐倉市、流山市、横浜市、島田市、富士市、半田市、西尾市、津市、芦屋市、宍粟市、庄原市、高知県、大野城市、長崎市、熊本市、別府市	×	地域密着型サービスにおける運営推進会議の実施回数の見直し	地域密着型サービスにおける運営推進会議の開催回数について、「おおむね2か月に1回以上」を「おおむね4か月に1回以上」又は「おおむね6か月に1回以上」へ緩和するよう求める。	厚生労働省	近年、認知症の高齢者や単身高齢者の増加等により、介護ニーズが多様化・複雑化している中、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスについては、地域包括ケアシステムの担い手として、より開かれた拠点となり、地域の多様な主体とともに高齢者を支える機能を発揮することが期待されている。こうした中で、ご提案のように運営推進会議の開催頻度を一律に緩和することは、サービス提供の質の低下や地域の拠点機能の提供に支障を来すおそれもあることから、慎重に検討すべきものと考えている。 他方、運営推進会議の開催方法については、令和3年度介護報酬改定において、テレビ電話装置等を活用して行うことができるように見直すなど柔軟化を図っており、引き続き、テクノロジーの導入に対して制度面・予算面の両面の支援を行うほか、効果的・効率的な開催事例の横展開を図ることで、こうした参加方法等による会議が自治体等に過度な負担をかけることなく、円滑に行える環境の整備に努めてまいりたい。 なお、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第34条、第88条、第108条、第129条、第157条、第182条など、運営推進会議の開催頻度を定めた基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）とされており、当該基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。	地域密着型サービスが導入されて以降、「おおむね2か月に1回以上」という基準は見直されていないという認識であるが、サービス導入から20年が経過し、地域密着型サービスを提供している事業所数は大幅に増加するとともに、運営推進会議開催に伴う自治体職員の負担も増加している。介護ニーズが多様化・複雑化し、さらには人材不足が深刻化する中で、年6回の開催回数が、逆にサービスの質の低下を招く恐れがあるのではないか。 特に、小規模な自治体にとっては、限られた職員で運営推進会議の出席を行っており、また、事業所側も厳しい運営の中で2か月に1回の運営推進会議の開催を続けている状況である。このような中で、運営推進会議の開催自体が目的となり、運営推進会議の本来の目的であるサービスの質の確保や地域との連携の確保が果たされているのか疑問である。 まず、貴省として、現行の基準が適正な検証を行った結果、定められているのかどうかお伺いしたい。仮に、回数に係る根拠が無いのであれば、まずは現場における運営推進会議の必要性について、しっかりと調査を行われたいが、見解をお伺いしたい。 なお、「異なる内容を定めることは許容される。」とのことだが、ご回答を踏まえた上で、「概ね3か月又は4か月に1回以上」と設定することは可能かどうか見解をお伺いしたい。当市としては、一般的な法解釈の範囲で、現行の規定では年3・4回は許容されないと判断しているところ、仮に解釈可能ということであれば、その旨を文書等にて明示されたい。 また、開催回数の減少が自治体や事業所の怠慢とみなされる可能性があり、仮に解釈可能であった場合でも、自治体独自で大幅に開催回数を減らす判断を下すのは難しい現状があることを理解されたい。 さらに、認知症対応型共同生活介護において、外部評価の実施回数を2年に1回に緩和するための要件として「過去1年間に6回以上の運営推進会議の開催」が求められていることも、自治体において独自の基準を定めることを難しくする要因となっていることを申し添える。 自治体及び事業所職員の負担軽減に加えて、サービスの質の向上のためにも、現行基準が地域密着型サービスの目的や地域の実情に沿った基準となっているか真摯にご検討いただき、適正な基準に早急に見直す必要があると考えるが、見解をお伺いしたい。	【春日部市】 厚生労働省からの回答において、本提案にかかる基準は「参酌すべき基準」であるとの見解があるが、地域の実情に応じて年6回の回数を減じた場合、外部評価の実施回数の緩和の要件についても減じた回数となるのか。また、その判断は都道府県に委ねることとなるのか。 【熊本市】 運営推進会議の開催回数を6か月に1回程度に減らしても、サービス提供の質の低下や地域の拠点機能の提供に大きな影響は出ないと考える。 運営推進会議の頻回な開催が多くの事業所や地域包括支援センター等の負担になっており、これを改正することで利用者のケアや職場環境の改善等に時間をかけることができるようになり、結果としてサービスの質は向上すると考える。	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
11	西宮市	大田原市、横浜市、魚沼市、西尾市、亀岡市、羽曳野市、安来市、松山市、東温市、高知県、熊本市	○（デジタル化(4)）	標準準拠システムにおける複数科目を統合した納付額証明書の発行	標準仕様書に介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額を取込む機能及び国保、後期、介護の3科目を統合した納付額証明書の様式追加を求める。	厚生労働省	標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、国民健康保険システム等標準化検討会においてお願いします。 国民健康保険システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「国民健康保険システム標準化検討会」）において、国民健康保険システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 なお、ご要望の様式の追加については、制度上の実施根拠がなく、標準的な業務ではないことから、標準仕様書に規定することは困難であるものと考えます。	令和4年度に実施された「国民健康保険システムの標準仕様書（1.0版）の策定に係る意見照会について（依頼）」において、複数科目を統合した納付額証明書の発行機能については意見回答を検討したが、当該照会の留意事項として「国保としてあるべき標準仕様に対するご意見をお願いする」との記載があったため、他科目を統合する帳票様式の意見提出については趣旨を鑑み提出を見送った。 その後、標準仕様書の改訂を行う際になされた意見照会は、改訂を予定している内容のみに対する意見照会との記載があり、本提案が趣旨に合わなかったため、敢えて提案募集制度を活用させて頂いており、あわせて、国の制度として地方からの意見募集の制度があったとしても、提案募集の検討対象となることは地方分権室にも確認の上で今回提案しているところであり、真摯に検討する必要があると考える。 そもそも様式の追加は極めて事務的なことであり、制度上の実施根拠となる規定は特に不要と思料。 具体的な支障事例にも記載しているとおり、現在、複数科目を統合した様式で送付しているものをそれぞれの科目に分けた様式で送付することで、印刷代など大幅なコスト増に繋がっていて喫緊の課題（当市（人口50万人弱）においては、納付額証明書の発行に帳票印刷、圧着委託、郵便料金として毎年2000万円程度（19,035,526円；令和6年度実績）の費用を要しているところ、分けた様式となれば更に追加で1000万円程度（10,938,772円：令和6年度実績より試算）のコスト増大が見込まれており、これに人件費もあわせると相当の負担増となる）。 また、納付額証明書を送付された市民は、所得税等の確定申告における社会保険料控除等に利用しているが、今までとは異なるそれぞれの科目に分かれた様式で送付されることにより、高齢の加入者も多い性質からも確定申告においても大きな混乱を招く恐れがある。 制度上の実施根拠がないこと・標準的な業務ではないことをもって標準仕様書に規定することが困難とされているが、本提案に対応しないときの自治体の負担増や市民の利便性低下といった大きな影響を鑑みるに、規定がないので対応困難とすることは極めて遺憾。 地方公共団体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いを吸収するために設定する「標準オプション機能」への追加は十分検討できることから、速やかに検討を行うことを求める。	—	—
12	香川県、栃木県、愛媛県、高知県	茨城県、さいたま市、川崎市、相模原市、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島市、防府市、熊本市、宮崎県、特別区長会	○（デジタル化(4)）	社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の機能改修	社会資本整備総合交付金システム（SCMS）について、下記の事項のシステム改修を提案する。 ①進行管理表のエクセルによる提出を不要とすること。進行管理については、システム内で完結すること。 ②現在受付担当（とりまとめ担当）でしか入力できない欄について、各担当でも修正ができるようにすること。 ③整備計画の変更申請について、当初計画の添付書類を引き継げるようにすること。 ④実施に関する計画・交付申請の変更申請の際、案件番号か案件名のどちらかの選択で団体別内訳表を更新できるようにすること。 ⑤問合せ一覧表の内容を今一度精査し、マニュアルに記載されていることや、古い情報、重複する情報を削除すること。 ⑥要望額等のシステム登録に当たり、整備局等において誤りが発覚し差戻処理が行われた場合、修正が必要な計画のみ差戻処理ができるようにすること。	国土交通省	社会資本整備総合交付金システム（SCMS）については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところである。現在、操作画面の改善等、SCMSの機能改修の検討を進めているところだが、その他の機能の改修・拡充等についても検討を進めてまいる。	システム化によってかえって増加した手間については、速やかな対応が必要であると考える。 ついては、具体的な支障事例で挙げた①から⑥の各項目について確実に対応をいただくとともに、検討の進捗に応じ、具体的な改善方針やスケジュールをお示しいただきたい。 なお、詳細等について当県からの説明が必要な場合、連絡いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
13	出水市	花巻市、さいたま市、堺市、養父市	×	子ども・子育て支援法に基づく利用定員の減少の届出を行うことができる要件を定めること	子ども・子育て支援法第35条第２項及び第47条第２項の規定による利用定員の減少の届出について、施設利用子どもの数が恒常的に利用定員を下回る場合や保育士不足等を理由にやむを得ない場合にのみ届出ができるなどの要件を定めることを求める。	こども家庭庁	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第22条（第48条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に限り、利用定員を超えて特定教育・保育及び特定地域型保育の提供を行うことができる。 「具体的な支障事例」に記載された事例を含め、上記の場合に該当しないと認められる場合には、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年９月10日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）において、「利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とお示ししているとおり、市町村において、利用実態に応じた利用定員となるよう必要な指導監督を行う等適切にご対応いただきたい。	利用定員を減少させる場合は届出のみで変更が可能であることから、実際の施設利用子どもの数が利用定員を上回った場合には、市町村は高い単価で給付費を支払うこととなり、適正な給付が行われないことになる。 適切に利用定員の設定がされていない特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「事業者等」という。）には、引き続き随時の文書や定期の監査で指導を行うが、利用定員を増加させるには子ども・子育て支援法第32条第１項の規定に基づき申請を行う必要があり、事業者等に負担が生じるため、指導に従わない場合も十分想定される。 施設利用子どもの数が恒常的に利用定員を下回る場合や保育士不足等のやむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が見られる以上、一定の要件等を設定した上で、合致する場合に定員減少の届出が可能となるなどの仕組みが必要と考えるため、検討を求める。	【堺市】 国の通知（令和５年３月31日付け「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」）によれば、「利用定員の減少は届出で足りるものであり、市町村は必要事項を具備した届出を受理せず定員減少を認めないといった対応は認められない」旨の記載がある。 このことを踏まえると、回答いただいた「市町村において適切に利用定員を設定するよう必要な指導監督を行う」といった対応が実現できない状況にある。ついては、市町村において柔軟な対応が可能となる方針について、改めてご教示いただきたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
14	出水市	熊本市	×	都市計画マスタープランと緑の基本計画の一体的策定及び補助金等の対象となることの明確化	都市計画マスタープランに関連する各種計画に定めるべき事項が包含されていれば、当該計画を策定したものとみなし、策定された都市計画マスタープランをもって補助金等の制度運用を可能とすること。 当市では、今後新たに策定する緑の基本計画を都市計画マスタープランに包含することを予定しており、これらの計画が一体的に策定できること、また、その他の都市計画マスタープランと一体的に策定が可能な計画の明確化を求めるとともに、一体的に策定された計画をもって補助金等の制度を運用することが可能であることの明確化を求める。	国土交通省	具体的な支障事例にある「令和12年度以降の公園事業に係る補助金等の制度を運用」は、「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方」において示している「令和12年度以降、緑の広域計画を策定していない都道府県、又は緑の基本計画を策定していない市区町村が交付対象である要素事業は、重点配分を行わないこととする」を指しているものと思料するが、当該考え方では、緑の基本計画を単独で策定することを要件としているものではない。 緑の基本計画については、法律に基づく地方計画等の一覧（令和6年12月末時点）（地方分権計画（義務付け・枠付けの見直し）のウェブサイトを参照※）において、他の計画との一体的策定が可能である計画として明記しており、都市計画マスタープランと一体的に策定した場合についても、都市緑地法第４条に規定するように、国の緑の方針に基づくとともに、都市緑地法第４条第２項各号に掲げる事項をおおむね定めている場合には、「緑の基本計画」に該当すると解することができる。 なお、都市計画マスタープランについては、関連する計画を包含して策定することも想定しており、記載に当たっては関係部局と十分に調整されることが望ましい。 ※地方分権計画（義務付け・枠付けの見直し）のウェブサイト https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/gimuwaku/gimuwaku-index.html	貴省からの第１次回答で「都市計画マスタープランと一体的に策定した場合についても、都市緑地法第４条に規定するように、国の緑の方針に基づくとともに、都市緑地法第４条第２項各号に掲げる事項をおおむね定めている場合には、「緑の基本計画」に該当し、緑の基本計画を単独で策定することを要件としているものではない」旨は承知したものの、他の自治体においても同様の支障を抱えていることから「社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方（令和７年度）」においてその趣旨を明文化するなどして、広く周知するといったご対応を検討いただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
15	日の出町	函館市、花巻市、ひたちなか市、川崎市、山陽小野田市、熊本市	×	市区町村による判断機能が低下した高齢者等の一時的な財産管理を可能とすること	老人福祉法第１条に定める「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置」を図るために、判断機能が低下する高齢者の生活の安定を目的に、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を区市町村が一時的に管理できる措置を求める。	総務省、法務省、厚生労働省	提案いただいた措置については、国民の財産権に制約を加える行政処分等を可能にするものであり、この行政処分の判断自体にも相当の時間を要することが想定されることから、仮にこれを可能としても根本的な問題解決には至らないと考えられることから、慎重な検討が必要。 他方で、成年後見等の手続については、その迅速化のため、これまでも、家事事件手続法の改正によるオンライン化等を進めるなどしてきたところ。また、申立てから後見開始までの期間は、家庭裁判所の選任した財産の管理者が、一定の財産管理行為をすることができる（家事事件手続法第126条第８項等、民法第28条及び第103条）。その他、日常生活自立支援事業において、判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理の支援を行っているところ。 ご指摘の後見開始までの期間における財産管理や金銭管理については、引き続きこうした事業等の活用を推進していく。	すでに厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」として社会福祉協議会へ委託する形で緊急事務管理事業を実施している自治体がある中で、現行においてこのような運用が可能なのか見解を伺いたい。あわせて、当該運用が可能であるならば、法令根拠（※）はどのようにクリアしたのか御教示いただきたい。 （※）地方自治法第235条の４第２項において、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」とされている。また、本ケースにおいて、民法第697条に基づく事務管理規定を適用可能か不明確である。 また、第１次回答にある日常生活自立支援事業は、後見相当の者には適用されないことから、本支障事例の場合には使用できない。 （成年後見人の申請書類の中に医師の診断が必要であり、結果が後見相当となった場合は受診以降、日常生活自立支援事業の対象外となる。） 上記対応が困難となると、支障事例でも記載のとおり、適切な医療、介護サービスを提供出来ないケースも想定されるが、成年後見制度の申請準備から裁判所での保全処分までの間、判断機能が低下した高齢者等に対しての支援は必要不可欠であるにも関わらず、行政としての支援が行えない。よって、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を市区町村が一時的に管理できる措置を求める。	—	—
16	日の出町	花巻市、川崎市、魚沼市	○（デジタル化(4)）	所得税及び地方税の障害者控除認定事務において情報提供ネットワークシステムを活用可能とすること	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第７条又は第７条の15の７の規定における「障害者控除の対象者」について、保険者が有する介護保険情報を、既存の情報提供ネットワークシステムを通じて自治体間の情報照会及び取得が可能となるよう求める。	デジタル庁、厚生労働省	○所得税及び地方税上の障害者控除の一部の事務については、「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」（平成14年８月１日付厚生労働省事務連絡）に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、知的障害者等又は身体障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた者が対象とされている。当該認定に当たっては、医師や職員による個別の確認のほか、要介護認定に係る情報等を参考に確認する方法を示しており、これを踏まえて、各市町村において、公平性を欠かないよう適切な方法で実施されている。なお、当該事務連絡では「要介護認定」と「障害認定」は、判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難な旨もお示ししているところである。 ○このような中で、当該事務において情報提供ネットワークシステムを活用するためには、全市町村においてシステム改修等が必要となり、また、システム改修に係る相応のコストも見込まれるため、障害者控除に係る事務における支障事例の件数等の状況等も考慮し、慎重に検討する必要があると考えている。	お示しの事務連絡によって、障害の程度や寝たきりの程度についての判断根拠が全国一律とされているわけではなく、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難な旨が示されていることは承知している。 しかしながら、障害の程度や寝たきりの程度の判断に際して、要介護認定に係る情報である「障害老人の日常生活自立度」及び「認知症老人の日常生活自立度」を参考とすることは、厚生労働省の当該事務連絡にも明記されており、所得税及び地方税上の障害者控除に係る事務において、事務情報提供ネットワークシステムによりこれらの情報の取得を可能とすることは、事務負担の軽減に大きく資すると考えている。 「慎重に検討する必要がある」との回答であるが、こうしたことを踏まえ、前向きな検討をいただきたい。	—	—
17	中核市市長会、福島県	札幌市、いわき市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市	×	化製場等に関する法律に基づく動物飼養許可の必要性判断の明確化	化製場等に関する法律に基づく飼養及び収容許可の必要性の判断について、解釈を明確化する通知の発出を求める。	厚生労働省、農林水産省	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第９条においては、各都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、動物の種ごとに都道府県の条例で定める以上に飼養し、又は収容しようとする者が、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けることとされている。この制度の運用に当たっては、「化製場等に関する法律第９条の適用について」（令和４年８月12日付け薬生食監発0812第２号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）において示しているとおり、飼養の実態と環境衛生上の問題となるおそれを考慮し都道府県において、許可の要否を判断することは可能である。 なお、法第９条の規定は公衆衛生の向上を目的としたものであり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び獣医療法（平成４年法律第46号）とは趣旨が異なるため、それぞれの法律の趣旨を踏まえて許可等の要否を検討する必要がある。	「化製場に関する法律第９条の適用について」（令和４年８月12日付け薬生食監発0812第２号）により、環境衛生上の問題となるおそれが無い場合は許可を要しないものとしているが、例示されているのはマイクロプタの個人飼育のみであり、許可の要否の判断に苦慮する場合がある。動物取扱業や動物診療施設の例示を含め、判断基準を明確化する通知の発出を求める。	【豊中市】 「化製場に関する法律第９条の適用について」（令和４年８月12日付薬生食監発0812第２号）の通知では、愛玩用のマイクロプタのみが例示として示されており、動物取扱業や動物診療施設に当てはめるのは困難と考えます。動物取扱業や動物診療所を例示に含めるなど、許可の要否を明確化するための対応を求めます。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
18	中核市市長会	北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、八潮市、佐倉市、川崎市、相模原市、亀岡市、城陽市、茨木市、羽曳野市、兵庫県、安来市、山口県、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、鹿児島市	○（デジタル化(4)）	マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し	マイナンバー情報連携の仕組みを活用し、健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要にする。具体的には、健保組合等にて資格取得時に、加入者情報を中間サーバーに連携されたタイミングで国保に情報を自動配信し、国保は職権にて資格喪失処理を行う。 上記対応が困難な場合、脱退勧奨対象者を減らすために以下の対応を求める。 ・健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す。 ・上記案内の便宜のために、マイナポータルにおけるオンライン申請ができない市町村にも可能となるよう協力を求める。	デジタル庁、厚生労働省	国民健康保険における資格喪失の届出は、対象者が自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているものであり、資格喪失の届出を不要とすることや事前の資格喪失届出の勧奨を行うことなく職権で資格喪失処理を行うことは適当でないと考えている。なお、中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能はなく、ご提案のような方法で健康保険の被保険者資格を取得した者の情報を配信し、国民健康保険の資格喪失届を不要とすることは困難。 また、健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えており、一方で、資格喪失手続に係るマイナポータルによるオンライン申請の導入等については、引き続き保険者に対して適切に働きかけてまいりたいと考えている。	本提案に関しては、複数の自治体においても同様の支障事例があるように、自治体側だけでなく住民側にとっても大きなメリットがあることを踏まえ、以下の点について再検討いただきたい。 資格喪失の届出の目的が、「自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているもの」ということであるが、例えば職権で喪失処理をすることを対象者に事前通知するなど、工夫をすれば無自覚で無保険状態は容易に避けられると考える。 また、「中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能はない」という説明に関しては、当方も当然承知の上で今回の提案に至っているところ、今後、機能要件の追加についても検討をお願いするもの。 「健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについて、それに伴う事業主の事務負担の増加」とあるが、具体的にどういった事務負担の増加となるのかお示しいただくとともに、現在抱えている自治体の事務負担との比較検討をお願いしたい。二重加入といった支障事例は自治体側だけの課題ではなく、被用者保険を含め医療保険制度全体で捉えるべき課題であるとの視点に立った上で、再検討をお願いするものである。	【伊勢崎市】 本提案は、他の健康保険等に加入した事実をもとに国保資格を喪失させるものであり、資格喪失の届出や事前の資格喪失届出の勧奨を不要とすることにより「対象者が自覚すること無く無保険状態となる」という指摘はあたらない。 国保資格を職権喪失処理した際は対象者にその旨を必ず通知することと、当該健康保険等の資格を喪失した場合は国保加入の届出が必要であることを併せて周知すれば、自覚することなく無保険状態となることは避けられる。健康保険等の情報を自動配信することは難しいとしても、すでに運用されている資格重複リストにより届出勧奨がなくとも職権喪失処理を行えるようにすることは可能であり、住民の利便性向上と全国市区町村国保の事務処理に係る負担・コストの軽減につながるよう改善することを強く要望する。 【城陽市】 資格重複リストに挙がっている時点で前提として他の健康保険に国保と重複して加入されており、対象者が無保険状態となる状況は通常考えられない。 対象者が自覚することなく無保険状態となるのは、資格重複リストに挙がっている他の健康保険を脱退し、その後、いずれの健康保険にも加入していない場合であることが想定されるが、資格の適正化のためには他の健康保険に加入された時点で一度資格を喪失させ、再度、国保加入が必要となった時点で加入手続を行うべきである。これは、対象者からすれば保険者で資格重複情報を把握しているにもかかわらず、保険料を重複して徴収している状況に見えるため、窓口等でトラブルになるケースが発生した場合に、対応に苦慮することになるのはもちろんのこと、資格喪失手続と取得手続を何ら行うことなく国民健康保険の資格が断続的に自動的に認められるのであれば、適正に手続を行う者と公平性が保てない。さらには勧奨通知の送付に係る人件費・郵送料等の経費に係る財源措置がない以上、その運用方法は各保険者に委ねられることが望ましいと考える。 【茨木市】 国民健康保険の社会保険取得に伴う資格喪失の届出に限っては、そもそも他の社会保険の取得確認を持って処理されるものであるため、脱退勧奨せずとも国保被保険者であった者が自覚すること無く無保険状態となるようなことにはならないと考えている。 そのため、中間サーバーの情報を活用した喪失確認処理にかかる取り扱いにおいて、最終的に職権処理を可能としていることから、勧奨通知を送付せずに職権喪失時に資格喪失した事由を含めた内容を本人に通知することとしたい。 【羽曳野市】 回答に記載の「国民健康保険における資格喪失の届出は、対象者が自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているものであり、資格喪失の届出を不要とすることや事前の資格喪失届出の勧奨を行うことなく職権で資格喪失処理を行うことは適当でない」について、国民年金においても、自覚することなくという視点では同様（年金未加入状態）であるが、すでに国民年金では本人の届け出無しで資格喪失を行っており、国民健康保険では職権での資格喪失処理は適当ではないという考えは整合性に欠ける。 回答に記載の「中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能がないので資格喪失届を不要とすることは困難」については、現状のシステムの機能がない事をもって困難とすべきではなく、支障事例にあるように届出が遅れた際の保険料（税）還付に係る住民の負担、不当利得の際に保険者間調整が出来ない場合の住民の負担などを検証のうえ、対応が必要であればシステム改修により対応すべきと考える。 回答に記載の「健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要」については、すでに国民健康保険においては、保険者が脱退勧奨を行うことによる時間と手間をかけており、この点と住民への負担（前述の保険料（税）還付手続き、保険者間調整が不可の場合の請求等）を考えると、適用事業所においても喪失届を促すことは当然にすべきと考える。 【大野城市】 今回求める措置は健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要とするものであり、回答にある「対象者が自覚すること無く無保険状態となる」ことはないと想定される。 健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、「それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要である」とのことであるが、適用事業所に対して過度の事務負担を求めるものではなく、例えば協会けんぽから、資格確認書等を事業所に送付する際の送付文書等に、「国保脱退の届出が必要ですので周知願います」等の文言を記載するなどの方法により、対応いただけるのではないかと考える。	—
19	中核市市長会	札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務について申請情報の確認を目的とした住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を不要とすることの徹底	住民基本台帳法別表第一に規定され、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）により本人確認情報の提供を受けることができる事務にもかかわらず、申請情報の確認を目的として住民票の写し又は住民票コードを求めている事務については、それらの提供が不要となるよう、所要の規定の整備、運用の見直しを行われたい。また、総務省においては、住基ネットが利用可能な事務について、基本4情報を検索キーとして本人確認情報の提供を受けることが可能なため、住民の利便性向上の観点から、原則として住民票コードの提供を求めないように関係機関に周知徹底されたい。	総務省、法務省、国土交通省	不動産登記の電子申請においては、申請人がマイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、住民票の写し等の現在の住所を証する情報の提供に代えることができることとされている（不動産登記令第9条、不動産登記規則第43条第１項第１号、第44条）。 引き続き、不動産登記の電子申請の利用促進に向けた取組を実施してまいりたい。 司法試験及び司法試験予備試験においては、受験願書を提出した者に係る本人確認情報を利用することができないときは、当該受験者に住民票の写しを提出させることができるとされている（司法試験法施行規則第5条第6項）。 司法試験では、司法試験法第4条のとおり受験資格等が定められていることから、出願者における受験資格該当性を審査するにあたり、出願者の本人性及び同一人性の確認及び確保が必要となることから、住基ネットの照会を実施している。 司法試験予備試験においては、出願時における本人性の確認として、初回受験者や日本国籍を有しない通称名による受験希望者等に限り、住民票の提出を依頼している。 住基ネット照会で住民票コードの提供を受けない場合、基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を検索キーとして同照会を行えるものの、氏名等だけでは出願者個人の特定は困難であり、加えて、住所については、願書の記載住所は「郵便物送付先住所」であるため住民票上の住所とは異なる場合があり、住所を含めた基本4情報で照会をしても、個人を特定することができない場合も生ずる。 司法試験は受験資格が必要かつ受験期間も定められている国家試験であり、確実な個人の特定及び情報の正確性の確保の観点から、司法試験に係る事務運営等において、住民票コードの提供を省略することは困難である。また、司法試験予備試験においても、住民票の写しの提供を省略することは困難である。 自動車の変更登録の申請のうち電子申請（自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS））においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、現在の住所を証する書面の提出に代えることができるとされている。 引き続き、電子申請の利用促進に向けた取組を実施していく。	司法試験法第４条に定められる厳格な受験資格の審査のため、出願者の確実な本人確認が必要であることは理解するものの、その手段として住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を求める現在の方法は、国民の負担軽減と行政の効率化を目指すデジタル化の潮流とは必ずしも合致しないものと認識する。願書住所と住民票住所の相違を理由に、基本4情報を検索キーとした住基ネット照会では個人の特定が困難であるとしているが、これらの課題は運用上の工夫で対応可能である。そもそも、国民が自身の住民票コードを把握していることは稀であり、その提供を求めることは、結局、住民票の写しを取得させることと同等の負担を強いることに他ならない。書面の願書においても、「住民票上の住所」と「郵便物送付先住所」の双方の記載を求めることで照会時の住所の不一致は解消でき、また、オンラインによる申請（出願）においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書による本人確認を行うことで、住民票の写しの提出を不要とすることが可能である。 本年４月より総務省において、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会のワーキンググループとして開催している「デジタル技術を活用した効率的・効果的な 住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」においても、行政手続における住民票の写しの交付件数の削減が重点的に議論され、本人からの請求の場合、行政機関に提出するものが約3～4割を占めるという調査結果も示されている。年金手続など多くの行政手続では、既に住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の活用によって住民票の写しの提出が原則不要となっており、制度上住基ネットが利用可能とされている事務については、住基ネットの利用を徹底するとともに、照会の際には住民票コードを検索キーとするのではなく、基本4情報を検索キーとする取組の更なる徹底が求められている。 以上のことから、住民基本台帳法別表第一に規定され、住基ネットにより本人確認情報の提供を受けることができる事務について、安易に住民票の写しやその代替となる住民票コードの提供を求めることなく、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用によって本人確認を完結させるよう、関係機関に周知徹底されたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
20	中核市市長会	旭川市、花巻市、宮城県、上尾市、船橋市、柏市、川崎市、相模原市、長野県、名古屋市、豊橋市、津島市、寝屋川市、久留米市、長崎市、熊本市	×	障害支援区分6の認定の有効期間の見直し	3年が上限となっている障害支援区分6の認定の有効期間について、区分6の有効期間の上限を延長すること。	厚生労働省	障害支援区分は、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示しており、対象者の現状に合った適切な障害支援区分の認定を実施するため、障害支援区分の認定の有効期間の見直しについては、慎重な検討が必要であると考える。なお、令和4年3月の第125回社会保障審議会障害者部会においても、認定データの調査結果により、「区分6」と認定された者が更新時に「区分5～１」と認定されるケースが毎年約1,600～2,300人（3～5%）見込まれることから、障害福祉サービスの適正な提供の観点から影響があること及び状態の変化に応じた障害支援区分の見直しを図る機会を失わせることを踏まえ、現行どおり3年を上限とするとされたところである。 また、障害支援区分の認定の調査に係る負担軽減を図るため、審査判定プロセスの模擬事例を用いた解説動画を研修資料として新たに作成し、令和4年3月に市町村向けに周知（「障害支援区分研修担当者全国会議資料」について（令和4年3月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡））し、令和4年度以降、各種マニュアル・研修資料等を用いて、認定調査員（現任者）のスキル向上を目的としたフォローアップ研修を実施しており、引き続きこうした取組を進めてまいりたい。	類似の御回答が令和4年の分権提案においても示されたことは把握しておりますが、有効期間の延長を困難とする理由が十分に示されていないと受け止めており、かつ、代替策の効果も不十分で実際の現場では負担が増加している状況の中で、今回改めて提案したものです。 「最大3年」という上限につきましては、「2回以上連続で区分6の判定が出た方」などを、自治体が独自に「影響が出にくいケース」と柔軟に判断することができない仕組みとなっており、その点についても課題を感じております。このため、このように条件を付して有効期間の最大年数を見直すことを含め、現場の実態を踏まえ、障害者及び自治体の負担軽減の観点から、有効期間の見直しを御検討いただきますようお願いします。 合わせて、以下の点について御説明・御教示をお願いします。 ・平成１８年に定められた「（最大）３年」の期間設定について、根拠やその合理性を御教示ください。４年以上へ延長することによる支障や、当該支障が3年であれば解消される根拠についても御説明をお願いします。 ・御記載の研修や取組について、当市職員もフォローアップ研修に参加し、その内容は非常に有意義であると受け止めている一方、現場における認定調査業務の負担が軽減されたとの実感までは得られていないのが実際です。認定調査業務の負担軽減に繋がったとの声や、調査結果等がありましたらお示しください。 ・区分判定が変更になる方が3～５%程度いるというデータをもってこれまでの提案が見送られているとの認識ですが、具体的に何%以下であれば問題ないとされる基準がありましたら、参考まで御教示ください。	【花巻市】 当市では、R6年度の障害支援区分認定審査会において、区分6と認定されていた方（39人）で更新により区分１～5になった方は一人もいなかった。区分の見直しという意味では「区分変更による認定申請」自体はどのタイミングでもできるはずであり、期間の延長が見直しの機会を失わせることにはならないのではないかと考える。 【名古屋市】 支援区分6の者の中には、高齢者、強度行動障害の者、医療的ケア依存度が高い者など認定が変化する可能性が低いものも多く含まれる中、区分6全体の更新のデータのみを基に一律で3年更新を義務付けることは現場の実態と乖離している。 調査員のスキル向上に向けた取組は、市町村の最も大きな課題であるマンパワーの不足を直接解消するものではなく、区分の見直しによる給付適正化によって得られた原資を、認定調査を担う自治体のマンパワーに還元する取組が必要である。	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。
21	中核市市長会	札幌市、旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、川崎市、相模原市、佐久市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	×	転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略	転入届の特例による最初の転入届の受理時において、個人番号カードの住民基本台帳用4桁の暗証番号を統合端末に入力させることにより行う本人確認を常に省略することができるよう、住民基本台帳事務処理要領の見直しを求める。	総務省	特例転入手続において、マイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号（4桁のパスワード）を入力することとされているのは、本人確認に加え、住基APに格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するためである（住民基本台帳事務処理要領第4-4-(2)-イ）。ただし、現行の手続では、特例転入自体に加え、マイナンバーカードの継続利用や電子証明書の再発行のため、複数回の住民基本台帳用暗証番号の入力が必要となっていることを踏まえ、住民負担や窓口負担の軽減の観点から、当該入力が一度で済むような改修を次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討してまいりたい。	特例転入手続においてマイナンバーカードの住民基本台帳用暗証番号の入力が必要な理由として、「住基APに格納された住民票コードを用いて転出証明書情報を確実に照合するため」としているが、住民が暗証番号を忘れたり、誤入力によってカードがロックされたりした場合、最終的には券面記載事項等に基づき、暗証番号の入力なく手続を進めることになっており、暗証番号の入力を省略した場合でも、確実な照合が可能なのではないか。暗証番号の入力が行われない特例転入手続が認められている現状を考慮し、暗証番号の入力を不要とすることをぜひ前向きにご検討いただきたい。 「当該入力が一度で済むような改修を次期マイナンバーカードに係るシステム構築の中で検討」については、令和8年度からその確実な実現をお願いする。	—	—
22	中核市市長会	旭川市、盛岡市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	○（デジタル化（4以外））	住民票コード書面通知の個人番号通知書との一体送付	住民票コードの書面通知の送付を市町村長が行うのではなく、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が送付する個人番号通知書の送付と一本化する。	総務省	住民票コードの記載等に係る通知については、個人番号通知書の発送に係る法令や事務処理における整理を踏まえ、法制上の取扱いやシステム改修に要する経費等の観点から地方公共団体情報システム機構から発送することの適否について検討する。	システム改修にかかる費用等を検討する際は、今後も値上がりが予想される郵送費と比較することをお願いしたい。 また、住民票コードの記載等に係る通知の法制上の取り扱いを検討する際は、住民への通知自体を廃止することも検討していただきたい。平成28年1月1日のマイナンバー制度導入後は、年金受給者現況届等には住民票コードではなくマイナンバーを記入しており、現在、住民が住民票コードを必要とするのは国家資格受験申請時等に住民票の提出を不要とする場合のみだからである。 貴省が検討を進める際は、期限を設け、自治体などに対しスケジュールを示して進めることをお願いしたい。	—	—
23	北広島市	花巻市、宮城県、多賀城市、相模原市、養父市、佐賀県、大村市	×	児童扶養手当の受給世帯に対する特定者用定期乗車券の購入証明書交付事務の見直し	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対する特定者用定期乗車券について、各旅客鉄道株式会社から交付された用紙によらない証明とする。	こども家庭庁、厚生労働省	当該制度については、各旅客鉄道会社と調整の上、昭和62年４月１日児福第４号厚生省児童家庭局母子福祉課長通知「特定の母子世帯員に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度の取扱いについて」に基づき運用を行っており、これまでも、年度途中に不足等生じた自治体に対しては、要請に応じて追加交付するなど柔軟な対応をしてきたところ。 ご提案を踏まえた更なる事務の効率化については、関係府省庁及び各旅客鉄道会社と連携して検討を行ってまいりたい。	現在、特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を交付する際には手書きでの対応を余儀なくされている。各旅客鉄道株式会社において定められた様式を各自治体が印刷して使用することが可能となれば、事務の大幅な負担軽減となることから早期の改善をお願いしたい。 また、今後の業務効率化に向けた検討のスケジュールをお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
24	北上市	ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市	×	導入促進基本計画の変更における調査、分析等の事務負担の軽減	導入促進基本計画は、税制改正に伴い2年ごとに変更しているが、変更の都度自治体の現状や産業構造等の調査及び分析を実施することなく、社会情勢等に大きな変化があった場合にのみこれらの調査及び分析を実施することで変更を可能とすることを求める。 地方公共団体の事務負担軽減のため、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って見直しされたい。	経済産業省	導入促進基本計画は、変更の都度、地域の人口構造や産業構造等の調査や分析を行う必要はないと考えており、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。	変更の都度、地域の人口構造や産業構造等の調査分析を行う必要がないのであれば、「中小企業等の経営強化に関する基本方針（先端設備等導入関係）（令和三年八月二日時点）」の次回の改定において、導入促進基本計画を変更する場合には、第6に記載されている「市町村（特別区を含む。以下同じ。）が自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で」という記載部分を適用しない旨を明確化されたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
25	宝塚市、西宮市、加古川市、川西市、たつの市、上郡町 【重点19】	花巻市、ひたちなか市、川崎市、福井市、熊本市、那覇市	×	公営住宅建替事業の定義における「近接する土地」の範囲の明確化	公営住宅法第2条第15号の公営住宅建替事業の定義における「近接」及び同法第37条第4項第2号における「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲が明確でないことから、集約建替を行ううえでのハードルとなっているため、それらの範囲の明確化又は具体的な事例の提示を求める。	国土交通省	公営住宅建替事業については、平成11年の地方分権一括法による改正により、建替計画に係る国土交通大臣の承認は用途廃止に係る部分を除き廃止されたところであり、また、公営住宅法第2条第15号に規定されている公営住宅建替事業の定義における「近接」については、平成29年の地方分権一括法により追加されたものである。 公営住宅建替事業で近接地への集約建替を行う場合にあっては、入居者の居住の安定を図るため、移転先が入居者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに考慮を払う必要があることから、公営住宅法第37条第4項第2号において建替計画が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内に確保されるものであることを求めている。 この点、平成29年の地方分権一括法で考え方を示しているとおり、例えば、駅利用圏や小学校区など、地域の生活や教育・福祉などの公共サービスの状況、交通状況、地理的状況などの日常生活を営む上での諸条件を総合的に勘案して判断することが必要である。 地域の実情や当該公営住宅をとりまく環境は地域特性等により多様であり、また社会情勢等によっても影響を受けるものであると考えられるところ、提案のとおり「近接」や「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲を何らかの基準をもって具体的に明確化することは、個別具体の実情等に即した事業の実施を妨げ、公営住宅建替事業の適切な実施が妨げられることが懸念されることから、極めて慎重に検討することが必要と考えられる。	第１次回答において、「近接」等の範囲を何らかの基準をもって具体的に明確化することは、個別具体の実情等に即した事業の実施を妨げ、公営住宅建替事業の適切な実施が妨げられることが懸念されると示されたが、「近接」等の範囲について明確化されていない現状においては、非現地建替え及びそれに伴う限度請求の法的妥当性の判断が難しく、結果として効率的な集約建替えの実施が困難な状況にある。そのため、公営住宅建替事業の定義における「近接する土地」の範囲の明確化や、あるいは過去の非現地建替えにおいて「近接地」と認めた事例の提示について前向きに検討いただきたい。 また、平成29年の地方分権一括法で考え方を示しているとのことだが、以下のような疑問が生じており、より具体的に考え方を提示していただきたい。 ・「駅利用圏」は同一の駅からの距離によって評価するのか。異なる駅であっても、駅からの距離が同等であれば評価できるのか。「地域の生活や教育・福祉などの公共サービス」についてはどのような観点から評価するのか。 ・小学校区が異なる住宅は集約できないのか。 ・交通状況については、どのようなことを想定しているのか。自家用車を所有していない入居者も多くいるため、公共交通機関をメインに検討する必要があるか。 ・それぞれの要因について総合的に勘案する際、評価項目の比重はどのように定めるのか。一律に範囲を示すことが困難であるために諸条件を総合的に勘案して判断しなければならないとしても、総合的に勘案する際の評価手法はいくつか示されるべきと考える。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
26	亀岡市	札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、川崎市、石川県、身延町、長野県、佐久市、豊橋市、豊田市、稲沢市、尾張旭市、三重県、豊中市、四條畷市、今治市、高知県、長崎市、諫早市、長与町、熊本市、沖縄県	×	死亡叙勲の上申書類提出期限の延長	死亡叙勲の上申書類提出期限を1週間程度延長することを求める。	内閣府、総務省	総務省においては、地方公共団体向けに地方自治関係の栄典事務執行にあたっての参考として作成している「栄典関係事務提要（地方自治関係）」上、死亡叙勲に係る申請手続書類の当省への提出時期を、「死亡日を含み2週間以内」と記載しているところ、内閣府提出期限の5日前までとするよう記載を変更する。（これにより、現行の取扱いに比して提出期限が最大3日後ろ倒しになる見込み。） なお、死亡叙勲について、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日（死亡日）とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。ただし、死亡叙勲の手続期間については、「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」としている。	提出期限が最大3日後ろ倒しとなることにより、事務負担軽減や遺族への配慮に繋がる。 しかしながら、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本交付申請から原本到着まで時間を要することから、これらの書類については、提出期限に1週間程度の猶予をいただきたい。 また、第1次回答において「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」とあるが、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合を含むものとし、その旨を明確化することを求める。	【長野県】 管理番号342（提案事項名：内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し）においても、同様の回答をいただいた。総務省において提出期限が後ろ倒しになることを踏まえ、各府省庁においても同様に後ろ倒しとするよう御検討いただきたい。 【高知県】 総務省への提出時期変更については大変ありがたいが、死亡の日から30日以内に閣議決定・裁可の手続を完了することとされている手続期間を、例えば45日とする等根本的な見直しをお願いしたい。30日が45日となっても制度の趣旨を損なうものではないのではないか。 もしくは、例えば1～2週間程度の申請の遅れは、自動的に「やむを得ない特別な事情がある場合」を適用する等、柔軟な運用を検討していただきたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
27	亀岡市	兵庫県、熊本市	×	地域おこし協力隊制度における3大都市圏外要件の緩和	【地域おこし協力隊制度について】 3大都市圏の場合、人口減少率11%以上の市町村であれば本制度の対象となるが、人口減少率以外に高齢化率、空き家率等が高い市町村も制度の対象とするなど、現行制度上3大都市圏に含まれる市町村においても広く応募が図られるよう地域要件の緩和を求める。 なお、本件は要件緩和による地方財政措置の対象拡大を求めるだけでなく、総務省による研修等各種支援への参加を可能とすることを含め、地域おこし協力隊制度の利用拡大を求める提案である。	総務省	地域おこし協力隊は、三大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れの創出を図るという趣旨で創設された制度である。この観点から転出地や受入自治体に一定の要件を設けており、令和元年度には、三大都市圏内の市町村のうち、人口減少率11%以上の市町村を受入自治体の対象に追加しているが、これは、三大都市圏内の、過疎地域等の条件不利地域ではない市町村の中においても、一定以上の人口減少が現に生じている市町村があることを踏まえ、上記の地方部への人の流れを創出するという制度趣旨から、例外的にそのような市町村を三大都市圏外の市町村として取り扱うこととしたものである。 ご提案いただいた高齢化率、空き家率を考慮した地域を対象に追加することは、上記の地方への人の流れの創出の観点から、人口減少率等を基準にしていることを踏まえると、困難であると考えている。	地域おこし協力隊推進要綱において、制度趣旨に「人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている」との記述があるように、本制度の趣旨は「地域力の維持・強化に必要な人材の誘致」であると認識している。 人口減少も高齢化も地域力の低下を招く現象だが、時系列で考えると、高齢化によって住民同士のつながりが徐々に薄れ、地域力の低下が進行していき、最終的には人口減少によって地域全体が廃れるという流れが、かつてのニュータウンや山間部の集落で見受けられる。人口減少が進行してからではなく、高齢化や空き家の増加によって地域の活力が低下した段階で、地域外の人材を誘致し、地域力の復活に取り組める制度にしていただきたい。 仮に本市の独自事業として実施した場合、アドバイザーの派遣や自治体のネットワークから情報が入ってこないため、実施効果が低くなることを懸念している。 平成21年度第1回過疎問題懇談会の「時代に対応した新たな過疎対策について」（提言骨子案）において、新たな過疎対策の基本的な方向性として「都市部にはない過疎地域ならではの価値を考えれば、地域間格差の是正や人口減少の抑止のみを目指すのではなく、人口減少や高齢化等が進んだ中にあっても、各地域が個性を生かし、活力を再生し最大限発揮できるような対策を行っていくことが大切である」と提言されていることも踏まえ、人口減少に限らず、地域力低下のサインを示している地域については、本制度の対象になるように基準を再考いただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
28	亀岡市	川崎市	×	営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準の緩和	営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準（農作物の単収が、同じ年度の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないこと）については、一律におおむね2割以上という基準でなく、農作物の種類(陽性植物と陰性植物)や栽培面積等も考慮して減少割合を決めることや、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用を低減したり、バイオ炭を農地土壌に使用したりと環境負荷の低減に取り組む営農者に対しては収穫高の要件を緩和するなど、下部の農地の活用状況に係る基準を緩和することを求める。	農林水産省	営農型太陽光発電は、下部農地での営農の適切な継続を条件に、本来発電設備の設置が認められない優良農地においても、特例的に設置を認める取組です。 この下部農地の営農の適切な継続が行われていることの要件として、同一年の同一地域における同一作物の単収よりおおむね2割以上減収しないことを求めているところです。 他方で、近年、発電に重きをおき下部農地での営農をおろそかにする事例が散見されたことから、これまで通知で定めていた営農型太陽光発電の許可基準や提出資料に係る規定を農地法施行規則に明記するとともに、制度の目的・趣旨や考え方を記載したガイドラインを作成し、令和6年4月に施行したところです。 御提案のように、栽培作物や栽培手法によって、収穫量に違いがあることから、同一年の同一地域における同一作物の単収と比較することとしているものであり、現行の収量基準は適当と考えます。	ガイドラインに基づく収量基準の基本的な考え方は理解しているが、一般的に有機栽培は、慣行栽培よりも単収が低くなることを考えると、一律の単収基準のみをもって許可の可否を決することは、営農型太陽光発電の導入と同時に有機栽培への切り替えを行う者への阻害要因となる。 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第8条や食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第32条の趣旨を踏まえ、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用を低減したり、バイオ炭を農地土壌に使用するなど、自然環境に配慮を行い、環境負荷の低減に取り組んでいる営農者に対して特例的な設置基準を設けることなどについて検討いただきたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
29	亀岡市	花巻市、川崎市、稲沢市、熊本市	×	地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来法」という。）による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式（いわゆるレディメイド方式）による産業団地造成などの計画の場合には、手続きの進行が困難となる。結果、農地転用及び農振除外の目途が立たず、他手続き含めて事業全体に支障が生じる。 ついては、分譲方式を用いる場合でも作成可能となるよう市町村の土地利用調整計画に記載が必要な事項を修正し、加えて同計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されるよう緩和されたい。	地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来法」という。）による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式（いわゆるレディメイド方式）による産業団地造成などの計画の場合には、手続きの進行が困難となる。結果、農地転用及び農振除外の目途が立たず、他手続き含めて事業全体に支障が生じる。 ついては、分譲方式を用いる場合でも作成可能となるよう市町村の土地利用調整計画に記載が必要な事項を修正し、加えて同計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されるよう緩和されたい。	農林水産省、経済産業省	地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画については、令和5年7月に土地利用調整計画のガイドラインを改正し、地域経済牽引事業を行おうとするもの（企業等）の情報について「実施を想定する地域経済牽引事業の内容」としたところであり、必ずしも企業名等が確定した後でないと作成できないものとはなっていない。 一方で、農地法及び農振法に係る土地利用調整の特例については、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の用に供する施設の円滑な整備を支援する趣旨で措置されたものであり、地域経済牽引事業を実施しない者が、同法に基づく規制の特例措置を活用することは出来ない。土地利用調整計画の同意段階で土地利用調整の特例の適用を認めることは、上記の特例措置の趣旨に反することから適当ではない。 なお、経済産業省として、産業用地の確保については課題として認識しており、産業用地の計画的な整備の促進に向けて、関係省庁とも相談の上検討したい。	地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画について、必ずしも企業名等が確定した後でないと作成できないものとはなっていないことは承知している。土地利用調整の特例措置の趣旨についても理解する。 一方で、進出企業が確定し、地域経済牽引事業計画が承認されるまで農振除外・農地転用の見込みが立たないという状況は、分譲方式（レディメイド方式）による産業団地造成などの計画の場合には、支障が生じるとして本提案に至った経過がある。進出を検討する企業にとっては立地可能時期が見極められないというのは、進出を躊躇せざるを得ない要因となりうる。 しかしながら、企業に対して立地可能時期を示そうにも、土地利用調整の特例の適用見込みを示すことができない現状では、農地法及び農振法の手続きはもとより、地区計画の手続き等、他法令の手続きにおいても支障が生じるため、具体的な立地可能時期を示すことが困難であり、背反した状況に苦慮している。 都市計画マスタープラン等の市町村計画において当該地域の整備方針が定められている場合においては、市町村の土地利用調整計画の同意の段階で、当該土地の農用地区域からの除外について、都道府県の目標面積等に影響を及ぼさないこと等について事前に都道府県の同意を得ることを可能とすることで、市町村の農業振興地域整備計画の変更の「見込み」を示すことができるよう制度を見直し、他法令の手続きへの支障が緩和されれば、課題解決につながると考える。 本提案に限らず、産業用地の確保という課題解決に向けた取り組みとして、分譲方式による産業団地造成において利用しやすい制度設計について、関係省庁間での調整の上ご検討いただきたい。	—	—
30	亀岡市 【重点35】	寝屋川市	×	都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること	都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。	国土交通省	都市計画法における区域区分については、無秩序な開発を抑制してまとまりのある良好な市街地を形成することを基本的な目的としており、効率的な都市基盤整備を実施することで地方自治体の財政を健全化させるなど都市の持続性を高めることに寄与している。区域区分の面積の算定に当たっては、市街地規模との相関性が高いことから、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効である。これは、急速な人口減少社会において、地域活力の維持や市民生活の利便性向上を目的に政府全体で推進しているコンパクト・プラス・ネットワークの取組にも適合する。 なお、人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。	当市においては、京都市に隣接し利便性が良く、京都市と比較して土地が安価で、子育て等に関する市の施策が充実しているため、市外からの若年層世帯のニーズや商業・工業分野からの企業進出要望がある。市街化区域と生活圏を一体にしている縁辺部の市街化調整区域や、既成市街地に囲まれた穴抜きの市街化調整区域が複数存在し、新たな住宅地開発や企業の進出において、人口フレーム方式との整合確保の見通しが立たない中、新たな土地利用を図れず、当市のまちづくりを行う上で課題となっている。 当市の事案については、都市計画区域区分の決定権者である京都府とも要望や協議をしているが、都市計画運用指針で「区域区分の要否の判断及び区域区分を定める場合（中略）いわゆる人口フレーム方式を基本とすることが妥当である。」とされており、市の事情に関わらず、この方針から逸脱することは難しいと理解している。また、当市では現在2地区において商業系・工業系の一般保留地域を指定している。この2地区は国道9号に面し、現在地権者等において土地利用計画を策定しようとしている。そのうち1地区は商業系用途として一般保留地域で指定しているが、都市計画用途上、住宅建設も可能でもあるにもかかわらず、人口フレームを踏まえ、地区計画を設定し、住宅（団地）建設は制限するよう京都府から指導されている。 一方、当市は、既に市街化調整区域において工業や商業、観光系など地区計画制度を設定し運用していると共に、都市計画法に基づく開発許可権限を有していることから条例を制定し、市街化調整区域内に一定の規模・用途など要件を満たせば住宅の建設も可能とする「既存集落まちづくり区域指定制度」を運用している。しかし、これら制度は、市街化調整区域は市街化を抑制すべき地区とする基本理念の下での運用であって、本来は、市街化区域への編入により、まちづくりを進めていくのが基本と考えており、当市が持つポテンシャルを活かしたまちづくりができない。 なお、第１次回答のなかで「人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではない」とされているが、現行の運用で、具体的にどのような柔軟な運用がとれるのか御教示いただきたい。また、地方創生という観点からも、人口フレーム方式によらない市街化区域への編入など、地方都市の活力につながる柔軟なまちづくりができる制度を創設していただきたい。	—	—
31	亀岡市、東京都	花巻市、さいたま市、佐倉市、川崎市、相模原市、稲沢市、三重県、滋賀県、兵庫県、岡山県、広島市、防府市、高松市、大村市、熊本市、特別区長会	×	社会資本整備総合交付金における計画別流用の見直し	事業執行の効率化の観点から、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金間の計画別流用を可能とすること及び両交付金内の重点・非重点項目間での計画別流用を可能とすることを求める。	国土交通省	防災・安全交付金は、地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、社会資本整備総合交付金とは交付目的が異なることから、自由に流用可能とすることは適切ではありません。 重点計画は、重点配分対象に特化して策定される計画に対して重点的に配分を行ったものであり、重点計画から非重点計画に対して自由に流用可能とすると、重点的に配分された国費が重点配分対象以外の事業にも充てられることとなることから、重点計画の趣旨からして適切ではありません。	社会資本整備総合交付金を活用し、複数の事業を進める中、計画のとおり事業進捗が図れない場合がある。その際、重点計画から非重点計画への流用を始めとした異なる計画間の予算流用や、次年度以降の非重点計画への配分を減らすなどの年度をまたいだ配分等が可能となれば、対応できる幅が広がる。これにより、事業の進捗や安定が促進され、結果として住民の利便性・安全性の向上などにつながると考える。以上のことを考慮いただき、再度御検討いただきたい。	—	—
34	関西広域連合	—	×	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。	総務省	広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請することができる事務は、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限られている。これは、広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであることが望まれ、そのような要請は広域連合の処理する事務に密接に関連するものと考えられること、広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられることなどによるものであることから、ご提案の内容については、慎重な検討が必要である。	事務・権限の移譲に係る国からの財源や人員・資機材等の移管については、移譲が決定した後に国と具体的な調整を進めることになるが、広域連合としては、要請の段階で、執行体制や財源の確保についても十分に検討した上で行うため、その内容は現実的で真摯なものになると考える。 また、国への要請にあたっては、広域連合議会の議決を要する一方、国から事務・権限が移譲される場合における広域連合の事務範囲の拡大に伴う規約改正のため、全ての構成団体の議会の議決を要することもあることから、現実的には国への要請前に全構成団体の合意が必要となるため、御指摘の予測可能性についても問題ないと考える。 この度の回答では要請を受けた国側の処理手順の明確化については言及されていないが、現行制度では移譲要請を受けた国は何らの義務を負わず、要請に係る広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く釣り合っておらず、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見出せなく、徒労に終わる可能性があることから、活用しづらい制度となっている。このため、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り移譲に同意するものとする等、処理手順の明確化についても強く要望する。 さらに、「地方創生2.0基本構想」で示された、都道府県域を越えた「広域リージョン連携」の推進にあたって、本提案が実現すれば国からの権限・財源の移譲の可能性が高まり、各地域において既存事務の枠組みにとどまらない様々な広域連携によるプロジェクトの進展が期待されるため、一層前向きに検討していただきたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
36	三原市	盛岡市、花巻市、栃木県、さいたま市、春日部市、佐倉市、川崎市、魚沼市、沼津市、高松市、東温市、久留米市、熊本市	×	多面的機能支払交付金事業における提出書類の簡素化	「多面的機能支払交付金事業」について、申請書類に添付する書類の記載項目を削減するなど書類作成の簡素化を求める。具体的には、「活動計画書」については必須である活動項目に対する実施予定の記入、「実施区域位置図」(「活動計画書」の別添１)については対象となる資源の図示、「活動記録」については実施時間の記入、「金銭出納簿」については領収書番号等の記入の削減をそれぞれ求める。	農林水産省	多面的機能支払交付金は、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う地域の共同活動に支援するものであり、当該交付金の交付及び執行が適正になされるよう、活動組織及び市町村において、活動計画書（実施区域位置図を含む。）、実施状況報告書、活動記録、金銭出納簿等の作成、確認等を行っていただいている。 このような中、活動の推進に当たり、事務負担の軽減が課題となっていることから、これまでに様々な見直しを行ってきたところ。また、新たな食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）において、事務の簡素化に取り組んでいく旨を記載し、引き続き、取り組んでいくこととしている。 今回の事務負担の軽減に関する御提案については、他の地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、当該交付金の適正な執行等の観点から確保すべき事務作業の水準を考慮し、引き続き、検討させていただきたい。 また、今後とも必要な予算の確保に努めつつ、適切な制度の周知に努めていきたい。	多面的機能支払交付金事業の活動計画書や活動記録などの書類作成事務が担当者にとって大きな負担となっていることから、取組の継続を断念する活動組織が出ている。活動組織から市町への提出が任意となっている書類に関しても、国または県から交付金に関わる活動の確認の根拠を問われる機会があるため、市町から活動組織へ提出を求めている事例もあり、負担軽減に繋がっていない。今後構成員のさらなる高齢化が進むと申請書類が煩雑で、大量の書類作成事務を処理する人がいなくなることが懸念されており、書類作成の簡素化になることで、交付金の趣旨とする農地、水路、農道等の地域資源の保全管理への注力の後押しが期待されると考える。また、市議会の一般質問でも事務の簡素化について質問も出ており、地域からの要望は大きく、高い関心を持っていることがわかる。 新たな食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）において、事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。」と記載されていることから、早期の簡素化実現のため、今回支障事例に挙げさせていただいた項目を含め、具体的な検討内容、現状での課題をご教示いただきたい。	—	—
37	大府市	花巻市、福井市、関市、半田市、稲沢市、城陽市、西宮市、笠岡市、広島市	×	企業版ふるさと納税による寄附額と同額を基金に積立て可能とすること	企業版ふるさと納税による寄附額と同じ金額を基金に積立てられるよう、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）の改正を求める。	内閣府	企業版ふるさと納税が適用される寄附は、地域再生法上、地域再生計画に記載された事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることがその要件とされており、事業の終了時に寄附の累計額が支出の累計額を上回らないよう管理しながら事業を実施する必要がある。 寄附を基金へ積立てる場合についても同様であり、基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回らないことを担保する必要があることから、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）２－１⑤ⅳ後段の規定を設けている。	お示しの地域再生計画認定申請マニュアル（各論）２－１⑤ⅳ後段の趣旨について承知した。 しかしながら、後段の規定については、積立金の財源全てを寄附金にすることはできない旨を定めているに過ぎず、規定のとおり「積立額のうち、寄附を充てる分の割合を10割未満」とした場合でも、基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回ることはあり得るため、ご回答にあるように「寄附の累計額が支出の累計額を上回らないこと」の担保にはなっていない。寄附額（基金積立額）に対して事業費の金額が相当大きく、寄附額が事業費を下回ることが明らかな場合でも、積立額が寄附額と同額とならないよう当市では一般財源から１千円を積み立てており、これについて議会等への説明を行う際、「国のマニュアルに従うため」としか説明できず、苦慮している。 ついては、後年度の事業の財源として必要となる金額のみを基金に積み立てることができるように、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）２－１⑤ⅳ後段の削除、もしくは、「また、積立額のうち、寄附の充てる分の割合を10割未満とすること。ただし、事業費が寄付額を上回ることが明らかな場合は、寄付額と積立額を同一とできるようにする。」といった、寄付額と積立額を同額とする余地を認めることについて、検討いただきたい。	【城陽市】 「基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回らないことを担保する必要がある」とのことであるが、「積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を10割未満」とのことであるが、「積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を10割未満とすること」と「寄附の累計額が支出の累計額を上回らないこと」の間に何ら因果関係がなく、担保できないと考える。 本市が基金積立の制度設計を検討する際に内閣府担当者にこの件について問い合わせたところ、寄附金の使い切りを担保するため、積立額は寄附金のみではなく、他の予算（一般財源等）を入れる制度設計としたとのことであった（当初は5割未満のところを緩和して10割未満としたとのこと）。しかしながら、寄附金以外の予算を合わせて積立てることをもって、寄附金の使い切りを担保できる根拠は無く、目的と手段に著しい乖離があると考える。 【西宮市】 「基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回らないことを担保する必要がある」との回答が示されたが、基金積立時に確実な支出を見込んでいた事業であっても、不測の事態による事業規模の縮小や事業そのものの中止により、寄附の累計額が支出の累計額を上回る状況となってしまう可能性をゼロにすることは不可能である。 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（第 15 版）＜事業実施・実施状況報告編＞ のQ8-2には、「天災等のため事業実施が困難となった等により、やむを得ず受領した寄附の総額が事業費を上回った場合は、受領した寄附のうち事業費を上回った部分について、寄附企業の理解を得た上で、他のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てることにより寄附の総額が事業費を超えないようにしてください。」とされているため、基金を活用した事業についても同様の取扱いとし、「積立て額のうち、寄附の充てる分の割合を10割未満とすること。」との規定は削除していただきたい。 【広島市】 提案市が提案しているとおり、寄附額（積立額）に対して事業費の金額が相当大きく、寄附額（積立額）が事業費を下回ることは明らかである場合でも、寄附額く積立額にするために一般財源から積立額を追加することは理由がないため、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）の改正を求める。 加えて、基金への積立てについては、寄附法人の意向により寄附の受入年度など影響を受けるため、その意向等を確認しやすくなるよう、また、併せて、事業の公正な実施のため、寄附法人の関与等について明確に確認できるよう、何らかの手続的な規定を設けるなど、本制度の健全な発展に向けた改善策等を講じることを求める。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
38	大府市 【重点6】	札幌市、当別町、青森市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、島田市、名古屋市、刈谷市、豊田市、城陽市、堺市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、熊本市	○（デジタル化(4)）	戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること	マイナポータル上の「わたしの情報」において、課税所得額を確認できることから、所得課税証明書については、住民からの請求に基づき、マイナポータル上で当該情報を証明書形式（PDF）に変換し、自動で電子署名が付与される機能を追加することで、PDF等による電子的な交付を可能とすること。 戸籍証明書、納税証明書についても、マイナポータル上で電子的な交付を可能とすること。	デジタル庁、総務省、法務省	【デジタル庁、総務省】 地方税法第20条の10に基づく納税証明書や、地方団体が条例・規則等に基づき定める課税証明書等の電子的な交付については、提案者もご認識のとおり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項及び第16条第１項の規定に基づき、各地方団体の判断により、既に電子的な交付が可能であるところ。 なお、eLTAXを経由した納税証明書の電子的な交付については、「令和6年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現すべきとされたことから、マイナポータルの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を開始したところである。 【法務省】 戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第７９条の５）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。	本提案における各証明書は、多岐にわたる場面で利用され、社会基盤の一端を担っている。このため、各市区町村での電子交付化への取組に濃淡があることは望ましい状況とは言えず、マイナポータルのぴったりサービスなど、統一的なプラットフォームにおいて、全国で一律に、全国民がどの市区町村に居住しても利用できるようにすべきである。納税証明書の電子的な交付について検討を開始されたとのことだが、課税証明書についても検討いただき、確実な実施と早期実現をお願いしたい。戸籍証明書の電子的な交付についても、同様に統一的なプラットフォームにて実施できるよう再検討をお願いしたい。	【青森市】 国として、関係府省の垣根を超え、法令整備はもちろんのこと、マイナポータル上で各種証明書発行管理ができるなど、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。 【豊田市】 電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。	【全国町村会】 納税証明書等の電子的交付について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
39	大府市	ひたちなか市、相模原市、魚沼市、福井市、関市、刈谷市、斑鳩町、熊本市、延岡市	×	所得税確定申告書様式の記載事項の見直し	所得税の確定申告書2表に医療費の金額等の記載欄復活を求める。	総務省、財務省	現在、申告件数の７割超がe-Tax送信によるものであり、e-Tax送信された申告書については、申告書のデータのほか医療費の明細書のデータも地方税当局にデータ連携され、当該明細書のデータから医療費の支払金額等を確認することが可能となっている。 一方、書面で申告書が提出された場合、医療費の明細書のデータは地方税当局にデータ連携していないが、令和８年分の申告から、当該明細書のデータも地方税当局にデータ連携するようシステム開発を行っており、e-Tax送信分と同様、当該明細書のデータから医療費の支払金額等を確認することが可能となる予定である。	各市区町村において、医療費の支払額の確認が多大な負担となっている。医療費の明細書のデータ連携が予定されているとのことで、大変有益なシステム開発で、感謝申し上げる。令和８年分申告からの予定となっているが確実な実現をお願いしたい。	—	—
40	大府市	札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、相模原市、島田市、碧南市、刈谷市、城陽市、寝屋川市、笠岡市、広島市、熊本市	×	在留資格延長申請等における住民税課税証明に係るマイナンバー情報連携の活用	外国人の在留資格延長申請時等において、出入国在留管理局が必要書類とし提出を求めている住民税課税証明書について、マイナンバー情報連携機能の利用の徹底を求める。	総務省、法務省	出入国在留管理庁においては、在留申請時におけるマイナンバーによる情報連携の仕組みを令和９年３月から運用開始するよう必要な作業を進めている。住民税課税情報については、運用開始に併せて連携可能となる予定である。	当市では年間約１万件の所得課税証明書の申請があり、うち約3割の３千件程度が在留資格延長等を目的に出入国在留管理庁の求めに応じてなされたものであることから、多大な負担となっている。 住民税課税情報について情報連携可能となる予定とのことだが、是非、確実な実施をお願いしたい。また、より早期の運用開始についても検討いただきたい。	—	—
41	大府市	秋田市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、福井市、沼津市、笠岡市、熊本市	×	eLTAXにおける年金支払報告書のダウンロード機能の見直し	eLTAXの年金支払報告書のダウンロード機能について、年度分ごとに出力できるよう、改善を求める。	総務省	市区町村に提出される公的年金等支払報告書にあっては、従来から年次分については、eLTAXを活用して電子的に提出する仕組みが設けられていたが、「令和３年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和３年12月21日閣議決定）に基づき、追加又は訂正が生じた場合も、eLTAXを活用して電子的に提出する仕組みが構築され、令和６年度より運用が開始されたところである。 eLTAXは、地方団体が共同して運営を行う地方税共同機構において開発・運用が行われていることに鑑みれば、eLTAXの機能改善等に関する提案は、まずは地方団体と地方税共同機構との間において検討・調整すべきものであることから、本提案について地方税共同機構に共有してまいりたい。	給与支払報告書においては、必要な年分のみを出力することが可能となっているが、公的年金支払報告書では必要な年分のみを出力ができない状況である。各市区町村で入力等の処理を行う上で、この2つの報告書において出力時の仕様が統一化されることが望ましい。 総務省設置法４条53項において、「地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること」が所掌事務として定められ、貴庁において、地方税務事務の電子化等について、方針の決定及び推進が行われていると認識している。 これらの状況を踏まえ、貴庁においてイニシアチブをとっていただき対応をお願いしたい。	—	—
42	大府市	川崎市、広島市	×	過年度課税分の変更時における特別徴収税額決定通知の見直し	特別徴収税額決定通知について、納税義務者本人自身によって過年度課税分の所得の変更、控除の変更が行われた際は通知しない仕組みとすることを求める。	総務省	地方税法第321条の6の規定は、現年度課税分の特別徴収税額変更を想定しており、過年度課税分の税額変更の場合まで対象とするものではないが、提案団体において特段の支障があれば対応してまいりたい。	税額変更には、異動届（従業員の退職等の報告）によるものと、確定申告等によるものがある。地方税法の規定は、過年度の税額変更の場合を対象としていないが、このうち過年度の異動届によるものは、特別徴収義務者において事務が適正に行われたことを示すため、実務上、税額変更通知を企業等に送付する必要がある。しかし、税務システムの標準仕様書上、過年度分の税額変更通知のうち、異動届によるものと確定申告等によるものの区別が明記されず、ベンダーによっては、過年度の電子通知を作成する際、異動届による税額変更通知のみを企業等へ送付し、確定申告等による税額変更通知は企業等へ送付しないといった選択ができない。 この点の区別を可能とするよう、標準仕様書等に明記することを検討いただきたい。もしくは、eLTAXにおいて、異動届による税額変更通知のみ発信されるが、確定申告等による税額変更分は通知が発信されないよう選択できる仕様に変更することを検討いただきたい。 また、支障事例としては、特別徴収義務者が過年度の税額変更通知を現年度の通知と誤解して納付する場合があり、税額を納めすぎた場合、返金手続事務が発生する。令和6年10月から当市の指定金融機関で振込手数料の改定がされ、公金還付の振込についても振込手数料が必要となり、さらに、事務手続にかかる人件費も発生する。特別徴収義務者からの無用な問い合わせも発生している。 また、特別徴収義務者側においても社会保険や住民税など事務が繁雑となってきている中で、余計な混乱を招く事態となっており、改善を望む声を多く受けている。 これらのことを踏まえ、早期の確実な実施をお願いしたい。	—	—
43	大府市 【重点8】	宮城県、さいたま市、川崎市、稲沢市、亀岡市、寝屋川市	×	土地区画整理法第29条第2項に基づく公告において住所の告示を不要とすること	土地区画整理法第29条第１項において、「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。」とされており、同条第２項において「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。」と定められている。しかし、個人情報保護の観点から、「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、【理事の氏名】を公告しなければならない。」と見直しされたい。	国土交通省	提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法第29条の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。	理事の住所については、当初の就任時に加え、定款で定める任期（５年を超えない範囲内）ごとの改選時や、住所変更時にも届出を行うこととなっている。したがって、本提案が実現すれば、理事の住所の公表を不要とすることにより、個人情報の保護に大きく寄与するものと考えられる。 以上のことから、本提案の実現に向けて前向きに検討いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
44	大府市	盛岡市、花巻市、ひたちなか市、春日部市、川崎市、魚沼市、沼津市、豊田市、福沢市、兵庫県、岡山県、東温市、高知県、熊本市	×	青年等就農計画における年齢要件の見直し	農業経営基盤強化促進法施行規則第一条（青年の年齢）について、「原則として十八歳以上四十五歳未満」を「原則として十八歳以上五十歳未満」とするよう見直しを求める。	農林水産省	農業経営基盤強化促進法上、「青年」の定義は原則18歳以上45歳未満としているところですが、各市町村における青年等就農計画の認定にあたっては、 ①地域に青年層の担い手がいないと認められる場合には、例外的に青年を50歳未満にまで拡大することを認めているほか、 ②地域に青年層の担い手がいる場合であっても、青年等就農計画の目的を達成するために活用できる知識・技能を有する45歳以上65歳未満までの者を計画認定の対象としている ところであり、「青年」の定義以上の年齢の者についても、市町村の裁量により認定できるよう措置しているところです。	現状、市町村の裁量により45歳以上の者でも青年等就農計画の認定を受けられる場合があるが、新規就農希望者側からすると、自身が就農を希望する農地（市町村）で新規就農者育成総合対策などの補助が受けられるか不明であり、要件を満たすのかどうか自治体に問い合わせをする必要がある。自治体は、その度に地域に担い手がいない等やむを得ない事情という曖昧な条件に該当するのかどうか確認等負担が生じている。住民と自治体の双方の負担軽減に資するためにも年齢要件を統一についてぜひ前向きにご検討いただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
45	大府市 【重点22】	長野県、浜松市、豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、熊本市	×	前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第１項ただし書における補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。	文部科学省	教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。 この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところであり、ご提案については、他の行政委員会の規定も踏まえ、慎重な検討を要する。	現行の制度では、教育長が任期途中で辞職等により欠けた場合、後任者は前任者の残任期間を任期として任命される。これは、教育委員会の合議制としての安定性・中立性を確保するため、委員の任期が重ならないよう、配慮された仕組みに基づいている。しかし、教育長の任期は3年、他の委員の任期は4年と異なっており、任期の重複を避けるよう配慮する必要があるのは他の委員に限られるのではないかと考えられる。このことから、教育長の任期については他の委員の任期と調整をする必要性は低いため、補欠任用時に任期を前任者の残任期間とする必要はないのではないか。 また、教育長は他の委員と異なり、教育行政を統括する実務責任者であり、職責の継続性と安定性が特に求められる。補欠として短い任期での任命が繰り返されることは、教育行政の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるほか、住民目線では理解できないこともあり、制度を見直す必要性があるのではないか。 したがって、教育長については補欠任用時に前任者の残任期間とするのではなく、新たに3年の任期を付与できるよう、制度の見直しを検討すべきではないか。	【一宮市】 現在の教育委員会制度では、教育長は、直接議会の同意を得て、市長が任命すること、かつ任期も4年から3年となり任期が異なることから、旧制度のような教育長も教育委員の一員であり、教育委員会の急激な方針変更にならないよう、教育委員の一斉交代を避けるため、任期に配慮するといったことができない状態となっている。現状の制度でも教育長と委員が同時に交代することはあり得るため、本提案による見直しにより、憂慮すべき影響があるとは思われない。	—
46	高知市	花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、高知県、佐世保市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市	×	出生届後に１歳未満児が通常発行によるマイナンバーカードの交付申請をした場合の本人確認書類の見直し	出生届後に１歳未満児が通常発行によるマイナンバーカードの交付申請を行う場合において、１歳未満児が来庁して交付を受ける際の交付申請者（１歳未満児）に係る本人確認書類を見直すことを求める。 具体的には、法定代理人に対して交付する場合と同じく、１歳未満児の本人確認書類として顔写真付きの書類及び回答書を不要とし、顔写真なしの書類2点以上の提示のみで本人確認を行えるようにすることを求める。	総務省	１歳未満本人が法定代理人と来庁しマイナンバーカードの交付を受ける場合に提示が必要な本人確認書類について、法定代理人のみが来庁してカードの交付を受ける場合と比べて過大とならないよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第３号）及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正を検討してまいりたい。	第１次回答が示された後に、総務省より「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等の一部改正について（通知）」（令和７年７月１日付け総務省自治行政局長通知）が発出され、その中で、本提案で求めていた１歳未満の申請者とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合に必要となる書類について、当該特定年齢未満申請者とその法定代理人が出頭して個人番号カードの交付を受ける場合のうち特定の場合においては、回答書を不要とする、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年９月29日付け総行住第137号通知）の改正がなされていることを確認した。 本提案に対して早急に対応をいただけたものと認識しており感謝している。 今後は改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則や事務処理要領を基に個人番号カードの交付等に関する事務を行ってまいりたい。	—	—
47	南部町、山梨県町村会	川崎市、相模原市、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、豊田市、東温市	×	農地利用状況調査事業における農地利用意向調査の調査対象の見直し	農地法第30条第１項及び第32条第１項の規定に基づく、農地利用状況調査事業における農地利用意向調査について、所有者全員を対象として毎年実施する調査を、その年新たに遊休農地と認定された農地の所有者のみを対象とする調査内容への見直しを求める。	農林水産省	遊休農地については、その状態や所有者等の利用意向の変化が生ずる場合もあるため、毎年利用意向を確認し、少しでも多くの農地を有効利用につなげることは重要であると考えており、御指摘の令和3年度の措置については、規制改革推進会議での指摘を踏まえて措置したところ。 特に、地域計画については、計画区域内の遊休農地を含め、農地の利用意向を踏まえた継続的なブラッシュアップが必要な状況にあるところ、利用意向調査はこのブラッシュアップに欠かせないものであることから、引き続き取り組んでいただきたい。	第１次回答の趣旨は理解できるが、事務量によるマンパワー不足や切手代なども莫大な費用がかかり非現実的であることは否めない。毎年意向調査を送付しても、未回答が増えてゆくばかりであり、農地の有効利用に繋がることはない。効果が見込めない作業に多額の費用と時間を費やすことは、行政として避けなければならないと考える。遊休農地について、利用意向を確認し、少しでも多くの農地を有効利用につなげることの重要性は理解できるが、毎年全筆に対して調査を実施しなければならない理由についての回答が不十分ではないかと思う。国においてもEBPMの視点での政策効果の検証が求められる中、調査関係者の労力という費用面や費用対効果、調査に見合うだけの効果が得られているのか等について、さらに詳しい回答を求めたい。現時点でエビデンスを示せない場合には、検証を求めたい。	【相模原市】 遊休農地の所有者の利用意向が変化する可能性を信じて、毎年の意向調査を実施することが有効であるとの見解であるが、遊休農地化した農地の所有者の意向は変化する可能性は非常に低い。その事務に対応する人件費・諸費用との費用対効果を考えたら、提案団体の提案のとおり利用意向の確認が取れやすい新規案件のみとすべきである。 また、地域計画のブラッシュアップに利用意向調査が欠かせないというのであれば、せめて地域計画の範囲内だけ調査を行えば良いのではないか。	—
48	南部町、山梨県町村会	相模原市、魚沼市、早川町、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、安来市	○（デジタル化（4以外））	農業委員会サポートシステムの利便性の向上	農業委員会サポートシステムについて、操作性の向上や情報検索機能の改善などを行い、市町村の農地台帳管理業務を効率化すること。	農林水産省	農業委員会サポートシステムについては、利用者である農業委員会等の皆様からもご意見やご指摘をいただいているところであり、いただいた改修要望等については運用実施主体である全国農業会議所において整理した上で、予算の範囲内で可能なものから対応を行っているところ。 今般いただいた支障事例についての対応状況及び見解は以下のとおり。 ・ログイン方法について 本システムがインターネット領域のクラウドサーバで構築・運用されていることから、外部からのアクセスについて必要なセキュリティを担保するため、二要素認証を導入しているところであり、ご理解いただきたい。 ・動作、読み込み、表示が遅いことについて 本システムはインターネット領域で構築・運用しつつ、LGWANからもアクセス・利用できるようにしており、本システムのLGWANの帯域幅や無害化処理件数の確保に務めているが、アクセスが集中した際にはご迷惑をおかけすることがあるところ。LGWANではなくインターネットからご利用いただければ、上記のことを回避することが可能であるため、各農業委員会等におかれてはインターネットからのご利用もご検討いただきたい ・画面上の操作・動作について（UI/UX） 上記のとおり、UI/UXに関するご意見をいただきつつ予算の制約等により全てには対応できていない状況だが、運用実施主体とともに検討させていただきたい。 ・図形情報（航空写真等）の更新について 土地区画情報の更新については、eMAFF地図（当省大臣官房デジタル戦略グループ）と連携して実施しているところであり、各市町村で管理されている地番図をご提供いただくことで、本システムに反映することが可能。 また、背景写真についてもデジタル戦略グループが調達している衛星画像を全国分まとめて導入し毎年更新しているので、背景地図である空中写真レイヤをONに切替えてご活用いただきたい。 ・その他 同時ログインや帳票出力、地図上から農地情報を表示させる機能などについては、本システムで実装されているところ。Excelを活用しているという事例については本システムの周知不足によるものであり、今後もシステムの操作方法の研修等を行って周知・理解促進に努めてまいりたい。	動作、読み込み、表示が遅いことについて、1次回答で示されたとおり、以前からインターネット環境で本システムを使用している市町村もあるが、読み込みに時間がかかるなどの支障が生じている。長時間の読み込み時には、一定の間隔で操作をしないとインターネット環境との接続が遮断してしまい、その都度ログイン作業を実施するなどの事務的負担が生じていることから、改善を求めたい。 また、他支障事例のとおり様々な不安要素があり、従来のシステムと併用して使用している市町村もある。今後も本システムを有効活用していくために、システム改修や機能向上など1次回答において示された検討事項・対応について早期に施されるよう求める。 市町村事務においては、専任職員の配置が困難であり、人事異動もあることから、操作の簡略化を求めるとともに、より一層の利便性向上を図り、様々な面から本システムが定着するよう、定期的な研修や操作説明会等の周知・理解促進を求めたい。	—	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
49	金沢市	札幌市、花巻市、ひたちなか市、佐倉市、亀岡市、安来市、松山市、大村市、鹿児島市	○（デジタル化（4以外））	国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの標準仕様書における督促状及び口座振替不能通知の様式に圧着はがき兼領収書版を追加すること	督促状、口座振替不能通知の標準仕様書上の様式において圧着はがき・兼領収書版を追加する。	厚生労働省	【国民健康保険システム】 標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、国民健康保険システム等標準化検討会においてお願いします。 国民健康保険システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「国民健康保険システム標準化検討会」）において、国民健康保険システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 なお、ご要望の様式追加については、令和７年度の標準仕様書の改版において検討対象とする予定としております。 【後期高齢支援システム】 標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、後期高齢支援システム標準化検討会においてお願いします。 後期高齢支援システム標準仕様書については、後期高齢支援システム標準化検討会において、後期高齢支援システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 なお、当該様式の圧着はがき兼領収書版については、定型用紙以外の専用紙での印刷となることから、標準準拠システムのアプリケーションで印刷せずに印刷の外部委託等による実現が一般的と想定しております。 外部印刷は標準準拠システム外での対応であり、その実施を標準仕様書に規定がないことにより妨げるものではありません。	【国民健康保険システム】 令和７年度の標準仕様書の改版において、是非前向きに検討いただきたい。 【後期高齢支援システム】 標準化PMOツールにおけるデジタル庁からの回答（※）では、「独自帳票を作成・出力する運用等の是非は、各地方自治体において、標準化法の目的と標準化基本方針（2.1　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義）を踏まえて検討されるべきと考えます。」とあり、標準化基本方針（2.1　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義）では、「維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと」の課題解決が標準化の意義とされている。 ※「アウトソーシング予定の大量印刷のレイアウトについて」（令和７年３月９日FAQ） 標準準拠システムから出力したPDFファイル等に基づき、外部印刷で圧着はがき兼領収書版を作成することは技術的に可能だが、標準準拠システムから出力したPDFファイルをそのまま印刷するケースと比較し印刷委託費用が高くなる。また、当PDFファイル等の仕様が変わるたびに委託業者側のプログラム改修を余儀なくされるため、制度改正の度に該当帳票に関するPDFファイル等に変更があるのかチェックして、印刷委託会社と改修対応の契約を結ぶ必要があるなど、標準化基本方針で示された課題解決がなされない状況となる。 標準準拠することにより運用経費が高くなることが問題視されており、国民健康保険と同様に運用費用削減を見据えた前向きな検討を是非お願いしたい。 【共通】 そもそもシステム標準化検討会に関し、システム標準仕様書に係る自治体への意見募集の際、前版で規定済みの要件は原則対象外で、業務上支障がある場合のみに限定され、運用経費を抑えるための意見をあげることができない状況にあることから地方分権改革に関する意見として提案したもの。当要件を外し、各自治体から幅広く意見を募集すべきであるが御省の見解を伺いたい。	—	—
50	福島市	川崎市、福井市、福沢市、熊本市	○（デジタル化（4以外））	政府共通決済基盤における決済一覧画面上で各手続の名称を確認可能とする等の機能改善	政府共通決済基盤における決済一覧画面上で各手続きの名称を確認可能とすること。 また、同画面においてフィルター機能を設けるなど、アカウント（所属）ごとの決済情報の表示を可能とすること。	デジタル庁	マイナポータル申請管理において、一定期間中の各種申請に係る決済金額一覧を出力できるよう機能改修を行う予定であり、これにより各決済情報の手続名称を確認すること、またアカウント（所属）ごとの決済情報を確認することが可能となる。これらの機能追加は令和７年度中の実現を現在予定している。 また、令和７年４月に実施した政府共通決済基盤の機能改修により、マイナポータル申請管理で決済情報をほぼリアルタイムで取得できるようになったほか、政府共通決済基盤にて返金処理を実施し、マイナポータル申請管理へ返金ステータスが連携できるよう令和７年度中に機能改修を予定している。	当該機能改修により、当市の提案は実現されるものと認識している。令和７年度中の機能改修に向けて遺漏なきよう取り組んでいただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
51	福島市	川崎市、富士市、名古屋市	○（デジタル化（4以外））	ぴったりサービスにおいて様式の編集権限を設定可能とすること	ぴったりサービスにおいて、アカウント（所属）ごとに様式の編集権限を設定可能とすること。	デジタル庁	マイナポータル申請管理では、アカウントごとに特定の手続に対する編集権限の設定が可能となっており、権限が割り当てられていない手続きについては編集できないようになっている。そのため、アカウントごとに手続きの割り当てを行うことで、権限のないアカウントについては手続きの編集・更新等を行うことができなくなるため、担当者ごとにアカウントの権限設定及び担当する手続きの見直しを検討いただきたい。 なお、アカウントの分類の詳細についてはマイナポータル申請管理「操作マニュアル～共通編～」の「03.アカウントの分類について」を、アカウントの権限設定の方法については「操作マニュアル～ユーザアカウント管理編～」をそれぞれ参照いただきたい。また、ぴったりサービスヘルプデスクに問い合わせいただければ、マイナポータル申請管理の操作についてご案内することも可能である。	ご指摘のアカウント権限は既に設定しているが、選択した手続に紐づき、他課アカウントが作成した様式が編集管理画面上に初期表示される仕様や、他課アカウントによる編集内容が制度所管課アカウントの様式に適用される仕様については権限設定に依存していない。また、ぴったりサービスヘルプデスクに問い合わせを行ったが、当市が権限設定を誤ったわけではなく、上記が仕様であることを確認した。これらは錯誤を誘発する仕様であり、他課アカウントが作成した様式が初期表示されないような権限仕様とするなど、改めて早急な改善を要望する。 なお、当市が提案した時点において確認していた「他課アカウントにより編集された内容が本番環境ページへ（自動的に）適用される事象」は現時点では見られなくなったため、利用者に誤った情報を提示する可能性は低減したと認識している。他方、他課アカウントが作成した様式が編集管理画面上に初期表示される仕様や、他課アカウントによる編集内容が制度所管課アカウントの様式に適用される仕様が残っているため、例えば、制度所管課アカウントの様式を他課アカウントが誤って編集してしまい、その後、制度所管課が様式の更新等のタイミングで、編集内容を認識しないまま本番環境ページに公開してしまうリスクが依然として残ってしまっている。こうしたリスクを回避するためにも、他課アカウントが作成した様式が編集管理画面上に初期表示される仕様などの見直しを検討いただきたい。	—	【全国知事会】 現行システムで対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
52	福島市 【重点10】	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。	財務省、国土交通省	被相続人居住用家屋等の確認事務については、 ①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること ②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと 等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。 なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、支障事例で言及されている「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」の確認の意図としては、「相続時から譲渡の時まで事業の用等に供されていたことがないこと」、及び「身体上・精神上の理由により介護を受ける必要がありやむを得ず老人ホーム等に入所したものの完全に生活の拠点を移転したとは言えない場合は当該趣旨に反するものではないこと」を確認することであるため、「空き家の発生を抑制するための特例措置（3,000万円控除）に関する地方公共団体からの質問と国土交通省からの回答集」においても、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。	①において、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のもの」と回答されているが、特例措置の確認事務は机上のものである一方、本市で実施している空家等の実態調査は、現地にて目視等で確認する調査であり、かつ毎年実施しているものではないことから、これらは根本的に異なる作業である。 また、確認事務には、書類と申請者からの聞き取りによる確認作業が必ずあるが、申請者が遠方である、または高齢者であるなどの場合が多い。 そのため、郵便等により複数回のやり取りが必要になるほか、対面の聞き取りでは１件当たり平均45分程度の時間を要している。こうしたことから、空家等の実態調査と類似しているという認識はない。 ②において、「確認事務は外形的な確認である」と回答されているが、公印を押印する以上、制度で求める書類に不備がないか確認することとなり、上記のとおり本人からの聞き取りを含めて時間を要し、負担となっている。加えて、代替書類を求めることでかえって手続が円滑に進まなくなるケースも発生しており、現場実態からすると、代替書類が認められることが事務軽減につながっているとは言い難い。 このような多大な事務負担が生じている実態を踏まえて、当該確認事務を税務署が実施することや、市区町村長の確認を要さないと考えられる添付書類は省略し、税務署への申請時に添付すれば足るとすること等の措置を検討いただきたい。	【名古屋市】 本市では全市的な実態把握調査などは実施しておらず、確認書の交付事務は他の空家等対策事務から独立した事務作業となっていることから、申請者の居住地を所轄する税務署でも対応は可能と考えられる。 また、代替書類やヒアリング等で柔軟な対応を可能とすることで当該確認事務が形骸化してしまうおそれもある。確認書の交付に該当する事務を税務署によって実施することで、市町村の空家部署では把握できない相続や居住地等の情報を活用し、より精度の高い確認作業が可能になると考えられる。 【今治市】 ①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の実態調査について、当市ではある一定時期に空き家と思われる家屋を判別しているにとどまること、定期的な確認事務ではない（今後行う見込みがない）ことから、被相続人居住用家屋等の確認事務とは全く性格が異なる。 ②支障事例から判断して、市区町村は相当の事務負担を強いられていることは明らかである。 以上①②より、国と市区町村との見解に大きな乖離があるものと感じている。 ③「相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと 」から、税務署においても問題なく確認ができることは明らかである。 ④市区町村民の負担を考えれば、管轄税務署と役所の行き来の負担が生ずる。 ⑤税に関する最終決定機関は税務署であり、市区町村から税務署に確認を行いながら確認書を発行する意義が不明である。 上記より、市区町村及び国民の負担軽減、適切な税の事務執行において、本措置の提案を行うものである。 【特別区長会】 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の確認事務としては、道路からの外観調査を基本に、必要であれば登記簿謄本、戸籍、住民票、固定資産税情報による所有者調査をするという流れが一般的である。 ①売買契約書による譲渡日の確認や電気・ガス・水道の閉栓証明書、不動産売買広告による空家確認、施設入所時の契約書や要介護認定の確認、老人ホームの外泊記録など、市区町村の空家等の確認事務にはない作業が被相続人居住用家屋等の確認事務の主な内容である。 ②事務負担の内容としては、相続人が提出した書面等による外形的な確認業務のみならず、相続人が提出書面を揃えるまでの、制度や添付書類に対する質疑対応、個別事情に応じた特別控除に該当するか否かについての問い合わせ対応に多くの時間を割いている実態がある。 以上のことから「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様」「市区町村に過度な事務負担を強いるものではない」と判断されていることについて、提案の趣旨が正確に理解されていないと思われる。 求める措置の具体的内容としては、「被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略」とする。外形的な確認業務であることから税務署での審査とすることで、相続人が申請先や質問先を混同することがなくなる、相談については既存の確定申告相談窓口に集約される等のメリットがある。 高齢者のみ世帯がこれから相続を迎え、ますます申請数増加が予想されることから、市区町村で確定申告業務の一環を担うことにより、季節的に本来の空家等対策業務が滞る事態の回避を希望する。	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
53	福島市	岩手県、川崎市、石川県、長野県、広島市、高松市、高知県、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業の申請手続の簡素化等	①地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業において、地域公共交通計画の作成等に関し協議を行う法定協議会が補助対象事業者であることに鑑み、地域公共交通計画にエリア一括協定運行事業について記載があれば補助申請を可能とするなど、補助申請手続の簡素化を求める。 ②同事業における補助金交付額は、前々補助対象期間に地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けていた系統分のみとなるが、制度趣旨に鑑み、同補助金の交付を受けていなかった系統についても、法定協議会の議決を経ることで補助対象運行系統として認めるなど、地域の実情に応じた柔軟な取扱いができるよう要件緩和を求める。	国土交通省	（①について） エリア一括協定運行事業は、路線の重複等のエリアにおける交通の非効率が存在する場合において、路線再編等により交通ネットワークの効率化及び持続可能性の向上等を図るとともに、再編後の交通ネットワーク及びサービスレベルを一定期間確保・維持することとして自治体と交通事業者との間で協定を締結した場合に国による公的支援を行うものである。 このため、地域公共交通活性化・再生法において地域旅客運送サービスの持続的な提供の確保に係る基本的な方針を定めることとしている地域公共交通計画の改定に加え、地域公共交通利便増進実施計画による具体的な地域公共交通網の整備及び支援内容等の策定及び国による認定を補助の要件とすることにより、当該地域における持続可能性の向上に資する取組みの実施を担保しようとするものであり、同計画の策定及び認定は必要と考えている。 （②について） 交通ネットワークの確保・維持が可能となるよう、国と地方の適切な役割分担のもと、国は広域的な地域間幹線系統及び地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するフィーダー系統のうち一定の要件を満たすものについて支援し、それ以外の系統については地方公共団体の判断により確保・維持を図っているところ、エリア一括協定運行事業においても同様の考え方である。なお、前々補助対象期間において、幹線補助・フィーダー補助の対象外であった系統についても、地域公共交通利便増進実施計画を策定し認定を受けることで補助要件の緩和が受けられ、国庫補助対象となる場合もあることから、個別事例に即して各運輸局まで具体的にご相談頂きたい。	（①について） エリア一括協定運行事業の導入を加速するには、事業者と機運が高まった段階で速やかな着手が必要であり、その際、地方公共団体の事務負担軽減が大きなポイントとなることから、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って、例えば地域公共交通計画を変更すれば補助申請を可能とするなど、手続の簡素化に向けて検討していただきたい。 （②について） 持続可能性と利便性・効率性の高い地域公共交通ネットワークへのリ・デザイン（再構築）を推進するため、交通事業者のインセンティブも引き出す「従来とは異なる実効性ある支援」として導入されたエリア一括協定運行事業については、既存の国庫補助路線を複数統合化するのみでなく、エリア内の系統について一括して補助を受けられるよう要件緩和することで、DX化やAIオンデマンド交通など新たな交通体系の導入も図られ、効率化と利便性向上が期待できることから、地域の実情に応じた柔軟な取扱いができるよう要件緩和を求める。 なお、第１次回答において「前々補助対象期間において、幹線補助・フィーダー補助の対象外であった系統についても、（略）国庫補助対象となる場合もある」とのことだが、具体的にどのような場合について、対象となりうるのか、お示しいただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
54	四万十市	上尾市、佐倉市、川崎市、島田市、枚方市、兵庫県、宍粟市、津山市、高知県、大野城市、別府市	×	介護支援専門員等の資格更新に係る研修時間の見直し等	介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格更新に係る研修時間の短縮等の負担軽減策を求める。	厚生労働省	利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の確保・向上が重要である一方で、更新研修を含む介護支援専門員の法定研修については、受講者にとって経済的・時間的負担が大きいという課題があると認識している。 昨年末に取りまとめられた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」の中間整理においても、 ・法定研修について、「ケアマネジャーの資質の確保・向上を前提としつつ、可能な限り経済的・時間的負担の軽減を図ることが適当」とされ、 ・全国統一的な実施が望ましい科目について国レベルで教材等を一元的に作成する方策や、オンライン受講の推進、研修科目毎に受講できる分割受講の仕組み等を検討することとされ、 ・特に、更新研修については、「利用者への支援に充当する時間の増加につなげる観点から大幅な負担軽減を図るとともに、あわせてその在り方についても検討することが適当」とされたところ。 中間整理の内容を踏まえ、現在社会保障審議会介護保険部会において議論を行っているところであり、更新研修の大幅な負担軽減を図るための具体的な方策について、関係者の意見も伺いながら必要な検討を行っていく予定である。	介護人材不足が進行するなか、5年に1度の更新研修が介護支援専門員の離職のきっかけとなるなど、当該更新研修についてはその在り方も含め、抜本的な見直しが必要であると考える。「更新研修の大幅な負担軽減を図るための具体的な方策」について、令和8年度中に所要の制度改正を行い、令和9年度から制度が施行できるよう、取り組みを進めていただきたい。 また、主任介護支援専門員の更新研修の負担軽減を図るための方策についても、併せてご検討いただきたいが、現在の検討状況及び検討スケジュールはいかがか。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
55	田辺市	花巻市、八千代市、川崎市、相模原市、半田市、稲沢市、豊中市、御坊市、高松市、今治市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	財産清算人制度を利用した場合における残余財産の地方自治体帰属制度の創設	現在は財産清算人制度を利用した場合における残余財産は国庫帰属しか方法がない。地方自治体が財産清算人の選任申立をする場合において残余財産の地方自治体帰属制度があれば、より積極的に制度利用促進が図られるため、残余財産の地方自治体帰属制度を創設していただきたい。	法務省、農林水産省、国土交通省	相続財産清算制度の趣旨は、相続人のあることが明らかでない場合に相続財産の管理・清算を行うことにあり、その結果生じた残余財産を申立人に帰属させることをそもそも意図した制度ではない。 このため、提案のような市町村長が相続財産の清算人の選任の請求をする場合に限って、残余財産を地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。	本提案は、所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家の激増が想定される中、市町村の空き家対策の円滑な実施に財政的な障害があることを踏まえ、相続財産清算制度のスキームを活用して空家対策を促進する提案であるが、第１次回答は、単に現在の相続財産清算制度の法解釈を述べているに過ぎない。 申立権限がある利害関係人は自己の利益のために申し立て、また、公益代表である検察官による申し立ては極めて例外的にしか行われないと思われる。増え続ける放置空家や所有者不明土地建物に対応するため、国は、民法の特例として市町村長にも申立権限を付与したが、市町村は、意欲的に取り組むほど財政負担が増すため、特定空家以外では積極的に制度活用に踏み切れない。この点、空家等対策の推進に関する特別措置法第２９条第１項・第２項では、国は、市町村による空家等対策への必要な財政上の措置・必要な税制上の措置その他の措置を講ずることとされている。 本提案は、上記の状況の下、その対応策には財産管理制度（相続財産清算人や所有者不明土地建物の財産管理人制度等）を利用することが必須であり、市町村が、より積極的に空家問題等に取り組むためには財源を移譲すべきという趣旨である。 これが困難であれば、市町村申立を促進させるための「実効性ある対策」と「持続可能な資金供給体制」を構築するか、相続人不在による国庫帰属財産が1,000億円を超えているとの報道もある国の責任において検察官申立を増やすことが最重要課題であると考える。 なお、本提案は、両特措法に基づき、放置空家や所有者不明土地建物の解決のために特例的に権限を付与された市町村が申立人となる場合の財政的なインセンティブとしての財産帰属を求めるものであり、利害関係人が申し立てた場合との公平性は問題にならないと考える。 以上を踏まえて、改めて積極的な検討を要望する。	【高松市】 相続人不在の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空き家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。	—
57	江南市、越前市	花巻市、ひたちなか市、上尾市、小牧市、稲沢市、養父市	×	家庭的保育事業等の認可申請等と特定地域型保育事業者の確認申請等において重複している手続の合理化	児童福祉法による家庭的保育事業等の認可の申請及び認可を受けた事項の変更等に関する手続と、子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者の確認及び確認の変更に関する手続について、重複する手続を統合するなどの見直しを求める。	こども家庭庁	家庭的保育事業等に係る認可申請及び確認申請における提出書類については、御指摘のとおり重複する部分があることから、どのような簡素化の方策が考えられるか、実態も踏まえつつ検討してまいりたい。 なお、認可と確認は、それぞれ異なる法律に基づき、異なる観点から行う行政処分であり、それらを統合することは困難である。	令和４年提案募集における「指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等」（以下「管理番号127」という。）により、所要の法改正がなされ、手続の簡素化が図られたところである。 児童福祉法及び子ども・子育て支援法において求められる提出書類はかなりの部分で重複がみられるのが実情であり、認可と確認、それぞれの観点から必要とされる提出書類がほぼ同一のものであるならば、管理番号127の事例と同様に、一方の申請等があった場合、もう一方の申請等があったものとみなすことは可能ではないか。 なお、管理番号127の事例においては、提出先の部局等が異なり生活保護部局と介護保険部局との情報連携を行うためのシステムの構築が必要とあるが、本件については提出先が同一部局であり、その必要はないと考える（認可権者が都道府県知事である保育所、認定こども園の申請等についても、市町村の確認担当部局を経由するため）。 手続きの見直しの方法いかんにかかわらず、認可、確認の申請から廃止に至るまでの手続における各申請書等の記載事項、添付書類や、変更があった場合に報告すべき事項、提出期限等を統一するよう検討いただきたい。	—	—
59	新潟県、福島県	茨城県、千葉県、兵庫県	○（デジタル化（4以外））	全国の登記所備付地図の座標データを地図表示形式で公開すること	令和5年1月23日よりG空間情報センターを通じて無償で一般公開された全国の登記所備付地図の座標データを、地図表示の形式で公開するよう求める。	デジタル庁、法務省	【デジタル庁、法務省】 G空間情報センターを通じて公開している登記所備付地図データを他の地図情報と重ね合わせがされた状態や画像形式のデータにして公開することについては、重ね合わせるべき地図情報の内容や公開するデータのファイル形式等に係るニーズを把握した上で、既存の類似した機能を有する民間のサービスの状況やベース・レジストリの検討状況等も考慮しながら、費用対効果を踏まえて検討してまいりたい。	重ね合わせるべき地図情報の内容や公開するデータのファイル形式等に係るニーズについて、都道府県に文書照会するなどして早急に状況を把握し、早期の公開実現に向け検討を進めていただきたい。当県としては、地図表示形式で公開されることを要望しているが、公用請求で取得している地図、公図等の証明書に表示されているような画像形式での公開だけでも、大幅な業務改善に資すると考えている。 登記図面は、ベース・レジストリとして、国民の利便性向上や行政運営の効率化の観点から極めて有用であり、登記情報と図面が両方公開された場合の波及効果は非常に大きいものと考えている。今後、土地や法人の登記情報については、自治体がオンライン上で直接確認できるようになることから、地図、公図等の登記情報についても、自治体が無償でオンライン上で直接確認できることとするよう、検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
60	新潟県、福島県	札幌市、岩手県、川崎市	×	職業訓練指導員試験において指導方法科目のみを受験する場合の受験資格の緩和	実技試験や関連学科の免除の有無に関わらず「指導方法」科目の受験を可能とし、一部科目に合格できるよう求める。	厚生労働省	「職業訓練指導員試験においては「指導方法」のみを受験したい場合、「実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者」に該当する必要がある。」とのご指摘であるが、都道府県の判断により、職業訓練指導員試験の受験資格に該当する者であれば「指導方法」のみを先に受験することを認めることは可能であり、実際、「指導方法」のみの受験を可能としている県も複数存在している。 その一方で、都道府県によって取扱にばらつきがあることについて、本提案に記載された懸念が背景にある可能性を踏まえ、令和７年度中に必要な周知を行うこととする。	「指導方法」のみを受験する場合の受験資格について、全国の運用状況を確認したところ、以下のとおりであった。（令和７年度職業訓練指導員試験受験案内（今年度未実施の場合は令和６年度受験案内）や都道府県担当への直接聞き取りにより確認） ・試験実施なし　４県 ・受験資格に該当すれば「指導方法」のみを先に受験することを認める　５県 ・実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限って受験を認める　38都道府県 上記を見ると、「指導方法」のみの受験を可能としている県が複数あったが、全体の１割程度しかなかった。また、本提案の提出時点では、厚生労働省ホームページの「各都道府県実施の試験情報」に注記で「指導方法」のみを受験する場合は、実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除されている者が対象といった旨の記載があったことから、（現在は、当該記載が削除された内容に変更されている。）受験資格の取扱いについて誤認している都道府県も少なくないと思料される。 よって、取扱いを明記した通知等を都道府県宛てに発出するなど、必要な周知を早急に行うようお願いしたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
61	市原市、大網白里市 【重点2】	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、長野県、島田市、尾張旭市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止	精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び更新手続のオンライン化については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、申請内容の変更届、再交付申請及び返還に係る手続も含め、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること。 身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続についても、オンライン化しつつ、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること（「療育手帳制度要綱」（「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙）においてその旨を明確化することを含む。）。	デジタル庁、厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請等については、精神保健福祉法又は身体障害者福祉法において、居住地（居住地を有しないときは、その現在地）を管轄する市町村を経由して行うこととされており、精神障害者保健福祉手帳は都道府県又は指定都市（精神保健福祉センター）が、身体障害者手帳は都道府県、指定都市又は中核市が申請に基づいて審査、交付の可否及び障害等級の判定を行い、手帳の交付は申請を受理した市町村を経て申請者に対して行われていると認識している。 こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。 その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。 これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討することに際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について、引き続き検討してまいりたい。 また、療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定めて実施しており、交付手続きを含め、制度にばらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況にはない。	精神障害者保健手帳及び身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付については、各手続における論点を検討していただき、申請のオンライン化の早期実現をお願いしたい。また、検討に当たっては、手帳の交付状況について、都道府県と共有する方策を検討いただきたい。 本年（2025年）までに申請手続をオンライン化する検討を進めているとのことであるが、現在、検討されているシステムの標準化に併せ、オンライン申請が実現するという認識で間違いないか。そうであれば、標準化に関して市町村にほとんど情報が共有されていない状況であることも踏まえ、今後のスケジュールをお示しいただきたい。 診断書（申請書）の返戻については、医療機関に確認が必要となるため、早急なオンライン化は困難かと思料されるが、特別な場合を除き、診断書の不備については都道府県が直接医療機関と確認ができるよう配慮いただきたい。 療育手帳の交付については、厚生労働省による技術的助言である「療育手帳について」（昭和48年厚生事務次官通知）に基づき各都道府県が実施要綱を定めていることから、当該次官通知における市町村を経由するものとするという規定については廃止し、市町村を経由しないことも認める規定等に改めていただき、都道府県に対して市町村経由事務を廃止できることについて広く周知いただきたい。	—	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国市長会】 都道府県及び市町村職員の負担低減に繋がるのみならず、申請者への迅速な手帳交付が図られ、付随する障害福祉サービス等の早期利用開始や質的向上にも資するとの意見が寄せられている一方で、市町村経由事務を廃止した場合、補装具・日常生活用具の支給のために必要な情報を市町村にも共有するよう求める意見が寄せられており、総合的に検討されたい。 また、療育手帳については、都道府県ごとの制度のばらつきにより不都合が生じないよう、全国での統一的な制度設計・運用の検討を望む意見があり、統一化に向けた議論を進めていただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
62	市原市、大網白里市 【重点2】	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、島田市、尾張旭市、亀岡市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続に係る市町村経由事務の廃止	自立支援医療費（精神通院）の支給認定に係る申請手続については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、当該手続に加え、精神通院医療に係る以下の手続等のオンライン化を可能とするとともに、各手続における市町村を経由する旨の規定を廃止し、申請者が直接都道府県へ申請等を行うこと及び都道府県から直接申請者へ受給者証を交付することを可能とする。 ・支給認定の変更の申請 ・申請内容の変更届出 ・医療受給者証の再交付の申請 ・医療受給者証の交付 ・医療受給者証の再交付 ・医療受給者証の返還	デジタル庁、厚生労働省	現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。 その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。 これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。	自立支援医療費（精神通院医療）については、各手続における論点を検討していただき、申請のオンライン化の早期実現をお願いしたい。また、検討に当たっては、受給者証の交付状況について、都道府県と共有する方策を検討いただきたい。 本年（2025年）までに申請手続をオンライン化する検討を進めているとのことであるが、現在、検討されているシステムの標準化に併せ、オンライン申請が実現するという認識で間違いないか。そうであれば、標準化に関して市町村にほとんど情報が共有されていない状況であることも踏まえ、今後のスケジュールをお示しいただきたい。 診断書（申請書）の返戻については、医療機関に確認が必要となるため、早急なオンライン化は困難かと思料されるが、特別な場合を除き、診断書の不備については都道府県が直接医療機関と確認ができるよう配慮いただきたい。	—	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
63	市原市、館山市、大網白里市 【重点2】	花巻市、多賀城市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、島田市、半田市、津島市、豊田市、尾張旭市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、婁父市、宍粟市、高松市、春日市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条から第15条までに基づく各種請求・届出並びに同令第16条から第26条までに基づく通知書及び特別児童扶養手当受給証明書の交付について、以下の措置を求める。 住民票情報及び所得状況等をAPI連携により自動入力を可能とするぴったりサービスの標準様式をプリセットし、添付書類の提出も可能なオンライン申請システムを構築。 市町村を経由する旨の規定を廃止し、受給資格者が都道府県へ直接申請すること、及び通知書等について都道府県から申請者への直接交付とすること。	デジタル庁、厚生労働省	特別児童扶養手当について、市町村を経由せず直接都道府県へ申請することとなった場合、受給者が養育者である場合の養育事実の確認や児童が別居している場合の監護事実の確認、同居している扶養親族がいる場合の生計同一の確認など、届出事実の確認についてどのように対応するかといった課題やそれに伴う都道府県の事務負担の増加という課題が考えられるほか、障害福祉サービスをはじめとした各種障害福祉制度に関する申請・相談窓口が市町村に設けられている中、特別児童扶養手当のみ都道府県が申請窓口になることについて、申請者に対する支援の観点からも慎重な検討が必要であると認識している。 その上で、まずは市町村経由を廃止する場合の課題や問題の有無等について、各都道府県の見解等を確認する必要があると考えている。 また、特別児童扶養手当のオンライン化については、令和3年度に所得状況届について、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン化における事務の運用をお示ししているほか、認定請求など関連手続きについても標準様式・申請フォーム作り（プリセット）を進めていることから、これらの事務の運用についてもお示しできるよう準備を進めてまいりたい。 マイナポータルにおける住民票情報や所得状況のAPI連携による自動入力については、現状そのような機能を実装していないため、機能の実装可否や法令、制度面等の制約も含めて検討を行い、令和8年度末までに結論を得るよう進めてまいりたい。	届出事実の確認は、県の指摘により市を経由して行っていることから、市町村経由を廃止し、申請者と都道府県担当者が直接やりとりすることで、申請者からの回答を都道府県に報告し、その報告を基にまた県から指摘を受け申請者に確認を行うなど、申請内容の確認に係るやりとりを複数回に分けて実施する必要がなくなるため、申請者の負担軽減や、決定までの時間短縮が見込まれ、総合的に申請者及び都道府県双方に利すると考える。 養育事実・監護事実・生計同一等の確認は、住民票等で確認可能な場合が多く、当市で受給者への確認が必要であった件数は申請全体の約5%に満たない。一定程度のルールの下で届出事実の認定をするため、別居監護申立書など現在市町村において求めている書類の提出を引き続き受給者に求めることや、都道府県において住基ネットワークやマイナンバー情報連携により情報を取得することで、十分対応が可能である。また、児童福祉法に基づく障害児入所給付費の申請受付や給付決定は、都道府県等（児童相談所）が行っており、資格喪失となる児童の情報は都道府県等の方が早く把握でき、返還金の発生防止にもつながる。 本提案の検討に際し、各都道府県の見解等を確認する場合は、事務の効率化と申請者負担の是正の観点から実施願いたい。また、通知等の申請者への直接交付は期間短縮の点から受給者の利益となるが、今回の回答に含まれていないため、前向きに検討の上、回答願いたい。そして、認定請求などの関連手続のオンライン化の早期実現とスケジュールを提示願いたい。 手続のオンライン化については進展に期待しており、とりわけ診断書等の電子提出が可能となるよう希望する。マイナポータルにおける住民票情報や所得状況のAPI連携による自動入力については、申請者の負担軽減と市町村経由廃止時の都道府県の負担軽減の両方の実現に向けて提案したことから、難しい場合は同様の効果が得られるシステムについて、幅広い検討を望む。	【高槻市】 特別児童扶養手当のオンライン化については、ぴったりサービスの活用等により、申請者と市町村間での申請情報のやり取りはオンライン化が進んでいるが、 市町村と都道府県間でのやり取りは、従来の紙文書を利用した進達事務を行っている。 仮に市町村を経由する進達事務が継続される場合でも、申請者⇔市町村⇔都道府県間での申請情報等のやり取りが同一基盤のオンライン上で処理できる仕組みや事務の運用をお示しいただけるよう準備を進めていただきたい。	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国市長会】 都道府県へ直接、申請した場合に懸念される届出事実の確認について、全ての申請において当該事務が生じるとは考えにくく、ケースごとに都道府県から市町村に照会・確認をした場合に生じる時間は、オンライン化によって短縮されると考えられることから、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
64	市原市、船橋市 【重点2】	札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、島田市、牧方市、和歌山市、久留米市、熊本市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	建築基準法第15条第１項に基づく建物の建築等の届出のオンライン化及び建築主事等の経由事務又は市町村の経由事務の廃止	建築基準法第15条第１項に基づく建物の建築又は同条第２項に基づく除却の届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とするとともに、建築主事等の経由又は市町村の経由に係る規定を廃止し、届出者が直接都道府県へ届け出ることを可能とする。	デジタル庁、国土交通省	建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。 本業務の負担軽減については、令和５年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。 ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。	建築工事届を行う建築主等の利便の確保について、提出先の差異により損なわれるとは考えにくい。むしろe-Gov等のシステムにより各届出がオンライン化されれば、建築主等にとっての利便性向上に寄与するのではないか。 事務負担については、システムの構築や集計作業を民間業者に委託すれば、国の担当職員が全て行う必要はなく、効率的に事務処理ができるのではないか。これにより全国の特定行政庁の事務負担が継続的に軽減されることが期待できる。 統計調査の情報の正確性の担保については、建築確認申請を必要としない建築物の建築工事届や、同法に規定される除却届が申請行為に伴ったものではなく、正確な整合までは国から求められていないため、提案を否定できないものであると考えられる。 Excel版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間はExcel版の調査票の入力に要している時間であることに御留意いただきたい。 届出義務の履行の確保は、確認申請行為に伴うことにより期待されている効果であり、建築主事等及び都道府県を経由する行為は、直接的に履行確保を事由とした行為とはなり得ないのではないか。情報の正確性や履行の確保を建築確認申請手続との連携に求めるのであれば、建築確認申請と連携していない（建築確認が不要な場合の）建築工事届や除却届については正確性や履行が確保されていないこととなり、現状の基幹統計の公表内容に疑義が生じることとなる。オンラインシステム上でエラーチェックが実施可能となれば、建築主事等による届出内容の確認や修正が不要となり、建築主事等や都道府県の経由を廃止できるのではないか。 既存の方法の改善ではなく、国での一元的な管理を見据えた、抜本的な改善を実施していただきたい。	—	【全国市長会】 申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
65	市原市、大網白里市	宮古市、花巻市、日立市、上尾市、小牧市、尾張旭市、笠岡市、長崎市、八代市、特別区長会	×	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令等に基づく戦傷病者及び戦没者遺族への援護に関する事務における市町村経由事務の廃止	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令に基づく戦傷病者及び戦没者遺族への援護に関する事務における市町村経由事務を廃止すること。	厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく給付については、各援護施策の内容が複雑であることから個々の遺族等の事情に応じて、請求手続等の必要な指導を行うことが重要であり、対象者の数も考慮して各法律の制定時から市町村に請求受付事務を処理いただいているところである。 戦後80年が経過する今日において、その対象者数は減少傾向にあるものの、請求者の高齢化が著しく進んでいる（遺族年金受給者平均年齢90歳以上）。 高齢な請求者に対して、請求段階において個々の事情に応じたより丁寧かつ寄り添った対応が重要となる中で、仮に市町村経由事務を廃止した場合、請求者が都道府県又は国に直接請求する必要が生じ、郵送での請求が大半となることが想定されるが、請求書等の補正の対応など、請求者に大きな負担が生じることが予想される。 また、これらの制度は、昭和27年（戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく給付）、昭和38年（戦没者等の妻に対する特別給付金）、昭和40年（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金）からこれまで継続して実施されてきており、事務の取扱いの変更は、請求者に混乱を生じさせうるものである。 請求から支給までの時間については、市町村経由事務であることにより特に遅延しているとは考えておらず、例えば、本年４月から請求が始まった戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、添付書類の省略や都道府県における区分処理（新規請求者と前回受給者）の推奨等の取組を行うことで支給の迅速化を図っているところである。 なお、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に基づく請求は既に受付を終了しており、原則として新規の請求・支給事務が発生する可能性はないものと承知している。 このような観点を踏まえ、引き続き、市町村に請求受付事務を処理いただくことが必要であり、ご理解いただきたい。	第1次回答に示された弔慰金等給付にかかる経緯、請求者の現状を踏まえて事務処理がなされていることについては概ね理解しているが、制度開始より60年以上が経過している中、時代の変遷に即した抜本的な請求手続きの見直しも必要であり、請求者及び市町村双方の負担軽減に御配慮いただきたい。 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく給付事務について、当初は対象者数も多く、利便性等を考慮し、市町村で請求受付事務を実施していたと思われるが、戦後80年を経過し、対象者数も減少していること、国がマイナンバーカードによるオンライン申請を推奨していること、添付書類の省略等による効率化が図られていることからも、国において事務処理を行うことが可能ではないか。 請求から支給までの時間について、市町村経由事務であることにより特に遅延しているとは考えていないとのことだが、市町村を経由することにより少なからず日数を要することは明白である。さらに、市町村が受付等の事務をすることで、市町村及び都道府県間での情報のやり取りや進達の郵送費用がかかること等、経費の面からも、国において効率的な事務処理をお願いしたい。また、地方自治体の福祉部門としては、１件の申請を受付するのに３０分以上の時間を要し、他の業務に遅延が生じていることから、地方自治体の福祉施策の推進を阻害しているとも言える。	【日立市】 申請者が申請を行うに当たり、申請前段階における電話や訪問による問合せへの対応、申請の受付から県への進達などが通常事務に加えて行うこととなるため、市として事務的に負担がある。また、これらの事務経費についても自治体負担となっている。	—
66	新宿区	ひたちなか市、兵庫県、熊本市、鹿児島市	×	再商品化計画の認定後における管理及び検査業務に係るガイドラインの策定等	再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等の整備を求める。	経済産業省、環境省	再商品化計画の手引き等については、引き続き、随時整備してまいりたい。その上で、御提案いただいた内容については、それぞれ以下のとおり回答する。 ①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドラインについて： 現地確認での確認事項等をまとめた資料を「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」特設サイトにて公開しているので、御確認いただきたい。 https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki ※「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」を御覧いただきたい。 ②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアルについて： 同特設サイトにて公開されている再商品化計画の認定申請の手引きにて手順等を示しているので、御確認いただきたい。 https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf ③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルについて： 同再商品化計画の認定申請の手引きの別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」の記入例で一つの方法を示しているので、御確認いただきたい。その上で具体的には、当該記入例を参考に、再商品化事業者や品質検査を実施する機関と相談の上、検査を実施いただきたい。	①特設サイトにて公開されている「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」では、再商品化を行う設備の確認などの項目が整理されているが、設備の配置や機器の仕様等、より具体的な確認箇所を示すことで、自治体や職員による評価の相違を防ぐことができると考える。 ②再商品化計画の認定申請の手引きでは、分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順について、合理化拠出金の適用に至るまで記載されているが、選別作業員の人数や選別作業経験の有無、選別作業回数等、特に容器包装比率の決定に関わる項目について整備をすることで、再商品化実施者である認定市区町村の主体性を確保することができると考える。 ③手引きの別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」では、再商品化製品の品質検査に係る分析方法の一例が示されている。これに加え、再商品化製品の検体採取及び運搬方法の手順を記載することで、自治体による検査結果の相違を防ぎ、検査品質の信頼性を確保することができると考える。 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき再商品化計画を作成し、再商品化を行う市区町村が増加する中、安定したプラスチックの再商品化を維持するため、手引きやチェックシートの整備を進めていただきたい。	—	—
67	千葉県 【重点3】	花巻市、埼玉県、神奈川県、静岡県、三重県、奈良県、山口県	○（デジタル化(4)）	国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用	別紙の調査リストに記載の国から定例的に実施されている照会等については、調査・照会（一斉調査）システムなどクラウド上に入力フォームを作成の上、そこへ回答する方法としていただきたい。さらに、入力項目が多い調査については、調査・照会（一斉調査）システムに市町村がExcelで作成したデータ(CSVデータ等)をアップロードし、自動で入力できるように改修していただきたい。 また、管内市町村や全国の都道府県・市区町村の回答も参照できる集計・分析機能等も備えることで、単にとりまとめ集計を行う照会等については都道府県の経由を廃止することが望ましい。 【例】 ○一斉調査システムへのCSVアップロード機能の整備 市町村がExcelで作成した回答データをCSV形式に変換し、一斉調査システムにアップロードすることで、回答内容の入力、集計、分析が自動化される機能。	内閣府、総務省	【内閣府】 関係省庁と速やかに連携の上、調査・照会（一斉調査）システムの活用を前向きに検討したい。 【総務省】 別紙の調査リストに記載の回答は、別添のとおり。 一斉通知・調査システムの改修に係るご提案に関しては、まず、自治体側において回答フォーマットをExcelでダウンロードし、入力の上、アップロード可能とすることについては、本年３月のシステム改修により既に実施可能となっているところ。 また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているため、現行システムにおいても、調査実施省庁が全ての回答を調査結果として公表することにより対応可能である。 なお、他団体に参照されたくない回答がある調査も存在する可能性があることから、全ての調査について全回答を一律に公開することはできないと考えられるため、調査実施省庁の判断により、全ての回答・自由記述部分以外・個人情報を除く部分など、それぞれの調査特性に応じて公開可能な情報を取りまとめる必要があるものであり、これをシステム上で実現するには、毎回、回答ごとに公表可否を自治体が選択するような機能を追加するシステム改修も必要になるものと考えられる。 本システムは、利便性向上による利用拡大を図るため、本年３月に大規模なシステム改修を実施しており、次期システム改修については、この新システムの運用を通じて、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含め、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。	本年３月のシステム改修により、回答フォーマットをエクセルでダウンロードし、入力の上、アップロードすることが可能となっているとのことだが、現行の仕様では、単にデータのアップロードにとどまり、回答フォーマットに回答が転記されるわけではなく、回答漏れや回答形式の誤り（数値を記載すべき項目に文章が記載されている等）についてシステム上で確認することができないため、取りまとめを行う都道府県が市町村の回答を個別に確認する必要があると認識している。回答のアップロードについては、アップロードの際に調査・照会（一斉調査）システム上の入力フォームに転記されるような仕様に変更していただくことで、回答漏れ等の形式的な確認をシステムでチェックすることができ、市町村の回答の確認や取りまとめをより効率的に実施することができるような仕様としていただきたい。 また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているとのことなので、当該機能が一層活用されるよう調査実施庁への周知をお願いしたい。 さらに、他団体に参照されたくない回答を含む調査についても、調査実施庁と各自治体がそれぞれの観点で公表可否を判断できるよう、個人情報を含む項目など特定項目を一律で非公開とする機能や、公表の可否を自治体が選択できる機能の追加を検討いただきたい。 なお、関係府省により示された各調査の１次回答に対する当県の見解は、別紙のとおり。	【神奈川県】 調査・照会（一斉調査）システムの活用を前向きに検討したいとの回答について、都道府県の経由を廃止し、市町村から国に対して、直接システム上で回答を行う方法に移行することについても、検討内容として明記してもらいたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
68	千葉県	秋田市、川崎市、滋賀県、兵庫県、奈良県、高知県、福岡県、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）の簡素化・効率化	・高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）の簡素化 ・就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）について、該当生徒の前籍校での受給期間・単位数を簡単かつ確実に確認するためのシステム整備（全国統一のシステムの整備又はe-Shien（既存のオンライン申請システム）の改修）	文部科学省	高等学校等就学支援金の受給資格消滅については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第４条第２項において、都道府県知事が受給権者であった者に対し通知しなければならないことになっており、かつ、受給資格消滅通知の内容はe-Shienから出力されるものであるため、今回、具体的な支障事例としてお示しいただいている「書面の提出がなかったり、内容が誤っていたりする事例」については受給資格消滅通知のことではないと思料するところ、どのような場面において、どのような改善をご要望いただいているものなのかご提案の趣旨が不明確のため、改めて具体的に整理いただき、ご提案をいただきたい。 また、その際、一般論としては、例えば「前籍校での履修単位数の確認については、受給資格消滅通知や支給実績証明書の提出を求めたり、前籍校に問い合わせたりするなどにより確認する。前籍校が、各種書類や学校教育法施行規則第28条第２項における保存期間５年が経過した後に指導要録等を破棄するなど何らかの理由により、前籍校における履修単位数が確認できない状況で単位制高校に入学する場合は、支給期間の上限（全日制高校等：36月、定時制課程等：48月）に対する前籍校の在籍期間（休学期間を含む）の割合に応じて、既履修単位数を算定する。」と高等学校等就学支援金事務処理要領に定めている。 なお、令和8年度以降の高等学校等就学支援金制度については、いわゆる高校無償化について、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定）において「これまで積み重ねてきた各般の議論（「自由民主党、公明党、日本維新の会合意」（令和７年２月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和７年６月11日自由民主党・公明党・日本維新の会無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）等）に基づき具体化を行い、令和８年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」とされているところ、３党の検討チームによる大枠の整理においては、都道府県や学校現場の事務負担についても言及があるところ。	本提案の支障事例は、全日制から通信制（単位制に限る。）に転入した際の単位数の算定に関わるもの。 全日制の受給資格消滅通知には、単位数が記載されていないため、高等学校等就学支援金事務処理要領で定められているとおり、前籍校での履修単位数の確認のために前籍校に電話・書面で確認する必要がある。当県の通信制（単位制に限る。）高校における当該確認事務が提案のとおり大きな負担となっている。高等学校等就学支援金の支給認定事務（転入・編入時）の簡素化・効率化を求めるものであり、e-Shien等のシステムで直接オンライン確認することができれば、当該確認事務の負担軽減に繋がるという趣旨で提案したものである。	【宮崎県】 そもそも単位制授業料の場合の就学支援金の支給額の算定が複雑であることから、令和8年度以降の高等学校等就学支援金制度については、可能な限り簡素化した制度としていただくことを希望する。 単位制授業料の場合、履修登録単位によって授業料の金額及び就学支援金の金額が変わるため、事務と教務の連携が必須であるが、事務の履修登録に対する理解不足、教務の就学支援金制度への理解不足により、誤った認識で情報が行き来することがある。 （例）事務が教務に過去学校の履修単位数を確認→教務がLHRを含めた単位数を回答→それを根拠に処理を進める→県からの念のための確認等でLHRが含まれていたことが判明→個人ごとに指導要録等を精査し、必要な修正を行うこととなり、膨大な労力が必要となる。 ※LHRは卒業に必要な74単位には含めないため、就学支援金の支給上限単位74単位には含めない。 特に、学年制の高等学校から単位制の高等学校に転学した場合は、学年制の高等学校に単位制授業料の場合の就学支援金制度に関する知識がなく、単位等に係る照会に対し、適切な情報等が得られないことがあり、単純に書面の回答を信じることができず、個別に確認が必要となっている。（履修期間を満了していない単位数を含めて回答していた、など） 現行のような複雑な制度を維持されるのであれば、単位制授業料の場合の就学支援金制度への理解がない教務でも適切な回答ができるような、 ・説明書きが整理された照会書、回答書のフォーマット ・教務が入力し、事務が閲覧できる単位照会システム 等を作成いただけるとありがたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
69	千葉県、青森県、千葉市、柏市	宮城県、豊橋市、寝屋川市、熊本市	○（デジタル化（4））	有害使用済機器の保管等廃棄物処理法に係る届出等のオンライン化に向けたe-Govの整備・改修	令和6年提案管理番号28及び49を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在e-Govへの搭載の検討を進めていることを踏まえ、有害使用済機器の保管等に係る届出等についても同様にe-Govを活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。 なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。 ○廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等（に係る届出、変更の届出、廃止の届出（年間届出件数） 提案団体：3件 共同提案団体A：1件	デジタル庁、環境省	「令和6年度年度産業廃棄物行政組織等調査（令和5年速報値より）」によると、「廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等（に係る届出、変更の届出、廃止の届出）の年間届出件数は「保管の届出61件」、「変更の届出3件」、「廃止の届出9件」となっている。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画　令和6年6月21日」の「[No.1-26] 地方公共団体の行政手続オンライン化の推進（」によると「「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。」とある。 また、「[No.1-65] 行政手続のデジタル完結（」では、「年間件数１万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、令和5年12月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。」とある。 なお、オンライン化は電子メールによる対応も可能としており、「令和２年５月15日付新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）」、「令和５年３月31日付デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて地方自治法の規定に基づく技術的助言を通知済みである。 現時点では重点計画に歩調を合わせ年間件数１万件以上の行政手続を対象としてe-Govによるオンライン化を検討している。 システム開発、運用・保守に要する費用対効果等も鑑みて電子メールによる対応をまずはご検討いただきたい。	紙やメールによる受付では、職員による手動での受付・分類・データ入力等を別途行なわなければならないといった事務量の負担があるほか、メールについては添付可能なデータ容量が自治体間で統一されていないこと、各種届出の添付書類は図面等を含み電子化した場合の容量が大きいことから、事業者側では提出形式の調整や再送対応が求められるなどの作業負担も懸念される。 現在e-Govの活用が検討されている産業廃棄物処理業に係る手続に関し、産業廃棄物処理業者と有害使用済機器保管事業者が同一である場合も考えられ、手続によって媒体（e-Gov又は電子メール）が異なることにより、事業者に一定の不便が生じることが懸念される。統一化・共通化されたシステムが構築されることで、窓口に出向く必要がなくなるほか、手続可能な時間帯が拡大されるなど、各種届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる上、提出確認や進捗管理、データベース化等が容易となり自治体にとっても業務負担の軽減が期待される。 御指摘のとおり廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出（以下、「各種届出」）の　年間件数は多くはないが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の記載は件数が少ない手続のe-Govによるオンライン化を妨げるものではなく、上記のとおり、事業者の利便性や自治体の事務効率化・負担軽減の観点から、実現に向けて改めて検討していただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
70	千葉県、青森県、千葉市、柏市	豊橋市、寝屋川市、熊本市	○（デジタル化（4））	自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けたe-Govの整備・改修	令和6年提案管理番号28及び49を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Govへの搭載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様にe-Govを活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。 また、当該システムにオンライン決済機能（政府共通決済基盤）を搭載し、一連の手続きをe-Gov上で完結させること。 なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。 ○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願 ○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出 （年間登録・届出件数） 提案団体：約1250件 共同提案団体A：61件	デジタル庁、経済産業省、環境省	ご指摘の法令に係る申請・届出等については、提出書類の種類・形式等、自治体毎に対応が異なることや、既に独自の電子申請サービスを構築している自治体もあることを承知しており、申請方法を統一しオンライン化するには、まずは実態を把握した上で自治体からも意見を伺いつつ慎重に検討する必要があると考えている。 また、e-Govにおいては、申請・届出内容に不備等があった場合の修正や、申請・届出情報に係る汎用的なデータでの出力等の機能改善・追加を進めているところであるが、支障事例にあるキャッシュレス納付への対応や、自治体からの要望が予想される自治体の決裁システムとの連携が未定であるなど、一連の手続をe-Gov上で完結させるにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。 ついては、自治体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、システム所管府省とも調整の上、e-Govによる手続のオンライン化を検討してまいりたい。	ご意見のとおり、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においては自治体毎に提出書類が異なっており、自治体をまたいで業を行う事業者にとって煩雑なものとなっているため、令和5年６月１日規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」において様式等の統一が求められていることを踏まえ、国が統一化の方向性を示す必要があると考えている。その上で、提案内容の早期実現に向け検討を進めていただくとともに、自治体の実態把握の方法、その時期等具体的な検討項目を示していただきたい。 e-Govの機能改善・追加の方向性として、「自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出手続のe-Govへの搭載が完了次第、e-Govによる運用を先行して開始し、キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携機能は順次改修等で追加していく」方法と、「キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携への対応が完了し、e-Gov上でオンライン完結を実現してからe-Govによる運用を開始する」方法が考えられるが、国においてどのような方向性となっているかご教示いただきたい。併せて、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等のe-Govでの運用開始の目途等を示していただきたい。 　自治体手続に係るキャッシュレス納付についてはe-Govと政府共通決済基盤の連携を想定しているが、連携に向けた具体的な検討状況やスケジュールをご教示いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
71	千葉県	長野県、高知県、熊本市	×	百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈について市町村が協力する旨の明確化	贈呈については、対象者の連絡先等を把握している市町村が行った方が合理的であるため、「百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈要綱」に、「市町村はお祝い状及び記念品の百歳高齢者への伝達等に協力する」旨を明記することにより、県と市町村の役割を明確化する。	厚生労働省	「老人の日記念百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈要綱」の「４．お祝い状等の贈呈方法」において、「（２）都道府県等の長は、老人の日又は老人週間中に適宜の方法により、お祝い状及び記念品を百歳高齢者に伝達するものとする。」とされており、「適宜の方法」の例示として、市町村の協力を得て贈呈することを明記することについて検討する。	「老人の日記念百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈要綱」における「適宜の方法」の例示として、市町村の協力を得て贈呈することを明記することについて、御検討をいただき感謝申し上げる。 贈呈対象者の居住実態等を把握しているのは市町村であることから、都道府県と市町村で役割を分担し、相互に連携・協力することで、贈呈の遅延を防ぎ、贈呈事務を円滑化することが可能となると考える。 ついては、早期の提案実現に向けて、具体的な検討スケジュールや改正内容の文案についてお示しいただきたい。	—	—
72	羽曳野市	函館市、花巻市、横浜市、島田市、津市、宍粟市、高知県、大野城市、熊本市、伊佐市	×	介護保険法に基づく地域密着型サービスにおける、区域外指定に係る手続き及び施設（居住系含む。）への転入に関する解釈・ルールの明示等	区域外指定を行う際の同意手続き及び住所地特例制度の対象とされていない3施設（認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人施設）への転入しての利用に対する制限について、市町村毎に異なる取扱いをしていることから、国による統一的な解釈・ルールを明示することによって制度をわかりやすく使いやすいものとするよう改善措置を求める。	厚生労働省	区域外指定について、保険者は、被保険者から他市町村の地域密着型サービス事業所の利用を相談された場合、事業所の所在する市町村長の同意を得る必要があることから、同意の依頼は必須の手続きである。 その上で、介護保険法第78条の２第９項の規定に基づき、区域外指定に関係する関係市町村の間で、同意を要しないことについて事前の同意があるときは、都度の同意の依頼を不要とすることが可能とされており、当該運用については、区域外へのサービス提供に係る事業所の負担軽減を図る取組を推進する観点から、第９期介護保険事業（支援）基本計画の基本指針において、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を図ることが重要である旨を明記している。 こうした運用やその具体的な手続等については、毎年度行う全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の資料のほか、令和5年度老人保健健康増進等事業でとりまとめた手引き（看護小規模多機能型居宅介護の広域利用に関する手引き）において自治体の運用の参考となるべく広域利用を促進するための方策についても例示しており、既に全国の保険者に対して周知しているところである。 また、地域密着型サービスについては、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう創設されたサービスであり、当該趣旨を踏まえ、原則として市町村の住民のみが利用できるものとして、住所地特例の対象外としており、また、「指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&A」（平成18年5月2日付け厚生労働省老健局計画課事務連絡）において、他の市町村から住民票を移して入居することを制限する（一定の待機期間を設ける）など、区域外に居住していた住民の条件を付すことは可能であることとしているところである。 ※　その一方で、関係自治体の合意に基づき、区域外指定を行うことは妨げられておらず、自治体間の合意の際の条件について、国において特段の基準等は設けていない。 このように、区域外からの施設への転入可否や、その際の条件といった具体的な運用については、受入側となる施設所在市町村の意向を勘案した上で方針を決定すべきものであると考えており、待機期間の取扱いも含め、統一的な基準を示すことについては慎重に検討をする必要があると考える。	回答記載の枠組みや通知等は承知の上で、現状の地域差が許容できる範疇か、という問題提起であることをまずお伝えしたい。 転入可否等について、第１次回答で言及ののるQ＆A等において「事業所指定に当たり条件を付すことが可能」としているとのことであるが、事業所指定時に条件を付すことなく、要綱等による制限を行うことが妥当であるか、改めてお聞きしたい。現状では「市町村の要綱により、サービスが利用できないため施設に転入はできない。施設に入るためには、その施設のある市町村のどこかに転入してしばらく過ごさなければならない。」と単純化して理解されかねず、過去に当市が、居住・移転の自由を侵しているのでは、という抗議を受けたことも申し添える。 また、「申請を受けた市町村は、事業所が存する市町村と協議を行い、自治体間で、当該事業所の指定について同意をするか否かの判断を行うこととなる」とのＱ＆Ａが存在している。 これは、指定の欠格事由である法第78条の２第４項第４号が、指定の申請があった場合に、「施設所在地市町村長の、当該申請者が保険者市町村に対し指定申請を行うことに対する同意」を要求するのではなく、「施設所在市町村と保険者市町村（指定権者であり被申請市町村）が協議の結果、指定について同意していること」を要求すると解するのか明らかにされたい。 当該指定の法的性格が確認行為であるとすると、所定の要件を満たす場合、当然指定されることとなり、行政庁の裁量的な判断が入る余地はないと思料するところ、指定権者（保険者）が申請者に対して欠格事由を付与する裁量を持つような状況であれば違和感を覚える。「同意依頼」の持つ意味や行うタイミングは曖昧であるが、少なくとも同意依頼をしない（≒他市指定をしない）方針の市町村住民の不利益が大きすぎるのではないか。 現行においては、区域外指定の利用に当たって、施設所在市町村だけでなく、居住（保険者）市町村の裁量にも大きく委ねられているため、利用希望者側が双方に同じ内容の理由を説明し、了解を得る必要があるケースが多い。また、その合意形成を誰が起点となって誰と、どのタイミングで行うのか、などが不明瞭なため事務のパターンが多数生まれてしまっており、関係者が時間と労力を割かれている。利用者が安心してサービスを利用できるよう、国において一定のルール・解釈を示していただく必要があると考えるが、見解如何。	—	—
73	大阪府	川崎市、寝屋川市	×	小規模な社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）における管理者の専任基準の明確化	小規模な社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）について、管理者は、入居者が不在、もしくは不在と見込まれる際には、常駐不要及び他の業務に従事することが可能な旨を、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」（令和元年9月10日厚生労働省社会・援護局長通知）等において、明記し、周知すること。	厚生労働省	社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）における管理者に関しては、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年8月19日厚生労働省令第34号）において、入退去に関する調整業務や入居者・施設の安全管理等の業務の責任者として配置を求める観点から、「専任」としているものであり、当該基準を緩和することは困難である。 なお、上記基準の制定にあたり、平成30年度に設置した学識者・事業者・自治体の有識者で構成する検討会（社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会）においては、小規模な無料低額宿泊所に関して他の施設長との兼務を認めることについても議論されたものの、自治体構成員から、 ・人員配置を緩和することは、質の低下、事故リスクの高まりにつながり、利用者、地域住民、行政にとってはデメリットが大きく、公益性を損なうのではないか ・指導監督をする立場から、ソフト面での質の確保、職員不在時の様々な安全事項、防火等を含めた安全対策の観点から懸念を感じる などの指摘をいただいた経緯がある。	１次回答のうち、「入退去に関する調整業務や入居者・施設の安全管理等の業務の責任者として配置を求める観点から、『専任』としているものであり、当該基準を緩和することは困難である」とあるが、それは、あくまでも無料低額宿泊所に利用者が常時滞在しているケースを想定していると考えられ、今回提案しているケースは小規模な無料低額宿泊所に利用者が常時利用のない状況に応じて、弾力的な配置が可能となるよう提案しているものである。 当府としても、利用者が開所時間中に無料低額宿泊所に常時滞在している場合にも、必要な職員配置を緩和するべきであるとは考えておらず、むしろ国の定める基準に沿う形で職員を配置すべきとの立場である。 他方、無料低額宿泊所は他の施設（救護施設等）のように運営に関する公的な財政的支援がある施設ではなく、利用料により運営している施設であるため、利用者がいない場合や常時利用がない状況下で、職員を専任し、配置することは、施設の運営に過大な負担を与えている。緊急的に宿泊を要する者を受け入れる地域の社会貢献施設という意識をもって運営されている施設の存続を図るためにも、地域の実情に応じて、施設利用者がいない場合における管理者の専任要件の緩和と他業務に従事可能となるような要件の緩和について、検討いただきたい。 本提案は、基準制定後約7年間運用がなされる中で、当該基準の必要性について改めて検証をお願いしているものである。検討会時の意見に縛られずに、現在の現場の実態を適切に把握して頂いた上で、自治体職員のみならず、社会福祉の増進のためにも真摯に検討を行っていただきたい。	—	【全国市長会】 社会福祉施設において、入居者が不在であっても施設の管理は必要であり、火災予防、施設管理の面から業務が存在することや、利用定員が少ないことを理由に運営に関する基準を緩和した場合に、緩和を利用した無料低額宿泊所の乱立が危惧されるとの意見が寄せられているため、配慮していただきたい。
74	大阪府	花巻市、仙台市、相模原市、三重県、滋賀県、亀岡市、和歌山県、安来市、香川県、宮崎県	×	地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底	制度改正等に伴う基幹業務システムの改修は、これまでシステムを所有する地方公共団体が実施してきたが、システムの標準化基準に適合したシステムへの移行（以下「システム標準化」という。）に伴い、地方公共団体はシステムを所有しなくなるため、システム移行後は地方公共団体が改修対応を行う必要がないことを明確にするよう求める。	デジタル庁、総務省、厚生労働省	ご指摘のとおり、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、「制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、当該法令の施行や緊急対応サービスの開始時期に間に合うよう、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようにする。」としています。 標準準拠システムへの移行後は、制度改正等に応じて変更された標準化基準へ適合させることとなるため、各自治体においてシステムの改修内容を定める仕様書の作成を含め調達に係る事務負担が軽減されるものと考えています。デジタル庁においては、こうした地方公共団体情報システム標準化の所期の効果が発揮できるよう、厚生労働省を含め各制度所管省庁に対して、制度改正時には適切に標準仕様書を改定すること、その際は基本方針で定めた標準仕様書の改定ルール（標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の原則1年以上前とする等）を徹底することなどの取組を進めてまいります。なお、各自治体と事業者との契約内容によっては、各自治体における改修が必要となる場合もあると考えられます。	現在標準化を進めている生活保護システム等の標準化システムについて、地方自治体は、国の基金による補助金を活用するため、ベンダからシステムを購入したり、独自に開発したりすることは想定できず、各地方自治体はガバメントクラウドに設置されたシステムを使用しているに過ぎない。 「各自治体と事業者との契約内容によっては、各自治体における改修が必要となる場合もある」と回答いただいているが、様々ある標準化システムの稼働後に誰がシステムの改修に対する主体であるべきかについて、地方自治体において判断することが難しいため、どのような契約内容であれば、地方自治体の責任において改修対応をすることが必要になるのかお示しいただきたい。 また、制度改正等に応じて、標準化基準に適合させることになるとのことだが、例えば、標準仕様書に「以下の情報を集計できること。・基礎調査・個別調査（略）」などと記載されている中、個別の集計方法や集計項目の変更が必要な場合、各省庁において標準仕様書自体の変更は必要ないものの、改修が必要になるケースも想定される。 標準仕様書の記載内容に変更なくシステム改修を行う必要がある場合は、システム改修における責任分界点について、逐一、地方自治体は個別にベンダと調整を行う必要が出てくるなど、事務負担が大きいことから、今後、各省庁が行う制度変更によって影響をうけるシステムの変更等については、全て標準仕様書の変更であると整理をお願いしたい。	—	—
75	大阪府	岩手県、花巻市、川崎市、小牧市、滋賀県、寝屋川市、羽曳野市、和歌山県、香川県、高知県	×	生活保護法第73条の適用範囲の明確化	生活保護法（以下「法」という。）第73条第１項第１号において都道府県が負担するものとして「居住地がない又は明らかでない被保護者」いわゆる「現在地保護の例による保護となる被保護者」を規定しているが、当該被保護者の範囲が具体的でないため、その範囲を網羅的かつ明確に示す通知を発出されたい。	厚生労働省	生活保護法第73条第１号において都道府県が負担することとされている「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」の取扱いについては、保護の実施要領や生活保護問答集において具体的に示しているところであり、更に明確に示すことは考えていないが、引き続き、保護の実施機関における運用状況等をお伺いしてまいりたい。	既に「保護の実施要領や生活保護問答集において具体的に示しているところであり、更に明確に示すことは考えていない」ということであるが、記載内容は、保護の実施責任に関する記載がほとんどであり、法第73条に規定する現在地保護（「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」）に該当するのかどうかに関しては、十分に記載されているとは言えないので、当該要求を提出しているところ。 生活保護の個々のケースの複雑な実情に対応できるよう国から統一的見解が十分に示されていないため現場に負担が生じている。 例えば以下に示しているような案件に関しては、現在地保護に該当するか否かを判断することが困難である。保護の実施要領もしくは生活保護問答集を改正すること等により、法第73条（現在地保護の取扱い）の適用に係る詳細な判断基準や合理的理由を明確に示されたい。 【具体的事例】 1．市町村費ケースによる被保護者が、結果として長期入院となることで、実施要領上等の記載による住宅扶助の取扱いがあることにより、賃貸住宅の契約が解除となるケースが、「居住地がないか、又は明らかでない被保護者」となるケース。 2．保護を受けていなかった者で、A市に住居を構え、B市の病院に入院し、退院後（退院と同時に住居解約）、自らの意思でC市の住宅型有料老人ホームに入居し、数カ月経過後に生活保護を申請したケース。 3．生活保護受給中に入院し住居を解約、退院後有料老人ホームに入居し、その間には居宅生活の可否の検討を行わず、別の有料老人ホームに転所したケース。 4．生活保護受給中、居宅もしくは病院を退院後に直接以下の※各種施設への入居と同時に居宅を解約したケース。 ※救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助施設を含む。） 身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
76	一宮市	札幌市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、川崎市、相模原市、佐久市、豊田市、京都府、豊中市、寝屋川市、安来市、松山市、佐世保市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市	○（デジタル化(4)）	証明書等コンビニ交付システムの共通化	証明書等コンビニ交付システムについて、各地方自治体で構築している証明発行サーバの仕様を、今後標準化される標準準拠システム（住基・印鑑、税系、戸籍等）と連携できる仕様に統一化するなどの共通化を図り、地方自治体の証明書発行サーバやBCL（自治体基盤クラウドシステム）連携サーバの構築及び運用保守の負担の軽減及び証明書等コンビニ交付サービスにかかる地方自治体の財政負担を軽減することを要望する。	総務省	標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。 住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 機能追加及び実装必須機能化については、現に標準準拠システムへ移行中のシステムや既に標準準拠システムへ移行済のシステムも存在するところ、それらシステムを活用して各種証明書発行を引き続き行う必要があること、住民記録システムのみならず、他の証明書発行を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることを踏まえれば、ご提案の措置を行った場合の影響度合いも含め、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。	当市が提案した理由としては、証明書等のコンビニ交付システムは全自治体が最終的にJ-LISの証明書交付センターを利用する仕組みのため、証明発行サーバの共通化のメリットを最大限享受できる可能性が高いためです。 標準仕様書では実装必須機能として「証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム（BCL）等を通じて、コンビニ交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。」と定められていますが、標準準拠システムと証明発行サーバ間の連携ファイルの形式は指定されておりません。そのため、住基、戸籍、税及び証明発行サーバでベンダーが異なる場合には、連携元ベンダーは標準準拠システムからの出力形式を証明発行サーバの入力形式（例：独自形式、BCL形式、PDF形式等）に合わせる必要があります。しかし、ベンダーのリソース不足等の理由により対応できないベンダーがあるため、連携対応に苦慮している自治体が複数存在しています。この連携対応が出来ない場合は、証明書等コンビニ交付サービスの停止をせざるを得なくなり、住民サービスに多大な影響を及ぼします。 このような問題が発生する要因は、証明発行サーバの入力インターフェースが指定されていないこと及び仕様書の記載が前述の通り抽象的な表記で、標準準拠システムの出力インターフェースが指定されていないことにあります。問題解決の手法としては、①証明発行サーバの共通化、②標準仕様書の出力インターフェースの統一が挙げられます。 第１次回答にあるように、すでに標準準拠システムの稼働が始まり、複数の形式で証明発行サーバが運用されている状況の中では、標準仕様書の出力形式をひとつの方式に統一する仕様に改定することは、困難であると考えます。そうであれば、証明発行サーバ側を共通システムとし、入力形式が統一されれば、標準準拠システム側もシステムの更新などの任意のタイミングで、共通システムの連携方式に合わせることとなり、証明発行サーバとの連携を円滑に進めることが可能となります。今後のシステム更新、法改正対応等のシステム改修、システムバージョンアップの際に、上記の措置が可能となるよう、できるだけ早く共通化等の検討をお願いいたします。	【熊本市】 コンビニ交付サービスは国民の利便性向上に不可欠となっており、自治体の基幹システムとの連携要件等は、国の責任において明確に定めること。 また、所管省庁が開催する標準化検討会においては近年のDXソリューションにも対応できるよう、標準仕様書の全面的な見直しを検討すること。	—
77	松江市	花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと	児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。 〇年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。 〇年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。	こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	【求める措置１】 障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めており、年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。 なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第３条、第９条、第19条、別表） 公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。（児童扶養手当法第13条の２） したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。 【求める措置２】 マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から１年６月後又は１年６月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。 その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。	【求める措置１】 制度上、併給調整を行うのは公的年金額ではなく児童扶養手当額であるというならば、円滑・確実に調整が行えるような仕組みが構築されるべきである。 現行法上、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務に該当しないことは承知しているが、追加共同提案団体の支障事例にもあるように、児童扶養手当の返還が発生することによる年金請求者の経済的・心理的負担と自治体職員の事務負担は大きく、その軽減を図る観点から、児童扶養手当受給者情報を年金実施機関がマイナンバー情報連携により閲覧できるようにするなど、法令の改正を含め、制度見直しの検討を引き続きお願いしたい。 また、年金関係機関において年金請求者に対し市町村役場での手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めているという取組に関しては、「説明されていない」「説明されたかもしれないがよく分からない」という声が多数ある。チラシ等を配布するだけでなく、分かりやすい説明が徹底されるよう、改めて通知発出等による周知をお願いしたい。 【求める措置２】 年金関係機関において、年金の振込が行われるより前に副本登録を行う取扱いとすることを検討いただきたい。また、第１次回答では障害年金にのみ言及されているが、遺族年金や老齢年金等の年金についても副本登録のタイミングを早める仕組みを構築していただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、情報漏洩のリスクに十分配慮しつつ、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
78	松江市	岩手県、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、奈良県、佐賀県、熊本市、延岡市	○（デジタル化(4以外)）	高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、マイナンバー情報連携を可能とすること	高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付の受給資格情報について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。 また、訓練延長給付等制度において、高等職業訓練促進給付金等の趣旨を同じくする給付金との併給を禁止する取扱いを明示するとともに、所管する職業安定所においても、当該給付の審査手続時において情報連携により類似給付金等の受給情報を取得できるようにすること。	こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省	支障事例の解消については、まずは各自治体において併給禁止の取扱いの周知を徹底していただくことが重要であると考える。なお、高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査に関する事務については、御指摘のとおり、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び下位法令の規定によって番号利用事務とされており、法令上、マイナンバーを活用した情報連携は可能である。その上で、情報連携において訓練延長給付の受給状況を確認できるようにすることについては、その趣旨を「ハローワークが支給している訓練延長給付の受給状況を、データ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」と捉えた上で、まずはその実現が実施機関においてシステム面、費用面等の観点から可能であるかについて、関係機関と検討を行ってまいりたい。 職業訓練受講給付金、訓練延長給付又は教育訓練支援給付金（以下「職業訓練受講給付金等」という。）の支給においては、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金（以下「高等職業訓練促進給付金等」という。）と併給禁止・併給調整する仕組みとはなっていない。このため、職業訓練受講給付金等の申請に係る事実の審査過程において、高等職業訓練促進給付金等の受給情報を情報連携により取得することは認められないものと考えている。 なお、公共職業安定所において高等職業訓練促進給付金等が職業訓練受講給付金等と併給禁止とされていることの注意喚起を行うことは重要であり、職業訓練受講給付金等のうち職業訓練受講給付金については、既に「求職者支援制度・訓練受講のしおり」にて他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を記載しており、引き続き周知に努めていく。訓練延長給付、教育訓練支援給付金についても、今後リーフレット等の改訂を行うタイミングで、他の給付金における併給禁止・併給調整について留意するよう促す文言を盛り込み、その取扱いが現場で徹底されるよう促すことを検討したい。	窓口において併給禁止の取扱いの周知・説明を徹底しているが、類似した名称や趣旨の給付金制度が多くあり申請者自身も理解していない場合が多いため正確な受給状況の把握が難しく、併給確認のために職業安定所に照会を行う必要があるのが実情である。現行でも職業訓練受講給付金及び教育訓練支援給付金の受給状況については、マイナンバー情報連携による情報取得が可能であるが、訓練延長給付については、マイナンバー情報連携がなされていないため、結果としてハローワークへの問合せが必要になり、マイナンバー情報連携による事務効率化の効果が減殺されている。 「ハローワークが支給している訓練延長給付の受給状況をデータ標準レイアウト上の項目として把握可能とする」ことが実現されることにより、高等職業訓練給付金の支給申請にかかる事実の審査を迅速かつ正確に行うことができ、訓練延長給付との併給による返還金の発生を防ぐことができることから、早期の実現を望む。 そもそも、高等職業訓練促進給付金等の給付については職業訓練受講給付金等と併給禁止となっているにも関わらず、職業訓練受講給付金等の支給については高等職業訓練促進給付金等と併給禁止になっていないというのは、制度設計として問題があるのではないか。その上で、職業訓練受講給付金等と高等職業訓練促進給付金等との併給がなされた場合には市町村が高等職業訓練促進給付金の返還を強いられることから、ハローワークにおける確認不足によって市町村が一方的に不利益を被ることを防ぐために、ハローワークにおいてマイナンバー情報連携による高等職業訓練促進給付金等の受給状況の確認を可能とし、申請者の高等職業訓練促進給付金受給状況を正確に確認していただきたい。	—	—
79	宮崎市、特別区長会	旭川市、盛岡市、花巻市、銚子市、佐久市、名古屋市、寝屋川市、安来市、広島市、松山市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	○（デジタル化(4)）	署名用電子証明書の失効要件の緩和	国内に居住している場合には署名用電子証明書の住所の情報は「国内」とし、国内で住所異動があった場合には署名用電子証明書の更新手続を不要とすること。 署名用電子証明書の失効要件の緩和のみならず、幅広く窓口業務の負担軽減に資する方策を検討すること。	総務省	総務省の「オンラインにおいて確実に個人を識別するためには、住所を含めた基本４情報が+L77必要である」「署名用電子証明書はオンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツール」という回答は、国外転出者の署名用電子証明書に、住所が「国外」と固定文字列が記録されていることと矛盾し、国外転出者の本人確認が安全ではないかのように受け取れる。 総務省は「官民の様々なサービスにおいて『住所』の情報が広く必要とされている実態がある」と回答しているが、署名用電子証明書から住所情報を取得して利用しているわけではない。『住所』情報はマイナンバーカードの券面、あるいは券面事項入力補助アプリから取得されている。また、「『住所』を「国内」とすることについては、慎重な検討が必要である」という表現は、今後、総務省が検討を開始するのか否か不明確であるため、具体的に次期マイナンバーカードから住所情報の緩和を適用するなど、お示しいただきたい。 最後に、郵便局において電子証明書の更新事務を取り扱ったとしても、住所異動届は郵便局で行うことは出来ず、市町村窓口と郵便局窓口の２か所で手続が必要であり、国民の利便性向上となっていない。本提案は、市町村の負担軽減のみならず、住所異動届に伴う署名用電子証明書更新の手続を不要とし、市町村窓口での申請書記入時間や長時間の滞在を解消する、国民負担の軽減につながるものであり、マイナンバーカードの普及と国民の利用促進において不可欠な要素と考える。市町村及び国民双方の負担軽減や利便性向上に資する検討をお願いしたい。	総務省の「オンラインにおいて確実に個人を識別するためには、住所を含めた基本４情報が必要である」「署名用電子証明書はオンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツール」という回答は、国外転出者の署名用電子証明書に、住所が「国外」と固定文字列が記録されていることと矛盾し、国外転出者の本人確認が安全ではないかのように受け取れる。 総務省は「官民の様々なサービスにおいて『住所』の情報が広く必要とされている実態がある」と回答しているが、署名用電子証明書から住所情報を取得して利用しているわけではない。『住所』情報はマイナンバーカードの券面、あるいは券面事項入力補助アプリから取得されている。また、「『住所』を「国内」とすることについては、慎重な検討が必要である」という表現は、今後、総務省が検討を開始するのか否か不明確であるため、具体的に次期マイナンバーカードから住所情報の緩和を適用するなど、お示しいただきたい。 最後に、郵便局において電子証明書の更新事務を取り扱ったとしても、住所異動届は郵便局で行うことは出来ず、市町村窓口と郵便局窓口の２か所で手続が必要であり、国民の利便性向上となっていない。本提案は、市町村の負担軽減のみならず、住所異動届に伴う署名用電子証明書更新の手続を不要とし、市町村窓口での申請書記入時間や長時間の滞在を解消する、国民負担の軽減につながるものであり、マイナンバーカードの普及と国民の利用促進において不可欠な要素と考える。市町村及び国民双方の負担軽減や利便性向上に資する検討をお願いしたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
80	宮崎市	花巻市、いわき市、相模原市、名古屋市、豊田市、安来市	○（デジタル化(4)）	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示について、オンライン完結を可能とすること	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示について電磁的記録による方法を可能にすること。 臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与について郵送も可能であることを明確化すること。 臨時運行許可申請手続について、ぴったりサービスにおいて標準様式をプリセットすることや自動車OSSの活用を念頭に、電子決済も含めたオンライン完結を可能とすること。	デジタル庁、国土交通省	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示（自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」）第9条第１項）については、強制保険の実効性を担保するため、道路運送車両法による各処分申請の際に、書面による自動車損害賠償責任保険証（自動車損害賠償責任共済証明を含む。以下同じ。）の提示を義務付けております。 現在、保険会社等による、PDF形式の自動車損害賠償責任保険証（以下、「PDF自賠証」）の交付が可能となっておりますが、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示を可能とするにあたっては、強制保険の実効性を担保するため、その提示を受ける各行政庁に対し、PDF自賠証に記載のQRコードを読み取る等により、その真正性を確認する措置を求める必要があると考えております。上記PDF自賠証の真正性を確認する措置については、自治体によっては対応が困難な場合や、かえって自治体職員の業務負担になる場合があるものと思料し、現時点においては、自賠法第9条第１項に基づく自賠証の提示を書面による方法に限定しているところです。 上記より、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示については、各自治体における対応の可否について調査を行い、その結果を踏まえ措置の可否を検討してまいります。 臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与を郵送で行うことについては、現状においても各自治体の判断において実施いただくことが可能です。この点、各地方運輸局において自治体職員が参考としていただけるように臨時運行許可手続きについてのQ&A等を作成しているところ、これらの資料に郵送による貸与等が可能である旨を追記することで明確化を図ります。 なお、郵送による貸与等により番号標等が盗難・紛失し悪用されるリスクもありますので、貸与事務の状況及び実態を踏まえ慎重にご判断いただきたく存じます。 許可申請の電子化については、申請を電子化することにより、かえって自治体職員の業務負担が増すケースや電子と紙の申請が併存し事務処理に混乱が生じるケースが想定されます。このため、電子化をするか否かについては各自治体において業務の実施体制等を勘案しご判断いただくべきものであり、国において統一的なシステムを導入し電子化を推進すべきものではないと考えます。 愛媛県松山市や、福島県福島市がぴったりサービスを利用した電子申請受付の仕組みを構築されているため、まずは貴自治体においてもマイナポータルでのぴったりサービスを既存の申請フォーマットを流用する仕組みを構築し電子申請できる体制を整備することが最適と考えます。	御指摘の「電子と紙の申請が併存し事務処理に混乱が生じるケースが想定」については、行政側の目線であり国民の目線に立っていない。令和7年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」第１－２（１）⑥に、「利用者視点の行政サービスづくりを徹底し、デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決し、…（省略）…デジタル化について卓越した利便性を実感できる分野を着実に増やしていくことが必要である。」と明記されており、行政機関はこの計画に則り、積極的にデジタル化を推進すべきである。 松山市の「ぴったりサービス」における電子申請では、自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書の写しのアップロードが求められる一方で、福島市の電子申請ではこれらを必要としない。また、入力項目も異なっており、自治体によって手続が異なる現状がある。国が「ぴったりサービス」に標準様式をプリセットすることで、申請方法や申請フォームが全国的に統一され、申請者にとってより分かりやすく、使いやすくなる。 自動車臨時運行許可申請において、PDF形式の自動車損害賠償責任保険証明書に記載されたQRコードの読み取りによる真正性確認措置を進めることに加えて、電子決済も含め申請手続を完全にオンラインで完結させるため、自動車OSS（ワンストップサービス）の活用も検討するよう求める。	【豊田市】 回答において、「自治体によっては対応が困難」「かえって業務負担になる場合がある」というのは、どのような観点からの判断であるか。 自賠責の対応にしても、許可申請の電子化にしても、まずは各自治体に意向を確認し、必要に応じて国でツールを用意すべきではないか。 実際に現場にて対応しているのは自治体職員であり、ニーズを把握していただきたい。 国で電子申請等の利便性向上のためのツールを用意し、活用するかどうかは自治体判断というのがあるべき姿のように思う。ツールの作成から自治体任せでは全国で統一性がなくなり、同じ手続のはずなのに利用者側にとって不便である。実際本市でも今年度に入ってから、他市との手続の違い（他市ではもっとルールが緩い等）についてクレームをいただいた。	—
81	宮崎市	花巻市、宮城県、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	○（デジタル化(4以外)）	婚姻届等のオンライン化	・「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」をマイナポータルから受付可能とし、標準様式をプリセットすること。 ・受け付けた届出データを基幹（戸籍情報）システムに連携させ、手打ち入力を不要とすること。 ・新本籍地を置く街区番号や地番の確認にアドレス・ベース・レジストリ等を活用し、事務負担を軽減すること。 ・各届出の受理証明書をオンラインで交付可能とすること。	デジタル庁、法務省	御要望があった届出についてはいずれも制度上オンラインで行うことが許容されている（戸籍法施行規則第79条の２の４）。 マイナポータルから戸籍情報システムへのデータ連携については、御要望の趣旨は理解できるものの、地方公共団体情報システムの標準化が進められている現状下では、全市区町村において戸籍情報システムを改修する必要があると見込まれることから、費用対効果等の観点から慎重な検討を要する。 また、受理証明書のオンライン交付は既に制度上許容されている（戸籍法施行規則第79条の５）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。	以下の理由により、婚姻届等のオンライン化を推進すること」について、改めて検討を求める。 ①本提案は本年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に資するものであり、戸籍への振り仮名記載にかかるオンライン届出（マイナポータルからの届出）のレガシー（手打ち入力を不要とするための連携）を振り仮名以外の戸籍届出へ横展開させるものであること。 ②「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」をオンラインで行うことが可能となっていることは承知しているが、本提案の趣旨は、各届出をマイナポータルから受付可能とし、標準様式をプリセットするところにある。既に振り仮名の届出をマイナポータルで出せる環境が全国一律で整備されており、早期に実現可能と考えられる。 ③新本籍地を置く街区番号や地番の確認にアドレス・ベース・レジストリ等を活用し、事務負担を軽減することについて、新本籍地をアドレス・ベース・レジストリでの確認とすることを可とする見解を法務省が示せば、市区町村の電話照会・応答業務が大幅に省力化されること。 ④振り仮名の届出においてマイナポータルと戸籍情報連携システム、戸籍情報システムの連携機能は既に実装されているところ、婚姻届等に含まれる情報を連携させるための機能改修については、既存の連携機能を活用することにより改修費用を削減できる可能性があること。また、対象者が限定されている（振り仮名確認通知に誤りがある者のみ）振り仮名の届出と比較し、婚姻届等の手続は全ての国民が対象になり得るため、有意義な費用対効果が見込まれること。 ⑤オンライン届出の実施時期について国が策定・公表している「国民向け行政サービスロードマップ」等の計画に出生届・死亡届以外の戸籍届出の開始予定時期がプロットされていないところ、オンライン化推進の観点から、戸籍に関する届出を積極的にマイナポータルへ搭載することが重要であると考えられること。	【熊本市】 戸籍法施行規則により、婚姻届や離婚届などのオンライン化が制度上許容されていることは十分に理解している。しかし、国民の利便性を高めるためには、全国一律で、関連する行政手続きを一貫して行える「ワンストップ化」が不可欠である。 今後の制度設計や運用設計においては、国民の利便性向上と自治体業務の効率化の両立を図るとともに、他省庁が所管する事務との連携も考慮し、より利便性の高い仕組みの構築を強く求める。	—
82	岡山県、秋田県、中国地方知事会	北海道、渋川市、さいたま市、越谷市、新潟市、長野県、津島市、滋賀県、兵庫県、高松市、熊本市、阿蘇市、宮崎県、沖縄県	×	社会教育調査（オンライン）における回答様式を見直した上で、調査票の審査整理に関する都道府県及び市町村経由事務の廃止	社会教育調査（統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査）について、オンラインで回答する際の様式を見直した上で、都道府県教育委員会と市町村教育委員会を経由する審査整理に関する事務を見直すこと。	文部科学省	・オンライン調査における電子調査票のユーザビリティの向上は、回答者負担軽減及び回収率向上のために必要な事項であり、ご指摘の内容を踏まえ、令和9年度実施予定の本調査に向けて、以下の改修を検討する。 ①原則すべての調査票において縦方向のみの移動とすること。 ※例　体育施設調査票は、「９　施設・設備の状況」の（１）～（３）を縦方向に回答した後、「１０　ボランティア活動状況」を回答するには横方向に移動する作りとなっている。 ②設置者区分等に応じて回答不要となる調査項目については、回答欄をグレーアウトするのではなく、調査項目ごと非表示とすること。 ③タイムアウトについては政府統計共同利用システム側の仕様のため、調査実施機関において制御することはできないが、タイムアウトの10分前にアラートを出すようにすること。 ・経由機関が行う事務について、オンライン調査システムによる回答においても都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の調査票の審査・整理が必要であることは、社会教育調査要綱に以下のように示されている。本調査結果の信頼性を担保するためには、経由機関が行う回答データの審査・整理は必要であると考えており、引き続き本調査に係る事務についてご理解・ご協力願いたい。 ※社会教育調査要綱＜抜粋＞ 第6(2)ウ　市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、【中略】都道府県教育委員会に提出する。 第6(2)エ　都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、【中略】文部科学大臣に提出する。	前向きなご回答に感謝する。しっかり進めていただきたい。 ついては、第１次回答で示されたユーザビリティ向上のための検討内容が令和９年度調査から実現可能であること、又は計画的な改修スケジュールを早期に示していただくとともに、調査対象施設等の更なる事務負担軽減の実現に向け検討願いたい。 なお、調査結果の信頼性を担保するため経由機関が行う回答データの審査・整理は必要とのことであるが、対象施設の回答について、経由機関が把握している情報だけでは真実性を確認できない場合が多いと思われ、必ずしも信頼性の担保にはつながらないと考えている。そのほとんどがオンライン回答となっている実態に即して、都道府県及び市町村経由事務が廃止されるよう社会教育調査要綱の整理、見直しについても改めて検討願いたい。	—	【全国知事会】 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。
83	岡山県、三重県、中国地方知事会	花巻市、仙台市、日光市、大田原市、川崎市、小牧市、寝屋川市、奈良県、久留米市、熊本市、宮崎県	○（デジタル化(4以外)）	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき文部科学大臣の承認を受けて行うこととされている公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続のうち、現在「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」により、文部科学大臣への報告をもって承認があったとみなされるものについて、「財産処分手続ハンドブック～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～」において行うこととされている報告手続を更に簡素化すること。 （簡素化の例） ・廃校施設：財産処分報告書の補助面積欄・補助金額欄をなくし、添付書類を公立学校施設台帳（写）のみとする。 ・廃校以外の施設：毎年の公立学校施設の実態調査（Accessデータ回答）の際に、公立学校施設台帳の備考欄に財産処分内容・年月を入力することで、財産処分報告に替えられることとする。	文部科学省	国の補助金により取得または効用が増加した財産について、適正な管理・処分を確保することを目的として、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」第22条では、原則、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと定められている。 他方、補助事業完了後10年以上経過した財産などについては、報告をもって大臣の承認があったものとみなすなど、既に一定の簡素化措置を講じているところ、補助金の適正な執行と財産管理の透明性を確保する観点から、処分財産の基本的事項（補助対象面積・補助金額等）や添付書類の提出は最低限必要なものと認識しており、その省略については慎重な検討が必要であると考える。 今後とも、事務の簡素化については、引き続き検討を進めていくものの、現行制度における適正な補助金執行の確保という基本的責務を踏まえ、現時点での更なる簡素化は困難であることをご理解・ご協力いただきたい。	既に「補助事業完了後10年以上経過した財産などについては、報告をもって大臣の承認があったものとみなすなど」の措置が講じられていることは承知しているが、現行の報告書提出に当たり必要となる添付書類は、承認申請時とほぼ同等であり、事務負担軽減のための実質的な簡素化には繋がっていないことについての見解を伺いたい。 処分財産の基本的事項（補助対象面積・補助金額等）の確認は、「補助金の適正な執行と財産管理の透明性を確保する観点」から必要なものと認識しているが、補助対象面積については、公立学校設置者は毎年の施設実態調査で文部科学省に報告しているところであり、また、補助金額については、国庫納付額や基金積立額を積算する必要がないことから、それぞれ省略可能と考えるが、当該部分を簡素化できない理由をお示しいただきたい。 また、新築時の補助事業の多くが昭和40～50年代のものであり、報告に必要とされる実績報告書や額の確定通知書などの資料を勤務公署から離れた場所に保存している自治体も少なくない。他にも多くの分掌を抱える中で、限られた事務時間の多くを費やして必要書類を収集する事務が、貴重な技術職員などにとって、過重な事務負担となっている実態を十分にご理解いただき、検討を進めていただきたい。 今後更に、財産処分を行う学校施設等の増加が見込まれることから、既に地方自治体において喫緊の課題となっている財産処分手続きの実質的な簡素化について、積極的な検討がなされることを強く望む。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
84	岡山県、福島県、中国地方知事会	旭川市、花巻市、川崎市、名古屋市、小牧市、寝屋川市、熊本市、宮崎県	×	「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」の合理化	「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（文部科学省）」の「Ⅱ：防災機能設備等の確保状況」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査（内閣府）」を、次回調査においては、内閣府調査に一本化すること。 また、調査内容・方法を見直し、現行の市区町村を単位として項目ごとに該当数等を回答する形式から、各避難所の所在地や、各項目における状況を回答する形式とすることで、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が、調査を通じて避難所のデータを容易に共有できるようにすること。 （「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」（文部科学省）における「石綿含有断熱材使用煙突状況」のようなものを想定。） さらに、調査結果については、内閣府から文部科学省、都道府県防災担当部局から教育委員会経由で各学校、市町村防災担当部局から教育委員会経由で各学校といった形で、各機関レベルで確実な情報共有を図ること。	内閣府、文部科学省	類似調査であるため、御指摘の通り、内閣府調査に一本化して実施するべきと考えており、次回調査の際には、一本化を前提に調整を行うこととする。 なお、施策の推進にあたり、引き続き各施設の防災機能設備等の確保状況について把握する必要があると考えているが、調査の方法や頻度等については、自治体の負担も考慮して実施する必要がある。御提案いただいた内容を参考に文部科学省及び内閣府において、対応を検討してまいりたい。	調査の一本化を確実に実現していただくとともに、調査実施に際しては、自治体の事務処理の効率化及び事務負担の軽減が図られるものとなるよう御配慮いただきたい。	【川崎市】 回答のとおり、一本化していただきたい。調査項目についても、できるだけ簡素化し、真に必要な項目だけを調査するように改定してほしい。これまで調査していたから今後も調査するのではなく、データを活用する項目のみ調査するよう、調査項目を精査し、不要な調査項目は削除するよう、検討してほしい。また、毎年調査項目を見直し、データを活用していない項目については、次年度以降は調査項目から外すよう、ルール化してほしい。項目ごとになぜ調査するのか、調査理由を明確にし、回答する側に示してほしい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
85	岡山県	千葉県、沼津市、高知県、久留米市	○（デジタル化（4以外））	鳥獣被害防止総合対策交付金事務において捕獲確認アプリの活用等により現物確認を不要とすること	鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）において、捕獲確認を書類確認の方法により実施する際に必要とされている「証拠物」提出について、不正防止機能を有する捕獲確認アプリの活用等により、現物確認（市町村等による捕獲個体の目視確認）を不要とし、交付金事務を省力化することを求める。	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金では、捕獲した個体の確認に当たって、不正防止のために写真及び証拠物（尾など）の提出を求めています。 捕獲確認に係る事務負担に課題があることは認識しており、令和6年度には捕獲確認アプリを用いた書類作成・提出を可能としたところです。 しかしながら、ご提案のありました捕獲確認アプリについては、アプリ事業者等からの情報を踏まえると、現状では、写真の改ざんを完全に防ぐことは難しいと考えていることから、アプリを用いた書類作成・提出を行う場合であっても、証拠物の提出は引き続き必要としているところです。 捕獲した個体の確認方法については、現物確認と同等に証拠物の真正性を担保する方法の導入について、引き続きその可否を検討してまいります。	現時点では、写真の改ざんを完全に防ぐことが難しく、不正防止の徹底が図れないことから証拠物の提出を継続する方針との回答であるが、技術的な観点から言えば、現代のアプリには改ざん防止機能（例：ブロックチェーン技術やタイムスタンプ付きのデータ認証機能など）を組み込むことも可能と思われ、こうした技術を活用すれば、写真やデータの信頼性を保証することも可能であり、証拠物の提出が不要となると考えている（改ざん防止のための対策が、アプリ調査業者から提案されていると認識している）。 証拠物提出の継続は、確認を行う市町村職員のみならず、捕獲者にとっても大きな負担となっており、特に遠隔地や山間部で捕獲活動を行う場合、証拠物の確認や保存、輸送など負担が増大し、捕獲活動への参加意欲や実効性の低下が懸念される。 このため、技術の進化を活用した信頼性の高いデジタルでの確認による方法の早期導入を検討していただき、現場での負担軽減、制度全体の効率化を図る観点から、証拠物提出を省略できる確認方法の導入について引き続き検討をお願いしたい。 なお、証拠物提出の義務を完全に廃止することが難しい場合でも、提出頻度の削減や特定条件下での提出免除など、現場負担を軽減するための段階的な改善の検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
86	岡山県、山形県、岐阜県、中国地方知事会	茨城県、横浜市、川崎市、魚沼市、岐阜市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、熊本市	×	耐震シェルター等の命を守る方策に関する安全基準の策定及び適合製品の認定制度の整備等	耐震シェルターや防災ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）といった命を守る観点からリスクを低減するための方策の普及を図るため、これらが備えるべき安全性能の基準や性能を確認する試験方法の策定、基準に適合する製品の認定制度の整備などの必要な措置を求める。	国土交通省	地震発生時の居住者の命を守る観点から、国土交通省としては、耐震性が不足する住宅については、耐震基準を満たす耐震改修を行うことが最も重要であると考えている。 主たる居室や寝室の構造部分のみを補強するいわゆる耐震シェルターは、やむを得ない場合のリスクを低減するための暫定的・緊急的な措置であると考えている。 一方で、いわゆる耐震シェルターの安全性を考えるに当たっては、居住者の生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮する必要があるため、いわゆる耐震シェルターについて国土交通省において統一的な基準を策定することは困難である。 仮に国土交通省において統一的な基準を考える場合、身体的状況や生活状況にかかわらず、すべての居住者が安全に避難できるものとして、建物全体の耐震基準をお示しすることとなる。 なお、いわゆる耐震シェルターに対する支援を地方公共団体が行うにあたり、他の地方公共団体の取組の例を参考としたいという要望があれば、必要に応じて全国の地方公共団体における対応状況を整理し、使用に際しての留意点とともに各自治体に対して情報提供を行うことは可能であると考えている。	本提案に係る耐震シェルター等とは、住宅の構造部分を補強するものというより、製品として住宅の一室の内部に設置し、住宅が倒壊した場合でも製品内に命を守るために必要な空間を確保することを意図したものを想定している。 また、貴省は、令和7年度予算概算要求において、耐震シェルター等を対象とした支援事業の創設を要求していることから、事業化には至らなかったものの、貴省として補助対象とする耐震シェルター等のイメージを既に持っているものと推察する。 中山間地域等では、都市部に比べると住宅の規模が比較的大きいことから、耐震改修をしたくても補助額を大きく上回る工事費用が必要となり、断念せざるを得ないという状況がある。その中で、貴省が「木造住宅の安全確保方策マニュアル」で指摘しているとおり、そのような場合でも、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減するため、耐震シェルター等の命を守る方策を講じることは有効であると考える。 生活の状況や建物の状況、使用に当たっての留意点等を総合的に考慮する必要があるとのことだが、これらは所有者が自ら考え設定するものであるとすることで、総合的に考慮した安全基準や建物全体の耐震基準ではなく、製品を住宅の一室に設置する場合において、補助に値すると認めうる最低基準を策定すること、及び当該基準に適合する製品の認定等の可能性についても検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
87	岡山県、福島県、中国地方知事会 【重点20】	石川県	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	精神障害者の移送等に係るタクシーの営業区域外旅客運送の規制緩和	道路運送法第20条に規定する営業区域外旅客運送が認められる場合の緩和を求める。	国土交通省	ご指摘のような輸送について、道路運送法第20条第２号の規定に基づいて、区域外であっても輸送することが可能であることから、関係の地方公共団体には周知してまいります。	道路運送法第20条第２号に定める「国土交通省令で定める場合」は、①「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」であること、または、②「一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域」であることが要件とされています。 上記①については、過疎地域等でない地域であっても、休日や夜間のタクシー利用が困難な場合が想定され、この点においては本提案の趣旨を十分に満たすものとは言えません。 上記②については、大規模なイベント開催時や観光シーズンにおける利用客の急増等が対象になっていると解され、これもまた、本提案が意図する恒常的な課題への対応という趣旨とは合致しないと考えられます。 また仮に、①または②に当たるとしても、同号において「関係者間において…協議が調つた場合」に限るとされており、これは地域公共交通会議で了承を得ることを指すものと考えられますが、県内各地域で個別にこうした了承を得るためには相当の時間を要し、現実的な運用は極めて困難と見込まれます。 以上の点を踏まえ、同条第１号に規定する「その他緊急を要するとき」として、本提案のように「法令等により対象者の移送（運送）が自治体に義務として課される場合」を含めていただくよう提案します。例えば、精神障害者の移送に限らず、児童相談所が実施する「虐待を受けた子どもを一時保護先に移送する業務」等も、同様に緊急性を有するものであり、本提案の趣旨に合致するものと考えます。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
88	岡山県、福島県	鳥取県、宮崎県	×	認定小規模食鳥処理業者の適用羽数の拡大	認定小規模食鳥処理業者の特例が適用される羽数（現在年間30万羽）を年間200万羽程度まで拡大する。なお、30万羽以上の拡大部分については、外部検証の対象とては維持する。	厚生労働省	食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならないこととされている。これは、都道府県知事が行う検査として、家畜の疾病に関する知見を有する獣医師が検査を行うことで、疾病に罹患した食鳥の流通を防止することを目的としている。 一方で、法制定時の流通実態を踏まえ、流通先が限定されており、万が一食中毒が発生した場合にも迅速に被害の拡大を防止できる、処理羽数が年間30万羽以下の事業所に限り、講習を受け必要な知識を持った食鳥処理衛生管理者による確認を行うことで、例外的に食鳥検査を不要としている。 このような経緯のとおり、認定小規模事業者については、流通先が限定されていることを踏まえた例外的な取扱いであり、その範囲を拡大することは適切でないと考えている。	処理羽数が年間30万羽を超える事業所についても、規模に応じて設置された食鳥処理衛生管理者による確認により異常があった食鳥をすべて取り除くことが可能であり、疾病に罹患した食鳥の流通を防止する体制は法施行以降整えられている。また、令和3年から実施されているHACCPに沿った衛生管理の制度化及び自治体職員による定期的な外部検証により、食鳥肉の安全性はさらに担保されている。法施行時の流通実態等を踏まえて年間30万羽以下を例外的な取扱いとされたことについて、法施行後30年を経過した現在の流通実態や衛生管理の向上等を鑑みれば、年間30万羽を根拠とする意義が薄まっていると思料する。 一方、食鳥検査員である獣医師を取り巻く状況も大きく変わり、検査員を確保することが非常に困難となっている。食鳥検査員である獣医師の派遣コストを検査手数料で賄うことができる最低限の目安として、200万羽は必要であると考える。 食鳥処理衛生管理者により適正に管理されていることを前提に都道府県知事が認める場合は、認定小規模事業者と同様に検査省略ができる等、抜本的な規制緩和が図られなければ、食鳥検査体制の逼迫した状況の改善は困難である。 今後、持続的に食鳥検査制度を維持するためにも、食鳥検査員の負担が軽減されるよう食鳥検査体制の再構築の検討を強くお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮しつつ、是非も含め検討を求める。
89	岡山県、中国地方知事会 【重点37】	川崎市	×	公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託	公害医療機関の診療報酬の審査支払事務を委託できるようにすることを求める。	厚生労働省、環境省	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害健康被害の認定及び被認定患者に対する補償給付については、都道府県知事が行うこととされている。患者は、公害医療機関で療養の給付を受けることができ、同機関から公害診療報酬の請求があった場合は、その審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することが可能とされている。しかしながら、次の理由により、ご指摘の社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）等含めて適当な機関が存在しないため、現在政令で定めている者はいない状態である。 ・公害診療報酬制度は、その制定背景を踏まえ、健康保険制度と必ずしも一致しない独自の体系をとっており、支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査を実施している内容とは異なる。 ・環境再生保全機構については、公害診療報酬に関連する業務を実施していないため、関連する知見を有していない。 審査の効率化の観点については、他の自治体の状況等も伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。	制度所管省庁は委託に適当な機関がない理由として、支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なることや、環境再生保全機構は知見を有していないことを挙げているが、自治体においても異動等により、診療報酬事務に全く精通していない者が事務を行うことになっている実態がある。それに比べると、日頃より診療報酬の審査事務を行っている支払基金及び国民健康保険団体連合会の方が審査事務に適しているのではないか。「支払基金及び国民健康保険団体連合会で通常審査している内容とは異なる」とあるが、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）の規定による診療報酬（以下「公害診療報酬」という。）事務全体からすれば、ごく一部であり、概ね医科点数表の例により算定（診療報酬の算定と同様に）することとされているほか、公健法第14条において、公健法に基づく補償給付（公害診療報酬含む。）は他法制度との調整が定められていることから、支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが合理的と考える。また、審査事務を集約することで、委託機関にもノウハウが蓄積されていくのではないか。 なお、患者数の減少に伴う審査件数の減少などから、公害診療報酬審査会の運営等が非効率となっているが、委託先に集中させることにより統一的かつ効率的な審査支払が可能となることから、公害に係る健康被害の補償に精通している環境再生保全機構への集約（委託）についても検討の余地があるものと考える。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
90	岡山県、福島県、中国地方知事会	栃木県、埼玉県、長野県、和歌山県、高知県、宮崎県	×	官庁会計システム「ADAMSⅡ」の機能改善	官庁会計システム「ADAMSⅡ」について ①システムの自動ログアウトの撤廃及び入力可能時間の延長を求める。 ②「送信」ボタンの表記を「次へ」「確認画面へ」「登録」「申請」等といった操作場面に応じた適切な文言となるよう修正を求める。 ③翌債承認申請において、「翌債承認要求情報登録事項詳細」の入力は、一覧表の形式で管内市町村の入力を行えるよう求める。 ④債主内訳書付支出負担行為を行ったものについて、負担行為額の増減を行う場合は、一括して変更できるよう求める。	財務省	提案いただいた内容に関し、以下のとおり回答いたします。 ①官庁会計システムにおける自動ログアウトに関しては、セキュリティの観点から設定している他、全国の官署で非常に多くの方が利用している官庁会計システムにおいて、自動ログアウトを設定しない場合、システム上のメモリ容量を消費し、利用者様への操作に影響が及ぶことが懸念されることからも設定しております。今回の御提案内容を踏まえ、今後、セキュリティ面の懸念やメモリ容量の検証を行い、実現の可否を含め、対応を検討してまいります。 また、入力可能時間の延長に関して、官庁会計システムではオンライン終了後に翌営業日のオンライン開始に向けた夜間バッチ処理（日本銀行へ連携する支払情報等の整理・作成処理等）を行っております。この夜間バッチ処理に多くの時間を要しており、トラブルが生じますと翌営業日のオンライン開始に影響が生じます。利用者様からの延長要望とこうしたシステム上の制約を踏まえて検討した結果、官庁会計システムの前回システム更改（令和4年1月）において、繁忙期にあたる3月及び4月の入力可能時間を19時まで延長する見直しを図ったところであり、これ以上の延長は安定運用に支障をきたす恐れがあるため困難です。なお、オンライン時間外（オフライン時間帯）に業務データを事前に作成するタンキング機能もございますので、こちらの活用もご検討ください。 参考：ADAMSⅡ電子マニュアル　1-5-3　タンキング ②「送信」ボタンの表記に関しては、現状の表記でも官庁会計システムのサーバに入力内容のデータを送信しているという点では誤りではございません。御提案いただいた内容は、官庁会計システムのほぼ全画面に影響するなど、その影響は広範囲にわたります。仮に修正する場合は、多くの投資を要することとなり、費用対効果や他の機能追加案件との優先順位等を踏まえると、直ちに対応することは困難です。ご理解いただきますようお願いします。 ③翌債承認要求情報登録事項詳細の入力に関して、一覧表の形式で入力を行いたいということであれば、官庁会計システムの現有機能である「翌債承認要求書タンキング雛形データ」を活用することで対応可能かと思われます。こちらの利用をご検討ください。 参考：ADAMSⅡ電子マニュアル　3-2-15-1 タンキング雛形データ作成依頼 ④支出負担行為の変更増減に係る決議入力に関して、その決議数が多い場合は、官庁会計システムの現有機能ではオフライン時のタンキング業務もご活用いただくことで利用者様の作業効率化に資すると考えておりますが、御提案いただいた債主内訳書付支出負担行為を行ったものについて、負担行為額の増減を行う場合は一括して変更したい点については、実現の可否を含め、対応を検討してまいります。	①官庁会計システムの自動ログアウトについて、設定時間が短いことにより、自治体側の業務効率を著しく損ない、現場に多大な負担を強いている。セキュリティ面やメモリ容量については理解したが、ADAMSⅡ上の業務が煩雑である上、日常的に入力するものでないため、相当の時間を要する。 入力可能時間について、繁忙期の延長に感謝申し上げる。しかし、現場では、他業務と調整をして入力時間の確保に努めているものの、突然の来客や電話対応など、優先して対応すべき事案が発生することも多く、現場の努力だけでは難しいのが実情。例えば、ユーザーの意見を聴取した上で、入力可能時間の開始・終了を1時間後ろ倒しにするなどの対応が可能であれば、フレックスタイム制や在宅勤務など多様な働き方によるメリットにもつながるのではないか。 タンキング機能について確認し、仮入力を試みたが、オフラインで利用する場合、入力できない項目があり、使い勝手が悪い。また、タンキング機能を使用するにはオンラインでの設定が必要である点も課題。さらに、マニュアルに具体的な操作方法について十分な記載がなく、非常に分かりづらい。詳細な手順書や具体例があれば、利用も進むのではないか。 ②「送信」ボタンの表記が誤りではないことは理解したが、ユーザーに分かりやすい表記にすることは、ミス防止や効率化に大きく寄与する。影響範囲や費用対効果も理解するが、十分な効果が期待できると考える。 例えば、翌債承認の手続きにおいて、誤って一度送信してしまうと差し戻しに手間がかかるケースがある。具体的には、都道府県側が財務局から許可を得ていない状況で、翌債承認申請を別の作業のための「送信」と勘違いして官庁会計システムのサーバへ送信してしまうと、国側で差し戻し作業が必要になる場合がある。このような互いに非効率な状況を避けるためにも、表記の変更は有効な改善策の一つと考える。 ③官庁会計システムの「翌債承認要求書タンキング雛形データ」機能について拝見し、仮入力を試みたが、入力データが送付されずに保存される点は理解できたものの、官署コードなど必要な項目がすべて入力できないため、逆に作業負担が増える。 また、電子マニュアルには機能の概要のみで、具体的な操作方法について十分な説明がないため、非常にわかりづらい。詳細な手順書や具体例があれば、利用も進むのではないか。 ④一括での変更については、業務効率化の観点から非常に重要。実現に向けた具体的な検討を進めていただき、早期の対応をお願いしたい。 セキュリティや費用等の課題があることは承知しているが、自治体側の現状を把握の上ご検討いただきたい。また、進捗状況や実現可能性について定期的に情報を共有いただけると、自治体側での試行やフィードバック等、協力も可能となるため、是非前向きにご検討いただきたい。	【宮崎県】 支障事例に記載した「〇厚生労働省は、平成16年３月16日付、厚生労働大臣官房会計課監査指導室指導班企画係長事務連絡「債主コードの登録について」にて、所管の補助金等の交付決定に係る債主登録について、「08債主名(カナ)」と「09債主名（漢字）」は同一である必要があるとし、現在も同様の取扱いをしているが、ADAMSⅡでは、「08債主名(カナ)」は支払方法が振込の場合は口座名義人名称を入力しなければならない。これにより、厚生労働省起票の支出負担行為決議書では、「08債主名(カナ)」が口座名義人名称となっていないため、事務委任を受けた都道府県等は、支出決定決議書を起票する際に、「08債主名(カナ)」が口座名義人名称となっている債主コードに変更しなければならず、負担が生じている。（令和5年度当県実績約2,000件）」について、本件に対する回答欄（各府省）の回答が見当たらない。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
91	岡山県、山梨県、全国知事会、中国地方知事会	花巻市、宮城県、長野県、愛知県、大阪府	○（デジタル化(4以外)）	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る調査等のオンライン化	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係事務について、地方公共団体に対して行われる調査をクラウド上やー斉調査照会システムで回答できる等の簡易化を図るとともに、臨時交付金を活用した事業の実施状況とその効果の公表についても、都道府県による取りまとめではなく、国がクラウド上で一元的に管理・公表する仕組みとするよう求める。	内閣府	地方公共団体に対して行われる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する調査を、「一斉通知・調査システム」を活用した調査（給付金の進捗状況、事業の実施状況とその効果の公表など）へと段階的に移行するための検討を行う。 なお、回答フォーマット変更の都合上、国からの照会等が増加する可能性もあるが、その点ご承知おきいただきたい。	本提案の目的は、事務効率の向上と入力ミスの削減を通じて、地方自治体の負担を軽減することである。 「一斉通知・調査システム」を活用した調査への段階的な移行を行うことを検討するとの回答であるが、「一斉通知・調査システム」に限らず、本目的が達せられるよう、最善の方式を検討いただきたい。 また、移行段階も含め、オンライン化の結果、回答フォーマットの変更に伴い国からの照会・調査が増加するようであれば、事務負担が増加し、本提案の目的を達成できなくなる恐れがある。このため、調査内容を必要最低限の項目に簡略化することや調査の頻度を最低限とすることも御配慮いただきたい。	【長野県】 移行に向けて前向きに検討いただけるとのことで一定ご理解いただいたと思うが更なる改善対応を求める。 一斉調査システム等を活用した調査手法への移行について、現に給付金事務を執行している地方公共団体の負担軽減をいち早く図るためにも、早期に対応すべきである。 また、国からの照会等については、最低限の回数・事務負担で実施していく必要があるため、照会回数は減少するよう検討をお願いしたい。	【全国知事会】 現行の都道府県を経由する運用では、二重で調査・報告内容の入力・確認作業が発生しており、非効率的である。迅速かつ正確な情報収集・公表を実現するため、クラウド等を活用して市町村が国へ直接報告できる仕組みを構築するとともに、照会についても、実務上必要かつ十分な頻度に留めるよう強く求める。
92	富里市	岩手県、花巻市、亀岡市	×	市街化調整区域に定める地区計画区域等における森林の林地開発許可を不要とすること	区域区分を定めている都市計画区域において、市街化調整区域の地区計画区域及び、都市計画法第34条第12号で定める区域、また地域未来投資促進法における重点促進区域の区域内（以下、「3つの区域」という）の森林（森林法第5条：地域森林計画対象民有林）を宅地開発するに当たって、林地開発許可を不要としていただきたい。	農林水産省	地域森林計画対象民有林であれば、森林として利用することが相当な区域と考えられ、その適正な利用のためには森林の有する水源の涵養、災害の防止等の公益的機能を確保する必要があり、開発行為により森林の公益的機能の発揮に支障が生じることのないよう、林地開発許可制度により開発行為を規制している。 一定規模を超える地域森林計画対象民有林の開発に当たっては、森林法第10条の2第2項の災害の防止、環境の保全（残置森林等の確保）等の4つの要件を満たすことで許可が可能である。また、国や地方公共団体が行う場合や森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合等については、許可を要しないこととされている。市街化調整区域の地区計画区域等であっても、その開発の態様は様々であり、災害の防止等に対する影響について画一的に判断することは難しく、許可を不要とすることは困難である。 なお、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えないとされる場合もある。	当市が求める3区域（市街化調整区域における地区計画区域、都市計画法第34条第12号に基づいて指定する区域、地域未来投資促進法における重点促進区域）は、人口減少やまちの衰退などの地域課題の解決策として、地域の発展やまちの活性化、地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことなどを目的に、企業誘致をはじめとした都市的土地利用転換を図り、他の地域と明確に区別して指定するものである。 この指定に当たっては、住民や関係者などの意見を聞くための案縦覧や、国や県などの関係機関との協議、住民や有識者等で構成する都市計画審議会に諮問するなど厳格な審査等が行われるとともに、条例の制定や告示等により、将来的な土地利用転換を担保するものである。 よって、そもそも当該3区域として指定した時点で、その区域は企業誘致をはじめとした都市的土地利用転換を図ることとなり、林地としての役割は終えることから、森林として利用することが相当であるとされる地域森林計画対象民有林には当たらず、林地開発許可は不要であると考える。 また、そのような都市的土地利用転換によって、創出された市街地に高木等を配置した残地森林や林地造成する必要性は薄く、風水害時の災害リスクになるものと考えられる。 なお、本件の3区域は、面的に企業誘致をはじめとした土地利用を目的としていることから、関係府省からの第１次回答にある「道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合」には当たらないと考える。	【亀岡市】 土地区画整理事業は森林法第10条の３第１項第３号（同法施行規則第５条第13号）において林地開発許可を要しない事業として規定されているが、支障事例の施行地区内に土砂流出防備保安林を含むため保安林解除が必要となる。「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」及び「別紙 転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準」において保安林解除に係る造成森林等の配置基準等が示されているが、1次回答のなお書きは別紙の表5又は表6に掲げられていない道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合に限られている。別紙の表5又は表6に掲げられる目的の事業等（工場、事業場の設置を目的とした事業等）の場合についても、1次回答のなお書き「その土地利用の実態からみて森林を存置し又は造成することが困難又は不適当であると認められるときは、森林の存置または造成が行われないこととして差し支えないとされる場合もある。」のか見解をお示しいただきたい。重ねて、地区計画区域内で宅地開発等の基準に適合した公園緑地を整備する土地区画整理事業については造成森林等の配置を不要としていただけるよう要望したい。	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
93	宮崎県、岐阜県、九州地方知事会	北海道、函館市、花巻市、相模原市、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、広島市、高松市、高知県、熊本市	○（デジタル化(4)）	消防分野における叙勲等栄典事務に係る手続きの効率化	調書等作成における記載内容や提出書類の削減など作成書類の簡素化及びシステム化や事務効率化のためのツールの導入を要望するもの。	内閣府、総務省	栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省に提出を求めている主な資料は①審査票、②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。 ①審査票、②功績調書及び③履歴書については、功績を漏らさないようにしつつも、簡潔に要領よく作成いただくよう各府省へ依頼をしている。このため、①審査票及び③履歴書については、最低限記載いただきたい事項等を整えたExcel様式をすでに提供しており、また、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成できる「審査票等作成支援ツール」も提供している。 栄典は候補者の生涯全ての経歴・功績を総合的に評価し表彰するものであるところ、どのような経歴や功績を持つかはまさに人それぞれ異なるものであり、その記載をシステム化することは困難であることから、内閣府賞勲局は各府省に対し、最低限必要な様式・記載内容を示している。①審査票、②功績調書及び③履歴書の書類や記載内容をこれ以上省略した場合、候補者がどのような経歴・功績を持つのか適切な確認・評価を行うことができなくなり、本来受けられる評価とは異なる評価にもつながりかねない。国家や公共に対し優れた行いのある方を表彰するという制度趣旨にご理解いただき、候補者が評価されるべき評価を受けられるよう引き続き推薦書類の作成にご協力願いたい。	現在、栄典事務に係る事前協議資料については、各市町村が指定様式により作成した資料を都道府県がとりまとめ、紙媒体で消防庁に提出後、同庁から審査を受けているため、今後は、各市町村からの電子申請により各様式の審査手続きができるよう検討をお願いしたい。 関係書類や記載内容は最低限度のものとなっていることは理解できるが、電子申請手続きにおいて、システム化が困難な資料は既存のデータファイルを添付することや、戸籍抄本、刑罰等調書及び兵籍簿等の資料は各省庁間の情報連携システムによる照会を活用すること等により審査を効率化できるよう、引き続き、検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
94	大治町	花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、佐倉市、柏市、相模原市、豊田市、小牧市、滋賀県、羽曳野市、養父市、宍粟市、奈良県、高松市、高知県、春日市、佐賀県、出水市	×	児童扶養手当証書の廃止	児童扶養手当証書（以下「証書」という。）について、廃止を求める。	こども家庭庁	児童扶養手当証書については、当該者が児童扶養手当の受給資格者かどうかを確認するものであり、その証明やひとり親世帯であることの証明として、自治体等の一部手続きにおいて活用されていると承知しており、基本的には、自治体ごとに発行の有無が異なることは望ましくなく、全国一律の取扱いにすべきと考えている。 そのため、児童扶養手当証書を廃止する場合の課題や全国の自治体の見解等を今後調査し、その結果等を踏まえて検討することとしたい。	児童扶養手当証書を一部手続きにおいて活用している自治体もあるが、そういった自治体においては、認定通知書等による証書の代替や、希望者のみ児童扶養手当受給証明書を発行するなどの対応により、引き続き必要な証明が可能であると考えている。 今後、実施される調査などを通じて検討するとのことだが、特別児童扶養手当証書が廃止されたことを踏まえ、廃止を原則として見直しを検討いただきたい。その際は、令和6年７月から特別児童扶養手当証書が廃止された際に、受給者からの求めがあれば特別児童扶養手当受給証明書を発行できる運用とされたのと同様に、児童扶養手当においても証書を廃止した上で、支給決定は通知書により行い、証明を必要としている方のみに対して希望制で児童扶養手当受給証明書を発行するなどの方法をご検討いただきたい。 併せて、今後の調査及び検討のスケジュールをお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
95	八戸市 【重点6】	札幌市、青森市、花巻市、宮城県、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、佐久市、名古屋市、豊田市、安来市、広島市、松山市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	○（デジタル化(4)）	住民票の写し等の交付のオンライン化を可能とすること	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、市町村における主要証明書について、ブロックチェーンを活用した電子証明書としてオンラインで交付できる制度とすること。 また、これらが証明書として社会全体で機能するよう、周知、普及啓発を全国的に実施すること。	デジタル庁、総務省、法務省	戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第７９条の５）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。 住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和７年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。	戸籍証明書のオンライン交付が現行制度で実施可能であることは承知した。申請者の利便向上や行政の負担軽減の観点からは当該制度の一層の活用が進むことが望ましいと考えられるため、その旨を十分に周知することを求める。 また、住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、住民票の写し等は交付件数が多く、官民の様々な手続で利用されていることから、オンライン交付が可能となることで利用者の利便性向上が図られるとともに、郵送費・役所への移動を含む社会的コスト、市町村職員の事務コストの大幅な削減につながることを踏まえ、前向きな検討を要望する。 なお、印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付へのブロックチェーン活用につき、第１次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討・回答をお願いする。	【青森市】 国として、関係府省の垣根を超え、法令整備はもちろんのこと、オンライン交付の具体的な運用提示など、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。 【豊田市】 電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。 【熊本市】 行政証明のオンライン交付推進にあたっても、法制度や所管省庁の違いが存在することは理解している。今後の制度設計においては、関係省庁の連携を図りながら、国民の利便性向上と行政運営の効率化を両立させる取組の推進を強く要望する。	【全国町村会】 住民票の写しや納税証明書の電子的交付については、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
96	八戸市	宮古市、花巻市、川越市、小牧市、堺市、兵庫県、八代市、特別区長会	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	民生委員推薦会の開催方法及び決議方法の見直し	民生委員法における民生委員推薦会については、必ずしも現実の会議を開かずとも、書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続（※）により決議があったとみなす規定の整備等を求める。 法令により現実に会議を招集することが求められているため、書面審査や持ち回り決裁ができない状況。一部の自治体では、急を要する場合には書面審査や持ち回り決裁を可能とする規則を定めているが、これが不可であることについて厚生労働省東北厚生局に以前確認しているところ。 ※例えば、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人の理事会・評議員会における決議の省略（構成メンバー全員による議案への同意書の提出）のような手続	こども家庭庁、厚生労働省	民生委員推薦会の招集及び議事の開催については、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「同施行令」という。）第３条及び第４条により、民生委員推薦会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ議事を開くことが出来ないとされている。 しかしながら、民生委員法（昭和23年法律第198号）第８条及び同施行令第７条の規定に基づき、市町村長は民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項を定めることができるとされているので、これらの規定により、御指摘のような欠員に対して民生委員の推薦があった場合に、次の推薦会を開催するまでの期間が長く、民生委員のなり手不足が深刻な中、速やかに民生委員を委嘱できないという場合については、書面表決又は持ち回り審査により事案を処理することは可能と考えており、改めて規定を整備する必要はないと考えている。	民生委員法施行令第７条においては「前各条で定めるもののの外」とあるため、第３条、第４条に定める以外の開催方法は、第７条の「その他民生委員推薦会に関し必要な事項」に含まれないものと解釈し、今回の提案に至っているが、現行制度で対応可能であるならば、その旨明確化し通知等により十分な周知を行うことを求める。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
97	愛媛県、東京都、広島県、新居浜市、西条市、大洲市、全国知事会 【重点2】	宮城県、燕市、佐世保市、沖縄県	○（デジタル化(4)）	地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県経由事務の廃止	地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領では、政令市を除く市区町村の地方公務員が海外渡航を行う場合、都道府県を経由して外務省へ必要書類を提出することが求められているが、一斉調査システムやLoGoフォームなどを活用し、市区町村から直接提出できるよう見直しを求める。	総務省、外務省	地方創生2.0基本構想の下での地方連携推進を図るべく、内閣府とも緊密に連携し、本件検討要請につき真摯に検討して参りたいと考えている。具体的には、先ずは、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を速やかに実施し、当該事務の現状を出来る限り客観的かつ定量的に把握し、また、それぞれの地方公共団体の実情や意見などを把握した上で、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化に資するよう、実務的な検討を進めて参りたい。	提案内容について前向きな対応をいただけるものと理解しており、検討を進める上で全地方公共団体を対象としたアンケート調査を既に実施したことに感謝申し上げます。 さらに本提案に対し、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化を進めるとの、より大きな視点で取り組んでいただけるとのことに感謝いたします。 全体的なプロセスの見直しを含め、提案の経由事務の見直しが早期に実現することを希望するとともに、併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただければ幸いです。	—	【全国知事会】 都道府県を経由して渡航通知依頼を提出する意義は乏しく、形式的な経由事務にとどまっている。一斉調査システム等を活用し、市区町村が外務省へ直接提出できるよう制度を見直し、より柔軟かつ効率的な仕組みの構築を強く求める。
98	愛媛県、広島県、香川県、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、砥部町、内子町、高知県	花巻市、東京都、川崎市、名古屋市	○（デジタル化(4)）	リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書の発行	【リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書（GPKI相互認証可）の発行】 ・リモート署名に対応したLGPKIの文書等署名用職責証明書（GPKI相互認証可）を発行して頂きたい。具体的には、LGPKIの文書等署名用職責証明書及び署名鍵をサーバーで保管し、地方公共団体がリモート署名するときにサーバー上で電子署名が行えるような仕組みを構築していただきたい。 ・文書等署名用職責証明書について、現在は、知事のみとなっているが、知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるようにして頂きたい。 ・電子署名や送信を行う仕組みについては民間事業者が提供するシステムの利用を想定。	デジタル庁、総務省	ご提案の「リモート署名」の仕組みを必ずしも理解しているわけではありませんが、ご趣旨としては、ICカードやUSBトークンを利用せずに署名鍵をリモートからでもアクセス可能なインターネット上のサーバーに置くことで、庁舎外においても電子署名を利用できるようにされたいということではないかと拝察いたします。セキュリティ面からICカード等の鍵格納媒体の利用については、現時点においては必要であると考えます。 他方で、LGPKIのICカード等の鍵格納媒体を庁舎外に持ち出して電子署名に利用することについては、J-LISにおいて何らかの規律を定めているものではなく、各地方公共団体で定める公印管理規程等に則った対応がなされているものと承知しており、各地方公共団体、各職員において鍵格納媒体を適切に管理するという前提のもと、適切にご判断されるべきものと考えます。 また、LGPKIにおいてどうしてもICカード等を利用せずに電子署名を行いたいということであれば、システム改修が発生し、運用に係る費用もかかり増しになると予想され、LGWANやLGPKIの費用を負担している全団体で、その費用負担について合意形成が必要となることにご留意ください。 ご指摘の「知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるよう」については、今年度のできるだけ早い時期に対応することが可能となる見込みです。	まず「セキュリティ面からICカード等の鍵格納媒体の利用については、現時点においては必要」とのご記載について、リモート署名のセキュリティ面については「リモート署名ガイドライン」（日本トラストテクノロジー協議会（JT2A） 2020年4月30日）において整理されており、これらを参考としてローカル署名と同等のセキュリティが担保可能と考えています。また、本件対象のローカル署名はICカード等（物）と暗証番号・PIN（知識）で認証していますが、リモート署名においても多要素認証等で同等のセキュリティを担保することは可能であると考えています。 また、「LGPKIのICカード等の鍵格納媒体を庁舎外に持ち出して電子署名に利用することについては、J-LISにおいて何らかの規律を定めているものではなく」とのご記載について、公印管理規程等に則って考えると、リモートワークするために鍵格納媒体を庁舎外に持ち出すことは、紛失や盗難のリスクが伴うため、特別な場合を除き適切ではないと考えられることから、実質的に庁舎外への持ち出しはできないと判断する団体が多いと考えます。 「システム改修が発生し、運用に係る費用もかかり増しになると予想」とのご記載について、本県においては、知事や保健所長等の各職責に基づいて多くの処分通知等（当県において公印を押印した処分通知等を行った件数は令和6年度実績で約29,000件）が行われており、基礎自治体ではより多くの処分通知等が行われていると認識しています。 このことから、処分通知等の公印の押印に代えて職責証明書に基づくリモート署名を行うことで、地方公共団体では職員の業務効率化やペーパーレス化につながり、処分通知等の受け手（住民や企業等）においても通知の保管や受取等の負担軽減効果があるため、需要や費用対効果はあると考えています。 「その費用負担について合意形成が必要」とのご指摘については、費用対効果をもとに様々な実施方法を比較検討の上、各地方公共団体に理解いただけるよう丁寧な合意形成を図っていただき、具体的に検討を進めていただきたい。	【東京都】 （セキュリティの確保について） 署名鍵をサーバー上に格納し、電子署名を付与する仕組みは、電子契約等の分野において民間サービスで広く実現されており、技術的にも確立された方式であると認識しています。こうした事例を踏まえ、署名付与の際にアクセスを庁内ネットワークに限定するなど運用面を工夫することにより、セキュリティ面のリスクを低減しながら、同様の仕組みを導入することは十分に可能であると考えます。一方、ICカード等の物理媒体を庁舎外に持ち出す場合、規程等に則り適切に管理したとしても、紛失等のリスクをゼロにすることは困難であると考えます。 （費用負担の対価として得られるメリットについて） 当団体では、約600部署に職責証明書を格納したICカードを配備しており、PINコードの亡失や証明書の有効期限到来による再発行など、媒体の管理に手間がかかっていますが、サーバー上に署名鍵を格納する方法に変更することにより、こうした負担から解放されます。また、当団体では場所にとらわれない柔軟な働き方としてテレワークの浸透を図っておりますが、リモート署名の導入により、職員が庁舎に出勤することなく電子署名の利用が可能となります。加えて、リモート署名の導入により処分通知のデジタル化が進むことで、申請者の利便性向上や職員の事務処理時間削減等、大きなメリットが得られることが期待されます。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
99	岐阜県	茨城県	×	河川法に基づく許可水利権の更新事務の標準化・効率化に向けた見直し	河川法第23条(流水の占用の許可)の更新申請について、協議期間の短縮のため、以下の措置を求める。 既存の許可水量以下の水利使用許可を求める場合（慣行水利権の許可水利権への切替も含む）は、同法施行規則第11条第2項第１号ロにて定める「使用水量の算出の根拠」のうち、用水計算参考資料等、従来から変更のない資料について、同規則第40条第2項若しくは第4項に基づき提出不要とすることが可能であることを明確化すること。 申請者が申請内容に漏れがないかを事前に確認できるよう、標準的な審査項目をチェックリストとして作成して公表すること。 審査において、既存の許可水量以下での許可が河川管理上の支障をもたらすと判断する場合、当該河川の正常流量との関係性を示すなど、その論点を定量的に示すこと。	国土交通省	河川法第23条の申請における添付図書の省略等に関しては、河川法施行規則（以下、「規則」という。）第40条で以下のとおり規定されており、明確化されている。 ○申請書に添付すべき図書（以下、「添付図書」という。）のうち一のものの内容が他のものの内容に含まれるときは、当該一のものは、申請書に添付することを要しない（第１項） ○変更の許可の申請にあっては、添付図書のうちその変更に係る事項を記載したものを添付すれば足りる（第２項） ○第２項の変更の申請にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書に添付しなければならない（第３項） ○許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる（第４項） 標準的な審査項目については、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成６年９月30日付け局長通達）、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成６年９月30日付け課長通達）において基準を定めており、当該内容については国交省HP（下記URL参照）にて公表済みである。 ＜国交省HP：水利使用許可の判断基準＞ https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/kyoka/index.html 水利使用の許可にあたっては、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に取水を行えるものであることが必要であり、具体的には取水予定量が基準渇水流量から、河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した範囲内としている。 また、流水の占用のための堰等の工作物の新築等によって、河川法第26条第1項の審査基準を満たしており、当該水利使用により、治水上その他の公益上の支障が生じないようにする必要がある。 それぞれの河川で状況が異なることから、河川管理者において個々の状況を勘案して判断しているところであり、河川管理者とよく協議していただきたい。	現状、河川法施行規則第11条第2項に定める「使用水量の算出の根拠」の作成に多大な労力と時間、費用が必要となっていることから、既存の許可水量以下となる水利使用許可を求める際に、河川管理上の支障が無い場合等、「使用水量の算出の根拠」を省略できることとしていただきたい。 また、水利権更新に当たり、手続が長期化し、追加提出書類が必要となる場合があることから、早期完了と事務の簡略化のため、規則の省略内容等を具体的に記した必要書類のリスト化をお願いしたい。	—	—
100	岐阜県	盛岡市	×	地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関の指定手続きの省略	地方公営企業法施行令第21条の2及び同法施行令第21条の10の規定を一部改正し、出納取扱金融機関の指定を不要とし、管理者自らが行う口座振替の方法による収入及び支出を可能とすること。	総務省	地方公営企業の出納については、出納事務の重要性に鑑み、また公金取扱いの公正性と確実性を担保するため、管理者が地方公共団体の長の同意を得て指定した金融機関（出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関）に限り、その事務の一部を取り扱わせることができ、当該金融機関においては、個別の委任を要さずその名と責任において地方公営企業の出納を経常的に取り扱うことができるところである。 この点、口座振替による収入（支出）とは、金融機関が債権者（債務者）の代わりに、当該金融機関の債務者（債権者）の預金口座から、当該金融機関の債権者（債務者）の預金口座に資金を移動するものであるが、地方公営企業においてこのような口座振替による収入又は支出を行う場合、当該金融機関が地方公営企業に代わって自ら公金の収納又は支出を行うこととなることから、上記のとおり、指定した金融機関（出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関）に限り、口座振替による収入又は支出を実施できることとすることが適切であると考えている。	出納取扱金融機関は、金融機関が地方公営企業に代わって自ら公金の収納又は支出を行うこととなることから、責任の明確化という点において、指定した者に限り、実施できることとしている現行の制度は、理解できる。 しかしながら、地方公営企業法第27条の原則に立ち、口座振替を含めて管理者の責任において行うものと整理すれば、責任の所在は明確であるといえる 。また、口座振替サービス業務が始まって以来、何れの金融機関においても口座振替業務が適切に行われており、口座振替業務を託すべき金融機関を選別する必要性は必ずしもない。また、出納取扱金融機関の指定が必須となっている実態と指定が任意となっている規定上の乖離も解消されると考える 。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
103	岐阜県、新潟県、三重県 【重点18】	山口県、宮崎県	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	福祉サービス第三者評価事業	福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。 ※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保	こども家庭庁、厚生労働省	福祉サービス第三者評価事業については、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき、全国社会福祉協議会を全国推進組織とするとともに、都道府県に都道府県推進組織を設置して各都道府県における取組を推進することとしている。 評価機関の認証は都道府県推進組織が行っているが、その要件として、都道府県推進組織が行う研修の受講を課している。 福祉サービス第三者評価事業は、全国推進組織が示したガイドラインに基づき各都道府県推進組織が評価項目を定め、更に都道府県の状況等を勘案して、必要な場合には独自の評価項目を設定するなどしているが、各都道府県推進組織が行う研修では、これら都道府県推進組織が独自で定めた評価項目の内容も含まれるところ。 本事業の目的たる、サービスの質の向上、利用者の選択に資するという点を実現するためには、地域の実状に応じた取組は重要であることから、都道府県推進組織がその評価項目を定め、研修・認証を行う必要があると考えている。 なお、社会的養護関係施設については、従来は、上記と同様の考え方に基づき都道府県推進組織が認証等を行っていたが、自己の生活の場を行政により決定される措置制度等であり、第三者評価の受審が義務づけられたこと、また、施設数が少なく、評価機関が県内の施設のみを評価対象とすると評価経験を蓄積することができないという理由から、社会的養護関係施設第三者評価については全国統一の認証基準と研修を行うこととなったところであり、施設数の多い福祉サービス第三者評価事業とはそもそも状況が異なる。 ただし、福祉サービス第三者評価事業についても、都道府県によっては施設等の数が少なく、それに応じて認証機関や受審が少ない状況も生じていることは承知していることから、そうした都道府県における評価機関の認証・養成が進むよう、どのような見直しが可能かも含めて、検討してまいりたい。	都道府県推進組織が評価基準を定める際に、必要に応じて独自の評価項目を設定していることは承知しているが、福祉サービスの質を評価する際の基本的な項目については、地域によって異なることのない全国共通の部分が多く、全国推進組織において共通の認証・研修を実施することは可能と考える。 現状の制度では、複数の都道府県で活動する評価機関・評価調査者が、各都道府県においてそれぞれ認証・研修を受けなければならないという明らかな非効率が生じており、事業の担い手確保が困難となっているのみならず、ひいては事業の確実な実施に支障を来すおそれがある。具体的には、24団体において認証評価機関（令和7年４月１日時点）が5機関未満であるほか、全国の認証評価機関のうち、直近3か年での評価件数が10件未満の機関が全体の４割強を占めている状況にある。また、受講者が見込めない等の理由で、17団体が令和7年度に評価調査者の養成研修を実施しない予定としている（※）。 回答にも記載のとおり、年間の受審数が10件未満の都道府県が複数存在するなど、一部の都道府県を除き受審数は低調な状況にあり、今後、第三者評価事業を推進していくのであれば、各都道府県において評価機関の認証・評価調査者の養成を進める必要がある。このため、少なくとも全国推進組織において全国共通の研修を実施し、各都道府県が当該研修の修了者に対し、事業への従事を認めることのできる仕組みを導入するなど、制度の見直しを検討いただきたい。 （※）各数値の根拠は、「令和7年度福祉サービス第三者評価事業に関するアンケート調査結果」（令和７年６月３日　社会福祉法人全国社会福祉協議会）	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
104	岐阜県 【重点17】	横浜市、川崎市、宍粟市	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	介護職員初任者研修のうち、「通信学習方式」における学習時間の取扱いを弾力化すること。	厚生労働省	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より令和6年４月16日に発出した事務連絡（介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて）において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）においてお示ししている取扱いについては、当面の間継続することとしており、現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところ。 今後の取扱いについては現在必要な対応を検討しているところである。	「介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて」（令和6年４月16日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）の内容については承知しているが、本提案は「通信学習方式」における学習時間の恒久的な弾力化を求めるものである。 貴省では、ZOOMを用いた学習方式は通信学習方式にあたり、学習時間の上限は40.5時間であるとしている。一方で上記事務連絡では、当面の間は「都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能」としている。このことから、現状においても実質的にはZOOMを用いたオンラインによる学習方式がカリキュラム全130時間で可能となるものと認識しているが、あくまでも臨時的な取扱いであり、「当面の間」の終了時期や終了後の取扱いが見通せないため、恒久的な取扱いにならないと通信学習方式を定着させることができない。 コロナ禍を経て多くの分野でオンラインによる研修・会議等が行われるようになっている社会状況や、貴省事務連絡「『デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表』を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡）においても、介護職員初任者研修における研修受講について「ICT等を活用してオンラインで実施することが可能」であるとされていることから、通信学習方式における学習時間の恒久的な弾力化について御検討いただきたい。	—	—
105	岐阜県	高知県	×	各都道府県においても日本DMATを養成可能とすること	各都道府県においても、日本DMAT隊員養成研修を実施できるようにし、日本DMAT養成研修の実施に当たっては、各都道府県が実施する都道府県DMAT養成研修にはない広域医療搬送等に係るカリキュラム(※)が含まれるため、それらのノウハウ・人的資源に関する支援を求める。 （※） ・大地震発生／DMAT遠隔地派遣（シミュレーション） ・震災時のDMAT活動（シミュレーション） ・医療搬送拠点におけるDMAT活動（シミュレーション） ・医療搬送拠点（シミュレーション・実践訓練） ・病院支援とEMIS（実技試験） ・口頭試問 ・病院・施設避難（シミュレーション） ・プライマリケア支援（シミュレーション） 等	厚生労働省	日本DMATは、大地震等の災害時や新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を確保し、傷病者の生命を守るため、被災地域での病院支援や広域医療搬送等を行う災害派遣医療チームであり、隊員の養成に当たっては、広域的で専門的な研修が必要である。 この日本DMATの隊員を養成するための研修については、都道府県DMAT隊員の資格を有しない方を対象としたコースと、都道府県DMAT隊員の資格を有する方を対象としたコースがある。受講生の所属都道府県によらない一定水準の知識・経験を担保することや、患者の搬送調整等の都道府県をまたぐ広域的な訓練等を提供するため、厚生労働省等において実施すべきものと考えている。引き続き、当該研修の受講枠の追加に努めてまいりたい。 他方、都道府県DMAT隊員の資格を有する方を対象としたコースについては、岐阜県におかれてもこの仕組みを積極的にご活用いただきたい。	今年度の受講枠においては拡大されているものと承知しており、当県の提案内容を一定程度ご理解いただいたものと考えている。引き続き、受講枠について拡大を検討いただいたい。 また、都道府県DMAT隊員の資格を有する方を対象としたコースの受講については、ローカルDMAT養成研修の実績が必要であると理解しているため、今年度より、当県においてもローカルDMAT養成研修を実施する予定であり、その開催に向けて支援をお願いしたいと考えるが、しかしながら日本DMAT養成研修受講のニーズを充足できていない現状を十分にご理解いただきたい。 受講生の所属都道府県によらない一定水準の知識・経験を担保することや、患者の搬送調整等の都道府県をまたぐ広域的な訓練等を提供するため、厚生労働省等において実施すべきものと考えているとのことであるが、各都道府県で実施しても内容に差異が出ないようなノウハウや人材の提供が難しいことの理由があるのかも含めて、再検討願いたい。	—	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえ、必要な実施体制について明らかにした上で、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
106	千葉市	青森市、花巻市、仙台市、福島市、いわき市、銚子市、浜松市、豊田市、安来市、広島市、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	×	戸籍届出書の標準様式の見直し	現時点における業務負担軽減のための現実的な対応策として、「戸籍届書の標準様式の一部改正について（通達）令和6年2月26日付け法務省民一第504号」により改められた戸籍届書の標準様式を再度改正し、従前設けられていた送付欄を復活させていただきたい。 また、戸籍法施行規則（附録11号、12号、13号及び14号）で定める各届書においても同様に、送付欄を設けていただきたい。	法務省	市区町村の業務処理に用いる欄であることから、送付欄を再度設けることに問題がないか他の市区町村にも意見を求めた上で、判断することとしたい。	届書の様式に従前のような送付欄を設けるだけで、無駄な作業工数を増加させている要因を排除できることから、可能な限り早急な見直しを要望する。各市区町村は次年度分の戸籍届書の入札等の調達手続を下半期に実施し、年度内に納品させている場合が多いと考えられる。ついては、可能な限り早急に改善いただき、遅くとも令和8年度分の調達までには必ず間に合うよう実施いただきたい。	【豊田市】 市区町村の実情を踏まえて検討いただきたい。	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
107	千葉市	花巻市、安来市、佐世保市、鹿児島市	×	戸籍法第120条の8に基づく転籍届の特例の廃止等	①戸籍法第120条の8〔転籍届の特例〕を廃止し、法改正前と同様に、管外転籍においては戸籍全部事項証明書を法定添付書類とすること。 ②①の措置が困難である場合には、転籍届出後の新戸籍が完成する前に次なる転籍届が提出された場合の取り扱いについて早急に明確化し、全国の市町村に周知すること。	法務省	管外での転籍届の提出を把握する方法としては、届出先市区町村において当該戸籍に異動予約を設定する方法を事務連絡により案内しているところ、当該設定はリアルタイムで市区町村の戸籍情報システムから法務省が管理する戸籍情報連携システムに連携され、全国の市区町村で確認することが可能となる。 一方で、支障事例にて指摘されているとおり、全国の市区町村において異動予約を速やかに設定することが重要であることから、この点の趣旨が徹底されるよう、具体的な事例を示した事務連絡による案内を行うこととしたい。	関係府省の第１次回答では、異動予約の設定により本件問題が解決可能との主張がなされているが、この方法では解決しない。 当市が懸念するのは、A市、B市、C市、D市、E市と管外転籍が繰り返されると、市区町村における戸籍管理が困難となり、虚偽の養子縁組等による制度悪用が容易となる点である。たとえば、A市からB市への転籍届が提出された場合、A市の戸籍には異動予約の設定が可能であるが、B市の戸籍は届出時点では未記載であるため、異動予約の設定は不可能である。さらに、B市の戸籍が完成する前にB市からC市への転籍届が提出されると、届出時点で未記載のB市とC市の戸籍の異動予約はできない。つまり、A市の戸籍に異動予約を設定したところで、B市以後の転籍届を抑止することはできない。 そこから、さらに短期間にD市、E市と転籍を繰り返すと、以後の戸籍の変動状況を市区町村側で把握することは極めて困難といえる。仮に届出地からA市に問い合わせを行ったとしても、A市がすべての転籍届を受理していない限り、B市以降の戸籍の異動状況を把握することは不可能である。 この問題は、法第120条の8〔転籍届の特例〕の新設に起因する。従来は戸籍全部事項証明書の添付が必須であり、戸籍未作成の状態での転籍届は不可能であった。この特例は副本参照を前提とするが、前述の事例ではB市以後の副本は参照できないため、特例の適用を除外し、法第108条第2項に基づき証明書添付を必須とする運用が妥当である。この取扱いにより、制度悪用の抑止が可能となる。	—	【全国市長会】 全国の市区町村で統一したリアルタイム反映の体制を整えるのは困難と思われるため、閉庁時に受領した届書や戸籍情報連携システムのメンテナンス日の対応など、より具体的な事例を示した事務連絡による案内をお願いしたいとの意見が寄せられている。
109	福井県	花巻市、養父市、熊本市、大分市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	認定こども園における職員配置の弾力化	認定こども園において、1号の入所児童数が5人以下など極端に少なく、1号・2号のこどもを一体的に保育し、主幹保育教諭を2人配置しなくても教育・保育の質が保たれる場合は、主幹保育教諭の配置を1名でも可とするなど、公定価格上の職員配置の弾力化を図ること。	こども家庭庁、文部科学省	認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しないことは現行制度上可能となっています。 認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しない場合は、最低基準上違反とはならず、公定価格上は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行うこととしています。 これはペナルティとしての減算ではなく、基本分単価の算出にあたって、主幹保育教諭1名分を含めており、主幹保育教諭が配置されない場合には、当該経費相当分を減算することで、実際の配置相当の単価とするための措置です。 当該減算も活用いただき、柔軟に対応いただきたいと考えています。	認定こども園において、主幹保育教諭を2名配置しないことが制度上可能であり、配置しない場合には1名分相当分の減額調整が行われることは承知している。 しかしながら、1号認定児が1～2人と少数である場合、主幹保育教諭を配置すると人件費が増加し、採算が合わなくなるおそれがある。一方で、配置しない場合には減額調整が行われ、いずれにしても経営に不安を抱える状況となる。 少人数の1号認定児の受け入れる認定こども園が、安定した運営を維持できるよう、柔軟かつ実効性のある制度設計を検討いただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
110	福井県	花巻市、長野県、高知県、佐賀県	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	入所児童数が10人未満の乳児院における措置費単価設定の見直し	乳児院における措置費単価について、10人未満の場合の単価設定が年齢ごとの設定になっておらず（10人以上は年齢ごとに単価設定されている）、単価自体も低いものとなっているため、最低配置基準を維持できるよう、年齢に応じた単価の設定を求める。	こども家庭庁	措置費の単価については、「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について」に定める職種別職員定数表を基に算定しているが、当該定数表は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」）を踏まえて作成している。 設備運営基準においては職種ごとの配置基準を定めているが、乳幼児10人未満を入所させる乳児院以外の乳児院では、看護師の配置基準が「1.6：1人以上」から「4：1以上」までこどもの年齢に応じて定められているため、措置費の単価についても年齢ごとに分けて設定している。一方で、乳幼児10人未満を入所させる乳児院では、施設が小規模であり職員数も比較的小数になること考慮し、看護師の配置基準について年齢に応じて定めることはせず、乳幼児10人未満を入所させる乳児院以外の乳児院における最も高い配置基準に相当する「7人以上」と一律に定めているところであり、措置費の単価についてもこどもの年齢に関わらず一律の単価設定としている。 このため、乳幼児10人未満を入所させる乳児院の単価を、他の乳児院と同様にこどもの年齢ごとに定めることとした場合、他の乳児院の配置基準との均衡を考慮すれば、満2歳以上のこどもについて現行より低い単価を設定することとなり、施設の運営に支障を及ぼす恐れがあるため適当ではないと考える。	乳幼児10人未満を入所させる乳児院の場合、看護師等の配置については、最も高い配置基準に相当する「7人以上」と一律に定めていただいており配慮されていることは承知した。一方で、栄養士や事務員については配置基準から除かれているため、これまで10人以上を入所させていた乳児院、特に乳児院のみを実施している施設としては、当該職種の人件費の確保が難しくなっている面もある。 そのため、これまで10人以上を入所させていた乳児院が10人未満となった場合も、引き続き、地域の重要な資源として維持できるよう、乳児院における措置費単価の見直しや事務員等の配置加算（非常勤含む）の創設を検討いただきたい。	—	【全国知事会】 代替養育を必要とする子どもに対して、安全・安心な養育環境が提供できるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
111	福井県	岩手県、花巻市、宮城県、長野県、岡山県、宮崎県	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	ファミリーホームの措置制度の見直し	ファミリーホームが受ける措置費について、現に委託された児童の数に応じた額（現員払い）ではなく、配置基準を維持できるよう措置制度を見直すことを求める。	こども家庭庁	児童養護施設等の措置費では、要保護児童を円滑に受け入れる体制を確保するため職員の人件費を含む事務費について定員に基づいて支払うこととしているが、同時に、施設に対して定員に応じた職員を実際に配置することを求めている。 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）については、里親と同様の家庭養育の一形態として、事業を行う住居に生活の本拠を置き、一の家族を構成する養育者とそれを補助する者の合計3名により委託されたこどもの養育を行う事業であり、事業の形態を考慮して養育者のうちの1人について兼業を可能とするなど職員配置について柔軟な対応を可能としており、事務費について委託児童数に応じて支払うこととしている。 ファミリーホームの事務費を児童養護施設等と同様に定員に基づいて支払う場合、養育者の兼業を禁止するなど現行の柔軟な職員配置の取扱いが困難となり、事業の実施に支障が生じる恐れがあることから適当ではないと考える。	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、継続して一定数以上の措置される児童がいる場合は安定した運営が可能であることは承知している。 一方で、一時的に措置児童がいない場合も考えられるが、その場合もいつ措置の依頼があるか判断できないため別の事業を行うことができず、その結果、事業として経営を維持することが困難と判断して実施を休止することや見送ることがすでに起きている。 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置を行うには1名は必ず常勤の専任職員を配置する必要があることから、専任職員の人件費等を固定費として保障いただいたうえで、委託児童の現員払いを行う二段階方式を取り入れるなど、事業者が安心できる支援制度の検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 平成28年改正児童福祉法の趣旨に基づき、代替養育を必要とする子どもに対して、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託が進められるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
112	福井県 【重点1】	栃木県、滋賀県、和歌山県、宮崎県	○（デジタル化(4以外)）	国家資格「計量士」の登録の都道府県経由の廃止等	国家資格「計量士」の登録について、 （1） 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。 （2） 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。	デジタル庁、経済産業省	政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要があり（計量法第122条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第54条に基づき、「法第122条第2項第1号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。 現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。） また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととすることは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。 適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。	国家資格等情報連携・活用システムの利用に伴い、オンラインでの申請が可能な環境が整えば、必ずしも都道府県において申請窓口を設ける必要がなくなるほか、デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、紙の免許証の交付に係る事務が不要となり、資格付与までの期間短縮といった利便性の向上が期待される。「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「地方創生2.0基本構想」など、政府方針として都道府県経由事務の廃止について明示されていることから、積極的に御検討いただきたい。 都道府県知事の実務経験証明が経由事務の廃止においてネックとなっているとのことであるが、都道府県の実務経験証明を残さざるを得ないのであれば、例えば国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン申請を国へ直接行うこととした上で、申請情報を都道府県もシステム上で閲覧可能な環境を整え、実務経験証明を都道府県から国へ提出する運用も考えられるのではないか。また、都道府県も資格登録に一定関与すべきであることについて、申請情報・登録情報をシステム上で都道府県に共有することで、引き続き都道府県は適切に計量行政を遂行することが可能になると考える。	—	【全国知事会】 計量士資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行について特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
113	福井県、東京都	花巻市、栃木県、さいたま市、佐倉市、川崎市、相模原市、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県、宮崎県、特別区長会	○（デジタル化(4)）	国土交通省所管の補助金申請における社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の活用	事務作業効率化の観点から、社会資本整備総合交付金システム（以下「SCMS」という。）は、社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）の要綱等に従って、交付金で必要とされる手続に特化したシステムです。例えば、交付金では、おおむね3～5年にわたる社会資本総合整備計画を作成・提出することを求めており、この社会資本総合整備計画に基づいて、実施に関する計画の提出、交付申請等の後続の手続を行うこととなっております。 仮に個別補助金の事務手続をSCMSで行うこととした場合、制度としての立て付けが交付金とは異なることから、抜本的なシステム改修が必要となります。 以上より、個別補助金の事務手続を行えるようSCMSを改修することはなじまないと考えておりますが、個別補助金の事務手続には交付金と比べて多くの時間を要する傾向にあるとのご意見を踏まえ、様式の簡素化・統一化等を検討し、その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じることとします。	国土交通省	社会資本整備総合交付金システム（以下「SCMS」という。）は、社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）の要綱等に従って、交付金で必要とされる手続に特化したシステムです。例えば、交付金では、おおむね3～5年にわたる社会資本総合整備計画を作成・提出することを求めており、この社会資本総合整備計画に基づいて、実施に関する計画の提出、交付申請等の後続の手続を行うこととなっております。 仮に個別補助金の事務手続をSCMSで行うこととした場合、制度としての立て付けが交付金とは異なることから、抜本的なシステム改修が必要となります。 以上より、個別補助金の事務手続を行えるようSCMSを改修することはなじまないと考えておりますが、個別補助金の事務手続には交付金と比べて多くの時間を要する傾向にあるとのご意見を踏まえ、様式の簡素化・統一化等を検討し、その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じることとします。	個別補助金の事務手続は交付金と比べて多くの時間を要し、ミスが起こりやすい仕様となっていることから事務負担が生じている。このため、個別補助金の事務手続をSCMSで行うことについて、引き続き検討をお願いしたい。また、検討に時間を要する場合、様式の簡素化・統一化等を先行して、早急に実施していただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
114	福井県	柏市、川崎市、静岡県、三重県、大阪府、熊本市、宮崎県	○（デジタル化(4以外)）	夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和	夜間中学における遠隔授業（学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習）について、遠方等によりやむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。	文部科学省	学校教育は、学力だけでなく、学校生活全般において、他者と関わりながら、ともに学び、人間性を涵養するという役割を担うものであり、夜間中学においても、対面で授業を行うことが原則であると考える。 他方で、休調や仕事の都合等の事情によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅等において授業の配信を受けられるようにすることや、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすること、こうした学習についての評価を適切に行い、各学年の課程の修了や卒業の認定に当たって、こうした学習も含めた平素の成績を総合的に評価して行うこと等が可能であることについては、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月）に基づき、令和6年3月に各地方公共団体向けに周知した。 また、夜間中学における遠隔教育の活用については、同方針に基づき、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な遠隔教育の実施が可能となるよう、遠隔教育特例制度の見直しを行った。 提案団体においては、これらの周知内容も踏まえ、引き続き夜間中学の設置・充実に取り組んでいただきたい。	福井県では、令和8年4月に福井県嶺北地方の福井市（県の北東部）に県立夜間中学の開校を予定している。これまでの夜間中学ニーズ調査では、県内の広い地域から入学希望者（入学検討者）があり、今後、分教室（サテライト教室）やオンライン授業の準備が必要と考えている。以前問い合わせた際に、文部科学省担当者からは事務レベルでは「夜間中学も学校教育法に定める「中学校」であるため、登校することが必要」「対面での授業の原則」という回答をいただいている。入学希望者の中には、住まいが福井県嶺南地方の方もおり、例えば高浜町（県の南西部）から、県立夜間中学まで車で登校するにしても、一般道では片道3時間（有料道路利用では片道2時間・料金は3,400円）、公共交通機関（電車・バス）での登校では片道3時間以上・料金2,700円ほど必要になる。これは生徒への負担が大きく、入学希望者にとって、物理的・経済的に通学は不可能である。当該事例のように「公共交通機関の便が著しく悪く、現実的に通学することが不可能な場合」は、「今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室参事官（高等学校担当）付事務連絡）における「やむを得ず登校できない場合」に該当するかどうか、改めてご見解を示されたい。仮に該当するという場合についてはその旨文書等により広く周知されたい。 御省作成の「夜間中学の設置充実に向けての手引き」においても「夜間中学においては、受け入れる対象生徒の拡大を図ることに取り組むことが求められる」とあることから「学び直し」を希望していても遠方で通いたくても通えない方に対して、学ぶ機会を提供するために遠隔授業（オンライン授業）を認めるべきではないか。御省の見解如何。	—	【全国知事会】 要件を緩和できない具体的な理由がある場合にはそれを明確に示すべきである。中学校教育については、柔軟な運用が可能となるよう、提案団体の提案を踏まえて特に積極的な検討を求める。
116	流山市	柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、伊丹市、高松市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	マイクロチップを活用して狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とすること	狂犬病予防注射済票の市町村窓口での交付を廃止するため、動物愛護管理法第39条の7第2項で定める市町村長から交付された鑑札とみなす登録方法と同様に、狂犬病予防注射の接種履歴について環境大臣の登録を受け、当該犬の所在地の市町村長の求めに応じ、注射履歴等の通知があった場合に、この通知をもって、マイクロチップを市町村長から交付された注射済票とみなすことを求める。	厚生労働省、環境省	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第2項の規定により市町村長が犬の所有者に交付する注射済票は、犬1頭ごとに、同条第1項の予防注射を受けている証として交付しているものである。注射済票は、当該犬が狂犬病の感染源となる可能性が低いことを速やかかつ明確に把握するためのものであり、狂犬病発生時等においてその可能性を目視により確認できなくなること、またマイクロチップがすべての犬に装着されているものではないことから、マイクロチップで代替することは困難である。	狂犬病は昭和32年（1957年）に猫に発症が確認されて以降、日本国内での発生がないこと、狂犬病の潜伏期間は1か月から3か月といわれており、全国的に飼い犬が人をかんだ際には知事等への報告義務が条例等で定められていることから、注射済票によるその場での目視確認が出来ずとも、狂犬病の発症を未然に防ぐための把握に支障をきたすものではない。 また、注射済票を直接着けている犬は少なく、リードや首輪、飼い主が散歩用の荷物に取り付けている場合等が多く、これらが外れた状態で逸走した犬にかまれた場合において、飼い主が不明な場合であっても、マイクロチップにより注射の履歴を確認でき、当該犬が狂犬病の感染源となる可能性が低いことを速やかかつ明確に把握することができるため、法の趣旨を鑑みてもマイクロチップに情報が入っていることは有用性があると言える。 本提案は環境大臣の登録を受けたマイクロチップが装着されている犬のマイクロチップを注射済票とみなすことを示しており、マイクロチップが装着されていない犬については従来どおり、市町村が交付するものである。将来的にほとんどの犬にマイクロチップが装着されることで、自治体の事務負担軽減及び飼い主の負担軽減にも繋がるとともに、これをメリットととらえてマイクロチップの装着率向上にもつながるものである。 以上のことから、本提案による特例制度参加自治体の参加数増加が見込めることも踏まえ、注射済票の運用の実態に即した検討を要請する。	【半田市】 注射済票が目視により確認できなくても、マイクロチップの登録情報に接種履歴を追加すれば、WEBで即時確認することが可能である。また、狂犬病予防法により飼い犬への注射済票の装着は義務付けられているものの、装着していない飼い主が非常に多いのが現実である。マイクロチップの登録情報に接種履歴が追加されれば、飼い主が毎年装着し直す手間もなくなり、マイクロチップ情報への登録を「装着率」と考えた場合、装着率は向上し、注射済票の目視よりも確実に接種状況を確認できるようになる。 マイクロチップが装着されていない犬には注射済票を交付すれば良い。 【伊丹市】 犬の鑑札については、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅すること により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として交付し、狂犬病予防法第4条第3項の規定により飼い主には装着義務が課されているものであるが、前述の「狂犬病予防法の特例」に基づく制度により、マイクロチップが鑑札とみなされており、注射済票のみを物質的に交付しなければならないとする理由にはならない。	—
117	山形市、船橋市 【重点2】	札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、枚方市、和歌山市、熊本市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	建築基準法第15条第1項に基づく届出のオンライン化及び建築主事の経由事務の廃止	建築基準法第15条第1項及び同条第2項の届出について、オンラインによる届出可能とするとともに、建築主事経由事務の廃止を求める。	デジタル庁、国土交通省	建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。 本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。 ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。	建築工事届をオンライン化した上で建築主事の経由を廃止すれば、建築主等の利便性が損なわれることはなく、ペーパーレスを推進できる。 建築主等がエラーチェック機能を搭載したExcel版の建築工事届を活用すれば正確性についても担保できるため、まずは建築主等へ当該建築工事届の利用促進をより一層図っていただきたい。 届出義務の履行については、建築確認申請時に建築工事届の提出状況について確認できる項目等があれば確保できると考えている。基幹統計である統計調査の品質確保についても、オンラインシステムによりエラーチェック等を実施し、国が一元的に集中処理する方が効果的であると考える。 Excel版の調査票を配布され、業務負担軽減に尽力いただいているのは承知しているが、提案時に記載した支障事例における処理時間はExcel版の調査票の入力に要している時間であることにご留意いただきたい。 以上のことから、既存の方法の改善だけではなく、建築主等が直接建築工事届等を国に提出できるオンラインシステムの構築を含めた抜本的な改善について早急に実施していただきたい。また、特定行政庁等への実態調査の実施スケジュールをご教示いただきたい。	—	【全国市長会】 申請者の利便性が向上するほか、市町村の事務負担軽減につながるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
118	山形市 【重点2】	花巻市、多賀城市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、長野県、豊田市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、養父市、宍粟市、高松市、春日市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止	特別児童扶養手当支給事務に係る申請手続について、マイナンバーを活用したオンライン申請システムの構築により、現行の市町村窓口による受付から、申請者が都道府県へ直接申請する手法を可能とすること。	デジタル庁、厚生労働省	特別児童扶養手当について、市町村を経由せず直接都道府県へ申請することとなった場合、受給者が養育者である場合の養育事実の確認や児童が別居している場合の監護事実の確認、同居している扶養親族がいる場合の生計同一の確認など、届出事実の確認についてどのように対応するかといった課題やそれに伴う都道府県の事務負担の増加という課題が考えられるほか、障害福祉サービスをはじめとした各種障害福祉制度に関する申請・相談窓口が市町村に設けられている中、特別児童扶養手当のみ都道府県が申請窓口になることについて、申請者に対する支援の観点からも慎重な検討が必要であると認識している。 その上で、まずは市町村経由を廃止する場合の課題や問題の有無等について、各都道府県の見解等を確認する必要があると考えている。 また、特別児童扶養手当のオンライン化については、令和3年度に所得状況届について、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン化における事務の運用をお示ししているほか、認定請求など関連手続きについても標準様式・申請フォーム作り（プリセット）を進めていることから、これらの事務の運用についてもお示しできるよう準備を進めてまいりたい。 マイナポータルにおける住民票情報や所得状況のAPI連携による自動入力については、現状そのような機能を実装していないため、機能の実装可否や法令、制度面等の制約も含めて検討を行い、令和8年度末までに結論を得るよう進めてまいりたい。	市町村を経由せず直接都道府県へ申請することとなった場合においても、養育事実、監護事実及び生計同一の確認並びに申請に係る相談など、申請の準備段階に係る対応については、申請者の利便性を鑑み、これまでどおり身近な窓口である市町村等で対応可能と考えている。 本提案については、申請手続のオンライン化や申請情報のシステム処理等の実現により、これまで市町村が担っていた進達事務を廃止し、かつ、エラーチェック機能やAPIによる自動入力により、市町村経由と同等以上の精度のオンライン申請が早期に都道府県へ提出されることを目的としており、各都道府県に対する課題や問題点の調査にあたっては、例えばオンラインによる申請内容の精度向上に必要な機能など、実現に向けた調査を行うことや、申請手続きをオンライン化することにより、手当額改定通知等の電子化など都道府県にとってもメリットがあることを踏まえた調査としていただきたい。 また、標準様式・申請フォーム作りにあたっては、申請者にとってわかりやすいユーザーインターフェースの構築、都道府県の事務負担の軽減につながるエラーチェック機能（日付の不整合、必要書類の添付漏れなど）の充実等も踏まえ検討を進められたい。 API連携による自動入力機能については、申請者の大幅な負担軽減及び入力ミスの防止につながり、審査事務においては、各種証明関係書類と申請書の照合作業が不要となるなど、オンライン化に必須の機能であるため、実装に向けての検討を前向きに進めていただきたい。	【高槻市】 特別児童扶養手当のオンライン化については、ぴったりサービスの活用等により、申請者と市町村間での申請情報のやり取りはオンライン化が進んでいるが、 市町村と都道府県間でのやり取りは、従来の紙文書を利用した進達事務を行っている。 仮に市町村を経由する進達事務が継続される場合でも、申請者⇔市町村⇔都道府県間での申請情報等のやり取りが同一基盤のオンライン上で処理できる仕組みや事務の運用をお示しいただけるよう準備を進めていただきたい。	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国市長会】 都道府県へ直接、申請した場合に懸念される届出事実の確認について、全ての申請において当該事務が生じるとは考えにくく、ケースごとに都道府県から市町村に照会・確認をした場合に生じる時間は、オンライン化によって短縮されると考えられることから、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
119	山形市 【重点2】	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。	精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。	デジタル庁、厚生労働省	精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請等については、精神保健福祉法において、居住地（居住地を有しないときは、その現在地）を管轄する市町村を経由して行うこととされており、都道府県又は指定都市（精神保健福祉センター）が申請に基づいて審査、手帳の可否及び障害等級の判定を行い、申請を受理した市町村を経て申請者に対して手帳の交付が行われていると認識している。 こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。 その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。 これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、その結果を踏まえ、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。	衛生行政報告例によれば、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数は年々増加しており、市町村の事務手続は増大している。また、交付等の申請手続に時間を要する現在の状況は、申請者が手帳に基づき利用可能な様々なサービスを受けることができるまでに時間を要することにもなる。可能な限り早期実現となるよう積極的にご検討いただくとともに、今後の検討の見通しや時期についてお示しいただきたい。 なお、精神障害者保健福祉手帳は、市町村において障がい福祉サービス等の決定の際に根拠として確認するものであるため、市町村経由事務の廃止の検討に際しては、都道府県で決定される交付状況等は従前どおり市町村にも情報共有いただけるようご検討いただきたい。また、その共有方法は、自治体システムの標準化に伴い、データで共有できるものであると、更なる効率化が図られるものと考える。	—	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国市長会】 都道府県及び市町村職員の負担低減に繋がるのみならず、申請者への迅速な手帳交付が図られ、付随する障害福祉サービス等の早期利用開始や質的向上にも資するとの意見が寄せられている一方で、市町村経由事務を廃止した場合、補装具・日常生活用具の支給のために必要な情報を市町村にも共有するよう求める意見が寄せられており、総合的に検討されたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
120	山形市 【重点2】	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、柏市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、交野市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	自立支援医療（精神通院医療）支給認定手続における市町村経由事務の廃止	自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請手続について、マイナポータルの活用により直接都道府県に申請を行うことを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている医療受給者証の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。	デジタル庁、厚生労働省	現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。 その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。 これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。	福祉行政報告例によれば、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は年々増加しており、市町村の事務手続は増大している。また、決定までに時間を要する現在の状況は、申請者が医療費の自己負担の軽減を受けるまでに時間を要することにもなる。可能な限り早期実現となるよう積極的にご検討いただくとともに、今後の検討の見通しや時期についてお示しいただきたい。 なお、自立支援医療（精神通院医療）の受給状況は、市町村において障がい福祉サービス等の決定の際に根拠として確認するものであるため、市町村経由事務の廃止の検討に際しては、都道府県における決定状況等は従前どおり市町村にも情報共有いただけるようご検討いただきたい。また、その共有方法は、自治体システムの標準化に伴い、データで共有できるものであると、更なる効率化が図られるものと考える。	—	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
121	山形市	宮古市、花巻市、日立市、上尾市、小牧市、兵庫県、笠岡市、八代市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	特別弔慰金等の請求手続における市町村経由事務の廃止	市で行う戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令による請求等に係る事務について、申請者から直接国に申請ができるよう見直しを求める。	厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく給付については、各援護施策の内容が複雑であることから個々の遺族等の事情に応じて、請求手続等の必要な指導を行うことが重要であり、対象者の数も考慮して各法律の制定時から市町村に請求受付事務を処理いただいているところである。 戦後80年が経過する今日において、その対象者数は減少傾向にあるものの、請求者の高齢化が著しく進んでいる。 高齢な請求者に対して、請求段階において個々の事情に応じたより丁寧かつ寄り添った対応が重要となる中で、仮に市町村経由事務を廃止し、国に直接請求することとした場合、郵送での請求が大半となることが想定されるが、請求書等の補正の対応など、請求者に大きな負担が生じることが予想される。 また、これらの制度は、昭和38年（戦没者等の妻に対する特別給付金）、昭和40年（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金）、昭和41年（戦傷病者等の妻に対する特別給付金）からこれまで継続して実施されてきており、事務の取扱いの変更は、請求者に混乱を生じさせうるものである。 請求から支給までの時間については、市町村経由事務であることにより特に遅延しているとは考えておらず、例えば、本年4月から請求が始まった戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、添付書類の省略や都道府県における区分処理（新規請求者と前回受給者）の推奨等の取組を行うことで支給の迅速化を図っているところである。 このような観点を踏まえ、引き続き、市町村に請求受付事務を処理いただくことが必要であり、ご理解いただきたい。	特別弔慰金等の請求手続については、高齢な請求者に対して、請求段階において個々の事情に応じたより丁寧かつ寄り添った対応が重要である一方、現在、第１２回特別弔慰金の請求受付を行っている中で、来庁する請求者も高齢化が進み、来庁すること自体が負担となっているとの声も聞かれる。請求者の負担軽減の観点からも、現在進めていただいているオンライン化等とともに、自治体を経由しない方策を御検討願いたい。 また、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく請求については、新たに対象となる請求者がいないことから、成年後見人等（東京法務局登録）以外、老齢年金と同様、予め印字された現況届的性格の請求書を用いており、補正対応も多くないと考えている。特に請求者の高齢化も著しいことから、請求手続きの簡素化及び請求者が直接厚生労働省へ郵送による手続きを行うことで請求手続きの迅速化が図られるものであるため、積極的に御検討願いたい。	【花巻市】 申請者一人当たりの対応に１５分から1時間の時間を要し、負担が大きく、日常の業務に支障をきたしている。 国で各地域における窓口の設置、人件費等の事務費の措置のほか、請求に係る手続きの一層の簡素化（添付書類等の省略など）を求める。 【日立市】 申請者が申請を行うに当たり、申請前段階における電話や訪問による問合せへの対応、申請の受付から県への進達などが通常事務に加えて行うこととなるため、市として事務的に負担がある。また、これらの事務経費についても自治体負担となっている。	—
122	山形市 【重点2】	燕市、佐賀県	○（デジタル化（4以外））	果樹農業振興特別措置法施行令第４条に基づく果樹園経営計画に係る市町村経由事務の廃止	果樹農業振興特別措置法施行令第4条で規定する「果樹園経営計画」の提出について、市町村長の経由を義務付ける事務の廃止	農林水産省	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹園経営計画（以下「本計画」という。）は、我が国果樹農業の体質の一層の強化が求められる中、果樹産地の中核的担い手となり得る自律的な果樹農家の育成を図ることを目的としたものである。 本計画の内容は、農業経営規模の拡大や、生産方式の合理化、経営管理の合理化等に係る目標やその達成のためにとるべき措置等を内容としており、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき市町村等が認定する農業経営改善計画（認定農業者制度）と密に関連するものである。 また、都道府県における本計画の認定に際しては、農業経営基盤強化促進法第5条第2項第2号の規定に基づき、都道府県内を区域に分けて定める区域ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」等に合致しているかを判断することとしており、農業者が提出しようとする本計画が、当該市町村が該当する上記指標に合致するか等を予め市町村が確認することが適当である。 さらに、本計画は栽培品目・品種等を含む計画であり、市町村等を含む産地協議会が策定する「果樹産地構造改革計画」等との整合を図ることが重要と考えられることから、農業者が都道府県に本計画を提出する際の申請事務を市町村が担うことは妥当と考える。 なお、市町村において申請確認の機会が少ないため事務処理に時間を要するとの御懸念については、効率化のため、農林水産省のHPに関連規定を掲載する等の改善策を検討したい。	果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者のメリットとしては、農林漁業金融金庫や沖縄開発金融金庫の資金融資の利用が可能になることが大きいと考えられますが、申請から認定されるまでの処理に時間を要す本事務は、早期の融資を希望する果樹農家にとっては不利益をこうむると考え規制緩和の提案に至った次第です。 また、当市は近年果樹園経営計画の提出がなく、当該事務に係る経験が不足しているため、「農業経営改善計画」や「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」、「果樹産地構造改革計画」等との整合を踏まえた審査が困難であり、都道府県で果樹園経営計画の認定を行う際に各種計画等との整合の確認をしていただく方が効率的だと考えます。今後とも本事務の効率化に向けて改善策を検討して下さいますようお願いします。	—	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
123	伊丹市	柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高松市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化(4)）	狂犬病予防注射接種履歴のオンライン一元管理	狂犬病予防法第5条に基づく予防注射について、マイクロチップ登録システム等を活用し、オンライン等で全国的に接種履歴を管理できるようデジタル化を要望する。例えば、犬の所有者が予防注射後に獣医師が交付する「狂犬病予防注射済証」のデータを添付し接種履歴を登録するか、又は獣医師側でマイクロチップ情報と紐づけて接種履歴を登録する等が考えられる。併せて注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える既定の整備を要望する。	厚生労働省、環境省	全国的に接種履歴を管理するという要望については、接種動奨のための接種履歴の活用という面においても市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）等が引き続き管理することが適当である。なお、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）におけるマイクロチップ情報の登録方法は、犬猫の所有者が登録する仕組みであり、市町村長が登録する仕組みではない。 また、注射済票の交付を不要とする、またはマイクロチップを予防注射済票と読み替えることについては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第2項の規定により市町村長が犬の所有者に交付する注射済票は、犬1頭ごとに、同条第1項の予防注射を受けている証として交付しているものである。注射済票は、当該犬が狂犬病の感染源となる可能性が低いことを速やかかつ明確に把握するためのものであり、狂犬病発生時等において、その可能性を目視により確認できなくなることから、マイクロチップで代替することは困難である。	マイクロチップ情報は指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）が管理しているが、予防注射接種履歴情報をマイクロチップに登録の上、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7に規定されている「狂犬病予防法の特例」に基づく制度と同様に、指定登録機関から市町村に対して予防注射接種履歴情報が通知されることにより、市町村でも引き続き管理することは可能である。 また、犬の鑑札については、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として交付し、狂犬病予防法第4条第3項の規定により飼い主には装着義務が課されているものであるが、前述の「狂犬病予防法の特例」に基づく制度により、マイクロチップが鑑札とみなされており、注射済票のみを物質的に交付しなければならないとする理由にはならない。 なお、そもそも狂犬病予防法施行規則第4条の規定において、狂犬病予防注射の接種履歴は原簿の記載事項とはされていないところ、貴省が第1次回答しているとおり、「接種動奨のための接種履歴の活用という面においても市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）等が引き続き管理することが適当」であるのであれば、市町村長による効率的な事務処理に寄与するために、注射済票の交付を不要とする、またはマイクロチップを予防注射済票と読み替えるなどして、一層のオンライン化を進める必要がある。	【半田市】 「全国的に接種履歴を管理するという要望については、（中略）、マイクロチップ情報の登録方法は、犬猫の所有者が登録する仕組みであり、市町村長が登録する仕組みではない。」について、全国的に接種履歴を管理するシステムを導入すれば、転入犬の接種情報も転入先の市町村が容易に確認できるようになるため、接種動奨の観点からはかえって有効活用できると考える。また、犬の登録に関して、犬の所有者が登録する仕組みとすることができているのならば、注射済票も同様の仕組みとすることは可能であると考える。できないのならば、その理由をお示しいただきたい。 「また、注射済票の交付を不要とする、またはマイクロチップを予防注射済票と読み替えることについては、（中略）、狂犬病発生時等において、その可能性を目視により確認できなくなることから、マイクロチップで代替することは困難である。」について、注射済票が目視により確認できなくても、マイクロチップの登録情報に接種履歴を追加すれば、WEBで即時確認することが可能である。また、狂犬病予防法により飼い犬への注射済票の装着は義務付けられているものの、装着していない飼い主が非常に多いのが現実である。マイクロチップの登録情報に接種履歴が追加されれば、飼い主が毎年装着し直す手間もなくなり、マイクロチップ情報への登録を「装着率」と考えた場合、装着率は向上し、注射済票の目視よりも確実に接種状況を確認できるようになる。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
124	栃木県、群馬県	札幌市、岩手県、茨城県、神奈川県、川崎市、京都府、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県	○（デジタル化(4以外)）	臨床調査個人票の行政記載欄の簡素化及び指定難病患者データベースの利用を促進すること等	臨床調査個人票の行政記載欄の簡素化及び指定難病患者データベース（以下「難病DB」という。）の利用促進	厚生労働省	臨床調査個人票の行政記載欄は、データベースを活用した研究利用の促進等を目的として設けているものであり、その必要性や地方公共団体の事務負担の観点を踏まえつつ、検討してまいりたい。	難病や小児慢性特定疾病に係る医療費助成の支給認定事務は、取り扱う件数が膨大な上、書類の確認作業等が多く、非常に煩雑である中、臨床調査個人票や医療意見書に行政記載欄が設けられたことにより、事務負担が更に増加している状況である。令和6年度末の事務連絡により、一部項目の任意化が図られたところであるが、限られた人的資源を、本来必要とされる難病患者への地域保健活動などの支援業務に充てるため、地方公共団体による入力廃止や、他と重複する又は別途把握が可能である項目を精査の上、削除を検討いただくなど、更なる簡素化に向けた見直しを進めていただきたい。 また、指定難病患者データベースの活用が進むことで、臨床調査個人票や医療意見書における行政記載欄の手書き対応が不要になるなど、書類作成の負担軽減が期待されるので、当該データベースの周知と導入促進にも積極的に取り組んでいただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
125	栃木県、群馬県	札幌市、岩手県、花巻市、川崎市、富士市、亀岡市、宮崎県	○（デジタル化(4)）	ぴったりサービスの入力フォームにおける機能拡充	ぴったりサービスの入力フォームにおいて、以下の機能を地方自治体の選択により導入可能とすること ①ソフトウェアキーボードについて、項目に適したキーボードを設定できるようにするとともに、これに即した入力であることが表示されるようにする ②マイナンバーカード裏面に記載のマイナンバーをスマートフォンのカメラで読み取り、入力フォームに反映する	デジタル庁、厚生労働省	令和8年度にぴったりサービスの後継サービスとなる次期オンライン申請サービスのリリースを予定しており、次期オンライン申請サービスにおいて利用者体験の向上を目指す中で自治体が選択した電話番号やメールアドレス等の入力項目の種類に応じて利用者側で最適なソフトウェアキーボードが表示されるような改善を検討してまいりたい。 また、世帯員のマイナンバーの入力誤りを防止する方法については、利用者体験や申請者本人以外の情報を取得することによる制度面の調整など、様々な観点で検討していく必要があると認識しており、利用者の意見も聞きながら、OCRによる入力方法が最適かどうかも含めて検討してまいりたい。	次期オンライン申請サービスにおいて、利用者にとって最適なソフトウェアキーボードが表示されるような改善を検討することとあわせ、次の点に配慮して仕様設計していただきたい。 〇これまでぴったりサービスを活用して電子申請可能であった手続が次期オンライン申請サービスで利用できなくなるような事態を生じさせないこと。 〇住民に対し、新たなUI/UXに再順応する負担を生じさせないこと。 〇自治体に対し、ぴったりサービスにおいて作成した申請様式の再作成、既にぴったりサービスと連携している自治体業務システムの改修や運用方法の再構築等の負担を生じさせないこと。 また、マイナンバーは12桁と長いため、患者や家族等が入力する際にストレスがかかるとともに、入力ミスの発生も懸念されることから、関係制度との調整も積極的に図りつつ、入力負担の軽減と誤入力の防止を図るための最適な仕組みを早期に実現していただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
126	山梨県、全国知事会 【重点15】	花巻市、ひたちなか市、川崎市、身延町、清須市、那覇市	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和	行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和を求める。	総務省	行政相談委員の市（特別区を含む。以下同じ。）町村をまたいだ広域的な配置という点について、複数の市町村を一人の行政相談委員（以下「委員」という。）の担当区域として定めることは、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）上可能と解しており、運用基準である「行政相談委員の委嘱等の基準及び手続に関する規程」（平成22年11月12日総評相第242号）3（2）において、その旨を明記している。 また、令和7年4月1日現在、4名の委員が複数の市町村（延べ12市町村）を担当区域として委嘱されており、既に広域的な配置の例は存在するところ（過去5年間では8名（延べ20市町村）の委員を広域的に配置）。 今後とも、委員の担い手確保に当たっては、委員や自治体のご意向も踏まえ、広域的な配置の活用も含めた取組を進めてまいりたい。	これまでに、行政相談委員（以下「委員」という。）が複数の市（特別区を含む。以下同じ）町村を担当区域として委嘱されている事例は承知しているものの、運用基準である「行政相談委員の委嘱等の基準及び手続に関する規程」（平成22年11月12日総評相第242号）が、地方自治体へ十分に周知されておらず、具体的な配置基準及び手続が明確に示されていないことから、今回の提案に至ったものである。 行政相談委員法の施行に関する訓令（昭和59年7月1日総務庁訓令第22号）及び行政相談委員の委嘱等の基準及び手続に関する規程では、委員候補者の選考は、管区行政評価局長及び行政評価事務所長が行うこととされているが、委員候補者を探す（推薦する）のは、現状、市町村が担っているのが実情であることから、地方自治体にも運用基準の十分な周知を図っていただきたい。 また、同規程上、複数の市町村の区域を一人の委員の担当区域として定める場合は、「委員活動の活性化に資する場合」又は「委員が広域的な活動を行うことにより委員の業務の効率的かつ効果的な遂行が見込まれる場合」に限られている。人口減少が進む中、今後、多くの自治体で委員のなり手不足が深刻化することが予想されるため、広域的な配置が柔軟に行えるよう、規程の改正や柔軟な運用等も併せて検討していただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
127	山梨県 【重点9】	茨城県、川崎市	×	土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。	公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく、土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。	総務省、国土交通省、環境省	土地開発公社の解散にあたり必要な清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数については、インターネット版官報の普及等により既に会社法等の制度においては回数を1回とすることが認められていることも踏まえ、今後、支障事例の把握や他制度との比較を行いつつ検討する。地方道路公社、地方住宅供給公社、港務局、広域臨海環境整備センター、地方独立行政法人についても他制度との比較等を行い、対応について検討する。	清算人による債権者に対する債権申出の催告に関する公告回数を少なくとも3回しなければならないことについて、インターネット版官報の普及のほか、会社法等他の制度においては公告回数を1回とする見直しを既に行っていること等も鑑み、土地開発公社等についても公告回数の見直しを実現していただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
128	青森県 【重点3】	札幌市、花巻市、福島県、大田原市、燕市、兵庫県、高知県、伊佐市	○（デジタル化（4以外））	介護保険事業状況報告における都道府県経由事務の廃止	介護保険事業状況報告における都道府県経由事務を廃止すること。	厚生労働省	介護保険事業状況報告は都道府県経由で行っており、現在、管内市町村への依頼や提出状況の管理等の役割を都道府県に担っていただいているが、報告の依頼や提出方法等について、都道府県の負担軽減を図る方策について検討を進めてまいりたい。	本調査は「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針（令和7年6月2日内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省）」に合致する調査であることから、調査を所管する府省庁として、積極的に経由事務を廃止すべきと考える。 多くの自治体では、住民基本台帳システム等から抽出したデータを介護保険事業状況報告システムに取り込む形で回答が作成されることから、入力者側のヒューマンエラーが発生しにくい。また、法改正に伴う記載要領等の見直しはあるものの、調査項目は長年にわたり固定されており、記載方法に関する疑義はほとんど生じていない。長い間月次、年次の調査を行っていることから、報告システムを変更することのみで市町村からの回答率が下がり、県から市町村への催促の手間が生じるとは考えにくい。 なお、月報については国事務連絡に基づいて都道府県の作業期間10日が確保されてるものの、内容の多くは一斉調査システムの利用により効率化が図られるので、一斉調査システムの利用とともに経由事務を省略することで、調査結果の公表までの期間が短くなることから、データの利用者（国民）にとっても利にかなうものである。 以上のことから、具体的な検討内容、現状での課題及びスケジュールを示していただき、早急な対応をお願いしたい。	—	【全国知事会】 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。
129	青森県、北海道東北地方知事会	—	○（デジタル化（4以外））	不動産登記におけるオンライン申請手続きの改善	不動産登記のオンライン申請について、すべての添付書類をオンラインで提出できるよう手続きを改善すること。	法務省、農林水産省	オンラインでの不動産登記の申請において、必要となるいずれの添付情報についても、添付情報の作成者による電子署名が行われており（不動産登記令第12条第2項）、電子署名が行われている情報を送信するときに電子証明書が併せて送信されれば（不動産登記令第14条）、紙媒体の書面を提出することなく、不動産登記の申請を行うことが可能である。 御提案の農地中間管理機構の具体的な支障事例として、農用地利用集積等促進計画による所有権移転時の、不動産登記の申請における添付書面のうちの承諾書が挙げられており、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱では御指摘のように押印及び印鑑証明書を求めているところであるが、オンラインでの不動産登記の申請にも対応できるよう検討してまいりたい。	すべての添付書類をオンラインで提出できるようになることで、郵送・持参による労力や時間、経費の負担が軽減される。提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
131	佐賀県 【重点27】	札幌市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、羽曳野市、兵庫県、大野城市、熊本市、沖縄県	×	ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止	マイナンバーカードを活用し、全国で、医療費助成の現物給付化を可能にする仕組みの構築に向けて、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化に係る国保ペナルティを廃止すること。	厚生労働省	国民健康保険の減額調整措置は、自治体が行う医療費助成により、患者の窓口負担が軽減される場合に、その結果、増加する医療費分は、他の自治体との公平の観点から、当該自治体が負担すべきとの考えの下、増加した医療費分に相当する国費を減額調整する仕組みである。 ひとり親家庭や重度心身障害者に対する医療費助成に係る減額調整措置を廃止すべきとのご指摘については、 ・自治体による独自の医療費助成は、例えば対象となる疾病等の範囲や所得制限、一部自己負担の有無など、自治体ごとに内容に差があること、 ・加えて、減額調整措置の廃止が国民健康保険の財政に与える影響 等を十分考慮する必要があり、慎重な検討を要するため、現時点での廃止は困難と考えている。	国の規制改革実施計画では、地方自治体の医療費助成事業について、患者が窓口負担なく受診できるよう現物給付化を推進すると明記された。マイナンバーカードを活用した利便性向上の取組は、国民、自治体、医療機関の負担軽減につながる重要な改革と認識。 減額調整措置の存置は、財政力の弱い自治体にとっては現物給付化の障壁であり、結果として住民サービスに地域間格差が生じる原因となっている。 ひとり親家庭や重度心身障害者は、世帯収入の低さや医療費の重さなどから、医療費の負担は相対的に重く、現物給付化の制度導入に関する地域間格差は、生活の質や健康の格差にも直結するもの。現物給付化を推進できれば、利用者の負担軽減を図り、早期受診の促進による重症化の防止にも資するもの。 こどもの医療費助成は、自治体間の助成内容の差や財政への影響が懸念される中で、令和6年度から減額調整措置が廃止された一方で、最も負担軽減を必要とするひとり親家庭及び重度心身障害者について調整措置が存置されている合理的な理由をお示し頂きたい。 ひとり親家庭や重度心身障害者に対する医療費助成についても、自治体の財政力に左右されず、現物給付化により平等に負担軽減され早期に適切な医療につながるよう、減額調整措置を廃止する必要がある。 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）で実施することとされている現物給付の取組を進め、住民サービスの向上及び自治体事務の効率化に資するよう、速やかに減額調整措置を廃止すべき。	【大阪府】 令和7年6月11日に提出されたれいわ新選組大石あきこ議員の質問主意書に対する令和7年6月20日政府答弁において『「全国の自治体で行われている障害者医療費助成の実施状況」について把握に努めてきたところ、全ての都道府県において御指摘の「身体一級・二級」を対象とする「障害者医療費助成」が行われていることについては、確認しているところである。』とあり、自治体による独自の医療費助成は自治体ごとに内容に差があるとは一概に言えず、身体一級・二級を対象としている事実からしても、ナショナルミニマムとしての制度として検討する基準となりえる。 また、令和7年3月17日参議院予算委員会における公明党河野議員の質問に対する厚生労働大臣の答弁で、「先ほど子供の医療費との見合いの話もありました。まず、いろいろ先ほど政府の考えは申し上げたところですが、委員の御提案も踏まえて、そのどういった対応が可能か、検討してまいりたい」とあり、地方単独医療費助成制度の状況把握と国会で検討を約していること等を踏まえ、検討に取り組んでいただきたい。 【羽曳野市】 自治体が行う医療費助成は、自治体ごとの助成の差異から医療費の増加が異なるため公平性の観点から補助金を減額調整することは一定理解するが、当該助成対象は経済的に苦しいひとり親家庭、重度心身障害者であり、住む自治体によって差異があることが問題と考える。あわせて、このような経済的に苦しい方への対策は、本来自治体ではなく国において行うべきものであり、自治体の医療費助成に係る経費負担に合わせ、国庫補助金の減額分まで自治体や保険料という形で国民健康保険の被保険者が負担することは2重負担ともとれるため、減額調整は早急に廃止されるべきと考える。	【全国知事会】 住民及び地方公共団体の負担軽減のため、地方公共団体がひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化に踏み切れるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
132	佐賀県 【重点34】	福岡県	×	離島活性化交付金等事業計画の廃止等	離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。	こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	離島活性化交付金等事業計画は、各都道府県が離島振興計画に基づき離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等を実施するために作成することができる計画であり、平成24年の議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されたものである。具体的には、離島活性化交付金等事業計画に、対象とする事業等に関する事項、計画期間、目標等を記載するなど、都道府県が離島の活性化に資するソフト施策等の全体像を計画上明らかにした上で、離島振興法第7条の3において、同計画に基づく事業の実施に対して、国が交付金等を交付できる旨が規定されている。これにより、離島振興施策の総合的かつ着実な推進を担保していることから、本計画を廃止することはできない。 一方で、実際に交付金等を交付するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用になるが、要望にある事業主体である都道県又は市町村が交付金等の申請のために作成する計画書等の書類は、事業所管大臣が、交付金等の不正な使用の防止等の観点から、交付金交付要綱に基づき、事業ごとに、事業費を含めた事業の詳細等を把握するものであり、事業所管大臣が交付金等の交付を判断するために必要不可欠な書類である。 以上のように、両計画はその性格が大きく異なり、また作成主体も異なることから、一体的に作成することは実務上難しいものと考える。一方で、双方の計画等の作成に際して、必要があれば記載事項の転記・引用等を行う等の作成事務の合理化は、現行制度上も可能である。	離島活性化交付金等事業計画については議員立法による離島振興法の改正において、交付金制度を法律上位置づける際に立法府の意思として規定されており、法改正が難しいことは理解している。 一方で離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画について重複している点があること、離島活性化交付金に関して、活用のため、離島活性化交付金等事業計画、離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書をそれぞれ作成する必要があること、離島活性化交付金等事業計画については毎年度実施事業について見直し、確認等が必要になるなど、事務負担が大きいことも課題として明確に発生しているところである。こうした事情を踏まえ、離島振興計画と離島活性化交付金等事業計画の一体的策定や記載内容の見直しをするなど、法改正以外の分野で負担軽減可能な方策をご考案いただきたい。	—	【全国知事会】 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資するよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。なお、本提案に係る計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策については、計画策定等の見直し後も引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
133	米子市、福島県、鳥取県	花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、館林市、滋賀県、寝屋川市、養父市、宍粟市、高松市、久留米市、春日市、佐賀県、熊本市	○（デジタル化（4以外））	児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間のやり取りのデジタル化	児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間でのやり取りについて、文書（郵送）ではなくメールでの台帳送付等を可能とするよう見直しを求める。	こども家庭庁	児童扶養手当法施行規則第20条第3項において、「手当の支給機関は、手当の支給機関の変更を伴う住所の変更に係る届書を受理したときは、当該変更前の手当の支給機関に、文書で第6条第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない」と定めている。一方で、昨今の情報通信環境の整備に鑑みると、必ずしも郵送での送付に限らないことも考えられる。 電子メールでの文書の送付の在り方については、今後、全国の自治体の見解等を調査し、その結果等を踏まえて検討することとしたい。	児童扶養手当の受給資格者に関わる転出入時の自治体間の情報連携については、児童扶養手当がひとり親家庭をはじめとする子育て家庭の生活を支える重要な制度であることから、迅速かつ正確な対応が求められており、手続きの遅れは市民生活に直接的かつ深刻な影響を及ぼします。 しかしながら、昨今の郵便サービスにおける制度変更や配達日数の延長などの影響により、紙ベースの手続きでは情報伝達にかかる時間が増大し、実際に手当の支給が遅延する事例が発生しています。さらに、物価高騰による郵送費の上昇は、限られた財源の中で運営する自治体にとって、大きな負担となっています。 こうした状況の下、電子メールや専用の情報連携システム等のデジタル手段を活用した情報共有の仕組みづくりによって、コスト削減、業務効率化が実現するとともに、市民の方への行政サービスの質も向上することが見込まれます。 政府においても、「こども政策DX推進チーム」を中心に、デジタル技術の活用によって子育て世帯の負担軽減や地方自治体の事務効率化を図り、こども政策の質の向上を目指す取組が進められています。児童扶養手当に関する業務においても、この方向性と連動し、現場の実務を踏まえた具体的かつ実効性のある制度改善を求めるところです。 制度改善に向けた早期の対応が必要なことから、検討のスケジュールをお示しください。	【ひたちなか市】 国の取り組みとして公的手続き等のデジタル化を推進している観点から、本件についても円滑な移行を希望する。検討に当たっての課題等について、全国の自治体との共有を図っていただきたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
134	米子市、神奈川県、鳥取県	花巻市、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、豊中市、養父市、宍粟市、春日市、大村市	×	児童扶養手当における事実婚について同性パートナーも含まれ得るとすること	児童扶養手当における事実婚の定義について、同性パートナーも含まれ得るよう制度の見直しを求める。 具体的には「パートナーシップ制度の利用をもって事実婚の扱いとする」等。	こども家庭庁	児童扶養手当は、稼得能力の低下又は喪失に対する所得保障という性格を有する制度であるが、現時点では、同性の事実婚家庭に対しては手当を支給することとしている。 同性パートナーとの関係を「婚姻」として扱うこととすると、現在受給できている者が受給できなくなる不利益変更となることから、慎重な検討が必要である。	現在、同性のカップルに対しては、児童扶養手当制度において事実婚と同様の関係性があったとしても、制度上その関係が認められず、受給資格は継続され、パートナーは扶養義務者にすらあたらないとされている。これは、同性パートナーとの生活実態が明確であるにもかかわらず、異性間の事実婚とは異なる扱いをされているという点で、重大な制度的矛盾を抱えていると考える。 司法においては、自治体のパートナーシップ制度の利用を「事実婚に準ずるもの」として認める判断が複数示されており、さらに、同性カップルを法律婚の制度から排除することが憲法第24条および第14条に反する（違憲である）との裁判所の見解も出されている。 こうした判断を受けて、市民からは「同性か異性かということだけで扱いが異なるのは不公平だ」との声が多数寄せられており、児童扶養手当のような家族支援制度においても、同性カップルが事実婚とは扱われない現状は看過できない状況である。 制度改正について「慎重な検討が必要」とされているが、同性カップルの関係性は児童扶養手当の受給資格になにも影響がないとする現行制度に対して、「公平性を欠いている。」と感じている市民が存在する以上、社会情勢や司法判断からも、早急な検討が必要と考える。 制度の在り方について、具体的な検討方針と今後の対応スケジュールを示すことを求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
135	米子市、福島県、神奈川県、鳥取県	花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、館林市、柏市、相模原市、富士市、半田市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、宍粟市、高松市、佐賀県、熊本市、特別区長会	×	児童扶養手当における事実婚の取扱いの明確化	事実婚の定義を例えば以下のように明確化し、機械的に判断できるようにする。 「住民票上同一住所に暮らしていなければ事実婚には当たらない。」 「受給中に妊娠し出産を希望する場合は事実婚があるものとして取り扱う。母子手帳の交付をもって出産の意志ありとする。」	こども家庭庁	事実婚の認定については、原則として同居していることを要件とするが、頻繁に定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合等には、同居していなくとも成立しているものと取り扱うよう、判断基準をお示ししている。また、事実婚等の取扱いについては、令和4年度の地方分権提案に基づき、令和6年3月に事務連絡をお示ししたところ。 児童扶養手当の認定を行う際には、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断を行えば、受給者に不利益な判断になるケース等も想定され得るため、受給資格者等の生活実態を確認した上で判断いただき、引き続き、適正な支給手続きを行っていただきたい。	関係府省の回答では、事実婚の認定に柔軟な判断を求める姿勢が示されているが、内容は抽象的かつ定型的で、現場の実務上の困難に十分に対応しているとは言えない。また、市民も基準の不明確さにより認定の判断に困惑し、不満を抱くケースが多く、実際に市民からも具体的で明確な指針の提示が求められている。 「生活実態を確認の上で判断」と示されているが、一方で受給者のプライバシーの保護を最重要としており、実際の運用現場では、受給者の私生活に踏み込んだ調査を十分に行うこととの矛盾が生じている。 自宅等への立ち入り検査を行う場合は、受給資格者の同意を得て行う必要があり、受給者が調査前に不都合な事実を隠したり、あらかじめ説明内容を準備した上で対応することも可能となり、調査側が実態を十分に把握できないまま判断を迫られるケースが少なくない。その結果、調査を実施しても、同一受給者において何度も通報がくる場合がある。 加えて、調査に応じないことのみをもって、ただちに受給資格を取り消したり、支給を停止したりすることはできないため、疑義があっても、確たる証拠を得られなければ認定判断ができず、現場職員の負担や判断のばらつきにもつながる。 「形式要件に依らず個別判断を」とする国の方針は市町村に判断を委ねるものであり、事実婚という実態把握を求められることにより、自治体の現場職員は過重な負担と不安を強いられている。このため市民側も基準の曖昧さから説明不足や判断のばらつきに困惑し、不満が生じており、信頼関係にも影響している。 ついては、国において、各自治体での困難事例の照会や質疑等による事実婚の判断に係る具体的事例を取りまとめ、自治体の認定に当たっての指針の作成を求める。 なお、令和6年3月に示された事実婚の取扱いの判断基準は、確認すべき項目について示されたものであるが、実態としては、本人の同意がなければ、関係者に話しを聞くことも現地を確認することも出来ない状況であり、どの項目も確認が困難である場合が多い。事実婚の取扱いについて変更がないのであれば、指針を示される際には、具体的な確認方法等まで示すことを求める。	【花巻市】 事実婚の判定について、最低限充足されるべき要件等について、引き続き検討願いたい。 【ひたちなか市】 事実婚の認定については、受給者の申告内容が前提として、その後の自治体の調査等により確定するものと理解するが、自治体の審査がより円滑に、適切に進められるよう、さらに踏み込んだ判断基準の提示をお願いしたい。	—
136	米子市、鳥取県	花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、ひたちなか市、長野県、豊田市、滋賀県、豊中市、茨木市、養父市、宍粟市、春日市、佐賀県、大村市、特別区長会	×	児童扶養手当、特別児童扶養手当における、職権処理が出来る業務の拡充	児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者について、氏名変更、住所変更及びそれに伴う所得状況（扶養義務者）の変更を公簿で確認出来た場合、届出がなくとも職権での処理を可能とするよう見直しを求める。	こども家庭庁、厚生労働省	児童扶養手当については、転居等の実態に応じて、その機会に必要な手続きや相談支援を行っており、受給者にとって転居に伴う手続きを省略することのデメリットが大きいと考えられるところ。 そのため、職権での処理を可能とするかどうかについては、職権で対応できる範囲を拡大する場合の課題や問題の有無等について、各自治体の見解等を調査し、その結果等を踏まえて検討してまいりたい。 同様に、特別児童扶養手当の手続きについても、職権で対応できる範囲を拡大する場合の課題や問題の有無等について、各自治体の見解等を調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。	第一次回答では「転居に伴う手続き省略によるデメリットが大きい」とされたが、必ずしも転居に伴って全受給者が手続を行う訳ではないこと、また、相談支援も個別対応であるため、転居に伴う手続を省略することについてデメリットがあるとは言いがたい。むしろ、今回の提案が実現することは、公簿による確認で職権により児童扶養手当にかかる手続を省略するものであり、必要に応じた個別確認等は引き続き可能であることから、現行の相談体制に影響を与えずに、申請者の利便性向上及び自治体の負担軽減が図られるものである。 また、第一次回答の主張は、住民の負担軽減や手続きの簡素化という視点で行政のデジタル化（DX）の理念と乖離する。当市は、国の推進するDXを重要施策と位置づけ、住民サービス向上と業務効率化を目的に取組みを進めており、転居情報などは住民基本台帳システムで管理されている。担当者はシステムで容易に確認ができることから、本市の求める措置が可能となれば、特段の大きな課題なく、受給者の負担軽減と行政側の業務効率化・郵送等によるコスト削減を実現することができると考える。 なお、「各自治体の見解等を調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。」と記載いただいている件については、調査に係る具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	【仙台市】 児童扶養手当受給資格者については、実態が伴わない住所変更や手当支給口座名義の変更を伴う氏名変更など公簿だけでは確認できず、別途書類の提出が必要な場合があるため、受給資格者への確認が不可欠であると考える。 したがって、受給資格者へ確認をしたうえで、変更内容が公簿のとおりかつ別途書類の提出が不要な場合は、職権での処理を可能とすることで郵送料金の削減や事務の効率化を図ることができる。 なお、受給資格者への確認を必須とするのであれば、その聞き取りの内容に応じ、追加で必要な手続きや相談支援について案内することも可能である。 また、対象児童の氏名変更についても同様に職権での処理を可能とするよう見直しを希望する。 【茨木市】 特別児童扶養手当の受給者台帳は、市が発行する住民票情報を元に府で整理されているが、DV等の事情を市で把握していない限り、市で確認した公簿の内容のほかに受給者が証明し、または申し立てるべき事由がなく、申請書の作成は受給者及び市にとって事務負担のみがあるように思われます。 DV等、公簿のみを参照する対応が適切でない事例も考えられますが、そうした事情は市で把握しており個別対応も可能であることから、職権対応への支障とはならないと考えます。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
137	米子市	花巻市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、福井市、飯田市、島田市、名古屋市、半田市、稲沢市	×	空き家対策の推進のため内部利用可能な情報の範囲の拡大	市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって「空家等の所有者（納税義務者）又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号」については、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）の施行のために必要な限度において内部で利用することが可能とされているが、個人の同定のため、納税義務者の生年月日及び性別についても内部利用可能とするよう、情報の利用範囲の拡大を求める。また、納税義務者が亡くなりその相続人が相続放棄した場合の「相続放棄申述受理通知書」（写し）についても内部利用可能とするよう求める。	総務省、国土交通省	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第１項に基づき市町村が内部利用できる情報の範囲に、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別が含まれることについて、これらの情報が同法の施行のために必要であるかなどを踏まえたうえで、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。 また、税務部局が保有する相続放棄申述受理通知書の写しについては、具体的な活用場面や空家等の所有者等の情報であるかなどを踏まえたうえで検討を行うこととする。	見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げる。 空き家の数は本市のみならず全国的に増加しており、市町村の空家対策に関する事務負担は年々増加している。特定空家等や管理不全空家等に至るような空き家は、多くの場合、権利関係が複雑になっており、所有者の特定に多大な時間を要している。一方、税務部局は所有者（相続人）等の情報を保有しており、この情報を空家対策部局と共有できないのは非効率である。そのため、市町村の迅速な対応が可能となるよう、早期の内部利用できる情報の範囲の明確化と、相続放棄申述受理通知書の写しの取扱いの見直しを求める。	【名古屋市】 法定相続人による相続放棄申述の受理は、所有者等を確定するにあたって重要な情報である。また、当該相続人が相続権を放棄したことを第三者に主張するための申述であるため、進んで共有されるべき情報であると考える。	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
138	岡崎市、西宮市 【重点19】	花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、佐倉市、福井市、名古屋市、福山市、稲沢市、佐賀県、熊本市	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求を可能とすること	老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求ができるよう、法改正を求める。	国土交通省	公営住宅法第38条第１項において、公営住宅建替事業により除却される公営住宅の入居者に対する明渡請求について定めている趣旨は、当該事業は公共性が高く画一的かつ迅速な実施が求められるためであり、併せて、入居者の居住の安定を確保するため、新しい公営住宅への再入居の保障・移転料の支払い・家賃の激変緩和措置等の措置を講じているところである。 建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難である。	建替えを伴わない団地集約の場合には、公営住宅建替事業のような入居者の居住の安定の確保のための措置が定められていないことから、入居者の居住の安定を確保する観点から、提案のような明渡請求を認める旨の法改正は困難であるとのことであるが、本提案は既存の公営住宅の空住戸への移転を想定している。そのため、公営住宅建替事業と同様に、既存の公営住宅の住戸への再入居の保障、移転等に要する費用の補償、激変緩和措置等を条件とし入居者の居住の安定性を確保することで、建替えを伴わない団地集約についても明渡請求を可能とすることができるのではないか。 また、本提案は、老朽化した公営住宅や空住戸を有する公営住宅が１棟若しくは複数棟点在する団地において同一団地内または同一生活圏内の別の団地へ画一的かつ迅速に移転集約することを目的とするものである。移転集約の場合、公営住宅建替事業を伴うものではないものの、既存の公営住宅及びその敷地を合理的に利用することで家賃等の収入に対する維持管理費等の支出の比率が改善する。なお、公営住宅は法に基づき家賃が低廉に設定されているため、空室率が高い場合、維持管理費等を工面することが困難となる。また、サービス品質の維持、周辺への影響の改善（ゴーストタウン化の抑止や草刈等の日常の管理範囲の適正化）、老朽化対策、建替事業と比較した歳出の削減・環境負荷の低減、土地利用の合理化を図るといった公営住宅建替事業に比肩する公益的意義があり、人口減少社会において必要性が高いと考える。このため、建替えを伴わない団地集約についても明渡請求を可能とする制度改正について前向きに検討いただきたい。	【郡山市】 特定の条件を満たす建替を伴わない団地の除却事業（集約を含む）に係る明渡請求も、入居者の安全の確保及び効率的な公営住宅運営の観点から高い公共性を有しており、画一的かつ迅速な実施が求められることから、公営住宅建替事業と同様な入居者の居住安定の確保のための措置を定めたうえで法制化するべきである。（別紙あり）	【全国市長会】 地方においては、人口減少に伴い、公営住宅の管理戸数の最適化・集約化が課題となっているため、老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても、移転料の支払い、家賃の激変緩和措置等、入居者の居住の安定の確保を担保した上で、明渡し請求ができるよう法改正を求める意見が寄せられており、提案の実現を求める。
139	岡崎市	花巻市、ひたちなか市、新発田市、諏訪市、沼津市、名古屋市、滋賀県、京都府	×	地方財政状況調査における調査の単位を千円単位から円単位にすること	地方財政状況調査（決算統計）における端数調整に多大な時間を要するため、調査単位を千円単位から円単位とすることを求める。	総務省	地方財政決算情報システムについては、令和8年度から次期システムの設計開発等を行う予定であり、その中で事務負担軽減の観点から調査単位のあり方について検討する。	地方財政決算情報システムは地方公共団体、一部事務組合、公営企業等多くの団体に使用され、各団体で決算数値を千円単位とする作業に多くの時間を要している。また、平成31年から時間外勤務の上限規制が設けられる等長時間労働の是正が求められているが、本市の地方財政状況調査を所管する部署は他律的業務の比重が高いと指定されており、本作業も少なからず影響していると推察される。 本提案を実現することは費用対効果が大きく、また現在の調査内容を大きく変更することなく対応可能なため、次期システムの設計開発を待つことなく速やかに検討結果を反映していただきたい。 地方財政決算情報システムの改修により、各団体が使用している会計システム側でも改修が必要となるため、会計システムのパッケージシステムを提供しているベンダーとも適切に調整し、各団体が使用している会計システムへの影響を抑えるように努めていただきたい。 次期システムの設計開発等の中で検討いただけるとのことだが、次期システムの稼働までには一定の期間を要することから、地方財政状況調査全体の事務負担軽減に資する検討及び調査への反映を、次期システムの設計開発を待つことなく速やかに実施していただきたい。具体的には、自動入力の項目を増やす、コピーアンドペーストを可能にする等の地方財政決算情報システムの機能改善や、よりデジタル化・DX化を意識したデータの提出方法、調査票の作成方法とする等が考えられる。都道府県における市町村担当課、市町村等、立場により決算統計への関わり方、事務負担の度合いも異なるため、各団体の現況、要望の調査・把握に努めていただきたい。	—	【全国市長会】 地方財政状況調査（決算統計）システムについては、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき、共通化候補（令和7年度分）とされているところ。 今後の検討に当たっては、本提案事項も含め、自治体の業務等の実態を把握したうえで、現場の理解を得ながら業務・システムを一体的に検討していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
140	燕市	花巻市、西尾市、大阪市、堺市、大野城市	×	障害者控除認定事務に係る事例の共有	障害者控除に係る、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものの認定（以下、「障害者控除認定」という。）について、市町村における円滑かつ効率的な認定事務の支援として、マニュアルや事例集等で、認定実例や事務負担・市民の申請負担の軽減に向けた取組事例など、認定事務の事例を広く共有いただくこと。	総務省、財務省、厚生労働省	所得税及び地方税上の障害者控除の認定事務については、「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」（平成14年８月１日付厚生労働省事務連絡）を参考に実施いただいているところ。 当該事務の事例の周知については、自治体における当該事務の実施方法を把握しつつ、その方法について検討して参りたい。	当該事務の参考として、「老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」（平成14年８月１日付厚生労働省事務連絡）（以下、事務連絡）があることは承知しているが、事務連絡の発出から20年以上が経過しており、また、近年はマイナンバーによる情報連携や、AIの活用、自治体システムの標準化など、デジタル技術等による自治体の業務効率化も進められていることから、全国の多様な事務事例等を参考に、事務連絡の補完またはアップデートを図ることは、効率的かつ効果的な当該事務の在り方を検討する上で、重要な取組と考える。 当該事務の事例の周知にあたっては、可能な限り速やかな実施に努めていただくとともに、自治体の回答の単なる周知・横展開とせず、回答の要点や特徴的な取組等を具体的かつ分かりやすくとりまとめていただくなど、その展開方法に特段のご配慮をいただきたい。	—	—
141	愛知県、全国知事会 【重点3】	北海道、花巻市	○（デジタル化（4以外））	構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止	構造改革特別区域計画認定申請にかかる事務（意向調査及び申請開始通知の展開）について、総務省の「調査・照会（一斉調査）システム」等を活用することにより、事務の省力化を行うこと。	内閣府	構造改革特別区域計画認定申請事務については、次回認定申請時より、都道府県経由を廃止し、内閣府から関係自治体に直接通知・照会を行うこととする。	内閣府の第１次回答に対して異論はないが、次回認定申請時以降の具体的な通知・照会方法をお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 調査・照会（一斉調査）システムが稼働している現状を踏まえれば、都道府県を経由して市町村へ通知を展開する必要性は乏しい。業務の効率化と迅速な情報発信の観点から、国が市町村へ直接通知を行う運用への見直しを強く求める。
142	愛知県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県	神奈川県、川崎市	×	国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用する際の事業実施決定時期の明確化	国際戦略総合特区設備等投資促進税制における事業実施決定時期の考え方を通知等の発出により明確化すること	内閣府	機械・装置等を取得する際の事業実施のタイミングについては、原則として令和6年10月の回答のとおりであるところ。 実際にはこれらの考え方を踏まえて、事業ごとに判断を行っていることから、新たな通知の発出については、新たな齟齬が生じないよう、各特区自治体や活用事業者からのご意見を踏まえつつ検討を進める。	新たな通知の発出について、前向きに検討を進めていただきたい。その際、原則とされている「契約締結時点」について、「据付け時点」へと見直すことも検討していただきたい。据付け時点であれば検収が完了しており例外的な対応が発生しにくく、かつ、利子補給制度と整合的な判断がしやすいため、タイミングとしてより適切であると考えている。 また、タイミングの明確化による事前協議等の迅速化を図る観点から、本提案について、早期の検討を進めていただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
143	愛知県 【重点7】	花巻市、仙台市、上尾市、船橋市、柏市、長野県、茨木市、西宮市、養父市、宍粟市、春日市	×	特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第4条に基づき、毎年、規則に定める特別児童扶養手当所得状況届（以下「所得状況届」という。）を受給者が提出しなければならない。 所得状況届には個人番号（マイナンバー）を記載する欄の他、受給者や配偶者、扶養義務者の所得額を記載する欄があるため、個人番号（マイナンバー）とともに所得額も記載する必要がある。 情報連携により所得額を把握できることから、所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。 また、規則第１条に規定する特別児童扶養手当認定請求書、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第２条、第5条及び第15条に係る障害児福祉手当所得状況届並びに特別障害者福祉手当所得状況届も同様の見直しを求める。	厚生労働省	特別児童扶養手当等の所得状況届や認定請求書の所得額の記載を不要とする場合の課題や問題の有無等について、各自治体の見解等を調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。	所得状況届等の様式上は受給者が所得額を記載することになっているが、実態は受給者が自力で記載することは困難であり、代わりに市町村職員が課税情報を確認している。毎年短期間に多数の届出があり、市町村の負担が大きいため、デジタル化を進める観点からも、本提案の実現を求める。また、調査及び検討のスケジュールについてご教示いただくとともに、各自治体への調査において課題があれば、その支援も含めて検討していただきたい。	【仙台市】 受給者がその世帯員の所得状況を正しく記載することは困難。市で税情報から所得状況を把握することが可能であるため、所得額の記入欄は職員が補記している。1か月という短い期間で受給者世帯の所得を補記する必要があり、業務の負担は非常に大きいものとなっている。また、システムが税情報と連携しているため、最終的にシステムに所得状況を入力する際には自動的に市で把握している所得状況が反映される仕組みであり、職員が所得状況を補記する作業も形式的なものとなっている。 【茨木市】 大阪府においては、現状においても府で届様式に情報連携によって取得した情報を印字されていますが、受給者がその修正を行うケースもごく稀であることから、コストをかけて事務を行う意義に乏しいと考えます。（届において、印字内容が事実と相違ないか確認を求めていますが、この確認は本来、課税決定の過程で行うべきと考えます。） なお、控除後の所得の多寡に応じて父母のいずれが受給者となるか定まる制度であり、必要に応じて受給者変更を父母に促すことがありますが、その可能性のある世帯のみを機械的に抽出し、通知すれば足りると考えます。 また、提案趣旨は所得額の記載を不要とするよう求めるものであるところ、特別児童扶養手当では身分生計関係の確認も必要となっています。児童手当で現況届が原則不要となったように、別居監護等の事情のない限り身分生計関係の確認も不要とできれば、受給者・府・市のさらなる事務の効率化に資すると考えます。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
144	特別区長会	函館市、盛岡市、花巻市、木更津市、川崎市、相模原市、海老名市、名古屋市、小牧市、高知県、熊本市	×	高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直し	警察庁生活安全局長、警察庁長官官房長、警察庁刑事局長から、令和4年12月15日付で各都道府県警察の長あてに通達された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）」（警察庁丙人少発第21号、丙教厚発第109号、丙生企発第122号、丙刑企発第69号、丙捜一発第12号）を修正するとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、虐待を受けた65歳以上の高齢者のうち、明らかに自立した者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法（DV法、刑法、民法等）を整備し、その結果を警察をはじめとする周辺法を管轄する省庁に周知すること。	警察庁、厚生労働省	現行の高齢者虐待防止法において、養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力等については対象としていないが、発見及び相談・通報段階では、「現に養護する者」であるかの判断が難しいケースもある。このため、警察も含め通報者に対して、「明らかに自立した高齢者」かどうかの判断を求めることは難しく、一律に法令上の虐待通報対象から外すことは、高齢者の権利利益の擁護や高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を推進するという法の目的・趣旨からも適切とはいえないと考える。 また、国マニュアル（※）において、相談・通報の受理段階では、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応やDV防止法の所管課等へつなぐ等の対応が必要であることをお示ししているところ。 警察においては、上記法の目的・趣旨に基づいた警察庁通達に沿った通報をしているところであるが、市町村等において、より柔軟な通報受理等の連携が図られるよう、虐待対策所管部局に対して、国マニュアルの内容や警察が通報の判断に迷う場合に、市町村等と相談の上対応している等の参考例等を周知してまいりたい。 （※）厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年３月）	市区町村においては、現行の高齢者虐待防止法に基づき、養護者による高齢者虐待に関する通報があった場合、虐待行為が養護者によるものか否か判明しないものも含め、日々対応している。また、養護者による高齢者虐待でない場合も、必要に応じて高齢者虐待防止法に準じた対応を行っている。 しかし、高齢者が警察に相談した意図が十分に尊重されておらず、自立した高齢者の夫婦間において発生した喧嘩等、明らかに虐待ではない事案についても警察から多数通報を受けている（当区において、令和４年度、令和5年度に警察から通報のあった事案のうち、約7割が高齢者虐待に該当しない事案であった）。通報を受けた以上は、事実確認を行う必要があるが、事実確認を受ける高齢者は不要に家庭内の事情に干渉されることにより、苦情になるケースも少なくない。また、DVの可能性も考えれば、不要な事実確認を経ずに、適切な支援機関へ早急に繋ぐことが第一であり、高齢者の意思の尊重や円滑な支援体制の構築に繋がると考える。 国のマニュアルに、虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいとあるが、就労している高齢者等、自立した状況にある場合には、何らかの世話をする養護者は存在しないと見なすことも可能である。人生１００年時代と言われるようになった昨今、高齢者の生活様式が多様になり、自立した高齢者が増加したことは疑う余地がない。このような状況を踏まえると、明らかに高齢者虐待防止法の対象外となる事例を整理し、必要に応じて関係法を確認したうえで、迅速かつ適切な支援先に繋げ、すべての高齢者の権利侵害を長引かせないことが重要であると考える。 加えて、警察が判断に迷う場合には、通報前に市町村と相談のうえ対応するよう参考事例とともに周知をお願いしたい。	—	—
145	富山県	熊本市、宮崎県、沖縄県	×	通訳案内士法における登録時添付文書等の省略及び申請方法の拡充	通訳案内士法（登録の拒否）第21条による申請者の負担軽減の観点から、申請方法（電子申請等）やその他の添付文書等の省略などを検討いただきたい。	国土交通省	全国通訳案内士の登録手続の簡素化は、申請者及び都道府県双方の負担軽減の観点から、重要であると認識している。 これまで観光庁では、全国通訳案内士の登録手続について、申請者及び都道府県の負担軽減に関する提案を受けており、平成30年の「通訳案内士登録の際に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の見直し」に関する提案に対し、健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否を容易に判断できるよう様式を見直し、また、履歴書については、欠格事由に該当しないことを宣誓する、より簡便な宣誓書に見直す対応を行っており、都道府県事務の軽減に努めてきた。 ご指摘の健康診断書の提出義務について、平時には訪日外国人旅行者と円滑にコミュニケーションを図り、緊急時には臨機応変の対応を求められるといった通訳案内業務の性質上、精神疾患を有していない旨を確認する行為は必要不可欠であり、このため通訳案内士法施行規則第16条に健康診断書の提出義務を定めているところ。 訪日外国人旅行者が増加する中、通訳案内士の人材確保の観点から、通訳案内士の登録手続の簡素化を図ることは、重要であると認識しており、今後も引き続き、他の国家資格における健康状態を確認する方策の見直しの状況なども鑑み、かつ関係団体の意見等を踏まえながら、申請手続の簡素化について、検討してまいりたい。	ぜひ前向きな検討をお願いしたい。	—	—
146	赤平市、芦別市	宮城県、燕市、高松市、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	MRI搭載車移動式医療装置を共同所有する場合の取扱いの明確化	MRI搭載車移動式医療装置を用いた場合についても診療報酬が算定できるよう、取扱いの明確化を求める。 ①MRI搭載車移動式医療装置を共同所有した場合であっても診療報酬の対象となることとし、取扱いを明確化する。（診療報酬の告示に共同所有のMRI搭載車移動式医療装置を使用した場合の項目を追加、診療報酬の通知に共同所有のMRI搭載車移動式医療装置を届け出た場合の算定要件を追加、施設基準の通知に共同所有のMRI搭載車移動式医療装置であっても基準を満たす旨を追加及び安全管理責任者の設置方法について明確化など） ②MRI搭載車移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いを明確化する。	厚生労働省	MRI搭載車移動式医療装置を用いた場合の診療報酬上の取扱いについては、医療法における医療提供施設及び医療機器の取扱い等の整理を踏まえて、必要に応じて、中央社会保険医療協議会において議論してまいりたい。	地理的な制約や働き手不足により交通手段の維持が困難となる地域においては、患者がMRI検査のために遠方の医療機関まで移動することには限界がある。こうした状況において、医療資源が患者の近くまで移動してくる仕組みは、日本の地域医療を支えるうえで非常に有効な解決策につながると考える。 さらに、MRI搭載車移動式医療装置等、モバイル型の医療機器を複数の病院で共同所有することは、人口減少や経営状況の悪化などで単独では導入・維持できない病院にとって、医療の質や患者サービスの維持に貢献するだけでなく、地域住民の利便性向上、通院等の負担軽減にもつながる。 実際に、現在MRIを保有している医療機関の中には、機器の高額性ゆえに単独での更新が困難であり、更新の期限までにMRIを継続して保有できるか、地域からMRIを撤退させるかという厳しい判断を迫られているケースもある。 地域医療を取り巻く様々な問題は、現状待ったなしの状況であり、こうした背景も踏まえ、MRI搭載車移動式医療装置の共同所有について、積極的かつ早急な議論と検討が必要なことから、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
147	赤平市	大空町、花巻市、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	理学療法士等の介護施設等への訪問リハビリテーションを可能とすること	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）による特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とする。 併せて、診療報酬上の疾患別リハビリテーション料の施設基準における理学療法士等の配置要件を緩和し、医療機関から特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とする。	厚生労働省	特別養護老人ホームについては、運営基準省令において、「入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。」と規定しており、この実施のため、機能訓練指導員の配置を必須としているところであり、訪問リハビリテーションを実施可能とすることは、こうした機能との重複等の観点から、困難と考えております。また、現行制度においても、充実した機能訓練を促進する観点から、リハビリテーションを実施する事業所の理学療法士等の外部の専門職の助言に基づき、個別機能訓練計画の作成等を行い、機能訓練を実施した場合に介護報酬の加算で評価を行っているところであり、こうした加算の活用を通じ、高齢者の自立支援・重度化防止に資する機能訓練の提供が適切に行われることが重要と考えております。また、診療報酬における算定要件や施設基準については、医療の質・安全性の担保を鑑みて基準を設定しているところであり、こうした観点から、緩和は困難だと考えております。	特別養護老人ホームについては、機能訓練指導員を配置し機能訓練を実施しているところであるが、入所者の機能改善、機能の減退防止のため、よりよい機能訓練を実施するため、より専門性や技術力の高い理学療法士や作業療法士などの機能訓練指導が受けられるのが重要であると考える。ただ地方においては、人材の確保が困難となってきており、今後人材不足がますます深刻化していくのは目に見えている状況である。そのような状況を踏まえ、病院等他施設からの訪問リハビリテーションを実施可能とすることが望ましいとの考えである。 また、診療報酬上の算定要件等が医療の質・安全性の担保を鑑みて基準を設定されていることは理解できるが、医療の質・安全性が損なわれないのであれば、基準を見直す余地があるのではないかと思われる。実際常勤・専従の要件のある理学療法士であっても、当市の市立病院で勤務する理学療法士は空き時間がないわけではなく、空き時間を利用して他の業務に従事するのであれば、病院内でのリハビリテーションは質・安全性を保たれる。現状からも常勤・専従の要件を緩和したとして、本当に医療の質・安全性が損なわれるのか疑問である。 なお、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ」においては、一定のサービスの 質の維持を前提として、柔軟な対応を制度の壁に捕らわれずに講じていくことの必要性等に言及されており、人口減少社会におけるサービス提供のあり方について検討していく必要があると考える。本提案は、医療の質・安全性を損なわない範囲において、地域の実情を踏まえた人材の有効活用を図ることを求めるものであること等も踏まえ、介護施設等への訪問リハビリテーションを可能とすることや、疾患別リハビリテーション料の施設基準の緩和について、前向きに検討いただきたい。	—	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第３次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。
149	豊田市	花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、佐世保市、阿蘇市	○（デジタル化(4)）	「書かないワンストップ窓口の標準化」に向けた住民記録システム標準仕様書の修正	標準準拠住民記録システム（以下「住記システム」）に関して、次のとおり、住民記録システム標準仕様書を修正することを求める。 ①　住民異動届の作成機能を実装必須機能として追加 ②　①のデータを基にした異動入力画面への反映機能を実装必須機能として追加 ③　ワンストップ窓口のための各種申請書作成用データ（①データ）の排出機能を標準オプション機能から実装必須機能に修正	デジタル庁、総務省	標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。 住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 なお、機能追加及び実装必須機能化については、現に標準準拠システムへ移行中のシステムや既に標準準拠システムへ移行済のシステムも存在するところ、それらシステムを活用して各種窓口事務を引き続き行う必要があること、住民記録システムのみならず、他の窓口対応を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることを踏まえれば、ランニングコストへの影響も含め、ご提案の措置を行った場合の影響度合いについて、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。	「住民記録システム標準仕様書（第6.0版）」において、「本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や新たな技術が開発される等デジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。」と記載がある（21頁）。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」においても、重点政策として「総合的なフロントヤード改革の促進」や「窓口DXの推進」が掲げられ「「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革の取組の横展開を図り、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるバックヤードも含めた業務効率化を進める。」とされている。 このことから「書かないワンストップ窓口」は全国自治体に横展開が図られ、拡大していくものであることから、これに対応する機能については実装必須機能として追加すべきと考える。 仮に「書かないワンストップ窓口」が、自治体の行う独自施策だとしても、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）」において、以下のとおりとされていることから、少なくとも標準オプション機能に位置付けるべきである。 ① パラメータ変更により実現可能であるものは、標準機能又は標準オプション機能として位置付ける。 ② 国の調査又は自治体からの提案により、独自施策をパターン化した結果、標準的な機能として実現可能なもの（費用対効果が極めて小さいものを除く。）は、標準オプション機能として位置付ける。 慎重な検討が必要ではあることは理解するものの、市民サービスを大きく左右する要素であることから、積極的検討と措置実現を要望する。	—	—
150	豊田市	札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	○（デジタル化(4以外)）	外国人の住民基本台帳上への新規登録（住民基本台帳法第30条の46の転入）において、在留カード及び特定在留カードのICチップに記録された情報の住民記録システムの異動入力画面への反映が可能となる仕組みの構築を求める。具体的には、住民記録システム標準仕様書における当該機能の実装必須機能化を求める。	外国人の住民基本台帳上への新規登録（住民基本台帳法第30条の46の転入）において、在留カード及び特定在留カードのICチップに記録された情報を住民記録システムに自動反映すること	総務省、法務省	標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。 住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 当該機能については、住民記録システム標準仕様書「i0.8　CSV形式のデータの取込」に標準オプション機能として「CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること」を規定しており、各地方公共団体の選択により当該機能を実装されたシステムを利用することが可能です。 なお、当該機能は、各地方自治体における当該業務処理の多寡には、ばらつきがあることに鑑み、業務精度の向上に資する標準オプション機能として規定されたところ、実装必須機能化については、ランニングコストへの影響も含め、ご提案の措置を行った場合の影響度合いについて、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。	標準オプション機能として記載があることについては承知しているが、実装必須機能ではないため各ベンダの裁量により実装の有無を選択することが可能となっている。本市が導入を予定している製品についても本機能は実装されておらず、個別の実装要望も難しい状況にある。 標準仕様書の機能要件を満たしていればどの製品を選んでも同じ、というわけではなく、当然様々な観点で比較検討した上で導入する製品を選定することとなるため、本機能の有無のみで製品選定を行うことができない。 このような事情から、本市のように外国人住民の住民登録数が多い自治体においても、本機能を実装した製品を断念する事例は少なからず発生していると考えられる。 また、ICチップ情報が利用可能であること自体が認識されておらず活用されていない自治体への周知の効果も見込まれることに加え、法務省からは在留カード等のICチップ読み取り機能（住民記録システム端末へのインストール可能）を有するICカード取扱端末が自治体に 提供されており、こうした端末を有効活用し、入力誤りを防止する観点からも、実装必須機能への変更を要望する。 また、近日交付開始とされる「特定在留カード」についても同様に処理可能とするような記載とすべきであると考える。	【仙台市】 出入国在留管理庁によれば、令和6年末現在における全国の在留外国人数は約377万人であり、前年末よりも10.5%増加している。また、国においては、従来の技能実習制度を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度の導入を決定している。今後、こうした制度を利用した在留外国人が全国的に増加するものと捉えており、特に人口減少が深刻な地方においては、外国人人口の割合が高まる可能性がある。このため、当該機能は将来的には全国的に広くニーズがあるものと考える。 本市においても外国人人口は近年顕著に増加しているが、特に国外から初めて転入する外国人については、マイナポータルを利用したオンラインによる転出届や転入予約を利用したデータ連携ができず、最初の転入届の際、外国人・職員双方において入力が負担となっている。なお、本市においては独自のオンラインフォームを用いて、国外から転入する外国人の在留カード等の券面事項を事前に入力させる運用を行っているものの、そのデータを直接システムに取り込むことはできないため、さらなる効率化が求められるところである。 現在、当該機能については、標準オプション機能という位置付けであることから、その対応は後ろ倒しとなっているベンダもあり、現に本市が契約しているベンダにおいては、当該機能は将来的にシステム外で実装するとの説明を受けている。一方で、増加する外国人への窓口対応の効率化は喫緊の課題であり、当該機能が実装必須機能として位置付けられることで本市のシステムへの実装が期待できることから、提案市同様、これを強く求めるものである。	—
151	豊田市	札幌市、いわき市、ひたちなか市、横浜市、名古屋市、吹田市、羽曳野市、安来市、高松市、松山市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市	×	後期高齢者医療保険料の特別徴収において複数の年金合算額から徴収可能とすること	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる対象年金について、複数の年金を受給している場合、複数の年金を合算した額での判定ができるよう見直しを求める。	厚生労働省	後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	第１次回答は公共サービスメッシュを前提とした回答であり、令和10年度を目途に結論を得るとしているが、令和8年度からは、子ども・子育て支援法改正等により保険料の引き上げが見込まれ、普通徴収に切り替わる人数の増加が想定されるなど、自治体の現場では待ったなしの状況である。 そのため、公共サービスメッシュで実現されるまでの間での暫定的な措置も含めて、早期実現のために検討されたい。 そのうえで、公共サービスメッシュへの接続による本提案の実現可能性の有無、検討スケジュールやどのような方法等を検討されているのかについても、あわせて具体的に示していただきたい。	【羽曳野市】 後期高齢者医療保険料特別徴収の2分の１判定は、後期高齢者医療制度施行の平成20年当時から被保険者から年金受給額があるにも関わらず特別徴収されないことへの苦情が多くよせられており、制度施行から17年の間、市区町村ではその対応に苦慮している事案で改善の要望も継続的に行ってきたところである。 回答では「公共サービスメッシュ」接続時期を踏まえた回答となっているが、例えば、優先順位2番目までの対象年金を合計し2分の１判定を行ったうえで、それぞれの年金保険者へ特徴データを送ることで一定解消されると考えるため「公共サービスメッシュ」の取組の枠外での対応も検討が必要と考える。 また、回答においては令和10年度を目途に結論を得るとのことであるが、令和8年度からは子育て支援金が新たに追加され、出産育児一時金に係る費用も3.5%から7%となり、2分の１判定による普徴落ちが増えることが予想されることから、１年でも前倒しで結論を得たうえで措置を講じられたい。 【阿蘇市】 令和10年度を目途に結論を得るとのことであるが、市民の利便性及び保険料の未納発生を防ぐという観点から、できるだけ早期の見直しを求める。	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
152	豊田市	さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、京都府、宍粟市、熊本市	×	森林法に基づく保安林内作業許可が必要な行為の緩和等	森林法第34条第２項が規定する保安林内作業許可が必要な行為のうち「土地の形質を変更する行為」から開設後の林道を使用し続けることについて除外する。	農林水産省	保安林においては、保安林の指定目的の達成に支障がない、すなわち、森林の公益的機能の発揮を阻害することのない森林経営上で想定される範囲内での行為等について、作業許可により保安林に指定した状態で管理しながら土地の形質変更等を行うことを可能としており、本趣旨に則り対象となるものは、作業許可で対応することが基本である。 作業許可に係る区域は、許可後も保安林としての制限を引き続き受けることになるので、許可を要する行為を継続する場合には、保安林に求めている森林の公益的機能の発揮を阻害しないこと、また、適切な履行の確保及び状況の確認のため、再度許可を得る必要がある。 このため、林道であっても、作業許可により保安林内に設置する場合には、許可に係る期間の終了後は植栽等により森林に復旧しなければならず、その使用を継続する場合は再度許可の申請が必要となる。 なお、事務の効率化と言う観点においては、①当該許可に係る行為を継続して実施するために再度許可の申請を行う場合にあっては、許可に係る行為の内容をの確に把握する上で支障がない限り、添付書類を省略させて差し支えないこととしているとともに、②指定施業要件の特例が定められた保安林において林道等の開設当初に長期間の許可申請があった場合、まずは2年ないし5年間の許可を行った後、再度許可の申請がなくとも、許可の更新を行って差し支えないものとしている。	林道等は、全国森林計画の趣旨に則り、保安林制度と同様に森林の公益的機能を発揮するために整備される施設である。林道等の開設においても保安林制度の趣旨に則って許可を受ける必要があるが、保安林の指定目的の達成に支障がないとして許可された林道等をその許可条件の２年ないし５年で撤去する可能性はないものと認識している。 「許可を要する行為を継続する場合には、森林の公益的機能の発揮を阻害しないこと、また、適切な履行の確保及び状況の確認のため、再度許可を得る必要がある」とのことだが、管理者は林道等を適切に管理する義務があることから、設置後の林道等の継続使用が森林の公益的機能の発揮を阻害することは考えにくく、また、都道府県知事は許可行為に違反がある場合には監督処分できることから、行為の適切な履行の確保に向けて定期的に状況を確認しているものと考えられ、再度許可を得る必要はないと解するのが妥当であると考える。 また、①・②のような事務の効率化を認めていること自体が、長期の継続使用を前提とする林道等の設置行為については、 ２年ないし５年間の許可期間と実態が一致しないことを示しており、①・②のような許可更新手続の負担軽減を図るよりも、実態に即したより長期の許可期間の設定を可能とすべきと考える。 そのため、許可期間の設定においては、林道等の設置目的に鑑み、森林の有する保安機能の維持に資する施設と同様に「当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間」とすることを検討していただきたい。	—	—
153	豊田市	さいたま市、福井市、長野県、沼津市、熊本市	×	都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」の見直し	都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」について、改良に関する計画の記載を不要とし、「林道の開設に関する計画」に見直すことを求める。	農林水産省	森林法第５条第１項において、都道府県知事は全国森林計画に即して、森林計画区別に地域森林計画をたてなければならないこととされている。これは、全国森林計画の達成のため、森林の公益的機能や木材生産機能の発揮の基礎的な単位である流域としての森林計画区について、多面的機能を総合的に発揮させるために必要な、森林の整備及び保全の計画として定めることを目的としているものである。 また、地域森林計画では、同条第２項第７号のとおり「林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項」を定めることとされており、そのうち林道の開設及び改良に関する計画については、当該森林計画区内の利用すべき森林の状況、伐採材積、造林面積、林道の開設状況等を勘案した上で、多面的機能の総合的な発揮のために計画的に整備を進めるべきものとして定めるものである。 特に、林道については、災害の激甚化や走行する車両の大型化等への対応が求められる中、基礎的な単位である森林計画区の資源の状況や整備の計画等に応じた適切な改良を計画的に進めることが必要であることから、地域森林計画において、林道の開設だけでなく改良についても定める必要があると考える。 なお、同法第193条において、国は、地域森林計画に定める林道の開設又は拡張（改良）について、都道府県が要する費用や市町村に対し都道府県が補助する費用の一部を補助することとされていることからも、林道の改良についても地域森林計画に定めて計画的に進める必要があると考える。	ご教示のとおり、地域森林計画は全国森林計画の目標を達成するために都道府県知事が森林計画区別に森林の整備及び保全の計画を定めるものであり、全国森林計画において、林道の開設は整備を推進するものとして目標設定されており、森林の多面的機能を総合的に発揮させるために地域森林計画においても計画を定める必要があると認識している。 一方、既設林道に関しては、多面的機能の総合的な発揮のために目指すべき路網整備の水準を踏まえて既に整備されたものであり、全国森林計画にも具体的な目標設定がないことから、林道の改良については必ずしも計画的に整備を進める必要はないと考える。 林道の整備計画に関しては、その施行主体が自らの権限に基づいて定めるものであると認識しており、市町村が管理する林道の開設及び改良に関する計画を都道府県知事が地域森林計画に定めたとしても、計画の実効性は確保できないことから、地域森林計画において林道に関する計画を定める必要はないと考える。特に、改良に関しては軽微なもの（法面保全、橋梁補修、路面補修など）もあるため、全てを地域森林計画に記載する必要性はないと考える。 また、森林法第193条の規定は国庫の補助に関するものであり、地域森林計画に林道の改良に関する計画が必要な根拠にはなり得ないと認識している。なお、本提案が実現しない場合においても、地域森林計画において林道の開設及び改良に関する計画として記載する内容については、「計画策定時における地方分権改革の推進について」（令和5年3月31日閣議決定）に基づき、地方自治体の負担軽減に向けて様式記載要領の簡素化を検討していただきたい。	—	—
154	豊田市	花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、沼津市、熊本市	×	森林法第10条の８に基づく伐採届における土石採取等の非林業行為による伐採の取扱いの見直し	森林法第10条の８に基づく伐採届において、採石法等による採取計画の認可を受けて、伐採及び開発を行うものは、その事業区域（残地森林も含めて）を地域森林計画の対象となる民有林（以下「５条森林」という）から除外（転用）するよう見直しを求める。	農林水産省	【提案への回答】 採石の規模や期間などの態様は、個別事案ごとに異なるものと考えられることから、５条森林から除外するか否かの判断を画一的に行う見直しは困難。 林地開発許可、伐採届いずれによる場合であっても、土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為については、５条森林から除外（転用）してしまうと、森林法の規律から外れるため、一時的な転用の終了後に、造林の実施による原状回復を担保する事ができなくなるおそれがあるほか、採掘跡地への造林が完了した際に、再度５条森林へ編入するため地域森林計画を変更する事務負担が都道府県に生じるなど、弊害が大きいことから、一般的に５条森林から除外しない運用がなされている。 【支障事例について】 なお、土石等の採掘等の一時的な転用を目的とした伐採届が提出された場合、その用途に合理性があり、市町村が市町村森林整備計画の達成上支障がないと判断する限りにおいて、造林すべき期間を延長することは可能である。	「造林の実施による原状回復を担保する事ができなくなる」について、採石法において原状回復について規定があり、採取計画の認可にあたり、採石業者に緑化計画の提出を求めている例もあることから、５条森林から除外することで、原状回復を担保することができないとは言えないのではないか。 一般的に５条森林から除外しない運用がなされている」について、国としても当該運用を推奨しているのか。５条森林の設定を含む地域森林計画の策定は、都道府県の自治事務であり、県の業務負担を理由に５条森林から除外しない運用を進めることは適切でない。地域森林計画は森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除くとされており、画一的に見直すことが困難であっても、現場との乖離（都市計画区域内にある現況が森林でない土地や転用・開発後に一体的に森林とならない残地森林等）を是正し、個別に５条森林から除外することが可能である場合の考え方を示し、土地所有者や市町村の負担を軽減することを求める。 伐採届制度には「一時的な転用」という概念はなく、「皆伐-再造林」や「皆伐-天然更新」などを選択するよう指導されているのが現状である。「一時的な転用」の定義や運用に関して、既存の通知等による指針があれば、ご教示いただきたい。また、「造林すべき期間を延長することは可能」とあるが、現行では、当該期間は最長５年であるところ、「事業完了後〇年」に見直していただきたい。さらに、開発行為後に植栽する場合、市町村森林整備計画に基づき、市町村が森林の持つ公益的機能に支障がないと判断した場合には、緑地や２条森林として転用も可能であることを明確化していただきたい。	—	—
155	豊田市	花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、宍粟市、熊本市	×	森林法第10条の２に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積の見直し等	森林法第10条の２に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積を1ha（太陽光発電は0.5ha）以下に拡大し、小規模な林地開発（以下、小規模林地開発という。）も都道府県の所管とする。	農林水産省	林地開発許可制度では、一定規模の面積を超える開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、太陽光発電設備の設置については、令和４年に改正を行い、従来の１ha超から0.5ha超に基準を見直したところ。 その上で、面積要件の更なる引き下げについては、公共の安全と個人の財産権のバランスを考慮して慎重に検討する必要があり、過度な規制については、財産権を過剰に制限することとなるおそれがあることから困難。 また、本来許可を要しなかった規模にまで対象を拡大することは、申請の処理や開発箇所の監視を行う都道府県にとっても過剰な負担となる。 さらに、林地開発許可制度は、地方自治法に基づく特例により都道府県から市町村へ権限委譲が可能であり、令和６年時点で11都道府県75市町村で措置済み。また、都道府県が伐採届事務を担う事例もあり、現行制度においても都道府県と市町村の協議により一元的な管理体制をとることは可能。	開発は事業者によって行われることが多く、土地所有者が開発内容に対して十分な理解を持っていない場合も少なくない。公共の安全と個人の財産権のバランスを考慮する必要があるのは当然であるが、事業者による「規制逃れ」が生じている現状では、「公共の安全」に重きを置く必要があり、また、林地開発許可の対象面積の見直しは、むしろ開発に伴うトラブルを減少させ、土地所有者の財産権を保護することに繋がると考える。 申請の処理や監視が過剰な負担となるとの意見は理解できる。しかしながら、山林の開発に際しては、森林法のみならず、自然公園法、鳥獣保護管理法、砂防法、都市計画法、採石法、盛土規制法、各自治体の条例など、多くの法令を遵守する必要があり、開発箇所の監視や申請処理を効率化するための体制整備や、同様の手続きの一元化を進めることで、この負担は十分に軽減可能だと考える。 国土保全の観点から、1,000を超える市町村への権限移譲は現実的ではなく、都道府県を中心に改善を進める方が効率的であると考える。そのため、提案154に関する対応も含め、森林法の改正や運用の改善は続けるべきだと認識している。	—	—
156	広島市、川越市、広島県、指定都市市長会	上尾市、船橋市、浜松市、津島市	×	地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し	地価公示に係る事項を記載した書面等（以下「地価公示図書」という。）について、市町村（指定都市にあっては区）の事務所での閲覧の義務付けの見直しを求める。	国土交通省	地価公示法第７条に基づく閲覧は、インターネット利用環境のない方に対しても地価公示に関する図書を閲覧する機会を提供する制度であり、引き続き当該閲覧制度を維持することは必要であると考えております。 一方、市町村における閲覧場所等の考え方については、平成31年地価公示までは、当省からの事務連絡において「地価公示に関する図書の送付に係る原則」（※）としてお示ししておりましたが、地価公示に関する図書の郵送を停止した令和2年地価公示以降は明示していなかったところです。昨今のインターネットの普及状況等に鑑み、今後、当該原則について改めて検討の上、必要な周知を行うことで、市町村担当者の負担軽減を図ることが可能と考えております。具体的な内容については、改めてご調整させていただきたく存じます。 （※）地価公示に関する図書の送付に係る原則 ① 三大圏内の市区町村及び三大圏以外の人口５万人以上の市においては本庁及び支所等 ② ①以外の市及び町村においては本庁 ③ 都道府県・三大圏の市区町村及び三大圏以外の人口５万人以上の市が設置する図書館	今回の回答の趣旨は、「地価公示に関する図書の送付に係る原則」の緩和によって、市町村が閲覧場所を減少させることが可能となり、市町村の負担軽減につながるというものだと考える。 しかしながら、地価公示図書の閲覧場所は、地価公示法第７条第２項及び同法施行令第１条第１項の規定に基づき、各市町村において定めて告示しているところ、当該原則は主に国土交通省から閲覧図書を送付するに当たって必要部数を把握するためのものであり、各市町における閲覧場所を定めるものではないと考えている。 そのため、当該原則を見直したとしても、市町村の事務所で地価公示図書を閲覧させる地価公示法上の義務自体は変わらないことから、根本的な事務負担軽減にはつながらない。 また、インターネット利用環境がない方への閲覧機会の提供については、地価公示法第７条の趣旨は、地価公示を広く国民に知らしめることであると考えられるところ、近年のインターネットの普及状況や、図書館等でもインターネットの利用が可能であることを踏まえると、その趣旨は全国一律に市町村の事務所において一般の閲覧に供することを義務付けなくとも、十分に達成できると考えられる。 現に当市では、少なくとも直近５年間は閲覧実績がないことからも、インターネット利用環境のない方であっても、市町村の事務所に足を運んで地価公示図書を閲覧したいというニーズは極めて少なく、要すれば、個別の要望に応じて該当箇所に関する情報を提供するといった対応で閲覧の機会は確保できると考える。 以上のことから、求める措置のとおり、市町村の事務所での閲覧の義務付けの見直しを検討していただきたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
158	広島市	川崎市、大阪市、寝屋川市、長崎市	×	生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設の廃止に係る基準の見直し	生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設（生保型）の廃止基準について、就職率の高い施設は支援対象者数要件の対象外とする見直しを求める。	厚生労働省	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を主な対象とする一体的実施施設（以下「常設窓口」という。）については、限られた行政資源を有効活用し、より効果的・効率的な運営を行っていく必要があることから、支援対象者数及び就職率に一定の基準を設定し、前年度実績が基準以下の場合は業務改善計画を作成することとしている。 また、3年連続して業務改善計画作成対象となり、改善計画に基づく取組を実施してもなお実績が向上しない場合には、当該常設窓口を廃止する取扱いとしている。 常設窓口の業務改善計画作成基準及び廃止基準となっている支援対象者数が全国的に減少傾向である中で、引き続き効果的・効率的な運営を確保する観点も踏まえ、どのような基準見直しが考えられるのか検討を進めてまいりたい。 なお、例年いくつかの施設が業務改善計画の作成対象に該当するが、業務改善計画の策定・実行により実績は改善しているため、現在の基準において実績低調を理由に廃止した常設窓口はない。	限られた行政資源を有効活用し、より効果的・効率的な運営を行っていく必要があることについては理解するものの、生活保護世帯等の就労促進という施策の目的からすれば、支援対象者数をもとにわずか2つの区分で算定される現行の基準は、支援対象者数の母数が少ない地域においては、運営が効果的・効率的であるか否かを測定する指標として機能していないものと考える。 また、「現在の基準において実績低調を理由に廃止した常設窓口はない」とのことだが、就職率要件に照らせば業務改善計画の策定基準を十分上回っている」にもかかわらず、実態に見合っていない支援対象者数要件に該当することをもって業務改善計画を作成させることは、都道府県労働局・公共職業安定所のみならず地方公共団体の事務負担をも増加させるものであることから、見直すべきである。 以上のことから、就職率を一段階目の要件とした上で、就職率が基準値を下回る常設窓口についてのみ二段階目の要件として支援対象者数要件を課すよう見直しを求める。なお、これが受け入れられず支援対象者数要件を存置する必要がある場合には、少なくとも、支援対象者数要件について2つの区分のみで算定するのではなく、区分けを細分化し、地域の実情を反映した数が「目安値」として算出されるよう見直しを求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
159	指定都市市長会	花巻市、長野県、浜松市、滋賀県、兵庫県、岡山県、高松市、大村市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	行政手続のデジタル基盤の統一化による業務効率化	道路事業における補助事業について、交付金事業と同様に国への交付申請等の一連の手続を電子システムにより申請できるよう、システムの統一化を求める。	国土交通省	国土交通省道路局所管補助金等の交付申請手続について、様式の簡素化・統一化を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じる。	国土交通省道路局所管補助金等の交付申請手続について、一連の手続を電子システムにより申請できるよう統一化することで、記載漏れや不備などの事務処理ミスの削減や処理時間の短縮を図ることが可能となるとともに、事務の簡素化・効率化につながり、事務負担も軽減される。このため、統一的な電子システムの導入について前向きかつ迅速に検討いただき、早急な実現をお願いしたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
160	熊本市	花巻市、いわき市、八千代市、川崎市、茨木市、高松市	○（デジタル化（4）） 【重点7】	全国共通のマンション管理状況届出システムの構築	マンションの管理適正化を推進するための支援を行う上で、把握すべき管理状況項目の設定、管理状況の比較が重要であることから、全国共通のマンション管理状況届出システムの構築を求めるもの。	国土交通省	地方公共団体において、域内のマンションの管理状況に係る調査の際どのような情報を収集するべきかについては、当該域内のマンションのストック数やその状況等により様々であると考えられることから、国として、調査項目の統一化のためのシステムを構築することについては、慎重な検討を要すると考えられる。 そのうえで、地方公共団体が域内のマンション管理組合に対する調査の際、調査項目の設定に苦慮しているとのご意見を踏まえ、地方公共団体における調査の負担を軽減する観点から、国土交通省が実施している「マンション総合調査」の調査項目を例としてご紹介するなどの地方公共団体に対する情報提供や、そのような調査を実施する際の調査票のひな形の提示、地方公共団体における調査の好事例の横展開といった支援策について検討してまいりたい。	地方公共団体によってマンションのストック等の状況は異なるものの、管理計画認定基準や助言、指導、勧告の目安等のように、地方公共団体がマンションごとに把握すべき基本的な調査事項は共通していると思料する。国において、こうした全ての地方公共団体が共通して把握すべき基本的な調査項目を示し、さらに、各地方公共団体が独自に必要と考える調査項目の追加を認めることで、個別の状況にも対応したシステムを構築することは可能であると考えている。 全国共通のマンション管理状況届出システムが構築されることで、地方公共団体ごとの特色や課題の比較が可能となり、適した先行事例の選定等、マンション管理の適正化の推進に寄与するものと考えることから、システムの構築を進めていただきたい。	【高松市】 マンション管理計画認定制度については、地方公共団体ごとのマンションのストック数やその状況等に関わらず、統一した基準によって、認定事務を行うことが示されていることから、国の目指す方向性として、最低限把握すべき管理状況の項目を示すことは可能なのではないか、と考える。 一方で、地方公共団体ごとの特性を踏まえたうえで、把握が必要な項目も存在するものと考えられることから、国が示す最低限把握すべき基準＋当該域内で把握すべき項目を追加できるような仕様にすればいいのでではないか。 統一した基準で、全国のマンションの管理状況を把握できることは国にとっても、地方公共団体にとっても、マンション政策を推進するうえで、非常に重要であると考える。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
162	熊本市	仙台市、秋田市、浜松市、兵庫県	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	地域おこし協力隊制度における条件不利地域要件の緩和	地域おこし協力隊制度について、条件不利地域の要件に「人口減少率」や「高齢化率」を含めるなど、現行制度上条件不利地域を含まない指定都市においても広く応募が図られるよう地域要件の緩和を求める。 なお、本件は要件緩和による地方財政措置の対象拡大を求めるだけでなく、総務省による研修等各種支援への参加を可能とすることを含め、地域おこし協力隊制度の利用拡大を求める提案である。	総務省	三大都市圏外の市町村については、条件不利区域を有する市町村の場合、より条件が不利である地方部を支援するという観点で、三大都市圏や指定都市地域の在住者のほかに、三大都市圏外の都市地域等からの受入も可能としている。 この条件不利区域については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の法律により指定された地域としており、これにより、一定以上の人口減少や高齢化が生じているなど、より条件が不利である地方部への支援を図っている。 こうした指定を受けていない都市地域については、他の三大都市圏外の市町村と比較して、より条件が不利であるとは言えないことから、制度趣旨を踏まえると、要件の緩和は困難であると考えている。	当該地域は、平成3年に当市と合併した地域であり、地理的にも中山間地域で市内間の転入も少なく過疎化が急速に進んでいる地域である。 指定都市内ではあるものの、旧合併市町村単位では2005年から2015年の人口減少率は13%を超え、現在の高齢化率も45%を超えている。これは三大都市圏内の市町村を三大都市圏外として扱う人口減少率11%よりも人口減少率が大きく、また、日本の高齢化率29.1%も大きく超えており、他の三大都市圏外の市町村と比較して有利とは言えない。このような旧合併市町村は日本全国に存在するといえ、合併後の市町村においては、大きな課題となっている。 地域コミュニティの回復と地域活性化には地域おこし協力隊の積極的な受け入れが今後も必要であり、地域おこし協力隊制度の利用拡大の観点からも少しでも広く応募ができるよう地域要件の緩和について検討いただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
164	指定都市市長会 【重点7】	旭川市、花巻市、ひたちなか市、船橋市、横浜市、浜松市、名古屋市、豊橋市、津島市、京都市、大阪市、寝屋川市、高知県	×	介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能とすること	支給決定期間を3年間とする介護給付等について、支給申請の翌年度以降は、申請者が改めて利用者負担減額・免除等申請書を提出することなく、年度ごとに負担上限月額を職権で決定することができるよう、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（厚労省事務処理要領）」の改正を求める。	こども家庭庁、厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第7条第3項において、「支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。」と規定されており、現行制度において、市町村が他の公募等により確認ができる場合は、申請書類の提出を省略させることが可能である。 また、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」や「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条第3項ただし書の規定により、申請書類の提出の省略が可能な場合にまで申請書類の提出を求めるものではないが、その趣旨が明確になるよう、記載内容について検討してまいりたい。	第1次回答で規則第7条第3項に基づき「申請書類の提出を省略が可能」とされている点について、法令上省略が可能とされているのは、「算定のために必要な事項に関する書類」（＝添付書類）に限られていると解される。そのため、年度ごとの負担上限月額を認定する際は、利用者負担減額・免除等申請書そのものも不要であると明確にしていただき、介護給付等に係る負担上限月額については職権による決定が可能となるよう、柔軟な対応を求める。 また、回答いただいた記載内容の検討のほか、手引き記載の下線部分については、申請自体は当然求められると解されるため、記載の見直しを実施していただきたい。 「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」（令和6年4月版）P9抜粋 障害者等の申請により、どの区分に該当するか市町村等が認定する。（申請がなければ、基本的に⑤の世帯に該当するものとみなす。）現在既に障害福祉サービス等を利用している障害者等については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
165	所沢市、神奈川県、愛知県	旭川市、岩手県、盛岡市、花巻市、ひたちなか市、高崎市、上尾市、川崎市、半田市、津市、宍粟市、津山市、庄原市、山口県、高知県、大野城市、佐賀県、長崎市	×	地域介護・福祉空間整備等施設の整備補助金の交付決定等スケジュールの明文化及び早期化	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の事前協議から内示、交付決定のスケジュールを明文化すること、また、事前協議から内示、交付決定の事務を早期化することを求める。	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「交付金」という。）の令和6年度及び令和7年度の交付手続きのスケジュールは、各年度末に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、内示や交付決定時期等をお示ししているところ。 交付金の内示を行うに当たっては、申請内容の厳格な審査をはじめ、財政法（昭和22年法律第34号）に基づく財務大臣の承認が必要となるなど一定の期間が必要となる一方、令和7年度における交付金については、内示及び交付決定の事務の早期化を図る観点から、令和7年３月に国庫補助に係る協議の依頼を都道府県に対して通知しており、これまでより1か月程度前倒しを行い、自治体の作業期間の確保にも配慮し、提出期限を４月30日とした。 引き続き、自治体において円滑に事業が実施されるよう、交付決定事務の早期化に努めていく。	本市からの提案は「事前協議から内示、交付決定の時期について、年度当初にスケジュールを文書で示すこと」であるが、貴職からお示しいただいた例年３月実施の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」の高齢者支援課資料に記載のスケジュール（予定）は3年間全く同じ「３月中 厚生労働省本省による協議の依頼」「５月頃 厚生労働省本省による都道府県への内示」「随時 地方厚生（支）局による都道府県への交付決定」「随時 地方厚生（支）局による都道府県への交付確定」のみである。これをもって本市からの提案への回答としては不十分である。 上記のスケジュール案と、実際の日程の乖離については別紙の表のとおりである。ここまで乖離がある「スケジュール(予定)」をもって、各自治体が円滑に業務を進めることができると貴職が認識する根拠をお示しいただきたい。また、厳格な審査等に一定の期間が必要とのことであるが、別紙の空白期間の日数について、各審査等に何日を要したかの内訳と、スケジュールの短縮が困難であるという根拠をお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
166	高松市、江南市、三重県、沖縄県	北海道、函館市、花巻市、兵庫県、高知県	×	消防法に基づく罰則等の適用事例の明確化	消防法に基づく告発や罰則が適用された詳細な事例内容や裁判例等の共有を求める。 具体的には、以下のとおり。 【１】違反内容の詳細（管理権原者との折衝経過、建物図面や写真等を含む具体的な情報） 【２】裁判例検索（最高裁判所HP）において掲載されていない判例を含む、消防法の罰則にかかる判例の一覧 【３】全国における告発件数、うち罰則に至った件数（及びそれらの内容）	総務省	告発事例や判例の共有については、御提案のとおり、消防法令違反への効果的・効率的な対応に資するものと考えられます。 これまでも告発事例や判例について情報収集し、全国の消防本部へ事例集の送付、違反処理担当職員向けの講習会開催等により情報共有を行ってきたところですが、ご提案を踏まえ、より効果的な共有方法について検討を進めてまいります。	消防関係法令等に違反している関係者に対して、違反処理標準マニュアルに則った対応に努めているが、個別事案によって事情が様々であり、「警告」、「命令」へと進めるための判断に苦慮する場合が多く、より具体的かつ実践的な情報共有の実現により、類似事例を参照することで、判断の迅速化及び妥当性の確保並びに全国的な違反基準の統一化を期待できる。こうした観点から、消防法に基づく告発や罰則が適用された詳細な事例内容や裁判例等の情報共有は重要であり、より効果的な共有方法の策定を国が主導して行うことについて、積極的に御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
167	高松市、福島県、江南市、丸亀市、三豊市、多度津町、沖縄県、香川県後期高齢者医療広域連合	岩手県、ひたちなか市、相模原市、横浜市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、新居浜市、大野城市、大村市、熊本市	○（デジタル化（4以外））	国庫金振込通知書のオンライン化	支出官事務規程第37条に定める、国庫金振込通知書のはがき送付について見直しを行い、デジタル技術を活用した、下記【１】または【２】等の送付方法への変更を求める。 【１】電子メール（会計管理者部門の代表メール宛）による通知 【２】調査・照会（一斉調査）システムを利用して各会計担当宛の通知	デジタル庁、財務省	国庫金振込通知書については、振込の対象となる全ての債権者に対して送付する通知であり、対官公庁のみならず全国の一般債権者に対する影響・課題等の整理も必要である。 御意見を踏まえ、今後、円滑な会計事務の実現に向けて提案内容に係る課題整理や実現方策について、検討してまいりたい。	本提案については、地方公共団体宛と一般債権者である私人宛を比較した場合、以下のような事情があることから、まず地方公共団体への国庫金振込通知書についてご対応いただくことが重要かつ容易であると考える。 （1）国庫金収納件数が少ない私人と異なり、地方公共団体は、年間を通じてほぼ毎日、国庫金振込通知を受け取る機会があること。 （2）地方公共団体と国の間に「一斉調査システム」が構築されており、郵便によらずとも、通知できる手段が確立されていること。 また、この提案が実現することにより、国からの情報提供が迅速化され、自治体の入金の消込作業の業務負担が大幅に改善され、ペーパーレスにもつながることから、引き続き、検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
168	高松市、三豊市	花巻市、宮城県、川崎市、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	在宅医療における医療保険適用要件の見直し	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第２章第２部「在宅医療」において「通院が困難」を受給要件としている報酬に関して、医師が必要と判断した場合には、医療保険で算定できることを求める。	厚生労働省	健康保険法において、「被保険者に係る療養の給付（中略）は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。」とされており、訪問栄養食事指導については、対象者が要介護認定を受けている場合、医療保険による在宅患者訪問栄養食事指導料より、介護保険による居宅療養管理指導（管理栄養士）が優先されるところ。保険医療機関（病院又は診療所）は、居宅療養管理指導指定事業所としてみなされるため、要介護認定者に対し訪問栄養食事指導を行った場合は、介護保険による居宅療養管理指導（管理栄養士が行う場合）が算定可能である。 一方で、在宅患者訪問栄養食事指導料はお示しいただいたとおり算定件数が少ない状況であり、その推進方策については、他の医療資源の少ない地域の状況もヒアリングし、令和8年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。	2040年問題に備え、患者を医療施設から在宅へ繋いでいくうえで、食と栄養は非常に重要なファクターであり、療養上適切な食事の管理が困難で、自宅退院することができない患者も増えている中、訪問栄養指導を行うことで、患者本人や食事を作る家族が、安心して在宅療養ができるようサポートすべきと考える。 保険医療機関が居宅療養管理指定事業所とみなされるため、介護保険による居宅療養管理指導（管理栄養士が行う場合）の算定は可能であることは承知している。しかしながら、居宅療養管理指導では、ケアマネージャーとのやり取りや栄養ケア計画書の作成、サービス担当者会議への出席等、管理栄養士の業務負担が大きいばかりか、指導を実施するまでに相当の時間を要することになり、特に退院直後の介護サービスが利用できるまでの間は患者への対応が遅れることになる。 また一方で、医療保険による在宅患者訪問栄養指導料の算定要件である「通院困難」が支障となり、算定対象とできる該当患者が少ない実状がある。さらに、本市の当該市立病院所在地のような人口減少地域には栄養ケアステーションがない地域もあり、住民が必要なサービスを受けられない実態があることも十分にご理解いただきたい。 このようなことから、在宅療養支援病院・診療所に限らず、すべての病院の管理栄養士を活用し、どのような地域でも個々の患者状態に合わせて、医師の判断により、適切な時期に必要な訪問栄養指導が受けられるよう、在宅医療の推進のためにも、医療保険適用要件の見直しを積極的に進めていただきたい。 ついては、令和8年度診療報酬改定に向けての医療資源の少ない地域の状況も含めたヒアリング等について、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
169	小千谷市 【重点11】	札幌市、北上市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、新居浜市、大野城市、大村市、熊本市	○（デジタル化（4以外））	マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化	特定疾病療養受療証を利用している被保険者が保険を異動する場合において、現行制度上、被保険者が再度医療機関を受診し、医師の意見書を取得した上で再度認定をうけるために申請が必要となっているところ。 マイナンバーカードの情報連携等を活用し、異動時に医師の意見書の再取得を不要とするよう手続きの簡素化を求める。	デジタル庁、厚生労働省	特定疾病療養の認定については、国民健康保険法施行規則第27条の１３項１項及び第２項に基づき、市町村に申請書を提出することとし、その申請書には医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類（以下「添付書類」という。）を添付することとされている。 添付書類については、保険者が特定疾病療養の認定を行う際に、申請者が当該疾病にかかっていることを確認するために求めるものであり、保険者において添付書類の確認は必須であって、情報連携により他保険者が認定した事実に基づいて認定するような取扱いとすることは困難と考える。 なお、添付書類については、保険者が、申請者が疾病にかかっている事実を確認することができるのであれば、保険者を異動する都度新たに取得する必要はないものと考えている。	現行規定で添付書類が必要とされていることは承知しているが、「国民の利便性の向上」や行政のデジタル化を推進する国の方針にも鑑み、技術的に実現可能な情報連携を「困難」の一言で退けることは、時代に逆行するものであるため、極めて遺憾。改めて制度改善の検討を求める。 「他保険者の認定事実のみでの認定は困難」について、当市の提案は、当該認定の根拠となる「医師の意見書等」の情報を保険者間で引き継ぐ仕組みの構築を求めるもの。新保険者が意見書等情報を情報連携により直接確認することが可能となれば、現行規定で必要とされている添付書類の省略が可能となり、「国民の利便性向上」や行政のデジタル化の推進が図られる。 また、「添付書類は新たに取得不要」について、被保険者から書類の写しを取り寄せ、新保険者に提出するということであれば、被保険者の手間と負担が依然として残るため、特に疾病を抱えている方にとって、この負担は看過できないものであることを十分にご理解いただきたい。 以上より、住民負担の軽減という観点を重視していただくとともに、マイナンバー制度等を活用した保険者間で特定疾病認定に係る意見書等の情報を引き継ぐ仕組みを構築することにより、添付書類としての医師の意見書等の省略が可能となるよう早急な制度改正に向けて真摯に検討すべきである。	【伊勢崎市】 マイナポータルの「健康医療」の情報として、傷病名を表示する実証実験が行われている。これが本格実施となり、保険者がマイナポータルの画面により疾病にかかっている事実を確認することができれば、添付書類不要で特定疾病療養の認定を行うことが可能である。 なお、特定疾病療養受療証は対象となる疾病が限定されているため、医師の診断及びオンライン資格確認による所得区分の確認により、受療証を提示することなく自己負担限度額までの支払いとすることを可能とし、そもそも保険者の認定事務自体を不要とするよう制度を改めることができないか。 【半田市】 保険者ごとの確認が必要なため添付書類は必要であるが、保険者の異動ごとに添付書類の取得は必要でないとは、具体的にどのような場合かお示しいただきたい。確認と添付が必要ということになると、保険者間での口頭確認では足りず、本人又は前保険者から写しの提供を求めることになるのか。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
170	埼玉県、越谷市、愛知県	花巻市、栃木県、神奈川県、相模原市、富山県、高知県、熊本市	×	火薬類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し	火薬類取締法に基づく保安検査について、同じような周期の保安検査がある高圧ガス保安法等と同じように、前回の保安検査（完成検査）の日から１年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後１月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすように規則改正を行うこと。	経済産業省	頂いたご意見を受け止め、火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査の日から１年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、３年）を経過した日の前後一月以内に行う場合にあっては、基準日において当該検査を受けたものとみなすとする措置について検討する。	見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げる。事業者の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに御検討いただきたい。併せて、提案実現に向けた検討スケジュールについても具体的に御教示いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
171	埼玉県	岩手県、花巻市、宮城県、さいたま市、養父市	×	児童相談所と里親支援センター間の守秘義務規定の除外の明記	児童相談所と里親支援センター間で情報共有することに関しては、児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されていることを通知等で明記すること。	こども家庭庁	里親支援業務を実施する上で、児童相談所と里親支援センター間の積極的な情報共有等の連携は重要である。里親支援業務で知り得た情報については、里親等の個人情報も多く含まれており、里親等の権利の保護の観点から、児童福祉法等において児童相談所職員や里親支援センターの業務を委託した者には当該業務で知り得た情報について守秘義務がかかることを規定しているが、里親支援業務の円滑かつ充実した実施のため、業務上必要な範囲内の情報については本人の同意がなくても情報共有することが可能である。 この点、児童相談所から里親支援センター等に対して里親等支援に当たり必要な情報を共有すること等については、「児童相談所運営指針（平成２年３月５日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）」や「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン（令和６年３月29日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）」等において、既に自治体の皆さまにお示ししていることから、新たに通知を発出する必要性はないと考えている。	関係府省からの御回答については、当県においても承知しているところである。しかし、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン（令和６年３月29日付こ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）」においては、Ⅵ業務の実施方法の項目において、個別の事業において児童相談所と里親支援センター間で必要な情報を共有すること等が可能であることが示されているが、両者間の情報共有が包括的に児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されていることまでは明記されていない。このことが児童相談所職員や里親支援センター職員の内面的な障壁となり、児童相談所と里親支援センターにおいて情報共有を積極的に進めにくい状況が生じている。 今回の回答において、「里親支援業務の円滑かつ充実した実施のため、業務上必要な範囲内の情報については、本人の同意がなくても情報共有することが可能である。」との回答をいただいているが、類似の支障は他団体も抱えていることが推察されることから、広く周知する意味で上記の支障を踏まえた通知の発出を求める。 例えば、児童虐待防止法では、第５条第４項において、「前項の規定をその他の守秘義務に関する法律の規定は、第２項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定している。今回、少なくとも通知において、里親、里子、実親に関する情報についても、このように明示されるならば、児童相談所と里親支援センターとの連携を現場において、より進めやすくなると考える。	—	—
172	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市 【重点1】	いわき市、茨城県、川崎市、燕市、長野県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県	○（デジタル化（4以外））	薬剤師及び管理栄養士資格の申請にかかる審査等の都道府県経由事務の廃止等	（1） 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。 （2） 国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。	デジタル庁、厚生労働省	＜薬剤師＞ （1）薬剤師の免許交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することを検討する。 （2）薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。 ＜管理栄養士＞ （1）管理栄養士の免許交付事務については、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することについて対応を検討してまいりたい。 （2）国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能が設けられている。デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。	（1）「国が申請者に免許証を直送することを検討する」との回答であるが、国家資格等情報連携・活用システムが構築された後も、都道府県を経由した免許証交付手続が残る場合、引き続き、保健所等は申請者に開庁時間に合わせて受け取りに来るよう通知する必要が生じ、申請者も来庁を余儀なくされる。そもそもこのシステム構築は、デジタル・ガバメント実行計画で、申請者の対面や郵送での手続きの負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するためのものとされており、だからこそ、オンライン申請時には国が申請者から郵送費を徴収し免許証を直送することを提案しているのである。 本提案の趣旨が、申請者ひいては国民の負担を軽減するものであることを踏まえた上で、「検討」に留めず、具体的な実現に向けた対応を求める。 （2）デジタル・ガバメント実行計画では、資格所持者がマイナンバーカードの電子証明書を活用して資格を証明・提示できる仕組みを整備するとしている。紙の免許証を原本とすることは行政機関における交付負担が残るだけでなく、申請者に保管の負担や紛失等のリスクが生じる。さらに、薬剤師や管理栄養士免許の真正性確認は行政機関だけでなく、医療機関や薬局、福祉施設など民間機関でも必要である。デジタル資格者証を免許証の原本とすることにより、資格確認の効率化と信頼性向上が可能となる。 デジタル資格者証を免許証の原本とすることは、その仕組みの整備を含め大きな課題であると思料するが、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会で決定された共通化推進方針において、デジタル資格者証の免許証等の原本化について言及されている。国家資格等情報連携・活用システムを活用いただき、電子証明書を免許証原本とすることが早期に実現されることを強く求める。	—	【全国知事会】 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。
173	埼玉県 【重点4】	いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市	×	未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し 【提案と類似の支障を有する制度等】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省）	未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。	厚生労働省	適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。 【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。 また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第18条第3項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。 国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。	国は、市町村などの保険者に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること」とし、調定した額については「すべて療養給付費等負担金の対象費用とならない」ことから、全額返還を求めるものとしている。 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、厚生労働省令等の規定に基づき審査し、支払うものとされている。 厚生労働省令によると、費用の算定は医科診療報酬点数表などに基づき算定することとされているが、このうち基本診療料等については、保険医療機関が、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局に、施設基準等について届出をし、受理された内容に基づき、算定をすることとされている。 当提案の支障事例として示した返還金は、保険医療機関の体制が届け出された施設基準等に適合していないことに伴い発生したものである。これは、地方厚生局が実施した適時調査において初めて判明したもので、保険者が法令に基づき診療報酬明細書の審査を実施しても、適正な給付が行えるものではない。 医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金が発生した場合、保険者が返還債権の確定及び適正な債権管理を行うことは当然であるが、保険者の責によらない不当利得の返還金については、返還金の収納の有無に関わらず、保険者に全額返還を求めることは不合理であるため、制度の見直しを御検討いただきたい。	【提案と類似の支障を有する制度等】 【埼玉県】 「国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。」との御回答であるが、どのような対応を考えているか、具体的に示していただきたい。 参議院の決算特別委員会（令和6年6月）においても、「政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討するべき」との措置要求決議が出されており、不正事業者への対応を都道府県のみに任せるのではなく、国としての具体的な対応が不可欠であると考えている。 さらに、都道府県が不正事業者への債権管理・保全を適切に実施したが、回収不能となった場合は、補助金適正化法第18条第3項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するものとして、都道府県への「返還の命令の全部若しくは一部を取り消すこと」ができる旨を、想定される具体的事例と合わせて周知いただきたい。	【全国知事会】 国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱いは、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、特に積極的な制度の見直しを求める。 【全国市長会】 高額の診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
174	山口県、中国地方知事会	茨城県	×	公の目的のため保健所職員の医師が個人輸入した医薬品の譲渡に係る規制緩和	医薬品医療機器等法第19条の2第5項の規定に基づき、外国特例承認を受けていない医薬品を、医師が患者の治療のために輸入する場合において、県が必要と判断した医薬品については、県職員かつ医師免許を有する職員である者の間で、譲渡を可能とすること。	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第56条の２の規定に基づき保健所職員の医師が個人輸入した医薬品は、輸入した医師本人しか使用できず、譲渡してはならない。 一方で、提案のように、医師個人ではなく、行政機関が業務に必要な医薬品を輸入する場合など、保健衛生上の観点等から輸入することが特に必要と認められる場合には、現行の取扱いにおいても、輸入製品の管理方法などを確認した上で、その輸入について同条にもとづく確認を行っているところ。 この場合は、提案のように行政機関における人事異動を理由に廃棄や新たな個人輸入を行う必要は無い。 具体的な輸入に係る手続については輸入確認を行う地方厚生局へ個別に相談されたい。	医薬品等輸入確認要領第４の1において、輸入確認を要する場合として、（11）に「その他（1）から（10）までの場合に準ずる場合であって、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認められる場合」と示されている。 本県においては、行政機関が治療目的で医薬品を輸入することは、当該規定で示されている、「その他（1）から（10）までの場合に準ずる場合」に該当しないと認識していたため、保健所職員の医師が個人輸入することで対応していたところであるが、今回の回答により、行政機関が業務に必要な医薬品を輸入することについて、認められる場合があることが示されたので、今後、行政機関における医薬品の輸入について、個別に地方厚生局へ相談させていただく。 なお、現行の取扱いにおいても、行政機関が業務に必要な医薬品を輸入することについて、認められる場合がある旨、周知を図っていただきたい。	—	—
175	山口県、福島県、神奈川県、九州地方知事会、中国地方知事会	岩手県、埼玉県、大阪府、奈良県、福岡県、沖縄県	○（デジタル化(4)）	奨学給付金制度申請手続のオンライン化	高校生等奨学給付金申請について、高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shienを改修するなど、国において、オンライン申請可能なシステムを整備すること。	デジタル庁、文部科学省	高校生等奨学給付金においては、予算事業かつ都道府県事業であり、在学する生徒の保護者等が居住する都道府県から支援を行う在住地主義を取り入れていることに対し、高等学校等就学支援金は法定受託事務で都道府県が事務を実施し、生徒が通う学校の所在する都道府県が支援を行う在校地主義を取り入れている。高等学校等就学支援金制度において、e-Shienを国が整備した状況と異なるため、高校生等奨学給付金において、国がシステムを整備することの妥当性等を含めた、申請手続きのシステム化における課題を整理し、検討をする必要がある。	高校生等奨学給付金は、低所得世帯支援の方針に基づき国主導で制度化されたものであり、国がその目的達成のため、給付金の財源を確保し、全国一律の基準で実施している。また、制度の内容は国の補助要綱により厳格に定められており、都道府県には実施方法や支給要件等について独自の裁量はほとんど認められておらず、また、制度の趣旨からして、自治体間で対応に差が生じることは制度の根幹を損なうこととなり、結果として都道府県には「事業を実施しない」という選択肢は実質的に存在しない状況にある。 このように、形式上は都道府県事業であっても、実質的には、全国一律で実施する教育に係る低所得者対策であることから、制度実施に係る事務費等も国が責任をもって負担すべきものとして、全国知事会等も通じて要望しているところであり、事務実施に係るシステムの整備についても、事務費と同様、都道府県に負担を課すことなく、国が中心となってシステム整備を行うことが妥当と考えられる。 制度の運用については、全国ほぼ一律で実施される、世帯収入要件の確認や支給状況の管理など相当な労力を必要とする事務作業が必要なうえ、申請者の在住地主義に基づく制度であるため、在学地（学校）や都道府県間、また所得課税情報を保有する市町村との厳格な情報連携が必要である。 また、就学支援金制度では国が整備した「e-Shienシステム」を通じた申請が進められているが、これを利用した申請者の中には、「e-Shienで申請したため、奨学給付金の申請も完了している」と誤認する事例も見られ、デジタル申請と紙申請の併存によって混乱を招いている。こうした状況を踏まえると、都道府県ごとにシステムを個別に整備することは非効率であるばかりか、地域間で運用に差が生じるおそれもあり、コスト面からも国による統一的なシステム整備が強く求められる。 令和７年度は、専攻科における所得制限が緩和されたことなどを背景に申請件数が増加しており、今後も制度の拡充等によって事務量が増大することが見込まれる中、現行体制では対応が困難となるおそれがある。このため、制度運用の効率化を図る観点からも、国によるシステム整備は不可欠である。 加えて、この取組は自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進にも資するものであり、他の制度への波及的効果も期待される。結果として、各自治体の行財政改革や教育現場の働き方改革の実現にもつながるものと考えられる。	【埼玉県】 システム化について、ぜひ前向きに御検討いただきたい。 システム化を検討するにあたって、各都道府県によって事業内容に多少の違いも考えられるため、あらかじめ聞き取りを行うなど実情を踏まえ、システムを開発していただきたい。 また、システム化の可否及び稼働までのスケジュールを令和７年度末までに示していただきたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
176	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	長野県、城陽市、堺市、兵庫県、東温市、久留米市、熊本市	×	特定健診に係る事務において個人住民税課税台帳情報の利用が可能であることの明確化	個人住民税課税台帳情報について、特定健診に係る事務において活用できるよう明確化することを求めるもの。 具体的には以下2点について、税情報が利用可能である旨を通知等文書にて明確化することを要求するもの。 ①市町村国保の加入者の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、勤務先） ・市町村税務部門から市町村国保部門への情報提供。 ・【利用目的】自治体が実施する特定健診の受診率向上。 ②市町村国保の加入者名リスト ・市町村国保部門から事業者へ情報提供。 ・【利用目的】特定健診のみなし健診となり得る事業主健診の受診結果を自治体から事業者に請求する際に、市町村税務部門の情報を基に作成した対象者名リストを事業者に提供すること。	総務省、厚生労働省	市町村国保から加入者の勤務先に健診結果の提供を依頼することに関して、どのような対応が必要となるか検討する。	第１次回答において、「どのような対応が必要となるか検討する」と御回答いただいたが、国民健康保険法第82条に基づく事業主への健診情報提供依頼について、より市町村が活用しやすい手続きとしていただきたいが見解如何。 あわせて、手続きにおいて必要となる様式例をお示しいただくなど、市町村の事務負担軽減とされたいが見解如何。 また、マイナ保険証による国民の利便性向上、特定健診に係る公費負担縮減に繋がることから、できるだけ早期に検討を進めていただくとともに、あわせて具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
177	山口県、山梨県、中国地方知事会、九州地方知事会 【重点3】	花巻市、宮城県、茨城県	○（デジタル化(4)）	全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化	紙媒体で実施されている調査について、電子媒体で実施し、一斉調査システムの利用を通じたオンラインでの回答を可能とすること。また、市町村が担当する業務は、都道府県を経由せず、直接国に対して回答できるようにすること（都道府県が担当する業務は引き続き、一斉調査システムを通じて都道府県から回答）。	総務省	全国市町村要覧の編纂に係る調査票(校正原稿)の各都道府県への送付については、従前の紙原稿の郵送に替えて、令和7年度から、PDF原稿のメール送付へと変更しており、支障事例として挙げられている事務負担については、一定程度改善されているものと考えている。 令和8年度以降の編纂手法については、一斉調査システムの活用の有無も含めて、引き続き検討する。	令和7年度から、全国資料損要覧の編纂に係る調査票（校正原稿）の送付については、郵送からメールでの調査に変更されたことに伴い、当県から市町村への書類郵送等の事務負担は一定程度改善された。 引き続き、令和8年度以降の編纂に係る事務においては、基本的には市町村が全国市町村要覧に掲載する有無を判断しているものについて都道府県を経由する必要性はないと考えられるため、一斉調査システムの活用の有無についても、前向きに検討していただき、現状での課題についてご教示いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
178	射水市	川崎市、金沢市、福井市、富士市、名古屋市、亀岡市、城陽市、佐世保市、熊本市	○（デジタル化（4以外））	ぴったりサービスにおけるサービス・制度追加等の機能拡充	マイナポータル（ぴったりサービス）において次の機能の実装を求める。 ①自治体において「サービス・制度」を追加できる機能 ②手続登録時における【掲載内容】の複写機能 ③【申請者情報入力】の項目を編集・削除可能とする機能 ④様式登録画面においてフロー設定（画面遷移）をプレビューする機能 ⑤住民による様式への記入内容によって書類添付の要否を分ける機能 ⑥「申請者情報入力」で設定したメールアドレスに決済依頼を通知する機能 また、マイナポータル（ぴったりサービス）への改善要望を書き込めるフォームとそれに対する回答を閲覧できるサイトを構築していただきたい。	デジタル庁	①サービス・制度を任意に登録できることにより、全国統一的に手続との紐づけが行えなくなる恐れがあるため、現状は自治体が自由に追加できない仕様としている。サービス・制度の追加について、制度所管省庁と協議の上で随時追加を検討するほか、自治体が汎用的に利用できる項目の追加についても検討していきたい。 ②類似の手続を追加する場合について、参照元の手続の掲載内容をCSV出力することで、項目ごとにコピーすることが現状の機能においても可能なため、「操作マニュアル～サービス登録編～」の「03_手続を登録、編集する」を参照いただき、適宜ご対応いただきたい。 ③マイナポータルは個人からのオンライン申請を受け付けることを前提としており、申請した対象者を把握するため、申請者情報を共通的な項目として設定していることから、変更・削除ができない仕様としている。なお、消防手続については、主に事業者が申請主体となり、令和6年度末でマイナポータルでの申請受け付けを停止していることから、今後は事業者が申請主体となるe-Gov等の電子申請サービスの活用をご検討いただきたい。 ④ぴったりサービスは、個人情報を取り扱う関係上、手続を管理するシステム（LGWAN）と住民側の画面を管理するシステム（インターネット）を分けており、様式のフロー設定を行ったあと住民が利用する画面を確認するには、実際に住民が利用するインターネット環境で確認いただくこととしている。 ⑤システムの仕様上、添付情報の必須・任意については手続情報により管理しているものであり、様式のフロー設定で設定しているものではないため、添付書類の要否を様式の設定で分けることができない。機能改修については費用対効果も鑑みて実施困難と認識しており、手続詳細情報で添付書類の要否について詳しくご案内していただくなど、自治体の運用でのご対応をお願いしたい。 ⑥令和8年度にリリースを予定しているぴったりサービスの後継サービスである次期オンライン申請サービスでは、通知先となるメールアドレスをマイナポータルに登録したメールアドレスに統一することを検討しており、申請者が手続を行う中で、マイナポータルに登録しているメールアドレスを変更できるようにする予定。	①については、自治体がぴったりサービスの活用を推進できるよう、自治体が追加を要望する「サービス・制度」について随時調査をしていただきたい。 ②類似の手続の追加については、同一自治体内での手続の複写ではなく、他の自治体で作成済みの手続を複写し、テンプレートとしてサンプル活用（横展開）することで、作業効率の向上及び利用促進を図ることを目的とするものである。他自治体における手続の複写機能の搭載が困難な場合は、設定の公開機能を設け、手続作成した自治体の意思により設定内容の公開・非公開を選択できるような機能を設けるなど、流用しやすい環境とすることが望ましい。 ④について、住民が利用する画面を実際に確認したいのではなく、設定したフローや画面遷移を簡易的にプレビュー可能とすることを求める趣旨である。テスト環境への手続登録の手間、インターネット接続系端末の使用状況に配慮しなければならない状況が発生しているため、積極的に簡易プレビュー機能の搭載をご検討いただきたい。 ⑤について、詳細な案内を行っても必要書類の添付漏れは発生しており、機能面での改善を必要としている状況である。費用対効果を鑑みてぴったりサービスの改修は実施困難とのことだが、令和8年度にリリースを予定している次期サービスにおいては、フローに基づく添付書類の要否設定機能を搭載いただくよう積極的にご検討いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
179	射水市	花巻市、相模原市、名古屋市、豊中市、今治市	○（デジタル化（4））	罹災証明書のオンライン申請におけるマイナポータルの機能改善	(1)家屋の所在の特定について ①マイナポータルの罹災証明の申請入力時において、罹災家屋の所在を入力する際に、文字で所在を入力できるだけでなく、地図上で場所を特定すると所在地が入力できるようにする。 ②添付された写真の位置データから罹災家屋の場所が特定できるようにする。 ①②それぞれ地図上で特定された場所が申請データ（申請書や写真）と共に出力できるようにする。 ②写真の添付及び記載漏れ確認について 罹災証明の申請入力時において、家屋の全景写真や被災箇所写真等を添付する画面をそれぞれ設けて、各画面で写真の添付が無い場合や、記載事項に漏れがある場合、警告が出るようにする。 ※現地調査の場合など、必ずしも写真の添付が必要ないケースもあるため、あくまで警告画面までとし、添付を必須としない。	内閣府、デジタル庁	ご指摘を踏まえ、費用対効果を考えた上で、被災市町村の事務負担の軽減につながるようなマイナポータルの機能改善や活用方法の工夫などについて、令和7年度中を目途に、内閣府とデジタル庁で検討する。	災害はいつ起きるか分からないため、被災市町村の事務負担軽減のみならず、被災者支援のためにも、一日でも早く機能改善等が実現されるよう積極的にご検討いただきたい。また、機能改善や活用方法の工夫について具体的な検討内容をお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
180	射水市	北海道、宮城県、浜松市、山陽小野田市、佐賀県	×	技能実習において実習実施者や監理団体から地方公共団体が情報提供を受けることを可能とすること	技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針第五「2.地域社会との共生の推進」下段に「実習実施者や監理団体は、技能実習生と地域社会との共生のための取組に主体的に関与することが求められる。」とあるが、地域の実情に応じて、希望する地方公共団体が技能実習生の勤務先等について情報提供を受けられるよう規定してほしい。	法務省、厚生労働省	技能実習制度については、これを発展的に解消し、新たに人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設することとしている。 育成就労制度及び特定技能制度の基本方針（※）においては「育成就労実施者は・・・地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある」旨及び「育成就労実施者は・・・地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務がある」旨規定されているところ、これを踏まえた具体的な制度設計について、令和9年４月を予定している育成就労制度の運用開始に向け、本要望の実現可能性も含め、検討してまいりたい。 ※「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和7年３月11日閣議決定）	育成就労制度の設計の際は、少なくとも特定技能所属機関による「協力確認書」と同等の情報に加えて、育成就労実施者の受入れ分野、人数、国籍の内訳等各地方公共団体が必要とする情報についても、「協力確認書」と同等の文書を受領する際に併せて提供が受けられるようにするとともに受入れ人数や国籍等に大幅な変更があった場合にも報告を求められるようにしてほしい。時期については、令和9年４月を予定している育成就労制度の運用開始を待たず、できるだけ早急に情報提供が受けられるよう求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
181	京都市、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、指定都市市長会、関西広域連合 【重点8】	岩手県、宮城県、茨城県、群馬県、高崎市、神奈川県、新潟県、浜松市、京都府、広島市、長崎市	×	外部監査人等に係る告示事項の見直し	包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者（外部監査の事務を補助する者）（以下これらを「外部監査人等」という。）の住所の告示を廃止する。	総務省	外部監査人等の住所を告示する必要性、個人情報の適正な取扱いの要請及び他のみなし公務員の規律を踏まえて、外部監査人等の住所告示の在り方について検討してまいりたいと考えております。	外部監査人等の住所の告示が、個人を特定するためのものならば、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が公開している登録番号や、外部監査人等が自ら営み、又は所属する事務所所在地等の情報の告示によっても足りることから、住所を告示する必要性はないものと考える。 本提案の発端は、複数の外部監査人等から住所の告示について危機感を示されたことであった。個人の住所というプライバシー性の高い情報が公衆に公開されている現状は、外部監査人等及びその家族の生命、身体及び財産に危険が及ぶおそれを生じさせるもので、その不利益の程度が非常に大きいことから、早急に現行の法制度を改正する必要があると考えている。 なお、外部監査人等のうち、外部監査人補助者については、外部監査人とは異なり、選任に当たって、資格要件等が課されていないことから、このような者について、そもそも個人を特定する必要性があるのかについても併せて検討していただきたい。	—	【全国知事会】 個人の住所が無期限で誰でも自由に閲覧可能な状態にあるのは、プライバシーや安全面への懸念があるため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
182	春日市 【重点7】	花巻市、ひたちなか市、館林市、川崎市、燕市、津島市、滋賀県、宍粟市、熊本市	×	児童扶養手当の様式に個人番号を記載した場合は所得額の記載を不要とすること	児童扶養手当法施行規則に規定されている「児童扶養手当認定請求書」等について、現在、個人番号（マイナンバー）を記載する欄の他、受給者や配偶者、扶養義務者の所得額を記載する欄があるため、個人番号（マイナンバー）とともに所得額も記入する必要がある。 情報連携により所得額を把握できることから、「児童扶養手当認定請求書」等に個人番号（マイナンバー）を記載した場合は、所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。	こども家庭庁	「児童扶養手当認定請求書」（児童扶養手当法施行規則様式第一号）及び「児童扶養手当現況届出」（児童扶養手当法施行規則様式第六号）は、児童扶養手当法施行令第３条及び第４条による所得額を受給者が記載する様式となっており、その証明として、市町村長の証明書を添付するよう求めているが、情報連携が可能な場合には、添付の省略可能な書類としている。そのため、情報連携により所得額が十分に確認できる場合には、「児童扶養手当認定請求書」及び「児童扶養手当現況届出」において、受給者本人による所得額の記載は必ずしも必要ないと考える。（ただし、情報連携のみでは確認できない事項が含まれるため、必要に応じて添付書類を求め確認を行う必要がある場合もある。） したがって、現行制度においても、所得額の記載を不要とする取扱いは可能であるが、その旨を明示化するなどの対応を検討していく。	求める措置について、現行制度で対応可能であるならば、必要となる条件等も含めその旨明確化し通知等により地方公共団体に対し十分な周知を行うことを求める。また、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
183	春日市	新潟市、豊橋市、安来市	○（デジタル化(4)）	自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供	国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築又は「自治体テレワーク試行事業」の本格実施を通じて、テレワークを安定的に実施できる環境の整備を求める。	デジタル庁、総務省	【デジタル庁】 デジタル庁としては、システムの構築に当たって協力が求められているものと考えておりますが、そもそも総務省においてご提案のシステムの構築は難しいと判断していることから、当庁からの回答は差し控えます。 【総務省】 総務省としては、自治体のテレワークの導入促進の取組として、導入経費については特別交付税措置を講じてきている一方、運用経費は原則として特段の措置は講じていない。こうした中、ご提案にある「国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築」を求めることは、自治体の情報システムの運用経費は各自治体が負担することが基本とされている中、実質的にテレワークの運用経費の恒常的な国負担を求めていることに等しいことから、ご提案のシステムを構築することは困難と考える。 また、「自治体テレワーク試行事業」は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施している取組であり、当省は当該取組に関する権限を有していないことから、当該事業の本格実施はJ-LISに対して提案すべき内容であると考える。 総務省としては、引き続き、自治体におけるテレワーク導入・活用に関する課題を把握しつつ、事例集の紹介や特別交付税措置などの各種支援を通じて、自治体のテレワークの推進に取り組んでまいりたい。	自治体の情報システムの運用経費は各自治体が負担することが基本とされているため、実質的な運用経費を国が負担することに対する費用負担の原則が提案実現に対する阻害要因になっているものと理解する。 提案の自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供に関しては、以下の点から例外的なものとして整理いただきたい。 ①国が強力に推進するべき施策に対しては例外的な取扱いを行った例があること（VRSや行政手続のオンライン化に係るぴったりサービスの提供）。 ②テレワークは、災害や感染症発生時における行政機能維持のための有効な手段である。災害時等の緊急事態において、行政機能の維持に差が発生することは避けなければならない。このため、全国一律でテレワークを利用できるシステムを国の責任において構築することは、費用負担の原則の例外として許容されるものと思料する。 ③テレワークは、災害時における他団体からの応援の受援に当たって拡張性を持っている。例えば、被災団体の内部事務（給与計算業務、り災証明書発行や見舞金給付などの被災者支援業務等）を行うための応援職員が現地に赴くことなく応援対応が可能となる。これを全国で素早く実施するためには、標準化されたテレワークシステムが構築されている必要がある。 また、自治体テレワーク試行事業の本格実施はJ-LISに対して提案すべき内容である旨の見解であるが、J-LISは地方公共団体情報システム機構法第1条により国及び地方公共団体が共同して運営する組織として規定されている。さらに同法第8条に規定する代表者会議の委員として総務大臣又はその指名する職員が規定されている。J-LISの事業に対して総務省が何ら権限を有していないとする見解には疑義がある。 以上のことから、自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供に関して、前向きに検討いただきたい。	【豊橋市】 自治体が今後も安心してテレワークを実施できるよう、現行の「自治体テレワーク試行事業」を提供する地方公共団体情報システム機構（J－LIS）に所管省庁から事業の継続を強く働きかけていただきたい。 それが困難であるならば、既に支援措置を講じていただいているが、自治体が個々にテレワークシステムを開発・導入するよりも、国において J-LISが提供しているような共通システムを開発し、それを自治体が利用する方が自治体の負担（経費、調整、運用等）が軽減されると考える。	—
184	春日市	札幌市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、上尾市、横浜市、相模原市、浜松市、浜田市、名古屋市、碧南市、枚方市、西宮市、長崎市、熊本市	○（デジタル化(4)）	eLTAXによる公金収納においてコンビニ収納を可能とすること	eLTAXでのコンビニ収納の追加	総務省	eLTAXにおいては、令和5年4月から、地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した電子納付を開始し、地方税法に規定する機構指定納付受託者制度により、一定の要件を満たす事業者について、eLTAXを通じた納付を委託する者として指定することが可能である。また、公金の納付についても、地方自治法において、当該規定が準用されているところ。 一方で、現状、コンビニエンスストアのレジシステムにおいては、QRコードを読み取ることができないことから、eLTAXでコンビニ収納を可能とするためには、設備導入やシステム改修など、コンビニエンスストアにおける負担が生じるという実務上の課題があると認識している。	現行のコンビニエンスストアにおけるレジシステムではQRコード（eL-QR）を読み取ることができないことは、認識している。 この課題について、コンビニエンスストア側にシステム改修等の負担を求めるのではなく、また、自治体が独自にコンビニ収納業者と契約を結ぶことを要さず、自治体がQRコードと一次元バーコードの両方を納付書に出力し、コンビニ収納の利用ができるよう制度・公開仕様書の見直しをご検討いただきたい。 また、仕様の見直しが技術的または制度的に困難な場合には、マイナポータルとの連携により納付情報を取得し、コンビニ収納に対応した一次元バーコードを生成する方式や、国税で導入されているキオスク端末を活用した方式など、多角的な手法による対応も視野に入れご検討いただきたい。 あわせて、スマートフォンやキオスク端末などを利用した納付手段について検討を行う場合は、市民利用の観点から、操作性に配慮した設計や環境整備を行っていただきたい。 コンビニ納付については、「地方税における収納・徴収に関する取組について」（令和7年1月）の「地方税における納付件数の内訳（収納手段別）」によると、賦課税目（普通徴収）では、一番納付件数が多いなど、市民からのニーズが高い納付方法となる。そのため、市民の利便性向上のためにも、多角的な手段による実現に向けた方策をご検討いただきたい。	【長崎市】 コンビニエンスストアのレジシステムにおいても、PayPayやd払いなどのQRコードを読み取ることで支払いができている。その仕組みを利用するなど、できるだけ安価な方法を考え、システム改修等が必要な場合は、国による財源措置を検討いただきたい。 当市でもコンビニ納付は増加傾向にあり、全国的にもシェアが多いコンビニ納付が対応不可となれば、市民の活用が限られることになり、導入効果に懸念がある。 また、バーコードとQRコードがどちらも印字されていることにより、市民が納付の際に混乱する事態を招きかねない。 市の事務においても、デジタル化を推進することにより、かえって事務量の増加に繋がっている現状もあるため、自治体におけるキャッシュレス契約を一本化する事務負担の軽減においても考慮いただき、コンビニ収納の追加の実現可能性について再度ご検討いただきたい。	—
185	神奈川県、川崎市、相模原市	札幌市、岩手県、いわき市、茨城県、群馬県、京都府、奈良県、熊本市、宮崎県	×	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定を不要とすること	難病の患者に対する医療等に関する法律における指定医療機関制度の廃止	厚生労働省	難病に係る医療費助成は、医療受給者証の交付を受けた認定患者の自己負担を軽減するために、医療保険の自己負担分の一部を上乗せで公費により支給するものであるところ、医療機関や受診者による制度の悪用、不正行為を排除する観点から、指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）において、指定医療機関に対して所要の対応を義務付けており、こうした制度は引き続き必要と考えている。なお、指定医療制度は他の公費負担医療制度においても同様に取り入れられている。	指定医療機関療養担当規程については、保険医療機関の指定と重複するものが多いため、保険医療機関に指定されていれば、実質的には難病の患者に対する医療等に関する法律における指定医療機関の欠格事由に該当していると考えられ、同法で改めて医療機関を指定する必要性は低いと思料する。 医療機関による制度の悪用については、詐欺、文書偽造等に当たれば保険医療機関としての指定も取り消され、公費負担の対象でなくなるため、指定難病制度において医療機関を指定する必要はないものと考える。受診者による悪用についても、受給認定手続において対応することができるため、医療機関の指定を行う必要はない。 また支障の例として、かかりつけ医が指定医療機関でない場合には転医が必要となることが挙げられる。仮に新規に指定を受ける場合にも、指定日は申請日の翌月の１日であるため、最長で1か月間は助成を受けられず、患者の負担が多くなる。提案団体には小規模な診療所も多く、わずかな行政手続でも障壁となりやすい。一方で大規模な医療法人や薬局チェーンにおいては、企業等の代表者や役員が変わると全ての医療機関・店舗の変更申請を要し、医療機関・地方公共団体ともに大きな負担となる。 なお、本提案は指定難病制度における支障を受けたものであり、他の公費負担医療制度の指定医療制度をもって見直さない理由とはなり得ないと考える。 以上により、当該制度の見直しは必要と考える。そのため、患者、医療機関及び地方公共団体の負担軽減の観点からも廃止について検討いただきたい。 また、指定制度を継続する場合は、患者、医療機関及び地方公共団体に負担のないよう制度を見直しいただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
186	神奈川県	札幌市、岩手県、群馬県、京都府、奈良県、宮崎県	×	特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療機関との委託契約を不要とすること	特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療機関との委託契約制度の廃止	厚生労働省	受給者の利便性の向上、事業の適切な実施等の観点から、契約医療機関による受診を求めているところであり、医療機関との契約を不要とすることは困難である。	廃止は困難とされているが、特例の認められていた期間において、特段の不正は起きていないことから、制度の見直しを御検討いただきたい。 また、欠格事由及び指定除外要件について、施行規則等で国から示されている提出書類に基づき都道府県が審査する場合、専ら保険医療機関としての指定状況に基づいて審査することになる。そのため、仮に都道府県において今後も審査を継続する場合には、保険医療機関ごとに各欠格事由の該当状況を簡易に検索できるように整備していただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
187	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、愛知県 【重点2】	札幌市、花巻市、いわき市、茨城県、栃木県、高崎市、上尾市、千葉県、藤沢市、燕市、長野県、静岡県、豊橋市、三重県、茨木市、和歌山市、岡山県、下関市、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	建築基準法第15条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止	建築基準法第15条に定める工事届・除却届について、建築主（申請者）が自分でIDを取得し、正確に入力できた（建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた）場合、国へ直接届出が行える システム（例：e-Tax、e-Gov等）を早期に構築していただき、建築主事の経由及び都道府県のとりまとめを廃止していただきたい。 また、建築主事等（建築主事または指定確認検査機関）が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報（建築主・建築場所・主要用途・申請床面積）のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正をしていただきたい。	デジタル庁、国土交通省	建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。 本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票（Excel）を生成でき、エラーチェック機能も搭載しているExcel版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。 ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわず に期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。	① 建築主等の利便を確保 第１次回答では「建築確認申請手続と届出を連携する」とあるが、届出の内容確認業務は確認申請の審査項目に法で規定されておらず、建築主等は届出直後の確認審査時ではなく、確認済証交付後時間を経過して県又は特定行政庁から電話等で疑義照会を受けるため、建築主等と県等双方に大きな負担が生じている。オンライン届出で入力フォームに入力規則を設定することで、届出後の疑義照会をなくし、建築主等の利便性は向上する。また、確認申請には関係のない除却施工者は、届出書の提出だけで窓口へ来庁する不便さを強いており、オンラインによる届出は、除却施工者の負担軽減にも寄与する。 ② 限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難 デジタル技術の活用による経由事務の廃止及び届出のオンライン化で、調査の円滑化、効率化が図れるため、国、都道府県、特定行政庁の職員等の業務負担の軽減、調査時間の短縮が図れる。 ③ 統計調査の品質や届出義務の履行を確保 本提案は、第1次回答にもあった「統計調査の品質と届出義務の履行の確保」の重要性を踏まえ、オンラインによる届出と、建築基準法施行規則に確認申請の添付図書に「届出を証する書面」を規定することで、確認申請手続との連携は残すものとしている。 ④ 調査票（Excel）の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能 調査票（Excel）は、既に国交省のほうで周知等は行ったが、建築主等にとって利便性に乏しく定着していない。これで提出されたとしても、建築主等のExcelのエラー確認を法で義務付けていないため、「県又は特定行政庁の疑義照会」、「データの転記作業」は継続するが、本提案はそのいずれも不要になる。 ⑤ 統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えること 月末に提出された届出は、経由では調査対象月に報告できない場合があるが、オンラインによる届出では、タイムラグがなくなり一層の統計の品質の向上と調査時間の短縮が図れる。	【藤沢市】 ① 建築主等の利便を確保 確認申請では届出内容は審査項目でないため、責任区分も明確でないうえ、設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経由先が多く、届出後経過してから県又は特定行政庁が設計者等に電話等で問合せするため、特定行政庁等も建築主等にとっても負担になっている。オンラインによる届出は、届出後の問合せは原則なくなり、建築主等にとっても利便性は向上する。 ② 限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難 都道府県、建築主事がいる市の担当職員も人手を確保できないからこそ、調査を円滑に終えるためには、DXの視点でのデジタル化・業務改善が必須である。 ③ 統計調査の品質を確保 情報の正確性の担保及び建築確認申請手続との連携による届出義務の履行の確保の観点から、オンラインによる届出と建築基準法の確認申請の添付図書に「届出を証する書面」追加と審査事項により、更なる統計調査の品質を確保できる。 ④ 調査票（Excel）の活用により、転記作業や郵送は不要にすることが可能 調査票（Excel）は、入力手間が煩雑であるため、設計者にとって利便性がなく、ほぼ活用されていないうえ、訂正・問合せ作業、Excel を画面上での転記作業は必要。オンラインによる届出と規則改正により、転記作業や郵送を不要とすることができる。 【茨木市】 ○エラーチェック機能を搭載した調査票（Excel）により、業務の負担軽減（転記作業や郵送が不要）につながるとのことですが、全ての調査票が紙ベースで特定行政庁に届いており、業務負担の軽減につながっていないのが現状です。 ○課題は、①経由機関が多く国交省へデータ届くのに時間を要すること、②経由機関毎の確認作業が二重業務になって「無駄」が発生していること、③経由機関の郵送に伴い発生する費用や排気ガス等の3点です。 ○これらの課題を解決するためには、①経由事務の廃止、②オンライン化の実現、③規則改正等の3点をセットで実現させることが必須と考えます。 ○貴省が懸念している届出義務の履行確保、統計調査の品質確保については、建築主事等が確認審査時に建築工事届の提出の有無と物件と物件を特定するための情報（建築主、建築場所、主要用途、申請床面積）のみを審査時に確認すれば済むようなオンライン化システムであれば、十分に可能であると考えます。 また、工事届が正しく提出されるオンライン化システムの改修（例：規模に応じた工事金額のチェック機能の導入）の検討も必要と考えます。	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
189	神奈川県	横浜市、川崎市	×	補助を受けて購入した介護ロボットを他の施設において再活用可能とすること	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準等を改正又はその解釈通知を発出し、補助を受けて購入・導入したものの、使用しなくなった介護ロボットを他の施設において再活用できるようにすること。	厚生労働省	財産処分に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化を図り、補助目的の達成を確保するため、補助事業等により取得した財産等を補助目的外処分することを原則として禁止している。 「老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」において、 ・社会福祉法人が行う老人福祉施設等の財産処分であって、譲渡や貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続する場合等については、包括承認する旨定めるとともに、国庫納付も要しないこととしている。 ・他方、民間企業等が運営する施設については、収益事業など公益に沿わない事業に使用される可能性を否定できないことから、原則として個別承認を要することとし、国庫返納条件を付している。 以上のような趣旨を踏まえると、包括承認事項の対象を民間企業に拡大することは適切ではないと考えるが、介護ロボットの再活用を早急に行えるようにする重要性は認識しており、承認手続の可能な限りの早期化に取り組んでまいりたい。	一般論として、民間企業等が運営する施設については、収益事業など公益に沿わない事業に使用される可能性を否定できないが、この点は介護ロボットについては当てはまらない。介護ロボットの導入支援事業は、民間企業等が運営する有料老人ホーム等も補助対象事業所となるものであり、かつ介護ロボットは要介護者の支援、介護者側の負担軽減という本来の用途以外の用途で利用することが困難なものである。このため、建物等とはまったく状況が異なり、介護ロボットが公益に沿わない事業に使用される可能性は想定できないものである。よって、御省がお示し頂いた対応「承認手続の可能な限りの早期化」では不十分であり、到底容認できない。 地方公共団体の事業として、活用していないロボットに関する情報を収集・公開し、これを再活用したい介護事業所を募り、マッチングした場合の貸出については財産処分としての手続を不要とする等の緩和をすることは、自治体の大きな事務負担の軽減のみならず、住民サービスの向上に資するものであり、真摯に早急な検討を行われたい。 なお、介護ロボットの再活用は、受け入れている利用者によってその時々で変化する活用ニーズを踏まえて、貸出施設、受入施設双方にとって適時に行う必要があることから、そもそも財産処分の申請を行い、承認を得てからでは機を逸するおそれがある。なお、承認申請手続は、介護事業所の運営法人にとって不慣れであることが多く、介護現場の生産性向上が求められる中で同手続を必要とすると、承認手続を早期化したところで介護ロボットの再活用は進まないと考えられる。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
190	福岡市、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、北九州市	宮城県、千葉県、三重県、大阪府、山口県、久留米市	○（デジタル化（4））	「WAM NET」上での医療法人の事業報告書等の閲覧を可能とすること	医療法人の事業報告書等の閲覧事務について、国（独立行政法人福祉医療機構）が構築するシステム（WAM NET）上での第三者による閲覧機能（電子化した紙媒体での届出データを含む）の追加を求める。	厚生労働省	【現状】 現行の医療法人制度は、都道府県において医療法人の許認可、指導監督、透明性の確保を一体として行っており、国は政策活用のため、医療法人の経営情報等を収集している。 透明性の確保については、平成18年医療法改正により、都道府県知事が事業報告書等を閲覧に供しなければならないこととされている（同法第52条第２項）。 その閲覧方法については、デジタル化の観点から医療法施行規則を改正し、令和5年４月１日よりインターネットの利用によることとした。 また、インターネットによる閲覧に供するためには、閲覧対象となる書類を電子的に届け出られる環境が必要なため、 ・令和3年４月１日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（G－MIS） ・令和7年４月１日から独立行政法人福祉医療機構（以下「WAM」という。）が運営するWAM NET への電子的な届出を可能とするとともに、自治体において閲覧用の電子媒体のダウンロード機能を実装したところ。 なお、社会福祉法人は税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として運営の透明性を徹底する観点から、自ら計算書類等及び財産目録等を公表することとされており、WAM NETに届出を行い、福祉医療機構側で公表すれば、自ら公表を行ったものと見なされる。 【提案を踏まえた対応】 医療機関の経営情報の更なる見える化に向けては、経済・財政新生計画改革実行プログラム2024（令和6年12月26日経済財政諮問会議）に基づき、提出情報のさらなる改善等について検討・実施することとしており、引き続きその検討を深めていく。 また、その検討を待たず、事業報告書等が紙媒体で届け出られた場合、自治体においてオンライン閲覧用に電子化している現状を改善することは喫緊の課題であるとの認識に立って、国から医療法人に対してメールや郵送等により働きかけを直接行う等の取組により、届出の電子化をさらに推進する。 さらに、自治体が閲覧用の電子媒体をダウンロードする機能の充実を図る等、自治体の目線に立った見直しに取り組む。	医療法人による事業報告書等の届出の電子化推進に関して、厚生労働省から医療法人へ郵送等にて直接働きかけていただくという取組は、電子媒体と紙媒体の併用状態が解消され、自治体の事務負担の軽減が見込まれるので、是非とも実行いただきたい。 また、現在WAM NETにおける自治体が閲覧用の電子媒体をダウンロードする機能については、改善の余地があると思われるので、今後、機能の見直し等を行う場合には、アンケートやヒアリング等により自治体の意見を取り入れる機会を設けていただきたい。 しかしながら、本提案は、届出の媒体を問わず、各自治体における事業報告書等を閲覧に供する事務の負担軽減を求めるものであることから、WAM NET上において事業報告書等の閲覧機能を是非とも実装いただきたい。 WAM NETに提出された事業報告書等を自治体が審査後、「承認」処理を行うことで一般に閲覧可能な状態とすれば、自治体が事業報告書等を閲覧に供したものとなり、特別な法整備は不要と思われる。また、自治体の事務の大きな効率化につながる。 全国の医療法人の事業報告書等をWAM NETで閲覧に供することが可能となれば、これまで各自治体で実施していた事務の負担が軽減されるだけでなく、所管自治体のページを確認する必要がなくなり、閲覧を希望する住民の利便性も向上する。 国における検討においては、医療法人から提出される経営情報の改善だけでなく、WAM NET上での事業報告書等の公開に関する内容を含んでいただき、その検討内容及びスケジュール等について詳細をお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
191	桶川市、神奈川県 【重点11】	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、佐倉市、相模原市、鈴鹿市、亀岡市、羽曳野市、兵庫県、尼崎市、安来市、笠岡市、新居浜市、大野城市、大村市	×	賦課期日時点で被保険者資格が重複している者に対する国民健康保険料（税）の軽減判定について調整規定を設けること	4月１日に社会保険等に加入した者について、同日を賦課期日として算定する国民健康保険料（税）の軽減判定の対象から除外する調整規定を設けること。	総務省、厚生労働省	減額の対象となる世帯の決定は、「国民健康保険税(料)の減額に伴なう事務の取扱について」(昭和38年10月16日付け保険発第110号)にて「世帯主及び賦課期日現在(賦課期日後において納税(納付)義務が発生した場合には当該納税(納付)義務が発生した日とする。)において当該世帯に属する被保険者に係る前年度の総所得金額等により行なうものであること。したがつて対象世帯の決定に際しては年度途中における世帯内の被保険者の増減は考慮しないものであること。」と示しているところ。 国民健康保険法第8条に規定される国民健康保険の資格喪失の時期について、社会保険へ加入する場合、加入日の翌日が国民健康保険の資格喪失日となり、資格が重複する日が発生し、当該重複日が賦課期日に当たる場合、社会保険へ異動した者も軽減判定の算定に加えられるため、課題の解決にあたっては資格の重複を解消する等の対応が考えられるが、それにより軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要があるものと認識している。	本提案は、国民健康保険法第8条の改正を求めるものではなく、資格の重複によって支障が発生している軽減判定に関する調整規定を設けることを求めるものである。 資格の重複による調整規定は、例えば、保険給付に関しては国民健康保険法第56条により調整規定が設けられている。また、国民健康保険料に関しては、国民健康保険条例参考例第21条第2項において「その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納税義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで」といった調整規定が設けられている（国民健康保険税条例（例）にも同様の規定がある）。 これらと同様に、軽減判定に特化した調整規定を設ける形とすれば、懸案の「軽減判定以外の資格管理や給付に係る影響」は生じないため、早急にご対応されたい。 なお、支障の解決にどうしても資格の重複を解消する必要がある場合、「軽減判定以外の資格管理や給付に係る影響」が具体的にどのようなことを想定しているのか示されたい。	【羽曳野市】 回答に記載の「課題の解決にあたっては資格の重複を解消する等の対応が考えられるが、それにより軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要」について、国民健康保険の保険者としては、軽減判定以外の資格管理や給付に影響がある事象は無いと認識しており、賦課期日（賦課期日後において納税(納付)義務が発生した場合には当該納税(納付)義務が発生した日）と同日に社会保険に加入の場合は当該日を資格喪失日とする法改正のみで対応可能と考えるため、社会保険加入中の世帯員の所得を軽減判定に含めるという理解の得にくい制度は早急に改善すべきと考えます。 なお、国民健康保険は世帯単位での加入とされていますが、時代とともに世帯単位としていること自体に理解が得られなくなっていることを申し添えします。 【大野城市】 資格の重複を解消することについて、「軽減判定以外の資格管理や給付にかかる影響を慎重に精査した上で検討する必要がある」とされているが、当該精査を早急に行い、重複の解消に努めて頂きたい。 4月１日付で入社などに伴い社会保険に加入した被保険者に対して、1日資格が重複していることについて理解を得ることは困難であり、実務上もそういったトラブルは多く発生している。 重複を解消できないのであれば、解消できないことに対して具体的かつ合理的な理由があれば、そちらをお示しいただくことで被保険者の理解も得られると考える。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
192	茨城県、福島県	栃木県、京都府、和歌山県、佐賀県、宮崎県	×	信用保証協会法に基づく特別保証制度の創設・変更報告における軽微な変更等に係る手続きの簡素化	信用保証協会法における特別保証制度の創設・変更報告について、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。	金融庁、経済産業省	信用保証協会が特別保証制度を創設・変更する際には、信用保証協会法第35条及び第52条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告していただくこととなっている。 これは、例えば、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を制定・改正する場合において、法令や国制度の制度設計に合わせて適切に特別保証制度が創設・内容の変更がなされているかを確認、監督するために報告していただいているもの。 また、各自治体においては、国制度に準拠して制度融資を創設・改正する際には、こうした法令や国制度の創設・改正について把握し、適切に自治体制度融資に反映していただく必要もあり、報告自体を省略することは困難であると考えている。 他方で、ご提案いただいた統一的な改正や期間の延長などの軽微な改正等の場合については、現在の「30日以内」の報告から、例えば、「各四半期終了後30日以内」という形で報告頻度を下げることにより、都道府県、市町村及び信用保証協会の事務負担を軽減し業務の効率化に繋がるため、報告期限について、速やかに見直しの検討を開始する。	特別保証制度の創設・変更報告は、事由の発生から30日以内を提出期限として信用保証協会から報告されるものであり、本件報告を待っていては法令や国制度の創設・改正を自治体制度融資に適時適切に反映することは難しい。法令改正等については貴省から都道府県・市町村にその都度情報提供いただいており、各自治体はそれを踏まえて制度融資に反映させていることから、本件報告を省略した場合でも、法制改正等の把握及び制度融資への適切な反映の点で支障はないものと考えている。 貴省において、各信用保証協会が特別保証制度の創設・内容変更を適切に行っているか確認、監督する必要性があるとのことだが、法令改正に伴う所要の文言修正まで全て報告対象とする必要があるのか、関係機関の事務負担軽減と業務効率化を図る観点から再度ご検討願いたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
193	茨城県、三重県 【重点24】	栃木県、川崎市、静岡県、大府市、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県	×	特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。	文部科学省	特別支援教育就学奨励費は、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする制度であることから、その申請者は、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者である親権者又は未成年後見人、成人に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者とされている。 学校教育法第17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることから、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、児童生徒が未成年者の場合は、現行のとおり親権者及び未成年後見人を申請者とすべきであると考える。 なお、上記の特別支援教育就学奨励費における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。 要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条において、学校教育法第16条に規定する保護者と規定している。 学校教育法第16条では、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））が子に対する就学義務を負うことを定めており、要保護児童生徒援助費補助金は、子に対する就学義務を円滑に実施できるよう支援する事業であるため、保護者以外は当該補助金の補助対象者とならない。 なお、上記の要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。	就学奨励費の目的に鑑みれば、申請者の範囲を保護者のみに限定せず、個別具体的な状況に応じて主たる生計維持者にも認めることが、障害のある児童生徒の教育環境の確保に資するものであり、保護者以外への支援を自治体の任意とすることは適切ではない。 例えば、就学奨励費と同様に経済的負担の軽減や教育の確保を目的とし、高校生の授業料を支援する就学支援金制度では、所得確認の対象とする「保護者等」の判断において、学校教育法第16条に規定される保護者のほか、事情に応じて主たる生計維持者とすることが認められている。これらの類似制度と、取り扱いが相違していることについての理由を具体的にお示しされたい。 また、これらの類似制度の取扱いも踏まえて、親権者が自ら申請を行い難い事情がある場合の申請者側の負担軽減なども充分に考慮のうえ、可及的速やかに要件を見直されたい。	【大府市】 現行制度の保護者要件は、親権や法的監護義務を中心に構成されているが、現代においては、家庭環境が多様化しており、親権者等以外が実質的に就学費用を負担し、生活の面倒を見ているケースが存在する。 こうした実態に配慮し、申請主体の要件について、「親権者又は未成年後見人」に限定せず、「就学に要する経費を実質的に負担している者」を申請可能な者として追加する柔軟な制度設計が必要と考える。 ついては、申請者の範囲に「就学に要する経費を実質的に負担している者」を追加する、または、保護者不在時においては、校長の確認をもって申請可能とする例外措置を認める等の対応を求める。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
194	徳島県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合	宮城県	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	過疎地等の病院における常勤要件の見直しについて	診療報酬上の医師の常勤の要件を緩和し、過疎地等の病院にあっては「週31時間以上」の医師においても報酬算定可能とするなど算定基準の見直しを求める。	厚生労働省	医療法上の人員配置標準は衛生規制として医療機関が有すべき最低限の人員の基準を示したものであるところ、人員配置標準に係る常勤医師の定義は、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け厚生省健康政策局・医薬安全局長連名通知）において、週法定労働時間を踏まえて定められたものである。この医療法上の基準及び診療報酬の常勤医師の基準については、医療の質・安全性の観点から設定しているものであり、当該基準の緩和を一律に検討することは困難である。 その上で、ご指摘の支障事例が、医療法上の常勤医師の取扱いによるものか、診療報酬上の施設基準によるものかが明らかでないため、いずれの基準により支障をきたしているのかを明らかにして頂き、診療報酬上の施設基準が支障となっている場合には、当該診療料と、その支障となっている背景・理由を個別に明らかにした上で、検討が必要と考える。	本県において、支障が生じているのは、「診療報酬上の施設基準」によるものであり、「常勤の医師」が算定要件とされている「診療報酬上の施設基準」において、常勤だけでなく、週31時間勤務の再任用職員においても算定可能とすることを求めるもの。 過疎地の医療機関では、恒常的な医師不足により新規の常勤医師確保が極めて困難な状況で、定年退職した経験豊富な医師に再任用職員として、引き続き、勤務を依頼している。しかし、現行の診療報酬上の要件とされている「常勤の医師」を確保できなければ、診療報酬を算定することができず、経営面において、新しい医師を確保する体制が更に難しくなってしまう状況となっていることは、ご理解いただきたい。 具体的には、「画像診断管理加算２」であり、「専ら画像診断を担当する医師（地方厚生（支）局長に届け出た、専ら画像診断を担当した経験を10 年以上有するもの又は当該療養について、関係学会から示されている2年以上の所定の研修を修了し、その旨が登録されているもの」を満たすにも関わらず、再任用職員（週4日・7時間45分勤務）となった場合に、「常勤の医師」の算定要件を満たさなくなり、診療報酬を算定できなくなった。地域医療を支える再任用医師の存在は大きく、週31時間勤務の再任用職員であっても、医療の質・安全性を確保できるものと考える。その他の診療報酬においても「常勤の医師」が算定要件とされているものは多数あると考えられる。 つきましては、医師確保が極めて困難な状況となっている過疎地の医療機関という特殊な事情を勘案いただき、当該再任用職員の医師を確保できている場合は、報酬算定できるよう算定要件を見直していただきたい。	—	【全国知事会】 医師の確保が困難な地域では、退職した常勤医師が再任用職員として地域医療を支えている事例があるが、診療報酬の対象となる常勤要件には満たないため、診療機関の経営が逼迫する要因となっており、医師確保に向けた体制構築ができずに更に医師が不足するという悪循環に陥っている。このような地域の窮状を踏まえ、診療報酬における医師の常勤要件の緩和を強く求める。
195	徳島県、神奈川県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合	岩手県、花巻市、宮城県、沖縄県	○（デジタル化(4以外)）	障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し	障害者支援施設等災害時情報共有システムについて、以下の改良を求める。 ・都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設（地域活動支援センター、小規模作業所等）も利用可能とすること。 ・同一建物で複数のサービスを行っている場合、まとめてメールを送付し、被害情報もまとめての入力を可能とすること。 ・事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすること。 ・国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすること。	こども家庭庁、厚生労働省	都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設（地域活動支援センター、小規模作業所等）も利用可能とすることについては、可能な対応を検討したい。 同一建物で複数のサービスを行っている場合のメールでの報告依頼及び回答方法については、現行でも複数の施設等について登録されているメールアドレスが同一であれば、一通のメールでまとめて被害状況報告依頼が送信されている。その上で、被害状況の報告については、同一建物内でも施設等ごとに被害が異なる場合があることから、まとめて報告することが適切か否かを含めて検討したい。 事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすることについては、現在、非常用自家発電燃料・備蓄品（医療用マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋）の入力を行えるよう、システム改修を進めているところ。その上で、ご提案の具体的な内容に応じて更なる対応の要否を検討したい。 国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすることについては、可能な対応を検討したい。	都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設も障害者支援施設等災害時情報共有システムを利用可能にすることについて、可能な対応を検討したいとのことであるが、迅速な災害対応には、全ての障害関係施設の災害状況を適時に把握することが必要であるため、登録・公表の対象外の施設においても被害情報を入力できるシステムの整備について、確実な対応をお願いしたい。 同一建物で複数のサービスを行っている場合のメールでの報告依頼及び回答について、登録されたメールアドレスが同一であれば、一通のメールでまとめて被害状況報告依頼が送信されるとのことだが、その旨を明記したマニュアルを整備し、事業者がメールアドレスの登録方法を選択できるようにしていただくとともに、引き続き適切な報告方法についても検討いただきたい。 事前入力できる項目について、現在システム改修を進められていることには感謝申し上げる。改修を進めるに当たっては、可能な限り、各地方公共団体の意見等を事前に調査し、それぞれのニーズに応えられるよう、必要な改修内容を吟味した上での実施をお願いしたい。 国が災害登録を行った時点で、事業者のアクセスを可能とすることについて、可能な対応を検討したいとのことであるが、災害状況を迅速に把握するためには、都道府県からの報告依頼を待たずともアクセスできる環境整備が必要と考えるため、確実な対応をお願いしたい。 また、いずれの検討事項についても、結論を出す時期とともに検討のスケジュールを御教示いただきたい。	—	【全国知事会】 現行の障害者支援施設等災害時情報共有システムは対象施設や事前入力項目が限定されていること等により、システムを活用した災害時の迅速かつ正確な情報収集・情報共有に懸念がある。自治体に不必要な負担を課すことなく、災害時に当該システムが効果的に機能するよう、所要のシステム改修を強く求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
196	青森市 【重点7】	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、豊田市、広島市、松山市、熊本市、鹿児島市、特別区長会	○（デジタル化(4)）	不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用	不動産登記事務に係る戸籍証明書等の確認業務について、市町村への公用請求をせず、戸籍情報連携システムを活用し、市町村の業務を改善する。	法務省	戸籍情報連携システムは、戸籍事務のために用いるシステムであることから、市区町村並びに法務局及び地方法務局（以下、「法務局」という。）の戸籍担当部署等の職員のみに利用者を限定している。 また、現状、長期相続登記等未了土地解消事業では、登記官の権限において被相続人等の本籍地市区町村に戸籍証明書等の公用請求を行っていることから、当該請求に係る処理は、1,892の市区町村に分散して行われることとなる。仮に、これを戸籍情報連携システムにおいて副本情報の参照を行って確認することとした場合、制度設計次第では、例えば、50箇所の法務局に照会が集約されかねず、また、戸籍証明書等の検索に係るノウハウや人員もない中での対応となれば、確認までに要する時間が増加することにもなりかねない。 さらに、市区町村での戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況にも配慮する必要がある。 以上からすれば、本籍地市区町村への戸籍証明書等の公用請求により相続人調査を行うことには、現状、相応の合理性があると考えられる。 したがって、御提案の仕組みを導入することについては法務局における処理体制の実情を踏まえつつ、法務局への事務の集約による公共事業等の円滑な実施への影響と市区町村の事務負担の軽減とのバランスをとることができる現実的な仕組みを検討することが必要となると考えている。	戸籍情報連携システムの使用にあたっては、市町村は、戸籍法施行規則第７５条の3に基づき、「戸籍事務の処理に必要な範囲内」でその利用を行っているものであることから、法務局の登記官についても、当該システムの利用目的や利用できる者を適切に定めることなどによって利用が可能になるものと考える。 また、市区町村においてもノウハウを持たない職員が人事異動により戸籍事務に従事することとなっており、職員の育成については、貴省と同様の課題がある。 さらに、戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況については、主目的である戸籍事務の妨げにならないようシステムを改修する等の対応で軽減が図られるものと考える。 公用請求を受ける市区町村側では、長期相続登記等未了土地解消事業に係る公用請求の規模を予測・把握することは困難であり、他の公用請求と時期が重なるなど事務負担になっていることは御理解いただきたい。 第１次回答で示された、公共事業等の円滑な実施と市区町村の事務負担の軽減が図られる現実的な仕組みについて、早期の構築を図っていただきたい。	【熊本市】 戸籍の広域交付業務は、長期相続登記等未了土地解消事業の影響により、各自治体で増加傾向にある。 この業務は法務局や地方法務局で完結可能な取組であり、法務局における業務効率化を更に進めていただきたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
197	村上市	燕市、八代市	×	医師偏在対策として、シーリング案に対する意見については医師少数区域に配慮した意見を述べること	医師少数区域における医師確保対策として、厚生労働大臣が医師法第16条の10第１項の規定により（一社）日本専門医機構に対してシーリング案を含む専門研修制度について意見を述べるに当たっては、医師少数区域に関する意見をより尊重して調整することを求める。具体的には、以下の措置を求める意見を述べることを求める。 ①連携プログラムにおける医師少数区域での連携先における研修期間を現行の１年6か月以上から、全研修期間の50%以上とする。 ②特別地域連携プログラムをシーリングの枠内で実施する。	厚生労働省	医道審議会医師分科会医師専門研修部会においては、都道府県や市町の立場の委員を含めて議論に参画いただいており、医療提供体制や研修機会の確保の観点から意見等を行うに当たり、考慮・検討すべき事項についても幅広く審議してまいりました。令和7年1月30日に開催した令和6年度第4回医師専門研修部会においては、都道府県からの意見も踏まえ、特別地域連携プログラムをシーリング内に設置する方針が了承され、今後、日本専門医機構において対応することとされており、まずはこれを踏まえた対応を注視の上、必要に応じて更なる検討を行ってまいります。 医師の診療科・地域偏在については、引き続き、都道府県や関係者等、様々な立場の方々の意見を伺いながら、シーリング制度の適切な運用を始めとした様々な取組を通じて、医師の偏在対策に努めてまいります。	2025年度専攻医募集におけるシーリングに、都道府県からの意見を踏まえ新たに「特別地域連携プログラム」を別途設置する方針が了承され、医師少数区域等にある施設に加え、新たに医師少数区域の病院に新規に医師を1年以上派遣する施設を連携先とするプログラムを通常募集プログラム等のシーリングの枠外として別途設けることとされ、医師の診療科・地域偏在の解消につながることを期待しているところだが、連携プログラムにおける医師少数区域での連携先での研修期間は、全診療科共通で1年6ヶ月以上と規定されていることから、全研修期間の50%以上とするなど、専攻医の研修期間に応じた期間となることを求めているもの。 加えて、医師少数区域では、常勤医師だけでなく指導医も不足していることから、特別地域連携プログラムを選択する専攻医が質の高い研修を受講できるよう、指導医の確保に対しても施策を講じることを求めているもの。 新潟県では、臨床研修医数は増加したが、専攻医数は微増傾向で、専攻医の確保・定着に課題がある。また、「特別地域連携プログラム」に限らず、臨床研修、専門研修を地方で受けたとしても、その後は都市圏で常勤医師として勤務するという現状の問題解消に向けての施策を講じていただき、医師の診療科・地域偏在の早期解消を実現していただきたい。	—	【全国知事会】 専攻医募集定員に係るシーリングの算出に当たっては、研修の質を担保するという新専門医制度本来の目的を十分に考慮した上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、最新のデータを活用することで将来の医療需要や地域の実情、医師の稼働実態を踏まえた診療科ごとの医療体制に応じたものとなるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。
199	村上市	川崎市、福井市、沼津市、熊本市	×	林業の架線集材での繊維ロープの使用を可能とする労働安全衛生規則の見直し	林業の架線集材については、労働安全衛生規則上でワイヤロープの使用が定められているため、材を吊り上げて運ぶ機械集材装置及び運材索道等では、繊維ロープの使用ができないことになっている。繊維ロープの安全性確認と実証実験による安全基準の検討に必要なデータ集積が取れ次第、労働安全衛生規則の改正による規制緩和を求める。	厚生労働省、農林水産省	林業で用いられる機械集材装置等に繊維ロープを使用することを想定すると、ワイヤロープと異なり、繊維ロープは、①熱に弱く、滑車の通過等による熱により強度が保てない可能性がある、②摩耗に弱く、木や岩石等で触れることで強度が落ちる可能性がある、③紫外線による劣化や内部破断等の影響を外見上判断できず、廃棄基準が作れない、④繊維ロープ用の緊結具が存在しない、といった問題がある。 繊維ロープについては、そもそも、熱、摩耗、紫外線による強度低下についての試験方法も判断基準も確立されておらず、客観性をもった試験を実施できる状況にない。また、繊維ロープ用の緊結具がないため、ワイヤロープと比較して用途が大幅に限定される。さらに、劣化を評価する方法がないため、廃棄を判断する指標もない。 以上を踏まえ、繊維ロープを屋外で使用するにあたっては、安全性確認や実証試験を行う以前に、まずは、メーカー団体で協議し、繊維ロープの摩耗や熱、紫外線による強度低下についての統一的に実施可能な試験方法や評価方法の標準化（可能であればJISの作成）、劣化の評価（廃棄の指標）の整備や、緊結具の開発の必要があると考える。 厚生労働省としては、これら試験方法等が確立した後に、労働災害防止の観点からの安全性の評価に取り組みたい。	繊維ロープを林業用の機械集材装置等に使用した場合の問題点は回答の通りと認識しているものの、大型船舶ではワイヤロープから繊維ロープに移行した事例があるように、繊維ロープの利用は広がりを見せている。林業においても、令和4年に林野庁から「林業における繊維ロープの使用について（事務連絡令和4年2月25日）」の通知があり、地引集材限定ではあるが、メーカーが示す使用方法を厳守することで繊維ロープの使用が可能になったと認識している。林業において繊維ロープの使用範囲拡大は、林業現場における労働負担軽減による労働安全向上に寄与する可能性があり、ワイヤロープ以外の技術を林業現場で使用可能とすることで、林業の生産性向上と拡大に繋がると考える。今後、集材場所は車両の入れない山林の整備も行っていくため、林業架線集材の発展の一助となると考える。メーカー団体で協議し、試験方法等が確立された後に評価、検討したいとのことだが、メーカー団体による協議が進むようにサポートするなど国（厚生労働省、林野庁）として見解を示していただきたい。 また、「④繊維ロープ用の緊結具が存在しない」について、メーカーによっては端末のアイスプライス加工は可能であるが、汎用性のある緊結具が存在すればワイヤロープと同様の用途、使い方ができ、汎用性が広がると考える。但し、緊結具については、使用者側の要求に応じ、緊結具のメーカー等が市場性を加味して、繊維ロープ用の製品を開発するものと考えるため、「緊結具の開発」については、メーカー団体等の意向を十分に確認する必要があると考える。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
201	村上市	函館市、花巻市、横浜市、島田市、高知県、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	介護報酬上の特別地域加算について市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能である旨を明確化すること	介護報酬上の特別地域加算について、3年に一度の介護報酬改定時以外においても、市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能である旨を明確化すること。なお、介護報酬改定時以外において対象地域の変更が認められていないのであれば、変更可能となるよう運用の見直しを求める。	厚生労働省	介護報酬における「特別地域加算」の対象地域については、厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定されており、同告示第１号から第5号までの規定による各法律の規定に基づく対象地域に加え、同告示第6号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める地域（以下「別に定める地域」という。）が対象となっている。 別に定める地域については、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（令和3年厚生労働省告示第74号）に規定されており、介護報酬改定のタイミングとあわせて、各自治体に希望調査を行い、その結果を踏まえて、対象地域の見直しを行っているところである。 介護報酬改定は、介護保険料を3年間の給付を見通した上で設定していること等を踏まえ、原則3年に1回行われているところであるが、各自治体が別に定める地域の見直しを希望するかどうかについては、各自治体におけるサービスの見込み量や、人材確保の状況も含めた提供体制の状況、更には保険料水準など、各地域における実情を踏まえて総合的に判断することが適切であり、当該地域について、3年に一度の介護報酬改定時以外においても、市町村長の求めに応じて変更することは困難である。 なお、厚生労働大臣が定める地域に規定する各法律が改正された際には、関係する自治体に対して希望調査を行い、対象地域の見直しを行っている。	まず、介護報酬改定時以外の「厚生労働大臣が別に定める地域」の変更が、現行法令上想定されていないのか、それとも、業務の実態上貴省として変更申請を受け付けていないのかいずれかをご教示いただきたい。 その上で、「厚生労働大臣が定める地域に規定する各法律が改正された際には、関係する自治体に対して希望調査を行い、対象地域の見直しを行っている。」について、すでに法律改正により対象地域の見直しが行われているのであれば、同様に、自治体の実情（特別地域加算のニーズ）の変化に伴い、対象地域の見直しが行われるべきだと考える。 当市のように広大な面積を有し、介護サービス利用者が点在している地方の市町村は、介護サービスを効率良く提供出来ないという地理的条件の不利があるため、事業所収入も都市部の事業所と比較して低い状況にある。各事業所においては、事業所の安定的運営や人材確保のためには介護報酬の増加が必要となり、特別地域加算を受けられるかどうかは、事業所の運営にとって死活問題となっている。 事業所の新規開設や移転など、3年に一度の介護報酬改定時以外においても特別地域加算のニーズが変化する可能性は十分に想定されることから、介護報酬改定時以外でも自治体からの要請に応じ「厚生労働大臣が別に定める地域」の変更が可能となるよう検討いただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
203	舞鶴市	花巻市	×	法律で策定義務のある計画の議会への報告義務の緩和等	法律により市町村に策定が義務付けられている計画のうち、策定・変更した際に議会への報告が義務付けられているものについて、当該義務付けを緩和することを求める。	内閣官房、内閣府、総務省	【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について（内閣府）】 【意見】 現行制度のままとする 【理由】 御指摘の障害者基本法第１１条第８項の規定は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の策定・変更に当たり、当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表される機会を設けることが義務付けるものであり、平成16年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年６月４日法律第80号）により規定されたものである。 これは、都道府県障害者計画並びに市町村障害者計画は、地方公共団体が、国（政府）が策定した際に国会提出が義務付けられている障害者基本計画に基づいて、当該地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二元代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であるためであると認識している。 なお、ご指摘の内容のうち、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じていることに関しては、障害者計画は障害福祉計画及び障害児福祉計画との一体的策定を求めているものではない。また、都道府県または市町村における障害者基本計画自体は策定の年限が定められているものではなく、国においても５年に１度策定するものであり、事務の効率化の要請が議会報告の重要性を上回るものではないと考える。 【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について（内閣官房、総務省）】 市町村の国民の保護に関する計画は、武力攻撃事態等において当該市町村が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための、いわば行動計画であり、市町村長が作成しなければならないこととされている。 この計画の変更をする際には、国民保護法35条第６項及び第８項において、議会に報告するとともに公表しなければならないことが定められていることに加えて、都道府県や他の市町村の計画との整合を図るためあらかじめ都道府県知事に協議を行うこと（同条第５項）や関係機関の代表者により構成される市町村協議会への諮問を行うこと（同法第39条第３項）が定められているところである。 ご指摘の「軽微な変更」については、その手続き上の負担に鑑み、都道府県知事への協議や市町村協議会への諮問を不要としているところであるが（同法第35条第８項及び第39条第３項）、軽微な変更であっても、住民の代表者たる議会にその内容を知らせ、公表する必要があると考えられることから、「軽微な変更」に当たる場合であっても、同法第35条第６項及び第８項の規定を適用することは適当であると考えている。 【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について（内閣官房）】 市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、そのためには、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有し、有事の際には一体となって対応する必要がある。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。 なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定される国、都道府県及び市町村が作成する行動計画は、国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務を全国的に統一して定める必要により作成が義務付けられているものであり、また、市町村行動計画の作成は法定受託事務である点に御留意いただきたい。	当市としても、市町村が策定する計画については、二元代表制の下、市町村議会の理解を得て施策を推進することが必要であると認識している。 一方で、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定）において、『計画策定の効率化、・・・といった事務の簡素化・効率化を進め』とされており、また、「計画策定等における地方分権改革の推進について」（令和５年３月31日閣議決定）の別紙において『地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体に委ねることを原則とする』こと、『計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること』等が政府の方針として示されている。 このことから、当市としては、市町村における計画策定等に係る事務の簡素化・効率化を進めることは、市町村議会の理解・協力を得て施策を推進することと同様に重要であると考えているところである。 また、当市としては、法令で市町村に策定が義務付けられている計画が数多くある中で、提案の３つの計画のみが特別に明文で議会への報告を義務付けられている理由が不明確であると感じている。 例えば、回答にあるように国において策定・変更時に国会に報告が義務付けられている計画が唯一障害者計画のみであり、障害者計画については市町村にも議会への報告を義務付けている、ということであれば理解できるところである。 議会への報告義務の廃止が難しい場合であっても、法令において明文で市町村に対し議会への報告を義務付けている計画と、そうでない計画を区分するメルクマールをお示しいただきたい。 仮に上記が難しい場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。」とご回答いただいているが、当市では、当該規定が明文化されていることを理由に、３計画とも本会議での報告を行っている。ついては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画含め、提案の３つの法律の議会報告について、他の多くの計画を同様に、各自治体の判断により本会議以外の形式による議会報告が可能である旨を明確化した通知等を送付いただきたい。	—	—
204	長崎市、神奈川県	花巻市、柏市、川崎市、相模原市、豊田市、寝屋川市、大村市、長与町、熊本市、鹿児島市	×	労務費の適切な転嫁に係る具体的方策の明示	業務委託契約において、公共工事契約で採用されている「スライド条項」のように、一定の水準を超える物価や賃金等の変動があった場合に契約金額を変更し労務費へ適切な転嫁が図れるよう国において運用基準を示すなど、具体的方策の明示を求める。 また、建設コンサルタント業務委託契約は、公共工事に類似した積算が行われるが、当該業務の標準契約約款には「スライド条項」がなく、公共工事と当該業務との対応に差が生じているため、「スライド条項」を盛り込むことや、労務費の適切な転嫁のための具体的方策の明示を求める。	総務省、国土交通省	【総務省】 ・労務費の価格転嫁については、令和５年11月に内閣官房及び公正取引委員会が取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」を示しているところであり、地方公共団体においても、本指針を踏まえて対応いただくよう依頼しているところである（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について」（令和６年１月12日付け総務省自治行政局行政課長通知））。 ・地方公共団体における契約は千差万別であり、契約期間中において実際に契約変更をするかどうかについては、当該事業の内容や、当該業種を取り巻く状況などを踏まえ個別具体の事案に即して検討する必要があることから、御提案の「一定の水準を超える物価や賃金等の変動があった場合に契約金額を変更し労務費へ適切な転嫁が図れるよう国において運用基準」を一概に示すことは困難であるが、労務費の価格転嫁に向けた取組に疑義が生じた場合には、まずは、総務省又は業所管省庁に御相談いただきたい。 【国土交通省】 ・建設コンサルタント業務の標準契約約款における「スライド条項」の導入に向けた検討に当たっては、業務の進捗・出来高を明確にできる工事と異なり、設計書などの成果物の完成に対する進捗をどう把握するかを検討する必要があるなど、建設コンサルタント業務の契約の特性を踏まえた制度・運用面の課題整理が必要であると考えており、標準契約約款への導入については、こうした課題整理を行いながら、適切に検討・対応してまいりたい。	【総務省回答】 「個別具体の事案に即して検討する必要がある」という点は理解できるが、一定の水準を超える労務費等の変動があった場合の対応については、これまでの通知において自治体に対して適切に対応するよう強く求めていることと相応し、国において基準等を示すべきである。 また、「契約は千差万別」とあるが、業務委託契約に関しては一定類型化されており、千差万別とは言えず、その類型化した業務ごとに基準等を示すことは可能であると考える。 自治体が行う契約における「価格交渉の公正性」と「適正価格の確保」は、説明責任を果たす上で重要であり、個別具体の事案ごとの対応では、その交渉プロセスや契約金額変更の内容に差異が生じるとともに、妥結までに相当の時間を要することが想定され、十分な説明責任を果たせなくなるとともに、適時の価格転嫁にも支障をきたすおそれがある。 そのため、物価や賃金の変動幅に応じた適切な契約金額の変更基準や発注者と受注者の協議プロセスの明確化など、国において一定の運用基準等を示すことが必要不可欠と強く感じており、ご検討いただきたい。 【国交省回答】 建設コンサルタント業務の標準契約約款における「スライド条項」の導入については、国として必要性を認識し、今後検討が行われるものと理解したが、導入にあたっては、予算措置に関わる点を考慮に入れたスケジュールを可能な限り早期に明示していただきたい。 また、整理すべき課題とする進捗度合いの把握については、「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」等により一定の方法が示されていると理解しており、それ以降の課題整理がなされていないのであれば、スピード感を持った対応を求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。
205	長崎市	岡山県	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	都市計画法に基づく開発行為における道路の縦断勾配基準の条例委任を可能とすること	都市計画法第33条第１項の開発許可の技術基準は、良好な市街地形成を図るため、宅地に一定の水準を保たせようとすることを狙いとして、地域の実情にかかわらず、全国一律的に最低限確保しなければならない基準として定められているところ、同条第３項に基づき、道路の接道及び公園等の設置に係る基準に限っては、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で条例による緩和が認められている。 道路構造令が対象とする市道・県道の道路事業においては、縦断勾配を12%以上とする場合には、スリット等の滑り止め対策や、安全柵、防護柵、注意喚起の看板設置等の安全対策が講じられることが一般的と考えられる。都市計画法第29条に基づく開発許可により整備される道路は、民間事業者等による道路整備後、道路管理者に移管・帰属されず、私道として周辺住民等が維持管理する場合もあるところ、そのような場合にこうした安全対策が開発事業完了後も継続されることが担保できないため、緩和することは困難である。 また、一般的な道路事業には、既存宅地の区画等の制約を受ける中で階段状の道路をスロープ化する等の整備を行うものが含まれる一方、開発許可の技術基準の対象とする道路は、開発区域内において新設する道路を対象としているため、道路延長や擁壁の築造により、基準に適合させることが可能と考えられる。 以上の理由に加え、提案自治体以外のニーズも把握していないことから、地域の実情にかかわらず全国一律的に最低限確保しなければならない基準として、緩和は困難である。	国土交通省	都市計画法第33条第１項の開発許可の技術基準は、良好な市街地形成を図るため、宅地に一定の水準を保たせようとすることを狙いとして、地域の実情にかかわらず、全国一律的に最低限確保しなければならない基準として定められているところ、同条第３項に基づき、道路の接道及び公園等の設置に係る基準に限っては、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で条例による緩和が認められている。 道路構造令が対象とする市道・県道の道路事業においては、縦断勾配を12%以上とする場合には、スリット等の滑り止め対策や、安全柵、防護柵、注意喚起の看板設置等の安全対策が講じられることが一般的と考えられる。都市計画法第29条に基づく開発許可により整備される道路は、民間事業者等による道路整備後、道路管理者に移管・帰属されず、私道として周辺住民等が維持管理する場合もあるところ、そのような場合にこうした安全対策が開発事業完了後も継続されることが担保できないため、緩和することは困難である。 また、一般的な道路事業には、既存宅地の区画等の制約を受ける中で階段状の道路をスロープ化する等の整備を行うものが含まれる一方、開発許可の技術基準の対象とする道路は、開発区域内において新設する道路を対象としているため、道路延長や擁壁の築造により、基準に適合させることが可能と考えられる。 以上の理由に加え、提案自治体以外のニーズも把握していないことから、地域の実情にかかわらず全国一律的に最低限確保しなければならない基準として、緩和は困難である。	「地域の実情にかかわらず全国一律的に最低限確保しなければならない基準として、緩和は困難」とのことであるが、地形的制約が著しい斜面市街地では、前述の基準（縦断勾配最大12%）を超える急な坂道を利用して多くの住民が生活を営んでいる。特に、平坦地に乏しい当市においては、既成市街地の過半が斜面地であり、斜面市街地を有効に土地利用し、定住人口の維持を図ることは喫緊の課題である。 そこで、平成24年に、当市では、第1次一括法による道路法の改正を踏まえ、市道の新設・改築時に縦断勾配を引上げ可能とする独自の基準を規定し、縦断勾配最大17%の道路整備を可能とした。 これにより、住民の利便性の向上、緊急時の車両の円滑な通行の確保等の多くの課題解決につながっているが、行政のみで斜面市街地の基盤整備を行うことは、厳しい財政運営の中において限界がある。 民間事業者が現行基準で斜面市街地の開発行為を行うには、縦断勾配の制約により、道路延長及び擁壁の築造に相当な土地と費用を要するため、事業として成立しにくいが、当市発注の公共工事と同様の縦断勾配基準に緩和することで、民間の活力を既成市街地の再生に活かす有効な手段となる。 また、「道路管理者に移管・帰属されず、私道として周辺住民等が維持管理する場合もあるところ、そのような場合にこうした安全対策が開発事業完了後も継続されることが担保できない」とのことであるが、当市では民間事業者が整備した道路を市に移管することを想定しており、条例で縦断勾配及び所要の安全対策を定めるとともに、都市計画法第32条第２項及び第39条による道路管理者への移管・帰属を事業実施の要件とすることで、継続的に安全対策を担保することは可能であると考える。 これらを踏まえ、縦断勾配基準の条例委任を可能とするよう制度の見直しを御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
206	長崎市 【重点2】	岩手県、栃木県、豊橋市、滋賀県、高松市、熊本市	○（デジタル化（4以外））	適正計量管理事業所の指定等に係る申請等の手続における特定市町村経由事務の廃止	計量法第127条第２項から第４項、計量法施行令第41条第３項、計量法施行規則第72条第１項及び第81条の各手続における特定市町村の経由規定を廃止し、オンライン上で直接経済産業大臣又は都道府県知事に申請若しくは届出を行うこととするよう見直しを求める。	経済産業省	計量法第127条第２項等に規定する経済産業大臣の権限に属する事務については、計量法施行令第41条第２項により、「国の事業所以外の事業所」については、都道府県知事が行っている。また、現在、適正計量管理事業所に指定されている「国の事業所」はない。郵政事業の民営化以降、適正計量管理事業所に係る申請等が経済産業大臣に寄せられることは一切なく、都道府県において手続が完結している。 特定市の経由事務の廃止提案については、都道府県の事務負担の増加につながるものであり、すべての都道府県が当該提案を受け入れられるとは限らず、また、計量法上の特定市は、地方自治法上の政令指定都市や中核市といった相対的に事務処理能力の高い自治体が指定されている（計量法施行令別表第１）ことから、全国126の特定市のすべてが求め、提案しているものでもない。 本提案については、現行制度上も、地方自治法第252条の14に基づく地方自治体間の「事務の委託」の制度を活用することにより、個別の特定市や都道府県のそれぞれの事情や方針等を踏まえ、地方自治体間で合意し、経済産業大臣が同意することによって実現できるものであり、実際に、本提案に係る事務の委託が行われている事例も既に以前からある。 個別の地方自治体間の状況等を踏まえ、必要な自治体において地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」制度の活用を検討することが望ましい事案と考える。	特定市を経由する規定は、少なくとも30年以上前から続くものであるが、電子申請サービスが確立している現在では申請者が都道府県に直接手続を行うことは容易であり、特定市を経由する必要性に乏しく、手続の簡素化による事業者及び行政のトータルコスト削減の観点から積極的に廃止すべきと考える。 都道府県の事務負担増は、新規指定申請手続における計量法第127条第３項の検査を特定市管内外にかかわらず対応する必要が生じることが挙げられるが、同検査の令和５年度実績では、特定市の経由を廃止した場合における全都道府県の平均対応件数は年間約0.5件増、政令指定都市がある都道府県の平均対応件数は年間約1.1件の増であり、いずれの場合も現行の業務への影響は少ないと推察され、全126の特定市で削減される事務負担の総量を考えれば全体としては効率化が進むと考えられる。なお、都道府県で負担が過度に大きくなるケースが生じた場合は、特定市への事務の委託が解決策の一つになると考える。その他、上記以外の変更申請等の手続は、実質的な処理を現在も都道府県が行っていることを鑑みると、新たな負担は生じないか、生じたとしても軽微である。 また、本提案に対し、多くの特定市が共同提案団体に名を連ねていないことのみをもって本提案そのものを求めていないとみなすのはやや性急な解釈のように思われ、反対に、都道府県を含む複数の自治体が賛同している点を重視すべきと考える。加えて、このような状況で自治体ごとに個別の事務委託を行った場合、地域ごとに取扱いが異なることによる混乱が生じる懸念から、全国統一的な取り扱いを基本とすべきと考える。 以上、当該規定の廃止について積極的な検討を重ねて求める。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
207	長崎市 【重点2】	—	○（デジタル化（4以外））	第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行許可申請に係る市町村経由規定の廃止	都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律における手続において、市町村経由事務を廃止すること。	国土交通省	市町村内のまちづくりについては、一部の広域的・根幹的な都市計画等を除き、市町村が都市計画の中心的な決定主体とされており（都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条第１項）、当該市町村が主体的に取り組むものとされている。 都市再開発法（昭和44年法律第38号）における市街地再開発事業［密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下「密集法」という。）における防災街区整備事業］は、そのような市町村内のまちづくりに大きな影響を与えるものであるところ、個人施行（都市再開発法第７条の９の規定により施行される事業）の市街地再開発事業［防災街区整備事業においては、密集法第122条の規定により施行される個人施行の防災街区整備事業］においても、市町村長は認可権者ではないものの、事業の前提となる高度利用地区等［防災街区整備事業においては、特定防災街区整備地区等］の指定等をなす主体であるほか、施行者に対する報告徴収や助言等（都市再開発法第124条第１項［防災街区整備事業においては、密集法第268条第１項］）といった権限が与えられている。 本件事務については、市町村長においてそのような一定の関与が定められていることや、申請者における申請に係る負担軽減の観点から、認可権者からの意見聴取規定にとどまらず、明確に市町村長を経由するものとして定めているものである。 そのような制度趣旨を踏まえると、迅速な認可に支障が生じる等の理由のみをもって経由事務を一律に廃止することには慎重な検討を要すると考えられるところ、想定される廃止による影響等も踏まえながら、適切に対応を検討してまいりたい。	御回答にあるとおり、市町村長において一定の関与が定められており、日頃から事業者へ助言等を行うことで本件事務の内容把握に努めているところです。施行許可申請に係る市町村経由事務の廃止が実現した場合も、引き続き事業者への報告徴収や助言等を市町村が担うことを想定しています。 また、申請者における負担軽減の観点から、事業者からの申請を郵送やオンラインで受け付ける環境を整備することで、むしろ事業者が市町村窓口に来庁する負担を軽減することができると考えます。 なお、市町村長の経由を廃止した場合の本件に関する市町村長の一定の関与ですが、都道府県知事に本件事務の申請が行われた後に市町村長に意見聴取（意見聴取の規定がない場合は情報提供など）することで市町村長は本件内容を把握することができると考えられ、日頃の事業者への助言等の際にも同様の対応が行えることから、経由を廃止した場合においても市町村長は一定の関与は可能と考えられますので、実現に向け前向きにご検討いただきたい。	—	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
208	長崎市 【重点2】	越谷市、柏市、横浜市、川崎市、藤沢市、沼津市、名古屋市、広島市、高松市、鹿児島市、特別区長会	×	「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続の市町村経由事務の廃止	「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続については、提出先を「事業を実施する場所の市区町村教育委員会」ではなく、「都道府県の窓口」とするよう見直しを求める。	文部科学省	文化芸術基本法において、基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働するよう努めることが求められているとともに、地方公共団体は地域の特性に応じた文化芸術に関する施策を策定し、実施する主体として位置づけられている。 伝統文化親子教室事業には3つの類型（教室実施型・統括実施型・地域展開型）があり、うち教室実施型は市区町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするためである。 教室実施型を内包できる仕組みにもなっている地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的としている。地方公共団体を中心に関係者が連携して、地域の様々な分野の教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの体験機会を提供していくことが期待されており、当該事業を推進することは政策的意義が大きい。 一方で、地域展開型と地域における教室との連携が進まない理由として、実施団体からは「地方公共団体から声がかからなかったため」という声もあることから、基礎自治体である市区町村には地域における教室を把握していただくことで、実施団体との連携の強化を期待しているところである。 また、地域に根付いた伝統文化等を確実に次世代へ継承・発展させていくためには、地域の実情に応じた戦略的・計画的な事業展開が大変重要である。市区町村が地域における教室を把握して「放課後子供教室」と連携した取組の調整を図るなどにより、地域の子供たちが伝統文化等を体験できる機会の選択肢を増やす等、積極的な事業展開を進めていただきたいと考えている。 なお、今回御提案いただいた意見を踏まえ、市区町村担当者の負担軽減の観点から、事業者からの問い合わせが市区町村窓口に集中する件については、募集案内等に問い合わせの際の連絡先をわかりやすく明示することで対応したい。	地域の子供たちが伝統文化等を体験できる機会の創出などの事業を行うにあたり、市区町村が地域の教室を把握する手段としては、文化庁ホームページに掲載されている伝統文化親子教室事業の採択団体一覧や、対象地域や分野などから教室を検索できる「マッチングシステム」の利用により必要に応じて直接団体に確認を行うこと等の方法があるため対応が可能である。これらの既存ツールの積極的な活用を促し、国や地方公共団体が相互に連携を図ることで、全国の自治体において、地域展開型と教室実施型の連携等が活発になると考える。 また、当市においては、後援の申請を常時受付けていること、伝統文化に関係するイベントを開催していること等により教室と関わる機会もある。よって、市区町村教育委員会でのとりまとめがなされなくとも、地域の教室の把握、教室との連携は可能であると考える。 実際、当市においては、令和6年度に地域展開型に一つの教室が採択されているが、この教室は、後援申請により市との繋がりがあった団体であり、教室実施型とは関係なく市との連携がなされたものである。 教室実施型の申請は、市区町村が窓口となっているものの、市区町村では教室からの書類を受け取り、国からの指示により特に内容の確認等も行わず都道府県へ提出することのみであり、前述のとおり地域展開型と教室実施型は市区町村が窓口とならなくても連携が図れている。 募集に関する問合せの際の連絡先を分かりやすく明示することについては、本事業を利用する団体にとって、より理解を深め利用しやすいものとなると考えられることから、対応を進めていただくとともに、実施時期を具体的にお示しいただきたい。	【川崎市】 「教室実施型」の応募先が市区町村の窓口である目的が、市区町村が自らの自治体内で開催する教室を把握し、地方公共団体が主体となる「地域展開型」との連携にあたっての情報として活用してもらうことであれば、伝統文化親子教室事業事務局（以下「事務局」という。）での取りまとめ後に資料一式を関係地方公共団体まで共有することでも達成できると考える。 一方で、「統括実施型」については現状直接事務局へ提出しており、関係地方公共団体へは特段の情報提供がされていないものと認識している。「地域展開型」との連携という点においては「教室実施型」も「統括実施型」も位置づけに大きな差は無いはずであり、「教室実施型」のみを市区町村で受け付ける理由にはならないのではないか。 まずは「統括実施型」について事務局で取りまとめ後に関係地方公共団体へ資料一式をデータで共有するようにしていただき、将来的には「教室実施型」についても事務局へ直接応募する形に変更の上、同様に情報共有するように変更していただきたい。その場合は事務局の事務負担を軽減するために、申請をデータ1本化するなどの対応が必要になると思われるため、現時点で求めるものではないが、中長期的な課題として引き続き検討してほしい。 なお、「放課後子供教室」との連携については引き続き各市区町村が申請案内をする際に併せて案内することとし、申請や事業に関する問い合わせは直接事務局というように分けるようにするとよいと考える。	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
209	板倉町、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、南牧村、長野原町、高山村、明和町	旭川市、花巻市、仙台市、郡山市、銚子市、佐久市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、寝屋川市、和泉市、兵庫県、南あわじ市、宍粟市、奈良県、広島市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	×	DV等支援措置対象者が死亡した後における支援措置の継続	DV等支援措置対象者が死亡した後に、死亡した支援対象者と同一の住所の有る者として併せて支援措置を受けていた者が新たに支援措置を申し出た場合には、同一の住所を有していた当該死者についても支援措置を継続することを可能とするなど、死亡した支援対象者の支援措置を継続するように住民基本台帳事務処理要領の改正を求める。	総務省	DV等支援措置の相手方から、住民基本台帳法第12条の３第１項の規定に基づき死亡した者に係る住民票の写しの除票等の交付の申出があった場合において、当該住民票の写しの除票等を交付することにより当該支援措置の対象者の住所が判明する恐れがあるなど請求が不当な目的によることが明らかなときは、当該住民票の写しの除票等を不交付とすることは可能である。また、当該相手方から正当な理由をもって当該住民票の写しの除票等の交付の申出が行われた場合には、事務処理要領第５ 10コ（イ）（A）ただし書に準じて、必要とする機関に直接交付するなど、相手方に交付せずに目的を達成することが考えられる。 その上で、上記の取扱いについて市町村に対して周知することを検討する。	「不当な目的によることが明らかなときは、当該住民票の写しの除票等を不交付とすることは可能である」と回答いただいているところだが、支援措置が終了するとシステム上の制御を解除するため、一見正当な理由を持って第三者請求が行われた場合、死亡した者のように支援措置がかけられていない者（システム上の制御を解除した者）については、そもそも生前、支援措置がかけられていたかどうかを職員が把握することが難しいため、「不当な目的によることが明らか」とはいえず、除票を交付してしまう恐れがある。それにより、除票を取得されることで住所が加害者に伝わり、支援措置対象者に危害が及ぶ可能性がある。 また、事務処理要領第５ 10コ（イ）（A）ただし書に準じた対応について、相手方が証明書を取得するときに証明書を提出する機関がない場合も考えられるため、機関に直接交付するという方法が必ず実行できるわけではない。 したがって、「併せて支援措置を受ける者」が登録されている場合には死者を主として支援措置を継続する、又は支援対象者（死亡した支援対象者と同一の住所を有するとして併せて支援措置を受けていたが死者の死亡後に支援措置を申し出、支援措置を受ける者）と同一の住所を有していた死者（それまで支援措置を受けていた者）についても併せて支援措置をかけることを可能にしなければ、継続して支援措置者（併せて支援措置を受けていた者）の安全を確保することができないと考える。 ついては、本提案内容の実現及び周知について早期に実施することを強く要望する。	【郡山市】 併せて支援を受ける者について、制度上の位置づけを明確にしておかなければ、相手方に対して請求を拒む根拠としては乏しいと考える（審査請求を出された場合の対応が困難）。 また、相手方に直接交付せずに目標を達成することは、提出先があるケースばかりではなく、提出先があった場合であっても相手方が拒んだ場合の対応が困難であることから、現実的な対策とはなり得ないと考える。	—
210	津市	ひたちなか市、上尾市、浜松市、名古屋市、半田市、豊中市、兵庫県、熊本市	×	家庭ごみ一時集積所に排出されるごみの持ち去り行為を行った者への対応に係るガイドライン等の策定	家庭ごみ一時集積所に排出されるごみ（特に金属や古紙などの資源ごみ）の持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などの提示を求める。	警察庁、法務省、環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一般廃棄物の処理については市町村の自治事務とされており、一般廃棄物の収集について、どのような種類の一般廃棄物を分別して収集するか、収集場所も含めどのように収集するかについては、各市町村において実情に応じて判断されるべき事項である。 また、①いわゆる資源ごみについても、どのような種類を対象としてどのような方法で収集するか等については、各市町村が地域の実情に応じて判断すべきものであること、②提案のある所有権の帰属については、具体的状況等により個別に判断される事項であること、③持ち去り行為に対する犯罪の成否については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであることから、提案にあるガイドライン等の策定のような形で、持ち去り行為を行った者への対応に関する考え方を一般的にお示しすることは困難である。 環境省においては、既に平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とし、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施し、公表しているところであり、各市町村が資源ごみの持ち去り事案に対してどのように対応・対策を行っているかの例や資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定状況（条例における集積所等に出された廃棄物の所有権の整理も含む）等についてとりまとめ、資源ごみの持ち去り事案に対する対応の具体例等を紹介することで、各市町村における地域の実情に応じた取組の推進を図っている。	貴省回答では「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施、公表することで各地域における取組の推進を図っているとのことだが、回答で示された平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とした、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査については、平成29年度の調査において条例等を制定している市町村の割合は22.7%、令和4年度の調査においては23.6%と条例等の制定は進んでいないように思われる。 回答内にある「各市町村において実情に応じて判断されるべき事項」とあるが、「資源ごみ」の持ち去りは全国的な問題となっており、リサイクル行政に少なからず支障を来している。 本市も条例を制定し、看板設置による禁止啓発、職員による情報収集パトロール（自治会や周辺住民への聞き取り、監視カメラの設置など）や取り締まりパトロール（持ち去り行為を確認し、その場で行為者を確保し、警告書や禁止命令書を発行）を行っているが、持ち去りは行われ続け、住民等から自治体や警察へ通報が入り、対応に苦慮することが多い。また、条例で罰則規定を設けているが、持ち去り行為者の特定が難しく、抑制につながっていない現状があり、自治体のみで対応では限界があると考える。 不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進のために、自治体の取り組みを支援していただきたく、検討を求める。	【名古屋市】 持ち去られたものに関する買取行為の規制について、持ち去り行為を減らす上で効果的であると考えるが、持ち去られたものかの判別が難しく、業界団体もないため働きかけができない。また、条例による買い取り規制の場合、市外の業者への売却まで規制することが難しい。その中で、銅線ケーブルなどの盗難に対処するために金属盗対策法が閣議決定されたと認識している。特定金属として銅を対象とするようだが、アルミ缶をはじめとする銅以外の金属くずについても各都市における規制が難しいことから、金属盗対策法の対象にアルミ缶も含めるなど国による働きかけを求める。	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
211	津市 【重点36】	ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県	×	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第23条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第23条の5「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること	国土交通省、環境省	現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。 また、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第22条第1項において「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされている。このため、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。	都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されているが、市町村について明記できない理由はないと思われる。 回答内に「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、行為者を特定するために、市町村の戸籍や住民票等を扱う部署において、本件に関する統一の解釈がなされず、情報を開示してもらえないことが想定される。 また、「現状においても市町村が道路運送車両法第22条第１項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能」とあるが、実際に法律等に明記されていないことを理由に証明書を取得できなかった事例がある。 行為者が特定されない場合は、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理することとなり、不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならないこととなる。 上記のような現場の実態を踏まえ、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するためにも、一般廃棄物を取り扱う市町村について、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記していただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
212	鳥取県、滋賀県、大阪市、奈良県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、岩手県、花巻市、宮城県、千葉県、清須市、高知県、熊本市	○（デジタル化（4以外））	投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知（技術的助言）の見直し	公職選挙法において投票立会人2人以上の選任を義務付けられているところ、一定の条件を満たした上で、オンラインによる投票立会が認められているが、より簡易な方法でより多くの団体がオンラインによる投票立会を導入できるようにするため、「投票所におけるオンラインによる立会いについて」（令和6年4月26日付け総行選第26号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）により示された技術的助言の内容を以下のとおり見直すこと。 同通知の記3について、オンライン技術活用や執務スペース配置の工夫等により、オンラインによる投票立会人が何人にも干渉されていないことが確認できることを前提として、庁舎内会議室等でなく、自宅や入所施設等に所在してオンラインによる投票立会ができることとすること。	総務省	「投票所におけるオンラインによる立会いについて」（令和6年4月26日付け総行選第26号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知。以下「立会い通知」という。）において通知した通り、投票立会人は、投票管理者の下、何人にも干渉されず独立した立場において、投票事務の執行を監視する役割があるため、オンラインによる投票立会人は、選挙管理委員会が確保した何人にも干渉されるおそれのない場所（市町村の庁舎内会議室など）に所在し、その場所において何人にも干渉されることなく投票所を開いてから投票箱を閉鎖するまでの投票手続に立ち会うことが必要であり、また、投票に関する事務全般の責任者である投票管理者及び他の投票立会人において、オンラインによる投票立会人が、何人にも干渉されずに職務を遂行している状況を確認できるようにすることが必要である。 「オンライン技術活用や執務スペース配置の工夫等」の指すところが必ずしも明らかではないが、「自宅や入所施設等」に所在してオンラインによる投票立会が可能となるためには、市町村の庁舎内会議室などと同程度に「何人にも干渉されるおそれのない場所」と認められる必要があるところ、「自宅や入所施設等」において干渉を排除することについては課題があると考えられることから、通知の改正については、慎重に検討する必要があると考える。	技術的助言のとおり、オンラインによる投票立会人が適切に役割を果たせるよう、自宅や入所施設等においても何人にも干渉されずに職務を遂行できるように執務環境を整備することを想定している。 具体的には、投票所とオンラインによる投票立会人の執務室をオンラインでつなぎ、カメラ・モニター・スピーカー等の活用によりお互いの執務の様子がリアルタイムで見ることができ、同じ場所にいるかのようにコミュニケーションが取れるよう環境を整えることとしているため、オンラインによる投票立会人に対し不当な干渉等がなされないよう、常時オンライン越しにオンラインによる投票立会人の言動や挙動を確認することにより、そのような干渉等を予防・排除することができる。 貴省の技術的助言に沿った形で、干渉を排除することが可能であるため、「自宅や入所施設等」を除外することなく（市町村の庁舎内会議室などに限定せず）、より多くの方がオンラインによる投票立会人を務めることができるよう、通知の改正を検討いただきたい。	【北海道】 投票立会人については、過疎地域の多い北海道においても、今後なり手不足が懸念されるところであるため、広く人材を確保するためにも、技術的に干渉がないことが確認できる場合には、庁舎外での立ち会いも可能とするよう要件の緩和を求める。	【全国知事会】 オンラインでの投票立会いにおいて、「干渉されない場所」が庁舎内等に限定されている現行要件は、中山間地域等での立会人確保の大きな障壁となっている。多様な人材の参画を促進し、選挙制度の持続可能性と信頼性を高めるためにも、技術的に「干渉がない」ことが確認できる場合には、庁舎外での立会いも可能とするよう、要件の緩和を強く求める。
213	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合	花巻市、宮城県、須坂市、宍粟市、奈良県、高知県、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保	人口減少地域等を含む訪問看護サービスの維持・確保 ・医療保険の特別地域訪問看護加算について、地域の実情を踏まえて算定基準要件を緩和すること。 ・具体的には、現状、特別地域訪問看護加算の要件は「訪問看護ステーションの所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が片道1時間以上」とされているが、例えば「訪問看護ステーションの所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が片道30分以上」とするなど、要件を緩和すること。	厚生労働省	過疎地域等でも住み慣れた地域で療養しながら生活を継続することができるよう、遠方への移動負担を考慮し、訪問看護ステーションの所在地利用者の家庭までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して、①特別地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行う場合②特別地域外に所在する訪問看護ステーションの看護師等が特別地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合に特別地域訪問看護加算として所定額の100分の50に相当する額を加算できることとしている。 特別地域訪問看護加算の対象範囲を拡大することは保険者等の財政負担や利用者の新たな負担を伴うものであることから、人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保に向けた加算要件の緩和について、訪問看護関係団体等のヒアリングなど現場や関係者のご意見も伺いながら、算定状況や財政影響等を踏まえ中央社会保険医療協議会において必要な対応について検討してまいりたい。	中山間地域における医療提供体制の維持・確保にあたって訪問看護ステーションが果たす役割は大きいところ。一方で、人口が少ない中山間地域においては、訪問先が密集しておらず、訪問時間が1時間未満の場合であっても、訪問件数の減少が経営を逼迫する要因の1つとなっており、廃業によって訪問看護サービスを受けられない利用者の増加に繋がることが懸念される。 中山間地域においても、訪問看護サービスの維持・確保が可能となるよう、加算措置の対象拡大について、速やかな検討をお願いしたい。ついては、措置を講じるにあたって、実態調査・中央社会保険医療協議会における検討等について、今後の具体的なスケジュール等お示し頂きたい。	—	【全国知事会】 中山間地域等の条件不利地域では、地理的特性により、都市部よりも訪問看護サービスの移動に多くの時間と人員を要しているが、現行の特別地域訪問看護加算算定基準はこちらの負担に十分見合う水準とは言い難く、事業者の経営が逼迫する要因となっている。このような地域の窮状を踏まえ、特別地域訪問看護加算要件の緩和を強く求める。
214	郡山市	旭川市、花巻市、仙台市、銚子市、佐久市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、鹿児島市	×	DV等の支援措置を受けているなどやむを得ない場合には15歳未満の者に対してマイナンバーカードを交付する際に必要とする本人確認書類の簡略化等	15歳未満の者にマイナンバーカードを交付する際の本人確認書類について、法定代理人のみの出頭によるカードの交付が可能である（個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(8)）。 この場合、交付申請者の本人確認書類として、「当該交付申請者の顔写真付き本人確認書類」及び「回答書」は不要であり、たとえば、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類、資格確認書及び子ども医療費受給者証などによる本人確認が可能であることから（個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(8)-エ-(ウ)及び第4-3-(8)-オ）、既に必要書類の簡略化が図られているところである。 一方、DV等の支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合において、住所地市町村で居所登録が行われていることを前提に、当該住所地市町村から回答書を当該居所に送付することが可能であることに関しては、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正による取扱いの明確化を検討してまいる。	総務省	15歳未満の者が交付申請者である場合、法定代理人のみの出頭によるカードの交付が可能である（個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(8)）。 この場合、交付申請者の本人確認書類として、「当該交付申請者の顔写真付き本人確認書類」及び「回答書」は不要であり、たとえば、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類、資格確認書及び子ども医療費受給者証などによる本人確認が可能であることから（個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(8)-エ-(ウ)及び第4-3-(8)-オ）、既に必要書類の簡略化が図られているところである。 一方、DV等の支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合において、住所地市町村で居所登録が行われていることを前提に、当該住所地市町村から回答書を当該居所に送付することが可能であることに関しては、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正による取扱いの明確化を検討してまいる。	本提案は、15歳未満の者本人に対して交付する際の本人確認書類の簡略化を求める提案であるが、回答内容が、法定代理人のみが出頭した場合にカードを交付する際の本人確認書類についてのものとなっているため、そもそも前提が異なっていると考える。 本提案は、交付申請者である15歳未満の者本人がカードを受け取るために出頭している場合に、本人の顔写真付き身分証明書を保有していないケースが多く、その場合には、「交付申請者に対して文書で照会したその回答書」（以下「回答書」という。）の提出が必須となっているが、DV等の支援措置を受けているなどで回答書の郵送物が受け取れないことにより、15歳未満の者本人が出頭しているにもかかわらず、あえて法定代理人のみの出頭によるカードの交付として事務処理を取扱う必要がある等の不整合が生じているという支障に対して本人確認書類の見直しを求める提案である。 以上のことから、回答書の提示の簡略化を求めるとともに、DV等の支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合において、回答書を住所地ではなく、直接居所に送付することが可能であることを明確化することを早期に実現いただくことを求める。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
215	郡山市	旭川市、花巻市、銚子市、川崎市、佐久市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、松山市、東温市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市	×	マイナンバーカードの更新時におけるカード返納の廃止	マイナンバーカードの更新を行う際には、マイナンバーカードを返納することになっているが、マイナンバーカードは保険証や運転免許証としての利用が行われていることから、当該カードの返納を行う必要がないよう規制の緩和を図る。	総務省	マイナンバーカードの二重交付の禁止（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第24条）の観点から、マイナンバーカードの更新時に旧カードの返納を求めない取扱いとすることは困難である。 マイナンバーカードの更新を行う際は、交付時来庁方式で手続を進めれば、カードが手元からなくなる期間が生じず、また、新カードの交付時に旧カードの返納を行うことにより、市町村窓口に出向くのは一度で済む旨を引き続き周知してまいりたい。 なお、仮に申請時来庁方式でマイナンバーカードの更新を行う際は、カードが手元からなくなる期間を生じさせないようにするため、申請者の希望に応じ、新カードの引渡し時に旧カードとの引き換えを行うなどの対応を推奨しており、この旨は「マイナンバーカードの更新事務等に係る留意事項について（通知）」（令和７年５月12日付け総行マ第61号）でお示ししているとおりである。	マイナンバーカードの券面にはカードの有効期限が記載されており、更新後の旧カードであっても、有効期限までは有効な身分証明書であると認識している。しかし、令和７年３月24日より運用が開始されたマイナ免許証については、運転免許証とマイナンバーカードを一体化させている場合、マイナンバーカードを更新しても旧カードの運転免許証の情報は新カードに引き継がれず、新カードと運転免許証の一体化の手続をやり直さなくてはならないため、交付時来庁方式、申請時来庁方式いずれの場合も、旧カードを返納後、新カードと運転免許証の一体化手続が完了するまでの間、一時的に運転ができない状態になってしまうことも想定される。（申請時来庁方式の場合、健康保険証も同様に、一時的に手元にない状態が生じることが想定される。） また、お示しいただいたとおり、申請時来庁方式の場合に、申請者の希望に応じて新カード引き渡し時に旧カードと引き換えする運用が推奨されているが、この場合申請者は申請時と交付時の２回来庁する必要があり、申請者の負担であるとともに、行政窓口の混雑につながるため、引き続き再検討を求める。 仮に「マイナンバーカードの二重交付の禁止の観点により返納を求めない取扱いとすることは困難である」という見解を引き続き維持するのであれば、上記の運転免許証（健康保険証）が一時的に手元になくなる課題及び来庁回数が増加する課題に対する対応策を具体的に明示いただきたい。	—	—
217	福岡県、福島県、静岡県、九州地方知事会	宮城県、茨城県	×	財産区議会設置条例等の提案権の市町村長への移譲	地方自治法第295条に基づく、財産区議会（総会）設置条例の制定・改廃に係る条例の提案権について、都道府県知事への専属を廃止し、市町村長に移譲することを求める。	総務省	財産区は、原則として、固有の執行機関及び議会はありませんが、例外的に、「財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるとき」、すなわち、財産区の事務が複雑のため若しくは極めて一局部のため市町村又は特別区の議会が議決の任に当たることが真に財産区の事務を実情に即して処理するに適当でないと認められる場合、又は財産区の利害と市町村又は特別区の利害とが一致せず市町村又は特別区の議会をして公平に財産区の事務を議決させることが保障されない場合等において、特に財産区固有の意思決定機関を設ける必要のある場合に限り、都道府県知事が条例の提案及び公布を行い、固有の意思決定機関として財産区議会又は総会を設置できることとしております。 財産区議会又は総会を廃止する際に、市区町村と財産区議会又は総会との意向が一致している場合において、都道府県知事が廃止条例の提案及び公布を行うことに代えて、合理的な手続がありうるか検討してまいりたい。	財産区は個別市町村のみにおいて存在する地域に密着した住民に身近な制度のため、地方分権改革推進や事務の効率化等の観点から、基礎自治体である当該市町村の責任において解決を図ることを基本とすべきであり、現に、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画に基づく地方自治法改正により、都道府県知事の関与規定について一部廃止されている。 今回の回答では、財産区議会（総会）設置条例の廃止に際しての手続について検討するとのことであるが、より一層の地方分権改革推進の観点からは、廃止のみならず、制定・改正に係る条例の提案権についても、都道府県知事から市町村長へ移譲することが適当であると考える。 なお、市町村及び財産区議会の廃止への意向が一致しないなど、市町村と財産区の間に齟齬がある場合等については、都道府県への事前相談及び市町村等への助言などにより、円滑な手続きが進められるものであると考える。	—	【全国知事会】 財産区は個別市町村のみに存在する地域に密着した住民に身近な制度のため、地方分権改革推進や事務の効率化等の観点から、基礎自治体である当該市町村の責任において解決を図ることを基本とすべきであり、現に、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画において、都道府県知事の関与規定について一部廃止されている。 より一層の地方分権改革推進の観点からは、廃止のみならず、制定・改正に係る条例の提案権についても、都道府県知事から市町村長へ移譲することが適当である。 なお、市町村と財産区の間に意向の齟齬がある場合等については、都道府県への事前相談及び市町村等への助言などにより、円滑な手続きを進めることができる。 以上を踏まえ、第１次勧告の趣旨に沿った権限移譲を進めること。
218	福岡県、福島県、全国知事会、九州地方知事会 【重点5】	宮城県、茨城県、栃木県、滋賀県、徳島県	×	行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこととすること	行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務（試験事務）については、「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととするよう見直しを求める。	総務省	行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととすることについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。 現在、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）は、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。 「①合格の決定」については、行政書士法第４条第１項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第５号）第２条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上すると考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。 「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。 「③行政書士試験合格証への大量の押印及び行政書士試験合格者証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和７年度試験においては、８都府県がこの取扱により事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。	行政書士試験の施行に関する事務は、試験合格者の資格が全国通用すると改められた昭和58年の行政書士法改正の際、試験の実施者が都道府県知事から自治大臣に改められ、自治大臣の包括的な指揮監督権の下、国の事務（機関委任事務）として都道府県知事が処理するものとされた。 その後、地方分権一括法による平成11年の行政書士法改正により、今回回答に記載されているような理由により、都道府県の事務（自治事務）と整理されたものであるが、試験問題の作成などの事務を指定試験機関に委任するようになってから25年以上経過した現在となっては、専門的な知識や技術の蓄積は失われ、都道府県において実質的な判断をすることは困難となっており、合格の決定に関する事務を都道府県の事務（自治事務）と位置付ける妥当性は乏しい。 また、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士および海事代理士といった全国通用する他の国家試験は全て国が行うものとされており、行政書士試験のみを都道府県の事務（自治事務）とする取扱いについて、他の国家資格を踏まえてご検討いただきたい。 なお、現在、行政書士試験合格証には都道府県知事印と併せて総務大臣印が押印されているが、これが、全国通用する資格試験として合格者の資格に正統性を持たせるという観点で行われているとすれば、より一層、国の事務とすることが適当であると考える。	—	【全国知事会】 行政書士試験の実施事務は、現在すべての都道府県が（一財）行政書士試験研究センターに委任している。しかし、合格決定事務は委任できないため、合格証の作成・送付業務をはじめ、各都道府県の業務負担は非常に大きい。これらの試験事務を国が一括して処理する仕組みに見直すことで、試験事務全体の効率化や受験者の利便性の更なる向上が図られる。また、弁護士等の他の主要な国家資格試験は国が実施していることとの均衡を図る観点からも、本提案の確実な実現を強く求める。
219	都城市、宮崎県市長会	川崎市、山口県	×	被災者生活再建支援法に基づく支援金受領規制緩和	被災者生活再建支援法に基づく支援制度について、市による代理受領ができるよう、同法の緩和を要望する。	内閣府	被災された方が、確実に被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けられるよう、支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされている（被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第20条の２）。 このため、市町村など被災者以外の者が、支援金を代理で受給することは、法の趣旨に反し、適切でない。 御懸念の事案が生じないようにするためにも、被害認定調査を迅速に実施し、法の適用基準を満たすか否かを迅速に判断することが大変重要である。このため、内閣府としては、例えば、内水氾濫による浸水被害が多く発生していることを踏まえ、浸水深による簡易判定基準を策定するなど（令和６年５月）、被害認定調査の迅速な実施に向けた各種取組を進めているほか、国や全国自治体からの応援体制の構築を調整するなど、被害認定調査の実施に係る被災自治体の体制強化等の支援に努めている。 併せて、法の適用に際しては、まずは、法の適用基準を満たす被害（例えば、市町村内に全壊10世帯があるか否か）の有無を優先的に確認するよう、被災自治体に助言している。 こうした取組も踏まえ、昨今の大規模災害では、例えば、能登半島地震では発災５日後の令和６年１月６日に、大船渡市林野火災では発災８日後の令和７年３月６日に、それぞれ法が適用されるなど、迅速化が図られている。 引き続き、自治体と連携し、被災者に対する迅速な生活再建支援に努めていく。	代理受給については、都道府県の独自支援金を受給した者に対する支援金返還手続きの負担削減を目的として、その支給者である地方公共団体に限定するのであれば、確実な被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給が損なわれるものではないため、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）の趣旨に反するという指摘は当たらないと考える。むしろ、支援金返還のリスクが無くなり、速やかな都道府県支援金の支給が可能となることから、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする法の趣旨に合致するものといえる。 また、昨今の大規模災害において法適用の迅速化が図られているとのことだが、令和４年台風14号における都城市と同様に、災害発生から法適用まで数か月を要した地域が一定数存在する。例えば、令和６年能登半島地震における新潟県（１月１日発生、３月25日認定）、令和５年梅雨前線による大雨災害における能代市（７月14日発生、令和６年２月２日認定）、令和４年福島県沖を震源とする地震における柴田町（３月16日発生、５月９日認定）等である。 令和５年５月24日付け「令和５年度における被災者支援の適切な実施について」の通知により、内閣府から、被災者の早期の生活再建のため、財政的インセンティブを通じ、都道府県の独自支援制度創設が促されており、宮崎県と同様に、約20の県等が国支援金を補完する支援制度を設けていることや、今後も災害発生から法適用まで一定期間を要する地域が生じる可能性を踏まえると、当該規制緩和は、有効であるものと考える。こうしたことから、地方公共団体による代理受給について、改めて検討いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
220	都城市	札幌市、花巻市、半田市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市	×	同一市町村内における、戸籍証明書等の公用請求の原則化	令和6年３月１日施行の、戸籍法の一部を改正する法律により、他市町村に本籍のある戸籍証明書等を、市町村の事務担当部局が同一市町村の戸籍担当部局に公用請求すること（広域交付）が可能となった。 しかし、この運用の導入については、自治体の裁量に委ねられているため、自治体によっては制度改正により業務負担が大幅に増えており、自治体間での不公平が生じている。 広域交付制度導入による業務効率化を実現すると同時に、市町村間での不公平を解消するため、他市町村に本籍のある戸籍証明書等の公用請求については、同一市町村内で行うことを原則化し、郵送で他自治体に請求せざるを得ないものについては、基準を明確化していただきたい。	法務省	戸籍証明書等の発行は本籍地市区町村が行うべき業務であり、法改正の趣旨は市町村内のある部署が当該市町村の戸籍窓口に請求する場合に限って広域交付を追加的に認めたものであること及び戸籍証明書等の請求先を限定することは、請求元となる市区町村の負担増加となることを踏まえると、対応は困難である。	法務省民事局作成の「戸籍法の一部を改正する法律の概要（令和元年５月24日成立、同月31日公布）」には、戸籍謄抄本の請求が本籍地市区町村に限られることが課題としてあげられており、改正の要点として、本籍地以外での戸籍謄本の発行が示されていることから、戸籍証明書等の発行は本籍地市区町村が行うべき業務とは言えないと考える。 第13次地方分権一括法による戸籍法の一部改正において、広域交付の請求主体として、本人等以外にも同一市区町村内で完結できる場合における当該市区町村の請求が可能となったが、同一市区町村内の公用請求に限定する運用とした趣旨は、例えば都市部等の一部の市区町村に当該市区町村以外の市区町村や都道府県、国の機関による請求が集中すること等により、一部の市区町村において戸籍証明書等の交付に係る業務負担が過度に増大するおそれがあることを考慮したものと承知している。このことにより、都道府県や国の機関は広域交付の公用請求を利用できない運用となったが、市区町村においては、広域交付の公用請求を行うか否かについて各市区町村に裁量が委ねられているため、広域交付の公用請求に取り組む市区町村に業務負担が偏る事態が生じており、一部の市区町村に業務負担が偏らない運用を狙いとする法改正の趣旨に沿わない状況が生じている。 なお、戸籍証明書等の公用請求先を限定することは、請求元の市区町村の負担増加となるとの指摘だが、請求元市区町村において、公用請求を行う部署では郵送に係る事務及び費用負担の大幅な軽減や事務の迅速化が図られるとともに、戸籍証明書発行部署では他市区町村からの公用請求数の減少が見込まれるため、一概に負担が増加するものではないと考える。	—	—
221	都城市	旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、鉾子市、柏市、川崎市、名古屋市、半田市、堺市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、久留米市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市	×	１歳未満の乳幼児のマイナンバーカード特急発行申請及び受取において本人の来庁を不要とすること	１歳未満の乳幼児のマイナンバーカード特急発行申請において、出生届と同時ではなく後日申請の場合でも、本人（乳幼児）の来庁を不要とし、法定代理人（親等）のみの来庁で申請及び郵送又は窓口での受取が可能となるように制度を改正することを求める。	総務省	１歳未満の者が出生届一体化した申請様式以外でマイナンバーカードの特急発行の申請を行う場合について、当該者のカードには顔写真が表示されないことも考慮に入れつつ、申請時の本人出頭の要否に関して検討を行ってまいりたい。	現在も出生届と同時ではなく後日申請を選択する法定代理人（親等）は変わらず存在し早期の制度改正が求められる。この課題に対する制度改正の検討状況や今後の具体的なスケジュールについてお答えいただきたい。	—	—
222	都城市 【重点1】	札幌市、宮城県、越谷市、川崎市、相模原市、長野県、浜松市、豊橋市、寝屋川市、兵庫県、久留米市、鹿児島市	×	国家資格等の免許交付のオンライン化	国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は申請者本人が電子証明書を印刷する方式とすること。	デジタル庁、厚生労働省	医師等の免許証のデジタル化について、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明および提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、検討を行っているところ。 今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の取扱い等について、当該システムの活用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。 薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。	医師等の「国家資格等情報連携・活用システム」については、当初令和6年秋開始予定が、システム不具合により令和7年秋へ延期されると通知があり、さらに「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」では、令和8年度以降のリリースとなっている。昨年度の国・県主催説明会でも「現時点では情報がないため答えられない」との回答が多く、具体的な説明が不足している状況である。 また、国の回答は「検討を行っている」「検討する」という曖昧な表現にとどまり、要望の核心である「電子証明書を免許原本とし、申請者本人が必要に応じて印刷する方式」に対する具体的方針が示されていない。デジタル化の本質は行政手続の効率化であり、単に情報連携システムを構築するだけでなく、原本のデジタル化による申請者・行政機関双方の負担軽減が重要である。 以上のことから、マイナンバーカードの電子証明書など、すでに電子証明書を原本として扱う制度が存在する中、国家資格においても同様の仕組みを早急に実現すべきである。 第１次回答には、「今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。」とあるが、必要な体制整備を現時点でどのように検討しているのか、関係者の意見をいつどのように確認する予定なのかお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
223	都城市	さいたま市、川崎市	×	農振法の農畜産物処理加工施設の要件である原材料生産地の要件緩和	農振法の農業用施設における農畜産物処理加工施設の要件について、原材料の生産地を市町村の区域内に限定せず、県内区域への見直しを求めるもの。	農林水産省	農振法では、国民に対する食料の安定供給の確保を図るために必要な農地を確保することとしているところ、市町村が当該市町村内の農業施策を計画的に推進するため、農業振興地域整備計画を策定し、農用地等として利用すべき土地を農用地区域に設定することとしている。 農用地区域内の土地については、農業者が行う耕作又は養畜の業務に利用すべき土地であり、当該区域内の土地に設置が可能な農業用施設は、当該地域の農業者が行う耕作又は養畜の業務に直接関係する施設に限定して例外的に認めることとしており、主として地域の農業者が管理利用する施設でないものなど、地域の農業者による農業生産との関連が希薄な施設は、農用地区域内に設置する農業用施設になじまないと考えている。 これらのことから、 ①当該地域の農業者(団体でも可)が設置・管理する施設であること ②原料又は材料のうち農業者自ら生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物の割合が量的又は金額的に5割以上を占めること の要件を満たすものに限り農用地区域内での設置を認めることとしている。 今回のご提案にある農畜産物処理加工施設のような地域の農業者による農業生産との関連が希薄な施設については、引き続き農用地区域から除外した上で設置することが適当であると考えている。	提案で挙げたJA施設は、農地法においては、当市及び近隣市町村の区域内において生産される農畜産物を原材料として処理・加工を行っているため「農畜産物処理加工施設」に該当すると思われる。 当該JA施設のような食肉処理加工施設は、農業者が農業生産を行う上で必要不可欠な施設であるにも拘わらず、と畜場法の規定を踏まえると、農業者自らが設置・管理することが困難な施設であるため、原材料の生産地を市町村の区域内等に限定せず、広域的に利用されることが望ましい施設であると思料する。 と畜場法におけるとと畜場の設置許可基準では、人家が密集している場所への設置が認められず、また相当な規模の用地が必要となることから、候補地はおのずと郊外の農村地域に限られてくる。 一般的に、農村地域において農地以外に一団の用地を確保することは困難であり、そのほとんどが農用地区域に指定されているため、当該区域から除外せざるを得ない。 改正農振法により農地の総量確保が求められる中にあって、大規模な除外は、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすことになりかねず、また、一般転用を目的とした除外の年間許容量を超過した場合、当市のみならず、今後、県内での一般除外の足枷ともなりかねない。 農業産出額の畜産部門において、全国でも上位に位置する南九州地域において、当該JA施設が、地域の農業者による農業生産との関連が希薄な施設と位置付けられるのは不本意であり、当市が抱える支障事案は、今後、老朽化による施設の移転を控える全国のJA関連施設で発生するものと思料する。 農振法の農業用施設における農畜産物処理加工施設の要件について、農地法と同様の取扱とする、要件緩和について再度要望する。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
224	都城市	宮城県、寝屋川市	×	都市再生特別措置法に定める立地適正化計画の評価時期の見直し	都市再生特別措置法に定める立地適正化計画の評価時期について、「おおむね5年ごと」から「おおむね10年ごと」へと見直しをした上で、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）に基づき、評価時期の「おおむね」の解釈について一定程度の期間を認め、これを明確化することを求める。	国土交通省	立地適正化計画は、都市の変化をモニタリング及び評価し、状況に合わせて居住誘導区域及び都市機能誘導区域、都市機能増進施設、誘導施策を不断に見直すなど、動的な計画として運用すべきものとしている。そういった中で、社会情勢の変化や災害の発生等を踏まえた計画内容の見直しや取組の追加・変更・方向修正等を行う必要があることから5年より短い期間での見直しを含め、柔軟な運用が可能となるよう「おおむね5年ごと」としているが、立地適正化計画の手引きに記載しているとおり、具体的な時期は市町村の判断となる。 なお、都市計画法第6条に定める都市計画に関する基礎調査も「おおむね5年ごと」に実施することとなっており、当該調査の結果も踏まえながら、計画の見直しを検討することが可能である。	立地適正化計画の見直しの具体的な時期は自治体判断になるとのことだが、社会資本総合整備交付金において、先日、要綱が改正され、交付対象事業の一つである都市再生整備計画事業においては、立地適正化計画を作成した上で、その翌年度から起算しておおむね5年を経過し、かつ、評価を実施していない場合、あるいは、直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過している場合は交付の対象外と定められており、実質的に自治体の判断で見直し時期を設定できるような建付けにはなっていない。 また、5年ごとに実施する、都市計画法第6条に定める都市計画に関する基礎調査の結果も踏まえ、計画の見直しが可能とのことだが、基礎調査1回のみでは原因等の評価ができるとは考えられない。 都市構造の変化が顕著であれば10年未満での見直しもあり得るが、都市構造の変化が著しくない場合には見直しの必要性が乏しく、また、都市計画（市町）マスタープランの一部でもある当該計画については、同プランと同様に10年ごとの見直しが妥当であり、自治体の判断で10年ごとの見直しも認められることを明確化されたい。	—	—
226	都城市 【重点11】	札幌市、花巻市、ひたちなか市、佐倉市、横浜市、燕市、須坂市、富士市、高知県、大野城市、伊佐市	○（デジタル化(4以外)）	介護保険に係る資格喪失時の手続の簡素化	介護保険被保険者は、被保険者の資格喪失時において、介護保険法施行規則により、14日以内に届書を市町村に提出しなければならず、また、介護保険法により、速やかに介護保険被保険者証を返還しなければならないが、届書の提出を原則不要とし、併せて、被保険者証の返還が不要となるよう、各条文等を改正していただきたい。 さらに、有効期限が切れた負担割合証及び介護保険負担限度額認定証についても同様に、返還不要となるよう所要の改正をしていただきたい。	厚生労働省	死亡や市外転出等の資格喪失時に義務付けられている届書の提出及び被保険者証返還の手続について、自治体の事務負担等も考慮しつつ、手続自体の要否を含めその簡素化に向けて検討を進めてまいりたい。 また、有効期限がきれた介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証（以下「負担割合証等」という。）の取扱いについては、負担割合証等は、介護サービス事業者が請求に当たり必要となる情報であり契約に当たり確認しているところ、その返還を不要とした場合における事務負担等も踏まえた上で、自治体の現場の負担等も考慮し、検討を進めてまいりたい。	（1）資格喪失に関する届書及び返還手続の簡素化に伴う自治体負担について 簡素化に伴う自治体の負担としては、手続や様式を定めた自治体施行規則等の改正が想定される。 当市は、規則に届出様式等を定めているが、規則改正の負担と比較しても、介護被保険者証等を回収する事務的作業の削減や対応時間の短縮及び市民が返還のため来庁する負担軽減効果の方が大きいと考える。 （2）介護保険負担割合証等を返還不要とした場合の事業者負担について 今回の提案は、死亡・市外転出に伴う資格喪失、有効期限切れ、記載変更（転居、氏名変更等）で不要となった割合証等を返還不要とするものであり、負担割合等変更時は、現行どおり旧割合証等の返還が義務付けられる。よって、事業者が、最新の負担割合等を確認するなどの負担は生じないと考える。 また、事業者が負担割合証等を利用者から預かっていた場合についても、資格喪失及び有効期限切れの場合、本人や家族（遺族）への返却が想定され、国民健康保険被保険者証等の令和3年度改正と同様の対応で差し支えないと考える。 （3）マイナンバーカードと介護保険被保険者証等の一体化と関連するデジタル化推進について 介護現場の負担軽減等を考慮して、令和8年度にマイナンバーカードと介護保険被保険者証等の一体化を目指した介護情報のデータ基盤整備が進められている。 将来的な一体化と被保険者及び家族の負担軽減に鑑み、喪失手続簡素化によりデジタル化推進を図るべく、令和7年度中に、手続の簡素化に関する具体的方針をお示し願いたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
227	宮城県、北海道、岩手県、北上市、仙台市、石巻市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合	函館市、盛岡市、花巻市、ひたちなか市、上尾市、柏市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須坂市、名古屋市、西尾市、兵庫県、宍粟市、島根県、今治市、高知県、佐賀県、熊本市、別府市、宮崎県、伊佐市、特別区長会	×	介護保険の制度改正及び報酬改定に関連する省令等の公布日等の見直し	老人福祉に係る「基準省令」、「介護報酬告示」及び関係通知の早期公布（1月公布の場合は施行日を同年10月以降にする、又は、4月1日施行の場合は前年11月末までに行う）	厚生労働省	ご指摘の「基準省令」及び「介護報酬告示」については、介護保険法の規定に基づき、改定を行う際にはあらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならないこととされているが、改定による現場の事務負担等も考慮し、「介護報酬告示」の解釈を示す「関係通知」と合わせて、可能な限り早急に公布・発出するよう努めており、令和6年度介護報酬改定においても、令和3年度介護報酬改定と同様に3月15日付けで「基準省令」、「介護報酬告示」及び「関係通知」の公布・発出を行ったところ。 各自治体の条例改正作業に影響があることを踏まえ、「基準省令」について公布前に適宜自治体に共有するなど、改定による現場の事務負担等も考慮しつつ、柔軟な対応を行っているところだが、ご指摘いただいている事案を踏まえて、引き続き、現場の事務負担等と行政手続法等に基づく公布手続とのバランスを考慮しつつ、必要な対応を行ってまいりたい。	「基準省令」、「介護報酬告示」及び「関係通知」の公布・発出が3月15日付けとされ、施行日である4月1日まで約2週間という期間では、新制度移行への十分な期間とは言えず、介護事業所においても、その短い期間で運営体制の見直しや重要事項説明書の改訂、利用書への説明と同意取得を完了させることを強いられることになるため、適正な運営・手続のために必要な期間が確保されているとは言い難い。 公布・発出前に自治体へ改正案等を共有されたとしても、最終的に公布・発出された内容は事前に共有された内容から多数の修正がなされていることが実情である。また、介護報酬改定後の全項目の単位数表については、事前共有はされていない。したがって、自治体や介護事業所が事前に共有される改正案等に基づいて必要手続きを進めることは困難であり、課題解決のためには最終的な「基準省令」、「介護報酬告示」及び「関係通知」の公布日・発出日を見直すほかない。 提案において求めている「1月公布の場合は施行日を同年10月以降にする、又は、4月1日施行の場合は前年11月末までに行う」は、自治体及び介護事業所が行う手続きに最低限必要な期間を考慮したものであることから、この期日を前提とした改善を実施されたい。 また、次期計画の改正・改定が翌年度に差し迫っていることから、社会保障審議会のスケジュールの早急化を検討に加えた上で、社会保障審議会、公布・発出、施行日の改善実施に伴う具体的なスケジュールを回答において示されたい。	【熊本市】 自治体の条例改正等に影響が出ていることを踏まえ、厚生労働省においても、作業スケジュールの前倒しなどにより、早期に自治体への情報提供を行うよう改善を図っていただきたい。	【全国知事会】 地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
228	宮城県、北海道、岩手県、仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合	函館市、盛岡市、花巻市、山形市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須坂市、富士吉田市、名古屋市、西尾市、津市、堺市、兵庫県、宍粟市、島根県、高知県、大野城市、佐賀県、熊本市、別府市、伊佐市	×	介護保険の制度改正及び報酬改定に関連する告示、通知等の全文データの公開	介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知」についても、報酬改定における改正事項が多岐にわたることを踏まえ、改定の内容を明確にする観点から、当該取扱いに準じて、新旧対照表において改正を行っているところである。加えて、改正事項に係る参考資料を作成することで、改正点について現場への周知に努めている。 その上で、ご提案のように「介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知」に係る改正後全文を作成することは、改定後に現場に対して即時的に情報提供を行い、改正内容を素早く理解していただく必要性と、改正後全文を作成することによる公布時期の遅れとのバランスを考慮しつつ、慎重に検討する必要があると考えている。	厚生労働省	厚生労働省関係の法令は原則として、新旧対照表により改正が行われているところであり、ご指摘の「介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知」についても、報酬改定における改正事項が多岐にわたることを踏まえ、改定の内容を明確にする観点から、当該取扱いに準じて、新旧対照表において改正を行っているところである。加えて、改正事項に係る参考資料を作成することで、改正点について現場への周知に努めている。 その上で、ご提案のように「介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知」に係る改正後全文を作成することは、改定後に現場に対して即時的に情報提供を行い、改正内容を素早く理解していただく必要性と、改正後全文を作成することによる公布時期の遅れとのバランスを考慮しつつ、慎重に検討する必要があると考えている。	今後検討を行うスケジュールを明示されたい。なお、総務省の税制改正時においては改正後全文の掲載があり、国土交通省においては主な告示・通達一覧が提供されているので、これらの例と同様の措置を講じられたい。 （例）総務省：税制改正 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html （例）国土交通省：告示・通達一覧 https://www.mlit.go.jp/notice/index.html 当該関係通知等は、地方自治体における事業者の指定・指導事務や事業者における介護報酬算定の法的根拠となるものであり、地方自治体による指定取消等の行政処分の際の処分理由にも関わるものである。不正請求事業の場合は消滅時効の観点から迅速かつ正確に告示及び関係通知を参照する必要があり、全文データの活用が最も有効と考える。また、改正時に全文が作成されていないのであれば、当該通知等の各規定の整合性が取られているか等の確認ができず、法的解釈の誤りにつながる恐れがある。当該関係通知等の全文データが公開されないことは、地方自治体や事業者に対して非効率な事務、法的トラブルのリスク、書籍購入等の負担を強いるものであると考える。改正後全文は上記のことから地方自治体にとって必要なものであり、それを作成するために時間を要するとは考えられず、新旧対照表による改正と同時又は公布後速やかに全文データを公開することを改めて求める。	【熊本市】 公布時期の遅れはあってはならないが、公布後は速やかに改正後全文をインターネット等で公開すべきと考える。そのために、厚生労働省においても、作業スケジュールの前倒し等を検討いただきたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
230	宮城県、仙台市、大崎市、広島県、北海道東北地方知事会	札幌市、群馬県、新潟県、豊橋市、京都府、寝屋川市、兵庫県、山口県、熊本市、那覇市	○（デジタル化(4)）	産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等	1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項において、廃棄物を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対して求める産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出について、オンラインで行うためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うこと。 2　法第12条の3第7項において、産業廃棄物を排出する事業者に対して都道府県知事に提出を求めているマニュフェストの報告書の提出について、紙面のマニュフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うとともに、その結果得られる電子データと法第13条の2で定める情報処理センターが受付けた報告内容とを統合してデータベース化すること。 なお、システム構築を行う場合にあっては、事業者から紙面で計画書や報告書が提出された場合であっても、容易にデジタル化できる仕組みを構築されたい。	デジタル庁、環境省	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の提出については「デジタル社会の実現に向けた重点計画　令和6年6月21日」の「No.4-4] e-Govの利用促進 」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあるとおり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。 マニフェストの報告書の提出について、デジタル化を推進するためには、紙マニフェストを電子マニフェストに移行することが本来あるべき姿と考えているため、環境省としては、電子マニフェストの更なる普及に向けた各種施策に取り組んでまいりたい。	（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について） 1　追加機能が整備されたe-Govを活用することで、対象事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出の負担及び職員の集計作業における事務負担が軽減されるよう、御検討いただきたい。 2　国が本件に係る手続のオンライン化の検討を進める場合、報告を受付けるシステムを独自に構築している自治体にあっては今後のシステム改修に係る検討を行う必要があるほか、システムを利用する事業者に対して報告方法が変更となる旨を事前に説明する必要があるため、国が考えるオンライン化の具体的なスケジュールを提示されたい。 （マニフェストの報告書について） 3　電子マニフェストの使用が義務化されない限り、紙面マニフェストの使用を続ける事業者が一定数あるため、マニフェストの報告書を提出する事業者はなくならない。電子マニフェストの義務化に向けて、国が積極的かつ強力に取り組まないのであれば、本提案に係る支障は解消されないため、紙面マニフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムの構築と当該システムから得られるデータの利活用について検討されたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
232	宮城県、青森県、岩手県、仙台市、石巻市、栗原市、大崎市、富谷市、山形県、新潟県、岐阜県、広島県 【重点2】	花巻市、海老名市、長野県、浜松市、愛知県、大阪府	○（デジタル化(4以外)）	第２世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止	第２世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談については、都道府県を通さず各市町村と国が直接調整し、事前相談に係る調整時間を短縮させること。	内閣府	【意見】 市区町村の事前相談について、原則、国が直接市区町村と調整することとする。 【理由】 管内市区町村の取組の把握・助言など、広域調整の役割を有する都道府県において必要な業務であると考えられる一方で、各市区町村の交付金事務の進捗状況の把握の仕方は、その他の事務においても可能であるため、事前相談については、国が直接市区町村と調整することとする。 なお、上記目的達成のために、都道府県経由を希望する団体がある場合には、個別にその団体とその方法も含め調整することとする。	第2世代交付金に係る事前相談を国が各市町村と直接調整する形としていただくことで、事務負担の軽減及び調整時間の短縮といった効果が期待できる。提案内容である都道府県経由の廃止が実現した場合に、交付金に係る事前相談の進捗状況やその事業内容に関して都道府県が把握する具体の方法について、今後、ご検討の上、お示しいただきたい。また、第１次回答内容の「都道府県経由を希望する団体がある場合には、個別にその団体とその方法も含め調整する」に関しては、本県の提案内容になく特段意見する立場にないものの、当該調整に伴い本来本県が提案した都道府県経由の廃止時期が遅れることがないようご配慮いただき、提案実現に係る具体的スケジュールついても、今後お示しいただきたい。	【長野県】 是非、令和8年度事業募集から、貴府回答の実現をお願いしたい。	【全国知事会】 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
233	和歌山県、福島県、堺市、神戸市、関西広域連合	熊本市	○（デジタル化（4以外））	登記情報連携システムの利用申請手続の簡素化等	「登記情報連携システム」の利用にあたり、事前に国に対し、利用手続や根拠法令などの詳細な情報を提出し、審査を受けることになっているが、今後、多数の団体にシステムの利用拡大が図られることに鑑み、以下について、御検討頂きたい。 ① 国における審査を不要とすること。 ・地方自治体内で審査、権限の付与を行う ・申請に係る事務負担軽減及び早期のシステム利用開始の両方の実現を求めるもの。 ② システム管理者権限の付与 ・各団体内で利用IDの発行やシステム利用履歴の確認等が可能となるよう、各団体のとりまとめ部局に対し、システム管理者権限を付与すること （上記が難しい場合） ③ 利用申請時の申請内容の簡略化 ・申請書の項目削減、根拠法令の添付を不要とする等 ④ 審査期間の短縮	デジタル庁、法務省	登記情報連携システムの利用に当たっては、同システムを所管している国において、法令上の利用の要件を満たしているか確認する必要があることに加え、登記情報には個人情報が含まれており、適切な情報セキュリティが確保されているか確認する必要があることから、国による審査を不要とすることや同システムの管理者権限を県に付与することは適切ではない。もっとも、提案いただいたとおり、登記情報連携の利用を促進することにより、地方自治体の業務効率化や住民等の負担軽減を図る効果は大きく、審査期間を短縮していく必要があるものと考えており、その観点から、令和7年度からは、利用申請書の簡略化に加え、処理方法や体制の見直しによって、審査期間を大幅に短縮し、迅速な処理を図っているところである。	第一次回答では、処理方法や体制の見直しにより、審査期間を大幅に短縮し、迅速な処理を図っているとのことであるが、審査機関がどの程度短縮され、現在の標準的な審査期間としてどのくらいを見込まれているか、お示しいただきたい。 また、各団体からの申請が集中する等の特段の事情により、標準的な審査期間を大幅に超過するような場合には、申請団体に対し、変更後の審査期間の目安を通知するなど、地方公共団体側で事務の進捗状況が把握できるよう、御検討いただきたい。 登記情報連携システムは、登記事項証明書の提出を不要とし、県民や事業者等の利便性向上につながるだけでなく、添付書類の削減により、行政手続のオンライン化を進める上でも有用なシステムであり、地方公共団体のDX推進部門等において、庁内の利用IDごとのシステム利用件数を把握することで、システムの利用促進を図ることが可能となると考えられる。このため、地方公共団体にシステムの管理者権限を付与することが困難ということであれば、地方公共団体からの照会に対し、団体内の各利用IDにおける手続別利用件数等の情報を開示することを、御検討いただきたい。	—	—
234	和歌山県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、全国知事会、関西広域連合	宮城県、茨城県、長野県、静岡県、三重県、岡山県	○（デジタル化（4以外））	宅地建物取引業の免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）への決済機能付与	宅地建物取引業の免許申請等の手続きにおいて、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）による手数料の支払いが可能となるよう、システムに電子決済機能を実装することを求める。	国土交通省	決済機能付与については、技術面等の課題があるため、まずは課題の整理に取り組み、その結果に基づく検討が必要である。 また、添付する申請様式については、現在eMLITでは各都道府県の申請書ダウンロードサービスサイトへのリンクを設けて、申請操作の際に併せて様式ダウンロードが出来るようにしているが、提案にある添付する申請様式のeMLIT上でのダウンロードについては、eMLITに様式を格納し直接取得する等の方法が可能かどうかも含めて、検討して参りたい。	eMLITにより手数料の決済ができない現状では、証紙の郵送や都道府県独自の電子決済システムの利用を強いられるため、申請者と都道府県の双方で非効率な状況となっていることから、提案の早期実現をお願いしたい。 第１次回答において、「技術面等の課題があるため、まずは課題の整理に取り組み、その結果に基づく検討が必要である。」と御回答いただいたが、以下の通りご対応いただきたい。 ・ 検討に係る具体的なスケジュールについてお示しいただきたい。 ・ 課題の整理や決済機能の仕様の検討にあっては都道府県の意見が十分反映されるよう対応いただくとともに、開発費や手数料等の都道府県負担が極力生じない形での決済機能の実装をお願いしたい。 また、既に独自の電子申請システムを用いて電子決済に対応している都道府県も数多くあることから、各都道府県の独自の電子決済システムと併用可能な設計にする等、決済機能実装に伴う混乱が生じないよう対応されたい。	—	【全国知事会】 申請手続きとは別のシステムで支払い手続きを行わなければならない現状は、申請者にとって混乱の要因となるとともに、行政側にも負担を生じさせている。eMLITに電子決済機能が実装されれば、手続きの一元化により事務の効率化と利便性の向上が図られることから、提案の確実な実現を求める。
235	高知県、神奈川県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町	岩手県、宮古市、花巻市、秋田県、相模原市、長野県、兵庫県、尼崎市、姜父市、鳥取県、岡山県、笠岡市、山口県、高松市	○（デジタル化（4以外））	重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化（申請様式の簡略化および解説書の作成）	重層的支援体制整備事業交付金の交付申請にあたっては、例えば高齢分野の3事業については、同事業を重層的支援体制整備事業として実施する場合でも、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業、包括的支援事業（社会保障充実分）の区分ごとに、重層的支援体制整備事業として実施する事業に要する費用とそれ以外の事業に要する費用の合計額が基準額以内となるようにする必要があるなど、関連する交付金等の申請状況を勘案する必要があり、制度の仕組み上、交付申請や交付決定の事務において、一定程度の複雑かつ時間を要する作業が生じざるを得ないものであること、デジタル化についても、重層的支援体制整備事業は4つの支援制度を束ねるものであり、各制度の見直しによりシステム改修が頻繁に（毎年度）行われることが想定され、システム改修による執行スケジュールの更なる遅れ、申請者の負担が増える可能性があること等も踏まえれば、費用対効果の面からも慎重な検討が必要であることにご理解いただきたい。	こども家庭庁、厚生労働省	ご提案については、これまでの自治体の負担軽減を図るために、様式に予め数式を入力するとともに、各様式において記入要領を示す等の取組を行ってきたところであるが、具体的な改善方法に関するご要望等をお示し頂ければ、引き続き、負担軽減を図るための方策について検討してまいりたい。 なお、重層的支援体制整備事業交付金（社会保障充実分）の区分ごとに、重層的支援体制整備事業として実施する事業に要する費用とそれ以外の事業に要する費用の合計額が基準額以内となるようにする必要があるなど、関連する交付金等の申請状況を勘案する必要があり、制度の仕組み上、交付申請や交付決定の事務において、一定程度の複雑かつ時間を要する作業が生じざるを得ないものであること、デジタル化についても、重層的支援体制整備事業は4つの支援制度を束ねるものであり、各制度の見直しによりシステム改修が頻繁に（毎年度）行われることが想定され、システム改修による執行スケジュールの更なる遅れ、申請者の負担が増える可能性があること等も踏まえれば、費用対効果の面からも慎重な検討が必要であることにご理解いただきたい。	検討いただくとのこと、感謝。 様式への数式入力や記入要領の提示等、事務負担軽減に一定の対応がなされてきた点や、制度の仕組み上、申請事務等に一定の複雑性が伴うこと、デジタル化に伴うシステム改修を想定した場合の影響について理解できる。併せて、本事業は包括的な支援体制の整備を進めるための１つの手段・推進策であり、体制整備が進まなければ、重症化した複合課題等への事後的な対応により、かえって自治体の負担が増える可能性があるとも考える。したがって、本事業の申請事務等に係る一定の負担は、将来的な課題対応に要するコスト軽減につながる先行的な投資と捉えることもできる。 しかし、実際に事業を実施する自治体においては、タイトな執行スケジュールの中で申請事務、照会対応、それに伴う確認作業に多くの時間と労力を要している。特に、令和8年度から新たに事業を開始する自治体にとって、自動関数や記入要領等の対応だけでは誤りが生じやすく、その結果、疑義照会事項が増えることも想定される。 つきましては、こうした状況を踏まえ、以下の対応を具体的に検討いただきたい。 ① 様式記入例の作成：新たに事業を開始する自治体の新任者にとっても有用であり、不明点や誤記が減ることで、国、都道府県、市町村間における事務手続きの効率化が期待できる。 ② 様式上における留意事項の可視化：様式記入例において、自動関数セルにコメントを挿入・表示することで、作成者や決裁権者が確認すべきポイントを直感的に把握しやすくする工夫が有効である。特に、対象経費基本額の調整（施設の開設・廃止等による影響額を加味して按分率で補正する）過程は、自動関数および記入要領だけでなく、様式記入例上での視覚的な補足が重要である。	【長野県】 現在、交付金実務上、一体的な交付金であるにも関わらず、事業ごとの事業費の流用（分野間、分野内問わず）ができず、確定に伴い生じる返還と追加交付の相殺もできない取扱いとなっている。 また、制度創設当初、既存事業補助金を一体交付するメリットとして、「総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要なくなり、事務コストが軽減されるとともに、補助金の使途につき指摘を受ける懸念が払拭される。→ 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。」 が挙げられていたが、現状の交付金の取扱いでは、事業ごとに事業費を算出せざるを得ないため、当初のメリットは達成されていないものと思われる。 貴省においても、既存事業補助金のうちの一部事業を抽出して一体的な交付金として制度設計していることによる事務上の支障があるのであれば、 ・多機関協働事業等の既存事業補助金に該当しない事業については、単独補助金として申請を受け、既存事業の実施状況を確認した上で交付する ・既存事業補助金に該当する事業は既存事業補助金において申請・交付する 取扱いとした方が事務が簡素化するのではないか。 申請方法等の取扱いが変更できないとしても、重層的支援体制整備事業交付金の制度上、他の補助制度の執行状況の確認が必要という点は理解した上で、執行スケジュールについては、貴省内部及びこども家庭庁と年度末に至らないよう調整することは可能なのではないか。 なお、申請方法や執行スケジュールの見直しができないのであれば、せめて当初想定していたメリットを達成するために「包括的支援体制整備」「地域づくり」「多機関協働事業等」程度の事業区分単位で交付するなど、事業費の流用等を認める取扱いとするべきではないか。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化といったデジタル技術の活用、交付金事務の簡素化や記載例の提示などにより、住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
236	高知県、福島県、神奈川県、香川県、愛媛県、高知県、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町	岩手県、花巻市、仙台市、船橋市、長野県、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、西宮市、津山市、久留米市、長崎市、熊本市、宮崎県、特別区長会	×	障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定基準の明確化	障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定基準が明確となるよう、Q&Aの作成および問合せ事例の共有を求める。	厚生労働省	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給事務に当たり、特に自治体から御質問が多い事項を中心に整理を行い、その取扱いについてお示しできないか検討してまいりたい。	「お示しできないか検討してまいりたい」との回答をいただいたが、Q＆Aの作成や問合せ事例を共有いただくことによって、認定まで時間を要する事例が減り、受給対象者の精神的負担や当該事務を実施している地方公共団体職員の事務負担が軽減されることから、ぜひともお示しいただきたい。 また、具体的な検討方法や検討スケジュールの予定について、御教示いただきたい。	【茨木市】 認定基準に即しているか否かを診断書の記載内容で正確に判断できないものがある。また認定基準の内容を、市の裁量によって判断をせざるを得ない場合があり、認定に苦慮することがある。 都道府県への問い合わせ時にも最終的には「個別ケースによる」との回答が多く統一的な判断がとれないことがある。 上記ケースが散見されること、また当該手当は他の制度と比較しても申請件数が少なく市町村単位での事例の積み上げが困難と思われる。 以上より、認定基準に係るQ＆Aや、疑義解釈の提示、他地方公共団体の事例の共有を求める。また「特別障害者手当等支給事務の手引」についても最新のものの発行を求める。 【西宮市】 早期の作成をお願いしたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
237	高知県、高知市、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町	宮古市、花巻市、秋田県、上尾市、川崎市、三重県、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、宍粟市、今治市	×	生活保護受給者の自動車の保有及び使用を認める範囲の要件緩和	生活保護受給者の自動車の保有及び使用を認める範囲について、地域の実情に応じて、買い物、通院等での保有を可能とするよう要件を緩和するよう求める。	厚生労働省	生活保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件として行われる。自動車は「利用し得る資産」に該当し、また、その維持費が生計を圧迫することを踏まえ、原則として、自動車の保有は認められていない。ただし、障害者や、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が、通勤、通院、通所又は通学のために自動車を必要とする場合などであって、一定の要件を満たす場合には、例外的に、その保有が認められている。 自動車の保有を緩和することについては、最低生活の需要を満たしつつ、これを超えない範囲で保護するという生活保護法の趣旨や低所得世帯との均衡の観点等を踏まえて慎重に検討する必要がある。	都市部への人口集中等により、公共交通機関の充足状況に格差が生じ、満たすべき「最低生活の需要」が地域によって大きく異なっており、中山間地域等においては自動車なしで日常生活を維持することは極めて困難である。 こうした状況を十分に考慮せず、「最低生活の需要」を画一的に扱えば、中山間地域等における最低限度の生活の維持は実質的に不可能となる。また、自動車の保有が原則的にできないことを理由に、生活保護の申請を諦めるケースも存在する。 令和6年度の生活保護問答集の一部改正により、保有容認の場合の使用範囲が拡大されたものの、保有の可否判断には影響がなく、保有要件と使用範囲が一致していない。買い物等の他用途利用に関して、保護受給者間で不均衡が生じており、是正に向けた今後の見通しをお示しいただきたい。 「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」に居住する者が、通勤、通院、通所又は通学のために自動車を必要とする場合などであって、一定の要件を満たす場合には、例外的に自動車の保有が認められているところであるが、まず、「著しく困難な地域」という部分が曖昧であるため、地域の交通事情等を勘案して判断できるような明確化をお願いしたい。次に、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」に居住する扶養親族のない高齢世帯をはじめ就労収入や各種加算の算定等がない世帯については、「維持費が他からの援助等により確実に賄われること」という要件を満たすことができず、買い物に限らず通院等に必要であっても、事実上自動車の保有は不可能である。こうした問題点を解消するためにも、本人からの申出や任意保険の加入を原則とし、生活扶助費からの捻出も認めることができるよう保有要件の見直しを検討いただきたい。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
238	高知県	札幌市、岩手県、宮城県、茨城県、沖縄県	×	地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の同意に係るスケジュールの見直し	地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の同意に係るスケジュールについて、雇用開発促進地域に該当する旨の通知から計画（案）の提出日までの期間を3か月以上確保するよう見直しを求める。	厚生労働省	ご提案を踏まえ、雇用開発促進地域に該当する旨の通知から計画（案）の提出日までの期間を3か月確保できるよう、当省から労働局への連絡を前倒しすることとしたい。 ＜今後のスケジュール例（10月1日付同意予定の場合）＞ 【労働局→県】 地域要件に該当する地域があることの報告（4月中旬～下旬） 【県】　　計画案の作成 【県→市町村】 計画案の意見照会 【市町村→県】 計画案の意見等を回答 【県→労働局】 計画案の確認 【労働局→本省】計画案の提出（8月1日）	計画（案）の提出まで3か月期間を確保できるように調整いただけるとのことだが、4月中に労働局から県へ地域要件に該当する地域の報告のための厚生労働省が実施する「公共職業安定所管内の雇用情勢等の実態把握調査」についてもご提示いただいたスケジュールに沿うように対応いただける認識で問題ないかご教授頂きたい。	【沖縄県】 計画（案）を策定するにあたり、あらかじめ関係市町村長の意見を聞く必要があることを踏まえると、「3か月」でも十分な期間とは言えません。ただし、従来よりも期間が長くなる点については歓迎すべき変更と考えます。	—
239	高知県、香川県	盛岡市、郡山市、いわき市、岐阜市、豊橋市、寝屋川市、和歌山県、高松市、久留米市	×	大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置の届出要否の明確化	大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者より都道府県に届出される施設設置の届出について、届出の要否が明確となるよう事例集やQ&Aの作成を求める。	環境省	ご提案のばい煙発生施設等に係る届出等については、自治事務であり、各地方公共団体においてそれぞれ運用されているところ。 環境省では、これまでも技術的助言として、通知、施設の解説集及びQ＆A集(https://www.env.go.jp/content/900479279.pdf)等を作成してきたところであり、措置済みである。	自治事務ではあるものの、それぞれの法律の目的を鑑みると統一的な見解をもって規制を行うべきと考える。その上で、国が技術的助言として通知等を発出してきたことは承知しているが、「水質汚濁防止法に基づく特定施設の解釈に係る疑義照会事例」のように、各自治体から問い合わせされた事例を共有いただきたい。実際の事例が提示されている場合、それを参考に判断することも可能となる。 具体的には、「大気汚染防止法に係る疑義照会について」（令和7年1月28日付け環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室事務連絡）にて大気汚染防止法に関する疑義照会時の様式例が、また、「ダイオキシン類対策特別措置法に係る疑義照会について」（令和7年1月28日付け環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室事務連絡）にてダイオキシン類対策特別措置法に関する疑義照会時の様式例がそれぞれ示されたことから、今後は、年に1度、各自治体から照会のあった様式とともに回答をまとめて共有いただきたい。 事例の少ない自治体においては、事例の共有は事務処理の迅速化及び効率化へ繋がるため、前向きに検討いただきたい。	—	【全国知事会】 公表している通知・解説集・Q&A集について、十分な周知を行うべきである。
241	ひたちなか市 【重点11】	花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市	×	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	社会保険（以下、「社保」という。）における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。	厚生労働省	健康保険法（大正11年法律第70号）では第156条第１項において「被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とされており、例外として第3項では、「前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。」とされていることから、被保険者が資格を取得した月と同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）は、資格を喪失する前に加入していた保険者及び新たに加入した別の医療保険者の双方から保険料が賦課されます。 健康保険は、（厚生年金と異なり、）多数の保険者が各々で運用しており、被保険者が同月得喪となる場合、すなわち、同月内に複数の医療保険者の資格を有した場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。 ご提案のように、同月得喪の場合にその月分の保険料を算定しないこととすると、保険料を徴収していない者に対して、保険給付を行う可能性（加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性）が生じます。 さらに、公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることからも、適切ではないと考えています。	本提案の実現により、「同月得喪となった被保険者が、加入期間中に医療機関を受診した場合、保険者は保険料を徴収できないにもかかわらず、保険給付を行うこととなる」という可能性が生じることに対する関係府省の懸念については、国民健康保険および後期高齢者医療制度において、実際にその状況で運用しており、それにより問題が生じているとは考えていない。公的医療保険では、その保険料（税）を月割で徴収しているが、ある月に医療給付を行いながらも、月末前に資格を喪失した場合は，その月の保険料（税）は徴収することができない。同月得喪もそれと何ら変わらないからである。 また、「健康保険は、多数の保険者が各々で運用」しており、「それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収している」とあるが、同月得喪により、同月内に全く同一の健康保険に2回加入した場合でも、その同一の健康保険に対して2か月分の保険料を支払わなければならない。これは明らかに過剰な徴収であると言える。 結論として、現行制度は被保険者にとっては「保険料の二重払い」と感じるものであり、制度への反発から普通徴収である国民健康保険料の納付を拒否する事例が発生しているのは、支障事例として示したとおりである。また、同月得喪を廃止したとしても、保険者にとって「給付と負担のバランス」を崩すほどの影響は生じないため、国民健康保険の保険者である当市の立場としては、健全な制度運営及び住民の過重負担防止のためにも、早期の改正を求める。	【羽曳野市】 回答のとおり、健康保険は多数の保険者が各々で運用し、同月内に複数の医療保険の資格を有するとそれぞれ保険給付リスクが発生することは承知しているが、前月から継続して被保険者であった者が資格喪失した場合その月分は算定しないのであれば、その月を見ると保険給付を行うリスクが発生することに変わりはありません。 また、国民健康保険の場合も各々の保険者が運用しているが、国民健康保険の場合は資格を取得した月に他保険を取得した場合、保険料を徴収できない仕組みであり整合性が取れていない。 回答に記載の「公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることからも、適切ではない」について、将来的に公的医療保険の一元化という話もある中で、民間の保険ではなく公的医療保険という性質から職業を同月に複数変わることをもって被保険者自身に負担を強いることは適切ではないため公的医療保険という視点から検討すべきと考えます。 【大野城市】 国民健康保険では同月得喪の際に、保険税（料）は賦課されず、回答にある「保険料を徴収していない者に対して保険給付を行う」状況が生じている。 さらに、「加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性」ともあるが、同様に国民健康保険ではこういった状況が発生している。 国民健康保険と社会保険におけるこの取扱いの不公平をどのように解消し、双方の被保険者にご理解いただくのかお示しいただきたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
242	京都府、京都市、大阪市	茨城県、ひたちなか市、沼津市、熊本市	×	地方自治法第243条の３第１項に基づく「財政状況の公表」の廃止	地方自治法第243条の３第１項に基づく「財政状況の公表」の廃止	総務省	提案事項は、総務省において、各地方公共団体の決算に係る財政状況資料集を公表していることを踏まえて、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体による財政状況の公表（地方自治法第243条の３第１項）の廃止を求めるものであるが、 ・総務省が公表している財政状況資料集は、決算の情報を公表するものであって、各地方公共団体における歳入歳出予算の執行状況等を公表するものではないこと ・歳入歳出予算の執行状況等の公表は、住民に対する説明責任を果たし、もって住民自治の拡充を図る観点から行うことを求めているものであり、地方公共団体の事務負担の軽減は、住民に対する説明責任を免除する理由にはならないと考えられること を踏まえると、当該公表の廃止は適当ではない。 なお、事務負担に関しては、財政状況資料集その他の作成資料等を活用することが可能な事項については同資料の情報を更新して対応することや、事務処理のデジタル化を図ること等、運用面での工夫により軽減が可能と考える（また、同条の規定により、財政状況の具体的な公表事項は条例で定めることとされていることから、必要に応じて、条例改正を行うこと等も考えられる）が、更なる事務負担の軽減の観点からの対応についても検討してまいりたい。	地方自治法第243条の３第１項に基づく財政状況の公表は、住民への説明責任を果たすための制度として位置づけられているが、現在の行政をとりまく環境や情報公開の手段の多様化を踏まえると、制度の廃止は十分に検討に値すると考える。確かに、総務省が公表している財政状況資料集は、決算情報に限られており、歳入歳出予算の執行状況等を含まないという指摘はそのとおりであるが、各自治体のHPや広報誌等で、随時、予算に関する情報や施策の実施状況などについて情報提供を行っており、一般会計及び特別会計の歳入・歳出など財政状況の公表資料と他の資料とで重複する事項も多く存在しているため、住民への説明責任については財政状況以外の公表資料で果たすことができるものと考える。説明責任の本質は、住民が自治体の財政運営に関心を持ち、理解し、意見を述べることができる環境を整えることであり、その手段は柔軟であるべきである。事務負担の軽減についても、既存資料の活用やデジタル化による効率化が可能であるという意見は理解できるが、実際には限られた人員体制の中で、資料の更新や公表作業を継続的に行うことは負担が生じる。以上の観点から、地方公務人材の事務負担軽減のため、本制度の廃止について再考を求める。	—	—
243	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県	×	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化	「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表１の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることを求める。	こども家庭庁、財務省、厚生労働省	【こども家庭庁】【厚生労働省】 3府省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、ご提案の「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」に基づいて実施していたところであるが、現在は「こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年5月制定）」、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月制定）」に基づいて実施しているところである。 本調査要領においても施設ごとに実地調査報告書を記入することとしているが、施設によって補助対象の範囲や補助率が異なることや、施設ごとの被災状況を的確に把握し原状回復に要した費用に対して適正に財政支援していく観点からも引き続き施設ごとに対応していく必要があると考えている。 一方、同一敷地内、同一建物内に複数の施設が復旧対象施設として含まれる場合、それぞれの施設ごとに金額を按分する必要があるが、状況に応じて床面積や定員で按分する方法を認めている事例もあることから、それぞれの交付要綱で規定している内容を踏まえながら、事務負担が軽減できるような方法を検討して参りたい。 【財務省】 こども家庭庁及び厚生労働省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査は、従前は「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年９月７日付蔵計第2150号）」に基づき実施されていたが、こども家庭庁は令和6年５月、厚生労働省は令和6年6月、それぞれ制度の所管庁として新たに調査要領を制定し実施している。 主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、それぞれの調査要領の取扱いについて検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での申請者側に配慮した事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。	協議額の算定は、１件につき、事業者や国とのやりとりで2週間程度を要することもある。とくに複合施設においては、施設区分が細かく設定されていたり、補助率が施設ごとに異なっていたりするため、書類の作成が煩雑となり自治体及び事業者にとって事務負担となり、迅速な災害復旧の妨げになっている。 このような実態を踏まえ、施設ごとに災害復旧費を算定する場合であっても、事務の簡素化を図るため、例えば、複合施設が社会福祉施設である場合は所管が異なる場合であっても補助率を揃える、さらには、給水管工事や天井壁紙張替えなど工事内容ごとにかかった費用を施設ごとに按分する方法ではなく、全工事にかかる費用を施設ごとに按分する方法を認める等、既存の要領や要綱の中での運用にとどまらず見直しを検討いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
244	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県	×	大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等において、国土交通省や農林水産省の大規模災害時における災害復旧事業査定方針のように、緩和措置に関するルールをあらかじめ定めておくことを求める。	こども家庭庁、財務省、厚生労働省	【こども家庭庁】【厚生労働省】 これまでの災害を踏まえ、手続きの緩和措置についての対応を行ってきたところであり、お示しいただいた「具体的な支障事例」の緩和措置のうち、「補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用」については、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年６月21日会発第0621第１号）」等により、「保育所の下限額の引き下げ」については、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について（令和5年6月20日こ成事333号）」により、「一定の条件のもとでのリモートによる机上査定」については、「厚生労働省所管補助施設災害復旧のリモートによる机上調査について（令和6年８月28日大臣官房会計課長事務連絡）」等により、災害の規模によることなく同様の措置を可能としたところである。 引き続き、被災地の災害復旧の着手に遅れが生じないよう、大規模災害が発生した際の事務簡素化の可能性について検討を進めていきたい。 【財務省】 こども家庭庁及び厚生労働省が所管する補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、それぞれが制度所管庁として制定している調査要領に基づき実施されている。 主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、大規模災害時における手続きの簡素化に関する検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。	大規模災害においては、被害件数も多くなることから補助金の申請も多くなり、事務負担が増大する。また、見積業者への依頼も増えるため、見積書の入手が困難となるケースもある。 こうした実情を踏まえ、被災地の災害復旧の着手に遅れが生じないよう、大規模災害が発生した際には、直ちに事務簡素化や緩和措置等を適用していただくことで、自治体及び事業者双方の負担軽減になるため、協議期間の延長や机上査定額の段階的な緩和、見積者数の緩和について事前のルール化を改めて求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
245	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県	×	令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の災害を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の要綱やマニュアル等の見直し	今後の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の手続き等がスムーズに行われるよう、能登半島地震の災害査定において発生した疑義の取扱いや、別途事務連絡で通知されている寄付金等の取扱い、今回問題となった二重災害における補助金の手続きや査定の方法などの取扱いについて、補助金要綱やマニュアル等に反映することを求める。	こども家庭庁、厚生労働省	令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨については、半島という地理的な特徴を有する地域における災害であり、多くの建築業者も被災していたこと、また、大規模災害が同年中に2度発生したこと等、特殊な固有の事情も多く有していた。このため、災害査定における疑義照会や、寄付金等の取扱い、二重災害における補助金の手続きや査定方法などの取扱いの中には、全国的な制度として一般化するに馴染まない内容が含まれていることが考えられるため、それぞれの事項について補助金要綱等へ反映できる内容については精査が必要だが、ご提案を踏まえて、それぞれの事項について整理を行い、補助金要綱等に反映できるものがないか検討したい。なお、一部の事項については既に通知に反映している。	今回の災害査定を進める中で発生した疑義等のうち、２度の災害でそれぞれ被災した場合における査定済み又は補助金交付済みの施設や未査定施設の査定方法、補助対象の範囲、補助率などの取扱いは今後とも想定されうる事象であるため、要綱等に適切に反映いただきたい。併せて、迅速な事務運営のために一般的な対応マニュアルやQ&A、対応事例などを作成し、自治体へ情報共有いただくとともに、関係省庁とも共通認識を持って対応いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
246	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県	×	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書様式等の見直し	今後の災害対応がスムーズに行われるよう、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書の様式第２号を真に必要な項目のみに整理し、第１号様式に統合すること、また実地調査表について、見積書への朱入れのみとすることを求める。	こども家庭庁、厚生労働省	施設災害復旧費については、実地調査要領に基づく調査を実施することで被災施設を原形に復旧する費用を算出し、その一部を補助していることから、その協議書類等の見直しについては簡素化の観点と正確性の観点を併せ持つことが必要である。その上で、ご提案を踏まえて、施設災害復旧費における協議様式及び査定実地調査表についてどのような簡素化が可能か検討したい。	大規模災害においては、被害件数も多くなることから補助金の申請も多くなり、それに比例して見積業者への依頼も増えるため、見積書の入手が困難となるケースもあり、協議書類等の準備、作成は被災事業者及び自治体にとって負担となっている。また、見積書の数字を項目ごとに按分し実地調査表に転記する作業には、かなりの時間を要し、迅速な災害復旧を阻害している。 以上を踏まえ、例えば、協議様式の総括表と個票について、重複部分の記載を無くし転記を無くす、実地調査表については見積書の工事内容が少ないものであればそのまま実地調査表とするなど、書類作成の負担を軽減いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
247	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県	×	社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施スケジュールの見直し等	社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の申請について、複数回（年３回程度）申請を受け付け、そのスケジュールについては余裕を持って申請準備ができるよう早期に周知していただくよう見直しを求める。	こども家庭庁、厚生労働省	ご指摘の令和６年６月８日から７月30日までの間の豪雨による災害及び令和６年９月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）については、被災した自治体及び介護事業者の補助金申請のための事務処理期間を確保しつつ、補正予算を早期に執行する観点から、補正予算案の国会提出後（令和６年12月９日）、速やか（同年12月11日）に、案段階での要綱等と提出期限を２月中旬とするスケジュールをお示ししたところ。 他方、申請期間が年度末の繁忙期となったことから、昨年度中の申請ができなかった介護事業者や令和７年度中に復旧する予定の介護事業者等にも配慮し、例えば、ご指摘の介護事業所・施設等復旧支援事業分の補助金に係る予算の一部を令和７年度に繰り越した。 令和７年度の執行に当たっては、令和６年能登半島地震の際の取扱いと同様、前年度に購入した設備についても補助の対象とすることを想定しており、被災地のニーズや個々の補助金の執行状況に応じて、複数回の申請期日を設定するなど、申請期間を十分に確保しながら、適切に執行していくこととしている。 引き続き、補助金申請の書類作成等のための期間を確保しつつ、被災地における介護サービス事業者等に必要な支援が早期に行われるよう柔軟な対応に努めて参りたい。	災害復旧は、事業者ごとに被災規模や工事等の進捗状況が異なるため、補助金の申請のタイミングでは、施設の復旧工事が終了せず、補助金の対象となる設備を置く場所が確保できないことや見積業者が見つからず申請が困難となることもあり、実際に申請を諦める事業者もいた。 このような実情を踏まえ、予算限りの執行ということは承知しているが、申請期間をあらかじめ複数回設けるなど、施設の復旧に併せて、より柔軟に申請できる制度としていただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
248	東京都 【重点12】	花巻市、兵庫県、宮崎県	○（デジタル化(4以外)）	券面を発行しない方法による地方債（デジタル債）を発行可能とすること	振替地方債以外の券面不発行の地方債の発行に係る規定を整備すること。	総務省	御提案を踏まえ、地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、制度整備について検討する。	本提案について積極的な検討を進めていただき、早期の実現をお願いしたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
252	東久留米市 【重点33】	ひたちなか市、岡山県、半田市、花巻市、島田市	×	空家等管理活用支援法人の指定要件の緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に指定できる法人等に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加していただきたい。	国土交通省	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人制度の趣旨は、市町村が空家等対策を行うにあたり、限られたマンパワーを補いながら、民間法人ならではのノウハウ等を活用し、空家等対策を効果的・効率的に行うことにある。空家等管理活用支援法人は、市町村と連携して空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく業務を行うこととなることから、現行の空家等対策の推進に関する特別措置法では、特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、会社法に則り、法に基づき規律される組織運営等が確保されている法人（会社にあっては、その目的が空家等の管理・活用を図る活動を行うことであるもの）に限定しているところである。 このため、上記の観点から、営利を目的としない法人が、現行規定で認められている法人と同等の組織運営等が確保されているか、法人の目的として支援法人に指定され得るものであるかという点等について、慎重に検討を行うことが必要である。	本市が想定する営利を目的としない法人とは、商工会議所や商工会である。商工会議所法及び商工会法では、いずれも法人格を有することを規定しているとともに、設立から、意思決定、解散等に関する手続が詳細に規定されており、現行規定で認められている法人と同等の組織運営体制等が確保されていると考える。また、地域における空家等対策を推進し、不動産取引の促進や住民の安全確保に資することは、商工会議所や商工会の法律上の目的である「地区内における商工業の総合的な改善」や「社会一般の福祉の増進」とも合致するものである。さらに、商工会議所及び商工会には、空家等管理活用支援法人に期待する、所有者等の依頼に応じて空家等の管理・活用等に関する業務を行う地域の事業者や、相続・登記等の法務、その他の専門家が所属しており、空家等の活用等に密接に関連するまちづくり、地域活性化、移住・定住等の推進役を担うことができる。同時に、ワンストップでの空家等の管理・活用に関する支援を提供できる法人であり、限られた人員体制における効果的・効率的な空家等対策の一翼を担う役割が期待できるため、支援法人に指定できる法人等に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加することについて前向きに検討いただきたい。	—	【全国市長会】 地域の実情に応じた選択ができるよう、空家等管理活用支援法人の指定要件は幅広く定めるべきとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。
253	奈良県	宮崎県	×	文化財保存事業費関係国庫補助実施要領において、補助事業者が都道府県である場合は進達文書の提出を不要とすること	文化財保存事業費関係国庫補助実施要領４．（４）において、都道府県知事又は都道府県教育委員会（以下「都道府県」という。）が提出することになっている進達文書を、補助事業者が都道府県である場合においては不要とすること。	文部科学省	御指摘のとおり、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領４（４）「補助事業者は、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して交付申請書を長官に提出するものとする。この場合、都道府県知事又は都道府県教育委員会はその交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して長官に進達する」とある。 趣旨では「補助事業者が都道府県である場合、都道府県としての審査が行われていることは明らか」との指摘であるが、申請書によって審査が行われていると確認することは出来ないため、別途審査が行われていることを明示する必要がある。申請と審査は全く異なる行為であり、実施要領では審査の実施について明記している以上、申請に当たっては審査を行う必要があり例外規定も設けていないため、「事業の内容を審査の上、意見を付して進達する」必要が生じる。 なお、都道府県の審査では、補助金の交付を求める事業が法令及び予算に定める適格性を持っているか、補助事業の目的及び内容が適正であって、経費の配分、使用方法、事業の遂行計画が効率的であるかどうか等について留意をする必要があり、これは都道府県が自ら実施する事業においても当然担保される必要があり、同様に示す必要がある。 よって、当該提案については受け入れられない。	回答いただいたとおり、県が自ら実施する事業においても、審査する必要があると考えているが、当県としては、当然審査・決裁をしたうえで申請している。進達文書にこだわらず、 ①申請書を改正し、都道府県が申請者（補助事業者）である場合、都道府県による審査が行われていることを確認できる様式にする ②実施要領を改正し、例外規定を設ける 等、より負担のない形で審査を経ていることについて承知いただく方法を検討すべきと考える。実際に非常に非効率なことについて自治体に負担を課している。本当に必要性があるかどうか現場の意見や現状を調査していただきたい。 貴省回答は、実施要領を当然の前提とした回答となっているが、地方分権改革の提案募集においては、実施要領をはじめ、法律改正が必要な場合も含めて検討を求めるものであり、現行の実施要領を前提とするのではなく、真に必要性を検討した回答をしていただきたい。 あわせて、補助事業者が県であるかどうかに関わらず、補助金の交付申請書は全て紙媒体で提出しており、補助事業者から提出された書類の審査や申請書の提出に膨大な時間を要している。申請手続きの電子化については、現在検討が進められていると思うが、その検討方法及びスケジュールを具体的にご教示いただきたい。申請手続きをオンラインで進めることができれば、かなりの事務処理の軽減が期待できるため、進達文書を含めて手続きのオンライン化を早急に実現いただきたい。	—	【全国知事会】 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
254	奈良県、青森県、福島県	北海道、埼玉県、石川県、静岡県、宮崎県、沖縄県	○（デジタル化（4以外））	銃砲刀剣類の登録手続きに係る全国統一的なシステムの構築	古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類（以下「銃砲刀剣類」という。）の登録手続きに係る全国統一的なシステムを構築すること。	警察庁、文部科学省	銃砲刀剣類の登録制度の創設以来、登録の手続き等については国において法令によって規定しているが、その事務は都道府県に委任されているところであり、登録を行う主体は都道府県の教育委員会等となっている。地方分権の理念に従い、文化財保護行政についても地方への権限の委譲を推進しているところ、国においては最小限の登録手続きについて規定したうえで、実際の登録事務については各都道府県における裁量を大きく認めてきたところである。そのため、現状として、各都道府県における登録状況について、国は年度ごとに登録件数のみ報告を受けているに過ぎず、登録情報のデータベース化も含めた情報の管理は各都道府県において実施されていると承知している。 提案のあったシステムの構築のためには国が各都道府県における登録情報を網羅的に把握する必要があることや、各都道府県における登録事務の裁量を制限することは地方分権の理念に逆行しかねないと考えるが、「具体的な支障事例」に記載のある状況の解消のための方策について、国においても引き続き検討を進めてまいりたい。	今回求めている措置（全国統一的なシステム構築）は、一連の登録手続きのうち、現在各都道府県がそれぞれのシステムにデータ登録・管理している登録内容を、全国統一のシステムで一元管理することとし、各都道府県がそのデータを入力するとともに、照会・確認できるようにするシステムの構築である。 データ管理する登録内容は、銃砲刀剣類所持等取締法による捜査協力の照会にも使用されるため、国で登録事務を行っていた当時から変更は無く、全国で同じ内容であると思われる。統一システムの目的、効果を理解したうえで、都道府県が統一システムに登録する事項を現在の登録事項から選択可能とするなど、工夫次第で、回答のような裁量が制限されるということにはならないと認識。 回答いただいた内容のように、登録情報のデータベース化については、各都道府県において実施されていることと思料するが、全国統一のシステムで一元管理することで、都道府県間のやりとりが不要となり、事務の効率化が図られる。 一元管理するにあたっては、全国統一されたシステムへのデータ移行作業等の課題があることも認識しているが、それは一時的なものであり、移行後の事務作業軽減の効果やシステムの構築・維持費用を鑑み、都道府県の事務的・経済的負担の軽減の面や申請者の利便性向上の面から、大変有益なものと考える。 なお、前述のとおり銃砲刀剣類所持等取締法に係る捜査協力のデータ照会もあるため、警察署からもデータ照会が可能とした場合、都道府県の刀剣登録担当のみならず、警察事務の軽減にも寄与することができると考える。 このため、本提案に係る登録事務の負担軽減に資するよう、前向きに御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
255	奈良県	札幌市、花巻市、館林市、千葉県、岐阜県、安来市、大野城市、熊本市、宮崎県	×	国民健康保険の県内統一保険料水準の担保について	都道府県内の保険料水準を完全統一した後の国民健康保険制度（以下「国保」という。）の運営について、その持続性が確保されるよう、現行の法令等について、所要の整備をすること。 例えば、都道府県内の保険料水準を完全統一した都道府県においては、「市町村標準保険料率」に代わり、「県内統一保険料率」を決定のうえ市町村に通知し、市町村は通知された「県内統一保険料率」を参酌して、市町村条例で定めるといった新たな法的根拠を整備すること。	厚生労働省	国民健康保険は、平成30年度から都道府県と市町村をともに保険者と位置づけ、都道府県を財政運営の責任主体としつつ、保険料及び国民健康保険税（以下「保険料（税）」という。）の賦課・徴収については、これまで住民に身近な市町村が実施してきたものであり、平成30年度改正法においても引き続き市町村がその役割を担うものとしたところである。 保険料（税）の賦課権は市町村が有していることから、保険料率の決定については、市町村は議会への説明責任を果たす必要があるが、現行も国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）第34条第２項により市町村は都道府県が示す市町村標準保険料率（都道府県内の保険料率を完全統一した場合は、各市町村で同一の保険料率）を参考とするものとし、市町村は議会において承認を得て、保険料率を決定するものとしている。	国民健康保険は、都道府県を財政運営の責任主体としつつ、「保険料（税）」の賦課・徴収は、市町村がその役割を担うという法的枠組みについては、昨年度の分権提案の最終的な調整結果を含め当県としても充分に理解しているところである。 しかしながら、改めて「骨太の方針２０２５」においても記載された国が進める都道府県保険料水準の統一において都道府県に主導的役割が求められている一方で、保険料率を決定する法令上の権限は市町村に付与されているのが現状である。 また、特定の市町村が「統一保険料率」から離脱することは、将来の医療費の増加や高額医療費の発生のリスクを県全体で負担することができず、その市町村単独で負うこととなり、その地域の住民の大幅な保険料負担の増に繋がることが懸念され、県内他市町村の住民との公平性の観点からも大きな支障となる。 このことから、本提案は、保険料水準統一をいち早く達成した当県として、将来にわたり県内統一保険料水準を担保するための法的根拠が必要と考え提案に至ったものである。 　したがって、現行の法的枠組みと地方分権の趣旨は踏まえつつも、上記のとおり都道府県保険料水準の統一が国の進める政策である以上、省令に「市町村統一保険料率」という概念を規定した上で、明確に都道府県内の保険料率を完全統一した場合の規定を設けることで、統一保険料率と異なる料率を定めようとする市町村により強い説明責任を求めるなど、統一保険料率の維持に向けた方策を検討のうえ、早急に実現していただきたいが見解如何。	—	【全国知事会】 都道府県内の保険料水準を完全統一した後の国民健康保険制度の持続可能性を担保するため、地域の状況も十分に踏まえた検討を求める。
256	奈良県、滋賀県、大阪府、鳥取県、関西広域連合 【重点30】	岩手県、茨城県、群馬県、千葉県、愛知県、宮崎県	×	指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲	難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）により都道府県が行うこととされている指定難病の特定医療費支給認定事務について、中核市が置かれている都道府県の場合、中核市が当該事務を行うこととすること。	厚生労働省	指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲については、令和3年７月に、中核市へのヒアリング結果を踏まえた厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論の結果、 ・審査業務の専門性の確保 ・事務の効率化 ・奨勧を伴う指定医の負担増加への配慮 のため、一定程度広域的な地方自治体において事務を担うことが適当であり、中核市に事務を移譲せず、引き続き、都道府県及び指定都市において事務を行うことが妥当であるとされたところ（令和3年７月「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」）。 ご提案を踏まえ、改めて事務の移譲の必要性や懸念点について調査を行った上で、検討してまいりたい。	疾患数・受給者数ともに年々増加しており、その全てを都道府県において処理するための人的余裕がなくなりつつある。今後も受給者数の増加が予測されており、現状のままでは受給者証の発行や変更が遅延することになりかねない。受給者証は、医療費を助成するための証明書であり、有効期限内の受給者証を提示できなければ償還払いとなり、患者に一時的な負担を強いることになるほか、手続が増えることで、患者及び自治体職員双方に大きな影響を与えるものである。 審査業務における専門性の確保や指定医の指定については、県で統一的に実施するなど検討の余地があるものと考えている。小児慢性については、難病に比して対象者数は少ないものの、すでに中核市が実施主体となっており、同一世帯に難病及び小児慢性患者がいる場合等、実施主体を同一とした方が申請者にとっても分かりやすく、患者の利便性の観点からも居住地での申請が適当と考えられる。 以上のことから、改めて事務の移譲について検討いただきたい。	—	【全国知事会】 提案に沿って、指定難病特定医療支給認定に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 以下の理由から提案の実現について慎重に検討されたい。 ・中核市においては、指定難病審査会の委員（指定医に関する学識経験を有する指定医）の確保が困難であり、審査業務の専門性の確保や質の確保、業務効率化の観点から広域的な実施が望ましい。 ・小児慢性特定疾病医療費助成に比べ、指定難病医療費助成の対象者は圧倒的に多く、中核市で担える規模ではない。 ・業務量に応じた職員の確保など、体制整備が困難である。 ・公費負担はもとより新たな業務に伴う財源の確保が課題となる。 ・同一県内の住所変更であっても、認定する自治体が異なれば新規申請となるため受給者の手続の負担が生じる。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
257	奈良県、横浜市、新潟県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、川西市、たつの市、播磨町、鳥取県、関西広域連合	札幌市、岩手県、群馬県、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、熊本市、宮崎県	×	指定難病特定医療費支給認定の有効期間の見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）による指定難病の特定医療費支給認定について、難病法施行規則で定められている支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと。	厚生労働省	指定難病に関する医療費助成は、症状が一定程度以上等の患者に対して、所得に応じた自己負担上限額を設定し、当該上限額を超える医療費を助成しており、医療費助成の認定に当たっては、毎年の所得水準や症状が一定程度以上か確認する必要があるため、支給認定期間を１年間としているが、一律に１年間としていることについて、研究班による検証を行うなど対応を検討する。なお、医療費助成の申請手続について、診断書のオンライン提出の取組みを進めるとともに、マイナポータルを活用した申請手続の検討も進めているところであり、引き続き、事務手続の簡素化について取り組んでまいりたい。	支給認定期間を一律に１年間としていることについて、研究班による検証を行うなど対応を検討するとのことだが、具体的なスケジュールや方法をお示しいただきたい。 とりわけ難病制度は複雑であり、事務が煩雑化しやすい制度である。そのため、例えば難病患者が高齢の場合、所得の変動が少なく、症状の変化も長期的なものになる傾向があることから、所得判定や症状の程度が変わりにくい疾病については有効期間を２年間に延長するなど、毎年の申請にかかる患者等の手間を軽減するべきである。患者目線に立った必要に応じた制度設計となるよう検討いただきたい。その際、支給認定期間を一律とせず、所得変動や症状等によって取扱いを区別する場合には、確認事務等により患者や地方公共団体職員の更なる負担とならないよう御留意いただきたい。 また実態として、当県においては、診断書のオンライン提出はほとんどなされていない。加えて、対象者の多くが高齢であることから、マイナポータルを活用した申請手続について、導入後も相当程度紙申請が残ることが予想される。そのため、申請手続の電子化による見直しは地方公共団体の事務負担をかえって増加することが想定される。これを防ぐため、申請の電子化に当たっては、手続をオンラインで可能とするだけでなく、臨床調査個人票情報や難病に係る医療費情報も電子化し連携させた上で一定のチェック機能や自動更新を搭載するなど事務手続の負担軽減につながる方策についても併せて検討いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
258	奈良県 【重点3】	北海道、岩手県、宮城県、栃木県、神奈川県、川崎市、和歌山県、佐賀県、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	水道統計調査のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止	国土交通省が毎年度実施する水道統計調査について、国等への報告や国等からの疑義照会等への対応を各自治体で可能とするため、調査・照会（一斉調査）システムの利用を可能とすること、もしくは新たなオンラインシステムを構築すること。また、民営水道の回答について、民営水道を管轄する都道府県又は市町村において代理入力を可能とすること。 なお、システムの利用にあたっては、国等からの疑義照会は都道府県を経由せずに行うこととし、都道府県と市町村が同時に疑義内容を確認でき、都道府県が手作業で正誤表を作成する必要等のないシステムを検討すること。 上記の対応が不可能である場合は、都道府県を経由せず、国土交通省から市町村に直接依頼し、調査を実施すること。	国土交通省	水道統計調査について、現在、都道府県及び市町村の負担軽減や回答の精度向上のため、オンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用を検討中である。	水道統計調査は、水道施設の老朽化など水道事業の現状を把握するために極めて重要なデータであるとともに、調査実施にあたっては都道府県及び市町村における事務負担が多大であることから、その精度向上に寄与するシステムの構築は急務だと考える。 オンラインで照会・回答できるシステムの構築・活用の早期実現のため、具体的な検討内容、現状での課題及びスケジュールについて御教示いただきたい。 1　現在の検討状況 （1）水道統計調査情報入力システムの構築についての検討状況（開始時期等スケジュール） （2）国土交通省だけでなく、（公社）日本水道協会への提出も対応できるのか （3）民営水道の回答について、民営水道を管轄する都道府県や市町村において代理入力が可能か （4）現在、都道府県が手作業で正誤表を作成しているが、作成する必要がないシステムになるのか （5）システム構築にあたって、自治体からの実務上の課題などを聴取、反映する機会はあるのか 2　今後の検討の見通し 現在、具体的な検討の段階にない場合は今後の見通し（いつどのように検討を行うのか）をお示しいただきたい。	【北海道】 水道統計調査のオンライン化にあたっては、回答者の負担軽減のため、十分な周知、調査期間の設定及び各水道事業体等や都道府県における入力、確認作業の省力化についてご配慮願います。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
259	奈良県	岩手県、茨城県、神奈川県、川崎市、佐賀県、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	国土交通省水管理・国土保全局所管の交付金・補助金等に係る事務手続を統一的に処理可能なシステムの構築	事務作業効率化の観点から、国土交通省水管理・国土保全局所管の交付金・補助金に係る事務手続を統一的に処理することが可能なシステムの構築を求める。	国土交通省	国土交通省水管理・国土保全局所管国庫補助事業（災害復旧事業に係るものは別途検討を進めている。）の事務手続きについて、地方自治体担当者における事務負担の実態を把握した上で、事務手続きに関する様式の簡素化・統一化を検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて、令和8年度を目指しシステム化も含め必要な措置を講じる。 なお、当該手続きはすべてメールにて電子データを提出する形となっており、具体的な支障事例でご指摘のような紙ベースでの提出は求めていない。	地方公共団体担当者の事務負担軽減のため、事務手続に関する様式の簡素化および統一化を前向きに検討いただきたい。 また、システム化により自動チェック機能等を導入すれば、事務誤りの発生を低減できるだけでなく、事務処理の効率化にも寄与することから、社会資本整備総合交付金システムと同様、メールや電子データに依存しない事務手続のシステム化の検討をお願いしたい。 なお、電子データでの提出については一次回答のとおりであることは承知しているが、記入方法が手書きからタイピングへ、情報伝達手段が郵送から電子データの送付へと変わったに過ぎず、実務上、都道府県担当者が内容を確認する作業においては、紙ベースの確認作業と実質的に変わらないことから、「紙ベース」と表現したものである。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
260	奈良県、福島県 【重点2】	岩手県、宮城県、神奈川県、静岡県	×	林野庁が毎年度実施する統計調査等の都道府県経由事務の廃止	林野庁が毎年度実施する統計調査等については、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、民間委託を活用することによって都道府県を経由せずに実施することやオンライン調査システムにより回答を行えるようにするなど、事務負担を軽減していただきたい。 また、当該統計調査等の活用成果を分析した上で、その必要性や都道府県職員の負担軽減等に鑑み、実施頻度を減らす、様式の簡素化を行う等の見直しを併せて行っていただきたい。	農林水産省	提案のあった統計調査等は、都道府県が指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態を把握するものであるとともに、都道府県の林業普及指導員が個別の林業経営体や現場の事情に精通していることから、統計調査等に係る回答の回収や疑義の解消が的確に行えるのは都道府県のみであり、民間事業体には委託していない。また、いずれについても、国だけでなく都道府県における施策の立案又は指導・監督の事務に必要な情報に係るものとなっている。 一方、都道府県の負担軽減は重要であり、対面・郵送でなく、入力様式のメールの送受信による回答を可能としている。加えて、様式の簡素化、エラーチェック機能の付与等の対策を講じており、提案を踏まえ、都道府県の事務負担の更なる軽減に向けて効率化を進めていく。 各統計調査等の具体の実状については、以下のとおりとなっている。 ・「素材生産事例調べ」は、全国の素材生産事業地における、林分状況、立木購入価格、素材生産の方法、投入経費、事業体の概要等の事例を、都道府県の協力を得て収集し、森林及び林業の施策推進への活用を目的に毎年実施している。 本調べの対象地は、該当年（例：令和6年1月から12月）に、素材生産を完了した事業地のうち、林況（立木本数、傾斜等）、素材生産量等が一般的な事業地を対象としているため、林野庁での対象地の特定が困難なこと、また、回答の回収や照会を通じた疑義の解消は、対象の素材生産事業者等と日頃からやり取りをし、現地の実態をより的確に把握することができる都道府県に行っていただくことが適切であることから、都道府県に協力を依頼している。 都道府県の負担軽減のため、事例調べの手引きや記入要領を作成し、確認すべき事項を明確にするとともに、様式においては、エラーチェック機能（過年度平均値との乖離など）の付与等の対策を講じている。 都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、調査項目の見直し、様式の簡素化等の改善を検討、実施していく。 ・「森林組合一斉調査」は、一般統計調査であり、森林組合及び生産森林組合の組織・執行体制、財務及び事業全般にわたる実態を把握するもの。対象である森林組合及び生産森林組合については、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき、都道府県が指導・監督権限を有しており、回答の回収及び疑義の解消が確実にできるのは、都道府県のみである。都道府県の事務負担軽減のため、令和6年度に入力様式のエラーチェック機能（入力漏れ及び項目間の内容の不整合の確認）を強化し、入力する森林組合においても誤りを発見できるようにするなど対策を講じてきた。 都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、今後も、入力様式の改良等の効率化を検討、実施していく。 ・「林業労働・経営対策に係る実績等について」は、各都道府県を通して、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）の取組状況や、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）の認定事業主を中心とする林業事業体に関する基礎情報の調査を行い、センターや個々の林業事業体の実態を把握するものであり、林業労働関連施策の企画・立案等に活用している。国において個別の林業事業体の状況の把握は困難であることに加え、主な対象であるセンター及び認定事業主については都道府県知事が指定・認定するものであり、同法に基づく毎年度の事業報告等を通じて基礎的な情報の把握が可能であることから、都道府県の協力が必要不可欠である。 都道府県の事務負担の軽減のため、入力誤りの防止及び確認作業の軽減のための様式の工夫や、同法に基づく改善措置実施状況報告書からの転記方法の記載要領の作成等の対策を講じてきたところ。 都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、調査項目の見直し、様式の簡素化等の改善を検討、実施していく。 ・「高性能林業機械の保有状況調査」については、林業普及指導事業実施要領に基づき、都道府県の林業普及指導員が計画的に活動を実施するために実施している。都道府県の普及事業の対象である林業経営体が本調査の対象であることから、都道府県に協力を依頼しているところ。 当該調査においては、従来は林業経営体等が所有する高性能林業機械1台ごとの調査としていたが、令和6年度から林業経営体等ごとに所有する高性能林業機械の種類別の台数のみを集計する調査に変更したことにより、県担当者の調査の取りまとめに要する時間は大幅に短縮された。 都道府県の事務負担の更なる軽減・簡素化の視点から、改善を引き続き検討、実施していく。	「都道府県が指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態把握」や、「林業普及指導員が個別の林業経営体や現場の事情に精通している」ことを理由に、「統計調査に係る回答の回収や疑義の解消は都道府県でしか対応できず、民間事業者には委託していない」との説明がなされているが、「指導・監督権限や認可権限等を持つ組織・事業の実態把握」は県としても必要である一方で、各種調査の内容は、定型的な項目に基づく事実確認を目的としているものも多く、地域や個別の事情に精通した林業普及指導員が実施する必然性はなく、総務省統計局等の調査で実績があるなど、所定の要件を満たす者であれば客観的かつ的確な調査の実施は充分可能である。また、回答の正誤判断などについては、都道府県側で把握困難な内容の照会が多く、調査対象者への個別確認が頻繁に発生しており、都道府県側と調査対象者側の双方にとって実務上の負担は非常に大きい状況である。 また、統計法に基づかない調査も多く、調査の実施頻度が固定的であるため、毎年実施されている調査については、その統計データの活用実績や必要性を調査種別ごとに精査し、可能なものについては3年ごとの実施とするなど、見直しを進めていただきたい。 以上のことから、様式や調査項目の一部修正にとどまらず、調査の民間委託の手法検討、実施頻度、内容の必要性、調査票の発送・回収・督促・集計・問合せ対応等の事務処理を一元管理可能な調査システムの構築等について、抜本的な見直しをご検討いただきたい。 各調査について具体的な見解は以下の通り。 「素材生産事例調べ」 都道府県においては、施策対象となる特殊な森林条件や地域事情に即した事例分析は実施しているが、「全国的な標準値」収集のために毎年一律に県を通じた調査を求めることは、地域の政策ニーズと乖離していると言わざるを得ない。また、調査対象地の選定や確認作業等が国では対応できないとあるが、調査の事前準備として都道府県から必要な情報を国に共有することで、国が直接調査を実施することが可能ではないのか。 「森林組合一斉調査」 森林組合に対する都道府県の指導・監督は、森林組合法に基づき今後も着実に実施されるべきものと認識している一方で、「森林組合一斉調査」に関しては、調査票の確認作業が都道府県の負担となっており、限られた人員と時間の中で、決算資料との整合性や数値の妥当性など一部の項目確認にとどまっているのが実情である。特に、各組合が入力した数値の正誤判断については、都道府県では把握が困難な場合も多く、正確性の担保には限界があり、都道府県を経由することの必要性が低いのではないか。国が調査票の回収と集計を一元的に担い、統一的なエラーチェックを実施することで、調査の品質を維持しつつ、経由事務を廃止することが可能ではないか。 「林業労働・経営対策に係る実績等についての調査」 林業労働力の確保に関する調査において、対象事業体の基本情報を都道府県が把握していることから、一定の協力が必要である。しかし、対象事業体が多数に及ぶ中で、報告書からの転記、催促、確認作業に要する都道府県の事務負担は極めて大きく、現行の運用では対応が困難な状況である。様式や記載要領の工夫が進められてきたものの、実質的な業務負担の軽減にはつながっておらず、抜本的な効率化が急務であるため、都道府県は調査対象の選定や周知のみを担う体制とし、事業体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステム等を導入するなど都道府県経由事務を廃止するよう見直しをご検討いただきたい。 「高性能林業機械の保有状況調査」 令和6年度には、「機械1台ごとの調査」から「種類別の台数集計」へと調査内容が簡素化され、都道府県による取りまとめ業務の負担軽減が図られている。しかし、今回の調査は「台数」のみを集計対象としており、事業体が国に直接オンラインで回答を提出できるシステム等を導入するなど都道府県経由事務を廃止するよう見直しをご検討いただきたい。また、毎年保有台数が激変しないことが想定されるため、調査頻度の見直し（例えば3年ごとの実施）をご検討いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
261	奈良県	岩手県、宮城県、埼玉県、南あわじ市、宮崎県、沖縄県	×	一般相談支援事業の指定に係る事務権限の市町村への移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）により都道府県が行うこととされている一般相談支援事業を行う者の指定を、市町村が行うこととすること。	厚生労働省	一般相談支援事業は、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に密接に関わるサービスであるが、障害者支援施設等の利用者には当該施設等の所在市町村以外から入所した者も含まれることから、そうした利用者の地域移行にあたっては、広域的な見地での調整が必要であり、こうした観点から、その指定については都道府県で実施することが適当と考えている。 また、仮に市町村に権限移譲を行った場合、指定事務に係る市町村の事務負担への影響は大きく、全国一律に市町村へ指定権限を移譲することは考えていない。 なお、地域の必要性に応じて、地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、市町村への権限移譲は可能である。	市町村に指定権限を委譲したとしても、政令指定都市や中核市が一般相談支援事業所の指定権限を持っていることから、広域的な見地での調整に支障が生じるものではないと考える。 また、令和元年に全ての指定事務を市町村に移譲する提案がされた際にも、市町村における事務負担が大きいことを理由に権限移譲が実現しなかったが、今回の一般相談支援事業のみの権限移譲でさえも、影響が大きいということであれば、国として考える指定等に関する事務負担量を踏まえ、どれくらいの負担であれば権限移譲可能と考えられているのか明確にしていただきたい。 当県としては、地域の相談支援事業を行う市町村が指定権者となり、一般相談支援事業所を把握することで、相談があった場合の円滑なつなぎや指導監査等を通しての質の向上も期待でき、併せて、一般相談支援事業所の指定を受けている事業所の多くが特定相談支援事業所の指定を受けている実情も踏まえ、市町村において一括して指定を行う方が効率的であると考える。	—	【全国知事会】 提案に沿って、一般相談支援事業の指定に係る事務権限を指定都市及び中核市と同様に一般市及び町村へ移譲するべきである。 【全国町村会】 市町村に新たな事務負担が生じることから、慎重な対応をお願いしたい。
262	福島県、全国知事会	鳥取県、特別区長会	×	食品衛生監視員による外部検証を可能とする規制緩和	と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に基づく外部検証を担う都道府県職員の資格要件として、「食品衛生監視員」を追加するよう見直しを求める。	厚生労働省	と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第３条第６項及び第７条第５項並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第40号）第４条第４項に基づく外部検証が適切に実施されるよう、その実施者を、と畜場及び食鳥処理場の衛生管理等に係る知見を有する獣医師であると畜検査員及び食鳥検査員に限定することは妥当である。	検証対象には、施設・設備、機械・器具、薬品・洗浄剤、使用水、ねずみ・昆虫対策、廃棄物及び排水の取扱いに係る管理が含まれており、これらは、日頃、食品衛生監視員が食品関係施設等の現場において様々な工程・手順を確認し、科学的な視点で衛生指導を行っている業務である。 また、同じく検証対象である生体の管理、衛生的など殺・解体、頭部・内臓の取扱いなどについては、作業工程の特殊性を考慮したとしても、確認する内容は汚染を拡大させないための措置や洗浄消毒、温度等の確認など食品衛生監視員でも対応が可能であると考えられる。 獣医師確保に向けた有効な手段が講じられていない状況の中で、地方において今後、ますます確保が難しくなる獣医師職員の負担軽減が図られることが見込まれることから、是非前向きに御検討いただきたい。 なお、全ての項目での代替が難しい場合、日頃、食品衛生監視員が確認・指導を行っている項目について、食品衛生監視員による補助や代替が可能であれば、その旨を明確化するなど、支障軽減に資する代替措置を御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 本提案は、全国的にも獣医師職員の確保が困難となっていることから、と畜検査及び食鳥検査について、食品衛生監視員も外部検証に従事できるよう規制緩和を求めるものである。資格要件の規制緩和を通じて、現行の食品衛生管理の体制を維持できるよう、提案の確実な実現を強く要求する。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
263	福島県、山形県	花巻市、ひたちなか市、栃木県、さいたま市、越谷市、岐阜県、名古屋市、茨木市、知県、長崎市、熊本市、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務の委託可能範囲拡大	地方自治法における指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務については、委託できるものが「歳入等」に限定されているため、「歳出（戻入）」も含まれるよう、対象の見直しを求める。	総務省	地方自治法施行令第159条に規定する「誤払金等の戻入」は、歳入ではなく、歳出に戻し入れる手続を指すものである。 クレジットカード納付やコンビニ収納を可能とする指定納付受託者制度（地方自治法第231条の２の２）及び指定公金事務取扱者制度（同法第243条の２の６）は、その対象を「歳入等」としていることから、現行制度上、出納閉鎖前の「誤払金等の戻入」をクレジットカード納付やコンビニ納付により納付することはできないが、御提案の「誤払金等の戻入」も指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の対象とすることについては、公金取扱いにおける責任の明確化や公正性の確保の観点から私人への公金事務の委託が原則禁止されていることと、国民の利便性向上等を比較考量しながら、その実現可能性について検討してまいりたい。	公金の取扱いにおける責任の明確化や公正性の確保の観点から、私人への公金事務の委託は原則禁止されている一方で、地方自治体の歳入及び歳入歳出外現金については、収入の確保及び国民の利便性向上等を理由に、指定公金事務取扱者制度や指定納付受託者制度の対象にしてきたことを踏まえると、国民にとっては「歳出の戻入」においても、地方自治体に対しての支払行為であることに変わりはないため、国民の利便性向上の観点から、歳入や歳入歳出外現金と同様の取扱いが適当と考える。 また、第１次回答では、私人への公金事務の委託が原則禁止されていることと、国民の利便性向上等との比較考量が必要との見解が示されたが、「誤払金等の戻入」については、私人に委託したとしても、公金取扱いにおける責任が不明確になることや公正性が損なわれることは想定されないこと、また、戻入は、基本的に納入義務者側に原因があって発生するものではなく、本提案が実現されれば、納入義務者の利便性向上と負担軽減につながることから、早期の実現が必要と考える。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
264	福島県、山形県	花巻市、ひたちなか市、さいたま市、越谷市、名古屋市、高知市、長崎市、熊本市、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の利用拡大	資金決済に関する法律における前払式支払手段については、同法第３条第１項において、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限定されているため、「貸付金元利収入」、「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」（以下「貸付金元利収入等」という。）の収入も含まれるよう、対象の見直しを求める。	金融庁	前払式支払手段による支払については、為替取引に関する規制の潜脱防止の観点から一定の制限を課している。要望の中で具体的に挙げられている公金の一部は、これまで前払式支払手段による支払が可能と整理されているところ、提案のように、一律に前払式支払手段による支払を可能とすることについては、慎重な検討を要するため、直ちに法改正等により対応することは困難である。 なお、支障事例として頂いた、コンビニバーコードを利用した場合に案内が困難という事例については、前払式支払手段で支払ができない収入をコンビニバーコードとして印字した場合には、前払式支払手段の発行者において、前払式支払手段では支払ができないようにシステム上対応されているものと聞いている。	支障事例について、前払式支払手段の発行者において、当該手段による支払ができないようシステム上で対応可能であることは承知しており、本県においても既にシステム上の対応を行っている。 しかしながら、本提案に係る支障事例の趣旨としては、同一の自治体で同一様式の納入通知書を用いて支払う場合であっても、前払式支払手段により支払可能な科目と不可能な科目が混在していることにより、納入義務者が支払時に混乱をきたすという点にある。実際に、前払式支払手段で支払えない納入通知書を受け取った方が、誤って前払式支払手段に納付予定額をチャージしてしまったという事例も発生しているなど、納入義務者から不満の声や問い合わせが生じている。こうした状況を踏まえ、本提案については、納入義務者の利便性や混乱防止の観点からも、速やかな検討をお願いしたい。 また、要望の中で挙げている公金については、前払式支払手段のサービスを提供する事業者が取扱不可と整理しているものとなるため、貴庁で取扱可能と整理しているものが含まれている場合は、改めてお示しいただきたい。	【長崎市】 仮に前払式支払手段の発行者において、支払いができないようにシステム上設定されていたとしても、一部の債権について一部のキャッシュレス手段が利用できないという複雑な制度について、自治体側から、支払いができなかった市民へ理解していただける説明をするのは困難であり、かつ納付書発行時に事前に支払えない旨説明して理解を得られるのも困難であると思慮される。 現場の負担や市民の目線に立った柔軟な対応により、実現可能性について再度ご検討いただきたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
265	大分県、九州地方知事会	宮城県、栃木県、大分市、沖縄県	×	語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者に中途退職が生じた場合の迅速な補充措置	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）において、参加者の中途退職が生じた場合、欠員が生じた任用団体に対して迅速な補充措置を行うこと。	総務省、外務省、文部科学省	【総務省、外務省、厚生労働省】 JETプログラム参加者が中途退職した場合、当期において来日可能な補欠者を随時あっせんしている。 これまで中途退職による欠員が生じた任用団体より、中途退職と補充要望に関する届出は別々に提出を受けていたが、今年度より提出を同時に受けることで、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。	引き続き、中途退職が生じた場合の迅速な補充者のあっせんをお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
266	大分県、九州地方知事会	宮城県、栃木県、沖縄県	×	語学指導等を行う外国青年招致事業における４月来日者のあっせん通知及び連絡解禁時期の早期化	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）における、配置要望調査、募集開始、選考、その後の各通知、参加者への連絡開始日の早期化等、全体的なスケジュールの見直しを行うこと。	総務省、外務省、文部科学省	【総務省、外務省、厚生労働省】 前提として、参加者募集は、夏の来日に間に合うスケジュールで作業を行っている。春来日は、中途退職者の補充など、例外的に行っている措置である。現在、以下のスケジュールで作業を行っている。 英語圏の外国語指導助手（ALT）及び国際交流員（CIR）については、例年９月から各国で募集開始し、１月から２月上旬にかけ在外公館が書類（一次）及び面接（二次）による選考を実施し、２月中旬までに推薦者を取りまとめて報告を行っている。募集・選考作業は、全体の９割超を占める夏来日を念頭に実施しており、例外的に対応している４月来日に合わせて、全体の作業日程をこれ以上前倒しすることは、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。 配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、１月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、任用団体は予算確保の見通しが立てられないこととなるため、要望調査の期間短縮は困難である。 また、外務省から自治体国際化協会への推薦者リストの送付後は、約10日程度であっせん作業を行っており、これ以上の作業短縮は、困難である。 以上より、スケジュールの見直し（前倒し）について、現時点での対応は困難である。	春来日は例外的に行っている措置とのことだが、JET参加者招致までのスケジュール表によると中国、韓国、ブラジル、ペルー、一部英語圏は主に４月に来日することとなっており、９割は夏来日だが、残りは４月来日である。 そのため、募集・選考作業は夏来日を念頭に実施しているとのことだが、４月来日と夏来日で募集・選考作業のスケジュールを分けるなど、受入側の事務負担軽減を考慮した柔軟な対応を求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
267	浜松市	函館市、津山市、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	介護事業所において介護保険サービスと組み合わせて提供することができるサービス内容の追加	中山間地域（へき地）において、通所介護サービス利用者が同サービス利用中に施設内で、通所介護の職員が立合い、見守り等を行った上で、オンライン診療を受診した場合、オンライン診療終了後の時間を介護報酬として算定できるものとすること。 現行制度における通所介護サービス中の「健康診断、予防接種若しくは採血」と同じ扱いとし、オンライン診療終了後の介護保険の適用を可能としたい。	厚生労働省	「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（平成30年９月28日付け老推発0928第１号、老高発0928第１号、老振発0928第１号、老老発0928第１号）」は、事業者が介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて示しているものであるが、利用者が通所介護サービスの利用中にその利用を中断し、保険外サービスを利用した後に通所介護サービスの利用を再開することを妨げるものではない。 他方で、通所介護サービスについては、利用者ごとの通所介護計画等に基づき、利用者のニーズに応じた適正なサービス提供がなされることが必要であり、通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所介護サービス計画について、本人に対する説明と了解を得ることが必要。こうした前提の上で、保険者の適切な判断のもと、運用いただくものと考えている。	「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（平成30年９月28日付け老推発0928第１号、老高発0928第１号、老振発0928第１号、老老発0928第１号）」の第三の２．では、「ただし、以下の①～④の保険外サービスについては、通所介護と明確に区分することが可能であり、事業者が３．の事項を遵守している場合には、通所介護を提供中の利用者に対し、通所介護を一旦中断したうえで保険外サービスを提供し、その後引き続いて通所介護を提供することが可能である。」とされており、①～④で明示されたサービスは限定列挙的であることから、①～④で明示されたサービスのみが一旦中断可能なサービスであると判断している。 仮に、①～④の保険外サービスについてはあくまでも例示であり、通所介護と明確に区分することが可能なオンライン診療を含む①～④以外の保険外サービスについても、事業者が３．の事項を遵守している場合には中断後再開可能であるならば、通知改正等で明示していただく必要があると思料するが貴省の見解如何。	—	【全国知事会】 安心・安全に暮らせる持続可能な社会を目指し、人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
269	浜松市	高崎市、さいたま市、小牧市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	公立幼稚園における預かり保育の共同保育を可能とすること	公立幼稚園が行う長期休暇中の預かり保育について、近隣の複数の幼稚園が連携し、１箇所の幼稚園で共同保育を行うことを可能とすること。	こども家庭庁、文部科学省	預かり保育をはじめとした教育課程に係る教育時間の終了後や長期休業期間中等に行う教育活動の実施にあたり、複数の施設が連携して１つの園で共同保育を行うことも、法令上は妨げられておりません。 ただし、幼稚園教育要領においては、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の実施にあたり、教育課程に基づく活動を考慮するとともに、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること等が示されています。 よって、複数の施設が連携して１つの園で教育時間の終了後等に共同保育を行う場合も、他施設に通っている幼児と交流する活動の一環として考えていただくとともに、各園の担当者が幼児の活動内容や健康状態等についてお互いに引継ぎを行うなど、緊密な連携を図っていただくようお願いします。 なお、１か所の公立幼稚園において、長期休業日、休日を含め、在籍園児とともに他園の園児を非在園児として預かる場合においては、一時預かり事業の対象とすることができる場合もあります。	関係府省からの第１次回答に記載された、１か所の公立幼稚園で実施する一時預かり事業については、一般型一時預かり事業を指すものであると考えられる。この場合、保育従事者のうち２分の１以上を保育士として配置する必要がある。一方、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び子ども・子育て支援法第７条第10項第５号に基づく預かり保育（以下まとめて「預かり保育」という。）においては、保育従事者のうち３分の１以上を保育士または幼稚園教諭の普通免許状を有する者とする配置基準が設けられている。 以上を踏まえ、預かり保育を実施する幼稚園同士が共同で保育を行う場合には、一般型一時預かり事業との併用ではなく、複数の幼稚園が連携して１つの園で共同保育を実施することが可能であることを、制度上明確化することを求める。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。
270	浜松市	花巻市、高崎市	×	既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備基準の要件緩和	既存の建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合において、専ら３～５歳児のみが使用する建物については、設備基準の要件緩和を行うこと。	こども家庭庁	幼保連携型認定こども園は、こどもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設であり、幼稚園と保育所とで基準が異なる場合には、保育所と同様に満３歳未満のこどもに対する保育を行い得るものであることも踏まえ、規制内容がより厳しい基準を適用することが必要であると考えている。そのため、３～５歳のこどものみが使用する建物であっても、幼保連携型認定こども園に移行する以上、ご提案のように設備の基準を緩和することは適切でないと考えている。	既に幼稚園においては、国の制度により乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や一般型一時預かり事業、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施が認められていることから、保育所の設備基準と比べて排煙設備や非常照明が無いなどの緩い基準が適用された幼稚園において満３歳未満のこどもが保育されている実態がある。関係府省からの第１次回答においては、幼稚園と保育所とで基準が異なる場合には、規制内容がより厳しい基準を適用することが必要であるとの見解が示されているが、満３歳未満のこどもに対する保育にあたって厳しい基準を適用することが必要であるならば、国の制度にて乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や一般型一時預かり事業、幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施を幼稚園に導入する段階において、幼稚園の設備基準は強化されるべきところ、現にそのような強化はされていない。そのため、幼稚園において満３歳未満のこどもを保育するにあたり、設備基準上の支障が無いということで整理がされているものと思料される。 一方、当市の提案では、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園に移行したとしても、旧幼稚園の建物を使用する対象はあくまで３～５歳児のみに限定しており、満３歳未満のこどもは旧幼稚園の建物を使用しないことから、旧幼稚園の建物に対する設備基準は幼稚園の基準と同等のもので支障は無いと考えられる。 なお、この設備基準の緩和については、あくまで既存の旧幼稚園の園舎をそのまま活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例としての対応であり、将来的に園舎の建替えを行う場合には、当然ながら本来の幼保連携型認定こども園の設備基準を適用することに異論は無い。	—	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第３次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の実現に向けて特に積極的な見直しを求める。
271	広島県、山形県、広島市、山口県	山形市、ひたちなか市、名古屋市、熊本市、宮崎県	×	公金の支出委託において民間事業者が立替払をしたうえで請求書に基づく口座振替払を可能とすること	公共料金等の経費について、公金の支出委託にあたり、資金前渡を前提とせず、委託先民間事業者が立替払のうえ、委託先民間事業者からの請求書に基づき口座振替払と出来る制度への見直し。	総務省	地方自治法第243条の２の６第１項の規定に基づく公金の支出の委託については、同条第２項のとおり、支出を委託した指定公金事務取扱者に対し当該支出に必要な資金を交付するものとされているところである。 これは、あらかじめ資金を交付することが法意であると考えているが、仮に、指定公金事務取扱者への資金の交付を事後的に行うこととした場合には、実質的に制限なく支出負担行為の権限を私人に委託することになり得るため、御提案については、そのような点にも留意しつつ、委託者と受託者の双方の負担を軽減する観点から、検討してまいりたい。	令和６年４月に制定された指定公金事務取扱者制度の趣旨を踏まえ、自治体の事務の効率化を図るため、当県では電気通信役務関係の支出事務を委託しているが、資金前渡を前提とすることから、事業者は資金の管理口座を開設する必要があり、前渡金の清算手続も発生するなど、必ずしも効率化しきれていない。本来の事業スキームでの支出を可能としたいという本提案の趣旨を踏まえ、委託者と受託者の双方の負担が軽減される運用の実現を前向きに検討していただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
272	広島県、宮城県、広島市、大崎上島町、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会 【重点16】	花巻市、川崎市、兵庫県、沖縄県	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	障害者支援施設における設備基準等の見直し	特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者１人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。	厚生労働省	ご指摘の障害者支援施設における人員、設備及び運営に関する基準については、障害者支援施設としての安定性・継続性を確保するとともに、サービスの質を担保し、効率的な提供が可能となるよう定めたものであり、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に利用者１人あたりの面積及びサービス管理責任者の配置については「従うべき」基準、入所定員の基準については「標準とすべき」基準としている。 このため、当該基準を「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えているが、一方で、中山間地域等においてサービス提供体制の維持・確保を図ることは重要であり、中山間地域等における人員、設備等の基準の在り方について、実態や関係者の意見等を踏まえながら、入所施設から地域生活への移行を推進している中で、どのようなことができるか検討してまいりたい。	本提案は、過疎化の進展により、将来的に空床が増加する見込みの地域の特別養護老人ホームを活用して障害者支援施設を併設することにより、地域の障害者支援施設への入所ニーズに対応し、サービス空白地域の解消を目指すものであるとともに、地域の実情に応じて行政サービスを維持・向上しようとするもので、その際に支障となる制度上の障壁を解消するため、前向きに検討を進めていただきたい。また、「実態や関係者の意見等を踏まえながら」検討するとしているが、具体的な検討プロセス及びスケジュール等をお示しいただきたい。 （１人あたりの床面積） ・ 既存の特別養護老人ホームでサービスの質は一定程度担保されると考えられる。 （サービス管理責任者の配置） ・ 新たに併設する障害者支援施設の入所者が少ない場合は、他施設との兼務でもサービスの質は担保されると考えられる。 ・ 特に中山間地域においては、資格者の確保に苦慮している。 （入所定員） ・ 現在、障害を持った方が、地域に障害者支援施設が無いことでやむを得ず地域外の施設での生活を余儀なくされていることや、特に中山間地域では地域で基準を満たす入所者の確保が難しいことを踏まえ、障害者が家族や住み慣れた地域の方とともに生活するため柔軟に対応すべきである。	—	【全国知事会】 将来的に特別養護老人ホームの空床が増加することを見据え、既存の特別養護老人ホームの施設を活用し障害者支援施設を併設することは、持続可能な福祉サービスの提供に資する施策である。地方公共団体が地域の実情に応じてこれらの施策を実施できるよう、条例の内容を直接的に拘束する「従うべき基準」は真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第３次勧告の趣旨を踏まえ、当該基準の参酌基準化を強く求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
273	広島県、広島市	長野県、沼津市	×	鳥インフルエンザまん延防止のため遺伝子検査の結果によらない殺処分を可能とすること	家畜伝染病予防法（以下「法」という）に基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という）において、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができるとされているが、周辺に飼養農場があり、早急にまん延防止措置を講ずる必要がある場合には、簡易検査の結果、陽性となった時点で、異常家きんが確認された農場において、家畜防疫員のと殺の指示による殺処分を可能とすることを求める。	農林水産省	高病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染病の中でも特に伝播力が強く、病原性が高い疾病であり、発生した場合には、その急速なまん延により家きんに甚大な被害が生じ、ひいては国内の養鶏産業に重大な影響を与えるおそれがあることから、家畜伝染病予防法第16条に基づき、患畜又は疑似患畜と判定されれば、直ちにと殺の義務が生じる。また、農場内の一羽でも患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該農場内の全ての家きんを疑似患畜としてと殺しなければないことから、本病の判定は極めて慎重に行う必要がある。 実際、これまで簡易検査の結果、陽性となったが、遺伝子検出検査の結果、陰性となった事例も確認されている。（過去３年間で２件） 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針において、疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場で飼養されている家きんについて簡易検査陽性となると防疫措置が可能としているのは、遺伝子検査陽性により疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等には、ウイルスが人や車両等を通して運びこまれている可能性が高く、当該農場等における家きんは感染の蓋然性が高いと判断できるため、まん延防止の観点から速やかに防疫措置を行うことが適当だからである。 以上のことから、簡易検査陽性の時点で殺処分を開始することは困難であり、御提案意見を受け入れることはできない。	関係府省からの第１次回答にあるように、遺伝子検出検査の結果、陰性となった事例も確認されているが、ウイルスの拡散を抑える手法として、早期に殺処分に着手することは有効と考える。遺伝子検査陽性になることを想定し、簡易検査陽性時点で生産者が殺処分に着手することはまん延防止につながると考える。 また、令和６年度は、養鶏の密集地域において高病原性鳥インフルエンザが同時及び連続発生しており、ウイルス量が地域全体で増加していたと考えられる。このため、ウイルス量の低減につながる方法を選択することは重要であり、発生状況や発生地域においては疫学関連農場と同等の対応はウイルス量の低減につながると考える。 以上のことから、今回、国が鳥インフルエンザ対応パッケージで示している大臣指定となるような養鶏の密集地域における同時及び連続発生した場合におけるウイルス量を低減させる有効な手段として、簡易検査で「疑似患畜」と判断し、早期に殺処分を開始することのできる体制整備は有効な手段であると考える。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
274	広島県、宮城県、愛知県、三重県、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、茨城県、兵庫県、島根県	○（デジタル化(4以外)）	都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示主体の見直し	測量法に基づく基本測量及び公共測量の実施時及び終了時の公示について、実施主体を都道府県知事ではなく、国土地理院と改め、国土地理院のHPに掲載するなどして公示を行うよう見直しを求める。	国土交通省	当該公示を国土地理院が行うこととして測量法第14条第3項を廃止した場合、同法第39条により公共測量に準用するに際しては、測量計画機関から関係都道府県知事への通知に加え、国土地理院への通知が必要となり、測量計画機関における事務が増大する。 また、国土地理院から都道府県知事への通知を行うとすれば、行政全体の事務負担が増大するものと考える。 なお、同法第14条第3項に基づく都道府県知事の公示の方法は、特に定めがないため、県報掲載のほか、インターネットの利用その他適切な方法により実施することも差し支えないと認識している。 都道府県知事が実施の公示をするものとしている趣旨は、公示後に行われる当該測量の実施に当たって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な同法第15条の規定による土地の立入り、第16条及び第17条の規定による障害物の除去、第18条の規定による土地等の一時使用並びに第19条の規定による土地の収用又は使用の権利の行使があり得ることを知らせ、行政運営の効率化を図ることにより、「測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成するためのものである。 加えて、上記の土地の立入り等の公権力の行使は、私有地のみならず公有地を所有する地方公共団体間にまたがることもあるため、当該条項は法定受託事務として都道府県知事が公示するものと整理された経緯があり、この整理が変わる状況にはないと理解している。	本提案は、測量計画機関から測量実施計画書、測量成果等の提出を受け、公示に係る情報を一元的に保有する国土地理院が公共測量の公示を行うことにより、都道府県の事務削減に加え、利用者の利便性向上にも資するとの趣旨である。 回答は測量法第14条第3項を廃止した場合となっているが、提案しているのは、公共測量への準用の場合を含め同項に規定する都道府県知事の公示義務を廃止し国土地理院（の長）が行うこととするとともに、同条第１項及び第２項に規定する都道府県への通知を不要とするよう、所要の改正を求めるものである。 このため、測量計画機関は関係都道府県知事ではなく、国土地理院へ通知することに変更となるのみで、測量計画機関の事務量は変わらない。また、同様の理由で、行政全体の事務負担が増大することはないと思われる。 むしろ、国土地理院及び都道府県知事の双方に対して提出・通知を行っていたものが、これを国土地理院へのワンストップ化により一元化することで、測量計画機関における事務煩雑の軽減が図られるものとなる。 また、都道府県知事の公示の方法について述べられているが、インターネットでの公示を可とし、紙での公示により当該地域住民に周知する必要がないのであれば、国土地理院で情報を集約し公示する方が、利用者の利便性向上につながり、より効率的と考える。 以上の観点から、再検討を求める。	—	【全国知事会】 本提案は、現在都道府県が担っている基本測量及び公共測量の公示を「国が一括処理したほうが効率的な事務」として、国土地理院が一括してHPに掲載するなど公示主体の一元化を求めるものである。都道府県のみならず測量計画機関の負担軽減にも資するとともに、閲覧者の利便性向上にも資するため、提案の確実な実現を求める。
275	広島県、宮城県、愛知県、三重県、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、茨城県、埼玉県、兵庫県、島根県	○（デジタル化(4以外)）	測量業者登録簿を閲覧に供する規定の見直し	測量法において、都道府県知事が測量業者の登録簿を公衆の閲覧に供さなければならないとする規定を廃止し、登録業務を行っている国がHPに掲載するなどの見直しを求める。	国土交通省	都道府県知事が公衆の閲覧に供することとされている測量業者の登録簿等については、国土交通省において調査を行ったところ、1都道府県あたり平均で年間48件程度、多い県では年間200件以上の閲覧があり、一定の国民のニーズがあると承知しているところ。 一方、ご指摘のような事務負担を考慮し、電子化を含めた閲覧のあり方について、本年度中に検討してまいりたい。	測量業者の登録事務を行っている国土交通省が、全国の情報をとりまとめ、HP等で検索できるような形で公表するなど、測量業者登録簿の電子化が実現すれば、業者や住民等が閲覧のために来庁する必要がなくなり、利便性が大きく向上するものと考える。 また、測量業者登録簿の電子化に伴い、各地方整備局における各都道府県への測量業者の登録・更新関係書類の送付作業と、都道府県における供覧のための書類差替作業がなくなれば、国と都道府県双方の事務負担軽減につながるため、早期の検討をお願いする。	—	【全国知事会】 本提案は、現在都道府県が紙バインダーを用いて公衆の閲覧に供している測量業者登録簿を「国が一括処理したほうが効率的な事務」として、国のHP等で全都道府県の情報を検索できるよう求めるものである。都道府県の負担軽減のみならず、事業者や住民の利便性向上にも資することから、提案の確実な実現を求める。
277	広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会 【重点5】	岩手県、長野県、宮崎県	○（デジタル化(4)）	都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し	国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。	警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	回答については別紙。	国家資格は全国的に通用するものであり、指定試験機関による試験実施など、事実上、全国統一の運用がなされているものもあることから、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しいと考えている。 関係府省からは、業の許認可との関連性があること、地域の実情に応じた試験等が必要なこと、指定機関への委託により事務負担が過大ではないこと、国で資格事務を実施すると利用者の利便性が低下するなどの１次回答があったが、全国的に通用する国家資格においては地域の実情に応じた試験等を行うことに必ずしも必然性がないこと、「国家資格等情報連携・活用システム」への資格実装の進展や、国が資格付与者となっている国家資格も多数存在する状況などを踏まえ、国と地方の役割分担の適正化の観点から、資格付与者の転換について積極的な検討を求める。 関係府省からの第１次回答に対する個々の見解は、別紙のとおり。	【岩手県】 【家畜商法（家畜商）】 講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。 また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。 なお、国では、令和6年３月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところでもあることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。 【家畜改良増殖法（人工授精師）】 資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考える。 ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。	【全国知事会】 全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。
278	京丹後市、神奈川県	川崎市、相模原市、大村市、熊本市	×	災害復旧事業（補助）における再調査後の設計変更等を可能とすること	災害復旧事業（補助）における再調査後の設計変更及び協議を伴う決定価格の更正を可能とすることを求める。現行制度で可能であるならば、取扱いの明確化をしていただきたい。	国土交通省	再調査は、原則3年度目に実施しますが、再調査後、やむを得ない状況変化が生じた場合には、4年度目以降も引き続き、再調査を実施し、必要な予算措置をすることとしております。 また、令和元年12月26日に発出済みの事務連絡においても、 ・3箇年度以内の完工にこだわることなく必要に応じて適正な工期の確保に努めること ・3箇年度以内の完工しない場合は、相談窓口（国土交通省水管理・国土保全局防災課）に相談すること と明記しており、令和3年3月31日に発出済みの事務連絡では、「4箇年度以降についても、必要な予算措置をすることとしています」と改めて取り扱いを明確化しております。 4箇年度以降についても、必要な予算措置ができることについて、引き続き、周知してまいります。	本提案は、3年度目に通常行う再調査について、3年度早々に増額要素を見込むことが困難であるため、春の１回だけではなく秋から年末にかけて再調査時期を追加していただきたいものであり、やむを得ない状況変化が生じた場合に行う4年度目以降の予算措置ではない。 連続して多くの災害に見舞われると、職員不足により再調査時期にようやく工事の発注ができる未竣工箇所が多数出てくる場合があり、増額の可能性が高い現場であっても増額可能性部分を記載できないまま再調査の調書を提出するケースがある。 その後、設計変更で増額となった部分に関しての差額は、自治体が負担することにより再調査年度に災害復旧工事を完工しているが、秋から年末にかけて再度、再調査が実施され予算措置がされるのであれば、その段階での当該差額の負担を減らすことが可能であると考える。 よって、再調査時点で見込めなかった増額部分について、同年度内において、再度、再調査を実施し、予算措置がされるよう御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
279	神戸市、札幌市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	上尾市、東京都、静岡県、豊橋市、熊本市、那覇市	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	太陽光発電等で発電した電力の自己託送要件の緩和	経済産業省が策定する自己託送に係る指針の「3. 自己託送における需要について」の2段落目の文末に下記のような文言を追加してほしい。 「ただし、カーボンフリー電力による自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所が、地方公共団体が管理する公共性のある需要場所である場合、当該他の者が最終的に電気を使用する場合においても、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当する。」	経済産業省	御指摘の自己託送に係る指針の改正は、環境価値や追加性のある再エネ電気に対する需要家のニーズが増加する中で、自己託送による電気の供給には再エネ賦課金が課されないことに着目し、自家発自家消費の延長として、需要家の保有する自家用発電設備の有効活用という制度趣旨に反して自己託送が活用されている実態や、自己託送に再エネ賦課金が課されていないことについて審議会で負担の公平性が指摘されていることも踏まえて要件の厳格化を行ったものであり、自己託送の利用者が地方公共団体であることをもって要件を違えることは考えておりません。 その上で、今回の改正に当たっては、需要場所における受電設備を保有していること等をもって自身の需要とみなし、需要場所内でテナント等の他者に電気を供給（融通）する形式をとり、従前から設定されている密接な関係性要件を満たしていない当該他者が実体的に電気の最終消費者となっているといった制度趣旨に反する自己託送の利用実態があることを踏まえ、一の需要場所内で他者に電気を供給（融通）する場合には、当該他者にも自己託送を実施する需要家との間に密接な関係性等の要件を求める当該他者にも自己託送を実施する需要家との間に密接な関係性等の要件を求めることとしています。こうした考え方は自己託送に関するQ&Aとして資源エネルギー庁のHPにも掲載しております。 なお、今回の御要望のケースにおいて、市民が単に公共施設を利用されている場合は、公共施設内における市民に対する電気の供給（融通）には該当しないと考えられます。一方で、公共施設内にいわゆるテナントとなる事業者が存在するような場合には、指針等に自己託送事業者となる地方公共団体と当該テナントの間の密接関係性等の要件を満たすことが必要となります。このため、市民が公共施設を利用していることをもって自己託送が認められないわけではありませんが、個別の事例については、各一般送配電事業者に御相談ください。	自己託送の利用者が地方公共団体であることをもって要件を違えることがない方針であることは承知した。ただし、2050年のカーボンニュートラル達成には国全体での取り組みが不可欠であり、地方公共団体においては率先してカーボンフリー電力を導入する立場であり、自己託送はそれを実現する上で極めて有効な手段と考えている。しかし、多種多様な公共施設への自己託送を検討する際、指針の厳格化により要件が複雑になり高度な専門知識も必要であるため、地方公共団体が自己託送の導入をためらう要因になっていると考えている。このような課題を解消し地方公共団体の取り組みを加速させるため、地方公共団体に対して、「密接な関係性」の解釈を明確化し、考えうる事例を記載した上で文書で広く周知していただきたい。	【上尾市】 「市民が単に公共施設を利用されている場合は、公共施設内における市民に対する電気の供給（融通）には該当しないと考えられます。一方で、公共施設内にいわゆるテナントとなる事業者が存在するような場合には、指針等に自己託送事業者となる地方公共団体と当該テナントの間の密接関係性等の要件を満たすことが必要となります。このため、市民が公共施設を利用していることをもって自己託送が認められないわけではありませんが、個別の事例については、各一般送配電事業者に御相談ください。」との回答であるが、各一般送配電事業者により見解が異なることも想定され、経済産業省及び資源エネルギー庁から具体的な基準が必要と考えている。（なお、一般送配電事業者に確認したところ、詳細な基準、要件については、回答が難しいようであった。） 自己託送先の施設内に自動販売機が設置されている場合（当該自動販売機に係る電気の使用者は、当該自動販売機設置業者）において、どのような要件を満たせば、自己託送の対象施設になるか、次の点に即して具体的に提示していただきたい。 【要件】 ① 職員以外の者（市民など）の自動販売機の利用頻度（恒常的か・一時的か） ② テナントの設置形態（オープンな開放施設か・クローズの非開放施設かなど） ③ 施設の利用形態（市民利用が想定されない消防署、浄水場などに関係業者が出入りする場合など）	—
280	神戸市 【重点10】	札幌市、旭川市、当別町、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、城陽市、八尾市、西宮市、斑鳩町、下関市、長崎市、熊本市、特別区長会	×	住宅用家屋証明交付事務の廃止	登録免許税の軽減措置に係る住宅用家屋証明については、登記所が市区町村に照会する仕組みとする。	法務省、国土交通省	【法務省】【国土交通省】 令和3年の提案募集においても、同旨の提案があったところ、当該提案への対応として、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第１項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする旨を昨年４月に地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通知し、同年７月から、この運用が開始されたところ。この運用が普及すれば、要件の審査に係る市区町村の事務負担は軽減すると考えられるため、引き続き入居見込み確認書の運用の普及に努めてまいりたい。 なお、租税特別措置法ではなく租税特別措置法施行令に規定があることについて見直しが必要であるとの指摘については、地方自治法第２条第９項において、法定受託事務は「法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定されているところ、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第１項の規定により市町村が処理することとされている事務は、同令第55条において、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第一号法定受託事務とする旨が規定されており、法定受託事務としての根拠規定に問題はないものと認識している。	令和3年の提案募集は、市区町村の事務負担の軽減だけではなく、住民に対して過度の負担を課しているといった面からも改善提案を行ったものである。登記手続き時の必要書類と住宅用家屋証明の申請時の必要書類は重複しているものが多く、二重に負担を強いていることから、法務局による受付へ移行すべきであるという考えは令和3年の提案時から変わっていない。 宅地建物取引業者による入居見込み確認書の運用については、宅地建物取引業者にとっては事務軽減にならず、むしろ負担増となるため、現状では利用されることはほとんどなく、結果として市区町村の事務負担の軽減にはつながっていない。 上記の事情を踏まえ、廃止が難しいということであれば、すでに情報連携を行っている登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付できる仕組みとすることで、申請者の来庁負担軽減を図ることができるのではないか。	【西宮市】 「自治体における審査を不要とする旨を令和6年４月に通知し、７月からこの運用が開始された」とのことだが、活用されておらず、また、これが活用されたからといって、あくまで提出書類の緩和に留まり、市町村窓口での証明書の交付事務の煩雑さは何ら変わりはなく、事務負担の軽減にはなっていない。確実に市町村窓口の負担をなくすため、「緩和」ではなく、根本的に証明事務の見直しを検討いただきたい。 【下関市】 当市に於いて、入居見込み確認書による申請は、令和6年７月以降1件のみである。なお、家屋証明の申請は住居異動後のものが圧倒的に多く、未入居が例外なので、入居見込み確認書の導入は根本的な事務負担の軽減にならない（令和6年度家屋証明発行総数：903件、うち未入居申請：8件）。また、入居見込み確認書は自治体における審査が不要と言いつつ、税務当局の調査が行われる可能性があるとして現在の家屋の処分方法等、申立書と同じ添付書類の提出を求め、市区町村で5年保存することとされている（「九次改訂　登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明の手引き」より）。申立書を入居見込み確認書にすることに何らメリットは感じない。 そもそも、法定受託事務として自治体に家屋証明の発行を求めているが、登記手続きの権限は自治体は有しておらず、最終的な減免手続きを行うのは法務局であり、減免の判断も法務局が行うべき業務である。しかしながら、家屋証明発行の判断に迷う事例を法務局に問い合わせても、「家屋証明の発行は市町が判断するものであり、証明が発行されれば減免を行う」と判断を丸投げされ、対応に困ることがある。登記の際に、住民票あるいは入居見込み確認書を提出すれば、法務局で自己居住用であることは確認できるので、わざわざ自治体に多くの書類を審査させ、家屋証明を発行させる必要はないと考える。現に、相続に係る土地の不動産登記の免税措置については、家屋証明のような自治体の審査書類を求めていない。家屋証明発行事務は、本来法務局が行うべき審査を自治体に肩代わりさせ、一方的に負担を強いるものだが、法務局が審査を行うことができない理由を明示いただきたい。 当市においても人員削減や業務増加により事務負担が大きいため、家屋証明の廃止を強く要望する。 【長崎市】 令和6年から導入された宅地建物取引業者による入居見込み確認事務については本市では事例がなく、事務負担の軽減になっていない。市区町村にとって審査や問い合わせに対する負担が大きく、また、書類審査のみであることから市区町村がしなければならない理由はないと思われる。さらに申請者にとっても法務局にて登記申請と併せてワンストップで行う、もしくは制度を廃止することで申請の負担が減るため、法務局で事務を行うか、制度を廃止するか制度自体の見直しを検討すべき。 【特別区長会】 回答には、昨年７月から開始された運用で市区町村の負担が軽減されるとあるが、ほとんど事例がないのが実情である。家屋証明書は、司法書士等が申請するケースが多く、宅地建物取引業者が申請することはあまりない。司法書士等にとっては、宅地建物取引業者に入居見込み確認書を求めるより、自らが申立書を作成した方が、時間的にもコストもかからない。このため、おそらく今後もこの運用は普及が進まないのではないか。 この提案は、登記所が市区町村に照会する仕組みとする措置を求めているが、その回答がない。できないならその理由を明確に回答してほしい。 政策的な目的で登録免許税を軽減するなら、登録免許税を課す主体が自ら確認、判断すべきである。それをせず、全国の市区町村が発行する証明書を必要としたのはなぜか。軽減を受けようとする方に2か所での手続きをさせ、全国の市区町村に業務の負担を強いていることを考慮し、制度のあり方から検討してほしい。	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
282	藤枝市	川崎市、沼津市、熊本市	×	農地法施行規則第35条第４号イの規定において、一般国道又は都道府県道と同一路線の都市計画道路（市町村道）の沿道の区域を対象に加えることを求める。	農地法施行規則第35条第４号イの規定において、一般国道又は都道府県道と同一路線の都市計画道路（市町村道）の沿道の区域を対象に加えることを求める。	農林水産省	流通業務施設等については、その性格から沿道の区域等に立地が制約されますが、全ての沿道の区域等で農地転用を認めることは、優良農地の維持・保全に与える影響が大きいことから、日本全国にわたる主要な幹線道路である一般国道又は地方的な幹線道路網を構成する都道府県道の沿道など一定の区域に限って認めることとしているものです。 ご提案の一般国道又は都道府県道と同一路線の「市道」区間が、どのような場合を想定しているか不明ですが、上記のとおり、本特例は一般国道又は都道府県道の性格に鑑み措置しているものであり、これらに該当しない道路まで対象とすることは、優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、認めることは困難です。	複数自治体に跨る広域都市計画道路等では、構造及び沿線等が同一の道路であっても、区間ごとに管理主体が異なるため、県管理区間（県道）と市管理区間（市道）が混交している現状にあります。一般国道又は都道府県道の性格に鑑み規制緩和の措置を行っているとのことですが、これらの道路が混交し整備される広域都市計画道路等における市道は、一般国道又は都道府県道と構造及び沿線等が同一の道路であり、これらと同一の性格を持つ道路であると考えます。逆説的に言えば、構造かつ沿線等が同一の道路でありながら、市境等の行政上の都合で管理主体が異なる区間で、別々の取り扱いがあることは一般的でなく適切でないと考えます。なお、本提案は、一般国道又は都道府県道と同様な性格の道路における規制の緩和を求めるものであり、全ての沿道の区域等で農地転用の許可を求めるものではありません。 また、農地法の緩和は、主要な幹線道路である一般国道又は地方的な幹線道路網を構成する都道府県道の沿道など一定の区域に限っているのとのことですが、都市計画道路等の性格を鑑み、構造や幅員、交通量など実態を考慮し、区域の対象を拡大することは農地法に定める緩和の趣旨を逸脱するものではないと考えます。 以上のことから、本提案は農地法第４条第６項の規定を無秩序に拡大適用するものではなく、優良農地の確保に支障をきたすものではありません。	—	—
283	茨木市	花巻市、多賀城市、館林市、寝屋川市、養父市、宍粟市、熊本市	×	児童手当法第21条及び第22条に基づく徴収規定について他市で児童手当や児童扶養手当を受給している場合でも徴収可能とすること等	児童手当及び児童扶養手当について、以下の見直しを求める。 ①児童手当法第21条及び第22条の徴収規定について、他自治体で児童手当を受給している場合でも徴収できるようにする。また、児童扶養手当についても、徴収規定を設け、同様に他自治体で児童扶養手当を受給している場合でも徴収できるようにする。 ②児童手当法第21条の徴収できる費用に、児童手当返還金や児童扶養手当返還金等（債務者が同一で子育てに関する債権）を含める。 ※上記の①と②において、双方とも適用できるよう求める。 （例：A市で児童扶養手当返還金の債務あり→B市で受給している児童手当から徴収） なお、本提案が実現した場合、自治体間の調整が発生することとなるが、当該調整についてはデジタルで対応できるようにするなど、効率的な事務執行ができるようにする必要がある。	こども家庭庁	【提案についての総論】 児童手当制度のこの取扱は、児童手当を支払う市町村と当該市町村で児童手当を受給する者との関係において、事務の簡素化等を踏まえて特例的に設けられたものであり、他の市町村に居住する児童手当受給者との間でも同様の取扱いとすることは困難である。なお、仮に、要望のとおり当該要望を認め、他自治体の支給分について自治体間で調整を行うこととすると、自治体の会計事務や調整に多大な事務負担を生じさせることとなってしまうため認めるのは困難である。 【保育料の児童手当からの特別徴収について】 法第22条において、児童手当を支払う際に保育料を徴収することができる旨定められているところ、これは未納分の債権の回収ではなく、本制度を利用する以前の分の保育料については特別徴収することはできない。（ただし、公立保育所については、未納の保育料のうち、児福法第56条第６項の規定に基づいて特別徴収を行うことができる。） 【給食費について】 法第21条第２項において、受給資格者の申出による児童手当からの学校給食費等の徴収について定められている。前年度中の学校給食費等についても、受給資格者からの申出があれば児童手当から徴収することも可能であるが、保育料のように特別徴収できるものではない。 【支払の調整について】 法第13条において、支払の調整について定められているが、これは事務処理上の簡素化等を考慮し特例を設け、過払分を返納させる代わりに、その部分を新たに支給することとなる児童手当から差し引くこととするものである。このため、法の趣旨や財源の異なる他の制度との調整を想定しているものではなく、児童扶養手当返還金を児童手当において調整することは困難である。 【児童扶養手当についても、徴収規定を設けること】 児童手当における当該取扱は、事務の簡素化等を踏まえて特例的に設けられたものであり、児童扶養手当から保育料や学校給食費等を徴収可能とすること、また、他の市町村に居住する児童扶養手当受給者との間でも同様の取扱いとすることは、児童扶養手当の趣旨に反する懸念があるほか、却って自治体の会計事務や調整に多大な事務負担を生じさせることが想定されることから困難である。	児童手当返還金等の債務は、債権管理上効率的に回収することが必要であり、他市に転出したことにより返還の義務は果たさず、未来に渡って手当を受給できることは極めて不公平と言える。 「他自治体の支給分について自治体間で調整を行うこととすると、自治体の会計事務や調整に多大な事務負担を生じさせることとなってしまうため認めるのは困難である。」とあるが、制度改正による自治体間の調整に事務負担が最小限になるよう例えばマイナンバー情報連携を活用し、デジタルで対応できるようにするなど、関係省庁等とも調整の上検討されることを求める。 支払の調整は、「法の趣旨や異なる他の制度との調整を想定しているものではない」とのことだが、法第21条の申出徴収においては、保育料や給食費といった他の制度（債務）から調整している。同様に他の制度である児童扶養手当返還金を法第21条の申し出により徴収できる費用に加えることは、保育料や給食費等と捉え方に違いはないと考えられる。 また、児童扶養手当でも支払の調整や徴収規定を設けることについて、「児童手当における当該取扱は、事務の簡素化等を踏まえて特例的に設けられたもの」とのことだが、児童扶養手当返還金においても同様のことが言えるため、事務の簡素化等を踏まえて特例的に規定を設けることを求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
285	厚岸町	高松市、熊本市	×	医業未収金対策に係る診療の求めに応じなくても良い場合の具体化・明確化	医師法第19条第１項の規定による応召義務に関して、診療の求めに応じないことが正当化される場合の具体化・明確化を求める。	厚生労働省	医師法（昭和23年法律第201号）第19条第１項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」として、いわゆる医師の「応招義務」を定めている。 この"正当な事由"の考え方に関しては、令和元年12月25日付け厚生労働省医政局長通知「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」において、具体的にどのような場合に診療しないことが正当化されるのかについて、最も重要な考慮要素は「緊急対応が必要であるか否か（病状の深刻度）」であるとした上で、支払い能力があるにも関わらず、悪意をもって医療費を支払わないようなケースについては、診療の拒否が正当化され得る旨を示している。 一方で、この「応招義務」は、医師が個人として国に対して負担する公法上の義務であり、患者に対する私法上の義務ではないものと解されており、個々の診療の場面で患者を診療しないことが正当化されるか否かは最終的には司法により個別具体的に判断されるものであるため、更なる具体化・明確化は困難である。 厚生労働省としては、上記医政局長通知で示している考え方の更なる周知を行ってまいりたい。	令和元年12月 25 日付け厚生労働省医政局長通知における「悪意のある未払いが推定される場合もある」との記載は、判断基準として曖昧であり、医業未収金対策として実効性を欠いている。通知の内容に加えて、支払い能力があるにも関わらず、正当な請求に応じず、分納も履行しないような場合を「悪意のある未払い」として整理した診療拒否の判断基準を示していただきたい。 現行では、再三の請求に応じない患者への対応が困難であり、意図的な未払いが放置されやすい状況であるが、診療拒否の可否が明文化されれば、未払いに対する抑止力が生まれ、患者側に「診療継続には一定の支払いが必要である」との認識を促すことができ、誠実に支払っている患者との公平性を保つことが出来る。 また、「応招義務」が公法上の義務であっても、いかなる行為が義務違反になるかは、できるだけ具体的かつ明確に示されるべきであることは何ら変わりないものと考える。医療現場で適切に判断出来るよう明確な指針の整備や全国的な実態調査結果の公表又は事例集の作成を求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。
286	厚岸町	花巻市、ひたちなか市、春日部市、半田市、小野市、高松市、鹿児島市	×	地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則に規定されている給与費明細書様式の簡素化	地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則に規定されている給与費明細書様式の簡素化	総務省	給与費明細書を含む予算に関する説明書は、議会において予算を審議する際、予算書のみを判断材料として審議することは非常に困難であることから、予算と併せて議会への提出が義務づけられているものであり、法令上の義務づけの見直しは困難であると考える。 また、給与費明細書が現行様式とされている理由として、 ・給与費の、予算に占める比率の大きさ、義務的経費として将来の財政負担を拘束する度合の強さ、一般行政サービス経費との均衡の必要性、他団体へ与える影響の大きさ等を考えた場合、給与費の内訳や給与の状況が、議会や住民に十分明らかにされたうえで給与費予算の審議が行われる必要があること ・議会における給与費に関する審議が十分かつ慎重に行われ、適正な予算決定が行われるために、給与費支出の根拠となっている給与制度及びその運用の実態を議会に対して詳細に説明し得るようにすること などが挙げられる。このため、様式を「(1)総括」のみとすることは困難であるが、本提案の調整過程において、提案団体及び追加共同提案団体から、様式中の個別の項目に係る簡素化の具体的な要望がある場合、その要望内容を踏まえて検討することは可能である。	給与費明細書の各項目が予算の審議にあたり必要と考えていることは承知したが、国において予算に関する説明書として給与費明細書を国会へ提出する法令上の義務づけがないため、国と同様の扱いとして整理することは可能と考えることから、各項目の必要性について再度検討願いたい。 なお、各項目が必要と再度判断された場合には、国と扱いが異なる理由を説明いただくとともに、条例や規則により確認が可能である「初任給」、「（級別の基準となる職務）」及び「期末手当・勤勉手当」について、個別の項目に係る簡素化を要望したい。	—	【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
287	長岡京市 【重点32】	花巻市、ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市	×	導入促進基本計画の策定の簡略化又は廃止	事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、市区町村が作成する導入促進基本計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨に沿って簡略化又は廃止すること。	経済産業省	中小企業者の先端設備等の導入を促進していくためには、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえつつ、市町村によるイニシアティブの下で効果的な取組が推進されることが必要。このため、市町村が定める導入促進基本計画については、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、導入を促進する先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能としており、実際、多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成していると承知。 導入促進基本計画は、固定資産税の特例措置に係る制度を構成するものであり、中小企業等経営強化法に基づく法定計画であることから既存の計画等との統廃合や廃止は困難。また、市町村において当該特例措置の活用が想定される場合は、同計画の計画期間は当該特例措置の期間と一致している必要があることから、当該特例措置の期間を超える期間の計画を定めることは困難。 なお、事業者の作成する先端設備等導入促進計画の認定要件等を明確化するため、同法において、先端設備等の導入の促進の目標、種類、導入の促進の内容に関する事項、計画期間など、市町村による導入促進基本計画の作成に必要な最低限の事項を定めており、記載事項のこれ以上の簡素化は困難であるものの、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。	【先端設備等の種類、業種等を限定した計画について】 第１次回答では、多数の自治体において先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成しているとあるが、これらを限定した導入促進基本計画を作成している市町村の割合及びその内容をご教示いただきたい。 【計画の廃止について】 「ナビゲーション・ガイド」を踏まえ、導入促進基本計画のあり方を見直し、計画によらない形式を検討されたい。 【記載事項及び計画策定手続の簡素化について】 地域の状況等を踏まえて先端設備等の種類や業種等を限定する場合、事業者にとっては税制措置を受けられない状況となることから、導入促進基本計画においては地域の状況把握や分析等を踏まえた説明が必要であると認識している。一方で、市町村が限定しない場合には、地域の状況把握や分析等が導入促進基本計画の構成要素として必要ではないと思料されるため、記載事項を簡素化されたい。 また、固定資産税の特例措置となる先端設備等の種類や業種等は中小企業等経営強化法及び同法施行規則において決まっていることから、経済産業大臣の同意がなくとも、中小企業等経営強化法の趣旨を逸脱した内容の計画となることは想定されないと思料する。導入促進基本計画の作成について、より市町村に主体性を持たせるために、経済産業大臣への協議・同意を不要とするなど計画策定の手続を見直しされたい。 【計画変更手続の簡素化について】 導入促進基本計画の見直しの際に、大きく産業構造が変わらない市町村も少なくないと思料しており、計画期間毎に地域の状況把握や分析まで行う必要があるのか見直しされたい。特に、計画期間終了毎に新規計画の作成としているが、大幅な内容の更新がある場合にのみ計画の変更を要することとし、軽微な内容の変更の場合は計画を延長することを認めるなど、計画の変更の簡素化について検討されたい。	—	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
288	長岡京市、神奈川県	札幌市、花巻市、北上市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉県、佐倉市、川崎市、大阪市、大茨木市、兵庫県、安来市、山口県、香川県、東温市、大野城市、大村市、熊本市、鹿児島市	○（デジタル化（4以外））	国民健康保険分野に係る「通知」及び「事務連絡」の整理並びにデータベースへの掲載等による情報公開手法の改善	厚生労働省が国民健康保険分野に関して発出する「通知」及び「事務連絡」について、以下2点を求める。 1（今後発出する通知及び事務連絡について）「技術的助言」の場合、「技術的助言」と表記することの徹底、及び通知の種別、決裁番号の記載の徹底 2（発出済みの通知及び事務連絡も含めて）自治体職員が容易に検索することができるよう明確な分類に基づくデータベースへの掲載等情報公開方法の改善 ・厚生労働省が「事務連絡」又は「通知」として発出している文書には、当該通知にしか記載されていないような法令解釈等が多くあり、取り扱いに混乱が生じている。当該文書が技術的助言である場合は、明確にその旨を記載することとなっていると認識。よって、今後発出する文書については、しっかりと明記頂きたい。また、自治体が検索する際にすぐに発見でき、紛れることのないよう、通知の種別や決裁番号についても記載されたい。 ・過去に発出された通知が必ずしも「法令等データベースサービス」に掲載されていないことが見受けられる。自治体職員が検索する際にネット上での発見が難しい場合が多々あるところ。通知および事務連絡についても検索できるようデータベースに掲載する等、検索が容易にできるよう整備されたい。 ・これらの実現は、「事務連絡」及び「通知」が整理されることで情報の検索性が向上し、事務処理の誤り、漏れの防止及び情報検索に要する時間を削減し、行政の効率化のみならず国民へのサービス向上にも資するものである。	厚生労働省	【技術的助言の明記】 各通知・事務連絡が技術的助言にあたる場合にはこれまでも明記してきたところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。 【データベースへの掲載】 発出済みの通知・事務連絡については、厚労省通知検索データベースへの掲載を徹底してまいりたい。	【技術的助言の明記】について 「技術的助言」については御回答どおり、対応されたい。 あわせて、法令の統一的解釈等、国として全国一律での順守を求める事項については、単なる「課からの事務連絡」ではなく、決裁番号が付された局長通知（または課長通知）とされたいが見解如何。 今般、一部自治体が、令和6年11月22日付事務連絡「資格確認書の運用等に関するQ＆A について（その3）」（厚生労働省保健局国民健康保険課）に示された内容に反して、資格確認書の一律交付を行うと判断したことは記憶に新しいところである。この点、あくまで自治事務にかかるものについては、単なる「課からの事務連絡」は参考に過ぎず、従う必要がないものと解されかねない事態となっている。以上のことを踏まえ、何をもって「適切に対応している」と認識されているのか明らかにしていただくとともに、十把一絡げに「課からの事務連絡」とせずに重要度合に応じて通知の仕方を変えていただきたいが見解如何。 【データベースへの掲載】について 事務連絡は厚生労働省通知検索データベースに掲載されていない認識である。現状では、厚生労働省からの事務連絡通知は、全ての自治体でそれぞれストックして、必要に応じて参照する形となっている。今般、国のみならず自治体の人材不足が言われており、無用な事務の削減が急務となっている。この点、本提案のとおり、国により一元的にデータストックを完備することで、各自治体で通知情報をストック・管理する手間も省け、管理不備等によって埋もれてしまった通知情報を探し出すという非効率な事務を解消することが可能。 このようなことから、過去に発出した事務連絡も含めて漏れなくデータベースに掲載していただきたいが、見解如何。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
289	長崎県、福島県、愛知県、九州地方知事会	花巻市、小野市、熊本市	○（デジタル化（4以外））	地方公共団体定員管理調査の結果等を共有するための、ガバメントクラウド等の活用	総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」についての結果等を早期に共有するため、デジタル庁のガバメントクラウド等を活用した仕組みづくり（クラウドストレージ等）を求める。	総務省	定員管理調査結果のとりまとめ作業においては、各団体とそれぞれ複数回にわたり確認を重ねて数値を精査した上で確定させているものであり、その精査に概ね12月中旬までの期間を要しているのが実態であることから、調査結果を現状よりも早期に共有することは困難である。 一方、総務省では、各団体が自ら定員管理の現状を分析、検証できるような参考指標として、定員モデル等を作成し、情報提供しており、その活用を促してきたところである。 自治体の定員については、各団体において、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理に努めていただくことが重要と考えており、定員モデル等もその一助としていただけるよう、引き続き活用を促していきたいと考えている。	「調査結果を現状よりも早期に共有することは困難」とのことであるが、最終的な結果の共有ではなくとも、次年度の組織改正等にかかる業務が本格化する10月中旬頃の時点での暫定版を共有いただくことや、各都道府県が互いの提出内容を共有できるシステムを構築することなど手段を問わず、支障解消に向けた方法を検討いただきたい。 なお、「定員モデル等を作成し、情報提供しており、その活用を促してきたところである」とのことであるが、早期に共有を求める主な理由は、少数職種等の実際の採用状況等を把握し、次年度以降の採用に向けた検討を早期に開始するためであることから、実際のデータの共有がなければ議論を円滑に進めることは困難であるため、上記のとおり調査結果の共有について前向きにご検討いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
290	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町	花巻市、長与町、熊本市	×	連携協約下における公の施設の相互利用手続きの見直し	「公の施設の相互利用」については、その実現の方法が法により定められており、圏域全体の効用を明らかに高める施策にも関わらず、施設設置自治体のみならず、施設を利用する全構成自治体においても議会の議決を経ねばならず、過大な事務手続を要し、当市参画の都市広域圏構成市町でも煩雑な事務手続に苦慮している。そのため、連携協約を結んだ自治体間において、施設を供用に付す場合には、単純な個別自治体同士の関係ではなく、圏域での取組として捉え、施設を利用する側の自治体の議会における議決を不要とするように、法改正を求める。	総務省	法第244条の3第2項に基づく協議とは、個々の公の施設に係る使用方法、経費負担等を定めることが想定されているところであり、公の施設は住民の利用に供される施設であることから、当該公の施設が設置されている普通地方公共団体の区域外の住民に当該公の施設を利用させようとする場合には、住民の代表たる当該普通地方公共団体の議会の議決を必要としているものである。 一方で、法第252条の2第3項の規定による議会の議決とは、地方公共団体相互で連携して事務を処理するに当たっての基本方針や役割分担を定める連携協約が、協議会、事務の委託等の多様な連携のベースとなるものであることに鑑みて、地方公共団体間の連携についてより安定性を確保し、長期的・継続的にも展開が可能とする上で必要な手続として行われるものである。このように、連携協約には、連携して事務を処理するに当たっての基本方針や役割分担が定められるものであり、通常、取組分野（将来的に取り組もうとするものも含む。）が包括的に記載され、例えば、その一つとして「公共施設の共同利用の推進」と記載されるものであるから、個々の公の施設に係る使用方法、経費負担等が定められているものではない。 以上のように、両者において議会の議決が求められる趣旨・目的が異なるものであり、たとえ、「施設の共同利用」等の記載を含んだ連携協約の締結に際して議会の議決を経たとしても、公の施設の共同利用に係る協議については、別途、法第244条の3第3項の規定による議決を要することが適当であると考えている。 なお、例えば、法第252条の2第1項に基づく連携協約の内容に、公の施設に係る使用方法や経費負担等が示されている場合には、同条第3項の協議に係る議会の議決と、法第244条の3第3項の協議に係る議会の議決を併せて行うことが可能であるなど、運用上、各地方公共団体の事務負担を軽減することができることについて、お示しすることを検討してまいりたい。	地方自治法第244条の3第3項の規定による議決と法第252条の2第3項の規定による議決は、議決を求める趣旨・目的が異なるため、たとえ、「施設の共同利用」等の記載を含んだ連携協約の締結に際して議会の議決を経たとしても、公の施設の共同利用に係る協議については、別途、法第244条の3第3項の規定による議決を要することが適当である旨の回答をいただいた。 しかしながら施設費用等の負担を伴わない市町にあっても、圏域内に新たな相互利用施設が増えるたびに、都度すべての参加市町議会の議決が一律に必要とされることで、事務手続きの負担が過大になっている実情がある。また、施設を利用させる自治体については、公の施設は本来住民の利用に供される施設であり、事実上のマイナスの便益が生じるため、議決を経ることが望ましいものの、施設を利用する自治体については、当該施設の供用開始を拒む蓋然性は無く、意思決定を要する事案であるとは考えにくく、施設を利用する自治体の議会による議決は不要と思料される。 さらに、連携中枢都市圏構想推進要綱において、連携中枢都市圏においてそれぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であるとされており、本圏域においても「公共施設の相互利用の促進」に積極的に取り組んでいるところではあるが、各自治体の議決に係る事務負担は自治体職員、議会等においても煩雑で過大なものであり、負担軽減に向けて法改正を求めるものである。 仮に提案どおり法改正に至らなかった場合にあっても、実質的に今回の支障事例を払しょくし、議決不要とできるよう、柔軟な運用例をお示しいただきたい。	—	【全国町村会】 広域連携が円滑に行えるよう、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
291	秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、三重県 【重点28】	高知県、沖縄県	×	介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金支払事務の私人委託を可能とする見直し	介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める等見直ししていただきたい。	こども家庭庁、厚生労働省	補助金の支払に係る事務負担の軽減は、重要な課題であると認識しており、例えば、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等支援事業においては、都道府県から委託を受けた公益社団法人国民健康保険団体連合会が、介護保険審査支払システムを用いて支払額の算出を行うために必要な改修に要する費用を補助するとともに、都道府県における支払い事務の負担軽減に資するツールを提供するなど、都道府県の支払事務負担軽減に取り組んできたところである。 ご提案の「介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める」ことについては、当該支出に係る責任関係が不明確にならないか、公正な取り扱いが期待されるか等の観点を踏まえて丁寧に検討する必要があると考えているが、引き続き関係者のご意見をしっかりと受け止めながら、補助金の支払に係る事務負担の軽減や補助金支払の迅速化等の観点を踏まえつつ、必要な取組を検討してまいりたい。	現在、当該支払事務を都道府県で実施しているところであり、今後も国から同様の補助金交付が想定されるところであるが、介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所数が非常に多いことから、膨大な事務量となっている。これにより、介護・障害担当課のみならず、総務・出納担当課においても、通常業務へ影響が生じており、当該支払事務の見直しは急務である。 なお、「当該支出に係る責任関係が不明確にならないか、公正な取り扱いが期待されるか等の観点を踏まえて丁寧に検討する必要があると考えている」という点については、委託先である都道府県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法で定められた機関であり、介護保険や国民健康保険、障害福祉サービス等に関する公的業務を執行しており、当該支払事務を委託しても公正な取り扱いが十分に期待できるとともに、責任関係も明確になると考える。 まずは、今後の検討スケジュールをお示しいただいた上で、自治体のニーズ等を踏まえ、大きな事務負担軽減につながる本提案を早期に実現していただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
292	秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県 【重点1】	札幌市、茨城県、埼玉県、越谷市、川崎市、長野県、静岡県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県、久留米市	○（デジタル化（4以外））	デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化	管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と申請者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムにおいて発行が可能となる「デジタル資格者証」を免許証等の原本とし、デジタル化を推進すること。	デジタル庁、厚生労働省	【管理栄養士】 国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能が設けられている。デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。 【薬剤師】 薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。 【精神保健指定医】 現行制度下においては、指定医証は紙により交付することが一般的な運用であるところ、「デジタル資格者証」を紙の資格者証と同一の位置づけとすることができるのかといった法令上の担保方法を含め、国家資格情報連携・活用システムの運用状況等も踏まえて検討してまいりたい。	当県において、管理栄養士、薬剤師、精神保健指定医の年間申請件数はそれぞれ59件、80件、35件となっており、年間では約85時間の事務負担が発生している。 デジタル資格者証の免許証等の原本化により、申請者に速やかに免許証等が到達するだけでなく、紙の免許証等の交付に係る来庁負担の軽減も図れ、地方公共団体においても同様に、郵送や窓口対応等の事務負担が軽減する。 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が決定した共通化推進方針においても、デジタル資格者証の免許証等の原本化について検討し、必要な体制整備が整い次第、交付に係る経由事務を廃止することを基本とすることが明示されている。申請者の利便性向上及び事務の効率化のため、早急に検討していただくとともに、その具体的な検討スケジュールについて提示することを求める。 なお、デジタル資格者証への完全移行については時間を要することが想定されるため、混乱を避けるための明確な移行計画の策定や医療機関や国民への十分な周知といった、サポート体制の整備についても併せて検討していただきたい。	—	【全国知事会】 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。
293	兵庫県、神戸市、明石市、相生市、養父市、加東市、たつの市 【重点2】	花巻市、埼玉県、長野県、佐賀県、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の都道府県経由事務の廃止	新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等について、都道府県経由事務を廃止すること。	内閣官房、内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）については、内閣府告示第43号（令和7年3月31日）や予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）により、市区町村が行うものについては事務の一部を都道府県に委任している。それに伴い市区町村事業については、ご指摘のとおり市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等を都道府県で行っている。本交付金については旧デジタル田園都市国家構想交付金も含めて、毎年1000団体以上の地方公共団体が2000事業以上申請しており、仮に貴県の提案を受け入れた場合には、国が1000以上の地方公共団体から個別に申請を受領することとなり、事務処理に相当の時間を要することから、提出期限を従前よりも前倒しをする必要があるため、貴県が示す効果は発揮されない。 また、市区町村の実情は都道府県がよく認識していることから、同交付金の事務処理についても都道府県が行うことによって、申請等の内容の精査・充実を図っているところ、仮に都道府県が同交付金の事務処理を担わなくなった場合、そうした効果は発揮されないこととなる（なお、申請書の受理等の事務は、事前相談等の案件形成・施策内容調整と密接にかかわっており、不可分である）。 以上のことから、従前どおり都道府県経由で行う方法が適切であると考える。	「市区町村の実情は都道府県がよく認識しており、申請内容の精査・充実が図られる」と都道府県に事務委任する効果を示されているが、それは各都道府県の事務処理体制を踏まえた適切なスケジュール設定等が確保されて初めて発揮されると考える。 しかし、現状は国から短時間での事務処理が要請され、十分な検討時間の確保は困難な中でも可能な限り市区町村の検討時間に配慮すると、都道府県において精査した内容を申請等に反映させることは難しい。結果として、申請受付窓口業務の民間委託で対応可能な、交付要件の適合や様式不備・数値誤りの確認等、都道府県が行う必然性に欠ける事務負担のみを強いられており、回答で示された効果は発揮されていないのが実態である。 また、交付決定権限のない都道府県が精査・指摘等した内容は国の審査において影響を及ぼさない、あるいは覆される可能性があるため、時間のない中で市区町村に再検討を求めることは難しく、都道府県に事務委任する効果はさらに発揮されにくい状況となっている。 加えて、類似提案である管理番号232の第1次回答では「市区町村の事前相談について、原則、国が直接市区町村と調整する」と申請受理等の事務と不可分であるとされた事前相談に係る経由事務の廃止を前向きに検討している。そのため、国が直接市区町村と調整できない理由はなく、適切なスケジュール設定等により提出期限を現状より前倒しする必要も生じないのではないか。 交付金を受ける側であり、承諾しないことによる市区町村への悪影響の恐れも考慮すると、都道府県は事務委任を承諾する選択肢しか取り得ない現状を理解いただき、当該交付金の目的である「デジタル技術を活用した課題解決」の見本として、事務負担軽減のためのシステム導入等による本提案の実現に率先して取り組み願いたい。	【長野県】 第2世代交付金については、実施計画・施設整備計画に係る事前相談について、国が直接市区町村と調整する方向で検討をいただいているところ。 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）について、都道府県経由事務全体の廃止が厳しくとも、円滑な執行の確保や申請内容の充実に向けて第2世代交付金と同様、事前相談について国が直接市区町村と調整する等地方公共団体の事務負担の軽減に向けて検討をお願いしたい。	【全国知事会】 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。 【全国市長会】 提案が実現する場合には、提出期限を前倒しにしないなど、市町村の負担が増加することがないよう留意いただきたい。
295	兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、小野市、川西市、三田市、たつの市、播磨町、市川町、新温泉町	北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県	×	武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針の策定	防災分野と同様に、武力攻撃事態等においても個人情報の取扱いに関する指針を定めること。	内閣官房、総務省	今回、支障事例として具体的に挙げられている「安否不明者の特定に向けて、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表する場合」や、「特に混乱が大きい事態において、マスコミに一定の安否情報を提供することで避難住民の安否を周知させるような場合」等について、取扱いを整理・検討し、周知する予定である。	自然災害発生時には「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」に基づき各自治体が対応することとされているため、本提案で求める武力攻撃事態等における個人情報の取扱いの整理・検討においては、同指針を踏まえつつ、各自治体の国民保護措置の実施に混乱が生じないよう留意のうえ進めていただきたい。 また、国民保護措置の実施は法定受託事務であることから、個人情報の取扱いについて、より明確な基準を示していただくとともに、早期の周知をお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
296	兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、たつの市、市川町、新温泉町	北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	入力業務負担の軽減に資するマイナンバーカードを活用した安否情報システムの改善等	武力攻撃事態等時に、住民の安否情報に係る安否情報システムへの入力項目が多岐にわたるため、マイナンバーカード等を読み取って情報入力する機能の実装等、入力作業の負担軽減に資するシステム改善を行うこと。	内閣官房、デジタル庁、総務省	安否情報システムの入力業務負担の改善に関しては、令和5年度のシステム更改によってCSV形式のデータを取り込むことを可能としたところであるが、引き続き、業務負担の軽減方法について検討を行う。	武力攻撃事態等という極限状況においては、職員による手入力（安否情報システムまたは事前にダウンロードした安否情報CSV取込様式）の省力化・負担軽減が特に重要と考えられるため、この部分について、デジタル庁等が取り組む自然災害を想定した「避難者支援業務のデジタル化に係る実証実験」の成果を、国民保護法に基づく安否情報事務に適する形で横展開するなど、段階的にでも情報入力作業の負担軽減策の導入を進めていただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
299	兵庫県、三重県、尼崎市、明石市、加古川市、川西市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、佐用町	札幌市、花巻市、福島市、日立市、小牧市、堺市、芦屋市、岡山県、山口県、長崎市、八代市、特別区長会	×	福祉行政報告例の「民生委員(児童委員)の活動状況」における報告区分の簡略化	福祉行政報告例における民生委員・児童委員、主任児童委員」（以下、民生委員という）の活動状況については、民生委員法第14条第1項第1号の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」、同項第5号の「関係行政機関の業務に協力すること。」の規定に基づき、民生委員が行う相談・援助等の活動状況を記録する必要があり、民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会が福祉行政報告例の報告区分に基づき作成した「活動記録」により民生委員は日々の活動を記載し、都道府県・指定都市・中核市はとりまとめた「活動記録」の情報を、連動する福祉行政報告例第40表として国（厚生労働省）へ報告をしている。 当該「活動記録」は、国及び地方自治体にとっても、民生委員の効果的な活動や活動環境等の検討だけでなく、全国又は各地方自治体内の福祉や課題の分布等を全国統一の内容で把握可能なものであることから、それらを「福祉行政報告例第40表」として集約し、その結果をもとに各種福祉施策の企画・立案に活用している。その報告区分の見直しを行うことはそのような各種福祉施策の企画・立案への活用を困難にしてしまうことから対応するのが困難である。 しかしながら、活動状況の報告の作成について、記載する内容や分類選択等が曖昧な点があるという点に関しては、記入要領を改め、記載する内容等を明確にすることなどによる改善点を関係者の意見をふまえつつ検討する。 なお、民生委員の担い手確保・業務負担軽減のための自治体の創意工夫ある取組に対して補助する制度を令和6年度に創設したところであり、当該補助制度において、ICTの利活用・環境整備も補助対象としていることから、当該補助金制度の積極的な活用も検討いただきたい。	こども家庭庁、厚生労働省	福祉行政報告例における「民生委員・児童委員、主任児童委員」（以下、民生委員という）の活動状況については、民生委員法第14条第1項第1号の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」、同項第5号の「関係行政機関の業務に協力すること。」の規定に基づき、民生委員が行う相談・援助等の活動状況を記録する必要があり、民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会が福祉行政報告例の報告区分に基づき作成した「活動記録」により民生委員は日々の活動を記載し、都道府県・指定都市・中核市はとりまとめた「活動記録」の情報を、連動する福祉行政報告例第40表として国（厚生労働省）へ報告をしている。 当該「活動記録」は、国及び地方自治体にとっても、民生委員の効果的な活動や活動環境等の検討だけでなく、全国又は各地方自治体内の福祉や課題の分布等を全国統一の内容で把握可能なものであることから、それらを「福祉行政報告例第40表」として集約し、その結果をもとに各種福祉施策の企画・立案に活用している。その報告区分の見直しを行うことはそのような各種福祉施策の企画・立案への活用を困難にしてしまうことから対応するのが困難である。 しかしながら、活動状況の報告の作成について、記載する内容や分類選択等が曖昧な点があるという点に関しては、記入要領を改め、記載する内容等を明確にすることなどによる改善点を関係者の意見をふまえつつ検討する。 なお、民生委員の担い手確保・業務負担軽減のための自治体の創意工夫ある取組に対して補助する制度を令和6年度に創設したところであり、当該補助制度において、ICTの利活用・環境整備も補助対象としていることから、当該補助金制度の積極的な活用も検討いただきたい。	「報告区分の見直しは対応困難なため、記入要領を改め、記載する内容等の明確化などの改善を検討」との回答であるが、選択項目の細分化による計上の煩雑さが現行の「活動記録」記入の過度な負担感となっていると民生委員から指摘を受けている。加えて、計上すべきとされる活動内容がどの選択項目に含まれるのか直感的に分かりづらく、記入するには多くの補足説明を読み込む必要が生じていることも更なる負担感の増大となっている。そのため、記入要領の改善も早急に必要とは考えるが、過度な負担感の解消には計上すべき活動内容と選択項目が直感的に分かることが重要であり、補足説明は簡素化すると判断しづらくなり、詳細にすると読み込む負担が増大することを踏まえると、根本的な改善には「報告区分の簡略化」が不可欠と考える。 また、今回提案する「報告区分の簡略化」を行っても、過去の報告結果との比較・分析に支障はなく、行政が持つ民生委員がつないだ支援やサービスの現場からの情報等と合わせ、各種福祉施策の企画・立案への活用も引き続き可能と考える。 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理」（令和6年12月）に、民生委員の担い手確保に関し「業務負担軽減と活動環境の整備推進」が必要との意見があったように、民生委員の負担軽減は急務であると考える。その一環として、現行の「活動記録」の記入・集計作業自体が民生委員活動における大きな負担となっていると、民生委員から不満の声が届いていることをご認識いただき、民生委員の現場の声に沿った負担軽減策を検討されたい。 なお、民生委員の業務負担軽減にはICTの利活用・環境整備も必要と考えており、創設頂いた補助制度も必要に応じて活用したいと考えるが、全体的に高齢化が進んでいる民生委員に対してICTの浸透を図ることは一朝一夕には難しいため、補助制度の継続と更なる拡充をお願いしたい。	【芦屋市】 「内容別相談・支援活動」に関して、近似する項目があり、民生委員において判断が異なるケースがあることに加え、「分野別相談・支援活動」とも重複する分類があることも考慮した項目の整理が必要と思料する。 また、「訪問回数」には、「訪問・連絡活動」と「その他」があるが、分類する意義がどこまであるか疑問である。 以上より、今日的な課題も考慮した福祉施策の企画・立案への効果も見据えながら、民生委員の負担軽減及び実情を踏まえた項目の見直しの検討を改めて要望する。 併せて、国において活動記録や福祉行政報告例第40表を基にして、福祉施策の企画・立案等につながった事例があればご教示いただきたい。 【長崎市】 福祉行政報告例にかかる活動報告は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の負担になっていることを理解していただきたい。当該報告は各種福祉施策の企画・立案で利用されていることだが、区分を統合しても影響が出ないものがないかを再度検討いただきたい。 また、福祉行政報告例の記入例を明確化しても、その内容を確認することに時間を要し、項目数が多い限り、民生委員の負担は大きいままである。 ICT活用についても、民生委員自身が記録することには変わりがなく、項目を削減しないと負担は軽減されないと考える。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
300	兵庫県、神戸市、明石市、川西市、三田市、宍粟市、播磨町	北海道、花巻市、相模原市、長野県、大阪市、奈良県、熊本市	○（人口減少地域におけるサービス空白地域の解消等）	児童養護施設の職員配置基準における非常勤職員の常勤換算化の導入	児童養護施設等の小規模化・地域分散化に必要不可欠な人材確保のため、児童養護施設の職員配置基準において非常勤職員の常勤換算化を導入すること。	こども家庭庁	児童養護施設に配置する従業者及びその員数等については内閣府令で定める基準に従い、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌し、各都道府県において、条例で基準を定めなければならないこととされている（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条）。 内閣府令で定める基準である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」においては、配置する従業者及びその員数について規定しているところであるが、その勤務形態までは規定しておらず、現時点においても、地域の実情等に応じ、各都道府県において、条例で勤務形態に関する基準を定めることは可能であり、内閣府令を改正する必要はないと考える。	「配置する従業者の勤務形態」については「条例で勤務形態に関する基準を定めることは可能」との回答であるが、一方で「配置する従業者及びその員数」は措置費等の設定にも用いられ、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」（以下「交付要綱」）には「常勤的非常勤」や「非常勤」など勤務形態が一部の加算で明記されている。また、こども家庭庁作成資料「社会的養育の推進に向けて（令和7年6月）」のうち「6. 児童養護施設等の運営」の記述において「基本的人員配置」に「常勤」と明記されている箇所もあることから、「勤務形態」は「配置する従業者及びその員数」の属性に含まれ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や交付要綱において明示されていないものは「常勤」と自治体や事業者が認識する蓋然性は高いと考える。 その上、交付要綱の解釈の齟齬は措置費の返還要否にも直結するため、自治体で独自に判断することは躊躇せざるを得ないことをご理解いただくとともに、措置費の取扱いに自治体ごとに差異が生じるのは不適当と考える。 特に常勤職員の人材確保が厳しい施設においては、常勤職員の離職防止のための負担軽減は不可避な現状を鑑み、非常勤職員の常勤換算化について前向き且つ早急に検討いただくとともに、職員配置基準及び交付要綱における「配置する従業者の勤務形態」の取扱いについて、通知等により明確にしていただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
301	兵庫県、新潟県、明石市、洲本市、相生市、小野市、南あわじ市、朝来市、たつの市、上郡町	浜松市、山口県、佐賀県、熊本市、宮崎県	×	地域実態の適切な把握可能に向けた「宿泊旅行統計調査」結果の公表範囲の拡充及び個票データの提供	宿泊旅行統計調査について、都道府県別だけでなく市区町村別のデータも公表するなど、調査結果の公表範囲を拡充するとともに、地域の実態をきめ細かく把握・分析できるよう、個票データの申請手続を簡略化し、入手を容易とすること。	国土交通省	全市町村別データを公表した場合、宿泊施設数の少ない市町村等では個別の宿泊施設が特定されてしまう恐れがあり、県単位、主な市町村単位、130区分単位での公表に留めている。また、現在、宿泊旅行統計調査についてもミクロデータ利用ポータルサイト（miripo）で調査票情報の申請ができるよう、手続を進めているところである。	地域の観光施策を的確に講じるために、市区町村単位での宿泊客の動向等、よりきめ細やかなデータの把握と分析が求められている中で、公表されているのは、「都道府県単位」、「広域市町村単位（全国を130区分）」及び「主な市区町村（全国で概ね200市区町村）」の集計結果のみであり、広域市町村単位、主な市区町村単位の公表数が十分とは言えず、詳細なデータ分析に苦慮している。また、国籍(出身地)別外国人宿泊者数データ等は都道府県単位の公表にとどまっている。 個別の宿泊施設が特定されるおそれから、主な市区町村単位では市区町村別、従業者区分別において10施設以上の回収があったものについて表章されているが、母集団施設数が複数あれば、仮に回収施設数が1施設であっても当該宿泊施設が特定されることはないと考える。 こうした状況を踏まえ、市区町村別データは、回収施設数に関わらず、市区町村別・従業者区分別の母集団施設数が極端に少ない自治体を除き、原則として市区町村単位での公表を基本とするなど、柔軟な公表ルールの設計等も含めて検討いただきたい。 　また、個票データの提供について、システム化による利用申出手続の円滑化等は期待される一方、提供機関の審査等で提供までに時間を要するようであれば、基本的な枠組みに変化はないと考えられる。 個票データの提供先についても、行政や研究機関の一部に限定すると、地域事業者やDMO等はデータの活用ができず、迅速な分析や地域特性を生かした戦略策定が難しくなる。 そのため、地域事業者やDMO等も含めた地域観光関係者が適切かつ迅速にデータを活用できるよう、提供先の拡大や手続の簡素化についても、更なる検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
304	島根県、三重県、中国地方知事会	岩手県、栃木県、足利市、高崎市、川崎市、滋賀県、大阪府、兵庫県、熊本市、沖縄県	×	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限の見直し	文部科学省が通知する特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限について見直しを求める。	文部科学省	特別支援教育就学奨励費の実績報告については、文部科学省において、各都道府県より提出された実績報告の内容確認及び修正に時間を要することを踏まえ、例年期限を設定している。 例年提出期限後に、提出された内容に対して各都道府県と確認及び修正に係るやり取りを行う必要があることから、実績報告の提出期限を後ろ倒しした場合、当該補助金の額の確定通知の発出も後ろ倒しとなることが想定される。 都道府県においては、文部科学省より発出する当該補助金の額の確定通知をもって出納整理に係る作業を行う必要があることから、当該通知の発出が遅れた場合、各自治体での作業に影響を及ぼす可能性がある。 そのため、実績報告の提出期限を後ろ倒しとした場合の影響について、各自治体への実態把握も行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。	提出期限の設定理由については承知している。一方、特別支援教育就学奨励費の実績報告における事務処理においては、各学校でのとりまとめや都道府県教育委員会での集計作業に多大な時間を要しているところ。第１次回答のとおり、実績報告の提出期限を後ろ倒しにすることについて、自治体の意見を踏まえつつ積極的な見直しの検討をお願いしたい。ついては、措置を講じるにあたって、実態調査等具体的なスケジュール等お示し頂きたい。	—	—
306	島根県、福島県、神奈川県、愛知県、中国地方知事会	岩手県、ひたちなか市、川崎市、岐阜県、西尾市、津市、兵庫県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県	×	地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））の内示時期の早期化	地域医療介護総合確保基金（介護分）（医療介護提供体制改革推進交付金）について、交付要綱を前年度中に確定し、7月末までに交付決定または内示を行うよう求める。	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内示に当たっては、国において事業内容の精査や事業内容の確認、聴取等を行う必要があること、47都道府県における決算終了後の基金残高を確認した上で配分額の調整を行う必要があること、法令に基づく関係省庁との協議が必要であることから、内示までに一定の期間を要しているところであるが、自治体において円滑に事業が実施されるよう、業務の効率化を図り、早期の要綱発出、早期の内示に努めていく。 ※なお、基金の配分に当たっては、全都道府県の要望額や基金残高が揃わなければ調整が行えないため、それぞれの期限を守って国へ提出いただくよう都道府県にお願いしているが、都道府県によっては期限を超過する場合もあり、国と都道府県の両者の協力が必要となっている。	「事業の確認や関係法令との調整等により一定の期間を要する」とのことだが、島根県でも約50件の事業について計画を提出しており、全国では2,000件を超えると推察され、各計画書に係る確認・調整などの事務手続に時間を要することは理解できる。しかしながら、手続に時間を要することを理由に、内示が遅れるということであるなら、今後も内示時期が変わらないことになり、結果的に、事業実施が遅れ、年間の半分程度の期間でしか事業実施は困難となる。また、内示があるまで事業承認の可否についてさえ連絡がなければ、関係する団体・事業所にも連絡や準備にも影響を与え、事業に期待を寄せる県内の団体や事業所の期待を裏切ることにもなりかねない。一方で、地域医療介護総合確保基金（医療分）については、8月中旬には内示がなされているため、介護従事者確保分についても、早期に内示を行っていただきたい。 また、一部の都道府県において提出期限が超過していることが早期内示の妨げとなっていることについては、一部理解できるところではあるが、公平性と効率性を担保するためにも、提出が遅れる都道府県に対し、提出期限厳守の徹底を強く指導いただくとともに、申請書類作成に関するサポート体制の強化など、適切な指導や支援を行うことで、改善に繋げていただきたい。当県においても、県内の医療介護連携に必要な事業であると理解しているため、しっかりと対応してまいりたい。以上、ご考慮いただき、何卒、早期の内示をお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
307	島根県、秋田県、中国地方知事会	札幌市、岩手県、茨城県、川崎市、愛知県、佐賀県、宮崎県	×	委託訓練の契約方法について単価契約ではなく総価契約による契約を可能とすること	委託訓練の契約方式について、単価契約方式を改め、総価契約により契約できるよう見直しを求める。	厚生労働省	委託費の単価は、受講者１人当たり各コースにより定められた価格を上限として、個々の経費の積み上げによる実費と定めており、経費の実績のない業務に対して委託費を支払うことはできない。ご提案の「総価契約」は、経費の実績に関係なくあらかじめ定められた経費を支出するものであるが、委託訓練のように受講者数（経費）の変動がある事業を「総価契約」とすることは、適正な支出の観点から困難である。 また、「固定費の最低限担保」となるような契約方式については、委託費の支出に当たって、訓練実施機関は、固定費と固定費でないものを明確に区別することに加え、固定費のうち、例えば、光熱費といった訓練実施機関の運営全体に係る間接経費について、訓練コースごとに委託費とするものとそれ以外とするものを明確に区別しなければならない。また、都道府県等はその算出根拠が適正なものとなっているか、個々に確認する必要がある。このため、都道府県等や訓練実施機関においては、これまで以上に業務負担の増加が見込まれることが考えられる。特に、都道府県等においては、国へ精算報告書類等を提出するまでの限られた期間内で必要な確認をしなければならず、業務負担が大幅に増加することが考えられ、また、契約方式の見直しを行った場合、その影響はすべての都道府県等に波及することとなる。 したがって、本提案については、事業の性質や、都道府県等や訓練実施機関の業務負担増の可能性を踏まえると現状の契約方式の見直しを行うことは困難である。	現行の要領で定められている単価契約方式では、受講者数が想定よりも少なかった場合、委託上限額が下がり、事業者が経費を賄えないリスクがあり、委託先候補の事業者にとっては、プロポーザルへの応募、訓練実施におけるボトルネックとなっている。 人口規模が小さく、十分な受講者数の確保が困難な地域において、「受講者数×単価」による上限設定では固定費負担の比重が高くなり、訓練の実施が困難となる状況が発生している。その結果として、住む地域によって訓練機会を平等に享受できない、いわゆる少数切り捨てとも言える状況が生まれており、これを回避するための対策が十分に講じられていないと考えている。 このため、支出において大きな比重を占める「施設利用料」「講師謝金」に焦点を当て、下記の提案についてご検討いただきたい（なお、経費について実費精算を行うことに異論はない）。 ①現在設定されている上限単価の積算においては、「施設利用料」「講師謝金」相当分も含まれているものと考えるが、現在の上限単価から「施設利用料」「講師謝金」相当分（X）を除いた上限単価（教材費、パソコンなど人数に応じて変動する設備・機器利用料、通信費、消耗品費、一般管理費等が含まれているものと思料）を国実施要領等で新たに設定する。 ⇒計算式：上限単価×受講者数 ②「施設利用料」「講師謝金」は、1時間あたりの上限単価を国実施要領等で新たに設定し、上限単価を乗ずる対象を訓練総時間数とする。 ⇒計算式：上限単価×訓練総時間数 以上が、ご回答を踏まえた新たな素案であり、事務負担の増大を招くこともなく、住民サービス向上に資する実現性の高い内容である。 なお、当県では、件の事情を背景に、既に一部地域において訓練の存続が喫緊の課題となっている。 早期に対策を講じなければ、主に都市部でしか訓練が実施できない状況となり、全国的な課題として波及するのも時間の問題であると予想される。公共職業訓練が全国どこにいても享受することができるよう、本件に対する前向きなご検討と早期の対応を強くお願い申し上げる。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
308	島根県、中国地方知事会	北海道、宮崎県	×	公立高等学校における高等学校産業教育施設台帳の整備事務の廃止	高等学校産業教育施設台帳について、公立高等学校を台帳整備の対象から除外し、台帳の作成及び報告に係る事務を削減するよう求める。	文部科学省	高等学校産業教育設備台帳等については、産業教育振興法に基づく国庫補助事業の適切な執行に資するため、補助対象施設・設備等の整理を行うものである。 他方で、現在では公立学校における産業教育設備整備については地方交付税措置が講じられているところ、産業教育の振興の観点から、各高等学校において関係法令を踏まえた整備がなされているか、設備整備の状況を把握するために当該台帳を用いている自治体もあるほか、財産処分を行う際の根拠資料として用いる場合もある。 これらの状況と各自治体の状況を踏まえ、高等学校産業教育設備台帳等の取扱いを検討し、令和7年度中に整理を行う。	平成15年度の学校教育設備費等補助金交付要綱改正後、公立高等学校が補助対象外となっていることから、学校教育設備整備費等補助金を活用して整備された学校教育設備に係る台帳整備は、形骸化している状況にある。 当県では、各高等学校の設備整備状況の把握は、高等学校産業教育設備台帳とは別に教育委員会の中で整備した設備をリスト化し管理しているデータも用いており、状況把握や財産処分の資料として当該台帳を用いている自治体があるからといって、すべての自治体に引き続き台帳整備を義務付ける必要はないと考える。 公立学校及び教育委員会での台帳整備に係る事務負担が生じている現状を踏まえ、事務の削減につながるよう前向きにご検討いただき、早急に整理を行っていただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
309	島根県、中国地方知事会	岩手県、茨城県、静岡県、熊本市	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	非常勤講師とスクール・サポート・スタッフ等の兼務に関する取扱いの明確化	補習のための指導員等派遣事業について、義務教育国庫負担金を充当する非常勤講師が、教育支援体制整備事業費補助金を充当する教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員を兼ねさせることについては、これまでも、ご指摘のようにそれぞれの職務に従事する勤務時間が重ならないよう適切に任用し、その給与について当該国庫負担金と当該補助金の重複支給とならないよう厳格な経費区分ができる場合については可能としている。こうした運用が明確となるよう、本年度中に、都道府県・政令市教育委員会の担当者に提供している、当該補助金の執行等に係る文書の記載内容を見直してまいる。	文部科学省	義務教育費国庫負担金を充当する非常勤講師に、教育支援体制整備事業費補助金を充当する教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員を兼ねさせることについては、これまでも、ご指摘のようにそれぞれの職務に従事する勤務時間が重ならないよう適切に任用し、その給与について当該国庫負担金と当該補助金の重複支給とならないよう厳格な経費区分ができる場合については可能としている。こうした運用が明確となるよう、本年度中に、都道府県・政令市教育委員会の担当者に提供している、当該補助金の執行等に係る文書の記載内容を見直してまいる。	記載内容を見直していただくことにより運用が明確となり、義務教育費国庫負担金を充当する非常勤講師に、教育支援体制整備事業費補助金を充当する教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員を兼ねられる場合、より多くの方に教員業務支援員等として勤務していただくことが可能となり、教職員の負担軽減を図ることができると考える。 見直しの時期に際しては、令和8年度予算要求に間に合うよう、速やかに修正のうえ周知を頂くよう配慮を求める。 また、記載内容の見直しに際しては、運用を明確化する観点から、以下の文書の様に「義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外する」といった趣旨の記載がある文書については、確実な削除及び修正を求める。 1　補習等のための指導員等派遣事業実施要領（令和7年3月12日一部改正） 7 その他留意事項（1）地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外するので留意すること。 2　補習等のための指導員等派遣事業 Q&A（令和7年度版）【4 申請手続きについて】 問4 実施要領「5費用（2）補助対象経費の取扱い」について、「国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること」の趣旨如何。 答 義務教育費国庫負担金をはじめ、情報通信技術支援員（ICT支援員）や特別支援教育支援員等の地方財政措置がされているもの、観察実験アシスタントや日本語指導者、母語支援員等の国の他の補助金等を充当している事業は対象外となることなど、補助対象経費の経理を厳格に行うこと。	—	【全国知事会】 人材確保が困難な地域において持続可能な教育環境を実現するためには、柔軟な人材運用が不可欠である。 しかし、義務教育費国庫負担金による非常勤講師の取扱いが不明確であることから、人材の適切な配置に支障が生じている。こうした状況を踏まえ、本提案については特に積極的な検討を求める。
310	島根県、中国地方知事会	盛岡市、花巻市、白河市、茨城県、ひたちなか市、春日部市、川崎市、新発田市、諏訪市、静岡県、小牧市、三重県、滋賀県、宍粟市、徳島市、高松市	×	地方公営企業決算状況調査における調査の単位を千円単位から円単位にすること	「地方公営企業決算状況調査」における調査の単位について、千円単位から円単位へ改めるよう求める。	総務省	地方財政決算情報システムについては、令和8年度から次期システムの設計開発等を行う予定であり、その中で事務負担軽減の観点から調査単位のあり方について検討する。	令和8年度から実施される次期システムの設計開発の中で、調査単位のあり方についてご検討いただけることに、感謝申し上げる。 一方で、決算状況調査作成でのエラー対応において、現に苦慮している状況がある。次期システムが稼働するまでの期間（現行システムで対応する期間）、エラー対応に係る時間を少しでも削減できる方法について検討いただきたい。	—	【全国市長会】 地方財政状況調査（決算統計）システムについては、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき、共通化候補（令和7年度分）とされているところ。 今後の検討に当たっては、本提案事項も含め、自治体の業務等の実態を把握したうえで、現場の理解を得ながら業務・システムを一体的に検討していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
315	山形県、北海道東北地方知事会	花巻市、川崎市、相模原市、長野県、滋賀県、岡山県、熊本市	○（デジタル化(4)）	災害時等における通行規制箇所等の迅速な情報共有が可能なシステムの構築・拡充	災害時等における県管理道路の通行規制箇所や被害箇所等の情報が迅速に共有されるよう、現地パトロール等が直接入力可能な情報システムの構築・拡充を行うこと。	国土交通省	災害時における自治体管理道路の通行規制箇所等については、必要な情報について様式を定めメール報告を求めるとともに、国管理道路等の情報を付与して、各自治体にフィードバックすることで、効率的な情報共有を図っているところである。 様式や報告方法等については、これまでも順次効率化を図っているところであるが、さらなる効率化を進めることにより、迅速な情報提供が図られるよう検討を進めてまいりたい。	災害時等における通行規制箇所等の情報共有について、順次効率化を図ることについては、御礼申し上げる。大規模災害時等においては、定められた様式による国への報告が、労力と時間を要することや、当該事務への対応により現地対応に支障が生じてしまうことから、かえって自治体職員にとって大きな業務負担となっている。この現状を考慮していただき、現地パトロール等が直接入力可能な情報システムの構築等自治体職員の業務軽減につながる効率化について、引き続き配慮いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
317	指定都市市長会	花巻市、茨城県、ひたちなか市、春日部市、銚子市、浜松市、名古屋市、堺市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	出入国在留管理局における納税状況調査の見直し	在留資格更新等のための在留外国人に係る納税状況の調査については、情報提供ネットワークシステムにおいて、地方団体の納税情報を副本登録する仕組みを構築し、出入国在留管理局において事務が完結するようにしていただきたい。 それまでの間は、出入国在留管理局において市区町村へeLTAX等の機能により電子的に照会することとし、照会内容については、年限を3年間とし、期別の納付状況や納付日についての照会は行わないこととしていただきたい。	総務省、法務省	地方自治体の負担軽減や申請人の利便性向上の観点から、住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることの是非について検討する。 検討に際しては、全国の自治体が共通して追加可能な情報の範囲や年限を踏まえつつ、情報連携を開始することで、資料請求等に対する自治体の事務負担が軽減されるよう、申請事務において求める資料の範囲、手続等の見直しの要否を併せて検討する必要がある。 なお、市区町村に対して、eLTAX等の機能により電子的に照会することについて、現行上当該機能を有していないため、提案内容を実現することは困難と考えている。	現在、在留審査には納税証明書が用いられているが、地方税法上、納税証明書は、担保権の設定その他の目的で交付されるものであり、多くの手続に共通して必要な情報を記載項目としている。そのため、納税証明書では、在留審査に必要な情報を全て網羅しているわけではなく、多くの地方自治体が窓口対応に苦慮している。 特に、様々な読み仮名、通称名が用いられる外国人の特定に苦慮しており、言語の壁があるなか、納税証明書の年度の問題と併せ、窓口でのトラブル発生の要因となっている。 そのため、マイナンバーを用いた確実な識別方法により、納税情報を自動連携する仕組みの構築が必要であり、照会範囲を法令上の3年間分とすることに加え、出入国在留管理庁において必要な情報及び地方自治体から提供すべき情報の見直し、自治体システムや情報提供ネットワークシステムへの負担を考慮した最適な情報の更新頻度の設定などの喫緊の課題について、具体的な対応の早期開始をお願いしたい。 なお、実施に当たっては、税務システム標準化なども考慮に入れて、適切な準備期間を設けるとともに、準備に対する財政措置を講ずるべきである。 また、情報連携が実現するまでの間、申請者に負担を求めない体制づくりとして、出入国在留管理庁と地方自治体の間で直接的にやり取りをする方法が必要である。地方自治体の税務当局が常時利用しているeLTAXに公用照会の機能を追加し一元化することで、事務処理ミス、情報漏えい等を防止することが理想であるが、実現が困難な場合は、政府共通ネットワーク・総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した他の電子的な手法も検討いただきたい。 なお、納税情報の連携方法が確立すれば、書面の納税証明書が減少し、市町村の窓口デジタル化の推進に繋がるものと考える。	【特別区長会】 情報連携については、課題等もあることが想定されるため、自治体側の負担にならない手法の検討を進めていただきたい。 また、納税証明書発行や出入国在留管理局から交付された専用用紙については、納税済の領収証書を保管・提出すれば不要なものと考えている。窓口においても納税した領収証書を保管するよう案内しているが、出入国在留管理局においても領収証書を保管し、在留資格更新等の際に提出できるようにする旨を、外国人に対して指導徹底いただきたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
318	指定都市市長会	花巻市、宮城県、茨城県、千葉県、浜松市	○（デジタル化(4以外)）	道府県民税の狩猟税の低税率制度について、都道府県において事務が完結するようにすること	道府県民税の狩猟税の低税率制度（地方税法第700条の52第1項第2号及び第4号）の適用に当たっては、情報提供ネットワークシステムを用いて、必要な情報を取得し、都道府県において事務が完結するようにしていただきたい。	デジタル庁、総務省	現在、狩猟税の低税率制度（地方税法第700条の52第1項第2号及び第4号）の適用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号利用法主務省令」という。）第51条第1項第11号の規定に基づき、「納税義務者に係る道府県民税に関する情報」について、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が可能となっている。 総務省としては、関係省庁とも連携しながら、課税庁における実務の実態を踏まえて番号利用法主務省令の改正を検討し、必要な情報を対象として捕捉した上で、各都道府県に対しマイナンバー制度による情報連携の利活用の促進に必要な対応をとる。	狩猟税の低税率制度の適用については、現在、都道府県が交付する書面の専用様式に、市町村が審査内容を記入し、公印を押印する方法で行われている。 そのため、申請者は、専用様式の請求、証明願い、都道府県への提出と3回以上の窓口来庁を強制されるだけでなく、市町村は、件数の少ない証明書のために、窓口ごとに公印を設置し、手書き対応をせざるを得ず、市町村における窓口デジタル化の阻害要因となっている。 同制度は、マイナンバーによる情報連携が可能となっているにもかかわらず、会計検査院報告書（「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」）では、狩猟税の低税率制度の適用に当たって情報提供ネットワークシステムを用いた件数は確認対象となった11団体全てにおいて0件となっていることから、課税実務の実態に即した改正を行ったうえで、利活用の促進を徹底していただきたい。 利活用の徹底に当たっては、茨城県のように既に審査に情報提供ネットワークシステムを活用している事例があるため、こうした先進事例の紹介とともに都道府県向けに通知を発出するなど、早期に具体的な対応を求める。 なお、現状では、住民基本台帳及び個人住民税課税情報を保有しない都道府県において、納税義務者を扶養している者が誰なのかを把握できないため、情報提供ネットワークシステムにおいて納税義務者の扶養主を参照できる改修が実現するまでは、低税率制度の申請時に、添付書類として確定申告書第2表や、個人住民税の申告書の写しや、記載事項として自己の個人住民税上の扶養主に係るマイナンバーを申告させるなど、扶養主が誰かを特定する運用上の改善が暫時必要と考える。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
319	指定都市市長会	札幌市、花巻市、茨城県、浜松市、名古屋市、大阪市、枚方市	×	配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について、再賦課決定により返戻が必要となった場合における還付金を個人住民税の不足税額として徴収可能とすること	配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について、再賦課決定により返戻が必要となった場合は、返戻すべき還付金を個人住民税の不足税額として徴収できるような規定を地方税法に追記していただきたい。	総務省	地方税における還付を受けた後の再賦課決定の取扱いについては、地方団体の課税実務や法令等を踏まえ、検討してまいりたい。	貯蓄から投資への流れを促す施策の展開により、平成25年度から令和5年度の10年間で上場株式等に係る配当所得金額は5倍近くに増加しており、今後も新NISA制度の開始などにより急速に増加していくことが見込まれるところ、当市では再賦課決定により返戻すべき還付金相当額のうち、例年2割ほどが収入未済となっている。 収入未済が生じる要因として、再賦課決定により返戻すべき還付金相当額が生じた場合、民法上の不当利得を根拠とする非強制徴収公債権として取り扱わざるを得ない点が挙げられる。 こうした状況は、公平性の観点からも看過されるべきではなく、今後、貯蓄から投資の流れが更に活発化することにより、回収不能となる事例の増加が懸念される。 そのため、返戻すべき還付金を個人住民税・森林環境税額（以下「個人住民税額等」という。）の不足税額として追徴できるようにするなど、強制徴収公債権とする制度の見直しを早急に実施すべきである。 なお、返戻すべき還付金相当額を個人住民税等の不足税額とみなすこととした場合、個人住民税等の調定額が、みなされた金額分増加することとなり、個人住民税等の税額を指標とする各種行政サービスなどへの影響が懸念されることから、こうした影響を遮断するため、税務システムや情報提供ネットワークシステムへの反映方法等、他部局との連携についても併せて検討すべきである。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
320	指定都市市長会	花巻市、浜松市、小牧市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、尼崎市、香川県、長崎市、鹿児島市	○（デジタル化（4以外））	生活困窮者自立支援統計システムの機能改善	アセスメントに必要な項目のみを表示させる機能や、地域で行われているアセスメントのプロセスに沿った順番で項目を表示させる機能、組織でのアセスメントにも対応可能とする情報集約機能を追加するなど、地域の実情に応じた運用となるようシステム改修をしていただきたい。 また、支援プラン作成には至らないが、つなぐところもなく継続して相談対応を行っている事例があるが、このような「制度の狭間」の相談者に関する情報も、地域の課題の一つとして統計項目に含めるようシステム改修をしていただきたい。	厚生労働省	システムの機能付加や情報集約については、ご意見を踏まえ検討する。 なお、支援対象者を継続支援するに当たっては、支援プランを策定する必要があり、その方法については、昨年度から開始した支援ツールセミナー等の研修においてその旨説明しているところ。 また、支援プラン作成に至らないケースの場合、相談支援記録やインテーク・アセスメントシートで一定程度経過を確認することも可能である。 また、インテークやアセスメントの際に、シートの順番に聞き取るような面談は一般的な相談援助技術から考えても想定されるものではないため、相談者との自然な対話や質問を通して、情報を収集していくものと研修等で繰り返しお伝えしているところ。加えて、インテーク・アセスメントシートの項目をすべて埋めるような仕様にもなっていない点については、ご留意いただきたい。	システムの機能付加や情報集約機能の追加の検討に当たっては、以下の点を踏まえた上で、地方の意見を聞きながらご検討願いたい。 シートの順番に聞き取るような面談は想定しておらず、相談者との自然な対話や質問を通して、情報を収集していくものということは当然承知しているが、国が地方へインテーク・アセスメントシート（以下様式という。）を使用してアセスメントをすることを求めている以上、相談員にとって使いやすい様式であるべきと考える。本市では、様式が使いづらいため、一旦別様式に情報を記載した上で、様式に転記するという作業をしている。また相談員からは、項目が非常に多く、入力が煩雑であるとともに全体像が把握しづらいという声もある。そういったことが解消されるように検討願いたい。 また、集約機能の検討に当たっては、アセスメントの根拠となった情報とその結果との関係が分かることに加え、相談者の概要、今後支援を検討する上での課題、支援方針等をまとめられる機能としていただきたい。 あわせて、システムの機能付加の検討に当たっては、支援プラン作成に至らないケース等も含め過去の相談記録が検索しやすいよう、キーワード検索機能を追加いただきたい。 一方、統計データの重要性は理解しているが、アセスメントには不要な情報も統計のために入力しなければならず、負担となっている。そこで、入力が容易となるようなフォームを追加するなど、現在の煩雑な入力作業の負担軽減を図るための改修をしていただきたい。 なお、システム改修については日々の相談支援業務に影響するものであるため、速やかに検討いただくとともに、検討のスケジュールについて、お示しいただきたい。	【長崎市】 ①支援プランの作成に至らないケースにおいて、経過記録の確認に加え、その集約やデータ分析も現システムではできない。さらに、評価についても必要と考える。また、地域づくりを評価するツールがないため改善いただきたい。 ②インテークシート等におけるアセスメント時には、シートに捉われずに全項目必須ではないことは承知しているが、その使用法や技術を伝える研修が国や県の実施も含めて現場に浸透していないと感じる。また、研修後の事業所の状態のモニタリングを実施し研修評価をすることが重要と考えている。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
321	指定都市市長会	札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、鉾子市、船橋市、柏市、浜松市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、和泉市、安来市、広島市、東温市、久留米市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市	○（デジタル化（4以外））	戸籍情報連携システムにおけるデータ反映等の迅速化等	「戸籍情報連携システムに届書データが届いた場合の本籍地の自治体への送信」、「本籍地の自治体から副本データが届いた際の同システムへの反映」を即時実施するよう改善して頂きたい。 即時実施が困難な場合は、「翌営業日までに実施する」など、問い合わせがあった際に明確な回答ができるよう、実施日を基準化し、明示して頂きたい。 反映時期が不明確で基準の策定が難しい場合は、同システムの反映状況を市区町村側が個別の手続きごとに目視で確認できる仕組みを導入して頂きたい。 万が一、何らかの合理的な理由でこれらが全て難しい場合には、市区町村または届出人等が問い合わせを行える専用回線、あるいは、コールセンターを開設して頂きたい。	法務省	戸籍情報連携システムにおいては、届書の受理地及び異動対象の戸籍の本籍地における処理の進行状況について、受理地市区町村及び本籍地市区町村の戸籍情報システムに通知する仕組みとしている。戸籍情報連携システムから通知された進行状況の情報を市区町村において確認する方法は、各市区町村が利用している戸籍情報システムの仕様により異なることから、当該戸籍情報システムの開発事業者に操作方法等を確認いただく必要がある。 長期間完了していない届出については、随時、戸籍情報連携システムのヘルプデスク（戸籍情報連携システムサポートセンター）から各戸籍情報システム開発事業者への確認依頼を行っているほか、全国の市区町村から閲覧可能となるポータルサイトにおいて情報共有を行っているところであるが、一刻も早い解消を実現するため更なる働きかけを検討してまいりたい。	関係府省からの一次回答は、現に発生している支障事例の解決策とはなりえない。 受理地市区町村が送信した届書等情報が送付地市区町村へ到達する時期は、到達前に確認する手段がなく、把握することができない。戸籍届出後に届出人から「至急戸籍証明書が必要なので、戸籍記載を急いでほしい」との要請があった場合でも、受理地および送付地の市区町村では届書の到達時期が不明であるため、やむを得ず、システム障害時の運用に準じて紙で届書を送付しており、特に急を要する場合には速達で対応している。 さらに、戸籍記載後に広域交付により証明書を取得する場合、副本への反映時期が不明であるため、「本籍地市区町村では取得可能となっているが、広域交付で取得する場合は、さらに数日を要すると思われる」といった回答をせざるをえない。その結果、申請者には市区町村が明確な回答を避け、煮え切らない表現ではぐらかしていると受け取られ、苦情に繋がっている。 このように、市区町村が不毛な苦情対応に追われることのないよう、届書等情報がタイムラグなく関係市区町村へ到達し、決裁後の戸籍が副本に即時反映される体制の構築を強く求める。	【船橋市】 各府省の回答は、あくまで現状説明に留まっており、結論においても「働きかけを検討してまいりたい」と、「働きかけること」自体も約束されていないように見受けられる。 本提案にかかる措置は、戸籍情報連携システムの導入効果を高く活かせることとなるほか、実際にお客様からの厳しい意見も多数寄せられている状況から、所管する府省においても、解決に向けた具体的な改善目標を挙げていただき、そのための実施計画ならびに解決までの期限、進捗状況等のスケジュールの明示をしていただくことを要望する。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
322	指定都市市長会	札幌市、花巻市、仙台市、館林市、銚子市、燕市、浜松市、豊橋市、豊中市、羽曳野市、兵庫県、養父市、安来市、久留米市、佐世保市、鹿児島市	×	出生届に係る氏名の振り仮名の法務局への受理照会中における児童手当制度等の取扱いの明確化	戸籍法の一部改正により、自治体にて氏名漢字の振り仮名を審査する必要が生じ、特に法務局への受理照会を行った場合に相当程度の期間を要することとなることから、子の出生後に速やかに実施すべき他の制度の手続きが停滞することが懸念されるため、以下の措置を求める。 ①戸籍法改正により影響を受ける制度の手続きについて、国において漏れなく点検し、適切な手続きを行うことができるよう周知いただきたい。その上で、出生届の正式な受理に期間を要した場合に、届出者に不利益を及ぼすような制度があれば、不利益を及ぼすことのないよう制度を見直していただきたい。 ②少なくとも児童手当については、受給照会中であっても並行して手続きを進めることができるようにするなど、認定請求時の事務の取扱いについて明確化し、全国の市区町村へ通知することで周知徹底を図っていただきたい。併せて、通知が市区町村の戸籍担当にも確実に行き届くように、法務省経由で市区町村の戸籍担当へも送付していただきたい。 また、受理照会中で住民票未作成の場合に児童手当の認定請求等が認められないのであれば、請求が遅延したとしても、遡及しての手当受給が可能となるよう制度を改善していただきたい。	こども家庭庁、総務省、法務省	出生届の審査において、名の振り仮名のみに疑義がある場合は、振り仮名未定として受理することができるとしていることから、御懸念のような事態は生じないものと考えている。 なお、児童手当制度における上記取り扱いについては、通知により周知を行う。	振り仮名未定で受理した場合であっても、住民記録システムにおいて振り仮名未定のまま住民票作成が可能か、児童手当等の認定が可能かといった取扱いは不明瞭である。仮に、振り仮名未定として受理した場合に、児童手当をはじめとするその他の制度については手続きを進めることができるのであれば、その旨を明確化し、自治体へ周知すべきと考える。 振り仮名未定で出生届を受理した場合の住民票の取扱い及び受理照会中又は振り仮名未定で受理した場合における児童手当の取扱いについては、関係省庁からの通知・通達の送付が不可欠である。	—	—
323	指定都市市長会 【重点29】	札幌市、宮古市、流山市、燕市、浜松市、高槻市、寝屋川市、南あわじ市、長崎市、鹿児島市	×	自立支援医療制度等における受給者証への加入医療保険情報の印字の省略	令和6年地方分権改革に関する提案を受け、情報提供ネットワークシステムの改善や、医療機関が利用するオンライン資格確認システムを自治体でも利用可能とすることについて、すでに検討が始まっているが、新たな対応として、自立支援医療制度をはじめとする公費負担医療において、各自治体の状況に応じて、受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の記入を省略可能とする。	厚生労働省	自立支援医療は生活保護世帯を除き医療保険への加入を前提とした制度であり、医療保険情報の確認は制度運用上必要なプロセスであることから、現場の実務の状況を踏まえ検討する必要があると考える。	医療保険情報の確認は制度運用上必要なプロセスであることは理解しており、その上で、受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の印字を省略しても現場の実務において支障は生じないとの認識の下、今回の提案を行ったものである。次の実務の流れを想定しており、受給者、医療機関及び自治体において、負担が軽減され、利便性の向上が期待できると考える。 ・市町村は、自立支援医療費を給付する際、医療世帯を把握するため、マイナ保険証等の提示を受けることを通じ医療世帯を把握した上で、自己負担上限額を認定し、自立支援医療受給者証を交付する。その際、受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の印字を省略することとする。 ・受給者は、指定医療機関で自立支援医療費の給付を受ける際、マイナ保険証等に加え、受給者証を提示する。 ・医療機関は、医療保険資格について、マイナ保険証等とオンライン資格確認システムにおける加入保険情報との一致等により確認する。次に、公費負担医療の給付内容について、受給者証の券面で確認する。 以上の一連の流れにおいて、保険給付及び自立支援医療費給付は支障なく行われる上、市町村は、情報提供ネットワークシステムから得た情報で健康保険の記号・番号・枝番を管理することで事務の適正化・簡略化を図ることが可能となり、医療機関窓口における誤った対応も防止できるものと考えている。 本提案については、現場の実務の状況を踏まえ提案したものであり、積極的に採用すべきであり、前向きに検討をいただきたい。その上で、今後の見通しをお示しいただきたい。	【浜松市】 負担上限月額の認定のためには保険証確認は必要な処理ではあるが、所得確認と加入医療保険情報の記載は切り離して考えられることから前向きな検討をお願いしたい。 【高槻市】 自立支援医療制度等における受給者証への加入医療保険情報の印字の省略自体の事務処理運用だけではなく、医療現場における運用にも影響を及ぼすと思われるため、医療機関等窓口では医療保険の被保険者証の提示がなければ自立支援医療の利用ができないことも踏まえて、1次回答のとおり現場の実務の状況を調査いただき、今後の対応方針について結論を出していただきたい。	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
325	指定都市市長会	花巻市、神奈川県、海老名市、静岡県、浜松市、豊橋市、清須市、三重県、兵庫県、東温市、佐世保市	○（デジタル化(4)）	「調査・照会（一斉調査）システム」の仕様、名称及び運用方法の見直し	①自動発信メールに記載される情報を統一するとともに、メール本文に概要の記載をするようにする。添付資料の確認の前に、本文に簡潔な内容があった方が内容把握に効率的である。 ②システム上でも複数の依頼先担当名が確認できるように改修する。府省庁が指定する送り先の担当部署が不足していることが多く、関係部署への展開に時間を取られているため、どの担当部署へ通知したいのか精査した上で、漏れのないように展開するよう求める。 ③令和7年3月にシステムがリニューアルされたが、受信箱の種類が多く、受信箱の名称からも区分がわかりづらいため、直感的に把握・操作しやすいように案件一覧画面を見直す。 ④通知・事務連絡、情報提供もシステム上で行われることや、システム上で自治体が個別に回答業務を行うことが、自治体職員に容易に想起できるシステム名称を検討する。 ⑤システムによらず直接メールによる照会や通知等が行われる場合もある中で、どのような場合に府省庁がシステムを用いるのかが自治体に分かるよう、府省庁においてシステム利用基準を設定し、共有する。	総務省	システム改修を伴うご提案に関しては、本システムは、利便性向上による利用拡大を図るため、本年３月に大規模なシステム改修を実施しているため、次期システム改修については、この新システムの運用を通じて、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含め、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。 なお、自動発信メールへの調査概要の記載や、分かりやすいタイトルとする、提出期限を必ず入力するなどといった運用面での改善に関しては、今後、各府省庁等へそうした内容を周知することについて検討してまいりたい。 名称については、システムの利用拡大に向けて、まずは利用への課題がほとんどない通知からシステムの利用を始めてみることが重要であることを明確化するため、今年度より「一斉通知・調査システム」に改称したばかりであるため、あまり頻繁な名称変更は混乱を招くことから、当面の変更は考えていない。なお、本システムは、国から地方への通知・調査のみならず、都道府県から管内市町村や、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から地方へのものにも活用できるものである。 各府省庁における本システムの活用については、本年６月に取りまとめられた「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」において、「経由調査については、調査内容やその事務の在り方、地方自治体を経由する理由等は様々であることから、一律に一斉調査システムの活用を強いるのではなく、それぞれの調査の特質に応じた効率化・合理化を検討することが重要」とした上で、対応の例として、必ずしも100%の回収率を求めない調査や市町村の入力項目が少ない調査などは一斉調査システムの活用が有効だと考えられ、全面的な活用が困難な場合であっても、部分的に同システムを活用することも考えられるといった例示を行っているところであり、こういった対応例をもとに本システムの利用拡大が図られるよう、今後とも各府省庁へ働きかけてまいりたい。	次期システム改修について、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含めて検討していくとのことであるため、新システムについての意見・要望を自治体向けに幅広く照会することを明示いただくとともに、具体的な照会の時期についても言及していただくよう、検討をお願いしたい。 運用面での改善に係る各府省庁等への今後の周知については、予定時期を明らかにしていただくとともに、周知した内容を自治体にも共有いただきたい。また、「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」においては、各府省庁等の担当者が本システムを認識していなかった事例もあったことが記載されていたことから、定期的・継続的な各府省庁等への周知をお願いしたい。 各府省庁における本システムの活用について、今後の利用拡大を図るとともに、通知・調査先の自治体における混乱を避けるためには、通知・調査全般において、その特質に応じつつも可能な限り利用基準の統一を図っていただくことが望ましいことから、例えば本システムを利用した通知・調査の好事例を各府省庁間で共有して同種の通知・調査の効率化・合理化を促すなど、各府省庁等や所管部局による本システム利用の差異を縮小し、統一的な運用が図られるよう働きかけをお願いしたい。	【神奈川県】 「システムの利用拡大に向けて、まずは利用への課題がほとんどない通知からシステムの利用を始めてみることが重要であることを明確化する」との点について、一斉通知・調査システムを利用して市町村向けに周知を行う案件についても、ほとんどの場合、国から都道府県の各所管課に対して、市町村への周知を依頼されている現状があることから、各府省庁への働きかけに当たっては、都道府県の経由は必要最小限に留めるとともに、経由が不可欠な理由を明示することを原則とするなど、システム活用の趣旨に即した対応を求めたい。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
327	指定都市市長会	札幌市、仙台市、佐倉市、浜松市、堺市、豊中市、寝屋川市、広島市、長崎市	×	街区表示板の設置義務に関する要件緩和	住居表示に関する法律第8条第1項における表示板について、同条第2項に規定する住居番号表示板とともに、町名板（又は町名表示板）を設置している自治体に限り、要件の緩和（「設けなければならない」を「設けるよう努める」とする）を求める。	総務省	住居表示に関する法律第8条第1項に基づく表示板の設置の取扱いについては、同法において設置を義務づけている趣旨等を踏まえて検討する。	住居表示に関する法律を制定した当時の昭和30年代においては、住居表示実施区域における現在住所の参照に、街区表示板は必要であり、設置による効果は非常に大きなものであったと考えられる。しかし、GNSSなどの発達により、ナビゲーションアプリが普及した現在においては、現在住所の参照は当時と比較しても容易であり、制定時ほどの必要性や効果は無くなっていると考える。 また、街区表示板が設置義務となっていることにより、各自治体が設置・管理を行っているものの、設置判断に関する裁量が自治体側になく、地域の状況や要望に応じた細やかな対応ができないという支障も生じている。（追加提案団体から支障事例として挙げられた「防犯意識から街区表示板の撤去を求められる」といった要望も、設置が義務の状況では、対応が困難である。） 当該法律の制定から60年以上経過しており、当時とは社会情勢も異なることから、当該要件緩和措置をぜひ前向きに検討していただきたく、ついては、今後どのように検討を進めるのか、具体的にお示しいただきたい。	—	—
328	指定都市市長会 【重点10】	花巻市、いわき市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、寝屋川市、特別区長会	○（デジタル化(4以外)）	空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し	租税特別措置法第35条第12項に基づく同法施行規則第18条の2第2項第2号のイ（3）、同号ロ（3）及び同号ハ（3）に規定する書類（被相続人居住用家屋等確認書（以下「確認書」という））の交付のための提出書類のうち、原則コピー不可とされている書類について、コピーやスキャンデータでも可とすることを求める。	財務省、国土交通省	確認書の交付のために必要な提出書類については、税制措置を受けるための公的な書類として、偽造等不正の手段によることがないよう、原則として原本の提出を求めているところであるが、確認書を交付する市区町村において、確認事務を行うに当たって支障がないと判断し、各市区町村の文書の取扱いルール等に照らしても支障ないと判断できるようであれば、添付書類のコピーやスキャンデータによる提出も否定されるものではない。	確認書の交付のために必要な提出書類は租税特別措置法等で定められているほか、「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」（平成28年４月１日国土交通省住宅局住宅経済・法制課長及び住宅総合整備課長通知）において、交付した確認書の写しと提出書類を７年間保存することが明文化されている。各市町村の取扱いで整理するとしても、申請手続の代理や補助をする専門家等は、複数の市町村にまたがって手続をする機会があると考えられることから、市町村ごとに運用が著しく異なることは望ましくない。 コピーやスキャンデータによる書類提出や交付後の書類保管が許容されるのであれば、確認事務を行うに当たって支障がないと判断できる範囲等を含めて、通知や必要な書類の一覧表等を改正等の上お示しいただきたい。	—	【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。
329	指定都市市長会	花巻市、いわき市、ひたちなか市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、特別区長会	×	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく情報提供の範囲の明確化	市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）に基づく必要な措置等を円滑に行えるよう、空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供の求めに対する回答については、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨を明確化することを求める。	総務省、厚生労働省、国土交通省	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき、他の市町村長から空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報として介護保険等の情報提供の求めがあった際に、当該情報を提供することが地方公務員法第34条第１項の守秘義務に抵触しないかについて、関係省庁とも連携し明確化する方向で検討を行うこととする。	空家等の所有者等は、空家等と同様の市町村に住民登録をしているとは限らない。そのため、空家法第10条第１項に基づく福祉部局所管の介護保険等の情報の内部利用は可能であることを明確化していただいた際と同様に、空家法第10条第３項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供についても、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨の明確化を前向きに検討いただきたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
330	指定都市市長会	浜松市	×	国勢調査結果の事前提供範囲の拡大	国勢調査結果を都道府県に事前提供する場合は、同時に政令指定都市にも提供するよう取扱いの見直しを求める。 政令指定都市は、地方自治法第150条により、都道府県と同様に内部統制体制の整備が義務付けられており、事務の適正な執行を自ら確保している。 また、統計法第58条では、「基幹統計の業務に従事する者」の当該統計情報の公表期日前の漏洩について、一般の守秘義務違反より重い罰則が定められている。 情報管理、リスク管理の観点において都道府県と何ら変わらない政令指定都市の状況を踏まえ、取扱いの見直しを求めるものである。	総務省	公表期日前に結果データを提供することについては、総務省政策統括官室が定めた「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」（平成22年5月12日）に基づき、総務省統計局で同情報の共有範囲等をあらかじめ指定し、厳格かつ限定的に運用しているところです。 その範囲の拡大については、情報管理の徹底等リスク管理の観点から慎重である必要があると考えておりますが、御提案いただいた内容等を踏まえ、改めて検討したいと考えております。	本提案については、これまで大都市統計協議会からも要望を続けていたにも関わらず検討が進まなかった経緯を踏まえると、今回の回答において、改めて検討いただけるという点について、まずは感謝を申し上げる。 ただし、令和7年国勢調査に係る速報集計結果の公表が令和8年5月までに予定されているところである。総務省における検討にあたっては、当該結果の政令指定都市への事前提供が可能となるようなスケジュールを要望する。従って本年末の提案に関する対応方針の段階で、検討結果が提示される必要があると考える。 また、検討の結果、なお情報管理やリスク管理の観点から都道府県との同時提供が難しい場合は、政令指定都市の情報管理やリスク管理にどのような点で懸念があるのか、具体的に明らかにすることを求める。	—	—
331	指定都市市長会、三重県	北海道、青森市、花巻市、宮城県、秋田市、浜松市、城陽市、豊中市、寝屋川市、奈良県、大村市、沖縄県	×	ふるさと納税に係る指定制度の運用に関する総務省通知の早期発出等	総務省通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」の早期発出。 早期発出できないのであれば、基準適用時期を翌10月からではなく翌々10月からとするよう変更。 （例）令和6年6月28日総務省告示第203号 （経過措置） 一　第二条（次号に掲げる規定を除く。）及び第五条の規定　令和六年十月一日（地場産品基準の変更等） 二　第二条第一号ロ(2)の規定　令和七年十月一日（ポータルサイトでのポイント付与禁止）	総務省	ご提案の通知については、毎年6月中下旬に発出しているものであるが、これは前年10月からの指定対象期間において発生した事案などを踏まえ、7月の指定申出に向けての留意事項や提出すべき様式などをお知らせするものであり、これ以上早期の発出は困難である。 なお、指定基準の改正の適用については、改正の内容に加え、自治体における準備作業の要否を踏まえ、適切な時期をその都度検討してまいりたい。	短い事務処理期間で膨大な件数に及ぶ返礼品の基準適合について確認する必要があるため、可能な限り早期に通知を発出していただきたい。 また、基準適用時期を検討するにあたっては、自治体の事務処理期間や返礼品提供事業者への影響等を十分に考慮したうえで、原則として翌年10月からの適用としていただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
332	指定都市市長会	盛岡市、花巻市、浜松市、名古屋市、堺市、寝屋川市、兵庫県、安来市、香川県、高知県	×	遺留財産の管理など身寄りのない遺体に係る事務マニュアルの作成	遺留財産の管理等について国による統一的なマニュアルの作成又は「身寄りがない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の充実を求める。	法務省、厚生労働省	遺留財産の取扱いについては、各自治体の実情や個別のケースに応じて対応していただいており、相続人との権利関係等の問題もあることから、統一的な基準、見解を国として示すことは困難な現状ではあるが、行旅病人及行旅死亡人取扱法又は墓地、埋葬等に関する法律に基づき埋葬又は火葬を行った場合や生活保護法に基づき葬祭扶助費を支給した場合にその費用に充当する観点から、遺留財産の取扱いについて、手引の記載を充実することができないか検討する予定。（例：金融機関との調整に資する様式例の追加等）	自治体において行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律に基づき埋葬や火葬を行う件数は急激に増加すると共に、案件の複雑性も増しており、個々のケースの対応に多くの時間を要している状況である。 例えば、当市においては、遺留金品の引継ぎの際に遺留現金や通帳以外に居住していたアパート等の鍵や自動車の鍵を預かることがある。特にアパート等の鍵を預かることで、大家等から鍵を貸してほしいと言われることがあり、対応に苦慮している。 今後、ますます対応件数が増加することが見込まれる中で、亡くなられた方の遺留財産を適切に管理するとともに、自治体の事務負担を軽減するためには、国による一定の指針や見解を示していただく必要があると考える。 本事務が自治事務であることを鑑みると、統一的な基準や見解を示すことは難しいとは思うが、自治体の実情を調査するなどした上で、手引の充実等必要な措置を講じていただきたい。 なお、「手引の記載を充実することができないか検討する予定。」とのことであるが、どのようなスケジュールで検討を進める予定か具体的にお示しいただきたい。 併せて、遺留金の取り扱いについて、死亡前月の給与支給や年金支給、家賃の支払い等で、死亡日以降の日付で口座残高が増減するケースがあるが、どの時点の残高を遺留金として取り扱うのかお示しいただきたい。	—	—
333	指定都市市長会	宮城県、茨城県、浜松市、特別区長会	×	都市計画法に基づく都道府県知事による都市計画事業認可の施行期間の適正化	街路交通事業の実務で活用される「街路交通事業事務必携」に記載される都市計画事業認可の施行期間に関する記述の見直し	国土交通省	「街路交通事業事務必携」の記載については、あくまで標準的な目安を示したものであり、かつ後段に「大規模事業等の事業効果を発揮させる上で必要な場合においては、事業量、事業費、事業者の施行能力等を総合的に勘案し、申請時点で想定しうる適切な事業施行期間を設定すべきである。」と記載している。 支障事例については、認可権者である都道府県が、記載の趣旨をよく理解したうえで、適切に事業期間の審査をすべきものと考える。 一方で、指摘の記載が審査基準であるかのような誤解を招く可能性があることから、令和７年度に予定している「街路交通事業事務必携」の改定において、頂いた意見を踏まえ、５～７年以内の期間となっている標準的な目安について削除する方向で監修を行う。	都市計画道路の整備は、路線によって権利関係や事業規模が異なるだけでなく、自治体によって財政状況も異なり、事業によって必要とされる期間も大きく異なってくることから、事業施行期間については、事業ごとに適切な審査が行われることが望ましいと考えております。第１次回答でいただいているとおり、事業ごとに設定する適切な事業施行期間の審査を行っていただけるよう、「５～７年以内の期間となっている標準的な目安について削除する方向で監修を行う」との前向きな御解答に感謝申し上げるとともに、着実な実施をお願い申し上げます。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
334	指定都市市長会	札幌市、旭川市、花巻市、宮城県、瑞穂町、浜松市、兵庫県	○（デジタル化（4以外））	障害児通所給付の更新時における障害児又は保護者との面談を電話での聴き取り等による対応でも可能とすること	障害児通所給付の決定事務について、更新を行う場合、障害児又は保護者に対して職員による面接を求めているところではあるが、障害児の介護を行う者の状況や、置かれている環境が新規申請時もしくは、前回の更新時から状態に変化がない場合等については、電話での聴き取り等による対応を可能とするなど、要件の緩和を求める。	こども家庭庁	障害児通所支援における通所給付決定においては、市町村が、障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、障害児支援利用計画案などを勘案して通所給付決定の要否を判定する必要があるため、当該市町村の職員等が障害児又は障害児の保護者と面接することを求めている。また、給付決定の有効期間は、障害児については、その状態像の変化が大きいことを考慮し、最長１年としており、当該期間を超えて支援が必要な場合には、再度、給付決定（更新）を行うこととされている。再度給付決定を行う場合も、前回の通所給付決定からの障害児の状態等の変化を勘案し、適切な通所給付決定を行うため、面接は必要であると考えている。	給付決定の更新において、障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等については、面接に限らず、電話やオンライン面談等の方法による手段を用いても、支給決定に際して必要となる勘案事項を把握することができ、適切に障害児通所支援の給付決定を行うことができると考える。また、状態に変化があることが想定される場合には面接を行うなど、状況に応じて把握方法を市町村の裁量で実施できるようにすべきであると考える。 本提案の検討にあたっては、特に重度の障害児を介護する保護者等は、区役所への来庁が負担となっている現状を考慮すべきであり、本提案の実現により、保護者にとって利便性の向上につながるものである。	【花巻市】 サービス利用者（児童）が増加している一方、対応する職員の増員は見込めない現状では、面接の調整や対応する職員の確保も負担が大きいことから、面接以外の方法について引き続き検討をお願いしたい。 【浜松市】 対面による面談が市民・事務職員ともに負担が大きいことから、Web面談等を含め柔軟な対応が可能になるよう検討をお願いしたい。	—
335	指定都市市長会	札幌市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪府、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市	○（デジタル化（4以外））	生活衛生関係営業施設に係る開設届等のオンライン化 【提案と類似の支障を有する制度等】 病院・診療所・助産所の開設、認定こども園の認定申請等（名古屋市／こども家庭庁、厚生労働省）	生活衛生関係営業施設に係る開設届等の手続きについて、免許証の紛失時には財団法人理容師美容師試験研修センターへ書面による照会確認をすることとなっているが、これを廃止し、オンラインで確認できる仕組みを構築するとともに、添付書類については、自治体の判断により写し（電磁媒体含む。）の添付が可能であることを通知等により明確にすることを求める。	厚生労働省	理容所・美容所については、公益財団法人理容師・美容師試験研修センターにおいて、免許登録事務に係るオンライン化のため、システム開発を進めており、令和8年度を目途に運用を開始する予定である。 また、新たなシステムの中で国家資格等情報連携・活用システムと情報連携することにより、自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照することや、「デジタル資格者証」をダウンロードして資格証明に利用することも可能となるため、理容所・美容所の開設時において、保健所における従業者の資格確認を、マイナポータル上での確認や「デジタル資格者証」での確認により代替することが可能であるか、また、この代替によって、紛失等により免許証の確認が困難な者に係る同センターへの書面での照会を廃止することが可能であるか、検討していく。 【薬局等（厚生労働省）】 薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者に関する申請、届出については、自治体の意見踏まえて、手続きのオンライン化の可否等について検討する。 【病院・診療所・助産所（厚生労働省）】 病院の開設許可申請に際して、開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証の写しを添付してもよいこととされている（医療法施行規則第１条の14第１項第１号）。 また、病院・診療所・助産所の開設許可後の届出に際して、管理者の臨床研修修了登録証又は免許証、診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証については、それらの写しを添付してもよいこととされている（第３条第１項第２号及び第３号）。 診療所・助産所の開設届出に際して、診療所の開設者である臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の臨床研修修了登録証、助産所の開設者である助産師の免許証については、それらの写しを添付してもよいこととされている（第４条第１号）。 いずれにせよ、免許証の確認の在り方については、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の整備の進捗等を踏まえて検討する。 【衛生検査所（厚生労働省）】 衛生検査所の登録申請に際して、以下を申請書に添えなければならないとされているが、これは原本の添付を求めているものではなく、写しの添付も可能である。（臨床検査技師等に関する法律施行規則第11条第２項第２号、第３号、第４号及び第５号） ・医師が管理者の場合は、同意書（開設者が自ら管理を行う場合を除く。）及び履歴書 ・医師以外のものが管理者である場合は、指導監督医の同意書及び当該管理者の就任に関する当該指導監督医の承諾書 ・精度管理責任者の同意書及び履歴書 ・遺伝子関連・染色体検査を行う場合は、当該検査の精度の確保に係る責任者の同意書及び履歴書 【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所（厚生労働省）】 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所の開設及び変更、出張のみの業務開始の届出については、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の整備の進捗等を踏まえ、免許証の確認の在り方について検討する。 【歯科技工所（厚生労働省）】 歯科技工所の開設及び変更、休止、廃止の届出については、国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証の整備の進捗等を踏まえ、免許証の確認の在り方について検討する。 【クリーニング所（厚生労働省）】 クリーニング師については、クリーニング業法上、免許証等の原本提出は規定しておらず、各自治体の判断において、運用がされているものと承知しているため、各自治体において検討いただきたい。 【認定こども園（こども家庭庁）】 認定こども園の認可申請について、「規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）」においては、「こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、介護事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。」とされており、認定こども園の認可申請についても同様の措置を講じることを検討する。	従来、原本により確認してきた免許証や医師の診断書等について、制度所管官庁からの通知等により明確化された場合には原本に代わり写しの添付を認めているところであるが、明確になっていないものもあり、行政手続のオンライン化の推進を妨げている状況である。 免許証については、「デジタル資格者証による代替」の検討いただくということであるが、マイナンバーカードを所有していない者も依然いるという状況であるため、写し又は電子媒体とすることが可能であることを通知等により明確化していただきたい。（病院・診療所・助産所については法令上写しを添付してもよいこととされている） また、行政手続のオンライン化の推進という提案の趣旨を踏まえ、免許証のみならず、諸手続きに添付する書類について、自治体の判断により写し又は電子媒体とすることが可能であることを通知等により明確にしていただきたい。	【大阪府】 オンライン化を進めるにあたり、「薬機法」のみならず「麻薬及び向精神薬取締法」における各種免許申請等の手続きについても、医師免許証等の原本確認の在り方や、添付書類である診断書を写し又は電子媒体とすることついても検討いただき、国として方針を示していただくよう強く要望する。	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
336	指定都市市長会、兵庫県、奈良県、鳥取県 【重点8】	花巻市、宮城県、千葉県、浜松市、名古屋市、清須市	×	当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更	当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載について、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字までとするなど、地域の実情を勘案して判断することを可能とすること。	総務省	対応不可。 当選人の告示において、住所を告示することは、公職選挙法で規定されたものであり、当該規定の改正には各党各会派における議論が必要である。このことから、本件提案に対応することは困難である。 また、選挙運動費用収支報告書は、その候補者の選挙運動に関し、いかなる収入支出があったかを公表する趣旨のものであり、その公開の範囲については、候補者の選挙運動のあり方も踏まえ、各党各会派における議論も要する事柄である。	令和２年７月17日付け総行管第205号「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について（通知）」による見直しの際は、通知によって取扱いが示されている。本提案と当該通知は、「プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれ」への対応という点で共通するところ、当該問題を真に解消しようとするのであれば、当選人の住所の告示についても見直しを行うべきであると考える。貴省として、当該問題に対応する必要性についてどのように考えているのかお示しいただきたい。 各党各会派における議論が必要なので対応できないというのは理由になっておらず、議論が必要なのであれば、行政府として、議論を促すよう要望する。 また、選挙運動費用収支報告書は、お示しのとおり、その候補者の選挙運動に関し、いかなる収入支出があったかを公表する趣旨のものであり、候補者等の住所の記載がなかったとしても、十分にその趣旨を果たせる。本報告書の様式は、立法府の意思として、省令に委任されており、各党各会派における議論の要否にかかわらず、貴省が責任をもって検討すべき問題と考える。 以上から、改めて対応方針について検討されることを要望する。	—	【全国知事会】 当選人の住所を無期限で誰でも自由に閲覧可能な状態にある現行制度は、プライバシーや安全面への懸念から立候補への心理的負担となり、「なり手不足」の一因ともなっているため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
337	指定都市市長会 【重点6】	札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、燕市、浜松市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、佐世保市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、コンビニ交付等の対象から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、VCの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう関係法令の規定を整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるよう国又は公的な機関がトラストサービスのプラットフォームを用意すること。	デジタル庁、総務省、法務省	戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン申請については、既に400近い市区町村において導入されているところ、そのほとんどが民間事業者のサービスを利用して実現されていることから、国がプラットフォームを準備することは民業圧迫になるため、この点からも消極に考える。 住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。	本提案の内容は2点に大別される 。1点目は請求、交付、提供、検証、保管の各プロセスにおいて方法、技術的基準、これらの適正を担保する仕組み、既存法令との整合などを規定として整備することであり、2点目は一連のプロセスに深く関わるプラットフォームにおいて、国等がトラストアンカーとしての役割を果たすことである。 1点目については、既存のサービスをことさらに排する理由はなく、むしろ様々な利活用の可能性が生まれるようプロセス間を既存のサービスで連携させることを基本に検討すべきであり、この方向性は民業圧迫に通じるものではないと考える。 2点目については、戸籍の事務は国が本来果たすべき役割に係るものであること、戸籍、住基ともに証明書の交付事務は法令を根拠に持つ全国共通のものであること、特に高度な信頼性が求められる公証であることを踏まえ、国等がトラストアンカーの役割を担うべきと考える。 証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、市区町村における能率的な行政の確保を図るうえではプロセスの一部である交付についても全体の制度設計のなかであわせて検討することが肝要であり、消極の理由とはならない。また、市民目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しいことを踏まえ、両方の証明書について合わせて検討いただきたい。 本件は証明書の利活用の全プロセス（請求から提供先での保管まで）をデジタル化する新スキームの実現に向けた提案であり、請求、交付、システムを個別に捉える前に、将来の地方公共団体の在り方や、デジタル社会を形成するプラクティスとして俯瞰的に検討いただきたい。	【青森市】 国として、関係府省の垣根を超え、法令整備はもちろんのこと、プラットフォーム整備を含めた一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。	【全国町村会】 住民票の写しの電子的申請・交付・保管について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等の電子的申請・交付・保管について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
338	指定都市市長会	石川県、浜松市、滋賀県	○（デジタル化（4以外））	特定車両停留施設の申請許可手続きのデジタル化	特定車両停留施設における申請許可手続きの効率化、迅速化のため、事業者がオンラインで申請でき、申請内容を自動的に審査できるシステムの構築を求める。	国土交通省	国土交通省では、鉄道やバス、タクシーなど、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備・運営する「バスタプロジェクト」を推進しており、令和2年の道路法改正において、バスやタクシー等が旅客の乗降のために停留する施設を特定車両停留施設として位置付け、施設運営についてコンセッション制度の活用が可能となっている。 なお、特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合は、車両ごとに道路管理者の許可を得ることが必要である。 そこで、申請者の利便性の向上及び道路管理者の業務処理の効率化を図ることを目的として、特定車両停留施設の停留許可申請に関するオンライン申請システムを開発している。 具体的な申請システムの仕様については検討中である。	具体的な申請システムの仕様については検討中とのことであるが、申請者の利便性向上及び道路管理者の許可手続きの効率化を図り、迅速に手続きが完了するシステムを構築いただきたい。 バス事業者が行う申請手続きについては、道路法施行規則第4条の19には「別記様式第五の六による申請書を道路管理者に提出しなければならない。」とあるが、システム上に直接入力することを以って、申請書の提出に代えることができるようにしていただきたい。 また、規格外の車両情報を入力した際はエラーが表示され、申請できない仕様とする、停留日時・期間については、あらかじめバスターミナルのダイヤをシステムに組み込んでおき、申請画面では使用可能な時間帯のみ表示されるようにするなど、申請者が簡易に申請できるシステムの仕様をご検討いただきたい。 道路管理者が行う許可手続きについては、三宮の場合、１日約1,700便のバス車両が停留予定であり、バス車両ごとに道路管理者が適合性を確認するため、非常に時間と労力が必要となる。加えて、今後観光バスへの対応を検討する上で、申請から許可までに数日を要する場合、飛込み利用への対応が困難である。こうしたことを踏まえ許可手続きについても、道路管理者がシステム構築時にあらかじめ許可条件を設定しておくことで、申請内容が許可基準に合致しているかをシステムによって審査・判断し、自動的に許可等の手続き可能となるシステムの仕様をご検討いただきたい。 以上のような特定車両停留施設の停留許可申請に関するオンライン申請システムについて実現いただきたいと考えるが、上記提案の各仕様の実装の可否、今後の具体的な検討内容及びスケジュールについて御教示いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
339	指定都市市長会	花巻市、佐倉市、八千代市、浜松市、田辺市、高松市、特別区長会	×	市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した事件について、管理人が供託した、その財産の管理、処分その他の事由により生じた金銭（その財産の売却益）について、統治権を分有している市町村に帰属する制度を求めたい。	市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した事件について、管理人が供託した、その財産の管理、処分その他の事由により生じた金銭（その財産の売却益）について、統治権を分有している市町村に帰属する制度を求めたい。	法務省、財務省、国土交通省	所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、所有者不明状態となっている土地・建物の適切な管理の実現を図ることにあり、その売却益を申立人に帰属させることをそもそも意図した制度ではない。 このため、提案のような市町村長が所有者不明土地・建物管理命令の請求をする場合に限って、売却益が地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。	所有者不明土地・建物管理制度は、所有者不明土地・建物の円滑かつ適切な管理を実現し、適正な利用を図るために設けられた制度であるが、この適切な管理の実現には、第三者に売却することが最も適切であると認められる場合も想定されている。 また、管理命令の請求権は、利害関係人に加えて特例で市町村長にも付与されている。これは市町村長を公益の代表者として位置付けたことによるものである。前者は当該土地から被害を受ける隣接者等、自己の権利利益の観点から申立てを行うのに対して、後者は防災上の必要性等、広く地域のまちづくりの観点から申立てを行っており、市町村長に請求権が付与された趣旨は、利害関係人とは異なる。 現に地域の良好な生活環境の維持のために、周辺に悪影響を与える土地・建物について、市町村長は予納金を回収できない場合でも公費を投入して申立てを行うか、申立て自体ができずに放置せざるを得ない市町村が多い状況である。なお、回収できない予納金等に対する財源措置があるが、補助率は1/2であり、建物解体費用を要する案件については、市町村の負担が大きい。 以上から、供託後の売却益を市町村に帰属させる制度を設けたとしても、既に売却によって土地建物の適切な管理が実現しているため、本制度の趣旨に反するものでなく、むしろ市町村長による本制度の活用が進み、所有者不明土地建物の適切な管理・利用という本制度の目的が果たされると思料する。また、市町村長の公益の代表者としての性格を踏まえれば、その他申立人との公平性を害さないと考える。なお、仮に公平性等に疑義が生じうるのであれば、帰属した売却益の使途を限定することに異論はない。	【田辺市】 所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は充分理解しており、空家対策を進める上での地方分権提案である。第1次回答は単に制度の法解釈を述べているだけであり、提案趣旨に沿った空家特措法第29条の観点からの回答を期待する。 【高松市】 相続人不在の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空き家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。 【特別区長会】 所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、回答の通りである。 一方、このまま売却益を申立人に帰属させないとなると、申し立てれば立てるほど市町村の人件費がかさむことになる。また、一部補助金で補填されているとはいえ、印紙代等は返還されず、市町村の持ち出しとなっている。 具体的な解消策としては「所有者不明土地解消の促進を理由に、整合性、公平性について整理し制度改革を目指す」「国庫に帰属するため、国が申し立てる」のいずれかが考えられる。 所有者不明土地は増加の一途をたどると予想され、現行の制度では問題を解消できないことについて、「では、どうすべきか」を考えていただきたい。	—
340	指定都市市長会 【重点21】	花巻市、宮城県、多賀城市、館林市、柏市、浜松市、富士市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、養父市、宍粟市、高知市	×	児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し	公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分や遺族年金等に限定し、老齢年金の本体部分等は公的年金控除の対象外とするよう法改正を行う。	こども家庭庁	児童扶養手当と公的年金については、 ・「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しており、 ・稼得能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではない ため、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外には、併給することは認められていないものであり、児童扶養手当の趣旨や他制度との関係、財源等の課題も踏まえると、御指摘の改正は困難なところ。	「児童扶養手当と公的年金が、「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しているため、重複した所得保障を避けるため併給は認められない」との回答であれば、障害基礎年金等を受給している場合には「子の加算部分」のみを手当額からの控除対象としており、本体部分（子の加算部分以外）は控除対象外としていることと整合性が取れないと考える。仮に、障害基礎年金等の場合にも「稼得能力の低下に対する所得保障」という考え方は変えず、「併給調整方法の見直し」で対応しているとすれば、老齢年金等でも同様に併給調整方法の見直しができるのではないか。 過去に障害基礎年金等の併給調整方法の見直しに際して、「障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなること」が課題とされていたように、「老齢年金を受給しているひとり親家庭は年齢等を理由に就労ができなくとも老齢年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなること」が課題となると考える。 また、児童扶養手当の「ひとり親になることによる稼得能力の低下」と老齢年金の「高齢化に伴う稼得能力の低下」は所得保障の目的が大きく異なることから、重複した所得保障にはならないと考える。 上記に加え、障害年金と老齢年金の併給調整方法の考え方が異なることで、児童扶養手当の受給資格者に対して合理的な説明ができず、住民対応で苦慮していることや、場合によっては審査請求に発展するなど、業務に支障が出ている実態も踏まえ、制度の見直しを求める。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
341	鳥取県、滋賀県、大阪市、奈良県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、岩手県、花巻市、宮城県、千葉県、清須市、高知県、熊本市	○（デジタル化（4以外））	投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知（技術的助言）の見直し	公職選挙法において投票立会人2人以上の選任を義務付けられているところ、一定の条件を満たした上で、オンラインによる投票立会が認められているが、より簡易な方法でより多くの団体がオンラインによる投票立会を導入できるようにするため、「投票所におけるオンラインによる立会いについて」（令和6年4月26日付け総行選第26号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）により示された技術的助言の内容を以下のとおり見直すこと。 同通知の記5について、投票録の署名は、オンラインにより当該オンラインによる投票立会人の意思確認をし、補助用紙を使用してその旨を投票管理者及び投票立会人が証明すること。又は、署名された投票録を電子メールやファックス等で送信することにより、必要な署名が備えられたものとみなすこと。	総務省	公職選挙法第54条は、投票立会人に対して、投票管理者とともに署名することを求めている。 「オンラインにより当該オンラインによる投票立会人の意思確認をし補助用紙を使用してその旨を投票管理者及び投票立会人が証明すること等」や「署名された投票録を電子メールやファックス等で送信すること」により署名を代替することについては、投票管理者が、投票立会人の確認の上で投票録を作成したことを担保できるかについて課題があり、慎重に検討する必要がある。	オンラインによる投票立会を行う際の投票録の署名について、以下のとおり考える。 （1）「オンラインにより当該オンラインによる投票立会人の意思確認をし補助用紙を使用してその旨を投票管理者及び投票立会人が証明すること等で署名が備えられたものとみなすこと」について ・オンラインによる投票立会人（以下「オンライン立会人」という。）が投票録の記載が真正であることを確認したことをオンラインを通じて意思確認をした上で、それを補助用紙（※オンライン立会人が投票録の記載が真正であると確認したことを、投票管理者及び投票所の投票立会人が証明する旨を記載するもの）により、後日検証可能な形で整備するものであり、署名が備えられたのと同等の効果があるため、特段の課題はないものと思料。 （2）「署名された投票録を電子メールやファックス等で送信することにより、必要な署名が備えられたものとすること」について ・（1）に比べてやや煩雑にはなるが、以下のような事務手続方法が考えられる。 ①オンライン立会人の署名以外の記載・署名を備えた投票録を作成 ②①の投票録を電子メールやファックス等でオンライン立会人に送信 ③オンライン立会人が当該投票録の内容を確認し、真正なものと認めた場合に署名 ④③の投票録を電子メールやファックス等でオンライン立会人に送信 ⑤①の投票録及び④の投票録により、投票管理者及び全ての投票立会人の署名を備えたものとする。 （3）（1）、（2）以外でも以下のような事務手続方法も可能と考えられる。 ①投票所とオンライン立会人の執務室に同様式の投票録を用意 ②投票締切り後、オンライン上で投票所と確認しながらオンライン立会人等が投票録に投票数等を記載 ③投票管理者及び投票立会人が、オンラインを通じて両方の投票録の記載内容が同一であることを確認の上で署名 ④オンライン立会人側の投票録をメールやファックス、あるいは現物で開票所まで送達し、投票所で作成した投票録と2枚一組で投票録として扱う。 （1）～（3）いずれの方法によっても、「投票管理者が、投票立会人の確認の上で投票録を作成したことを担保できる」ものであり、ご指摘の課題は解決されるものと考える。 また、公職選挙法第54条の文理に照らして課題があるということであれば、投票立会人不足の現状に鑑み、同条の改正も含めて見直しを検討すべきである。	【北海道】 オンライン投票立会人に対し、「投票録の署名」を求めることは、遠隔地での立会を不可能としており、署名に代えて、オンラインでの意思確認や補助用紙を使用するなど柔軟な対応を認めることにより、市町村が投票立会人を確保しやすくなり、住民の利便向上にもつながるため、提案の実現を求める。	【全国知事会】 オンライン投票立会人に対し「投票録への署名」を求める現行の運用は、遠隔立会の実効性を損なっている。署名に代えて、オンラインでの意思確認や補助用紙による証明、電子送付など柔軟な対応を認めることで、投票機会の確保と多様な人材の参画が促進され、中山間地域等における立会人不足の解消にも資する。選挙制度の持続可能性を高める観点から、本提案の確実な実現を強く求める。
342	長野県	岩手県、花巻市、川崎市、身延町、須坂市、三重県、亀岡市、大阪府、四條畷市、徳島県、熊本市、沖縄県	○（デジタル化（4）） 【重点25】	内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し	内閣府の栄典制度における推薦手続等について、以下の点を要望する。 ①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調書と履歴書を省略 ②紙媒体提出を不要とし、原則、メール提出のみとする申請のオンライン化 ③現行14日以内とされている叙位・死亡叙勲の申請期限の延長 ④春秋叙勲及び高齢者叙勲に係る対象年齢引下げ	内閣府、総務省	①生存時に叙勲を受章された方が、その後に叙勲で評価された以外の他分野の経歴が伸びているケース等もあり得ることから、叙位の推薦時には、その方の生涯の功績を正確に審査する観点から、死亡日時点に更新された功績調書、履歴書が必要不可欠であり、省略は困難である。加えて、内閣府に提出される叙位の審査票では、推薦省庁以外の分野の経歴の記載が省略されているケースが多く見受けられる。そういった場合は特に履歴書を参照しながら、他分野で評価できる功績がないか等を確認しており、履歴書を省略することによって、正確な審査が困難となるリスクが高いと考えられる。 ただし、「制度による効果」に記載の栄典環境に係る事前協議については、御提案のとおり、叙勲受章時に既に協議済みである事案については、叙位推薦時の改めての協議を不要とすることとし、その旨を推薦省庁に周知することとしたい。 ②栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省から提出を求めている主な資料は①審査票、②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。 これら5つの資料については、各府省に対し紙媒体の提出を依頼しているが、これは候補者の功績、経歴等や氏名の細かな字体の違いも全て厳重に確認しているためである。ただしこれら資料のうち、①審査票及び③履歴書については、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成することができる「審査票等作成支援ツール」を提供しており、「審査票等作成支援ツール」を使用して審査票及び履歴書を作成いただいた場合には、電子媒体での提出を可能としているところである。 また、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本については、ほかに当該書類に記載された情報を確認するための代替資料がなく、また当該資料は紙媒体以外での入手手段がないため、紙媒体での提出を依頼しているところであり、引き続き紙媒体の提出にご協力願いたい（戸籍抄本等をPDF化した場合、真正性の担保及び複製防止のための透かし文字により戸籍抄本等に記載された内容の確認が困難になる）。 ③総務省においては、地方公共団体向けに地方自治関係の栄典事務執行にあたっての参考として作成している「栄典関係事務提要（地方自治関係）」上、叙位・死亡叙勲に係る申請手続書類の当省への提出時期を、「死亡日を含み2週間以内」と記載しているところ、内閣府提出期限の5日前までとするよう記載を変更する（これにより、現行の取扱いに比して提出期限が最大3日後ろ倒しになる見込み。）。 なお、死亡叙勲については、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日（死亡日）とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。ただし、死亡叙勲の手続期間に関する制限については、「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」としている。 ④春秋叙勲については、生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものとされており、生涯における功績がある程度固まった時期をとらえて顕彰する考え方に基づき、「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）において、70歳以上の者が叙勲候補者となることと定めている。なお、精神的・肉体的に労苦の多い業務又は人目に付きにくい分野での業務に精励した者については、対象者を55歳以上の者としている。 高齢者叙勲については、春秋叙勲の対象となる功労を有しながらも諸般の事情により、極めて高齢となってもいまだ授与されていない者のうち、年齢88歳になった者に対して、米寿の機会を捉えて、春秋叙勲とは別に授与するもので、昭和48年6月以降、毎月1日付けで実施している。 御指摘の候補者の対象年齢については制度の根幹に関わることであるところ、引き続き、春秋叙勲及び高齢者叙勲の趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。	①叙勲受章時に既に協議済みの事案の事前協議を不要とすることについて、各府省庁において同様の取扱いとしていただくよう御検討いただきたい。 叙位の申請時の功績調書、履歴書の提出は、叙勲受賞時以降に新たな功績が追加された場合に限り必要とするように御再考いただきたい。 ②功績調書は電子媒体での提出を可能とするよう御再考いただきたい。 刑罰等調書、戸籍抄本は、原本の確認が必要な特段の理由がある場合のみ紙媒体での提出を求めるよう御再考いただきたい。 ③総務省において提出期限が後ろ倒しになることを踏まえ、各府省庁においても同様に後ろ倒しとするよう御検討いただきたい。 ④高齢者叙勲は、対象年齢を喜寿の77歳などに引き下げることを御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
343	長野県 【重点25】	熊本市	×	博物館登録事務を知事部局へ移管できるよう措置	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）第23条第1項に規定される教育委員会の職務権限の特例に、博物館法で規定する博物館登録事務を加えるよう規定の見直しを求める。	文部科学省	博物館の登録は、登録事務のみならず、登録の基準の制定、運営の状況に関する報告、是正に向けた勧告・命令、登録の取消し等を含む博物館行政の一部として行われるものであり、文化行政の観点のみならず社会教育行政の観点が必要とされるとともに、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請されるものである。また、博物館登録事務を文化行政と一体的に推進することについては、登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能である。以上により、地教行法第23条第1項に規定する教育委員会の職務権限の特例に、博物館登録事務を追加することは適切ではない。	登録事務の一部について地方自治法に基づく委任・補助執行を行うことが制度上可能であるが、補助執行を行った場合でも、法律に基づく申請書類は教育委員会あてとする必要があるため、問合せ先の誤りや申請書類の誤送付が発生しやすく、申請者の混乱を招くとともに、調整に係る事務担当者の負担が生じる。 社会教育行政の観点が必要で、政治的中立性や安定性・継続性が強く要請される事務であっても、それだけで知事部局に移管することができないとするのは適切ではない。 実際、県の博物館の設置・管理は知事部局に移管することが可能となっている。移管時に教育委員会の意見を聴くことを義務とするなど、社会教育行政の観点、政治的中立性や安定性・継続性を保障するルールを設ければ足りると考えるが、見解如何。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
344	長野県	新潟県、安来市	×	浄水発生土の廃棄物該当性の判断基準及び浄水発生土輸送費に関する規制緩和	①　有害物質含有量が規制値以下であることが試験結果で確認できる浄水発生土を公共事業に活用するため、浄水発生土は廃棄物に該当しないことの明確化を求める。 ②　①が実現できない場合、平成25年３月29日付け環廃産発第13032911号通知において、浄水汚泥を公共工事で利用する場合の客観的状況による判断方法が明らかでないため、輸送費と売却価格の条件に関わりなく、浄水発生土を公共事業に活用できる旨を通知における事例として明確化することを求める。	環境省	廃棄物とは、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置く必要があり、また廃棄物に該当するか否かについては、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきである旨を環循規発第 2104141 号環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知で周知しているところ。公共工事の建設資材として用いられる場合であっても、用途ごとに当該用途に適した性状は異なること、工事業者が、無償譲渡された浄水発生土を実際の工事において必要以上の量を投入したり、計画に反する品質の浄水発生土や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合も想定され、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを排除できないことからも、水道事業に伴い生じる浄水発生土を、有害物質含有量が規制値以下であること及び公共工事で利用されることのみをもって、全国の自治体において一律に廃棄物に該当しないとすることは困難である。 ただし、貴県において上記の要素を総合的に勘案した結果、廃棄物に該当しないと判断することは差し支えない。実際に、浄水場において、水道水をつくる過程で原水から取り除いた土砂等を集めて脱水処理した「浄水場発生土」を事業者に販売し、園芸用土等として有効利用されるという事例があると承知している。	廃棄物該当性の判断については、環循規発第210414号 環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知において、各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限り廃棄物として扱うこととされています。 また、公共工事については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に発注者の責務として、契約内容を明確にし、工事の監督、検査、施工状況の確認・評価を適切に行う必要があると規定されており、法による適切な管理下で執行されています。 当県としては、浄水発生土について、有償譲渡がなされていないことをもって、「取引価値がない」と考えていますが、建設資材として利用価値があり、資源の有効活用及び経費の削減を図るため、適正な管理を行っている公共工事に活用する場合は、「取引価値」があると判定し、廃棄物に該当しないという整理をしても問題無いでしょうか。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
345	長野県、全国知事会	茨城県、石川県、和歌山県	×	都道府県地価調査と地価公示の統合	国土利用計画法施行令による都道府県地価調査について、地価公示法による地価公示に統合することを求める。統合に際しては、地価公示での調査地点が都市計画区域内に限定されるため、地価調査を実施している全市町村での調査に配慮したものとする。	国土交通省	都道府県地価調査は、国土利用計画法に定められる価格審査の基準の算定基礎として、各地域の実情に精通した都道府県が必要な地点を設定し、調査を行うことに意義があるものと考えております。 また、実務上も、 ・都市計画区域外の地域も含めて、地価公示とは異なる地点の地価を調査できること ・地価公示と交互に実施することで、国民に対し年２回のタイミングで全国の地価動向を発表できること ・地価動向を代表的に表す地点や地価が変動しやすい地点等について、地価公示と共通の地点を設定することで、同一地点の半年ごとの地価動向を把握できること ・地価公示とともに、相続税路線価や固定資産税評価における課税評価の基準として、また、公共事業用地取得時の価格算定根拠としてひろく活用されていること から、地価公示と相互補完的な役割を果たす重要な制度であると考えております。また、その結果は、新聞、テレビ、インターネット等において毎回大きく取り上げられており、国民の注目度も高いものと承知しております。 なお、不動産鑑定士の業界団体からは、都道府県地価調査の認知度向上に向けた取組等を求められているところであり、地価公示との統合等を求める意見があるとは承知しておりません。 　国土交通省としては、一般の方々による地価公示との誤認を防ぐため、今後ともわかりやすい広報に努めるとともに、都道府県ご担当者の負担の軽減については、「都道府県地価調査事務担当者会議」等を通じて、担当者からのご意見も丁寧に伺いながら、引き続きその円滑な実施に取り組んで参る所存です。	地価調査及び地価公示の必要性は認識しています。その上で、今回の提案により、地価調査の調査地点を地価公示の調査地点に加えたとしても、地域の実情に応じた調査地点や共通の調査地点が引き継げると考えています。 また、予算確保の観点から考えると、今後、調査業務委託料の増額が見込まれる中、調査地点の見直しが必要となってきます。地価調査と地価公示を合わせた多くの調査地点の中で見直しを行うことで、地域バランスがとれた調査になり合理的と考えます。 鑑定士の負担軽減については、業界の要請ではなく、発注者として今後の調査の継続性を鑑み課題と考えています。地価調査及び地価公示は広く土地利用に関する様々な制度に関わる重要な調査であるため、事業の継続性の確保及び効率化の観点から、統合を要望します。	—	【全国知事会】 本提案は、都道府県地価調査と地価公示を「国が一括処理したほうが効率的な事務」として、国が実施する地価公示に集約するよう求めるものである。都道府県の負担軽減のみならず、不動産鑑定士の負担軽減にも資することから、提案の確実な実現を求める。
346	長野県、福島県	札幌市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、宮崎県	×	化製場等に関する法律施行令第１条から「犬」を削除すること等	化製場等に関する法律施行令第１条から「犬」を削除することを求める。 また、化製場等に関する法律施行令第２条に「第一種動物取扱業」及び「第二種動物取扱業」の飼養施設を加えることを求める。	厚生労働省	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第９条においては、各都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、動物の種ごとに都道府県の条例で定める以上に飼養し、又は収容しようとする者が、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けることとされている。この制度の運用に当たっては、「化製場等に関する法律第９条の適用について」（令和４年８月12日付け薬生食監発0812第２号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）において示しているとおり、飼養形態により環境衛生上の問題となるおそれがない場合には、各都道府県等において、許可を要しないこととすることは可能である。 なお、法第９条の規定は公衆衛生の向上を目的としたものであり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）とは趣旨が異なるため、それぞれの法律の趣旨を踏まえて許可等の要否を検討する必要がある。	「化製場等に関する法律第９条の適用について」の内容は、マイクロプタに関する技術的な助言と認識していたが、御回答の内容を踏まえると、マイクロプタに限らず、一般家庭で飼育される犬や、繁殖を行わない動物取扱業者等においても、環境衛生上の問題となるおそれがなければ、各都道府県における許可を要しないものと理解した。一方、文言上、当該通知はマイクロプタに限るものとの誤解を招くおそれがあると思われるため、通知の見直しや、趣旨の周知を検討いただきたい。 その上で、法制定当時と比べて、犬の飼養に係る公衆衛生上の取扱いは大きく改善しているほか、当時他の法律等による規制がなかった動物取扱業という業態が、動物の愛護及び管理に関する法律によって規制されることで、実質的に化製場法上の目的である公衆衛生の向上も果たされていると考えられることから、こういった現状を踏まえて、合理的な制度体制となるよう、政令の見直しをお願いする。	【豊中市】 「化製場に関する法律第９条の適用について」（令和４年８月12日付薬生食監発0812第２号）の通知では、愛玩用のマイクロプタのみが例示として示されており、動物取扱業や動物診療施設に当てはめるのは困難と考えます。動物取扱業や動物診療所を例示に含めるなど、許可の要否を明確化するための対応を求めます。	—
347	長野県	函館市、群馬県、埼玉県、千葉県、兵庫県、高松市、高知県、福岡市、宮崎県	×	と畜場における牛海綿状脳症（BSE）の検査キットの整備に係る経費負担の方法を国庫補助申請から現物給付に変更すること	と畜場におけるBSE検査に必要な検査キットの整備に係る経費負担の方法を「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、国庫補助負担としているところである。 国により一括してBSE検査キットを購入する方法とすることは関係法令の規定上困難であり、受け入れることはできない。 なお、貴自治体において昨年11月にBSE検査キットを購入しようとした際、メーカー欠品となり、予定していた納品日より納品が遅れる事態となった事実については、製造メーカーに対して厚生労働省からも連絡をし、対応策について検討していきたい。	厚生労働省	と畜場におけるBSE検査に必要な検査キットについては、BSE検査に必要な検査キットの購入に係る経費の10/10を「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、国庫補助負担しているところである。 国により一括してBSE検査キットを購入する方法とすることは関係法令の規定上困難であり、受け入れることはできない。 なお、貴自治体において昨年11月にBSE検査キットを購入しようとした際、メーカー欠品となり、予定していた納品日より納品が遅れる事態となった事実については、製造メーカーに対して厚生労働省からも連絡をし、対応策について検討していきたい。	BSE検査頭数の大幅縮小の影響により、検査キットの単価が毎年改定される中、単価改訂に伴う差額分の補正予算による調整など、各自治体の事務が煩雑になっているのが現状である。今後もこのような現状が継続することが見込まれることから、検査キットを現物給付とすることにより、事務の効率化が図られると考える。 「関係法令の規定上困難」とのことだが、分権提案ではこれまでも自治体からの提案を踏まえて支障となっている法令の改正を行っているところであり、本提案においても、各自治体の事務効率化に向け、前向きにご検討いただきたい。 併せて、今後、同様の納期遅延が再発することのないよう、製造メーカーに対する連絡調整を引き続き実施いただきたい。	【高知県】 BSE検査は経費の10/10を国庫補助負担とされる重要かつ必須な検査であり、検査頭数が大幅に縮小しているからこそ、国一括購入による現物給付の意義があるものと考える。 また、現物給付による各自治体のメリットは大きく、メーカー直送など負担のかからない方法もあると思われるため、前向きな検討を求める。 なお、困難と判断された関係法令の規定を具体的にお示しいただきたい。	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
348	長野県	—	×	植物防疫法における病害虫防除所の位置、名称等を条例事項とする規定の見直し	植物防疫法における、病害虫防除所の位置等について、「条例で定める」という規定の見直し	総務省、農林水産省	当該規定は、住民の権利義務や利害関係に密接な関係のあるサービスセンターとしての役割の機能を有する行政機関については、位置や名称等が度々変更されることは好ましくないこと、行政機関の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされていることなどから、地方公共団体における意思決定機関である議会での議決を経た条例に基づいて設置されるべきという地方自治の考え方に則っており、御提案意見を受け入れることはできない。	本件条例について、本県では昨年度名称変更に伴って平成９年以来27年ぶりの条例改正を行ったところであり、度々変更していることはないものの、47都道府県における条例改正に必要な事務負担は膨大である。 また、地方自治法第156条第２項の規定により条例で定めることとされている行政機関について、同法の逐条解説によれば、「直接公権力の行使そのものには関係しなくとも一般関係住民の権利義務に密接な関係のある権能を担当する機関であれば「行政機関」と解される」とされているところ、病害虫防除所については、これに該当しないと考えられる。 本県の所属や現地機関等の名称、位置等を定める条例を確認したところ、地方自治法を根拠にしている条例、個別法と地方自治法を根拠にしている条例は存在するものの、地方自治法を根拠としない条例は、今回提案の病害虫防除所及び家畜保健衛生所を除いては、人事委員会と県警組織に関する条例のみであり、病害虫防除所及び家畜保健衛生所と同様に調査・検査や指導、地域への情報提供を行っている機関の例として、地方衛生研究所等、食肉衛生検査所、計量検定所については、県の規則により、名称等を定めているところ。 さらに、現状デジタル化が進む中、病害虫防除所は、SNSやホームページ等により頻繁に情報発信を行っており、名称や実際の位置（所在地）の重要度は以前よりも低くなっていることからも、その位置等を条例で定める必要はないと考えられる。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
349	長野県	新潟県、高知県、宮崎県	×	二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等による県実施業務の見直し	植物防疫法上、国際植物検疫に関する事務は、国の事務になっており、都道府県の役割は規定されていないが、二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等について、生産園地・生産施設等による申請は、都道府県がとりまとめて国に提出することとされている。法令に基づかない当該事務の廃止を求める。	農林水産省	これまで、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画に基づき、産地からの要望を踏まえ都道府県から要請を受けた品目に関して、輸出解禁に係る協議を進め、輸出先国との間で、産地において対応可能な検疫条件について合意を得てきたところ。これらの合意では、輸出先国が定める検疫対象病害虫に対し、都道府県の防除指導や産地共通の防除暦に従って適切な防除が講じられていること等を前提に、輸出用の生産園地・生産施設等が登録されている。 このため、輸出用の生産園地・生産施設等の登録を維持するためには、地域の病害虫防除を所管する都道府県の関係部局の関与が必要であることから引き続き、ご理解とご協力をいただきたい。 他方、農林水産省としては、都道府県において事務手続きが円滑に進むよう、登録等に係る申請書の記載例や品目別の手続のフロー図を作成し、Webサイト等で公表することにより、負担の軽減と利便性の向上を図ってまいりたい。	地方自治法第245条の2では、国による地方への関与の法定主義が定められているが、二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等の根拠法である植物防疫法や下位法令に規定されていない事務を都道府県に義務付けるのは不適当ではないか。 同法上の国・地方の役割分担に従い、事業者への専門的指導を含めて、申請窓口を国が担い、その内容を都道府県へ情報共有し、必要な協力を依頼する形をとることを求める。具体的に県では地域の病害虫防除のみを所管することにより負担の軽減が図られ、申請者も国・県がそれぞれの分野に特化して担当することで、細やかなフォローを享受でき、結果として各事業の申請ミス減少に繋がり再提出の手間を省力化できる。 また、ベトナム及びオーストラリアなど一部の国に関しては、補助員の委嘱の推薦について県が依頼を受けてきたが、県を経由して事業者から申請書類を受理し、県が補助員選定を行うことで承認までに時間がかかり、補助員選定の時間を確保するために申請者側の提出スケジュールを短くせざるを得ない。毎年、生産園地・生産施設等の登録申請が必要であることから、窓口を国に一本化し、承認までの時間を削ることで、補助員の委嘱に関する手続きの日程にも余裕ができ、県・事業者双方においてもメリットが大きい。 登録園地及び施設の検査及び確認に関しても、植物防疫所から県に依頼があり、日程の調整を県で行うだけでなく、同行もしている。「検査（申請事務含む）」と「防除」を切り離し、検査部門は国が直接事業者と連携・調整することで事務負担が軽減される。その際の同行（園地登録前に、防除対策が確実にできる園地であるかの確認）については県も協力する。	—	—
350	長野県	北海道、盛岡市、宮城県、兵庫県、宮崎県	×	土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請に係る事前審査の廃止及び早期処理体制の確立	都道府県等が農林水産省に対して行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続（国土調査法第19条5項申請）を1年以内で処理するよう要望する。 （事前審査の廃止と早期処理体制の確立）	農林水産省	確定測量の成果に係る認証手続きについては、申請が行われた後の書類の修正、再提出等の手戻りを無くすなど、速やかに認証できるようにする観点から事前審査を行っております。令和6年度からは、事前審査の一層の簡略化を図っており、これまでは農林水産省、国土交通省でそれぞれ確認し、要すればそれぞれ差戻していた事前審査を、農林水産省、国土交通省の双方で確認した後、要すれば差戻すというように改めているところです。 長野県から提出いただいている申請については、現在国土交通省へ17件の承認申請を行っており、その他の申請案は事前審査を鋭意進めております。 引き続き、事前審査の迅速化を図り、国土交通省と連携し、早期認証に向け、処理を進めて参ります。 なお、地震等による地殻変動に伴う点検、修正作業は申請書類の正確性を確保するために必要な作業ですので、御理解ください。 また、令和4年度以前に事前審査依頼がなされた地区であっても、事前審査中で申請に至っていない地区については、国土交通省へ申請することも可能ですので、御相談ください。	第１次回答によると、令和6年度から事前審査の一層の簡略化を図っているとのことだが、令和6年度中において当県に対する事前審査の照会や手続が完了した旨の連絡は農林水産省から1件もなく、その中でさらに能登半島地震に伴う対応を求められた。令和5年度には国土交通省の事前審査の結果を反映したものを申請しているが、未だ本申請の可否について回答がない状況である。また、本申請についても、令和2年度に申請している案件が未だに回答されない状況である。このため、第１次回答と実態に齟齬があると認識しており、現在の処理状況について御教示いただきたい。 次に、令和4年度以前に事前審査依頼がなされた地区であっても、事前審査中で申請に至っていない地区については、国土交通省へ申請することも可能とのことだが、令和5年度にも農林水産省から同様の回答があり、当県から国土交通省に確認したところ、「そのような運用はできない。」との回答があった。第１次回答が国土交通省との回答とは異なる理由について、御教示いただきたい。 また、地震等による地殻変動に伴う点検や修正作業は申請書類の正確性を確保するために必要な作業であることは理解しているが、当県はこの作業の廃止を求めているのではなく、新たな地震が発生する前に書類の迅速な処理をお願いする趣旨であることを申し添える。 事前審査の停滞が続いていることによって、現実問題として確定測量に支障が生じており、簡略化を経てなお解消されない状況であるため、事前審査の必要性について再検討いただきたい。また、国土交通省との連携及び申請書類の管理体制についても改めて見直していただきたい。	—	—
351	長野県、神奈川県、全国知事会 【重点4】	栃木県、埼玉県、大阪府、徳島県、高知県	×	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする見直し	農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業における間接補助事業について、補助対象者や事業内容等に実質的に県の意思が反映できない事業であるため、補助金の返還が生じた際に県が肩代わりすることがないよう、国の直接補助事業とする等の見直しをお願いしたい。 仮に上記が困難である場合、補助金適化法第18条第3項に定められている返還期限の延長や返還命令の取消等の適用基準を詳らかにし、柔軟な運用をお願いしたい。	農林水産省	本事業の活用により、農林水産物・食品の輸出が拡大することで、地方税収や地域雇用、関連する農林漁業者所得の向上につながるなど、本事業による効果は施設整備等を実際に行う補助対象者だけでなく地域全体にも裨益するものと考えております。 この効果を最大限に発揮し、効果的に事業執行を行っていく観点から、都道府県を補助事業者として、管内の間接補助事業者が作成した各事業実施計画に対する配点や自治体等による追加助成等を内容とする都道府県計画を作成することとするなど、都道府県が地域の実情を勘案しながら主体的に事業を推進する仕組みとしているところです。 また、事業の実施に関する事務及び指導・監督等に必要となる事務費を定額で自治体に交付するなど、自治体による事務負担の軽減にも配慮を行っているところです。 多くの都道府県が、農林水産物・食品の輸出の目標を掲げて、市町村、地域の農業者団体や商工会議所、商工会等関係機関と連携をとりながら、輸出の拡大、さらには輸出を契機とした地域創生等に取り組んでいる実態を踏まえると、今後とも上記のとおり、都道府県を補助事業者として設定し、都道府県の実情や都道府県の施策と連携しながら効率的に事業執行を行っていくことが効果的と考えており、本事業を自治体が全く関与できない国直轄の直接補助事業に見直すことは適当でないと考えています。 また、補助金等適正化法第18条第3項の規定の適用に関して、返還期限の延長や返還命令の取消し等についてどのような場合に適用されるのかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、返還期限の延長や返還命令の取消し等について適用基準を詳らかにすることは出来かねます。	都道府県により農林水産物等の輸出に関するスタンスは濃淡があるなかで、本事業の事業実施決定までのプロセスは国主導で行われているのが実態である。それにも関わらず県に事業者への指導等に瑕疵がなかった場合においても、事業実施主体の不正等により国は県に対し交付決定の取消を行い、結果として実施事業者に支払い能力がなく、県が補助金を返還した事例がある。 また、本事業は、その性質上、農産物の供給地と事業実施地の異なる都道府県の場合も多く、単独の都道府県が事業の適正性を判断し、管理・指導することは困難である。そのため、今後、国と地方自治体との役割分担を明確にし、市町村や商工団体等との連携も含めて、国が直接進めていく必要があると考える。 さらに、補助金適正化法第18条第3項の規定に関する運用については、個別具体的な事例に即して判断するとのことであるが、実施事業者の不正等に基づく返還であり、都道府県による適切な指導等は行われ、瑕疵がないと認められる場合において、返還期限の延長及び返還命令の取消しが適用されるのか見解を示していただきたい。	—	【全国知事会】 当該事業における補助対象者や事業内容の決定等について、都道府県の関与が限定的であるにもかかわらず、不正等により国庫返還金が発生した際、当該事業者からの徴収が困難な場合は、都道府県が代わりに国庫に返還しなければならない取り扱いとなっている。こうした取扱いは、国と地方の公平な費用負担のあり方として適切ではないため、本提案の確実な実現を強く求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
352	長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会 【重点４】	北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村、茨城県、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、那須町、那珂川町、群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、千葉県、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、東京都、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、三重県、四日市市、伊賀市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊勢市、松阪市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丸町、伊根町、与謝野町、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、和泉町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泉町、与論町、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し 【提案と類似の支障を有する制度等】 災害援護資金（岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府）	障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。	こども家庭庁、厚生労働省	本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しているとおりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。 また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。 こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第１項又は第２項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第３項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。 一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。 【災害援護資金（内閣府）】 災害援護資金制度は、 ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること ・期限どおり返済されている方もいること を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。 なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曽有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。 債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。	法令上、介護給付費等の不正利得の返還請求事務を市町村が担い、返還の取消しに係る規定も適用されないとの回答だが、そうした制度の是正が必要であると考え、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革に提案したものである。 さらに、過大請求の未然防止が重要との主張であるが、現場の実態を正確に理解していただきたい。地方公共団体は限られた人員で出来る限りの対策を講じているほか、審査時は既に県・市町村による二重チェックを実施している。 当提案の契機となった返還の原因である不正請求は、虚偽の指定申請、個別支援計画の遡り作成、実態のない支援記録や署名・押印の偽造等、初めから行政を欺くことを目的とした悪意ある行為によるものであり、事業者はその事実の発覚を防ぐため、出勤簿やシフト表の偽造、監査時の口裏合わせ等、巧妙に準備を重ねており、運営指導で見抜くことは極めて困難である。実際、これらの行為の多くは、施設従事者や利用者による通報を契機に発覚している。 市町村の審査等に何ら落ち度がないにもかかわらず、悪意ある行為の肩代わり返済を求めるのは不合理であるため、市町村のみに負担させるのではなく、制度設計者として障害福祉サービス等の適切な提供を確保する立場にあり、負担金を拠出している国も、一定の負担をすべきである。 令和３年度地方財政白書において、「さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が極めて重要」と記載されているとおり、一般財源は地方公共団体の行政サービスに投入されるべきものであり、それを不正請求の穴埋めに充てることは、到底納税者たる住民の理解を得られるものではない。 以上より、法令の定めと一蹴せず、制度を見直すことを、切にお願いする。	【花巻市】 「事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要」とは言うが、事業所の指定・指導権限は都道府県にあり、市町村において「不正による過大請求」に対して給付費の支給（国保連からの請求）時に即時的に対応することは困難と思われる。そのような事態が発生した場合に、給付費の返還徴収まで市町村の責任で行うことは、市町村の負担が大きい。加えて、事業所（事業者）が指定取り消しまたは廃業等に至った場合、返還額の全額徴収が困難（その時点で事業者側に返還に対応できるだけの資産等がない）となり、該当分の負担金については市町村が負担して返還しなければならないため、ある意味「逃げ得」ともいえる事態になると思われる。市町村にのみ負担を求めることではなく、都道府県や国においても一定程度責任を負っていただくような制度となるよう、引き続き検討をお願いしたい。 【高岡市】 本提案は、市町村に過失がないにもかかわらず、不正等を行った事業者の破産等により自立支援給付費等の徴収が不能となった場合に、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求めるものである。 第１次回答では、補助金適正化法における返還命令の取消しは適用されないとの見解が示されたが、本提案は、徴収不能時における市町村の財政的負担の軽減を求めるものである。生活保護制度においては、不納欠損処理による債権整理が制度化されており、行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還に係る現行制度においても同様の対応が必要であると考える。このことから、自治体財政に過大な負担を生じさせないよう、制度の早急な見直しを求めるものである。 【高槻市】 現在の障害者総合支援法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規程上は、当該提案の内容を実現することが困難であることは承知しているが、多くの地方自治体から共同で提案が出ていることを踏まえて、地方自治体に一方的な負担を強いることのないよう、支障の原因となっている関係法令の改正等を検討していただきたい。 【茨木市】 障害福祉サービスはその性質上、国、都道府県、市町村がそれぞれに財政的な責任を分担する規定となっており、市町村が義務を適切に果たしているにもかかわらず、その損害を市町村のみが負担するべきものとの一次回答については、再度検討をお願いしたい。 当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等に該当するとのことだが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第２条「補助金等とする給付金の指定」において当該国庫負担金（障害者自立支援給付費国庫負担金）は列挙されておらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第１項又は第２項をもって返還命令の全部又は一部の取消が適用されないとの見解には疑義がある。 また、生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の報告による清算が行われており、合理性があると考える。一方、障害福祉制度において少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは、市町村に一方的な負担を強いていると言わざるを得ず、不合理であると考えられることから、生活保護や介護保険制度と同様に取り扱われることが適切と考える。 加えて、中核市を始め、都道府県条例によって移譲されることにより、障害福祉サービス事業者への指導監督権限を持つ市町村もある。適正な監査によって発見された不正請求が、市町村にとって不当な損害になりうる制度の運用のもとでは、適正な指導監督に支障をきたす恐れも否定できない。 これらの課題を踏まえ、障害福祉分野における自立支援給付費国庫負担金においても交付要綱に規定する等により控除あるいは求償する仕組みを早急に整備されたい。 【提案と類似の支障を有する制度等】 【宮城県】 ・被災者の生活再建支援という本制度の主旨に則り、被災者の生活に寄り添いながら最大限回収に努めているが、東日本大震災の際は、利率の軽減や償還期間の延長などの特例により、災害援護資金の貸付が強力に推進された経緯もあり、その結果として、借受人の経済的困窮や行方不明等により債権回収できない状況が多数生じている。市町村に何ら落ち度がないにも関わらず、現行制度においては未回収分を市町村が肩代わりして国庫償還しなければならず、市町村の財政運営に支障を来す事態が懸念されることから、やむを得ない事情により債権回収できない場合には都道府県及び国庫への償還を免除するなど、市町村における財政負担の軽減を、国地方の財政規律の観点から強く求めるものである。 ・阪神・淡路大震災では、５回・17年の履行延期を経てもなお全額回収に至らず、最終解決手段として兵庫県及び市町村は債権を放棄したが、国は免除や放棄しなかったため、兵庫県が市町村向けに無利子貸付制度を設け、市町村はそれを原資に国庫を償還したという経緯がある。将来的に当県でも県と市町村だけが債権を放棄する事態になることを危惧している。 ・今後、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中、自治体が引き続き制度を利用していくことを前提とするのであれば、貸し倒れリスクを市町村のみが負うことのないよう、保証人や担保を必須化する、または貸し倒れリスクは国が負うなど、制度の見直しを実現いただきたい。 被災者の生活再建に向けた他の制度も広がっており、本制度が見直されなければ、貸付という仕組みを維持すること自体が困難と考える。 【熊本市】 本事務について、市町村はあくまで事務の取扱主体であり、未償還部分について原資を貸し付けている国・都道府県ではなく市町村だけが負担しなければならないのは、国・都道府県から市町村への負担の転嫁であり、著しく不合理ではないか。生活困窮者等についても償還免除の対象にするなど、市町村に財政負担が生じることのないよう、制度の見直しを求める。 東日本大震災については、災害の規模を踏まえ、特例を設けたとのことだが、被災による生活困窮は他の災害でも生じうるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、借受人が生活困窮や資力不足を理由に償還猶予をしている場合には、当然市町村から都道府県、国への償還も猶予しなければ、一時的にでこそあれ、市町村に財政負担が生じうるため、市町村から都道府県、国への償還期間の猶予を求める。	【全国知事会】 本提案は令和６年の地方分権改革に関する提案募集においても提案されており、引き続き、多くの支障事例が挙げられている分野である。事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱いは、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革の趣旨に鑑み、法改正による対応も含め、制度の見直しを強く求める。 【全国市長会】 障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある状況下においては、事業者の不正請求等事案に伴う返還金が多額になるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすと考えられるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。 また、災害援護資金についても、提案と類似の支障を来す制度であるため、市町村だけが未償還分をすべて負担とすることがないよう制度を見直されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
355	薩摩川内市、指宿市、南さつま市	盛岡市、花巻市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、宍粟市、特別区長会	×	相続財産清算人制度の活用促進に向けた整備を行うこと	自治体が相続財産清算人の申立てを行う際の予納金の負担を軽減する方策を行うこと（予納金の猶予や免除等）	法務省、厚生労働省	相続財産清算人選任の申立ての際の予納金は、相続財産清算人の報酬を始めとする管理費用を確保するために、民事訴訟費用等に関する法律第11条及び第12条を根拠として、家庭裁判所が申立人に予納させなければならないものであり、その猶予又は免除を認めるか否かも家庭裁判所の判断事項である。予納がない場合には、相続財産清算人の候補者が確保できないためにその選任ができず、あるいは選任ができたとしても相続財産を管理するための費用が不足するなどして適切な管理・清算ができなくなるおそれがあることなどから、一般論としては、家庭裁判所において、予納金の納付を猶予し又は免除する判断をすることは困難であると承知している。	相続財産清算人選任の申立ての際に必要となる予納金の額は裁判所によって異なるが、50万円から100万円程度必要となり、土地・建物がある場合、予納金はさらに高額となる。自治体においては、予納金の負担が大きいことを理由に相続財産清算人制度の活用が進まず、遺留金品を保管し続けざるを得ない非常に深刻な状況が生じていることをまずご理解いただきたい。あわせて、今後このような事務は更に増加する見込みであり、自治体は人材不足により事務がひっ迫している状況の中で、早期の検討が必要である。 自治体が申立てを行う場合、予納金は自治体が負担することになり、手続費用としての予納金は最終的には処分財産（遺留金品）から返納されるが、残余は国庫に収用される。また、処分財産（遺留金品）が少額である方の相続財産清算人選任の申立てを行った場合は、自治体が負担した予納金が返納されないため、遺留金品の処分が進まない状況がある。 遺留金品の処分にかかる自治体の相続財産清算人の申立てについては、①公的な機関が亡くなられた方の財産を適切に管理するために行っていること、②残余の財産は国庫に帰属される（国庫に帰属する財産の清算のために自治体が多大な事務を行っている）ことを鑑みると、申立てを行う自治体の金銭的負担や事務負担の軽減は国が主導して図るべきである。 ついては、当該ケースにおいて、予納金の猶予や免除を家庭裁判所で判断できるような制度や国の補助制度の創設等、早急に検討されたい。	—	—
356	薩摩川内市、指宿市、南さつま市	盛岡市、宮古市、花巻市、上尾市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、宍粟市、特別区長会	×	引取り手の無い遺留金品の保管・処分の円滑化	独自にマニュアル等を作成し、遺留物品を処分している自治体の情報を共有すること（現行の手引に掲載されている事例紹介の拡大）	法務省、厚生労働省	遺留財産の取扱いについては、各自治体の実情や個別のケースに応じて対応していただいており、相続人との権利関係等の問題もあることから、統一的な基準、見解を国として示すことは困難な現状ではあるが、行旅病人及行旅死亡人取扱法又は墓地、埋葬等に関する法律に基づき埋葬又は火葬を行った場合や生活保護法に基づき葬祭扶助費を支給した場合にその費用に充当する観点から、遺留財産の取扱いについて、手引の記載を充実することができないか検討する予定。（例：金融機関との調整に資する様式例の追加等）	各自治体の実情や個別のケースに応じていること、また相続人との権利関係等の問題から統一的な基準・見解を国として示すことが困難なことは理解できた。 しかし、相続財産清算人選任の申立てには相続人調査が必要であり、自治体が相続人調査をする根拠法令を明示していただきたい。 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金品の取り扱い手引き（令和5年７月改訂版）」の８頁には、自治体が相続人調査を行う根拠法令として、生活保護法第18条第２項及び墓埋法第９条が挙げられているが、これらは葬祭を行う際の執行者の特定を行うための根拠法令である。当市においては、亡くなられた方が老人の場合、老人福祉法第５条の４第２項第２号を法的根拠とし、戸籍調査を行っているが、老人以外が亡くなられた場合の戸籍調査を行う法的根拠が無いと考えている。ついては、葬祭後に、残余の遺留金品の法定相続人や代襲相続人の有無を確認するために必要となる戸籍調査の法的根拠をお示しいただきたい。 また、手引の記載を充実するということであるが、記載内容及び手引の改定スケジュールを明示していただきたい。なお、手引の記載を充実する際には、自治体における支障や苦慮している事例等を十分に把握いただいた上で、自治体の事務負担軽減に資するものとなるよう留意いただきたい。	—	—
357	薩摩川内市、枕崎市、南九州市 【重点2】	川崎市、燕市、伊那市、津島市、碧南市、今治市、大村市、特別区長会	○（デジタル化（4以外））	土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止	国土利用計画法第23条に基づく届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とするとともに、市町村を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接都道府県へ届出を行うことを可能とする。	国土交通省	国土利用計画法第23条に基づく事後届出については、国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から市町村の経由としており、経由規定の廃止に当たっては慎重な検討が必要と考えています。 また、国土利用計画法施行規則の改正を令和７年４月１日（７月１日施行）に行い、これまで紙による提出を前提とした統一的な様式を廃止し、オンラインによる届出等に対応するための標準様式（電子ファイル）を都道府県・指定都市へ配布しており、届出者、受理者の負担軽減を図っているところです。	届出の中には、複数の市町村にまたがる大規模開発・計画に基づいた土地取引もあり、その場合、土地の所在に応じた市町村へ提出することになっている。国民の利便性を考慮するならば、都道府県が窓口となり、届出者が一括で提出できるようにした方が利便性が高いと考える。また、国土利用計画法第24条では、都道府県知事は、土地の利用目的について必要な変更がある場合は勧告することができるが、３週間以内という期限が設けられており、事務処理を効率的に処理することが求められるため、都道府県を窓口とすることで、迅速かつ総合的な判断・勧告ができると考える。 規則改正による標準様式の活用により、オンラインによる届出への対応も可能になることについては、市町村外（都道府県外）の事業者等にとっては、届出提出に係る来庁及び郵送などの負担が軽減され、時間的制約が緩和される効果がある。しかし、都道府県によっては、原本の保管のため紙媒体での提出となっている例もあり、受理者（市町村）は、提出の際に、電子データを印刷する必要があるため受理者の事務負担が増加するといった事態も発生している。大量印刷は、環境負荷の低減を目指す社会の潮流にそぐわないため、正本の保管方法についての方向性を示すといったオンラインによる届出を可能とする場合の運用上の留意点についても周知していただきたい。 届出のオンライン化については、e-Gov等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、事業者等は１つのID・パスワードで全国の自治体に対して届出を行うことができ、事業者及び受理者の利便性及び届出内容の審査等に係る事務処理の効率性はさらに高まるものと考えられるため、引き続き全国統一的なシステム構築を検討いただき、２次回答において見解を明示いただきたい。	【伊那市】 市町村経由の廃止について早期に検討いただきたい。	【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。 【全国市長会】 e-Gov等を利用した届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止について、提案の実現を求めるものであるが、当該手続の廃止による影響等を勘案し、対応していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
358	山口県、九州地方知事会	花巻市、亀岡市、宍粟市、和歌山県、広島市、熊本市	○（デジタル化（4））	生成AIシステムの利用環境の整備	国の責任において、地方自治体が安心・安全に活用できる生成AIシステムの利用環境を整備すること。	デジタル庁、総務省	政府等におけるAI基盤の構築など、政府での積極的な生成AIの利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体がAIを活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、地方公共団体が利用しやすいAIサービスの開発を推進します。 具体的には、デジタル庁で今後構築することとしているAI基盤の開発・実装とセットで、安全・安心なAIの利活用環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体に共有していくことを検討します。 自治体における生成AIの利用に関しては、現在「自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ」（座長：須藤修　中央大学国際情報学部　教授）において、具体的な利用の方策や留意事項等について議論しており、今後同ワーキンググループにおいて取りまとめられる報告書をもとに、ガイドラインを示していくことを検討しております。	提案の意図を汲んでいただき感謝する。 AI関連技術は日進月歩、急速に発展し、多岐にわたる分野で、多種多様なAIの活用が進む中、地方公共団体が時流に即しながら個別に判断し、AIを活用していくことは、技術的にも財政的にも困難・非効率であるため、積極的な検討をお願いしたい。 また、ガイドラインの検討にあたっては、検討状況やスケジュールについて、逐次、お示しいただきたい。 なお、AIの利用環境の提供及びプロンプトやアプリケーション等の共有にあたっては、可能な限り地方公共団体の負担を軽減する方向でお願いしたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
361	伊勢市	花巻市、ひたちなか市、岐阜市、半田市、兵庫県、長与町	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	廃校となった建物を活用した地域コミュニティ活動における使用条件緩和	地域活動を行う地域運営組織（市町村が条例で定めるまちづくり協議会や指定地域共同活動団体等）が、廃校となった旧校舎・旧体育館等（民間施設を含む）を地域コミュニティの交流の場として、原状のまま一時的に（例：年５回程度まで）使用する場合においては、妥当な安全対策を講じること等により、建築基準法に係る用途変更及び消防法に係る消防設備設置を不要とする旨の規制緩和、又は緩和的運用を認める旨の市町村への通達をお願いしたい。	総務省、国土交通省	【総務省】 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(1)項に掲げる「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものとされており、今回ご提案の廃校を地域コミュニティの交流の場として利用する場合について、当該用途に該当するか否かは個別の建物の利用実態等に応じて判断されるものである。 また、消防用設備等についても、個別の建物の用途、規模、収容人員の数等に応じ、消防法令の技術基準に従って設置されるものである。 このため、ご提案の内容について詳細の聞き取りを行いたいが、廃校を地域コミュニティの交流の場として活用する場合について、一律に緩和等を行うことは適当でないと考える。 【国土交通省】 学校等を用途変更する場合には、施設利用者の安全性確保等の観点から、用途変更後の用途に適用される規定への適合が必要です。 ご提案にあるとおり学校等を集会場に用途変更する場合には、集会場に適用される規定への適合のため、一般的に排煙設備の設置等が必要となります。 なお、個々の建築物の状況に応じて避難安全に係る検証を実施すること等により当該規定に対する適用を除外することが可能となる場合があります。	廃校となった校舎や体育館の活用によって地域住民のコミュニティ機能を維持・確保することは、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に掲げている、地域運営組織が運営する「小さな拠点」の形成にも挙げられている。 原状のまま一時的に（例：年５回程度まで）使用する場合においては、妥当な安全対策を講じること等により、建築基準法に係る用途変更及び消防法に係る消防設備設置を不要とする旨の規制緩和、又は緩和的運用を認めることは「小さな拠点」形成の推進、地域活動の活性化に繋がるものと考える。 本提案にある旧校舎・旧体育館等を集会場に用途変更する場合は、耐火建築物等としなければならない特殊建築物としての整備が必要であり、回答にある排煙設備の設置のほか、非常用放送設備の設置、用途に応じた浄化槽への改修等を伴うこととなるため、廃校活用がスムーズに進まない要因となっている。 そのため、用途が定まっていない旧校舎・旧体育館等を原状のまま年５回程度、一時的に使用する場合においては、用途変更等の手続を経ることなく、利用形態・規模に即した柔軟な運用が可能となるよう御検討いただきたい。 また、「個々の建築物の状況に応じて避難安全に係る検証を実施すること等により当該規定に対する適用を除外することが可能となる場合がある」について、本提案のような事例においても適用が可能であれば、御教示いただきたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
362	熊本県 【重点13】	宮城県、栃木県、千葉県、豊橋市、寝屋川市、熊本市	○（デジタル化(4)）	産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化	産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現すること	デジタル庁、環境省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画　令和6年6月21日」の「[No.4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあるとおり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。 なお、産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するには、さらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。ついては、地方公共団体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、デジタル庁とも調整の上、検討してまいりたい。	産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請については、当県を含む多くの自治体が現在も紙による受付を行っており、提出のため申請者が郵送又は窓口に足を運ぶ必要等があり、複数の自治体で事業を展開する申請者にとって非常に負担である。また、申請手数料の納付については収入証紙を用いているため、申請から手数料納付まで一貫してオンライン完結できることが事業者サービスの向上に寄与するものと考える。 産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況ということだが、提案の実現に向けてどのような機能が不足しているのか、その機能追加・改善に向けた具体的なスケジュールも併せてお示しいただきたい。その上で、産業廃棄物処理業に係る申請手続のオンライン化の時期をお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
363	仙台市、札幌市、石巻市、塩竈市、栗原市、大崎市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市	花巻市、長崎市、熊本市	○（デジタル化(4)）	住居表示業務・システムの共通化	住居表示業務について、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、住居表示台帳及び住居表示に係る事務のシステムの共通化を求める。	デジタル庁、総務省	アドレス・ベース・レジストリについては、公的基礎情報データベース整備改善計画（令和7年6月13日閣議決定）に基づき、制度所管省庁等と協力し、整備や検討を進めていく。 住居表示台帳に係るシステムの共通化については、公的基礎情報データベース整備改善計画に基づくアドレス・ベース・レジストリの整備に係るデジタル関係制度改革検討会及びベース・レジストリ推進有識者会合における検討状況を踏まえ、検討する。	当初提案においても言及したとおり、災害等による紙台帳滅失のリスクは復元が困難になるなど喫緊の課題であるため、住居表示台帳に係るシステムの共通化については、公的基礎情報データベース整備改善計画で定められている各データの整備方針などと並行して、行政側の効率化、市民サービス向上のために早急にかつ積極的に検討を進めていただきたい。 加えて、過去に当市では住居表示台帳の電子化をするために予算要望をしたが、費用が多額になり予算化に至らなかった経緯があるため、共通システムの導入により自治体の財政負担が最小限のものになることを期待する。	—	—
364	熊本県、九州地方知事会	岩手県、花巻市、ひたちなか市、小牧市、岡山県、佐賀県	○（デジタル化(4)）	災害時情報共有システムの対象施設の拡大	災害時の情報収集について、保育所や認定こども園（幼稚園型を含む）、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得するようご対応いただきたい。	こども家庭庁、文部科学省	【こども家庭庁】【文部科学省】 文部科学省では、災害発生後、都道府県等から幼稚園を始めとする小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校、社会教育施設、社会体育施設等の文教施設に関する人的及び物的被害状況について情報収集を行っている。また、災害規模等に応じて、これら文教施設について追加の情報収集や情報の精度向上のため、同時かつ同じ手法により情報収集に努めているところである。 このような中で、幼稚園のみを独立行政法人福祉医療機構（厚生労働省とこども家庭庁の共管）が運営する災害時情報共有システムで情報収集することは、文部科学省が文教施設全体について迅速に情報をとりまとめる中においては情報の内容、精度に差が出てくるおそれがある。加えて、災害時の幼稚園にかかる被害情報収集を独立行政法人福祉医療機構に委託するには、新たに発生する費用の確保が必要になること、自治体側においても教育委員会が新たに福祉担当部署等との業務調整が必要となる場合が考えられることなど、慎重な検討が必要である。 このことから、幼稚園については文教施設の一つとして、従前どおり文部科学省が行う文教施設の情報収集の中で行う必要があると考えている。 なお、幼稚園を含む学校にかかる災害時の被害情報収集の方法については、既存の文部科学省WEB調査システムの活用も含め、引き続き見直しを行い、今後とも自治体の負担軽減に向けて検討していく予定である。	現状、被災状況を様式に記入し、幼稚園から市町村、市町村から県、県から国へメールにより伝達していく手法は、各段階で取りまとめが発生し、情報取得に時間を要する上、職員の作業負担が生じている。 また、情報は随時更新されるため、何度も取りまとめ及び報告が必要となり、職員の負担が増え、最新情報の反映漏れ等人的ミスを誘発する恐れもある。加えて、保育所等と幼稚園を同じ部署が所管していることも多く、それぞれで被災報告の方法が異なることが職員の混乱を招き、人的ミスを誘発する原因となっている。 以上のことから、保育所等と幼稚園の被災報告を異なる手法で行うことは地方公共団体の実態に合っておらず、またメールによる方法は非効率であり、精度にも不安が残るため、幼稚園からの被災報告を市町村、県、国が同時に確認することができるよう災害時情報共有システムの活用を御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
365	熊本県、九州地方知事会 【重点2】	長野県、大阪府	×	教育支援体制整備事業費交付金の交付における都道府県経由事務の廃止	教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）で実施する事業について、「私立幼稚園施設整備費」同様、国から事業者への直接補助とすることを求める。 ※都道府県における予算計上手続を不要とすることを求めており、事務処理及び会計処理は引き続き都道府県が担うことを想定し、都道府県の関与なく事業実施を求めるものではない。	文部科学省	教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は教育基本法第11条の規定に基づき、幼稚園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施する場合に、国がその経費を補助する事業である。そのため、都道府県事業に要する経費は当該都道府県において予算計上するものと考える。 また、現在、都道府県は、地域や事業者の実情に応じて、補助金を交付する裁量を有しており、仮に、都道府県から事業者に交付するというスキームを変更した場合には、事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性がある。 なお、「具体的な支障事例」として記載されている「年度内の概算払いをするために非常にタイトな期間での事務処理を強いられている。」という点については、自治体から詳細の状況を聴取した上で、改善策について検討したいと考える。	回答に記載の都道府県の裁量については、実務上、国の定めた要綱等が詳細に定まっており、それに照らして全ての申請を受け付けているため、都道府県に裁量の余地はない。「仮に、都道府県から事業者に交付するというスキームを変更した場合には、事業者の実情に合わせて交付されていた補助金の額に影響が出るなどの支障が生じる可能性がある。」とあるが、例えば、国へ要望した交付金額よりも、決定額が少ない場合は、その減少割合を事業者へ一律に按分して交付するほか、概算払いの金額と実績報告時の金額に差異がある場合は、事業者ごとに差額分を返還いただいており、スキームを変更した場合でも、補助金の額に影響が出るなどの支障は生じない。以上を踏まえ、各都道府県の実態を確認の上、支障の有無を適切に判断いただき、スキームの変更について前向きにご検討いただきたい。 なお、年度末の非常にタイトな事務処理期間については、改善を図っていただきたく、具体的な検討スケジュールの見込みを提示いただきたい。	—	【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
366	鹿児島県、九州地方知事会 【重点1】	栃木県、山梨県、滋賀県、和歌山県、宮崎県	○（デジタル化（4以外））	国家資格「計量士」の登録	国家資格「計量士」の登録について、 （1） 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。 （2） 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。	デジタル庁、経済産業省	政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要があり（計量法第122条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第54条に基づき、「法第122条第２項第１号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。 現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。） また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととすることは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。 適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」 の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。	計量士登録事務の経由が廃止されることにより、都道府県の事務負担が軽減され、行政の効率化を図ることが可能である。「経済財政運営と改革の基本方針2025」等、政府方針としても経由事務の廃止が明示されており、積極的に御検討いただきたい。 従来どおり都道府県知事の実務経験証明の運用を継続する場合であっても、申請者や都道府県の負担軽減や、登録証交付事務等の簡略化を図る観点から、申請情報が都道府県と国に同時に共有されることで、両者が並行して事務を行うことが出来る仕組みにすることや提出書類の形式審査をシステムが自動に行えるようにすること、デジタル資格者証の原本化など、「計量士」の登録申請手続等における「国家資格等情報連携・活用システム」の活用について、早急に検討いただきたいと考える。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
367	熊本県、九州地方知事会	宮城県、島根県、宮崎県	×	各種補助金交付事務における変更申請手続に係る要件の統一及び基準緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と「400万円」とある部分については「1,500万円」と改正することを求める。 【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱】 ・第9の1（1）イ（ア）、（イ）a及び（2）ウ（ア）	農林水産省	農地保全に係る海岸保全施設整備事業等の補助金については、国が事業毎に予算を配分して事業量や事業進捗を把握し、補助目的が確実に達成されるよう確認を行う必要があることから、変更承認申請の手続を定めていることをご理解いただきたい。 なお、変更承認申請が必要となる要件については、近年の事業実施状況の変化を確認しつつ、一定程度の緩和を行う方向で検討してまいりたい。	海岸堤防や樋門等の海岸保全施設については、近年、新設整備から老朽化による更新整備へ移行している。このため、これまでの新設整備と違い、更新整備では、不可視部分における新たな補強・補修等の追加工事が必要となるなど、年度途中で工事費が増加するケースが多くなっている。 また、昨今の異常気象に起因する施設の破損等により、緊急的な対応を要するケースも増えている。 現行制度は、このような状況の変化や、他事業の要件と比較して軽微な変更の要件が厳しいことから、容易に重要変更に該当し、変更手続きを要するため、本事業の目的である、津波・高潮等の被害に備えた迅速な対応に支障をきたしている。 現在の事業実施状況を踏まえ、事務の効率化や、事業目的達成に向けた迅速な対応を図るうえで、要件緩和の検討を進めていただきたい。 併せて、検討にかかるスケジュールを具体的にお示しいただきたい。	【島根県】 「軽微な変更以外の変更」の要件は、他事業と同様に「400万円」とある部分については「1,500万円」に緩和をお願いしたい。	—
368	鹿児島県、福島県、九州地方知事会	花巻市、秋田県、埼玉県、川崎市、相模原市、石川県、山梨県、長野県、滋賀県、岡山県	×	特殊車両通行許可制度の申請・許可業務のシステム一元化	特殊車両通行許可制度における国管理道路と都道府県管理道路のオンライン申請システムを統一化（申請窓口を一元化）し、特殊車両通行確認制度と同様に、原則システム上で許可の判断を自動的に行い、許可証を電子的に交付すること。 申請経路にデータ未登録の道路が含まれる場合には、システムが自動で各道路管理者へ個別に照会をかける機能を追加すること。 また、自治体が管理する道路データの登録について、自治体から登録の要望があったものについては、特殊車両通行許可申請に係る事務の効率化を図るため、早急に対応すること。	国土交通省	国土交通省では、増加する特殊車両通行許可申請に対応するため、令和４年４月より、電子データ化された道路情報に基づき、国が一元的に審査し、通行可能経路を即時に回答することができる特殊車両通行確認制度の運用を開始したところである。この制度を申請者にご利用いただくことで、これまで実施していた他道路管理者への協議を実施することなく、回答することが可能となるため、協議や審査等の事務負担が軽減されるものと考えている。そのため、一層の確認制度の利用促進に向けて、道路情報の電子化を加速し、令和8年度までに約5万km以上の電子化を目指し、対象道路の拡大を図っているところである。また、制度に馴染みが無い方に対しては、ホームページや動画、ポスターによる情報発信、モニター制度の導入や事業者向けに講習を行うなど、業界団体や地方公共団体とも連携しながら、引き続き、強力に普及・啓発にも取り組んでまいりたい。 特に、地方道の道路情報を電子化することで、地方公共団体が管理する道路についても協議を実施することなく、国が審査することが可能となり、審査の効率化や迅速化が図られる。一方で、地方道の電子化率は約55%と低調であり、ラストマイルの電子化が急務であることから、国では道路情報の電子化を加速しているところである。本取組みでは、地方公共団体の作業負担が軽減されるよう法定協議により支援させていただきながら、積極的に電子化を進めているが、地方公共団体のご協力も必要である。また、従前、年１回としていたところ、令和４年度から頻度を年４回に変更し、情報更新の多頻度化をしているが、ご意見も踏まえながら取り組んでまいりたい。	当県が提案する特殊車両通行許可制度のオンライン申請システムの統一は、道路管理者の事務手続の省略化を期待したところであるが、既に運用を開始している特殊車両通行確認制度の利用拡大によっても、各道路管理者の審査に係る事務負担の軽減が期待されるため、制度に関する情報発信を強化するなど、制度の利用促進により一層取り組んでいただきたい。 また、事務負担の大部分を占め、自動化の障害となっている道路情報の電子化の低調については、地方道路管理者の作業負担が依然として大きいことが要因であると考える。従前から取り組んで頂いている法定協議の作業支援に加え、各地方道路管理者の現場の声を聞きながら、電子化低調の要因や課題等を詳細に把握し、作業負担軽減のための取組みを一層拡充していただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
369	鹿児島県、九州地方知事会	茨城県、相模原市、浜松市、名古屋市	×	衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出書の様式見直し	現行の衆議院比例代表選挙の調書（規則第17号様式の2）においては、「職業」欄とは別に、「衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄が設けられていることから、衆議院小選挙区選挙の立候補届出書についても同様の欄を設けることにより、兼業禁止の職を自動失職した場合に、異動届の提出を不要とすること。 また、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式について、同様に見直すこと。	総務省	御提案を踏まえ、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式において、「職業」欄とは別に、兼職禁止の職業に係る欄を設ける省令案（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令案）について、令和７年５月10日から6月９日までの間、パブリックコメントを行ったところであり、６月末を目途に公布する予定である。	提案のとおり、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式が改正されたことで、兼業禁止の職を自動失職した場合の「異動届」の提出が不要となり、手続きの簡素化が図られた。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
370	さつま町、薩摩川内市	—	×	イベント民泊の実施施設の拡大	イベント民泊（イベントホームステイ）制度について、以下の措置を求める。 ①自宅に加え、公共施設（指定管理施設を含む）及び自治会等が所有する集会施設でのイベント民泊も可能にする。 ②宿泊施設の不足状況の確認範囲について、当該自治体内のみで判断することが可能となるよう、ガイドラインの明確化を求める。 ③宿泊者の範囲について、地域外から来訪する旅行者を念頭に置いているが、町内の者を宿泊者とした有償宿泊も可能とするとともに、対象となるイベントについて、自治体内外の学校等教育機関（高校運動部、地域運動部活動又はスポーツ少年団等）やPTA等が主催するイベントでも実施できるようにする。 ④宿泊所提供者所有の入浴設備の提供に代えて、地域にある入浴施設の活用も認める。	厚生労働省、国土交通省	①イベント民泊の趣旨を十分に踏まえた上で、イベントの日数が「２～３日程度」であって、宿泊者の入れ替わりがない態様で実施する場合、反復継続するものではなく旅館業法上の業に当たらないことから同法の適用の対象外であり、現行のガイドラインにおいても、関係部署に事前相談の上、イベント開催地の自治体が問題ないと判断すれば、公共施設及び集会施設を利用することも可能と考える。 なお、実施に当たっては、関係部署において十分に連携し、衛生面や治安面、近隣住民間のトラブルなど事故の予防に努めていただきたい。 ②各地域の地理的状況や交通事情等も踏まえつつ、宿泊施設の供給量とイベント来場者見込み数との関係から、宿泊施設の不足が見込まれることを、自治体として客観的、合理的に説明できるのであれば、現行のガイドラインにおいても、「宿泊施設の不足が見込まれる」との要件は満たされると考えられる。 ③当該自治体内の住民を有償で宿泊させることが、地域振興に資するなどの必要性を自治体において判断出来るのであれば、現行のガイドラインにおいても可能と考える。 ④現行のガイドラインにおいても、地域の公衆浴場等を利用することは差し支えない。	第１次回答においては、①～④いずれの事項について、現行のガイドラインにおいて可能との見解であるが、現行のガイドラインではその旨が明記されていないことから、イベント民泊を実施するにあたって求められている旅館業法所管部署、警察署、消防署等の関係部署との事前相談の際に関係部署からの理解が得られないおそれがある。よって、①～④いずれの事項についても、以下のとおりガイドラインを改訂し、その旨を明記いただきたい。 ①について、現行ガイドラインでは「自宅」、「自宅提供者」及び「自宅提供行為」など、「自宅」を対象とすることを念頭においた表現が用いられており、「公共施設及び集会施設の利用も可」と認識できないため、その旨明示していただくよう、ガイドラインの改訂を求める。 ②について、現行ガイドライン3ページ中「(3)「宿泊施設の不足が見込まれる」について」に「‥当該自治体及びその近隣自治体の‥」とあり、「宿泊施設の不足が見込まれる」と合理的に判断するにあたっては、実施自治体だけでなく近隣自治体の宿泊施設の供給量等まで把握する必要があるように記載されていること、また、近隣自治体の範囲が曖昧なため、当町のように近隣に大規模自治体がある地域では、当該大規模自治体の宿泊施設で満たされることが想定され、イベント民泊が実施できないものと受け取れることから、本提案では、宿泊施設の供給量等を把握する範囲を「当該自治体のみで可」とし、ガイドラインの明確化（その旨、明示していただくための改訂）を求めているものである。 ③及び④についても、現行ガイドラインには、その旨の記載がないため、ガイドラインの改訂を求める。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能な部分については、その旨十分な周知を行い、対応ができない部分については、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
371	さつま町、薩摩川内市	花巻市、燕市、島田市	×	不動産登記手続の簡略化	空き家バンクを通じた売却物件について、不動産所有者が亡くなっている場合、正当な相続人（以下、「現所有者」という。）がいる場合には現所有者に登記を修正できるよう不動産登記手続きを簡略化すること。	法務省、国土交通省	【法務省、国土交通省】 「不動産登記手続の簡略化」の具体的内容を提案団体に確認したところ、戸除籍謄本の添付を省略する旨の提案であるとのことであったので、これを前提に回答する。 不動産登記においては、不動産に関する権利を正確に公示する必要がある。 不動産の所有者が死亡し、相続が開始した場合において、法定相続人が数人あるときは、その不動産はその共有に属することとされている（民法第898条）ため、その相続に基づく権利関係を正確に公示するためには、戸除籍謄本をもって確認する必要がある。 そのため、御提案のような不動産登記手続の簡略化を行うことは困難である。	不動産登記や相続に基づく権利における正確な公示の重要性は承知しているが、地方における「空き家解消施策」の実例を踏まえた提案であることを御理解いただきたい。 本提案の主眼は、「被相続人から正当な相続人である「現所有者」（地方税法第384条の３で規定されているような者）に相続登記を行う際に、他の相続人に係る戸除籍謄本などの添付を省略した上で登記を行える制度の実現」である。 現行制度では、①他の相続人に異論がない場合でも同意書類が必要であり、取得等に時間を要する、②他の相続人が管理に関与せず権利のみを主張する場合、現所有者が時効取得を援用できる状況でも、共同登記の原則により訴訟が必要である、③他の相続人において戸除籍謄本等取得費用の捻出が困難である、という事由により、手続が難航することが考えられる。 これらに対し、地方公共団体が空き家対策のため空き家バンク等を活用する場合に限定した特例措置として、正当な相続人である現所有者以外の相続人に係る戸除籍謄本などの添付を省略し、現所有者からの「現所有者であることに異論はなく、疑義が生じた際は関係相続人で解決する」旨の申出書を添付した上で、当該相続人への登記変更を可能とする制度の構築を検討いただきたい。 このような制度により、名義変更・売却が加速し、空き家の大幅な減少が期待できることから、地方公共団体が行う空き家等に関する取組の促進のために必要な国の支援として、その実現をお願いしたい。	【燕市】 なし	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
372	静岡県	北海道、島田市、高知県、宮崎県、沖縄県	×	内閣府（防災担当）と消防庁において都道府県担当者名簿を適切に作成・共有すること	内閣府（防災担当。以下「内閣府防災」という。）及び消防庁において防災・消防に関する通知等を都道府県に発出しているが、宛先が明確でなくどこに到達しているか確認できない。特に消防庁は消防関係通知について、防災担当に送付しているため、内閣府防災と消防庁において、都道府県担当者名簿を適切に作成・共有してほしい。 なお、内閣府防災と消防庁が所管する防災関係業務は重複する部分も多いため、平時の照会窓口、各業務担当、緊急時連絡先等の区分ごとに、一括して担当者照会を行ってほしい。	内閣府、総務省	消防庁が都道府県宛てに通知等を送付する際の都道府県担当者連絡先については、庁内各課室においてそれぞれ作成し、管理している。今後、通知等を送付する際には、メールの宛先（BCC）に記載するこれらの連絡先とメール本文中に記載する宛名との整合性を図るよう、徹底することとする。 業務分別により連絡先を個別に管理する必要がある場合を除き、内閣府（防災担当）と消防庁で共通する防災関係の都道府県担当者連絡先については、消防庁が取りまとめて作成し、内閣府（防災担当）と共有することとする。 また、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、調査・照会（一斉調査）システムの活用について、現在準備中であり、準備完了後には、消防庁が行う調査及び通知については、メールではなく同システムから連絡されることとなる。	消防庁において、防災業務別担当一覧を適切に庁内及び内閣府（防災担当）に共有していただきたい。また、都道府県が担当連絡先の照会で回答していない「消防防災所管部局」等の宛名を使用しないよう、都道府県から回答した連絡先と通知先の整合性を図ることを徹底していただきたい。 調査・照会（一斉調査）システムの活用については、現在消防庁内の一部課室で活用されている。活用できていない課室におかれては、速やかに対応していただきたい。本システムが正常に活用されることで上記の課題（送付先の徹底）が解決されると思料する。 消防庁のみならず、内閣府（防災担当）においても同様の対応をしていただくようお願いしたい。	—	—
373	静岡県、福島県	茨城県	×	一部事務組合の規約の変更において構成団体の名称が変更される場合等は関係地方公共団体の議会の議決を不要とすること	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合や構成団体が解散する場合における地方自治法第287条第１項第２号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	総務省	一部事務組合の規約については、一部事務組合存立の根拠をなし、構成団体を拘束するものであり、地方自治法においては、一部事務組合の規約に必ず記載すべき事項として、構成団体等を列挙した上で、規約を定立・変更する場合は、議会の議決を必要としている。 提案団体において、「単に構成団体の名称変更や解散の場合には、一部事務組合の共同処理する事務に影響を及ぼすおそれが全くない」とされているが、一部事務組合の構成団体の名称変更は、当該変更に至った構成団体の動向によっては当該一部事務組合の今後の事務遂行に影響を及ぼしうること、また、当該一部事務組合を構成する団体の増減（構成団体の解散によるものを含む。）は、当該一部事務組合が事務処理権限の委譲を受けている団体数や経費を賄う団体数に関係するなど、当該一部事務組合の共同処理する区域　や財政基盤に影響を及ぼしうることから、これら事項の変更のみを以って、必ずしも軽微なものとは判断しえないものと考える。 このため、引き続き、法律の規定に基づき、これら事項の変更に伴い、議会に対して必要な説明を行っていただく必要があると考えている。	一部事務組合の規約が、一部事務組合存立の根拠をなし、構成団体を拘束するものであるため、規約を定立・変更する場合に議会の議決を必要とすることは理解している。 一部事務組合の構成団体の増減が、事務処理権限の委譲を受けている団体数や経費を賄う団体数に関係し、共同処理する区域や財政基盤に影響を及ぼしうることも理解するが、構成団体が解散によって減少する場合は、他の構成団体の議決によって構成団体の減を否決しうるものではないことから、解散による減少に限ってでも、議決を不要とするなど、負担軽減に資する方策は検討できないものか。 また、一部事務組合を構成する団体の名称のみの変更についても、他の構成団体の議決により、構成団体の名称変更を否決しうるものではないと考えられることから、議決を不要とできるものと考える。「一部事務組合の構成団体の名称変更は、当該変更に至った構成団体の動向によっては当該一部事務組合の今後の事務遂行に影響を及ぼしうる」とのことだが、規約内の共同処理する事務が変更される場合は、当然事務の遂行に影響するが、構成団体の名称変更が具体的にどのような影響を及ぼすことを想定しているのかご教示いただきたい。特に持続可能な地方行財政の確保のあり方研究会の報告書案では、「深刻化する人材不足に対応し、地方公共団体の事務処理を持続可能なものとするための対応方策としては、事務を減らす、まとめる、担い手を広げる、生産性を高めるといった方向性が考えられる。事務を減らす手法としては事務自体の廃止や頻度の見直しが、事務をまとめる手法としては水平連携や垂直連携が、担い手を広げる手法としては民間活用や住民参加の促進が、そして、生産性を高める手法としてはデジタル技術の活用などが、それぞれ考えられる。また、これらの方策を組み合わせることも必要となるが、どのような対応方策が必要となるのか、地方公共団体の具体的な事務処理の実態を踏まえて検討する必要がある。」とあるところ、実態として構成団体の名称変更が一部事務組合の事務遂行に影響したケースがない、または影響が軽微である場合は、提案の実現に向けて柔軟に検討いただきたい。	—	—
374	名古屋市	ひたちなか市、越谷市、千葉県、相模原市、浜松市、高松市、熊本市、鹿児島市	×	会計年度開始前の資金前渡を可能とすること	やむをえない場合に会計年度開始前に資金前渡を受けられるよう地方自治法の改正を求める。	総務省	国の会計制度においては、会計法第18条第１項の規定により、同法第17条の規定により資金前渡をすることができる経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要やむを得ないときは、財務大臣の承認を経て、会計年度開始前の資金交付が認められているが、これは正当債権者に対し支出すべき原則に対する特例であるとともに、会計年度独立の原則に対する重大な例外であるため、その要件は厳格に定められている。 また、政令で定める経費は、①船舶に属する経費、②外国で支払う経費、③交通通信の不便な地方で支払う経費、④刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第98条の規定による作業報奨金及び少年院法第25条第３項の規定による報奨金、⑤刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第100条又は少年院法第42条の規定による手当金、⑥矯正施設の被収容者に支給する帰住旅費並びに保護観察に付されている者に支給する食事費及び帰住旅費、⑦防衛省（大臣官房及び各局を除く。）に関する経費とされており、国の会計制度において会計年度開始前の資金交付が認められている経費は、年度の開始を待って資金前途していては、支払の適期を失するような経費に限定して認められているものであり、当該経費には、災害に要する経費は含まれていない。 このため、御提案については、国の会計制度との均衡も踏まえ、慎重な検討が必要であると考えているが、まずは、御提案の「やむをえない場合」の状況等を具体的にご教示いただきたい。 なお、地方公共団体が物品の購入や役務の提供を受けるために、これらに係る契約に際して、当該地方公共団体の職員が店舗等においてクレジットカードを提示するとともに、クレジットカードを使用して支払を行うことも可能であること、及び災害発生時において資金前途が困難な場合における運用上の留意事項を示している（「地方公共団体の支出について職員をしてクレジットカードを利用させることによる場合の留意事項について」（令和3年２月24日付け総務省自治行政局行政課長通知）、「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」（令和２年３月31日付け総務省自治行政局行政課長通知））ところであり、こうした運用により課題が解決される場合もあると考えている。	当市としてやむを得ないと場合として想定しているものは、南海トラフ地震臨時情報・地震注意情報や大雨警報などの発令時における非常配備に係る経費（職員が配置場所へ参集する際のタクシー代など）や被災地域への災害支援の際の必要物資の事前購入経費（現地滞在に必要な食糧や生活必需品など）である。 回答に提示いただいた「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」（令和２年３月31日付け総務省自治行政局行政課長通知）の対象範囲は地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことにより前渡金の用意が困難な場合が対象とされており、被災の恐れのある段階での非常配備や被災地域への支援のための資金前渡の運用上の取扱いについては示されていない。そのため、会計年度開始前の資金前渡を希望したものであるが、前述の通知を非常配備や被災地域への支援についても準用することが可能であれば、現在、最も苦慮している課題については解消する。準用は可能か見解をお伺いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
375	京都市	花巻市、いわき市、豊田市、安来市、広島市、熊本市	○（デジタル化(4)）	士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築	戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえ、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。	デジタル庁、総務省、法務省	【デジタル庁】 制度所管省庁における職務上請求のオンライン化の方針を踏まえ、必要に応じてデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の観点で制度所管省庁と連携して対応する。 【総務省】 住民票の写し等の職務上請求については、「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）において「戸籍謄本等に係るデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の検討結果を踏まえ、総務省において、デジタル庁と連携して具体的内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る」とされたとおり、戸籍謄本等に係る検討結果を踏まえ、検討する。 【法務省】 戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされていることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。	本提案は、現在の職務上請求のアナログの仕組みが士業者、市区町村の双方で事務効率の向上の妨げ等になっている点について、デジタル技術を活用することで問題を解決するとともに、それによって士業への依頼者である市民の便益の増進を図ることが目的である。 そのためには、単に手段としてのオンライン請求の実現にとどまらず、士業、市区町村の双方が利用することを想定した、例えば、請求時に明らかにしなければならない事項のフォーム入力、フォーム入力時の入力支援（例えばプルダウンメニューからの選択、条件分岐、郵便番号での住所補完）、入力された情報の形式審査、士業資格の有効性や事務所の所在地のオンラインでの確認等を可能とするシステムの構築についても合わせて目指すべきである。 証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、個別にシステムを調達したことによって市区町村ごとにシステムの機能やインターフェースが異なるより、共通である方が社会的コストは低廉であり、この標準仕様の策定が可能なのは国に限られる。 このように本提案は自治体に限らず社会全体がデジタル化の恩恵を最大限に享受できるよう全市区町村にまたがる制度の改善を求めるものであり、地方自治法第１条の２第２項の趣旨からも、整備を含め国が積極的に関与することは当然と考える。 また、利用者目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しく、議論、検討はデジタル庁、総務省、法務省の３者の連携のもとで行うべきであると考える。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
376	名古屋市	浜松市、堺市、鹿児島市	○（デジタル化（4以外））	市に納付される前の歳入等について、現金での返金を可能とすること	前払式及び即時払式のキャッシュレス決済において、返金を行うべき場合に、その収納金が市に納付される前においても現金で返金できるよう、資金前渡の対象を拡大する等、制度の整備を求める。	総務省	納付者が指定納付受託者に対して納付に関する事務を委託してから、当該指定納付受託者が地方公共団体に対して納付を行うまでの間は、地方公共団体の歳入とならないのは御認識のとおりであるが、御提案はプリペイド式の決済手段であることから、指定公金事務取扱者制度を活用することにより即時に納付効果を発生させることができるものであり、本制度の活用により課題が解決されるものと考えている。	本件の場合、指定納付受託者を指定公金事務取扱者にあわせて指定し、「資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引」として指定公金事務取扱者の立場で取り扱っていることとすれば、即時に納付効果が発生したことになるため、指定公金事務取扱者が市に収納金を納める前の段階においても、市から納付者への還付が可能であるならば、その旨を明確に周知いただきたい。 また、提案に前払式と併記して挙げていた即時払式の決済手段については、一般的な資金の流れとして、決済と同時に納付者の口座から引き落とされるものの、その資金は一定期間銀行に保留され、後日決済金額が確定してから加盟店等に支払われる認識である。そのため、即時に納付効果が発生しているとは言えず、指定公金事務取扱者が取り扱う決済方法に含まれないため、市に収納金を納める前の段階においては還付はできないという理解でよいかという点についてもご見解をいただきたい。	—	—
377	名古屋市	—	×	市街地再開発事業における公募によらない特定建築者の対象の拡充	都市再開発法における非公募の特定建築者について、地方独立行政法人を加えるよう見直しを求める。	総務省、文部科学省、国土交通省	提案内容を踏まえ、都市再開発法第99条の3及び都市再開発法施行令第40条の2の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討を行うこととしたい。	公募によらない特定建築者の対象を拡充することは、長期化している当市の市街地再開発事業の早期完了に資するものであり、また、公立大学法人は、都市再開発法第99条の3に定めのある国、地方公共団体などと同様に公益的性格等を有していると考えている。当該病院は老朽化により早期の建替えが喫緊の課題となっており、令和8年度中には病院整備事業を実施したいと考えていることから、迅速に検討に着手いただくとともに、前向きな議論をしていただきたい。	—	—
378	名古屋市	相模原市、燕市、浜松市、滋賀県、特別区長会	○（デジタル化（4））	道路、河川、公園・緑地、農政の土木施設全般に関する問い合わせに対応するためのシステムの構築	市民の問い合わせ対応を効率的かつ迅速に処理するため、国・県・市の土木施設に関する市民問い合わせについて、LINE通報システム「道路緊急ダイヤル＃9910」を発展的に見直すなどにより、土木施設を網羅した一体的なシステムを構築することで、それぞれの担当者がシステム上で内容等を把握し、対応できるようにしてもらいたい。	農林水産省、国土交通省	提案の内容を踏まえて、各分野における既存のシステムの運用実態等を把握した上で、今後の対応を検討してまいりたい。	道路だけでなく河川、公園、農政などの公共土木施設を網羅した一体的な通報システムの構築が実現すると、各行政の事務負担軽減や、窓口が一本化されることによる住民サービスの向上にもつながると考えられる。 一方で、複数の既存システムとの整合性や、システム集約による効果の把握など、課題も想定されることから、そうした観点も含め、今後の対応を積極的に御検討いただきたい。	—	【全国知事会】 行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。
379	名古屋市	ひたちなか市、川崎市、相模原市、燕市、稲沢市、寝屋川市	×	長期間に渡る工事の都市公園における工事用施設の占用期間の延長	都市公園法第7条の工作物の設置において、長期間にわたる道路工事に必要な工事用施設の仮設のために公園を占用する場合があるが、占用期間が3か月までとなっているため、更新手続の省力化の観点から、占用期間の延長を求める。	国土交通省	都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であり、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（占用物件）を都市公園に設けることは、都市公園本来の目的からすれば好ましくないものであり、必要最小限の範囲内で行われる必要がある。 そのため、都市公園の占用の許可を受けようとする者は、少なくとも占用の目的、期間、場所、工作物その他の物件又は施設の構造を記載した申請書を公園管理者へ提出し、公園管理者は、当該占用が公衆のその利用に著しい影響を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、技術的基準に適合する場合に限り、許可を与えることができるものとなっている。技術的基準としては、占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならないこと、地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならないこと、占用に関する工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること、工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること、工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること等が規定されているところである。 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設は、工事の進捗に応じて占用の内容が変わることが想定されるところ、公園利用者の安全の確保や都市公園の効用の発揮等の観点から、定期的に許可にたらしめ、上述の許可要件を満たすことを確認することが必要であると考えており、工事期間に合わせて設定すべきものではないと考えている。	定期的な申請により、許可要件を満たすことを確認することについては、都市公園の管理上必要であることは理解するものの、当初申請の段階で複数年に渡る計画であることが明らかな大規模工事で、占用の形態が頻繁に変わる内容の工事でない場合に、一律に3か月までしか許可が認められないことが事務負担となっているのが現状である。 占用の期間は工事期間に合わせて設定すべきものではないとの回答であるが、占用の内容が頻繁に変わらない工事の場合等については、工事の内容に応じ柔軟な対応が可能となるよう、再度御検討いただきたい。	—	—
380	名古屋市	北海道、花巻市、浜松市、熊本市	×	学校基本調査規則によって調査した数値に係る調査票情報の二次利用申請を不要とすること	普通交付税算定業務において基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第33条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしているが、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、当該事由による申請は不要となるよう見直しを求める。	総務省、文部科学省	現状、文部科学省の二次利用申請については、総務省の「調査票情報の提供に関するガイドライン」に基づき作成した「統計法33条の運用に関する事務処理要綱」により運用している。今般、地方自治体より当該事務に係る負担軽減の要望があったことから、「地方交付税法の基準財政需要額の算定基礎を算出」を目的とした学校基本調査に係る調査票情報の二次利用申請については、申請手続きの簡略化を検討し、二次利用申請の事務負担の軽減に向けた具体的な運用等について、統計制度を所管する総務省と協議する。	文部科学省の定める事務処理要綱の位置付けとして「総務省の「調査票情報の提供に関するガイドライン」に基づき作成」とご回答にあるが、本ガイドラインは、あくまで要綱で定めるのに望ましい標準的な内容を示しているにすぎず、事務処理要綱自体は文部科学省において定めておられる以上、手続きの簡素化に係る具体的な内容については、文部科学省において積極的に検討されるべきものではないかと考える。 地方交付税算定事務における利用者や利用対象情報は法令に基づき明らかであり、利用者である地方団体からの申請を経ずとも把握可能である点を踏まえ、是非とも手続不要化を実現していただきたい。 また、「検討する」とのご回答をいただいたが、その検討の方法及びスケジュールについて、具体的にご教示いただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
381	名古屋市	花巻市、浜松市	×	地方債許可通知時期の前倒し等	地方債の許可にかかる通知時期の前倒し、または標準税率未満による許可団体も早期協議等の対象に加えること	総務省	「令和７年度地方債同意等基準運用要綱　第二　一　１　早期協議の対象」において、「早期協議等の対象は、令和７年度の協議等に係る地方債であって、同意等額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること」とされている。 当該要綱において、「協議等」は協議又は許可申請を指すところ、地方財政法第５条の４第４項の規定に基づく許可申請に係る地方債についても早期協議等の対象である。	運用要綱上において、許可申請に係る地方債についても早期協議等の対象であるという御回答ではあるが、一方で許可にあたっては地方財政法第5条の4第7項の規定に基づき、地方財政審議会の意見を聴かなければならないとされている。その手続きには一定の時間を要すると思料するが、運用要綱で示されている現行のスケジュールを変更することなく、早期協議が可能であるという理解でよいかご教示いただきたい。	—	—
382	名古屋市	花巻市、ひたちなか市、春日部市、銚子市、相模原市、浜松市、熊本市	○（デジタル化（4以外））	在留期間更新許可申請等における審査業務の簡素化及び情報提供ネットワークシステムの活用	在留期間更新許可申請等について、情報連携推進のため、審査業務の簡素化を行った上で、審査に必要な情報を情報提供ネットワークシステムに追加すること。	デジタル庁、総務省、法務省	地方自治体の負担軽減や申請人の利便性向上の観点から、住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることの是非について検討する。 検討に際しては、全国の自治体が共通して追加可能な情報の範囲や年限を踏まえつつ、情報連携を開始することで、資料請求等に対する自治体の事務負担が軽減されるよう、申請事務において求める資料の範囲、手続等の見直しの要否を併せて検討する必要がある。 また、マイナンバーによる情報連携開始に向けて情報提供ネットワークシステム上に必要な情報の整理・追加を行い、運用するに当たっては、情報を登録する自治体等の事務負担に配慮しながら検討する必要があると考えている。 在留審査に当たっては、申請種類別に出入国在留管理及び難民認定法施行規則等で定める立証資料の提出を求め、資料の追完等を求める場合には、審査上必要な範囲に限定することとしている。 この点、出入国在留管理庁としては、申請人に対して、課税証明書、納税証明書の提出を求める際に、証明書に附記を求めるような取扱いはしていないが、地方官署に対して改めてそのような要請を行っていないか確認する。なお、今後情報連携が実現すれば、申請者の窓口負担が抑制されるだけでなく、地方自治体と当庁双方の事務負担が抑制される見込みである。 また、当庁では、在留諸申請において、申請書類を可能な限り簡略化する取組を行っているところ、今後も申請手続の簡略化に努めてまいりたい。	在留資格の更新に当たっては、原則、納税証明書の提出が求められているため、住民税納税情報を情報連携の対象としなければ、地方自治体の負担軽減や利便性向上に繋がらないと考える。 この点、マイナンバーによる情報連携を検討するとされているが、各自治体のシステム改修や事務負担に配慮し、情報連携項目の精査を行うとともに、システム運用面を含めて実効性のある制度設計を求める。 また、支障事例で記載した証明書の附記書き以外にも、納付日などの個別の照会が求められている実態があるため、地方官署における審査基準の再確認、明確化を図っていただくとともに、個別の照会を含めた在留審査に必要な情報に関して全国の自治体に情報共有していただきたい。	—	—
383	名古屋市 【重点23】	川崎市、相模原市、熊本市	×	特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲	特別免許状及び臨時免許状の授与権者について、都道府県教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する。	文部科学省	特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市へ一括委譲する場合、特別免許状及び臨時免許状の授与に係る事務のみならず、教育職員免許法に規定された免許事務である教育職員検定の実施、原簿への登録、失効・取上げ時の官報公告等や、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に規定された免許事務である特定免許状失効者等に対する再授与審査会の実施、特定免許状失効者等の情報のデータベースへの登録等の様々な事務も実施する必要がある。 また、特別免許状については、市町村教育委員会においても、教育上の特別の事情等があり市町村においてその給与等を負担する場合には、構造改革特別区域法第19条第１項の認定を受けることにより授与が可能となるところ、平成26年に開催された「評価・調査委員会 教育部会（第24回）」では、本特区の認定を受けた複数の認定地方公共団体において、教育職員免許法に基づく教員免許制度の理解が不十分なまま授与が行われた事例が確認されたことにより、「全国展開は困難である」との評価がなされたことを踏まえると、指定都市において適切な免許状授与のための事務体制が整備されることが重要である。 そのため、特別免許状及び臨時免許状を授与する権限を指定都市に一括委譲するにあたっては、このことについての全ての指定都市での合意と、上述の教育職員免許法等で定める免許事務の内容も踏まえた適切な免許授与のための事務体制を全ての指定都市で整えることが不可欠であると考えている。 なお、前提として、特別免許状は、学校教育の多様化や活性化を図るため、教員免許を持たない社会人等に対し、教科に関する専門的な知識経験や技能を評価して授与することができる免許状であり、臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、それぞれの制度趣旨は異なるところ、上述のとおり特別免許状については、構造改革特別区域法第19条第１項の認定を受けることにより授与が可能となるため、仮に20指定都市での合意が得られない場合でも、指定都市として独自に優れた知識経験等を有する教員免許状を有しない人材を任用したいということであれば、他の指定都市と同様、まずは本特区への申請を検討いただきたい。	学校を設置運営している自治体における喫緊の課題は、教員不足への対応と多様な専門性を有する質の高い教員集団の形成、教員人材の確保である。 中央教育審議会の令和6年12月25日付諮問「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」にもあるとおり、特別免許状の活用促進は人材確保の一助となっている。令和5年度の特別免許状の授与件数は、全国で611件に達し、前年度から約22%増加するなど、制度の活用が急速に進んでいる。また、臨時免許状の活用は、一定の資質を有する人材の迅速な任用につながっており、令和5年度には9,809件が授与されるなど、教員人材の確保において極めて重要な役割を果たしている。両免許状の活用は、短期的、長期的な課題の解決に効果的であることから、今後も促進されていくことが想定される。 本提案は、指定都市にとって、免許交付に係る時間の短縮や、個別のニーズへの柔軟な対応を見込んだものであり、メリットがあるものと考えている。 なお、本提案は、特別免許状のほか、臨時免許状の交付についても権限移譲を求めているものであり、構造改革特区の認定では、提案の趣旨の実現には不十分。 一括移譲が難しいのであれば、例えば、都道府県との協議により権限を限定して委譲することができる規定とするなど、各自治体のニーズと事務体制の整備状況に応じて柔軟な対応が可能と考える。移譲可能規定の整備についてもあわせて、再検討されたい。	—	—
384	名古屋市	静岡県、岡山県、熊本市	×	高等学校教育において病気療養等に限らずオンデマンド等の「同時かつ双方向ではない」方式による遠隔授業を認めること	高等学校教育における遠隔授業について、現状は「同時かつ双方向」に行うことを原則としており、病気療養中等の生徒に対する授業にのみ「同時かつ双方向であることを要しない」ものとしてオンデマンド型の授業の実施も可能としている。病気療養等に限らず、生徒の多様な選択肢の確保、学習機会の充実のために、教育上有効な場合はオンデマンド型等による「同時かつ双方向ではない」遠隔授業の方法も認めるよう制度改正を求める。	文部科学省	高校教育においては、教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であること、十分なサポート体制を得にくいことも考えられることから、オンデマンド型の授業の更なる対象範囲の適用については慎重な検討が必要である。また、病気療養中等の生徒がメディアを利用して授業を実施する場合でも、同時双方向型の授業が原則であり、オンデマンド型の授業を行う際は、相談体制の整備や学習評価の工夫等の留意事項を踏まえた対応を前提としている中で、広く一般にオンデマンド型の授業を認めることは、生徒の学習の質の確保の点からも慎重な検討が必要である。なお、学校間連携の仕組みを用いて、例えば、他の通信制高校の授業（オンデマンド型の学習を可能とする通信教育）を履修することは可能である。また、支障事例としてあげられている「授業時間が異なること」については、現在弊省において、遠隔授業の実証研究（各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業）に取り組んでいるところであり、課題解決に向けた取組を研究してまいりたい。	御省において取組されている研究について、どのような方針でどのようなスケジュールで課題解決の検討を考えているか具体的に教示頂きたい。 高校教育において知識・技術の習得のみならず、豊かな人間性を養い、社会の形成者として全人的な発達や成長を保障することは重要と認識しており、令和3年の中央教育審議会の答申においても、そうした学校教育の役割を継承していくことが言及されている。一方で、同審議会では、一斉授業か個別授業か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった二項対立の陥せいに陥らず、教育の質の向上のために発達段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくともされている。 従来の対面指導も有効であることは承知しているが、個に応じた学びを重視する現在の状況の中で、生徒が興味・関心のあることを学ぶための選択肢を増やすことが重要であると考えており、オンデマンド授業による単位認定を認めることで、選択肢は大きく広がると考える。 全ての単位をオンデマンドで認めることは対面の利点を生かした人間的成長に係る指導や学習のサポートに支障が出るリスクも考えられる一方で、 ① 対面による指導時間も十分確保した上で、オンデマンド履修による単位取得数の上限を設定すること ② オンデマンド授業を行う際にフィードバックや意見交換、レポート等による達成度の確認を行うなど学習の質の担保を取る条件設定をすること 等でご指摘の課題をクリアすることは十分に可能。 なお、現行制度上では、通信制高校の授業を履修することで単位取得を可能とする方法もあるが、通信制高校を有しない自治体もあり、条件を整備するには財政的にも時間的にも多大な負担を要することから現実的ではない。 ICTの活用により、生徒のニーズを捉えた時代に即した柔軟な高等教育の実現のために、真摯に制度変更を検討することを要請する。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
385	名古屋市	花巻市、知立市、滋賀県、城陽市	×	中学校１、２年の保健体育科における水泳実技指導の必修規定の緩和	中学校の保健体育科における水泳実技指導については、「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、その他の水泳実技については、中学校の全学年において学校の事情に応じた選択制とすること。	文部科学省	国土を海に囲まれ、河川も多い我が国は、過去に水難事故によって多くの子供たちが犠牲となった歴史的経緯があります。このため、子供たちがこうした事故の犠牲者とならぬよう、水の中で運動する経験を通して水に慣れ親しみ、身を守る方法や知識を身に付けることは、水難事故防止の観点からも重要であり、子供たちに発達段階に応じた水泳の実技指導の機会を確保することは必要であると考えています。 一方で、各学校設置者においては、学校プールの老朽化等に伴い、水泳授業の在り方について、学校外の施設の利用も含めた様々な検討や工夫をいただいていることは承知しています。 文部科学省では、学校プールの管理業務の外部委託や、学校プールの集約化・共同利用、公営・民営のプールを活用した事例を集めた事例集等を作成し紹介しているほか、学校施設環境改善交付金において学校プールを新改築する際の経費の一部を補助しているところです。 各学校設置者において、地域の実情も踏まえつつ、子供たちの水泳の学習機会が適切に確保いただけるよう、こうした事例等の更なる周知、活用を図ってまいります。	水難事故防止の観点の重要性や、学校プール管理業務の外部委託、学校プールの集約化・共同利用、公営・民営のプールを活用した事例集等の紹介、学校施設環境改善交付金の制度の周知・活用については理解している。 しかし、特に学校プールの数が多い市町村であるほど、学校施設環境改善交付金を活用してプールを新改築したとしても、毎年度必要となる維持管理費の負担は非常に大きくなる。また、学校外プールを活用する場合、水泳実技指導のための十分な時間確保だけでなく、プールまでの往復時間を含めた水泳授業前後の時間やプール施設設備の安全性等も考慮しなければならない。学校によっては、近隣に授業に適した学校外プールがない場合や、仮にあったとしても一般利用者等の利用状況に伴う受け入れ可能人数の課題、プール事業者による安定的なプール運営への懸念（廃業）といった課題により、学校外プールを活用した水泳実技指導の実施が難しい場合も考えられる。 子どもたちの発達段階に応じた水泳実技指導の機会は、小学校１年生～６年生の課程で一定の確保はできているとしても、毎年度必要となる維持管理費の負担は非常に大きくなる。また、学校外プールを活用する場合、水泳実技指導のための十分な時間確保だけでなく、プールまでの往復時間を含めた水泳授業前後の時間やプール施設設備の安全性等も考慮しなければならない。学校によっては、近隣に授業に適した学校外プールがない場合や、仮にあったとしても一般利用者等の利用状況に伴う受け入れ可能人数の課題、プール事業者による安定的なプール運営への懸念（廃業）といった課題により、学校外プールを活用した水泳実技指導の実施が難しい場合も考えられる。 子どもたちの発達段階に応じた水泳実技指導の機会は、小学校１年生～６年生の課程で一定の確保はできているとしても、毎年度必要となる維持管理費の負担は非常に大きくなる。また、学校外プールを活用する場合、水泳実技指導のための十分な時間確保だけでなく、プールまでの往復時間を含めた水泳授業前後の時間やプール施設設備の安全性等も考慮しなければならない。学校によっては、近隣に授業に適した学校外プールがない場合や、仮にあったとしても一般利用者等の利用状況に伴う受け入れ可能人数の課題、プール事業者による安定的なプール運営への懸念（廃業）といった課題により、学校外プールを活用した水泳実技指導の実施が難しい場合も考えられる。 子どもたちの発達段階に応じた水泳実技指導の機会は、小学校１年生～６年生の課程で一定の確保はできていることから、中学校の水泳授業では「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、中学校１・２年生の水泳実技を各学校の事情に応じた選択制とするよう、規定の緩和を求める。 また、プールの老朽化や莫大な維持費負担等の問題に市町村が直面する中で、どのような状況が「適切な水泳場を確保」できないことに該当するのかが不明確である。そのため、「適切な水泳場を確保」できない場合として、たとえばプールの老朽化や学校周囲に学校外プールがない場合など、具体的な基準や条件等を明示していただければ、各校において水泳実技の実施に対する一定の判断が可能になると考えている。なお、具体的な基準や条件等を明示するにあたっては、地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする改善を行い、地方公共団体に周知していただきたい。	—	—

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
386	名古屋市 【重点26】	札幌市、横浜市、奈良県、高松市、熊本市、沖縄県	×	登録記念物及び登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県又は市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。	登録記念物の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県又は市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。 また、同様に登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県、指定都市又は中核市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。	文部科学省	登録文化財（建造物）の現状変更では、「軽微なもの」は「維持の措置」に当たるとみられ、現状変更の届出は不要である。文化庁HP掲載「登録有形文化財（建造物）の手引2（登録後の各種届出）」（令和7年2月改訂）では、詳しくイラストを掲載し、「維持の措置」について解説しているので、これを参照いただきたい。	国指定文化財である史跡名勝天然記念物の場合、国登録文化財である登録有形文化財及び登録記念物の場合ともに、文化財としての本質的な価値の「維持の措置」のための行為は許可・届出ともに不要となっていることは承知している。 「登録有形文化財（建造物）の手引2（登録後の各種届出）」（令和7年2月改訂）を参照するよう回答されたが、そもそも登録有形文化財と登録記念物は異なるものであり、例えば、庭園である登録記念物には当該手引はほぼ参考とならない。登録記念物の場合には、手引なども示されておらず、「維持の措置」の範囲が明確に示されていない。 自治体において個別に登録記念物保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることで「維持の措置」の範囲を明確化して運用している自治体もあると承知しているが、当該計画は登録記念物ごとに作成する必要があり、それなりの手間と時間がかかるものである。そのため、当該計画を作成していない自治体では、「維持の措置」に該当するのか（文化庁長官への届出が不要なのか）の判断が難しく、複数件の登録記念物を有する自治体では業務の効率化を著しく阻害している可能性がある。 したがって、本提案のとおり、30日前までの文化庁長官への届出の義務を廃止し、都道府県又は市への届出となるようにするなど、手続きの簡略化を検討いただきたい。 なお、登録有形文化財（建造物）は、文部省令により、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合（移築の場合を除く。）とされており、それに基づき手引等にその範囲が示されているが、一方で、建造物以外の登録有形文化財は、き損部分を登録当時の原状に復する場合、き損することが明らかな状況の場合等に限られており、文化庁長官への届出が必要となっていることから、登録記念物と同様に、手続きの簡略化を検討いただきたい。	【熊本市】 登録有形文化財（建造物）の回答については了承したが、登録記念物についての回答がなされていないため、登録記念物についての権限移譲等についての回答を頂きたい。	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
387	名古屋市	札幌市、川崎市	×	興行場法における都道府県知事の許可の適用除外を追加することによる事務の合理化	興行場法において「業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあるところ、Park-PFI事業の制度を活用して整備した公園内では、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、所管部署が興行場法の求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行うことで、興行場法上の許可を得ることにより確保される公衆衛生の水準と同等又はそれ以上の水準を確保することができる。 そのため、「集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月四日間位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。」とされている通達を改め、「Park-PFI事業の制度に基づき、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、興行場法が求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行う場合」も興行場法の許可を不要とすることを求める。	厚生労働省、国土交通省	興行場法は、多数人の集合出入りする興行場の経営が、公衆衛生の見地から支障なく行われることを目的とし、興行の行われる施設たる興行場を対象として監督、取締を行うものであり、反復継続性及び社会性をもって興行の用に供する施設を経営しようとする場合には、公衆衛生の維持向上の観点から、興行場法の適用を受ける興行場に該当する。そのため、臨時や仮設で業として興行場の経営をしようとする場合は、その都度、興行の行われる施設たる興行場の設置の場所又は構造設備、入場者の衛生に必要な措置について、公衆衛生上必要な基準に適合するか、確認する必要がある。	Park-PFI事業者は、常設の興行場として許可を得ていない都市公園内の広場等で催しを行おうとする場合、その都度、興行場法に基づいて臨時や仮設の興行場として許可を受けることになり、申請書や施設の概要・各種図面や衛生設備関係の資料作成を要し、許可を得るまでに毎回相当な時間がかかることから、Park-PFI制度により都市公園を利活用する上での支障になっており、興行場法の許可手続の簡素化を求めている。 Park-PFI事業による都市公園では、公園管理者が公募設置等指針を作成し、この中で「特定公園施設の建設に関する事項」を定め、これによりPark-PFI事業者が作成した公募設置等計画の審査をする。この審査において、衛生設備を含む施設の概要、各種図面、事業運営などを確認することから、興行場法の審査と重複する部分がある。 そこで、現行の手続において確保されるべき公衆衛生上必要な基準に適合することを担保することができる次の１～４のプロセスを経たものは、興行場法に基づく許可の手続を不要とすることで、これまで催しの都度に行ってきた手続の重複が無くなり、支障が解消すると考える。 １　公園管理者は、公募設置等指針を作成するに当たり、「公募の実施に関する事項」において、興行場法の所管部署の確認を経た上で、公衆衛生の確保に係る基準を定める。 ２　公園管理者は、Park-PFI事業者の公募設置等計画の審査において、Park-PFI事業者が当該計画の中で事前に想定する複数の典型的な催しの内容等が公衆衛生の確保に係る基準に適合することについて、興行場法の所管部署の確認を経た上で、認定する。 ３　Park-PFI事業者は、公園管理者から認定を受けた公募設置等計画に適合する範囲内で、催し等を開催する。 ４　公園管理者は、催しが実際に公募設置等計画に適合する範囲内で、公衆衛生上支障なく行われることの確認を催しの都度行うとともに、興行場法の所管部署に報告を行う。	—	—
388	指定都市市長会、秋田県	長野県、浜松市、大阪府、高知県、沖縄県	×	産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の要件緩和	産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の措置に係る、前倒しで任用した産・育休代替教員に関して、産休取得教員の代わりに学級担任等の業務を担うことをもって、加配目的に沿った活用ができているとみなすなど、産・育休取得教員の業務を代替している場合は柔軟な運用を認める。	文部科学省	今回提案があった「産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数（以下、産育加配という）」については、公立学校が抱える「教師不足」の改善を図る方策の一環として、令和5年度の加配定数の執行から運用を行っているが、加配定数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の関連条項に基づき毎年度の予算の範囲で行うものであり、自ずから法令の趣旨に則った活用が前提とされるものである。 一方、提案自治体は、加配の措置期間中に産休取得予定教員が体調不良などで不在となった場合などにおいて、T・T等の実施が困難となり、加配定数の趣旨を満たせないために活用が出来ない旨を背景等として記載しているが、産育加配については、これまでも自治体から相談があれば、その内容に応じて柔軟な対応が可能となっている。 例えば、産休予定者が体調不良により前倒しで休んだ場合であっても、加配の措置期間全体として、加配の趣旨に沿った活用ができていると評価できる場合には、そのまま加配措置を継続することや、そのように評価できない場合であっても、他の加配目的に振り替えることで引き続き加配措置を行うなど、個別の状況を踏まえつつ、柔軟な対応を行っているところである。	当該加配定数は、少人数指導、ティームティーチング又は教育上特別の配慮を必要とする児童生徒に対する特別の指導など、複数の教員で指導することが必要な加配定数のため、特に小学校においては、産休取得予定教員（本務者）の不在時に代わりに学級担任等を担っている場合、上記の活用は困難であり、加配定数について、「法令の趣旨に則った活用が前提」とされている中では、文部科学省から、「加配の措置期間全体として、加配の趣旨に沿った活用ができていると評価できる場合」について、本制度の趣旨を踏まえた明確な運用解釈を示していただけないと、自治体としては、活用に躊躇しているというのが実態である。 また、これまでも自治体から相談があれば、その内容に応じて柔軟に対応いただいているとのことであるが、本提案事例は、どの自治体でも頻繁に起こり得る事例と考えるため、個別事例での対応ではなく、統一的な見解を示していただきたい。 そのため、例えば、「本務者が不在時においては、本務者の代わりに学級担任等の業務を担うことをもって、加配目的に沿った活用ができているとみなす」というように、どういった場合が「加配の趣旨に沿った活用が出来ていると評価できる場合」なのか、具体的な運用解釈を通知等により明確にお示しいただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
390	都城市	花巻市、宮城県、島田市、稲沢市、小野市、奈良県、長崎市、熊本市	×	厚生年金保険制度等における被保険者整理番号による情報管理の見直し及び各種届出の簡素化	厚生年金保険制度等における被保険者整理番号による情報管理について、被保険者整理番号を廃止し、個人番号又は基礎年金番号によって情報を管理するよう見直し、個人番号又は基礎年金番号による各種届出を行えるよう求めるもの。	厚生労働省	全国健康保険協会においては、事業所整理記号及び被保険者整理番号を用いて被保険者記録の管理を行っています。 仮に、被保険者整理番号を廃止し、事業所整理記号と個人番号又は基礎年金番号によって被保険者記録を管理することとした場合は、個人番号や基礎年金番号が付番されていない者の情報の管理をどうするか、個人番号を事業主や保険者に提出することについて全ての被保険者から理解を得られるか、個人番号や基礎年金番号は各人に独自に割り振られるものであるため、健康保険の給付を行うに当たって必要な被保険者と被扶養者の扶養関係の把握が困難となる等の課題があります。	2015年10月５日時点で国外に在住し、現在まで引き続き海外で勤務している人については、個人番号の付番がされていないが、このうち全国健康保険協会で管理すべき対象者数は、全ての被保険者数に対して少数と考えられる。そのため、例外として個人番号が付番されていない対象者のみ、従前どおりの被保険者整理番号による管理を継続することで、原則、被保険者整理番号を廃止していただきたい。 被保険者が個人番号を事業主や保険者に提出することについては、2024年12月２日からは従来の健康保険証は新たに発行されず、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しているため、被保険者の抵抗はないものと考える。 また、被保険者と被扶養者の扶養関係の把握については、被保険者を管理するシステムで扶養関係の管理をされていると思われるが、被保険者整理番号から扶養関係を把握する必要性について、具体的にどのようなことを想定されているのか、お示しいただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
392	指定都市市長会、神奈川県	札幌市、花巻市、ひたちなか市、浜松市、西宮市、安来市、大野城市、大村市	○（デジタル化（4以外））	国民健康保険療養等支給申請による証拠書類等の電子データの提出を可能とすること、既に現行制度で可能な場合はその旨を文書等にて明確化すること	国民健康保険法第54条及び第54条の4に基づく療養費等の支給申請における証拠書類等の電子データでの提出を可能とすることを求める。 また既に現行制度において対応が可能な場合については、その旨を文書等にて明確化することを求める。	厚生労働省	国民健康保険制度に係る事務手続の電子申請については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14 年法律第151号）第6条第１項により、書面により行うこととされている申請等についても、オンラインによる対応が可能とされているため、現行規定で電子申請（添付書類の電子データの提出を含む）の対応は可能である。 周知の方法については、今後、行政手続のオンライン化に関する事務連絡を発出する予定であるので、その中で周知することも含め、検討してまいりたい。	現行規定で、添付書類の電子データの提出を含む電子申請が可能であるとの御回答をいただき感謝申し上げる。 国民健康保険法施行規則に規定されている療養費及び移送費の「証拠書類等」については、「電子データ等によりその写しを添付させることにより証拠書類とみなすことができる」等、通知等で明示して頂くことで、多くの自治体において電子申請や業務の効率化が進むとともに、住民の負担軽減にもつながるので、御対応をお願いしたい。 また、電子申請のみならず、現行どおり紙での申請の場合においても、原本に限らずに写しでも申請できるよう国におかれては前向きに御検討いただきたい。 事務連絡については、年内に周知していただくとともに、あわせて上記については、具体的な検討スケジュールをお示しいただきたい。 なお、海外療養費については、不正請求対策等について別途貴省より通知が発出されていることから、その内容を踏まえて周知していただきたい。	—	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。
393	指定都市市長会	札幌市、群馬県、千葉県、浜松市、京都府、鹿児島市	×	特定医療費（指定難病）受給者証表示項目保険者情報等の削除	「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病の医療費助成では、「高額療養費制度の所得区分情報については、令和7年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証（19条の３第７項）への記載を不要とする。」の措置を取る事となった。受給者証に印字している医療保険情報についても、マイナ保険証で最新の情報が提示できることから、受給者証への印字を不要とすること。	厚生労働省	医療機関等における資格確認の方法が原則としてオンライン資格確認に移行すること等に伴い、令和6年10月の厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会並びに「医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について」（令和7年４月１日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡）にて、令和7年中に保険者照会を廃止するとともに、受給者証から保険者に係る一部記載を削除する予定であることは周知されているところであるが、マイナ保険証で最新の健康保険の情報が確認できることから、保険者名称の記載についても、この機会に改めて削除するよう御検討いただきたい。当該通知等における廃止事項の中に保険者名称が含まれているのであれば、その旨が明らかとなるよう、廃止事項の詳細を明示いただきたい。 また、医療保険情報等の記載廃止についても、事務連絡で示された令和7年中の改正実現を前提とした事務手続や執行体制等を準備しているところであるため、改正予定時期を遵守していただきたい。	受給者証における保険者に係る記載並びに適用区分照会の廃止は、令和6年10月の厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会並びに「医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について」（令和7年４月１日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡）にて、令和7年中に保険者照会を廃止するとともに、受給者証から保険者に係る一部記載を削除する予定であることは周知されているところであるが、マイナ保険証で最新の健康保険の情報が確認できることから、保険者名称の記載についても、この機会に改めて削除するよう御検討いただきたい。当該通知等における廃止事項の中に保険者名称が含まれているのであれば、その旨が明らかとなるよう、廃止事項の詳細を明示いただきたい。 また、医療保険情報等の記載廃止についても、事務連絡で示された令和7年中の改正実現を前提とした事務手続や執行体制等を準備しているところであるため、改正予定時期を遵守していただきたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
395	厚沢部町	—	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	区域外就学等の制度の手続きの簡素化	二地域居住促進のための「小学校留学」を実現するために、区域外就学等の制度の手続きの簡素化を求める。	文部科学省	義務教育については、憲法に規定する教育を受ける権利を保障するため、憲法、教育基本法、学校教育法に基づき、保護者に対して、子を小学校、中学校等に就学させる義務を課している。その上で、これを担保する観点から、学校教育法施行令において、学齢児童生徒の住所地の市町村が、住民基本台帳をもとに学齢簿を編製し、入学期日や就学すべき学校等を保護者に通知することや、保護者が就学義務を怠っていると認められる場合には就学の督促を行うこと等を規定している。 このような住所地の市町村及び保護者の義務の履行に影響を及ぼす学校教育法施行令第９条に定める区域外就学の手続きについては、住所地の市町村及び保護者の間で法的関係を明確にすることが必要であり、第三者を介した手続きとした場合には運用上の混乱が生じる恐れがある。このため、ご提案の通り、保護者からの届出を、就学を承諾する権限を有する者からの通知に代えることについては困難である。 なお、区域外就学に係る関係教育委員会の事務負担の軽減については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月）に基づき、区域外就学に係る教育委員会間の協議を書面で実施する場合は、原則として、公印の押印が不要であり、文書の代替として公文書となる電子メール等のやりとりによる協議も可能であることについては、令和７年３月に各地方公共団体向けに周知したところ。	提案どおりの手続き簡素化が困難な理由として掲げられている「第三者を介した手続きとした場合には運用上の混乱が生じる恐れ」について、住所地及び非住所地いずれの教育委員会についても「第三者」ではなく、教育に関わる当事者であり、保護者と両教育委員会の三者間の連携が確保されていれば、懸念はないもの。 「混乱を生じる恐れがある」との指摘については、保護者からの申し出により区域外就学を希望するものであり法的関係が不明瞭になることはないと考える。特に、「小学校留学」等を目的とした短期間の区域外就学におけるリスクは極めて低く、区域外就学の目的及び期間を限定（お試し移住や親子ワーケーション等を目的とした2週間以内の区域外就学とするなど）した手続きの簡素化を検討いただきたい。 または、短期間（原則2週間）である場合に限って、法令上の「区域外就学」ではなく、自治体で行っている運用上の「体験入学」として取り扱えることを明示願いたい。 当町が実現を目指す「小学校留学」は、関係人口の創出や二地域居住の促進に資する取り組みであるが、利用促進には当町での就学に係る手続きの簡素化が不可欠である。地方創生2.0基本構想においても、二地域居住等の推進や関係人口の量的拡大・質的向上に向けた環境整備等が目指されているところ、自治体が関係人口に係る取り組みを推進しやすい環境を整備していただきたい。	—	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
396	厚沢部町	花巻市	×	二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し	一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。	こども家庭庁、文部科学省、国土交通省	一時預かり事業については、二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するものであり、安全・安心な保育の提供を図るため、職員配置基準等を児童福祉法施行規則で定め、事業の実施に必要な経費の一部を国庫補助しています。 保護者は、一時預かり事業の利用にあたって、任意に保育所等の一時預かり事業所を選択できること、また、対象の乳幼児は、家庭と異なる慣れない環境のなかで保護者以外から保育を受けることを踏まえると、保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく、保育園留学を実施する一時預かり事業所のみに配慮すべき特段の理由が見当たらないため、提案の保育園留学に係る状況を反映した交付金の算定については、困難であると考えます。 なお、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業のため、国基準より上乗せした職員配置等によって事業を実施することは妨げられるものではなく、各市町村の裁量と財政負担により上乗せ等が行われているものであると認識しております。	一時預かり事業の目的について、「二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」であり、現行の子ども・子育て支援交付金の算定基準についても、現行制度における一時預かり事業の制度趣旨を踏まえた算定基準ということは理解できる。 しかしながら、当町の提案は、「一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」という消極的な事由によるものではなく、現在の少子化の現状及び過疎地域の現状を踏まえ、全国40以上の自治体で導入されている「保育園留学」により、過疎地域における保育資源を積極的に活用し、都市部住民とシェアリングするものである。保育園留学の実施により、都市部のご家族に向け新たな保育サービスを提供するとともに、有休資源となっている保育所を活用し過疎地域の保育の持続性及び保育の質的な向上を図ることにより、地方が主体となり子育て環境を充実させることにより、地域経済の活性化と移住・二地域居住の促進を図るものである。 このように、「保育園留学と通常の一時預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解は現行制度上の解釈としては妥当ではあるが、二地域居住の推進については、「地方創生2．0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）などの国の方針にも謳われていることから、こうした方針も踏まえ、「二地域居住の促進」「若者・女性にも選ばれる地方」を実現するため、新たな方向性で検討いただきたい。	—	—
398	高畠町	—	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	区域外就学制度等の運用改善、又は短期滞在の場合に限定し「体験入学」についても活用可能と明確化すること	二地域居住やお試し移住を促進し関係人口増加のために、区域外就学制度申請手続きの簡素化、又は短期滞在の場合に限定して「体験入学」を活用可能と明確化することについて検討を求める。	文部科学省	区域外就学に係る関係教育委員会の事務負担の軽減については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月）に基づき、区域外就学に係る教育委員会間の協議を書面で実施する場合は、原則として、公印の押印が不要であり、文書の代替として公文書となる電子メール等のやりとりによる協議も可能であることについては、令和７年３月に各地方公共団体向けに周知したところ。	令和7年３月に各地方自治体向けに周知された、教育委員会間の事務負担軽減については承知している。区域外就学制度は、転学により区域外での就学を可能とする制度であるが短期的な転出入を想定しておらず、指導要録の作成（学校教育法施行規則第24条）や教科書の給与（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第１条）、これらに伴う書面のやり取り等の膨大な事務を、デュアルスクール等の短期滞在の事業においても、校務・学級担任に負担させることは非効率であり実態に即していない。その解決方法として、体験入学を当町では採用し、送出し校と受入れ校で覚書を交わし実施しており、多様な学びの実現、関係人口の創出、強いては、おためし地域留学のようなデュアルスクールを活用することで不登校対策にもつなげていく予定。 地域の住民や小学校の先生方も上記のとおり不登校等の手厚いサポートの必要のある子どもの受入れに対しても前向きであり、社会問題でもある不登校への好事例を作っていきたい。あわせて、関係人口創出という政府目標を達成するためにも、地方が教育を起点とした関係人口創出策をとることが必要であり、柔軟かつ低負担でお試し地域留学のような取組みを可能とする体験入学の活用は必須である。このような点からも、第1次回答で言及されていない体験入学制度について、活用が可能であることの明確化を求めたい。	—	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
399	九州地方知事会	宮城県	×	都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」の推進やそれに資する規制の緩和等	広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう新たな枠組みの検討や規制の緩和等を行う。	内閣官房、総務省、その他関係府省庁	都道府県域を超えた広域単位で、地方公共団体と企業や大学、研究機関等の多様な主体が連携して、産業政策や観光などに取り組む「広域リージョン連携」を国として推進することとしており、その支援スキームについて、関係省庁と連携して具体化に向けた検討を進めてまいる。	令和7年6月13日に地方創生2.0基本構想が閣議決定され、「広域リージョン連携」の枠組みを創設し、省庁横断的な支援を行うことが示された。 具体的な支援スキームの検討にあたっては、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう、また複数関係機関にまたがる手続をワンストップで完結できる仕組みづくりを積極的に検討いただきたい。 また、広域での取組において実効性（効果）のある事業を実現するためにも、複数年に渡って活用できる交付金等について検討いただきたい。 さらに、基本構想に示されている、取組の前提となる「宣言」の項目及び具体的な手続やスケジュールについて、早期に明示していただきたい。	—	【全国知事会】 地域経済を成長させるには、行政区域を越えた広域連携が鍵となる。自治体、企業、大学、研究機関など、多様な主体が一体となって地域全体の発展に繋がる施策を推進できるよう、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
402	大府市 【重点27】	札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市	×	国民健康保険保険給付費等交付金（国保連合会支払分）の支払事務及び請求事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金について、都道府県から国保連に対する直接支払、市町村から都道府県への直接支払部分の請求事務を省略できることとする。	厚生労働省	市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。 また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」（平成29年12月26日付け保国発1226第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）を改正したところ。 現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。	現行規定での対応が可能であることは当市としても理解しているところである。 しかしながら、現行規定では、都道府県が国保連に普通交付金の直接支払を実施している団体は、47都道府県中18都道府県に留まっている（令和3年度時点）。実施に至らない理由としては、直接支払を実施するには都道府県と市町村で協議が必要であるが、市町村が希望しても都道府県との協議が整わないためと考える。都道府県との協議が整わない場合、市町村の支払、収納等の会計事務の負担軽減を図ることができない。 したがって、直接支払未実施の市町村の負担軽減を図る観点から、全ての都道府県において、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払う仕組みとしていただきたい。	—	—
403	大府市 【重点27】	北上市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、大野城市、佐世保市、大村市、雲仙市	×	国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止	国民健康保険高額療養費の支給申請及び審査事務を簡素化する場合において、現行は市町村が国民健康保険法施行規則第27条の17に基づき別段の定めをする必要があるが、別段の定めを必要としない制度に改正して欲しい。 高額療養費の支給申請及び審査事務の簡素化について、標準システムに標準装備していることとスキームの広報をし、簡素化がより普及されるようにして欲しい。	厚生労働省	高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難と考える。 なお、周知広報については、以前の通知・事務連絡の再周知を検討する。 （参考）手続きの簡素化によるデメリット（平成28年12月20日付け保国発1220第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より抜粋。） ①滞納者との接触の機会が失われること ③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること ④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること ⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと	（1）ご提示いただいた各デメリットへの意見は以下のとおりであり、再度ご検討いただきたい。 ①高額療養費の簡素化申請をしている被保険者が滞納した場合は、簡素化での対応を停止して、従来の高額療養費支給申請の方式に戻すことができることを省令に明記することで接触機会を簡素化後も確保することが可能なのではないか。 また、高額療養費支給申請手続きのため来庁した機会以外でも、滞納者との接触機会や手段は確保できると考える。 ③一部負担金等を支払っていない場合は、各機関等と協力し、対応を実施している。また、支払わない方は大概国保税も滞納しているので、滞納者で高額療養費の支給対象となった場合、一部負担金等を支払っていない可能性を考慮したうえで支給事務を行うことができる。 ④③と同じである。簡素化する・しないに関わらずタイミングによっては同様の事案が発生する。 ⑤レセプトから抽出した高額療養費支給申請書の記載項目をあらかじめ申請書に出力しており、レセプトの記載誤りを発見できる可能性は著しく低い。現状、簡素化しても病院等の履歴や点数等を確認していないわけではなく、判定用の資料を出力して確認していることから簡素化の支障とはならないと考える。 （2）令和7年度までに、自治体が導入を目指している標準準拠システムには、高額療養費の簡素化に対応した機能が搭載されているため、標準準拠システムの方針とは矛盾していると考えるが見解如何。	—	—
404	市原市 【重点27】	札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市	×	国民健康保険保険給付費等交付金（国保連合会支払分）の請求事務及び保険給付費支払い事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。	厚生労働省	市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。 また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」（平成29年12月26日付け保国発1226第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）を改正したところ。 現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。	都道府県において、普通交付金の収納委託や請求事務の省略を実施している割合は低く、制度が普及していない状況であり、その理由として以下の２点が考えられる。 ①都道府県及び国保連の事務負担の増加が想定されること 普通交付金の収納委託や市町村から都道府県への請求事務の省略を実施した場合、都道府県や国保連での事務負担の増加が想定され、政令や要綱では「できる」や「可能」と規定されていても、積極的に実施する都道府県が少ない。 ②普通交付金の現金給付分に係る事務が簡素化していないこと 普通交付金に係る保険給付費のうち、国保連を経由している現物給付分については収納委託が可能であるが、それ以外の分（市町村における現金給付分）については市町村による請求及び収納事務が必要となることから、収納委託による市町村の負担軽減は国保連への支払い事務がなくなることのみとなり、効果が小さい。これについては、普通交付金の現金給付分に係る事務を簡素化することにより、収納委託しやすい状況になると考える。 上記の状況を踏まえ、全ての都道府県で実施される制度になるよう検討されたい。	—	—
405	長野県	花巻市、高知県、宮崎県	×	ふるさと住民登録制度等の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等	ふるさと住民登録制度等の地域に関係する多様な主体を巻き込む仕組みの構築や二地域居住の推進、それらに資する規制緩和等を各自治体行政の裁量を確保しながら行うことを求める。	内閣官房、総務省、国土交通省	ご提案のあった「ふるさと住民登録制度」の制度設計については、総務省を中心に関係府省庁が連携し、できるだけ多くの国民や自治体に参加いただけるよう、既存の様々な自治体の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みを目指し、具体的な登録方法等の検討を進める。 併せて、二地域居住を推進する観点から、二地域居住者の生活上の課題に応じて「ふるさと住民登録制度」を活用した行政サービスの改善について、関係府省庁が連携して検討を進める。 その際、各自治体の裁量を確保する観点から、自治体等との意見交換も実施しながら検討を進めていく。	「ふるさと住民登録制度」について、今後の制度設計に当たっては、自治体が参加しやすい仕組みとしていただくと同時に、その事務手続が自治体職員にとって過度な負担とならないようなご配慮も併せてご検討いただきたい。 また、二地域居住の推進に当たっては、ごみ、教育、保育所等の様々な分野において、住所地でしかサービスを受けることができない制度の取扱いの見直しや手続の明確化・円滑化など、必要な制度改正について引き続き検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

管理番号	団体名	追加共同提案団体名	重点募集テーマ	提案事項名	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
406	京都市 【重点8】	花巻市、川崎市、稲沢市、亀岡市、山陽小野田市、南あわじ市	×	認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所告示（公告）の見直し	認可地縁団体の認可等に係る告示及び土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告において、住所を告示（公告）することを廃止する。	総務省、国土交通省	【総務省】 個人情報保護等の観点を踏まえて、登記事項証明書等における代表者等の住所非表示措置を講じている他の制度等を参考に、認可地縁団体の代表者等の住所の告示の見直しについて検討する。 【国土交通省】 提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令第35条第5項の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。	告示は、各自治体によって、掲示場への掲示、公報への掲載、インターネット版公報への掲載等により行われており、個人情報の保護の観点から大きな課題になっている。認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所の告示を見直すことで、当該代表者等やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消されるため、積極的に検討を進めていただくとともに、早期の実現をお願いしたい。	—	【全国知事会】 個人の住所を無期限で誰でも自由に閲覧可能な状態にある現行制度は、プライバシーや安全面への懸念があるため、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
407	高知市 【重点27】	—	×	都道府県から国保連合会に対する交付金（現物給付に係る給付費）の直接支払の推進	市町村を介さずに、都道府県から直接国保連合会に対して普通交付金を支払うことを推進するために、普通交付金の収納に関する事務を市町村が国保連合会に委託することについて全都道府県が推進することを求めるもの。	厚生労働省	市町村は普通交付金の収納に関する事務については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第6条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することが可能となっているため、委託した場合には、市町村を経由せずに都道府県が国保連に普通交付金を支払うことは可能である。 また、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、令和5年度に都道府県から市町村に対して交付される国民健康保険保険給付費等交付金のうち普通交付金について、市町村から都道府県への請求事務の省略が可能となるよう、「国民健康保険保険給付費等交付金要綱例等について」（平成29年12月26日付け保国発1226第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）を改正したところ。 現行規定での対応は可能であるため、各自治体の判断において適切な方法で実施されたい。	令和3年度時点で，普通交付金について国保連への直接支払を実施している都道府県は18に留まっており，現行制度では直接支払方式の導入が進んでいない。全国一律に直接支払方式を制度化した場合，都道府県においては要綱等を作成する必要がないことから効率的であるとともに，県内市町村で直接支払方式と市町村経由方式が混在することによる支払事務の煩雑化を防ぐことも可能であると考える。また，市町村においては，市町村を経由した支払方式で生じる国保連への多額な診療報酬の一時的な立て替え払いによる資金不足の懸念が解消される。 したがって，自治体の負担軽減を図る観点から，各自治体の判断に任せるのではなく，全ての都道府県において国保連への直接支払が標準となる制度としていただきたい。	—	—
408	高知市 【重点27】	—	×	国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化に関する見直し	国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化を行う場合、市町村において要綱等により別段の定めを行う必要があるが、制度として申請簡素化を可能とするために、省令等の改正を提案するもの。	厚生労働省	高額療養費の手続きの簡素化については、以下のようなデメリットがあるため、実施については保険者の判断によることとしており、省令による全国一律の制度とすることは困難と考える。 （参考）手続きの簡素化によるデメリット（平成28年12月20日付け保国発1220第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知より抜粋。） ①滞納者との接触の機会が失われること ③レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること ④世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること ⑤高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと	指摘されているデメリットについての見解は，下記のとおりである。 ①滞納者を手続きの簡素化の対象者から除外することで，滞納者との接触の機会は確保できるものと考える。また，手続きの簡素化を利用中の方であっても，滞納が把握できた場合は，適用を一時的に中断し，その旨を通知することで，滞納世帯からの申請がないと接触ができない従来の方法よりも，接触の機会を増やすことが可能ではないかと考える。 ③手続きの簡素化の対象者の条件として，「医療機関への医療費一部負担金の未払いがないこと」を国民健康保険法施行規則に規定するとともに，手続きの簡素化を利用中の方であっても，医療機関への医療費一部負担金の未払いが確認できた場合は適用を一時的に中断する旨の注意喚起等を行うことで，リスクの軽減になるのではないかと考える。 ④従来の方法でも発生する可能性はあるため，手続きの簡素化だけのデメリットとは言い難いのではないかと考える。 ⑤レセプトの二次点検を実施するなど，複数の視点から内容の審査を行うことで記載誤りの防止が可能であると考える。 保険者の判断に任せる現行制度は，同一都道府県であっても市町村ごとに取扱いが異なることがあるため，被保険者が他の市町村に住基異動した際に同じサービスを享受できないおそれがあり，被保険者の利便性を損なうこととなるため，要綱等の制定を不要とした全国一律の制度としていただきたい。	—	—

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
警備員指導教員責任者	警察庁	警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 また、同資格者証については、警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 なお、警備員指導教育責任者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 警備員指導教育責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。
機械警備業務管理者	警察庁	警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 また、同資格者証については、警備業法に規定する機械警備業務管理者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 なお、機械警備業務管理者に係る手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 機械警備業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。

資格名	制度の所管関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	警察庁	警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 当該資格に係る事務についても都道府県警察が実施しており、知識及び能力に関する検定を実施するとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 また、合格証明証については、警備業法に規定する検定に合格した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している検定については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が検定を実施する場合、実施主体数の減少に伴って検定の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、検定を受講できない者の増加、検定会場までの金銭的負担の増大等、検定の受検希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 なお、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書に関する手続については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、国が検定を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。
射撃指導員	警察庁	都道府県公安委員会は、個々の申請者の適格性を審査した上で適格性のある者のみを射撃指導員に指定する必要がある。その際、猟銃等の所持許可を２年以上継続して所持していることのほか、関連法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有することや、猟銃等の取扱いについて相当な知識を有すること等の基準に適合するかどうかを個別に審査する必要があり、これを国において一元的に行うことは極めて困難である。 さらに、都道府県公安委員会は、指定後に適格性の失われた射撃指導員の指定が継続することのないよう指導・監督を行う必要がある。具体的には、射撃指導員としての実績の確認、必要に応じた試験や射撃技能の確認等を行わなければならず、これらを国において一元的に行うことも極めて困難である。 射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくないことに鑑みても、射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するためには、射撃指導員の指定及びその後の指導・監督は、いずれも都道府県公安委員会が行うべきものである。 なお、射撃指導員の指定の申請については、2025年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	「射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するため」には、適格性を慎重に判断する必要があることは理解する。 回答では、射撃指導員の資格事務を都道府県公安委員会が行う理由として、資格事務に係る業務量の多さや煩雑さをあげられているが、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 射撃指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、「射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくない」とあるが、本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものであり、都道府県警が射撃指導員の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ事務処理の一貫性や効率性の観点から望ましくないのか不明である。 加えて、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、資格者の適格性の担保については国で責任をもって対応すべき問題である。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
駐車監視員資格者	警察庁	当該資格に係る各種申請については、警察行政手続オンライン化システムの対象となっており、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しいほか、地方から国に一元化することによって、会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 駐車監視員資格者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。
運転免許	警察庁	運転免許証の記載事項変更は、その交付をした都道府県公安委員会ではなく、住所地を管轄する都道府県公安委員会において行うこととなっているほか、マイナ免許証のみを有する者は、警察において利用開始手続を行うことにより、市区町村に住所等（住所、氏名及び生年月日）の変更の届出をすれば、都道府県公安委員会への届出が不要となるなど、既に利用者の利便を確保するための措置が講じられていることから、資格に関する一連の事務について、地方から国に集約して一元化する必要性に乏しい。 また、運転免許は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から運転免許証交付まで、試験を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 運転免許は全国的に通用する資格であり、都道府県公安員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や免許証を作成することは非効率である。 なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。
技能検定員・教習指導員	警察庁	技能検定員・教習指導員の資格情報の管理は、資格者証を交付した都道府県公安委員会が行っているところであるが、資格者証の記載事項変更の申請をオンラインで可能とするシステムの構築を進めているところであり、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しい。 また、技能検定員・教習指導員は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から資格者証交付まで、審査を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 技能検定員及び教習指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
保育士	こども家庭庁	保育士については、児童福祉法第18条の18及び児童福祉法施行令第16条の規定に基づき、保育士試験合格者においては試験に合格した都道府県の知事に、指定保育士養成施設の卒業者については申請書提出時点の住所地の都道府県知事に申請することにより、登録を受けるものである。 保育士については、指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者が登録を受けて業務を行うことになっている。都道府県知事は、児童福祉法施行令第５条第１項に基づき、大学・短大等が児童福祉法施行規則第6条の２の３に規定する指定保育士養成施設の基準に適合するか否かを確認して養成施設の指定を行うとともに、指定後においても保育士の養成の適切な実施を確保するための検査等を行う必要がある。 また、保育士試験についても、児童福祉法第18条の８に基づき、都道府県が実施する必要がある。一方で、こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要があるところ、指定保育士養成施設の卒業者や保育士試験に合格した者の保育士登録についても都道府県が事務を担い、都道府県に保育士の資格管理全体を行っていただくことが適当である。 また、都道府県知事は、保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、児童福祉法第18条の19の規定に基づき、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要がある。保育所等の設置認可や指導監督等については都道府県等が担っているところ、事案が生じた際に必要な事実確認をして保育士の資格管理を適切に行うためには、それらの事務との連携が重要であり、こうした点からも都道府県が事務を担うことが適当である。 加えて、令和７年４月に改正された児童福祉法において、保育士・保育所支援センターを都道府県に整備することが義務化され、保育士・保育所支援センターが円滑に職業紹介や研修の案内等を行う上で、個人情報を適切に管理しつつ、保育士登録簿との情報の連携を行うことが期待されるところ、当該連携を円滑に図る観点からも引き続き保育士の資格管理を都道府県が担うことが適切である。 以上の理由から、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。	「こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要がある」との回答だが、都道府県が行う明確な理由が示されていない。 また、都道府県知事が保育士養成施設の指定等を行うことから、保育士の資格管理全体を行うことが適当との回答については、例えば、栄養士は養成施設を国が、資格付与を都道府県が実施しており、必ずしも養成施設の指定と資格付与者が同一である必要はない。 保育所等の設置認可等を都道府県が担っていることとの関連では、施設の設置認可等と資格事務を一元的に実施した方が適当とのことだが、一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） 保育士試験の、児童福祉法第18条の８に基づき、都道府県が実施する必要があるとの回答については、現在、同法第18条の９に基づき全国統一で一般社団法人 全国保育士養成協議会（保育士試験事務センター）が主として試験事務を行っており、県も試験実施に携わっているが、関連する一部の事務についてのみである。そのため、保育士登録事務を国が行うこととなった場合でも支障はないものと考える。 また、保育士試験実施状況について、現状は試験事務センターから県へ報告し、県から国に報告しているが、その必要がなくなるため、効率的である。 保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要があることについては、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 保育士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 なお、保育士・保育所支援センターの円滑な実施については、国が資格付与者となり、保育士名簿を全国的で一元的に管理した方が、名簿登録地と居住地が異なる場合などにも速やかな資格確認を行うことが可能となることが考えられるなど、都道府県知事が付与者であり続けるよりもメリットが大きいのではないか。 システムの稼働による都道府県事務の負担軽減については、オンライン申請時の添付書類（戸籍謄本等）の確認（住基ネット・戸籍情報連携システムを使用予定）、定期的な有資格者の情報確認等の事務の増加が見込まれ、負担軽減とはならず、逆に増大することが想定される。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
受胎調節実地指導員	こども家庭庁	受胎調節実地指導員（以下「指導員」という。）については、母体保護法第15条及び母体保護法施行規則第９条の規定に基づき、内閣総理大臣の定める基準に従った認定講習（以下単に「認定講習」という。）を終了した助産師、保健師又は看護師が、住所地の都道府県知事に申請することにより、指定を受けるものである。 都道府県知事は、母体保護法施行令第６条の規定に基づき、認定講習が母体保護法施行規則第17条に規定する認定基準に適合しなくなったと認める場合は、講習の認定の取り消しを行う必要がある。一方で、当該講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切である。さらに、指導員が働く機関として医療機関等が想定されるが、医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要である。 また、都道府県知事は、母体保護法施行令第１条第２項に規定する被指定者への標識の交付等についても実施する必要があるところ、当該手続に関連した指導員の指定及び講習に係る事務についても、標識の交付等と同一の主体である都道府県知事が行うことが適切である。なお、仮に、標識の交付等も含めて国で事務を実施する場合には、申請者等が都道府県の身近な窓口で標識の受け取り等各種手続を実施できないこと等による利便性の低下などが懸念される。 このため、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。	「講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切」との回答だが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 受胎調節指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、「医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要」とあるが、医療機関等を監督する都道府県が指導員を指定することがなぜ適切なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） なお、国が実施することによる利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、例えば地方厚生（支）局での標識交付や郵送交付などにより、国で責任をもって運用すべき問題である。 「国家資格等情報連携・活用システム」の活用については、都道府県事務の負担軽減につながる可能性について、国での検討状況を注視したい。
危険物取扱者・消防設備士	総務省	危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、現在、全ての都道府県が、消防法に基づく指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに対し、事務の委任をしているところであるため、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。 また、免状の交付・再交付・書換に関する事務についても、現在、全ての都道府県が、同センターに対し、交付承認等の事務を除いて、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。 本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。	危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、都道府県における事務負担は生じていない。 一方で、免状の交付における手数料の返還手続きや、県が実施する講習（≒再交付）にかかる講師や資料作成については、県が担当しており、多大な負担が生じている。 当該資格にかかる県の事務については、国の法令に従って行うもので、県による裁量はなく、試験実施から免除発行・講習までの一連の流れを国が行うことが、合理的であると考えるため、国への移管を前向きに検討いただきたい。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
行政書士	総務省	行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととすることについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。 ア．資格付与者を国に転換することについて 各都道府県知事が実施する試験事務については、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）に事務を委託されており、研究センターでは、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。 「①合格の決定」については、行政書士法第４条第１項及び行政書士法施行規則（昭和２６年総理府令第５号）第２条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。 一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。 「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。 「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和７年度試験においては、８都府県がこの取扱により事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。 イ. 国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について 行政書士の登録については、行政書士法第６条第３項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、氏名等登録事項に変更があった場合においても、同法第６条の４に基づき、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。 なお、行政書士試験の合格者の氏名や住所が変更となった場合や、合格証を紛失した場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。	都道府県の業務負担軽減に向けた検討の必要性について回答いただいているが、これは、現在の都道府県が事務を実施している状態を前提にしたものである。国が資格付与者となり、試験事務等を一括して行った場合を前提として、都道府県知事が行政書士の資格事務に関与し続けなければならない理由の説明を求める。 なお、一次回答にて御提示いただいた事務等については、次のとおり。 「①合格の決定」について、御認識のとおり、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知□をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることから、合格の決定に関する事務を都道府県の自治事務と位置付ける妥当性は乏しい。 「②合格者の公報への掲載」及び各都道府県の規則等に基づき実施している「行政書士試験合格証明書」の発行は、利便性の向上等のために事務の実施者として現状としては、行うべきものだと考えている。法令により行う事務でないからといって各都道府県の判断に任せて、不均一な取扱いとなることも望ましくないことからも、国が資格付与者となり、統一的な取扱いをすべきであると考える。 総務省は、「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」について、知事印の印影を合格証に電子的に刷り込むことにより、都道府県を介さずに直接、合格証を合格者に発送する取扱いを可能にしていると述べるが、これは要するに、知事が行政書士の資格事務に関与し続けても、このような知事印の刷り込みという方法により、合格証への押印や合格証の発送に係る都道府県の「事務負担が軽減」され得るということを述べているものだと思われる。 しかしながら、我々が問題にしているのはより根本的な点である。すなわち、そもそもなぜ知事が行政書士の資格事務に関与しなければならないのかという点である。総務省にはこの点について他の国家資格を踏まえた回答を求める。 行政書士の「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成すること」は、特段の地域性が必要な行為ではないことから、都道府県知事が資格事務に関与する意義が乏しく、国が資格付与者となるべきである。 試験事務の大半を研究センターが担っているが、行政書士の監督は都道府県知事が担っており、措置請求がなされた場合や、懲戒事由が生じた際は立入検査や聴聞等を実施する必要があり、業務負担が過大である。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
教育職員	文部科学省	前提として教員免許とは、教員となる資格のあることを公証するものであり、法令上、教員は各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。このことにより、相当免許状を有しない者が教員になることはできないため、相当免許状主義の確実な運用に当たっては、管理する免許状の授与、失効、取上げ等の情報を正確かつ迅速に把握した上で、原簿への記入、官報への公告、特定免許状失効者等である場合のデータベースへの登録等、適切な免許管理を行う必要がある。また、特に臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、地域の実情に応じて速やかに授与することができる必要があるとともに、特別免許状についても、優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ること目的として、任命権者等の推薦に基づき授与する免許状であるため、地域のニーズに応じて機動的に授与することができる必要がある。こうしたことも踏まえ、教育職員免許法制定時より、教員免許の授与及び管理を、多くの公立学校の教員の任命権者でもある都道府県教育委員会において実施することとしている。 そのため、現在都道府県の有する教員免許に関するこれらの権限を全て国に移譲する場合、例えば、公立学校の教員の任命権者である都道府県教育委員会が懲戒免職処分を行った際、文部科学省への申請が必要となることにより、当該都道府県が行った処分情報の把握、当該情報に基づく免許の失効等処理に時間がかかることで適切な免許管理が困難になり、相当免許状主義の確実な運用に支障をきたすおそれがある。また、臨時免許状や特別免許状については、上述のとおり必要となった時に迅速に授与することが重要であるが、文科省へ申請が必要となることにより、例えば、臨時免許状を有する者を即時に採用することができず、授業の実施に支障をきたすといった問題や、地域のニーズを適切にくみ取れず特別免許状の授与がなかなか進まないなどといった事態が生じるおそれがある。 また、平成10年5月29日に閣議決定された地方分権推進計画に基づき機関委任事務制度が廃止されるとともに、教員免許に関する事務については、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から自治事務とされた経緯があるが、令和５年における教員免許の授与件数は193,359件であり、機関委任事務から自治事務へと変更された平成10年における教員免許状の授与件数である232,604件と比較しても引き続き授与件数は20万件前後と極めて多数であり、当時の状況から大きな状況の変化が起きていない。加えて、文部科学省は地方支分部局を有していないため、仮に国に教員免許に関する事務が移譲された場合、全ての申請者が文部科学本省に対して申請を行うことになり、事務処理手続きに膨大な時間を要するとともに、申請者にとっては利便性が損なわれることが予想される。 こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは困難であると考える。	臨時免許状及び特別免許状については、免許状の有効範囲が授与を受けた都道府県内であることから、資格付与者が都道府県教育委員会であることに一定の合理性があると考える。 しかしながら、普通免許状については、有効範囲が全国に及ぶことから、都道府県教育委員会が資格付与者であり続ける理由に乏しい。 普通免許状は全国的に通用する資格であり、都道府県教育委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、適切な免許管理や事務処理手続きの膨大さを課題としてあげられているが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、都道府県教育委員会との連携をより緊密とすることや、現在導入準備が進められている教員免許管理システムとマイナンバーの連携等によって、利用者の利便性低下等が生じないよう、国での運用の実現に向けて積極的な検討を求めたい。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
栄養士・調理師	厚生労働省	栄養士については免許の付与等について、また、調理師については試験の実施及び免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、栄養士免許及び調理師免許の令和５年度の交付数はそれぞれ16,344件、23,790件となっている。 　さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和５年度の試験では19,783人が受験している。このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障を来すことが予想される。 　このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。	第１次回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、申請者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、国家資格等情報連携・活用システムを活用すれば、申請者の利便性はむしろ向上し、デジタル技術の活用により事務負担の軽減が見込まれる。 また、試験事務においては委任が可能となっており、事務量の増加や迅速性に対する懸念はないと考えられることから、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 調理師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる申請者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、令和７年度における調理師試験の作成・実施については、厚生労働省令で定める指定試験機関に31都県、関西広域連合に７府県がそれぞれ委任している実態を踏まえると、試験事務は都道府県の大部分において共通の運用が行われていると言え、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないか。なお、資格登録事務においても、各都道府県における運用には大きな差がなく、各都道府県が独自に行う必要性は乏しいと考えられる。
クリーニング師等	厚生労働省	クリーニング師等の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下という懸念や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。 　また、クリーニング師の試験については、クリーニング業法に基づき長年都道府県がその事務を行っており、各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる。これらの事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 クリーニング師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、クリーニング師試験については、「各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる」とあるが、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないか。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
製菓衛生師	厚生労働省	製菓衛生師の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。 また、製菓衛生師の試験については、製菓衛生師法に基づき長年都道府県がその事務を行っているところ、この事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 製菓衛生師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、製菓衛生師試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないか。また、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないか。
登録販売者	厚生労働省	登録販売者の試験事務及び販売従事登録に関しては、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務（予算・定員財源含む。）を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 登録販売者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、登録販売者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないか。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
毒物劇物取扱責任者	厚生労働省	毒物劇物取扱者の試験に関しては、試験内容、合格証の交付を含むその取扱いは各都道府県において運用されていることから、厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 毒物劇物取扱責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 加えて、毒物劇物取扱責任者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないか。
介護支援専門員	厚生労働省	介護支援専門員証の交付等については都道府県知事が行うこととされているが、これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定され、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障をきたす恐れがあるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 介護支援専門員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。
訪問介護員	厚生労働省	「訪問介護員」は介護保険法における「訪問介護」を行うものを指すが、「資格・免許」ではないため、本提案の対象外と考える。 なお、介護保険法施行規則に規定の「介護職員初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の課程を修了し、証明書の交付を受けたものについては「訪問介護」に従事することができるが、当該研修については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していない。	提案団体としては「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格」について、国家資格の定義が曖昧な中で、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年）で取りまとめられた資格制度概況調査結果等に基づき、訪問介護員を取り上げたところであるため、本提案の対象と考えている。 全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、前向きに検討いただきたい。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
技能士	厚生労働省	都道府県知事が実施する技能検定試験（現在111職種）については、全国同一水準で実施するために、中央職業能力開発協会が作成した試験問題及び試験実施要領を用いて行うこととしているが、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら試験を実施しており、今後も、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考える。 このため、支障事例で挙げられている「指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。	提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものであり、指定機関が全国統一で資格試験などの実施を行っている場合はなおさら資格付与者の転換をすべきと考えている。 また、知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して実施職種、実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、現在も試験事務のほとんどを指定機関が担っていることや、ファイナンシャル・プランニングなど、いくつかの職種では全国的な団体が資格事務を実施していることを踏まえると、なぜ都道府県知事が付与者であり続ける必要があるのか明確な理由に乏しい。 技能士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるにも関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国統一の対応とした方が良いのではないか。
職業訓練指導員	厚生労働省	職業訓練指導員試験については、職業訓練の水準を全国で一定の水準以上となるよう担保する観点で、国が作成する基準問題を踏まえ、都道府県において作成しているが、免許職種（123種類）ごとに試験内容が異なることから、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験の実施の有無、試験を行う免許職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定しており、今後も、各都道府県が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考える。 このため、支障事例で挙げられている「全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。	提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものである。 職業訓練指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 また、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験実施の有無や実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、職業訓練指導員は各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設のみで勤務しているものではないため、特段の地域性は認められないのではないか。 都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるにも関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国統一の対応とした方が良いのではないか。
家畜人工授精師	農林水産省	家畜人工授精師の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習及び試験、登録であり、地域の畜産業の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。	「各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。 仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないか。 家畜人工授精師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
家畜商	農林水産省	家畜商の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習と登録のみであり、家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。	「家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。 仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないか。 家畜商は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。
砂利採取法・採石法	経済産業省	砂利採取法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、砂利採取業を行おうとする者の登録、砂利の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。また、採石法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、採石業を行おうとする者の登録、岩石の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。 資格付与に係る事務のみを国に移すことは、都道府県と国の間で受検者に関する情報の共有や、資格付与に関する手続きが新たに必要となる。 また、合格証の変更については、結婚において苗字が変わったとしても、変更の必要はなく旧姓使用が可能である。 加えて、経済産業局（沖縄総合事務局含む）は9局であり、国の機関に移すことにより現在の都道府県ごとある資格交付事務を行う窓口から大きく減少する。 以上より、提案にあるように、資格付与事務を国に移すことにより一元的な管理を行うこととなり効率的であるということには当たらず、及び利用者にとっても利便性が向上するとは期待できない。	本提案の内容は、全国的に通用する国家資格について、試験事務を含め、資格の付与者を国とするよう見直しを求めるものである。 砂利採取業務主任者及び採石業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 砂利採取法及び採石法とも、業の登録又は採取計画の認可において必要となる資格者情報の確認は、資格付与者である各都道府県知事が発行する合格者証の確認により行っているが、資格者情報を「国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」という。）」に実装し、一元化されたデータを各都道府県が確認できるようにすることにより、確認業務の実効性向上や、添付書類の省略による申請者の事務負担軽減にもつながるものと考える。 また、国においては、国民・事業者等から行政機関等への行政手続のオンライン化を推進されているところであり、資格付与者の転換後、システムへの実装などにより、試験を含めた各種手続のオンライン化を可能とすることは、利用者の利便性向上に資するものと考える。
火薬類取締法・高圧ガス保安法・電気工事士法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	火薬取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における国家資格の付与に係る手続について、法令毎に当該国家資格の制度趣旨を踏まえ、当該手続を国で実施する妥当性やその実務上の影響等を鑑み検討する。	経済産業省所管の国家資格の中には、例えば「ガス消費機器設置工事監督者（（一財）日本ガス機器検査協会が資格付与）」など、全国的な協会が資格付与者となっているものがある中で、火薬取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガス法に関する事務（試験及び免状の交付・再交付・書換）については、各都道府県が全国的な協会である高圧ガス保安協会に事務を委託しているものの、資格付与者は都道府県知事となっているため、これらについても全国的な協会が資格付与者となることも考えられるのではないか。 また、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、資格付与者の転換について、前向きに検討いただきたい。

資格名	制度の所管関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
全国通訳案内士	国土交通省	昭和２４年に通訳案内士法の前身である通訳案内業法が策定された際、登録手続き（当時、免許手続き）を都道府県事務とした趣旨は、通訳案内業者の指導取締りの便宜を考慮するためである。今日においても、通訳案内士法第31条に定める禁止行為について、違反行為発生時には、都道府県警の関係機関等と迅速に連携する必要性があることを踏まえ、通訳案内士制度の実効的な制度運用を支えるべく、資格登録手続きを都道府県事務とするのが適切と考えている。 全国通訳案内士の資格登録手続きに係る都道府県事務の負担軽減は重要であると考えており、このため、平成３０年には、各都道府県からのご提案を踏まえ、資格登録手続き時に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の簡素化を実施し、都道府県の負担軽減に努めている。さらに、令和４年より、「国家資格等情報連携・活用システム」において全国通訳案内士の資格登録手続きを可能とするため、それに必要な自動採番（登録番号の付与）や住所移転時の登録情報の引継ぎの機能が具備されるよう、観光庁からデジタル庁に働きかけるなど調整を進めている。 引き続き、都道府県等の要望も鑑みながら、都道府県事務の負担軽減に取り組んでいく。	通訳案内士法第31条の規定に違反した場合は、　警察との迅速な連携が必要であるが、都道府県警を管理する公安委員会は、地方自治法に規定する執行機関であり、その権限の範囲内にあっては知事と独立の関係にあるため、外部団体である地方運輸局（支局）でも対応可能と思われ必ずしも資格登録事務を都道府県知事が行わなければならない理由が見当たらない。 また、現在、国（委任先：独立行政法人国際観光振興機構（JNTO））が全国通訳案内士試験に関する事務を行っており、都道府県が行っている資格登録事務や登録証交付事務においても一体的に国が実施することで、試験合格者の手続の負担軽減や効率的な制度運用につながるものと思われる。 地域通訳案内士は、その資格が地域通訳案内士業務区域内でのみ有効であり、地域性が強く求められることから、都道府県知事が資格付与者となる一定の合理性はあると考えられるが、全国通訳案内士には地域性が強く求められる要素がなく、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 全国通訳案内士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。
宅地建物取引士	国土交通省	宅地建物取引士は、令和７年３月31日現在、全国で約121万人登録者数がいる国家資格である。　そのため、仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、　当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行って　いる他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難なものと認識している。 一方で、都道府県によっては、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託　している例もあるものと承知している。 また、宅地建物取引士の登録申請等について、申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、　eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）により、オンライン化に向けたシステム環境整備を　推進しており、各都道府県においても令和６年度下半期以降、順次オンライン手続を開始頂いている。　このため、オンライン手続を導入いただいている都道府県においては、紙での申請に伴う申請者及び　行政の事務負担は軽減されるものと理解している。 なお、「居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となる」点、申請者の事務負担になっている旨　もご要望を頂いているが、申請者の必要に応じて、宅建業法第19条の２の規定に基づき、宅地建物取　引士の登録を受けている者が従事、又は従事しようとしている事務所が所在する都道府県に対して、　登録の移転を申請することが可能となっている（当該手続についても、各都道府県が導入していれば、　eMLITによるオンライン申請が可能となっている）。	回答では、「仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難」とあるが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 例えば、国土交通大臣が資格付与者となっている土木施工管理技士は資格者数が約200万人※であり、宅建士のみについて対応が困難という理由にはならないのではないか。 ※「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年） 宅地建物取引士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 オンライン手続き（eMLIT）を導入したことにより、申請者の事務負担については軽減が見込まれるとはいうものの、手数料納付がeMLIT上でできず、別途申請先都道府県での手続きが必要となるなど負担軽減は限定的である。また、eMLITには入力エラーを自動的に検知し受け付けない機能が備わっていないため都道府県の確認事務の負担が軽減しているとは考えにくい。

資格名	制度の所管 関係府省	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を 踏まえた提案団体からの見解
建築士	国土交通省	二級建築士又は木造建築士の試験及び登録に係る事務については、建築士法に基づき、各都道府県が指定した機関がその事務を行っていると承知している。 他方で、都道府県知事は資格付与者として、試験及び登録に係る事務以外にも懲戒処分等を行う権限を有しており、都道府県知事の適切な指導監督を通じ、本資格者制度の適切な運用が図られているところ。 これは二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切であると考えられるためである。二級建築士又は木造建築士に係る制度を適切に運用していく観点からも、引き続き都道府県が制度を運用することが望ましいと考えられる。	本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものである。 二級・木造建築士試験の指定試験機関は、全都道府県が（公財）建築技術教育普及センターを指定しているが、当該機関は国が指定する一級建築士試験の指定試験機関と同一であり、統一した試験実施における運用上の支障はないと考えられる。 回答で、「二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切である」とあるが、二級建築士及び木造建築士の資格は全国的に有効であり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 建築士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 広島県の場合、県内の建築士事務所で勤務する二級・木造建築士のうち24%は他県登録の建築士であり、これらの建築士には本県が直接、指導監督できないことから、制度を適切に運用するためには、国において統一された基準で制度運用することが望ましいのではないか。（広島県登録76%、中国地方登録82%（R7.7.1時点））
狩猟免許	環境省	鳥獣保護管理法は自治事務であり、都道府県や市町村が地域の関係者と連携して鳥獣保護管理行政を進めているところで、全国一律的な運用ではなく、地域ごとに柔軟な運用がなされている。 鳥獣保護管理の根幹をなす狩猟免許については適正・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性があるもの。 具体例で挙げている「利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。」について、狩猟免許に係る情報の変更申請先は発行元の都道府県ではなく、現居住地の都道府県であるためこの支障には該当しない。 都道府県が狩猟免許試験を実施するにあたり、狩猟免許の申請については昨年度省令改正により、オンラインによる申請を可能としたところであり、オンライン手続きを促進していくことについては都道府県に裁量がある。 以上の理由から狩猟免許に係る手続きにおいて先方が挙げる支障や問題意識には当たらず、制度変更の必要はない。	回答では「適性・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性がある」とされているが、狩猟免許の資格は全国的に有効であることから、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 狩猟免許は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。